世田谷区

保　健　福　祉
総合事業概要

令和８年度版

はじめに

世田谷区はこれまで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、公的なサービスの充実や支えあい活動等の、区民、事業者と協働した多様な保健、医療、福祉の取組みを行ってきました。

これらの施策は、区政運営の基本的な指針であり区の最上位の行政計画である基本計画の策定と合わせ、保健、医療、福祉の各分野に共通する横断的な施策の方向性を示す「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」、分野別計画である「第９期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー」、「健康せたがやプラン（第三次）」、「世田谷区子ども・若者総合計画（第３期）」などの計画に基づき推進しています。

これらの各計画のもとに、区民、事業者等との連携、協働をより一層進めていくとともに、保健、医療、福祉を支える基盤づくりを行い、区民福祉の向上を図ります。

子ども・若者分野では、一時預かり事業等の利用料の無償化、ベビーシッター利用支援事業、（仮称）世田谷地域青少年交流センター開設準備等に取り組みます。高齢分野では介護人材不足の解消を図るための介護事業者のスポットワーク支援助成事業や、ひとりぐらし高齢者の見守り機器利用補助事業を新たに実施します。障害分野では医療的ケアを行う障害児通所支援事業所の開設補助や医療的ケアに係る事業所巡回支援を新たに実施します。他、終活支援センターの開設や生活保護世帯等に対するエアコン購入費等助成事業を新たに実施します。

本書は、世田谷区の保健福祉に関わる制度や事業の内容、実績を一元的にまとめたものです。本区の保健福祉行政の現況を理解していただくための一助としてご活用いただければ幸いです。

令和８年９月

保健福祉政策部
高齢福祉部
障害福祉部
子ども・若者部
児童相談所
世田谷保健所

目 次

第１章　世田谷区の概況

1.　保健福祉領域組織図 …… 18
2.　沿革 …… 20
3.　これまでの取組み …… 36
4.　地域保健医療福祉の推進に向けて …… 41
5.　地域保健福祉の主要な取組み …… 42
6.　世田谷区の人口
(1) 人口の推移 …… 51
(2) 性・年齢別人口ピラミッド …… 52
(3) 総合支所管内別人口 …… 53
(4) 年少人口・生産年齢人口・高齢者人口の構成比 …… 53
(5) 将来人口推計 …… 54
(6) 人口動態統計 …… 55
(7) 出生統計 …… 56
(8) 死亡統計 …… 56
7.　高齢化の状況
(1) 高齢者人口 …… 57
(2) 65 歳以上親族のいる一般世帯数 …… 57
(3) 65 歳健康寿命（東京保健所長会方式） …… 57
8.　障害者の状況
(1) 障害・年齢別人数集計表 …… 58
(2) 身体障害者手帳所持者 …… 58
(3) 愛の手帳所持者 …… 59
(4) 精神障害者保健福祉手帳　等級別所持者数 …… 60
(5) 障害者数の推移 …… 61
9.　児童の状況
(1) 児童人口の推移 …… 62
(2) 乳幼児の養育状況 …… 63
10.　予算
(1) 令和８年度一般会計歳出予算 …… 64
(2) 令和８年度民生費歳出予算 …… 64
(3) 令和８年度衛生費歳出予算 …… 65
(4) 令和８年度特別会計予算（福祉関連） …… 65
(5) 民生費歳出決算額の推移 …… 66
(6) 衛生費歳出決算額の推移 …… 67
(7) 民生費（項別）歳出決算額の推移 …… 68
(8) 衛生費（項別）歳出決算額の推移 …… 69

第２章　高齢者保健福祉

1. 介護保険
介護保険 …… 71
生計困難者等に対する利用者負担額の軽減 …… 83

家族介護慰労金支給 …… 83
せたがやシニアボランティア・ポイント事業 …… 84
2. 介護予防
あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）運営委託 …… 85
サービス・活動事業 …… 87
介護予防講座（はつらつ介護予防講座） …… 88
介護予防講座（楽しくはじめるフレイル予防講座） …… 88
口腔機能向上プログラム …… 89
もの忘れチェック相談会 …… 89
地域づくりによる介護予防活動支援事業 …… 89
認知症初期集中支援チーム事業 …… 90
認知症本人交流会 …… 90
アクションチーム（チームオレンジ） …… 91
家族介護支援 …… 91
アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座） …… 92
世田谷版認知症サポーターステップアップ講座 …… 92
八幡山地域支え合い・介護予防事業 …… 93
3. 在宅福祉サービス
高齢者緊急一時宿泊 …… 94
高齢者住宅改修費助成、改修相談 …… 94
高齢者紙おむつ支給・おむつ代助成 …… 95
高齢者訪問理美容サービス …… 96
高齢者寝具乾燥サービス …… 96
高齢者補聴器購入費助成 …… 97
福祉緊急対応 …… 97
家族介護教室 …… 99
医療と福祉の連携の推進 …… 99
在宅療養相談窓口 …… 99
4. 安全確保
高齢者救急通報システム …… 100
高齢者火災安全システム …… 100
高齢者安心コール事業 …… 101
高齢者見守りステッカー …… 101
あんしん見守り事業 …… 102
高齢者福祉電話料助成 …… 102
高齢者見守り機器利用補助事業 …… 102
5. コミュニケーション
会食サービス …… 103
食事サービスサポートセンター運営支援 …… 103
福祉電話訪問 …… 103
高齢者入浴券支給 …… 104
6. 在宅その他のサービス
高齢者はり・きゅう・マッサージ …… 105
7. 施設通所サービス等
一時生活援助施設運営 …… 105
8. 施設入所
老人ホーム入所措置 …… 106

9. いきがい支援
いきいきせたがや文化祭・高齢者クラブ助成（高齢者文化活動） ····· 107
生涯大学 ····· 108
代田陶芸教室・シルバー工芸教室 ····· 109
土と農の交流園 ····· 110
慶祝品贈呈、百歳訪問 ····· 110
ひだまり友遊会館 ····· 111
敬老会館（高齢者集会所） ····· 112
せたがや　がやがや館（健康増進・交流施設） ····· 113
10. 保健福祉施設の整備・助成
特別養護老人ホーム等運営支援 ····· 114
介護老人保健施設整備助成 ····· 114
社会福祉法人に対する整備費等助成（高齢者） ····· 115
地域密着型サービス拠点等整備助成 ····· 115
都市型軽費老人ホーム整備助成 ····· 116
11. 生涯現役社会づくりの推進
せたがや生涯現役ネットワークの活動支援 ····· 117
12.　その他
ひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯現況調査 ····· 118
民生委員ふれあい訪問 ····· 118
地区高齢者見守りネットワーク ····· 119
高齢者孤立死の実態把握 ····· 119
介護事業者経営改善支援 ····· 119

第３章　障害者保健福祉

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ····· 121
児童福祉法に基づく障害児通所支援 ····· 126
2. 在宅福祉サービス
重度脳性麻痺者介護 ····· 129
障害者緊急介護人派遣 ····· 129
障害者入浴サービス ····· 130
障害者短期入所等事業 ····· 130
障害者日常生活用具、設備改善費及び屋内移動設備の給付 ····· 133
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 ····· 134
白杖の給付 ····· 134
障害者紙おむつ支給・おむつ代助成 ····· 135
障害者配食サービス ····· 135
障害者訪問理美容サービス ····· 136
障害者寝具乾燥サービス ····· 136
福祉緊急対応 ····· 137
地域障害者相談支援センター ····· 137
医療的ケア相談支援センター ····· 138
移動支援 ····· 138
3. 在宅ケア
心身障害児（者）の歯科診療 ····· 139

4. 各種手帳制度
身体障害者手帳 …… 139
愛の手帳 …… 140
精神障害者保健福祉手帳 …… 140
5. 安全確保
重度身体障害者等救急通報システム …… 140
6. コミュニケーション
障害者福祉電話使用料助成 …… 141
手話通訳者の派遣 …… 141
要約筆記者の派遣 …… 142
中途失聴者・難聴者の手話入門教室 …… 142
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 …… 143
7. 移動
福祉タクシー …… 144
自動車燃料費助成 …… 144
リフト付タクシー …… 145
自動車運転免許取得費の助成 …… 145
自動車改造費の助成 …… 146
車椅子の貸出し …… 147
福祉施設等送迎バスのネットワーク運行 …… 147
福祉移動支援センター運営支援 …… 148
都営交通の無料乗車券と割引 …… 148
8. 在宅その他のサービス
障害者世帯介護者へのリフレッシュ事業 …… 149
補装具の交付及び修理 …… 149
障害者グループホーム家賃助成 …… 150
福祉ホーム事業 …… 151
地域自立生活エンパワメント事業 …… 151
重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業 …… 151
中等度難聴者補聴器購入費助成（18 歳以上 65 歳未満） …… 152
中等度難聴児発達支援事業 …… 152
重度障害者の大学等修学支援事業 …… 153
障害者専門相談 …… 153
乳幼児育成相談 …… 153
9. 施設通所サービス等
生活介護事業運営 …… 154
自立訓練事業運営助成（民立施設） …… 158
重症心身障害児(者)通所事業運営助成 …… 160
医療的ケア児受入れ促進事業運営助成 …… 160
児童発達支援センターサービス推進事業運営助成 …… 161
児童発達支援事業運営助成（民立施設） …… 162
放課後等デイサービス事業運営助成（民立施設） …… 162
梅ヶ丘拠点障害者支援施設運営助成 …… 163
梅ヶ丘拠点障害児通所事業運営助成 …… 163
障害者自立体験等運営事業 …… 164
障害者休養ホーム（ひまわり荘）運営管理 …… 165
地域活動支援センター運営助成 …… 167

更生訓練費給付 …… 168
10. 手当・給付
心身障害者福祉手当 …… 169
特別障害者手当 …… 170
障害児福祉手当 …… 170
経過措置の福祉手当 …… 170
東京都重度心身障害者手当 …… 171
東京都心身障害者扶養年金制度 …… 171
東京都心身障害者扶養共済制度 …… 172
11. 医療助成
心身障害者医療費の助成 …… 173
自立支援医療費（更生医療）の支給 …… 173
12. 就労支援
障害者授産事業 …… 174
障害者就労促進事業 …… 176
就労移行支援・就労継続支援事業 …… 179
重度障害者等就労支援特別事業 …… 186
13. いきがい支援
区民ふれあいフェスタ …… 187
障害者週間記念作品展 …… 187
14. 保健福祉施設の整備・助成
社会福祉法人に対する整備費助成（障害者） …… 188
障害者グループホーム整備助成 …… 189
障害者施設等運営助成 …… 189
グループホーム運営助成 …… 190
15. その他
障害者福祉団体連絡協議会 …… 193
世田谷区自立支援協議会 …… 193
障害者団体助成 …… 194
精神保健福祉団体連携事業運営助成 …… 194
障害者親亡きあと対策 …… 194
バス派遣 …… 195
手話講師の派遣事業 …… 195
児童福祉施設に対する技術支援 …… 195
ピアサポート支援プログラム …… 196
緊急時バックアップセンター運営業務 …… 196

第4章　子ども・若者・家庭支援

1. 子ども・子育て支援
子ども家庭支援センター事業 …… 198
利用者支援事業 …… 199
せたがや0→1子育てエール（ファミリー・アテンダント事業） …… 200
バースデーサポート事業 …… 200
子どもの権利委員会 …… 200
要保護児童支援協議会 …… 201

子どもの権利擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」
（略称：せたホッと） ····· 201
児童虐待通告窓口・子ども・子育てテレフォン····· 201
さんさんプラスサポート事業（産前・産後訪問支援事業） ····· 202
ツインズプラスサポート事業 ····· 202
多胎児家庭タクシー料金助成 ····· 203
産後ケア事業····· 203
赤ちゃん・子どものショートステイ事業····· 204
要支援家庭を対象としたショートステイ事業····· 204
トワイライトステイ事業 ····· 205
子どもへの食の支援事業 ····· 205
学生ボランティア派遣事業 ····· 205
親支援事業····· 206
養育支援等ホームヘルパー訪問事業····· 206
子育てステーション ····· 207
おでかけひろば····· 207
子どもの一時預かり「ほっとステイ」····· 208
ファミリー・サポート・センター事業····· 208
発達支援親子グループ事業 ····· 208
地域人材育成支援 ····· 209
子育て活動団体補助事業 ····· 209
自主保育団体補助事業 ····· 209
小学校就学前の子どもを対象とした外遊び活動の利用者負担軽減給付金 ··· 210
ひととき保育····· 210
子どもの安全・安心対策の推進 ····· 211
子ども・若者基金による補助・支援事業····· 211
子どもの学び場運営スタートアップ事業····· 211
乳幼児ふれあい体験支援事業 ····· 211
世田谷区×WE ラブ赤ちゃんプロジェクト····· 212
生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業 ····· 212
生活困窮世帯の高校生等に対する学習支援事業····· 212
発達障害相談・療育センター運営····· 212
発達相談室運営事業 ····· 213
個別的継続支援 ····· 213
4 歳 6 か月児発達相談案内····· 214
児童相談所····· 214
児童相談所が関わる子どもの権利擁護にかかる取組み····· 215
児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業の指導検査····· 215
里親制度····· 215
養子縁組あっせん事業の許可等 ····· 216
児童福祉施設等の認可 ····· 216
生活保護世帯から進学する若者のための給付型奨学金····· 216
生活困窮世帯の子ども・若者に対する高等学校卒業程度認定取得支援事業 · 217
ヤングケアラー等支援基盤強化事業····· 217
2. 保育
認可保育園····· 218
認定こども園····· 225

地域型保育事業 …… 225
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） …… 227
保育室 …… 229
保育ママ …… 229
認証保育所制度 …… 230
認可外保育施設の各種届出受付、報告徴取 …… 232
幼児教育・保育の無償化 …… 232
児童福祉施設及び保育施設（認可保育園等・認可外保育施設）の指導検査 … 233
その他の保育 …… 233
保育待機児童対策 …… 238
3. 児童の健全育成
児童館 …… 241
学童クラブ …… 242
プレーパーク事業 …… 245
4. 手当・給付
児童手当 …… 246
児童育成手当 …… 247
児童扶養手当 …… 247
特別児童扶養手当 …… 248
世田谷区出産費助成 …… 249
私立幼稚園等園児保護者補助 …… 249
5. 医療給付
子ども等医療費の助成 …… 250
ひとり親家庭等医療費の助成 …… 250
助産施設 …… 251
6. ひとり親家庭支援
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付事業 …… 252
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業 …… 252
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 …… 253
ひとり親家庭休養ホーム事業 …… 253
ひとり親家庭等の就労支援事業 …… 254
ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業 …… 254
母子生活支援施設 …… 254
地域のひとり親家庭支援拠点事業 …… 255
養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成事業 …… 255
養育費強制執行等費用助成事業 …… 256
都営交通の無料乗車券 …… 256
JR 通勤定期の割引 …… 256
7. 資金の貸し付け
母子及び父子福祉応急小口資金の貸し付け …… 257
母子及び父子福祉資金の貸し付け …… 257
女性福祉資金の貸し付け …… 261
8. 若者支援
メルクマールせたがや（世田谷若者総合支援センター内） …… 264
青少年交流センター …… 264
児童養護施設退所者等支援事業 …… 265
SNS 等を活用した若者による若者のための情報発信事業 …… 266

ユースカウンシル事業 …… 266
悩みや困難を抱える若年女性への居場所補助事業 …… 266
若者の居場所補助事業 …… 266

第5章　保健・衛生

1. 健康づくり
健康教室 …… 269
健康づくり事業 …… 269
健康増進事業 …… 271
糖尿病予防教室 …… 272
受動喫煙対策にかかる主な取組み …… 272
妊婦向け受動喫煙防止啓発用ストラップの交付 …… 273
せたがや健康フェス …… 273
2. 食育の推進
世田谷区食育推進会議 …… 275
野菜摂取と適塩を重視した講座等の実施 …… 275
地域の食環境づくりの推進 …… 275
栄養サポート店事業 …… 276
せたミール事業 …… 276
3. 公衆衛生思想の普及
公衆衛生思想の普及啓発 …… 277
薬物乱用防止普及啓発 …… 277
歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクール …… 278
がんについての講演会 …… 278
区立小学校・中学校におけるがんの講話 …… 278
4. 健康危機管理体制
健康危機管理体制の充実 …… 279
AED（自動体外式除細動器）の管理及び運用 …… 280
5. 感染症対策
結核患者管理 …… 281
結核医療費公費負担 …… 283
結核接触者健康診断 …… 283
結核定期健康診断 …… 284
感染症対策（積極的疫学調査及び二次感染予防） …… 285
感染症発生動向調査 …… 286
感染症の診査に関する協議会 …… 287
エイズ・性感染症対策 …… 287
子どもインフルエンザ予防接種助成 …… 288
高齢者インフルエンザ予防接種助成 …… 288
高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種助成 …… 289
高齢者肺炎球菌予防接種助成 …… 289
帯状疱疹任意予防接種助成 …… 290
帯状疱疹定期予防接種助成 …… 290
風しん抗体検査・予防接種助成（先天性風しん症候群予防対策） …… 291
風しん抗体検査・風しん第5期定期予防接種（風しん追加的対策） …… 292
定期予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、五種混合、

四種混合、二種混合、BCG、MR、水痘、日本脳炎等） ····· 292
男性 HPV 任意予防接種 ····· 296
麻しん・風しん任意予防接種 ····· 296
おたふくかぜ予防接種助成 ····· 297
健康被害者の救済 ····· 297
骨髄移植等の医療行為による予防接種の免疫消失者に対する任意再接種費用助成 ····· 297
6. 母子保健（妊産婦の保健対策）
妊娠届の受理・母子健康手帳（親子健康手帳）の交付 ····· 299
ネウボラ面接(妊娠期面接、妊娠８か月面談、産後面接) ····· 299
せたがや子育て利用券 ····· 300
妊産婦健康診査 ····· 301
母体保護 ····· 303
妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援事業） ····· 304
7. 母子保健（乳幼児の保健対策）
乳児期家庭訪問 ····· 306
未熟児の訪問指導 ····· 306
保健師による養育支援訪問 ····· 307
乳幼児健康診査 ····· 307
アレルギー疾患相談 ····· 314
乳幼児歯科健康診査 ····· 314
幼稚園児・保育園児歯科健康診査 ····· 316
フッ素塗布 ····· 317
8. 母子保健（健康教育、健康相談等）
両親学級 ····· 318
マタニティランチ ····· 318
MCG（母と子の関係を考える会） ····· 319
親子支援グループ（ぽんぽんキッズ） ····· 319
子育ての支援（総合支所） ····· 320
前期離乳食講習会 ····· 320
後期離乳食講習会 ····· 321
歯みがき準備教室 ····· 321
幼稚園児・保育園児歯科衛生教育 ····· 321
思春期保健部会 ····· 322
リプロダクティブ・ヘルス／ライツにかかる周知啓発 ····· 322
妊活オンライン相談等事業 ····· 323
9. 母子保健（医療費の助成等）
特定不妊治療医療費助成 ····· 324
妊娠高血圧症候群等医療費助成 ····· 324
未熟児養育医療給付 ····· 324
自立支援医療費（育成医療）の支給 ····· 325
療育給付 ····· 325
保健指導票の発行 ····· 325
10. 成人保健
成人健康診査 ····· 327
がん検診 ····· 328
胃がんリスク（ABC）検査 ····· 332

がん相談・がん情報コーナー ····· 332
がん患者等へのアピアランス支援事業 ····· 333
若年がん患者在宅療養支援事業 ····· 333
B 型・C 型肝炎ウイルス検診 ····· 334
骨粗しょう症検診 ····· 334
区民健康診断 ····· 335
健康手帳の交付 ····· 335
区民歯科相談 ····· 336
成人歯科健康診査 ····· 336
歯周疾患改善指導 ····· 337
産前・産後歯科健康診査 ····· 337
口腔がん検診 ····· 337
訪問口腔ケア推進事業 ····· 338
すこやか歯科健診 ····· 338
11. 精神保健
こころの健康相談（一般） ····· 339
こころの健康相談（子ども・思春期） ····· 339
依存症相談（アルコール等） ····· 339
こころの相談機能の整備 ····· 340
夜間こころの電話相談 ····· 340
精神保健福祉に関する講演会 ····· 341
保健師による訪問等相談支援 ····· 341
精神障害者生活指導（デイケア） ····· 342
多職種チームによる訪問支援事業 ····· 342
精神障害者家族等支援相談活動事業 ····· 343
グリーフサポート事業 ····· 343
精神保健福祉法に基づく警察官通報 ····· 343
精神保健福祉法に基づく医療保護入院届 ····· 344
精神保健福祉法に基づく区長同意 ····· 344
自殺対策協議会 ····· 344
自立支援医療費（精神通院医療）制度 ····· 344
小児精神障害者入院医療費助成 ····· 345
12. 難病・大気汚染
特殊疾病患者に対する医療費助成 ····· 346
特殊疾病患者に対する医療機器貸与事業 ····· 347
難病検診・相談 ····· 347
小児慢性疾患患者に対する医療費助成 ····· 347
大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成 ····· 348
光化学スモッグ対策 ····· 349
アスベスト（石綿）健康被害救済 ····· 349
骨髄等移植ドナー支援事業 ····· 349
13. 環境衛生
環境衛生営業施設等の許認可、監視指導 ····· 350
特定建築物の環境衛生監視指導 ····· 350
小規模給水施設の環境衛生監視指導 ····· 351
専用水道及び簡易専用水道の環境衛生監視指導 ····· 351
レジオネラ症防止対策調査 ····· 351

くらしの衛生に関する調査・相談 …… 352
修景水の衛生実態調査 …… 352
井戸水汚染対策事業 …… 353
ダニアレルギー予防事業 …… 353
環境衛生普及啓発事業 …… 353
ねずみ、ハチ、蚊の相談・防除指導 …… 354
災害時等の消毒 …… 355
住宅宿泊事業監視指導 …… 355
14. 食品衛生
食品等事業者に関わる許認可 …… 356
食品衛生監視指導 …… 360
食品等事業者による自主的な衛生管理の推進事業 …… 362
食品衛生普及啓発事業 …… 363
食の安全・安心普及啓発事業 …… 364
15. 愛護動物事業
人と動物との共生推進事業 …… 365
狂犬病予防法業務 …… 366
16. 医事薬事衛生
医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導 …… 367
放射線医療監視 …… 368
薬の街頭相談 …… 369
家庭用品等の有害化学物質対策事業 …… 369
免許申請受付・交付及び医療従事者調査 …… 369
17. 栄養指導
食生活相談、食事診断 …… 371
栄養関連地域連携・支援 …… 371
特別用途表示、食品表示基準等 …… 372
特定給食施設指導 …… 372
老人保健施設等実地指導 …… 373
国民健康・栄養調査 …… 373
18. 歯科保健
乳幼児歯科保健相談（すくすく歯科相談） …… 374
歯科衛生士による相談 …… 374
19. 試験検査
臨床検査 …… 375
食品衛生検査 …… 376
環境衛生検査 …… 377
家庭用品検査 …… 379
20. 衛生統計
母の年齢と出生順位
(1) 母の年齢別出生児数 …… 380
(2) 出生順位別出生子数 …… 380
死亡統計
(1) 主要死因（上位５疾患）の死亡率〔東京都と世田谷区比較〕 …… 380
(2) 死亡者の主要死因　年齢階層別 …… 381
(3) 主要死因順位別の年次推移 …… 383
(4) 悪性新生物による死亡 …… 384

(5) 性・年齢別自殺者数 …… 386
付録　分母に用いた人口 …… 387
令和７年度実施の衛生統計調査 …… 387

第６章　地域保健福祉

1. 地域活動との協働
地域支えあい活動の支援 …… 389
共同募金 …… 389
地域資源開発事業 …… 390
2. 委員活動
民生委員・児童委員（主任児童委員） …… 392
身体障害者相談員 …… 394
知的障害者相談員 …… 394
3. その他
世田谷区地域保健福祉審議会 …… 395
保健福祉サービス苦情審査会 …… 397
保健福祉サービス向上委員会 …… 397
社会福祉法人の認可等及び指導監査 …… 398
地域福祉推進事業 …… 398
休日等診療事業 …… 399
休日等調剤事業 …… 401
成年後見制度の利用促進・支援 …… 402
終活支援センター運営事業 …… 403

第７章　人材の育成と確保

1. 人材の育成と確保
福祉人材育成・研修センター事業運営 …… 406
手話講習会 …… 406
高次脳機能障害理解・啓発研修 …… 407
福祉人材支援事業（障害） …… 407
介護職員初任者研修課程等受講料助成 …… 408
介護福祉士実務者研修受講料助成 …… 408
介護福祉士資格取得費用助成 …… 409
介護サービス事業所等職員研修費助成 …… 409
介護従事者等合同入職式・永年勤続表彰式 …… 410
介護職員等宿舎借り上げ支援事業 …… 410
特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業 …… 410
地域密着型サービス事業所等宿舎借り上げ支援事業 …… 410
世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業 … 411
介護事業者スポットワーク支援助成事業 …… 411
介護人材採用活動経費助成事業 …… 411
障害福祉人材採用活動経費助成事業 …… 411
医療技術系学生及び医師の実習指導 …… 411
看護系学生等の実習指導 …… 412
栄養士学生の実習指導 …… 412

福祉サービス従事者へのハラスメント等に関する弁護士相談 …… 412

第 8 章　社会保障

1. 生活保護
生活保護 …… 414
入浴券の支給 …… 421
被保護世帯に対する援護 …… 422
児童生徒に対する援護 …… 422
都営交通の無料乗車券 …… 423
JR 通勤定期の割引 …… 423
生活保護世帯エアコン購入費等助成 …… 424
2. 国民健康保険
国民健康保険 …… 425
3. 後期高齢者医療制度
後期高齢者医療制度 …… 436
4. 国民年金
国民年金 …… 442

第 9 章　生活支援

1. 生活支援
応急小口資金の貸し付け …… 449
高額療養費等資金の貸し付け …… 449
区民葬儀券の発行 …… 450
区民葬儀助成制度 …… 451
中国残留邦人等支援事業 …… 451
受験生チャレンジ支援貸付事業 …… 453
住居確保給付金の支給 …… 454
生活困窮者自立促進支援事業 …… 455
就職サポートコーナーきぬた …… 456
住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金（令和 6 年度） …… 457
低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和 6 年度） …… 458
定額減税を補足する給付金（不足額給付金） …… 458
住民税非課税世帯への物価高騰生活支援給付金（令和 7 年度） …… 459
低所得世帯エアコン購入費等助成 …… 459
2. 住宅・環境の整備
ユニバーサルデザインによる生活環境の整備推進 …… 460
住まいサポートセンター（窓口） …… 460
お部屋探しサポート …… 460
保証会社紹介制度 …… 461

第 10 章　その他

1. その他
ひきこもり等支援 …… 463
旧軍人等の援護 …… 463

行旅死亡人及び行旅病人等の取り扱い…… 464
原子爆弾被爆者関係事務…… 464
原子爆弾被爆者見舞金支給 …… 465
多機関協働事業（重層的支援体制整備事業） …… 465

第 11 章　関係団体

1.　関係団体
社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会…… 467
社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団…… 477
公益財団法人世田谷区保健センター…… 485
社会福祉法人世田谷ボランティア協会…… 492

第 12 章　施設所在地一覧 …… 499

総合支所、高齢者関係、障害者関係、児童館・新 BOP、区立保育園、私立保育園、
認定こども園、地域型保育事業、保育室、認証保育所、病児・病後児保育室、
子育て支援施設、若者支援施設、保健所等、児童相談所、児童養護施設、
里親支援センター、社会福祉事業団体、診療所

《この本の見方》

1 事業説明について	各事業の説明は、令和 7 年度現在で記載している。
2 予算額・決算額について	原則として令和 7 年度の歳出予算額・歳入決算額・歳出決算額を記載している。 令和 8 年度の新規事業は、令和 8 年度の歳出当初予算額を記載している。 会計年度任用職員の人件費は除く。（令和 2 年度以降の取扱い）
3 略記号の説明	根拠法令等：［国］国で定められた要綱等 ［都］東京都で定められた条例等 ［区］世田谷区で定められた条例等 歳入決算額：［国］国庫支出金 ［都］都支出金 ［他］その他使用料や諸収入等

第１章　世田谷区の概況

1. 保健福祉領域組織図　（令和８年４月１日現在）

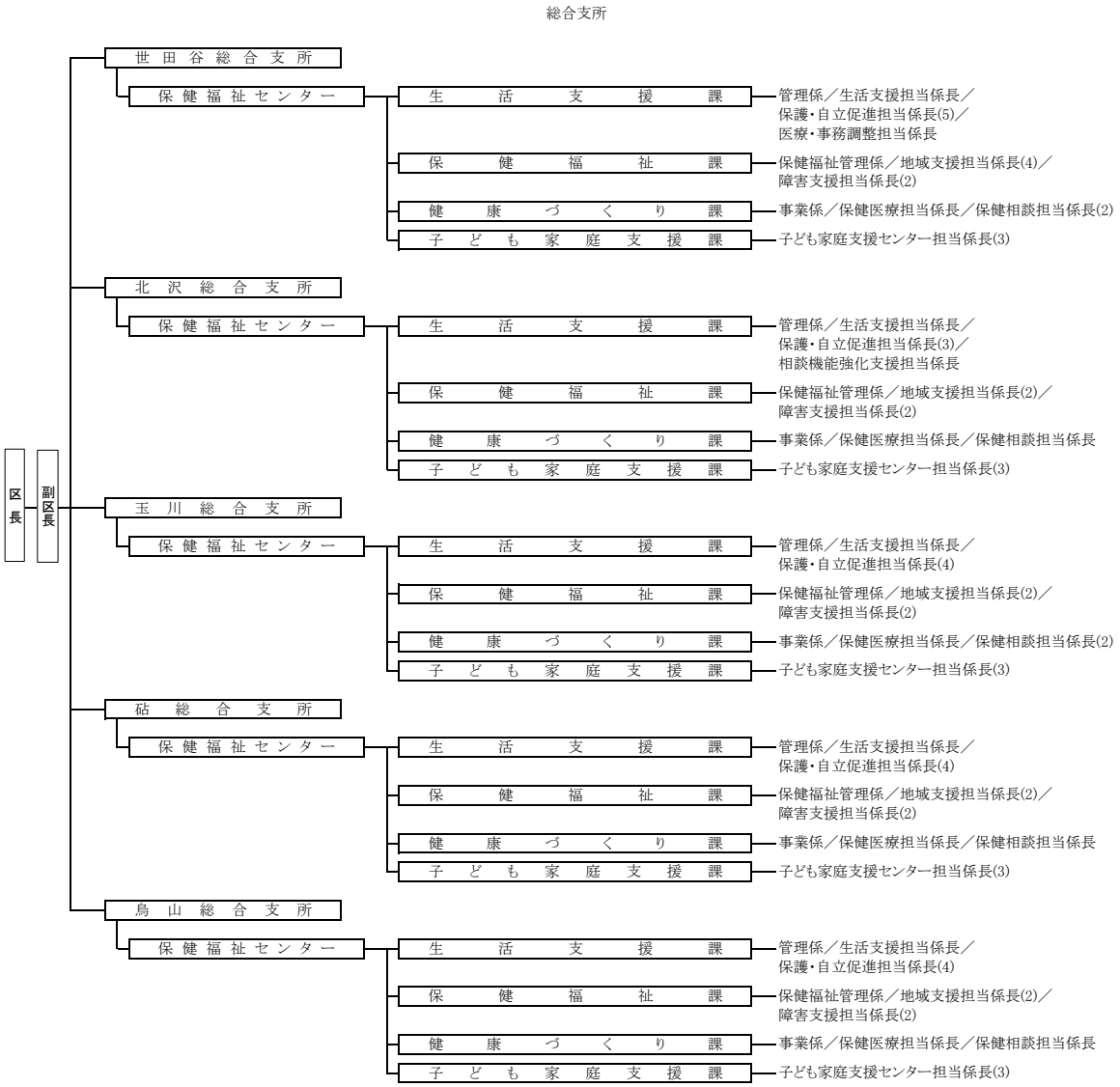

※本文中では、窓口及び事業所管等は保健福祉センターの表記を省略して掲載しております。

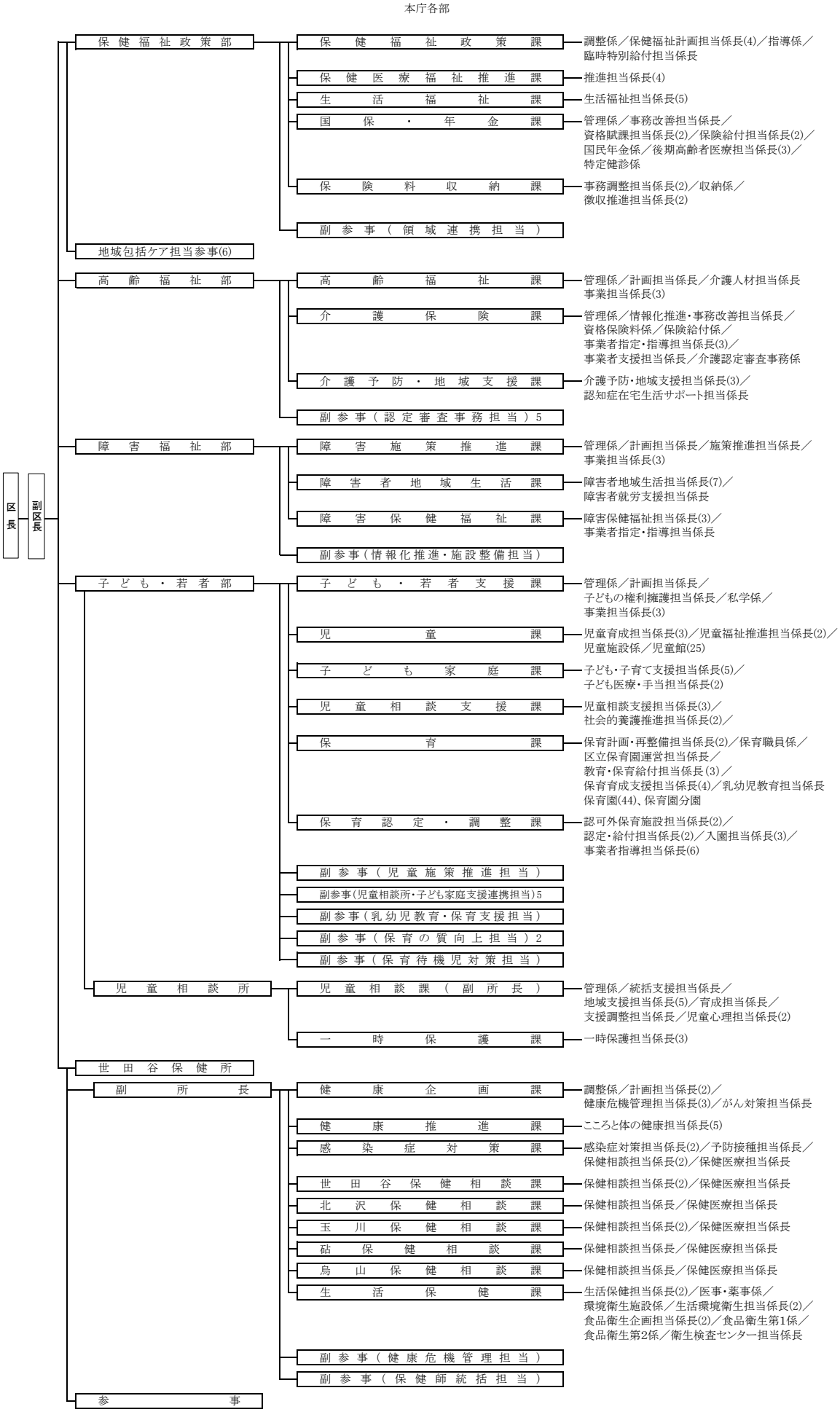
本庁各部
区長
副区長
保健福祉政策部
保健福祉政策課
調整係／保健福祉計画担当係長(4)／指導係／
臨時特別給付担当係長
保健医療福祉推進課
推進担当係長(4)
生活福祉課
生活福祉担当係長(5)
国保・年金課
管理係／事務改善担当係長／
資格賦課担当係長(2)／保険給付担当係長(2)／
国民年金係／後期高齢者医療担当係長(3)／
特定健診係
保険料収納課
事務調整担当係長(2)／収納係／
徴収推進担当係長(2)
副参事（領域連携担当）
地域包括ケア担当参事(6)
高齢福祉部
高齢福祉課
管理係／計画担当係長／介護人材担当係長
事業担当係長(3)
介護保険課
管理係／情報化推進・事務改善担当係長／
資格保険料係／保険給付係／
事業者指定・指導担当係長(3)／
事業者支援担当係長／介護認定審査事務係
介護予防・地域支援課
介護予防・地域支援担当係長(3)／
認知症在宅生活サポート担当係長
副参事（認定審査事務担当）5
障害福祉部
障害施策推進課
管理係／計画担当係長／施策推進担当係長／
事業担当係長(3)
障害者地域生活課
障害者地域生活担当係長(7)／
障害者就労支援担当係長
障害保健福祉課
障害保健福祉担当係長(3)／
事業者指定・指導担当係長
副参事（情報化推進・施設整備担当）
子ども・若者部
子ども・若者支援課
管理係／計画担当係長／
子どもの権利擁護担当係長／私学係／
事業担当係長(3)
児童課
児童育成担当係長(3)／児童福祉推進担当係長(2)／
児童施設係／児童館(25)
子ども家庭課
子ども・子育て支援担当係長(5)／
子ども医療・手当担当係長(2)
児童相談支援課
児童相談支援担当係長(3)／
社会的養護推進担当係長(2)／
保育課
保育計画・再整備担当係長(2)／保育職員係／
区立保育園運営担当係長／
教育・保育給付担当係長(3)／
保育育成支援担当係長(4)／乳幼児教育担当係長
保育園(44)、保育園分園
保育認定・調整課
認可外保育施設担当係長(2)／
認定・給付担当係長(2)／入園担当係長(3)／
事業者指導担当係長(6)
副参事（児童施策推進担当）
副参事(児童相談所・子ども家庭支援連携担当)5
副参事（乳幼児教育・保育支援担当）
副参事（保育の質向上担当）2
副参事（保育待機児対策担当）
児童相談所
児童相談課（副所長）
管理係／統括支援担当係長／
地域支援担当係長(5)／育成担当係長／
支援調整担当係長／児童心理担当係長(2)
一時保護課
一時保護担当係長(3)
世田谷保健所
副所長
健康企画課
調整係／計画担当係長(2)／
健康危機管理担当係長(3)／がん対策担当係長
健康推進課
こころと体の健康担当係長(5)
感染症対策課
感染症対策担当係長(2)／予防接種担当係長／
保健相談担当係長(2)／保健医療担当係長
世田谷保健相談課
保健相談担当係長(2)／保健医療担当係長
北沢保健相談課
保健相談担当係長／保健医療担当係長
玉川保健相談課
保健相談担当係長(2)／保健医療担当係長
砧保健相談課
保健相談担当係長／保健医療担当係長
烏山保健相談課
保健相談担当係長／保健医療担当係長
生活保健課
生活保健担当係長(2)／医事・薬事係／
環境衛生施設係／生活環境衛生担当係長(2)／
食品衛生企画担当係長(2)／食品衛生第1係／
食品衛生第2係／衛生検査センター担当係長
副参事（健康危機管理担当）
副参事（保健師統括担当）
参事

2. 沿革

高齢者関連

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭 和 41 年	12 月　厚生会館開設	
45 年	4 月　老人休養ホームふじみ荘開設	
47 年	4 月　厚生部福祉課に老人福祉係設置	
48 年	12 月　福祉部に老人福祉課設置	
51 年	1 月　老人会館開設	
54 年	3 月　玉川授産場（32 年 4 月開設）、用賀授産場（33 年 4 月開設）、奥沢授産場（34 年 10 月開設）が都から区に移管、シルバー人材センター高齢者事業団設立	
59 年	9 月　デイホームたまがわ開設（14 年度までに社会福祉法人立を含め、31 の高齢者在宅サービスセンターが開設）	
60 年		7 月「活力ある高齢化社会をめざす委員会」設置
61 年		3 月「活力ある高齢化社会をめざして」報告書
62 年	6 月　高齢者センター新樹苑開設 7 月　高齢化対策室設置（平成 3 年 4 月から高齢対策室）	10 月「高齢化社会対策推進会議」設置
63 年	世田谷ふれあい公社発足	8 月「高齢化在宅福祉サービス検討委員会」設置
平 成 元年		6 月「高齢者住宅運営検討委員会」設置 3 月「高齢者住宅運営に関する検討報告書」
2 年		12 月「高齢者在宅福祉サービス整備計画策定報告書」 高齢者借上集合住宅条例の制定
3 年		3 月「高齢者在宅介護支援システム検討報告書」
5 年	4 月　成城在宅介護支援センター開設	12 月「世田谷区高齢者保健福祉ニード調査報告書」
7 年	4 月　特別養護老人ホーム「芦花ホーム」開設 おとしより福祉保健総合相談窓口設置	
8 年	4 月　土と農の交流園開設	
9 年	4 月　各総合支所に保健福祉センター設置	3 月「世田谷区におけるねたきり予防のニード把握調査報告書 3 月「介護保険に関する基礎調査報告書」 3 月「介護保険制度創設に伴う世田谷区の基本的対応方針の確立に向けて」
10 年	4 月　高齢対策部及び障害福祉推進室を廃止機能別再編し、在宅サービス部等を新設	1 月　地域保健福祉審議会より「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」（答申）
11 年	4 月　介護保険課設置（担当課より再編） 5 月　特別養護老人ホーム「上北沢ホーム」開設 認知症高齢者共同生活介護施設「烏山グループホームくつろぎ」開設	3 月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定 3 月「世田谷区在宅介護支援センター条例」
12 年	高齢者在宅復帰施設「ほのぼの」開設	4 月　介護保険制度施行 3 月「痴呆性高齢者対策連絡会報告書」 3 月「介護保険サービス・保健福祉サービス実態調査」報告書
13 年	4 月　特別養護老人ホーム「きたざわ苑」開設 4 月　高齢者活動・移動支援施設「移動サポートセンター八幡山」開設 2 月　奥沢・梅丘在宅介護支援センター開設（29 ヶ所の整備目標完了）	3 月「世田谷区特別養護老人ホーム入所希望者等実態調査」報告書

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
14年		1月　地域保健福祉審議会より「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について」（答申） 3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」改定
15年		3月「高齢者虐待対策検討会報告」 「未来志向研究プロジェクト　在宅24時間安心提供体制システム調査研究事業報告書」
16年		3月「特別養護老人ホーム入所希望者等実態調査報告書」
17年	10月　成年後見支援センター開設	12月　地域保健福祉審議会より「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について」（答申） 3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第3期）」
18年	4月　保健福祉部と在宅サービス部を統合・再編し保健福祉部に高齢施策推進課、介護予防担当部に地域福祉支援課、介護予防課、生涯現役推進課を設置 4月　あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）を全27地区で開設	3月「世田谷区生涯現役推進行動計画」 3月「世田谷区介護保険事業計画進捗管理に伴う実態調査報告書」
19年		3月「平成19年度介護保険実態調査報告書（事業所・施設調査）」
20年		3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期）」
21年	4月　保健福祉領域全般及び保健医療体制、障害施策に係る課で構成する保健福祉部と、地域福祉及び高齢施策に係る課で構成する地域福祉部に再編	3月「世田谷区全高齢者実態把握調査報告書」
22年		3月「平成22年度介護保険実態調査報告書」
23年		3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期）」 「医療連携推進協議会障害部会」設置
25年	4月　健康増進・交流施設「せたがや　がやがや館」開設	3月「世田谷区高齢者ニーズ調査報告書」 3月「世田谷区介護保険実態調査報告書」
26年	4月　保健福祉部と地域福祉部を再編し、高齢福祉部に高齢福祉課、介護保険課、介護予防・地域支援課を設置 介護予防・地域支援課に認知症在宅生活サポート室準備担当を設置 生涯現役施策について、地域福祉部生涯現役推進課を生活文化部へ移管	10月　地域包括ケアの地区展開モデル事業を砧地区で開始（あんしんすこやかセンターの相談支援対象の拡大） 3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第6期）」
27年		7月　地域包括ケアの地区展開モデル事業を、池尻、松沢、用賀、砧、上北沢の5地区で実施
28年		7月　地域包括ケアの地区展開を全地区で実施 3月「世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査報告書」
29年		3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」
31年（令和元年）	7月　二子玉川あんしんすこやかセンター開設（全28地区で開設）	3月「世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査報告書」

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
令和 2年		10月「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」施行 3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」 3月「世田谷区認知症とともに生きる希望計画」
令和 3年	1月　あんしんすこやかセンターとまちづくりセンターとの一体整備を全28地区で完了	
令和 5年		5月「世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査報告書」 3月「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」 3月「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（第2期）」

障害者関連

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和 45 年	9 月　心身障害者休養ホームひまわり荘開設	
49 年	4 月　福祉部福祉課に障害福祉係設置	
50 年	6 月　梅丘福祉実習ホーム開設	
52 年		5 月「世田谷区心身障害者福祉団体連絡協議会」（現「世田谷区障害者福祉団体連絡協議会」）設置
53 年	4 月　福祉部に障害福祉課設置 3 月　世田谷福祉作業所、心身障害者生活実習所（現九品仏生活実習所）が東京都から移管	
55 年	12 月　玉川福祉作業所開設	＜国際障害者年＞ 2 月「国際障害者年対策推進本部」設置
56 年	10 月　乳幼児育成相談所開設	4 月「世田谷区障害者対策推進協議会」（現「世田谷区障害者施策推進協議会」）設置
58 年		8 月「世田谷区障害者施策行動 10 か年計画」策定
59 年	4 月　烏山福祉作業所開設	
60 年	6 月　岡本福祉作業ホーム開設	
62 年		10 月「世田谷区における障害者のニードに関する調査」実施
63 年	6 月　三宿つくしんぼホーム開設	10 月「世田谷区障害者在宅福祉サービス検討委員会」設置
平成 元年	4 月　総合福祉センター開設	1 月「世田谷区障害者在宅福祉サービス整備計画策定指針」提言
3 年	4 月　障害福祉推進室設置	8 月「世田谷区障害者在宅福祉サービス整備計画策定指針施策実施検討部会」設置
4 年	4 月　岡本福祉作業ホーム玉堤分場開設 1 月　松原けやき寮開設	3 月「世田谷区の障害者の親亡きあと対策のあり方についての提言」
5 年	4 月　駒沢生活実習所、桜上水福祉園、等々力福祉園開設 10 月　梅丘精神障害者共同作業所開設	3 月「今後の世田谷区障害者施策策定のためのニード調査」実施
6 年		3 月「（仮称）第 2 次世田谷区障害者施策行動 10 か年計画」策定に関わる提言
7 年		6 月「せたがやノーマライゼーションプラン」策定 9 月「世田谷区における障害者住宅の施策策定に関する研究報告書」発行 3 月「世田谷区における障害者施設のあり方検討委員会報告書」発行
8 年	11 月　身体障害者デイサービスセンターふらっと船橋開設（現 ケアセンターふらっと（18 年 9 月自主事業化））	3 月「世田谷区障害者就労促進検討報告書」発行
9 年	4 月　各総合支所に保健福祉センターを設置 8 月　砧工房開設 12 月　桜上水福祉園烏山分室（旧 烏山福祉園）開設	
10 年	4 月　知的障害者就労支援センターすきっぷ（現 障害者就労支援センターすきっぷ）　開設 4 月　障害福祉推進室及び高齢対策部を廃止、機能別再編し、在宅サービス部等を新設	
11 年	4 月　身体障害者自立体験ホームなかまっち開設	
12 年	8 月　砧工房分場キタミクリーンファーム開設	3 月「せたがやノーマライゼーションプラン」（改定）
13 年		
14 年	4 月　千歳台福祉園、下馬福祉工房開設	6 月「障害者施策策定のためのニード調査」実施

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
	7月　就労障害者生活支援センタークローバー開設	1月 地域保健福祉審議会より「支援費制度への対応方針について」(答申)
15年	4月　駒沢生活実習所の運営を民間に委託	4月 支援費制度施行 11月「世田谷区障害者雇用促進協議会」発足
16年	4 月　世田谷区精神障害者包括就労支援センターしごとねっと（現 世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと）開設	
17年	4月　奥沢福祉園開設（等々力福祉園移転、指定管理者制度に移行） 4月　玉川福祉作業所等々力分場開設（等々力福祉園機能転換、指定管理者制度に移行） 4月　九品仏生活実習所、玉川福祉作業所、烏山福祉園、千歳台福祉園、駒沢生活実習所、桜上水福祉園、下馬福祉工房、砧工房、砧工房分場キタミクリーンファーム、障害者就労支援センターすきっぷを指定管理者制度に移行	7月 地域保健福祉審議会より「せたがやノーマライゼーションプランの策定について」(答申) 3月「せたがやノーマライゼーションプラン」(改定)
18年	4月　保健福祉部と在宅サービス部を統合・再編し、保健福祉部に障害施策推進課、障害者地域生活課を設置 4 月　経堂身体障害者デイサービスセンター開設(指定管理者制度) 4 月　梅丘福祉実習ホーム（新名称 梅丘身体障害者デイサービスセンター)、三宿つくしんぼホーム、岡本福祉作業ホーム、岡本福祉作業ホーム玉堤分場、梅丘精神障害者共同作業所、松原けやき寮、身体障害者自立体験ホームなかまっち、総合福祉センターを指定管理者制度に移行 10月　身体障害者デイサービスセンター（現 すまいる梅丘、ほほえみ経堂)、総合福祉センターで実施する事業を障害者自立支援法に基づく事業に移行 12 月 就労障害者生活支援センター 分室そしがや開設	4月 障害者自立支援法施行 3月「世田谷区障害福祉計画」策定
19年	4月　世田谷福祉作業所を指定管理者制度に移行	8月「障害者自立支援法実態調査」実施 3月「地域生活支援型施設と暮らしの場の確保検討報告書」
20年	4月　烏山福祉作業所を指定管理者制度に移行 4月　区立障害者通所施設（精神障害者共同作業所を除く）の事業を障害者自立支援法に基づく事業に移行	8月「発達障害児支援基本計画」策定
21年	4月　世田谷区発達障害相談・療育センター開設	4月「第2期世田谷区障害福祉計画」策定
22年	4 月　九品仏生活実習所中町分場開設(指定管理者制度)	5月「せたがやノーマライゼーションプラン」後期事業補足版作成
23年	4 月　梅丘精神障害者共同作業所の事業を障害者自立支援法に基づく事業に移行 （新名称　梅丘ウッドペッカーの森） 11月 給田福祉園開設、烏山福祉園廃止（指定管理者制度)	3月 「第3期世田谷区障害福祉計画」策定
24年	4 月　障害施策推進課に発達障害・施設の担当を設置、 区立総合福祉センターに基幹相談支援センターを設置	10月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
25年	4月　障害施策の推進体制を見直し、発達障害の事務を障害者地域生活課へ移管	4月　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 1月　国連障害者の権利に関する条約批准
26年	4月　保健福祉部を機能別再編し、障害福祉担当部を設置 3月　発達障害者就労支援センターゆに（ＵＮＩ）開設	3月　「せたがやノーマライゼーションプラン」「第4期世田谷区障害福祉計画」策定
27年	6月　福祉ショップフェリーチェ区役所店　開店 11月　福祉ショップフェリーチェ本店　開店	7月「医療的ケアを要する障害児・者等に関する実態調査報告書」 3月　「世田谷区発達障害支援基本計画」策定
28年		4月　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律　施行 6月　障害者総合支援法・児童福祉法一部改正
29年	4月　世田谷区発達障害療育・相談センターの委託先変更	3月「せたがやノーマライゼーションプラン」の一部見直し、「第5期世田谷区障害福祉計画（第1期世田谷区障害児福祉計画）」策定
30年	3月　総合福祉センター廃止	
31年（令和元年）	4月　障害福祉担当部を障害福祉部に再編し、障害保健福祉課を設置 保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内に民間施設棟（東京リハビリテーションセンター世田谷）　が開設	
令和2年	4月　保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」内に保健医療福祉総合プラザが開設し、本格オープン 児童相談所設置市事務として障害児施設指定等の権限が、都から区へ移譲	9月「障害者施設整備等に係る基本方針」策定 3月　「せたがやノーマライゼーションプランー世田谷区障害施策推進計画－《令和3年度～令和5年度》」策定
令和3年	8月　医療的ケア相談支援センターHi・na・ta開設	
令和4年		1月　「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」施行
令和5年	4月　障害施策推進課に施策推進担当を設置	3月　「せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画－≪令和6年度～令和8年度≫」策定
令和6年	4月　障害福祉部に副参事（情報化推進・施設整備担当）を設置	4月　「世田谷区手話言語条例」施行

地域保健関連

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和15年	市立世田谷児童健康指導所･健康相談所開設	
19年	10月　同施設が都立世田谷保健所となる。	
22年	10月　都立砧保健所開設	
25年	11月　都立玉川保健所開設	
35年	8月　都立梅丘保健所開設	
45年	5月　都立砧保健所内に烏山保健相談所開設	
50年	4月　地方自治法の一部改正による特別区自治権拡充に伴い4保健所（世田谷・梅丘・玉川・砧）が区へ移管、衛生部設置	
51年	12月　区立保健センター（以下「保健センター」）開設	
52年	9月　保健センターで胃がん検診開始	
55年	9月　衛生検査室設置	
56年	10月　口腔衛生センター開設	「ビル等建物の環境衛生生活指導指針」
57年	2月　保健所内2課へ再編（3課より）、老人保健事業開始	
58年	10月　保健センターで乳がん検診開始	「健康づくり推進事業の方針」
59年	4月　保健センターで子宮がん検診開始 3月　CT検査事業	
60年	10月　大腸がん検診開始	「保健衛生地域カルテ」
61年		エイズ対策本部設置（平成元年解散）、精神保健対策連絡協議会設置
平成3年	4月　地域行政制度に伴い総合支所に健康担当参事設置	
4年		「地域保健医療計画（世田谷区編）」策定
5年	4月　MRI検査事業開始 10月　区立梅丘精神障害者共同作業所を開設	
6年		「世田谷区民の健康づくり行動計画」策定､世田谷区健康づくり推進協議会設置
7年		「地域保健サービスあり方検討委員会報告」
8年		「世田谷区精神障害者施策のあり方検討報告」
9年	4月　世田谷保健所設置（地域保健法により4保健所統合）総合支所保健福祉センター内に生活支援課・保健福祉課・健康づくり課設置	3月　「世田谷区母子保健計画」策定 「地域医療施設機能調査（中間報告）」 「世田谷区地域保健医療計画」策定
11年		「地域医療需要調査（第二次報告）」
12年		「地域医療基礎調査（最終報告）」「健康危機管理体制整備指針」
13年		2月　地域保健福祉審議会より「健康せたがやプランについて」（答申）
14年		4月　「健康せたがやプラン」策定
16年		4月　「世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例」、地域保健福祉審議会より「せたがや健やか親子について」（答申）
17年		4月　「せたがや健やか親子プラン」策定、 7月　「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン」策定 3月　「健康せたがやプラン」（中間評価）
18年	4月　世田谷保健所内3課より4課へ再編	4月　「世田谷区健康づくり推進条例」制定 「世田谷区新型インフルエンザ行動計画」策定

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
19年		4月　「健康せたがやプラン後期」策定
20年		3月　「世田谷区新型インフルエンザ行動計画」改定
21年		3月　「世田谷区新型インフルエンザ対策実践計画・地域医療確保計画」策定
22年		4月　「せたがや健やか親子プラン（平成22年～23年度）」策定 3月　「世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書、「世田谷区における思春期世代に対するこころとからだのアンケート調査」報告書、「健康せたがやプラン後期の評価（中間まとめ）」
23年		3月　「健康せたがやプラン（第二次）」策定、「健康せたがやプラン後期の評価」
26年		4月　「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」策定 12月　「世田谷区がん対策推進条例」制定
27年		3月　「世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書、「世田谷区における思春期世代に対するこころとからだのアンケート調査」報告書、「健康せたがやプラン（第二次）中間評価」 3月　「世田谷区がん対策推進計画」策定
28年		7月　妊娠期からの切れ目のない子育て支援「世田谷版ネウボラ」開始 3月　「健康せたがやプラン（第二次）後期」策定
30年		6月　民泊新法（住宅宿泊事業法）に基づき、「世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」、ガイドライン施行
31年 (令和元年)		4月　精神保健福祉士および保健師、専門医で構成する「多職種チームによる訪問支援事業」の試行 10月　「世田谷区自殺対策基本方針」策定 1月 ・「多職種チームによる訪問支援事業」の本格実施 ・新型コロナウイルス感染症の国内における発生状況を踏まえ「世田谷区健康危機管理対策本部」を設置 2月　新型コロナウイルス感染症の相談体制「帰国者・接触者電話相談センター」等の開設 3月　1月に立ち上げた「世田谷区健康危機管理対策本部」を「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」へ移行
令和2年	4月　世田谷保健所健康推進課より健康企画課へ一部業務を移管 保健センターを保健医療福祉総合プラザ内へ移転 9月　世田谷保健所に地域保健課、世田谷保健相談課、北沢保健相談課、玉川保健相談課、砧保健相談課、烏山保健相談課を設置 2月　住民接種担当部を設置	4月 ・新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた防疫体制の拡充及びPCR検査の実施 ・児童相談所設置に伴う設置市事務として小児慢性特定疾病医療費給付等を開始 ・保健センターにおいて「こころ健康情報コーナー」「がんに関する一次相談窓口」、「がん検診受付センター」「夜間・休日等についてこころの電話相談窓口」を開設 9月　社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査（社会的検査）の実施 11月　「帰国者・接触者電話相談センター」を「発熱相談センター」に名称を変更 2月　やむを得ず自宅で療養する新型コロナウイルス感染症患者（以下「自宅療養者」という。）の支援を行う「世田谷区自宅療養者健康観察センター」事業を開始 3月「世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書、「世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査」報告書

令和 3年	7 月　住民接種担当部に住民接種担当参事及び住民接種統括担当課を設置 12 月　世田谷保健所に副参事（感染症危機管理担当）を設置	4 月 ・新型コロナウイルス感染症後遺症への対応として「世田谷区コロナ後遺症相談窓口」を開設 ・入院調整中等で酸素吸入が必要な自宅療養者へのフォローアップ体制を強化 ・新型コロナウイルスワクチン巡回接種開始 ・保健センターにおいて「こころの健康に関する普及啓発」を開始 5 月 ・新型コロナウイルスワクチン集団接種開始 6 月 ・新型コロナウイルスワクチン個別接種開始 8 月 ・世田谷区酸素療養ステーション開設（1 か所目）（8 月 31 日～10 月 15 日） 9 月 ・新型コロナウイルス感染症自宅療養者への支援体制を再整備し「自宅療養者相談センター」を設置 11 月 ・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査」報告書 1 月 ・世田谷区酸素療養ステーション開設（2 か所目）（1 月 11 日～） ・国士舘大学・日本体育大学と「災害時及び新型インフルエンザ等感染症対応における保健所との協力体制に関する協定」を締結 3 月 ・「世田谷区新型コロナウイルス感染症陽性者における後遺症に関する調査（その 2）」報告書 ・「健康せたがやプラン（第二次）後期（追補）」策定 ・大塚製薬株式会社と「区民の健康づくり及び健康に関する安全・安心確保等に関する連携協定」を締結
令和 4年		6 月 ・区民の利便性や感染拡大時の更なる検査需要にも対応するため、新たな PCR 検査センターを設置 3 月 ・「コロナ禍における世田谷区民の健康づくりに関する調査」報告書 ・「健康せたがやプラン（第二次）」最終評価報告書
令和 5年	4 月　住民接種担当部を廃止し、世田谷保健所に住民接種担当課を設置	3 月 ・「健康せたがやプラン（第三次）」策定 ・「世田谷区がん対策推進計画（第二次）」策定 ・「世田谷区感染症予防計画」策定
令和 6年	4 月 ・世田谷保健所住民接種担当課を廃止 ・世田谷保健所の副参事（感染症危機管理担当）を副参事（健康危機管理担当）へ改称	3 月 ・「世田谷区健康危機対処計画兼業務継続計画（感染症対策編）」（概要版）策定 ・「世田谷区感染症予防計画」一部改定
令和 7年		4 月 ・「世田谷区健康危機対処計画兼業務継続計画（感染症対策編）」策定 3 月 ・「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」改定

子ども施策

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和 50年	4月　等々力･給田保育園開設 7月　下馬保育園開設	
51年	4月　若竹保育園開設 6月　経堂保育園開設 9月　松原保育園開設	
52年	5月　東弦巻･代田保育園開設 9月　中町保育園開設	
53年	4月　三宿･西弦巻･南桜丘保育園開設 5月　若林児童館開設	
54年	4月　喜多見児童館開設 4月　三軒茶屋･松原北･上祖師谷南･西之谷保育園開設 7月　羽根木プレーパーク開設 10月　弦巻児童館開設	〈国際児童年〉
55年	4月　成城さくら児童館開設 4月　小梅･南八幡山保育園開設 5月　森の児童館開設	
56年	4月　船橋西保育園開設 7月　深沢児童館開設	
57年	4月　わかくさ･ふじみ保育園開設 5月　ミニSL運行開始（世田谷公園） 6月　野沢児童館開設 6月　世田谷プレーパーク開設 10月　山野児童館開設	
58年	4月　婦人児童部設置 4月　上町児童館開設 5月　松沢児童館開設	
59年	12月　代田南・桜丘児童館開設	
60年		＜国際青年年＞ 「婦人問題懇話会報告」
62年	7月　上用賀児童館開設	
平成 元年	4月　駒沢はらっぱプレーパーク開設 7月　上北沢児童館開設	
2年	女性センター「らぷらす」開設	
3年	4月　婦人児童部を廃止し福祉部を設置 6月　上祖師谷ぱる児童館開設	
4年	5月　祖師谷児童館開設 8月　乳幼児医療助成制度開始	
5年	5月　新町児童館開設	
8年	子ども家庭支援センター設置	
9年	4月　福祉部と衛生部を再編し保健福祉部を設置	
10年	5月　粕谷児童館開設 6月　鎌田児童館開設	11月　地域保健福祉審議会より「子どもを取り巻く環境整備について」（答申）
11年	4月　子ども・男女共同参画課設置	3月　「子どもを取り巻く環境整備プラン」策定
12年	保健福祉センターに子ども家庭総合相談開設	10月　子ども・青少年問題協議会条例改正
13年		地域保健福祉審議会より「保育サービスのあり方について」（答申）
14年		4月　子ども条例施行 2月　子ども・青少年問題協議会より「子ども・青少年の社会参加・参画の仕組みづくり」（報告）

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
15 年	世田谷区松原 6 丁目保健施設（子ども初期救急診療所、子ども休日夜間薬局、4 月　病後児保育室）の開設 保健福祉センターに子ども家庭支援窓口設置 4 月　烏山プレーパーク開設	3 月　子ども・青少年問題協議会より「『子ども成育支援』施策の創造に向けて」（報告）
16 年	4 月　子ども部（3 課体制）を設置 子ども初期救急診療所での休日昼間の診療開始	地域保健福祉審議会より「せたがや健やか親子について」（答申） 3 月　「世田谷区子ども計画」策定
17 年	4 月　奥沢子育て児童ひろば開設 3 月　子ども・子育て総合センター開設	4 月　「せたがや健やか親子プラン」策定 3 月　要配慮児童継続支援検討委員会より「配慮を要する子どもへの継続的な支援のあり方について 報告・提言」
18 年	4 月　経堂保育園を民営化 9 月　子育てステーション成城開設	
19 年	4 月　烏山保育園を民営化 3 月　産後ケアセンター桜新町開設	
20 年	4 月　子育てステーション世田谷開設 4 月　等々力保育園を民営化 9 月　子育てステーション烏山開設	8 月　「発達障害児支援基本計画」策定
21 年	4 月　砧保育園を民営化 4 月　子ども部に要支援児童担当課を設置 4 月　世田谷区発達障害相談・療育センター開設	5 月　子ども・青少年問題協議会より「元気子どもを育てる施策と社会的基盤づくり」（報告） 「世田谷区要保護児童支援あり方検討報告書」（報告） 3 月　「世田谷区子ども計画後期計画」策定
22 年	4 月　子育てステーション桜新町開設 4 月　子育てステーション梅丘開設 4 月　松原保育園を民営化	2 月　「区立保育園民営化検証委員会より「区立保育園民営化検証結果報告書」（報告）
23 年		4 月　子ども・青少年問題協議会より「総合的な青少年施策について」（報告） 2 月　「今後の保育施策推進のための保育施設再整備方針」策定
24 年	4 月　子ども部子ども家庭支援課と要支援児童担当課を子ども部子ども育成推進課と子ども家庭課に再編 4 月　子ども家庭課に子どもの人権擁護・児童虐待防止推進を設置	12 月　子ども条例改正 3 月　子ども条例施行規則制定
25 年	4 月　子ども部に保育計画・整備支援担当課と若者支援担当課を設置 4 月　世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」を設置（7 月相談等開始） 6 月　中高生世代活動支援モデル事業として、南烏山に「中高生世代応援スペース」を開設(26 年 2 月まで)	4 月　子ども・青少年問題協議会より「次期子ども計画で取り組むべき施策について」（報告） 4 月　若者支援推進本部を設置
26 年	4 月　子ども部を子ども・若者部に組織改正 4 月　子ども・若者部に副参事（新制度移行推進担当）を設置 4 月　教育委員会所管の「池之上青少年会館」および「青年の家」を「青少年交流センター」として移管 9 月　若者総合支援センター開設	4 月　子ども・青少年問題協議会条例改正。会議体の名称を、子ども・青少年協議会に変更 10 月　子ども・子育て会議を設置 3 月　「世田谷区子ども計画（第 2 期）」策定 3 月　「世田谷区保育の質ガイドライン」策定
27 年	4 月　子ども・若者部に保育認定・調整課を設置	＜4 月　子ども・子育て支援新制度施行＞ 4 月　子ども・青少年協議会より「若者の参加・参画を推進するための地域拠点づくりについて」（報告）
28 年		7 月　妊娠期からの切れ目のない子育て支援「世田谷版ネウボラ」開始 3 月「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」策

		定
年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
29 年	4 月　子ども・若者部に副参事（児童相談所開設推進担当）を設置	4 月　子ども・青少年協議会より『若者の参加による「若者支援施策の効果的な提供」について』（報告） 7 月「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」策定
30 年	4 月　保育担当部を設置 4 月　子ども・若者部に児童相談所開設準備担当課及び副参事（児童相談専門指導担当、児童相談所準備担当）を設置、保健福祉センターに副参事（子ども家庭支援センター担当）を設置 4 月　産後ケアセンター桜新町を世田谷区立産後ケアセンターとして開設 1 月　豪徳寺保育園、希望丘保育園を新園舎に移転 2 月　希望丘青少年交流センター開設 3 月　大原保育園を新園舎に移転	4 月　区立保育園（指定保育園）における医療的ケア児の受入開始 2 月　「区立保育園の今後のあり方」の策定 3 月　子ども・青少年協議会より『若者施策の評価検証と体系化について』（報告）
31 年（令和元年）	4 月　児童相談所開設準備担当部を設置、児童相談所開設準備担当課、児童相談所運営計画担当課、一時保護所開設準備担当課、副参事（児童相談所準備担当）を設置 4 月　子ども・若者部に副参事（子ども家庭専門指導担当）を設置、各総合支所保健福祉センターに子ども家庭支援課を設置、世田谷総合支所保健福祉センターに副参事（子ども家庭専門指導担当）を設置 4 月　梅丘保育園を豪徳寺保育園に統合し、閉園 船橋西保育園を希望丘保育園に統合し、閉園 4 月　大原保育園の名称を守山保育園に変更	8 月　国から児童相談所設置市として政令指定を受ける 10 月　世田谷区児童相談所設置条例、世田谷区児童福祉審議会条例の制定 10 月　幼児教育・保育の無償化の実施 2 月　「区立児童館の機能と再整備について」の策定 3 月　「世田谷区子ども計画（第 2 期）後期計画」の策定 同計画に「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」を内包する形で策定 3 月　子ども条例改正
令和 2 年	4 月　児童相談所開設準備担当部、児童相談所運営計画担当課、一時保護所開設準備担当課を児童相談所、児童相談所副所長、一時保護課に組織改正 児童相談所開設準備担当課を児童相談支援課に組織改正 副参事（児童相談所準備担当）を副参事（児童相談所・子ども家庭支援連携担当）に組織改正 4 月　保育担当部を保育部に組織改正 4 月　代田保育園を世田谷保育園に統合し、閉園 4 月　子ども初期救急診療所、子ども休日夜間薬局を保健医療福祉総合プラザ内へ移転、初期救急診療所、休日夜間薬局に名称変更 3 月　豪徳寺保育園病後児保育室きている一む廃止	4 月　児童相談所、一時保護所の開設 4 月　児童福祉審議会を設置 3 月「世田谷区社会的養育推進計画」策定 3 月　子ども・青少年協議会より『若者の力が活きる地域～意見表明・参加・参画を中心に』（報告）
令和 3 年	4 月　保育部保育計画・整備支援担当課を保育運営・整備支援課に組織改正 副参事（幼児教育・保育推進担当）を副参事（乳幼児教育・保育支援担当）に組織改正 4 月　下北沢保育園を守山保育園に統合し、閉園 4 月　青少年交流センター池之上青少年会館を池之上青少年交流センターに名称変更し、運営委託化 6 月　子ども・若者部に子育て世帯特別給付金担当課を設置 12 月　乳幼児教育支援センター開設	12 月　「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画」策定
令和 4 年	4 月　子ども・若者部子ども育成推進課と若者支援担当課を子ども・若者部子ども・若者支援課に組織改正 4 月　児童相談所に副参事（人材育成担当）を設置 4 月　子ども・若者部子育て世帯特別給付金担当課を廃止	11 月「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」の策定 3 月　「世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画」の策定 3 月　子ども・子育て会議（子どもの権利部会）より「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」

		3月　子ども・青少年協議会より「若者とともに変わる地域～若者の視点で」（報告）
令和5年	4月　保育部保育課、保育認定・調整課、保育運営・整備支援課を子ども・若者部保育課と保育認定・調整課に再編 4月　子ども・若者部に副参事（保育の質向上担当）、（児童施策推進担当）を設置 7月　奥沢西保育園と深沢保育園を統合、廃止し、等々力中央保育園を開園	
令和6年	3月　砧あそびの杜プレーパーク開設	3月　子ども条例改正（条例名称を「世田谷区子どもの権利条例」に変更） 3月　「世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）」策定 3月　「世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）」策定
令和7年	4月　里親支援センター設置	4月　子ども・若者・子育て会議を設置（子ども・子育て会議と子ども・青少年協議会を統合） 7月　子どもの権利委員会を設置
令和8年	4月　子ども・若者部に保育待機児対策担当副参事を設置	

その他　施策全般

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
昭和54年	ボランティア保険加入金援助	
55年	梅丘ボランティアビューロー開設	
56年	ボランティアセンター開設、代田ボランティアビューロー開設	
57年		「福祉総合計画」作成　「福祉のまちづくり整備要綱」
58年	福祉保健参事設置、婦人児童部設置、福祉ショップ開設	
59年		
60年	烏山福祉事務所設置、玉川ボランティアビューロー開設	法外事務を福祉事務所へ移管
61年		統一社会福祉協議会の発足
62年	福祉公社準備参事設置、高齢化対策室設置	
63年	「世田谷ふれあい公社」発足、福祉保健参事を廃止、総合福祉センター開設準備室を設置	
平成元年	総合福祉センター開設、上北沢児童館開設	
2年	女性センター「らぷらす」開設	
3年	婦人児童部を廃止（障害福祉推進室設置）	
6年	福祉部に福祉保健連携課設置	「地域福祉計画」策定、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団発足
7年	福祉事務所におとしより福祉保健総合相談窓口設置	「地域保健福祉推進条例」制定、「地域保健福祉緊急3ヵ年プラン」策定
8年	福祉保健連携課を廃止し地域保健福祉推進本部を設置、子ども家庭支援センター設置	地域保健福祉審議会設置、保健福祉サービス苦情審査会設置 「住民活動計画」（区社会福祉協議会）
9年	保健福祉部設置、世田谷保健所設置、各総合支所に保健福祉センター設置（福祉部･衛生部・保健所･福祉事務所再編）	地域保健福祉審議会より「世田谷・地域保健福祉社会の構築」（答申）「介護保険制度に伴う世田谷区の基本的対応方針の確立に向けて」（提言）
10年	在宅サービス部及び施設整備担当部設置、保健福祉部に保健福祉計画課、介護保険担当課、保健福祉活動推進課設置（高齢対策部、障害福祉推進室、保健福祉計画担当部再編）	地域保健福祉審議会より「子どもを取り巻く環境整備について」（答申）
11年	世田谷保健福祉センターに認定審査事務担当課設置	
12年	保健福祉センターに子ども家庭総合相談開設 在宅サービス部に施設整備担当課設置（施設整備担当部再編）	世田谷ふれあい公社を解散（区社会福祉協議会ほかへ事業を移管）
13年	保健福祉部に計画調整課（調整課と計画課の統合） 在宅サービス部に計画・整備担当副参事（施設整備担当課再編）設置	地域保健福祉審議会より「保育サービスのあり方について」（答申） 権利擁護センターを設置（区社会福祉協議会）
14年	計画・整備担当課設置（副参事を再編）	地域保健福祉審議会より「社会福祉の基礎構造改革を踏まえ、21 世紀の世田谷区における新しい保健福祉についての起草委員会」報告書
15年	世田谷特区ＮＰＯ有償運送協議会設置	
16年	子ども部設置、国保・年金課設置（国保課と年金課の統合）	地域保健福祉審議会より「地域保健医療福祉総合計画について」（答申） 「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」策定
17年	成年後見支援センター開設	

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
18 年	保健福祉部と在宅サービス部を統合・再編（部内を法制度別に再編、保健医療・保護担当課、高齢施策推進課、障害施策推進課、障害者地域生活課、保険料収納課を設置）、世田谷保健所に感染症対策課を設置、介護予防担当部を設置	保健福祉サービス向上委員会設置
19 年	福祉人材育成・研修センター開設	保健福祉サービス向上委員会より「区民が安心して良質な福祉・介護サービスを利用するために」（答申） 6 月「世田谷区医療介護連携推進協議会」設置
21 年	保健福祉部と介護予防担当部を再編（保健福祉領域全般及び保健医療体制、障害施策に係る課で構成する保健福祉部と、地域福祉及び高齢施策に係る課で構成する地域福祉部に再編）、保健福祉部に指導担当課を設置、子ども部に要支援児童担当課を設置	
22 年	梅ヶ丘整備担当部を設置	
23 年	保健医療担当課を計画調整課に統合	
24 年	子ども部の子ども家庭支援課と要支援児童担当課を再編（子ども部に子ども育成推進課と子ども家庭課を設置、保健福祉部に障害施策推進課発達障害・施設担当を設置）	
25 年	子ども部に保育計画・整備支援担当課と若者支援担当課を設置、保健福祉部指導担当課に社会福祉法人認可・検査担当を設置 世田谷区子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」開設 保健福祉部に臨時福祉給付金担当課を設置	地域保健福祉審議会より「地域保健医療福祉総合計画について」（答申） 「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」策定 保健福祉サービス向上委員会より「福祉サービスの質を高めるための評価のあり方と評価結果の活用に向けて」（答申）
26 年	保健福祉部及び地域福祉部を再編し、保健福祉部、障害福祉担当部、高齢福祉部を設置 地域福祉部生涯現役推進課を生活文化部へ移管 子ども部の名称を子ども・若者部に変更	10 月　地域包括ケアの地区展開モデル事業を砧地区で開始（まちづくりセンターに、あんしんすこやかセンターと社会福祉協議会が入り、身近な福祉の相談と社会資源の開発を行う）
27 年	子ども・若者部に保育認定・調整課を設置 保健福祉部指導担当課を指導調整係とサービス向上担当に再編	7 月　地域包括ケアの地区展開モデル事業を池尻、松沢、用賀、砧、上北沢の 5 地区で実施
28 年	保健福祉部に、地域包括ケア担当参事を設置	7 月　地域包括ケアの地区展開を全地区で実施
29 年		3 月　保健福祉サービス向上委員会より「保健福祉サービスにおける苦情対応・事故防止のための区の役割や実効性のある取り組みについて」（提言）
30 年	保健福祉部に調整・指導課（計画調整課と指導担当課の統合）を設置 保育担当部を設置（子ども・若者部から保育担当部門を移管） 子ども・若者部に児童相談所開設準備担当課を設置 各総合支所に保健福祉センターを設置 総合福祉センター廃止	
31 年（令和元年）	障害福祉部を設置（担当部より再編）、障害保健福祉課を設置 児童相談所開設準備担当部を設置（子ども・若者部から児童相談所開設準備部門を移管） 総合支所保健福祉センターに子ども家庭支援課を設置 東京リハビリテーションセンター世田谷開設	3 月　保健福祉サービス向上委員会より「苦情審査会とサービス向上委員会の連携による質の向上の取り組みについて」（提言）

年度	施設・行政組織	推進体制・報告等
令和 2年	保健医療福祉総合プラザ開設 世田谷区立児童相談所を設置 梅ヶ丘拠点整備完了に伴い、梅ヶ丘拠点整備担当部を廃止 保健福祉部を保健福祉政策部に改称し、調整・指導課及び副参事（計画担当）を保健福祉政策課及び保健医療福祉推進課に再編 児童相談支援課を設置（児童相談所開設準備担当部と子ども・若者部から児童相談所支援部門と要保護児童支援担当部門を統合） 保育担当部を保育部に改称 砧ボランティアビューロー準備室開設 世田谷保健所に地域保健課、各地域に保健相談課を設置 住民接種担当部を設置	
令和 3年	保育部保育計画・整備支援担当課を保育運営・整備支援課に、副参事（幼児教育・保育推進担当）を副参事（乳幼児教育・保育支援担当）に再編 乳幼児教育支援センターを開設 子ども・若者部に子育て世帯特別給付金担当課を設置 住民接種担当部に住民接種担当参事及び住民接種統括担当課を設置 保健福祉政策部に臨時特別給付担当課を設置 世田谷保健所に副参事（感染症危機管理担当）を設置	4月　厚労省の任意事業である重層的支援体制整備事業を23区で初めて実施。 1月　地域包括ケアの地区展開について、松原地区の三者一体整備が完了し、全28地区の三者一体整備が完了。
令和 4年	子ども・若者部子ども育成推進課と若者支援担当課を子ども・若者部子ども・若者支援課に組織改正 児童相談所に副参事（人材育成担当）を設置 子ども・若者部子育て世帯特別給付金担当課を廃止 世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」開設 12月　代田ボランティアビューロー廃止	
令和 5年	梅丘ボランティアビューローを北沢ボランティアビューローに名称変更 烏山ボランティアビューロー開設 保健福祉政策部臨時特別給付金担当課を廃止し、保健福祉政策課に臨時特別給付担当を設置 保育部保育課、保育認定・調整課、保育運営・整備支援課を子ども・若者部保育課と保育認定・調整課に再編 子ども・若者部に副参事（保育の質向上担当）、（児童施策推進担当）を設置 住民接種担当部を廃止し、世田谷保健所に住民接種担当課を設置	10月　地域保健福祉審議会より「地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について」（答申） 3月　「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」策定（重層的支援体制整備事業実施計画、世田谷区成年後見制度利用促進基本計画、世田谷区再犯防止推進計画を包含）
令和 6年	障害福祉部に副参事（情報化推進・施設整備担当）を設置 世田谷保健所住民接種担当課を廃止 世田谷保健所の副参事（感染症危機管理担当）を副参事（健康危機管理担当）へ改称	4月　重層的支援体制整備事業について、ひきこもり支援を中心とした体制から、その他の課題や狭間の支援ニーズを抱えた方への支援体制に拡充
令和 7年	地域包括ケア担当参事を保健福祉政策部長に加え各総合支所保健福祉センター所長が兼務、配置	
令和 8年	子ども・若者部に保育待機児対策担当副参事を設置 世田谷区終活支援センター開設	

3. これまでの取組み

（1）地域保健福祉推進条例の制定と推進の仕組みづくり

人としての尊厳が保たれ、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会を築いていくため、保健福祉の向上と増進は重要であり、そのための諸施策の実現に向け、区、区民及び事業者等がそれぞれ主体性を持ちながら協働して取り組むことが必要である。このことを世田谷区の意思として明確にするため、平成８年３月に「世田谷区地域保健福祉推進条例」を制定した。

【条例の基本理念】

①「すべての区民が、生涯を通じて共に健康で安心して暮らしていくことができるまちづくりの推進」

②「援助を必要とするすべての区民が、適切な保健福祉サービス、介護保険サービス及び障害福祉等サービスを享受することができるまちづくりの推進及び区民の主体的な参加によって支えていくしくみの充実」

③「すべての区民に、社会的に公正な生活水準が保障され、保健、医療、福祉、教育などの連携の下に、健康で安心して生活を営むことができる施策を推進することによる共に支え共に生きる社会の実現」

【施策の基本方針】

① 地域保健福祉の基盤整備、②健康づくりの推進、③在宅サービスの推進、④施設及び住まいの整備、⑤子どもへの支援、⑥家庭への支援、⑦就労への支援、⑧情報収集に関する支援及び消費者の権利に関する支援

【推進の仕組みづくり】

条例の基本理念を実現するため次のような仕組みづくりを進めてきた。

①　推進計画の策定

地域保健福祉に係る施策を総合的、計画的に進めるための推進計画や区、区民及び事業者等が行うべき行動指針を策定。（世田谷区地域保健医療福祉総合計画）

②　地域保健福祉審議会の設置

区長の附属機関として施策を総合的、計画的に推進するための調査審議をする世田谷区地域保健福祉審議会を設置。（平成８年）

・　学識経験者、区民（福祉団体・医療関係団体等）23 人以内の委員で構成

答申　「世田谷･地域保健福祉社会の構築」（平成 9 年 9 月）、「子どもを取り巻く環境整備について」（平成 10 年 11 月）「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」（平成 12 年 1 月）、「健康せたがやプランについて」「保育サービスのあり方について」（平成 14 年 2 月）、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画について」（平成 16 年 7 月）、「せたがやノーマライゼーションプランの策定について」（平成 17 年 7 月）、「世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改訂について」（平成 17 年 12 月・同 20 年 11 月・同 23 年 12 月）、「世田谷区障害福祉計画の改訂について」（平成 23 年 12 月）、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画について」（平成 25 年 10 月）、「せたがやノーマライゼーションプラン及び第４期世田谷区障害福祉計画の策定について」「第 6 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について」「子ども計画（第 2 期）の策定について（平成 26 年 11 月）、「第 5 期世田谷区障害福祉計画の策定及びせたがやノーマライゼーションプランの見直しについて」「第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について」（平成 29 年 11 月）、「せたがやノーマライゼーションプランー（仮称）世田谷区障害施策推進計画ーの策定について」「第 8 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について」（令和２年 11 月）、「世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について」「せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定にあたっての考え方について」「第 9 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について」（令和 5 年 10 月）

③ 保健福祉サービス苦情審査会の設置

区が行う保健福祉サービス等の適用又は提供に係る区民からの苦情を的確に処理するため、世

田谷区保健福祉サービス苦情審査会を設置。（平成 8 年 10 月）

- 区長の附属機関として設置され、保健、医療、福祉、法律などの各分野から選任された委員で構成されている。
- 区が行う保健福祉サービス等のサービスの適用や提供について苦情の申立てがあったときは、区長からの諮問に基づき、委員が中立公正な立場から解決に向け審査し、区長に対しサービスの是正や改善などの意見を述べる。
- 区長は、この審査会の意見を尊重し、苦情処理やサービスの改善等を行う。

④ 保健福祉サービス向上委員会を設置

保健福祉サービス等の向上を推進するうえで必要な支援・指導等に関する事項を調査審議するため、世田谷区保健福祉サービス向上委員会を設置。（平成 18 年 4 月 1 日）

- 区長の附属機関として設置され、保健、医療、福祉、法律などの各分野から選任された委員で構成されている。
- 委員会は区長からの諮問に基づき、区が取り組むべき課題や方向性等を審議し、区は委員会の意見を尊重し、今後の取組みに反映させる。
- 平成 20 年 3 月に「区民が安心して良質なサービスを利用できる環境を整備するための区の役割について」の諮問に基づく答申を、平成 26 年 1 月に「東京都福祉サービス第三者評価の成果を踏まえた今後の福祉サービスの質の評価のあり方について」の諮問に基づく答申を区長あてに提出した。

（2）「地域保健福祉」の推進体制

区は、保健と福祉の縦割行政の弊害を排し、区民本位の保健福祉サービスを創りあげるため、全庁をあげて保健と福祉を統合した「地域保健福祉」の推進体制を整備し取り組んでいる。

また、社会情勢の変化や制度改正、新たな地域課題に対応するため、継続的に組織体制の見直しを行っている。以下には、地域保健福祉の推進体制の充実・強化に関わる主な組織改正について記載する。

① 平成 9 年度～11 年度

保健所と福祉事務所を機能的に再編し、5 つの地域に保健福祉センターを設置するとともに、新たなサービスの提供手法としてケアマネジメントシステムを導入した。また本庁組織についても、食品衛生や環境衛生、感染症対策等に高度専門的に対応する世田谷保健所を設け、機能別組織として保健福祉の総合調整や子ども政策を担当する保健福祉部と、対象者を問わず在宅支援のためのサービスを提供する在宅サービス部に再編した。

② 平成 16 年度～18 年度

子ども施策を総合的に行う子ども部を設置、平成 18 年度からは、大幅な制度改正への迅速かつ円滑な対応や予防型行政の推進などのため、保健福祉部と在宅サービス部を統合・再編成するとともに、介護予防担当部を設置した。

③ 平成 19 年 6 月

高齢者等が在宅等で安心して療養することができる体制の構築に向け、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、在宅療養支援体制の整備や地域医療関係者の人材育成等に関する協議・検討を行うため、「世田谷区医療連携推進協議会」を設置した。

④ 平成 21 年 4 月

介護予防をはじめとした高齢者施策の総合的な展開等を図るため、保健福祉領域全般に係る課題対応、保健医療体制の整備及び障害者施策を推進する保健福祉部と、地域福祉及び高齢者施策を総合的に推進する地域福祉部に再編した。また、保健福祉サービスの質の向上のための事業者指導体制を強化するため、保健福祉部に指導担当課を設置するとともに、児童虐待の予防から対応までの体制及び発達障害児支援の充実・強化を図るため、子ども部に要支援児童担当課を設置した。

⑤ 平成 22 年 4 月

平成 22 年 3 月に閉院した都立梅ヶ丘病院の跡地全体を対象として、保健医療福祉サービスの全区

的な拠点を中心に整備・展開する考え方のもと、跡地を取得する方向での検討を進めるため、梅ヶ丘整備担当部を設置した。

⑥　平成 24 年 4 月

障害者自立支援法改正に伴い発達障害支援を総合的に進めるために、子ども部より発達障害児施策を保健福祉部へ移管した。また、国が検討している「子ども・子育て新システム」による子ども施策の再構築を行なうとともに、子どもの人権擁護体制の構築や児童虐待予防の体制強化を図るため、子ども部子ども家庭支援課と要支援児童担当課を再編し、子ども育成推進課と子ども家庭課を設置した。

⑦　平成 25 年 4 月

悩みを抱え、生きづらさを感じている若者や居場所を求めている若者が、社会への参加や地域の担い手として活躍できるよう、庁内各分野及び関係機関が連携し、効果的かつ総合的な支援に取り組むため、子ども部に若者支援担当課を設置した。また、国の地域主権改革に伴い、権限の移譲（社会福祉法人の認可等及び指導検査）に対応するため、保健福祉部指導担当課に社会福祉法人認可・検査担当を設置した。

⑧　平成 26 年 4 月

高齢者福祉及び障害者福祉に特化した推進体制の強化を図るとともに、区民にわかりやすい組織名称とするため、保健福祉部及び地域福祉部を再編し、保健福祉部、障害福祉担当部、高齢福祉部を設置した。

若者支援施策の充実を図るため、子ども部を子ども・若者部に改称した。

生涯現役施策について、高齢者を地域のまちづくりや支えあい活動などの担い手として参加を促進するための施策として推進するため、地域福祉部生涯現役推進課を生活文化部へ移管した。

⑨　平成 28 年 4 月

地域包括ケアの地区展開の全地区実施を着実に推進するため、保健福祉部に地域包括ケア担当参事を新設した。

⑩　平成 30 年 4 月

地域包括ケアシステムの推進に向けて、計画調整課及び指導担当課を調整・指導課及び副参事（計画担当）へ再編した。

保育待機児解消に向けた整備促進と保育の質の充実を強化するため、子ども・若者部を再編し、子ども・若者部、保育担当部を設置した。また、児童相談所の開設に向けて、児童相談行政の再構築や施設整備等の準備を着実に進めるため、子ども・若者部に児童相談所開設準備担当課を設置した。

児童相談所の移管等を踏まえた保健福祉部門の強化に向けて、総合支所に保健福祉センター所長を配置した。

⑪　平成 31 年 4 月

精神障害者施策や障害児支援を充実するため、障害保健福祉課を新設し、障害福祉担当部を障害福祉部に改称した。

児童相談所の開設に向け、児童相談行政の再構築や施設整備等の準備を着実に進めるため、児童相談所開設準備担当部及び、児童相談所開設準備担当課、児童相談所運営計画担当課、一時保護所開設準備担当課を設置した。

児童相談所の移管等を踏まえた保健福祉部門の強化に向けて、総合支所に子ども家庭支援課を設置した。

⑫　令和 2 年 4 月

保健医療福祉総合プラザ、世田谷区立児童相談所を開設した。

梅ヶ丘拠点整備完了に伴い、梅ヶ丘拠点整備担当部を廃止した。

保健福祉領域の政策強化及び重要施策等の推進に取り組むため、保健福祉部を保健福祉政策部に改称し、調整・指導課及び副参事（計画担当）を保健福祉政策課及び保健医療福祉推進課に再編した。

児童相談所開設に伴い、児童相談所開設準備担当部を廃止し、子育て支援施策と児童相談所業務の円滑な連携・調整業務を担う児童相談支援課を子ども・若者部に設置した。

保育担当業務の一層の推進を図るため、保育担当部を保育部に改称した。

⑬　令和２年９月

新型コロナウイルス感染症に係る体制強化を図るため、世田谷保健所に地域保健課を、各地域ごとに保健相談課を設置した。

⑭　令和３年２月

新型コロナウイルス感染症に係る住民接種体制の強化を図るため、住民接種担当部を設置した。

⑮　令和３年４月

私立保育園への支援の充実に向け、保育園の整備から開園後の運営支援までを一体的に進めるため、保育部保育計画・整備支援担当課を保育運営・整備支援課に、副参事（幼児教育・保育推進担当）を副参事（乳幼児教育・保育支援担当）に再編した。

⑯　令和３年６月

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等の給付事務を円滑に遂行するため、子育て世帯特別給付金担当課を設置した。

⑰　令和３年７月

新型コロナウイルス感染症に係る住民接種体制の強化を図るため、住民接種担当参事を設置した。また、住民接種業務の一体的かつ効率的な運営を図るため、部内の役割分担及び組織体制を見直し、住民接種統括担当課を設置した。

⑱　令和３年12月

子育て世帯・住民税非課税世帯への臨時特別給付金等の給付事務を円滑に遂行するため、保健福祉政策部に臨時特別給付担当課を設置した。

世田谷保健所に副参事（感染症危機管理担当）を設置した。

⑲　令和４年４月

子ども・若者部子ども育成推進課と若者支援担当課を子ども・若者部子ども・若者支援課に再編した。

児童相談所に副参事（人材育成担当）を設置した。

子ども・若者部子育て世帯特別給付金担当課を廃止した。

⑳　令和５年４月

保健福祉政策部臨時特別給付金担当課を廃止し、保健福祉政策課に臨時特別給付担当を設置した。

障害施策推進課に施策推進担当を設置した。

保育部保育課、保育認定・調整課、保育運営・整備支援課を子ども・若者部保育課と保育認定・調整課に再編した。

子ども・若者部に副参事（保育の質向上担当）、（児童施策推進担当）を設置した。

住民接種担当部を廃止し、世田谷保健所に住民接種担当課を設置した。

㉑　令和６年４月

障害者の地域移行に関する課題への対応や障害者施設の今後のあり方の検討、障害児者施設の計画的な整備、業務のデジタル化など部内横断的に障害施策を推進するため、副参事（情報化推進・施設整備担当）を設置した。

令和６年度からの新型コロナウイルスワクチンの定期接種化に伴い、住民接種担当課を廃止した。

世田谷保健所の副参事（感染症危機管理担当）を副参事（健康危機管理担当）へ改称した。

㉒　令和７年４月

地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現を目指し、地域包括ケア担当参事を保健福祉政策部長に加え各総合支所保健福祉センター所長も兼務、配置した。

㉓　令和８年４月

保育待機児対策を着実に推進するため、保育待機児対策担当副参事を設置した。

（３）新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、令和２年１月に国内初の感染が確認された後、急速に感染を拡大させ、

社会や経済に甚大な被害をもたらし、令和３年度以降は変異株の感染が拡大するなど、世界中に脅威を与え、猛威を振るった。

国はこの未曾有の事態に対応するため、令和２年４月、令和３年１月、同年４月及び同年７月の４度にわたり緊急事態宣言を発出し、不要不急の外出や移動について自粛を要請するなど、感染拡大防止に向けた緊急対策を実施した。区においても、区民生活や地域医療、事業活動を守り抜くため、保健所機能の強化やクラスターの抑止等を目的としたPCR検査（社会的検査）の実施、地域医療体制の確保を図るための医療機関支援、区民が迅速かつ安全にワクチン接種を受けられる体制の整備など、様々な感染予防の取り組みを実施した。

令和５年５月８日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から５類感染症に移行された。

令和６年４月、次の新興・再興感染症発生時の一助となるよう、約４年に渡った取組みについて「新型コロナウイルス感染症　世田谷区の対応記録」として取りまとめた。

4. 地域保健医療福祉の推進に向けて

（1）地域保健医療福祉総合計画の策定

区では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、これまで地域福祉計画（平成 7～16 年度）、地域保健医療計画（平成 10～15 年度）、地域保健医療福祉総合計画（平成 17～26 年度）、地域保健医療福祉総合計画（平成 26～35 年度）を策定し、保健、医療、福祉の各分野にかかる基本的な方向を定めてきた。

区政全体では、平成 25 年度に、これから 20 年の区のあるべき姿を、区民、事業者、行政がともに実現していくための指針として「世田谷区基本構想」と、この基本構想を具体化していくための「基本計画」を策定した。令和 5 年度には、この間の社会動向などを踏まえ、今後 8 年間（令和 6～13 年度）の「基本計画」を策定した。

これらの区政の基本的な方向性を踏まえるとともに、今後 8 年間の保健医療福祉の基本的な考え方を示す、新たな世田谷区地域保健医療福祉総合計画を策定した。本計画は、改正社会福祉法に基づき新たに創設された重層的支援体制整備事業の「実施計画」、成年後見制度利用促進法に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、再犯防止法に規定する「市町村再犯防止推進計画」を包含する。

（2）地域保健医療福祉を推進する計画の体系

世田谷区地域保健医療福祉総合計画に基づき、高齢者分野では、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者分野では、せたがやインクルージョンプラン（世田谷区障害施策推進計画）、子ども分野では、子ども・若者総合計画、健康分野では、健康せたがやプランなどの分野別計画を策定し、様々な施策を進めてきた。

また、地域福祉を推進する両輪の計画である、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会が策定する「世田谷区住民活動計画」と連携を図っている。

【基本計画と保健福祉領域の計画体系イメージ】※世田谷区地域保健医療福祉総合計画より

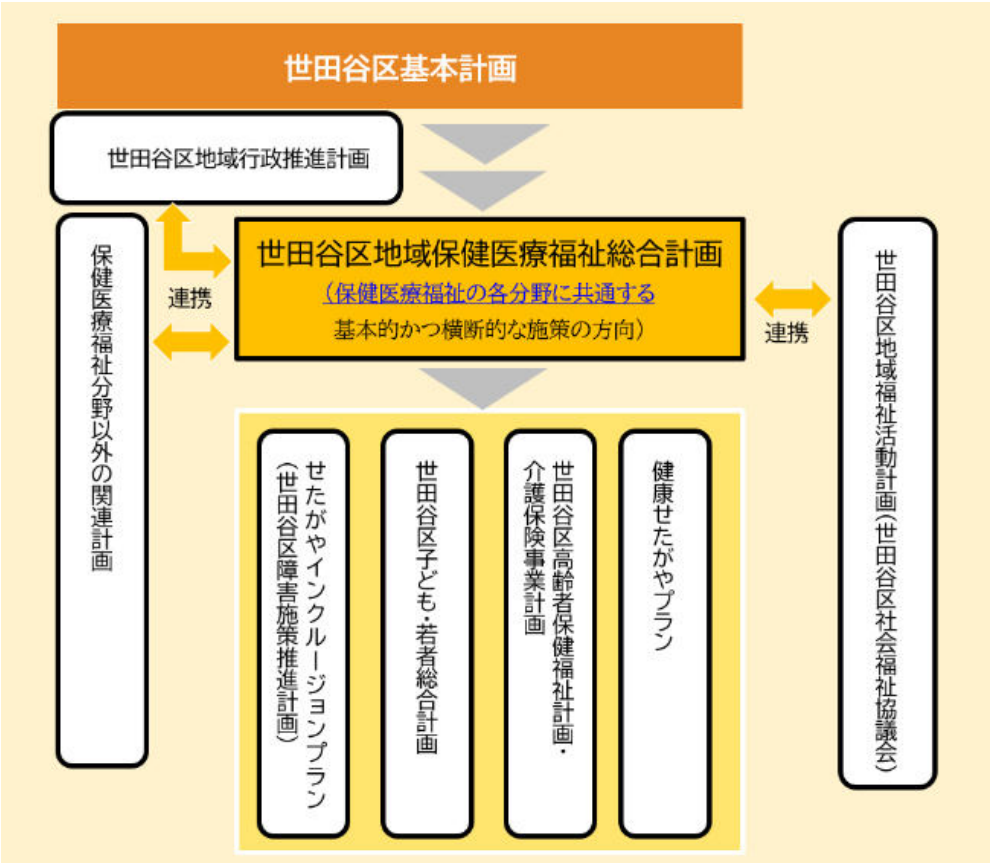

5. 地域保健福祉の主要な取組み

（1）地域保健医療福祉の総合的推進

① 地域保健医療福祉総合計画の進行管理

令和6年度からの8年間の保健、医療、福祉の基本的な考え方を示す計画として策定した「地域保健医療福祉総合計画」（以下総合計画という）の進行管理を着実に行うとともに、「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画ー」、「子ども・若者総合計画（第3期）」、「健康せたがやプラン（第三次）」等の進捗を確認し、保健医療福祉の施策や基盤の整備を計画的に推進する。

② 世田谷版地域包括ケアシステムの強化

世田谷区における地域包括ケアシステムの取組みのひとつである、まちづくりセンターにあんしんすこやかセンターと社会福祉協議会が入り、身近な福祉相談の充実と地域の人材や社会資源の開発・協働を進める地域包括ケアの地区展開を平成28年7月から全地区で実施している。令和4年度からは、三者に児童館を加えた四者連携により地区課題の解決に取り組んでいる。これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」「福祉サービス」「住まい」「予防・健康づくり」「生活支援」を各分野において推進してきたが、多様化したニーズに応えるため、総合計画の策定に伴い、令和6年度から「就労」「教育」「社会参加」「防犯・防災」を新たな要素として加え、世田谷版地域包括ケアシステムを強化している。

③ 重層的支援体制整備事業の活用

令和3年度より厚生労働省が地域共生社会の実現に向け、「包括的相談支援事業」「地域づくり支援事業」「参加支援事業」の3つの事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を実施した。区では既存事業及びひきこもり支援に活用してきたが、総合計画の策定に伴い、令和6年度からひきこもりを含め複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方へ対応するよう支援体制を拡充し、より一層の地域福祉の推進を図っている。

④ 在宅医療・介護連携の推進

高齢化の進展等に伴い医療・介護ニーズが増大する中、区民が必要な医療・介護を受けながら住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護保険制度の地域支援事業に位置付けられている在宅医療・介護連携推進事業の事業体系に沿って、在宅医療・ＡＣＰの普及啓発や医療職・介護職のネットワーク構築、医療・介護の情報共有等の具体的な事業展開を図り、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に取り組んでいく。

⑤ 全区的な保健医療福祉拠点の運営

保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」については、全区的なバックアップ体制の構築のため、区複合棟の保健医療福祉総合プラザを運営し、総合プラザ内事業者及び民間施設棟との連携促進により、保健福祉の全体調整機能を向上させ、災害時医療救護本部等の円滑な運営体制を確立していく。

（2）権利擁護の推進と保健福祉サービスの質の向上

① 成年後見制度等

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、後見人の担い手の確保や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及を図り、判断能力が十分でない方の権利擁護を推進する。また、「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（令和6年度～13年度）」に基づき、中核機関と位置付けた成年後見センターとともに地域連携ネットワーク構築により連携を強化し、制度の利用促進を図る。

② 保健福祉サービスの質の向上に向けた取組み

東京都の補助金を活用し、サービス提供事業者の第三者評価受審を促進するとともに、事業

者等より提出された苦情・事故報告書に基づき、事業者への助言や質の向上につながる情報提供を行う。また、世田谷区保健福祉サービス向上委員会において、保健福祉サービス等の向上を推進する上で必要な支援・指導等に関する事項を調査・審議する。

③　保健福祉サービスの苦情対応

区民から申立てされた保健福祉サービスに関する苦情に対して、条例の規定に基づき世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に諮問し、中立公正な立場からの意見を受けることで、苦情への適切な対応やサービスの質の向上を図る。

（3）障害者等の地域生活支援

①　障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消

心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現するための「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」及び区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めた「世田谷区手話言語条例」の趣旨を区民等に広く周知するとともに、条例に基づく施策を行うことで、障害に対する理解を広め、地域における相互理解を深めていく。

②　安心して暮らし続けることができる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区民、事業者、医療機関、教育機関、活動団体、NPO 団体等の地域の多様な主体の参加・協力のもと、地域の課題解決に取り組んでいく地域づくりを推進する。令和 2 年度に策定し、令和 5 年度に更新した「障害者施設整備等に係る基本方針」及び令和 5 年度に策定した「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方について」に基づき、生活介護等の通所施設や特に重度障害者向けのグループホームの整備、医療的ケアを含めた重度障害者（児）を身近な地域で受け入れるための環境整備等に取り組むとともに、障害者の高齢化や重度化、親なき後を見据え、障害者の地域生活支援機能の強化を推進していく。

③　参加及び活躍の場の拡大のための施策

障害の有無や障害種別にかかわらず誰もが自然に社会の中に参画する状態を目指すため、障害者の就労支援として、障害者がその特性に応じた働き方を見つけることができるよう、「せた JOB 応援プロジェクト」や農福連携事業の推進により多様な働く場の確保に取り組む。また、余暇活動の充実や自己表現の場として重要である、スポーツや文化活動等への社会参加や、障害者や家族が目的に応じて居心地のいい場所を選択し、安心して過ごすことができるよう、多様な場づくりを進める。

④　情報コミュニケーションの推進のための施策

障害の特性に応じた情報提供や意思疎通を支援するため、情報コミュニケーション施策を拡充させるとともに、デジタルツールを使う人とそうでない人との情報格差（デジタルデバイド）が生じないよう、障害者本人がデジタルツールを活用し、自ら情報取得やコミュニケーションを円滑にとることができるように、講習会等の機会拡充に取り組む。

（4）地域福祉等の推進

①　地区・地域でつながり続ける支援の実施と住民との協働による地域づくりの推進

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者連携を基盤に、生活上の課題を抱えた方へのアウトリーチ等による福祉的課題の早期発見・継続支援、活動への参加や地域づくりの支援、多様な NPO や住民等との連携による生活支援サービスの開発などに取り組む。

② 避難行動要支援者支援

高齢者、障害者など自力での避難が困難な避難行動要支援者を支援するため、町会・自治会との協定締結や、事業者等との連携による安否確認体制を整備するとともに、福祉避難所の円滑な開設及び運営に向けた取組みを進める。また、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成を進める。

③ 生涯現役の社会づくり

生涯を通じて元気に暮らすことができる地域社会を目指し、中高年世代の区民が主体的に様々な地域活動に参画できる仕組みづくりを推進するため、「せたがや生涯現役ネットワーク」への支援を行う。

④ 生活福祉の推進

生活困窮者・生活保護受給者の自立支援の取組みとして、主にハローワーク等の就労支援による自立が可能と見込まれる者については、砧総合支所の「就職サポートコーナーきぬた」に配置された就職支援ナビゲーター（ハローワーク職員）が生活支援課と連携し、早期に効率的な支援を行う。一方、より個別的、重点的、包括的な支援が必要となる者については、「ぷらっとホーム世田谷」において生活困窮者自立支援法に基づく支援等を行い、障害者就労支援センター、世田谷若者総合支援センター等関係機関と連携して地域での自立生活定着までを支援する。

⑤ ひきこもり支援の推進

ひきこもりの状態を含む、社会との接点が希薄な方や社会との接点がもちづらい状況にある方とその家族が、気軽に相談・支援につながることができ、自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指し、令和4年4月に世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を開設した。「リンク」では、生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」と子ども・若者総合相談センター「メルクマールせたがや」の2機関を中心に、関係機関と連携しながら当事者・家族の課題やニーズに寄り添ったきめ細やかな支援に取り組む。また、ひきこもりへの社会的理解を促進する。

（5）高齢者等の地域生活を支える環境の整備

① 介護予防の総合的な推進

区では、平成28年4月に介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）を開始し、従前相当サービスや区独自基準のサービス等、介護事業者によるサービスのほか、住民参加型・住民主体型のサービス、短期集中型サービス等、NPO、ボランティア等による多様なサービスの拡充を目指している。引き続き、総合事業を円滑に実施するとともに、介護予防・自立支援における社会参加の重要性の普及啓発や区民の支えあい意識の醸成を図り、社会参加による介護予防の取組み及び多様な主体によるサービスの充実を図っていく。

② あんしんすこやかセンターの充実

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者が一体となって、四者が持つノウハウを共有して地区の課題を把握し、その解決のために協働して地域の人材や社会資源の開発に取り組む。

高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、四者で連携して、高齢者に加え、障害者、子育て家庭、生活困窮者等の相談に対応し、情報提供を行い、適切な担当組織・専門機関等へつなぎ、支援に結びつける。また、在宅医療等に関する相談を受ける在宅療養相談窓口を充実し、相談機能の強化を図る。

あんしんすこやかセンターの事業運営の質の確保・向上のため、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ評価を行う。

また、令和7年4月からの新たな事業者による運営への円滑な移行に向けて令和5年度から着手している次期委託期間（令和7年度～12年度）の地域包括支援センター運営事業者の選

定について、実施するとともに、あわせて、条例改正による人員体制の拡充の実現と、関係部署との連携による執務スペースの確保等の執務環境の整備に取り組む。

③　安全・安心の取組み

４つの見守り施策である、24 時間 365 日の電話相談や定期的な電話訪問を行う「高齢者安心コール」や、介護保険サービスを利用していない等の対象高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターを中心に行う「あんしん見守り事業」、住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」を推進しつつ事業者とも見守りに関する協定締結を進める。さらに、令和８年４月よりＩＣＴを活用した見守り機器による、ひとりぐらし高齢者の見守り機器利用補助事業を開始し、既存のアナログ的見守りとの組み合わせにより家庭内での緊急事態の不安を解消し、安心して在宅生活を継続するための重層的な施策を展開する。

認知症により外出先から帰れないなどの不安がある高齢者へ「高齢者見守りステッカー」を配付し、保護された場合に緊急連絡先に速やかにつなぐほか、警察署や社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、認知症の高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう取り組む。

また、加齢により聴力が低下した高齢者に補聴器の購入費用の一部を助成し、日常生活の質の向上や認知機能の低下防止に努める。

④　高齢者施設の整備促進

要介護高齢者等が地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービス拠点や特別養護老人ホーム等の高齢者施設の整備促進を図る。整備にあたっては、地域医療介護総合確保基金や都の補助制度等を活用するとともに、区有施設や大規模団地の建替えなどの機会をとらえ、多様な手法により整備を促進していく。

（6）介護保険の円滑な運営・サービスの充実

①　介護保険の円滑な運営

第 9 期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付や要介護認定の適正化、自立支援・重度化防止に資する研修等に引き続き取り組むとともに、介護職員の負担の軽減や処遇の改善、介護現場における生産性の向上に向け、介護事業所におけるケアプランデータ連携システムの活用を促進する事業を行っていく。また、低所得者等に配慮し、介護保険料や介護サービスの利用者負担の軽減も引き続き実施していく。

②　介護予防と認知症在宅支援の推進

介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体のサービスの充実を図るなど、高齢者の社会参加を促し、支えあいの地域づくりと介護予防を推進する。また、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」及び令和 6 年 3 月策定の「第 2 期世田谷区認知症とともに生きる希望計画（令和 6 年度～令和 8 年度）」に基づき、認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策の総合的な推進を図る。

③　介護人材の確保・育成、定着支援

区の将来人口推計によると、今後 10 年間は後期高齢者が増加する見込みであり、特に 90 歳以上の要介護認定者数の増加が顕著となるとの予測から、介護人材の確保、育成・定着支援は、喫緊の課題となっている。介護職員の資格取得に関する助成事業や特別養護老人ホーム等への研修費助成、職員の資質向上に資する様々な研修などをとおし、引き続き介護職員のキャリアアップを支援していく。

また、さらなる介護人材の確保、定着支援のため、引き続き宿舎借り上げ支援事業や介護人材採用活動経費助成等の事業を着実に取り組んでいくほか、特に若い世代の人材を確保するため、さらなる介護職の魅力向上を推進していくとともに、若年層を中心に働き方が多様化している現状をふまえ、介護事業所におけるスポットワークの活用を支援し、介護の担い手の裾野

を広げることで介護人材不足の解消を目的とした「スポットワーク支援助成事業」を実施する。

加えて、物価高騰や介護人材の不足等、社会状況の急激な変化による影響を受け、経営状況が厳しい中、生産性の向上や介護職員の処遇改善等につながる経営改善の意欲のある区内の介護事業者に対して経営診断を行い、抽出された課題の解決に向けた改善策を提案し、改善策が効果的に実行されるよう進捗確認や助言などのサポートを行う「世田谷区介護事業者経営改善支援事業」を実施していく。

さらに、令和６年度を初年とする「第９期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念及び計画目標を実現するため、「介護人材対策推進協議会」を通じて介護サービス事業者や関係機関等との連携を図りながら、働きやすい環境整備の構築に向けた取り組みを検討していく。

（７）乳幼児期の子どもの育ちの土台づくりと成長の支援

① 保育待機児童対策

保育の需要に対応した保育施設の定員確保を更に進めるため、保育施設の新規整備を進めるとともに、既存保育施設の定員確保の取組みの充実を図る。

② 一時預かり事業等の利用料の無償化

東京都や国の保育料無償化の対象とならない、一時預かり事業等の利用料を区独自で無償化し、保育施設に在籍していない在宅子育て家庭等の経済的負担の軽減を一層図るとともに、地域の多様な支援につながりながら子育てができる環境を充実させる。

③ こども誰でも通園制度の実施

実施施設の意見を聞きながら、事業を通じた子どもの育ちの支援や保護者支援の観点等、事業の好事例なども共有しつつ、更なる参入促進のための必要な改善に取り組む。

（８）子どもの意見表明・参加・参画と成長・活動の支援

① 子どもの権利委員会

日常的に子どもが過ごす場や施設、施策および事業等において、子どもの権利をまもるため、子どもの権利委員会が権利保障の視点に立った調査・評価・検証を行う。第１期の調査テーマ「子どもの意見や思いの表明について」について、令和９年６月の提言に向けた検討を進めていく。

② ユースカウンシル事業の実施

子ども・若者が提起した課題や、区が提起した課題について、子ども・若者自らが議論を行い、区へ提言する。昨年度から検討を開始した各プロジェクトについての提言や報告を令和８年８月に実施する。

③ 民設民営の放課後児童クラブの整備・充実

令和６年４月より民設民営放課後児童クラブを５施設、令和７年度には６施設、令和８年４月には新たに２施設を開所し、現在 13 施設で運営が行われている。また、令和６年度に策定した民設民営放課後児童クラブの新たな整備計画に基づき施設整備を進めているが、賃料や物価の高騰等により、整備が想定どおりに進まない状況にあることから、マッチングの仕組みなども活用しながら、施設整備の推進に注力し、新ＢＯＰの規模の適正化を図る。

（９）若者が力を発揮できる環境づくり

① （仮称）世田谷地域青少年交流センター開設準備

令和 10 年３月に三軒茶屋駅至近のＳＴＫハイツに青少年交流センターを開設する。若者と地域・社会をつなぐ取組みや近接する関係機関との連携強化を通じ、若者自身が社会の真ん中にいると実感できる拠点とすることを目指し、若者の声を反映した開設準備を行う。

② 青少年交流センターの運営の充実とユースコーディネーターの配置

青少年交流センターの各種プログラムを充実させるとともに、悩みや課題を抱える若者や地域活動に参加・参画したい若者を適切な居場所や支援につなぐため、令和８年度から

は３センター全てにユースコーディネーターを配置し、更なるネットワークの強化を図る。

(10) 妊娠期からの切れ目のない子育て支援

① ５歳児健康診査の実施

幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に、令和８年度より、５歳児健康診査を実施する。方法は、保護者アンケート調査による健診（一段階目）と、調査により支援の必要性が高いと判断した子どもを対象とした集団健診（二段階目）の二段階方式とする。健診の円滑・着実な実施に加え、アンケート内容や集団健診対象基準及び地域のフォローアップ体制について、引き続き、両地区医師会・小児科医会や関係所管と実施結果を踏まえた検証を継続的に行い、健診の改善・充実に向けた検討を進める。

② 産婦健康診査の実施

母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態を把握するとともに、産後うつや新生児への虐待防止に活かすため、令和８年 10 月より都内共通受診方式により産婦健康診査を実施する。なお、令和６年度から実施している１か月児健康診査についても令和８年 10 月より都内共通受診票方式により実施する。

③ ほっとステイの実施及び拡充

保護者がリフレッシュできるよう、時間単位で理由を問わず利用可能な一時預かりである「ほっとステイ」を実施する。また、在宅子育て家庭等への支援の取組みを強化するため、おでかけひろば活用型のほっとステイを拡充する。

④ ファミリー・サポート・センター事業の充実

会員目線から利便性を高める検討を行う。また、新たな担い手確保のため、区による謝礼金の上乗せ等により援助会員の参加意欲を高める取組みを行うとともに、経済的負担の軽減等の観点から謝礼金体系等を変更し、子育ての相互援助活動を促進させることで事業の活性化を図る。

(11) 支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート

① 一時保護所分園の整備

区一時保護所における近年の保護児童数の増加による定員超過や、個室が確保できないことによる子どものプライバシー確保等の課題解消を図る緊急的な対応として、一時保護所の分園を令和 10 年３月の開設に向けて整備を進める。

② せたがや若者フェアスタート事業の見直し

児童養護施設や里親等のもとを巣立つ若者などの社会的自立を支援するため、せたがや若者フェアスタート事業（給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援、医療費支援）に取り組むとともに、せたエール（社会的養護自立支援拠点事業）による伴走型支援の充実を図る。あわせて、児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金のさらなる活用拡大も視野に、検討会を立ち上げ、逆境的体験があり困難な状況にある若者の課題とニーズを把握し、必要な支援の検討を行う。

③ 悩みや困難を抱える若年女性への居場所補助事業の実施

高校生世代から 24 歳以下の悩みや困難を抱える若年女性が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる「居場所」を創出し、日頃の悩みや女性に特化した悩みの相談対応等を行うことで、若年女性支援の充実を図ることを目的に、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用した補助事業として、令和７年度に公募型プロポーザルにより選定した事業者の運営による若年女性の居場所「ゆうカフェ」のモデル実施（令和７～８年度予定）を継続する。また、令和９年度以降の本格実施に向けて、本事業の評価検証を行う。

(12) 保健福祉分野と教育分野が連携した子ども・若者への支援

① 要保護児童支援協議会の枠組みを活用した関係機関との連携

学校をはじめとする関係機関と連携しながら、虐待を受けている子ども等に対し適切な支援を行っていくことに加え、支援対象児童等の早期発見や予防的取組みを推進する。また、要保護児童支援協議会の参加機関向けに児童虐待防止対策に関する研修会を実施することにより、関係機関の児童虐待対応にかかる資質の向上を図るとともに、各機関が日常的に顔の見える関係を構築する。

② 地区の子どもの見守り等のネットワーク強化に向けた取組み

新ＢＯＰ学童クラブの運営や児童館地域懇談会等を通じて、学校等と相互に課題を抱える子どもの情報を共有し、必要な支援につなげる等、日常的に子どもを見守り支えるネットワークを強化する。

③ 教育委員会・児童相談所との連携

保健福祉分野と教育分野がこれまで以上に連携していくため、定期的な会議（エデュケア会議）を開催し、意見交換を行う。また、各々の役割を理解し、連携協力を推進するため、教育委員会と子ども家庭支援センター、児童相談所が協力して幼稚園長・小中学校長合同研修会等を実施する。

(13) 子ども・若者の成長を支える地域社会づくり

① 子ども・若者基金の活用

子どもの育ちを見守り支える気運と寄附文化の醸成、啓発を図り、持続可能な仕組みとするとともに、子ども・若者基金の有効な活用策の充実を図る。

② ベビーシッター利用支援事業の実施

保護者が子育ての選択肢の１つとして、ベビーシッター事業の利用を選択しやすい環境を整備することを目的に、自宅等での預かりに対する安全確保策（見守り機器の購入費用等への補助、希望に応じた利用者宅でのシッティングへの区職員の立ち会い等）を講じた上で補助事業を実施する。

(14) 多様化する健康危機から区民を守る体制の強化

① 感染症対策及び新型インフルエンザ等対策の推進

令和８年３月に改定した「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を図るため、「世田谷区健康危機対処計画兼業務継続計画（感染症対策編）」及び「世田谷区感染症予防計画」の一部改定を行う。また、国の基本方針及び東京都の方針を踏まえつつ、「世田谷区感染症予防計画」の中間見直しを行う。

② 健康危機管理体制の整備

新型インフルエンザ等感染症や感染力の強い新興・再興感染症、大規模食中毒等の健康危機発生に備え、令和６年３月に策定した「世田谷区感染症予防計画」及び令和７年４月に新たに策定した「世田谷区健康危機対処計画兼業務継続計画（感染症対策編）」を踏まえ、非常時優先業務等に関する前年度の調査結果を踏まえた必要な調整を行い、必要に応じて改定を行う。

③ 災害時医療体制の強化

拠点病院や４師会を始めとする関係機関等と意見交換を行い、緊急医療救護所及び避難所救護所の見直しに向けた検討、調整を進め、実務訓練によるブラッシュアップ、災害医療運営連絡会を開催し関係機関等と合意形成を図りながら、災害時医療救護体制の再整備を行う。また、世田谷区地域防災計画に基づく取組みを実施し、国や東京都の動向に注視しながら、医療救護本部の機能の確立及び緊急医療救護所の運営の更なる具体化を進める。更に、区民に対して平時から災害時保健医療のポイント、概要などをホームページ等でも周知し、災害による健康障害のリスク低減等を図る。

災害医療に関する研修・訓練を災害に関連する庁内職員や、区内の災害医療関係職員向けに開催し、災害医療に関する基礎知識や行動を習得することで、区内災害従事者の災害対応力の向上を推進する。

災害発生時の世田谷区災対医療衛生部の行動を記載している「災対医療衛生部 世田谷区震災時職員行動マニュアル」について、現在使用しているマニュアルは令和元年に改定したものであり、令和元年以降に対応してきた活動場所の変更、医療救護体制の見直し、改定した地域防災計画の内容等が反映されていないことから、全面的な改定作業に取り組む。また、風水害時の職員の具体的な行動についても、現在はタイムラインのみの策定であり、具体的な職員の参集基準や職員の行動等が明示されていないことから、風水害時の職員行動マニュアルの新規策定を行う。

④ 食品・環境衛生の向上と安全の確保

食品・環境衛生の向上と安全を確保するために、営業施設に対する調査（検査）・指導体制を充実するとともに、講習会や相談事業を通じて、くらしの衛生に関する普及啓発を積極的に展開する。食品衛生協会、環境衛生協会等との連携を含め、ハサップ（HACCP）に対応する食品の監視指導、教育活動や広報活動を通じた食品及び環境衛生に関する正しい知識の普及等を進めつつ、施策に反映するように取り組む。食中毒等の飲食に起因する事故に対し、関係機関・団体との連携を図りながら、原因の究明、被害拡大の防止、再発防止策等の一連の措置を迅速かつ的確に行う。

(15) 健康せたがやプラン（第三次）に基づく総合的な健康づくりの推進

① 健康せたがやプラン（第三次）は、世田谷区健康づくり推進条例第1条で掲げる「区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる活力ある地域社会の実現」を基本理念に据え、区の責務、区民や地域団体、事業者の役割を踏まえ、それぞれが責務と役割を果たしつつ、必要な連携と協働のもとで、健康づくり施策を推進することとしている。

「生涯を通じた健康づくりの推進（11施策）」、「健康に関する安全と安心の確保（4施策）」及び「地域の健康づくり」を施策の柱に定め、区民一人ひとりの健康課題や各地域の特性に応じた事業等を区民や事業者等と協働しながら進めていく。

② 健康せたがやプラン（第二次）後期（平成29年度～令和5年度）から取り組んできた健康づくり運動のテーマである「健康せたがやプラス1（ワン）」を引き続きキーワードに、健康づくりプロモーションを進めるとともに、健康無関心層を巻き込む仕掛けや工夫を取り入れた取組みをリーディングプロジェクトとして位置付け、関係者・関係団体などと連携し、より戦略的かつ総合的に施策を推進していく。また、社会全体に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の拡大により明らかになった健康課題やコロナ禍で得た新たな知見を施策に活かし、重点的に取り組んでいく。

③ 健康せたがやプラン（第三次）は、計画期間の中間段階で評価を実施し、令和10年度から令和13年度までの後期計画として改定を予定している。令和8年度は、現行計画の取組みを進めるとともに、中間評価等を行い、後期計画の改定に着手する。

(16) 人と動物との調和のとれた共生社会の推進

令和5年度改定の「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン（第2次）」に基づき、以下の施策に取り組む。

①プランの基本理念について様々な世代、様々な立場の区民への周知啓発。

②「人と動物との共生推進のための連携協議会」の継続実施によるプランの進捗状況の管理と施策評価及び見直しの実施。

③飼い主の健康状態など様々な理由による飼育困難や多頭飼育崩壊等に至る前の予防として地域、地区で活動する動物連絡員制度について、さらなるマンパワーの充実と、地域と協働して取り

組む体制の強化。

④地域住民の理解のもと、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施し、餌や糞尿等一定のルールで適正に管理して、長期的に飼い主のいない猫の減少を図る「地域ねこ活動」を推進するとともに、新たな補助金制度を契機とした福祉的課題の発見と関係所管との連携強化。

⑤災害時におけるペット対応の推進。ペット同行避難の体制整備。

⑥動物関連施策へのふるさと納税を活用した施策の充実。

⑦狂犬病予防注射済票交付申請の電子申請事務の効率化。

(17) 住宅宿泊事業・旅館業の適正な運営

新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和後、国内、訪日を問わず旅行者数の増大に伴い、新規届出件数が増加傾向にある。良好な住環境を確保することを基本に、住宅宿泊事業の現状を届出や苦情の状況等から把握し、事業者が住宅宿泊事業を適切に運営できるように、宿泊者の衛生確保等について指導・助言、研修等を行う。

また、旅館業についても許可施設数が増加し、様々な課題があることから、住宅宿泊事業と旅館業の適正なあり方について、庁内関係所管と連携するとともに、外部有識者等から構成される協議会を開催、意見を聴取し、今後の施策に反映させていく。

6. 世田谷区の人口

(1) 人口の推移

［各年1月1日現在、ただし国勢調査によるものは各年10月1日現在］

年次	世帯数	人口			備考	外国人登録人口
		総数	男	女		
昭和10年	42,515	210,701	107,041	103,660	国勢調査	－
15	58,061	281,804	141,241	140,563	〃	－
20	－	276,450	138152	138,298	〃	－
25	101,798	398,990	－	－	食料配給台帳	－
30	128,611	510,270	258,582	251,688	住民登録	－
35	168,851	615,738	313,695	302,043	〃	3,929
40	230,329	699,128	353,775	345,353	〃	4,662
45	276,118	748,634	378,056	370,578	住民基本台帳	5,326
50	301,956	765,205	382,013	383,192	〃	5,906
55	318,623	770,818	383,553	387,265	〃	6,241
60	342,460	783,724	391,489	392,235	〃	7,532
平成2年	356,314	776,385	386,175	390,210	〃	10,412
7	364,208	762,007	371,443	390,564	〃	13,752
12	388,875	779,974	376,534	403,440	〃	13,586
17	412,980	804,730	386,326	418,404	〃	14,587
22	432,941	831,654	397,914	433,740	〃	16,026
27	455,473 (447,270)	874,332 (858,639)	416,360 (408,335)	457,972 (450,304)	〃	－
令和2年	487,174 (473,484)	917,486 (894,452)	434,897 (423,263)	482,589 (471,189)	〃	－
3	490,342 (477,553)	920,372 (898,208)	436,042 (424,778)	484,330 (473,430)	〃	－
4	489,372 (477,615)	916,208 (895,180)	433,723 (422,962)	482,485 (472,218)	〃	－
5	491,585 (478,138)	915,439 (892,345)	433,385 (421,445)	482,054 (470,900)	〃	－
6	496,436 (481,112)	918,141 (892,604)	434,591 (421,347)	483,550 (471,257)	〃	－
7	502,617 (485,171)	923,210 (895,008)	436,905 (422,390)	486,305 (472,618)	〃	－
8	508,002 (488,575)	928,666 (897,894)	439,436 (423,674)	489,230 (474,220)	〃	－

注1. 住民基本台帳法の一部改正（平成24年7月9日）により、平成27年以降の数値は外国人も含まれている。

注2. 平成27年以降の（ ）内は、経年比較の為に世帯数は外国人のみ世帯を除いた数値を、人口は日本人のみの数値を掲載している。

注3. 外国人登録制度の廃止（平成24年7月9日）により、平成27年より外国人登録人口の数値は掲載しない。

（世田谷区統計書人口編）

(2) 性・年齢別人口ピラミッド

（令和8年1月1日現在）

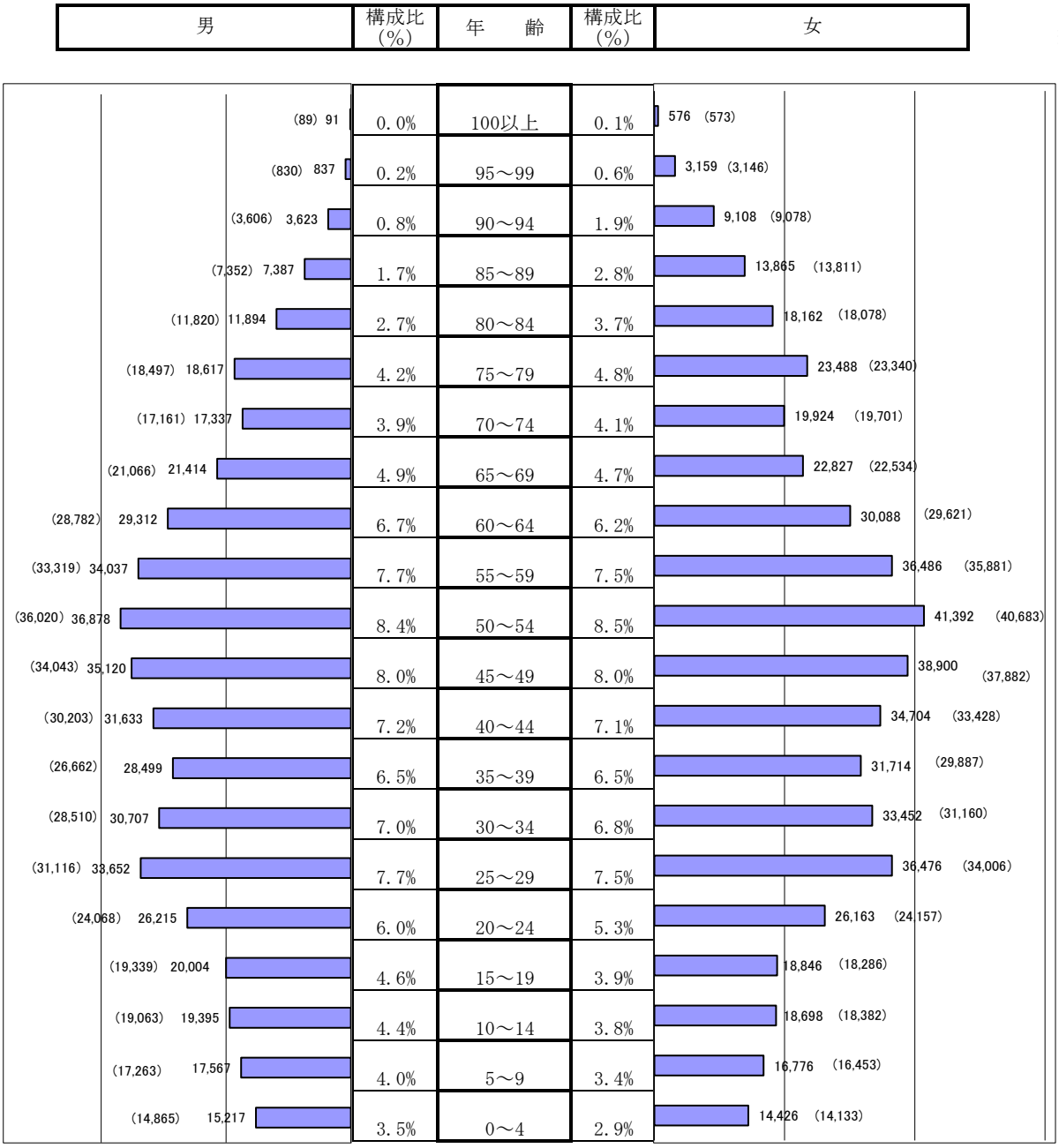

注1. 住民基本台帳法の一部改正（平成24年7月9日）により、数値は外国人も含まれている。

注2. （　）内は、経年比較の為に、日本人のみの数値を掲載している。

(3)総合支所管内別人口

（各年1月１日）

	全体	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
平成 19 年	820,920	225,733	142,370	201,394	144,946	106,477
20 年	825,782	227,208	142,881	202,377	146,147	107,169
21 年	830,103	228,728	142,345	203,464	147,827	107,739
22 年	831,654	228,931	141,432	204,054	148,869	108,368
23 年	835,819	228,982	140,984	206,449	150,132	109,272
24 年	840,522	230,165	140,541	208,487	151,803	109,526
25 年	860,749	236,050	144,018	213,470	155,196	112,015
26 年	867,552	237,868	144,287	215,139	156,425	113,833
27 年	874,332	240,072	145,018	216,475	157,694	115,073
28 年	883,289	242,564	147,792	218,343	158,950	115,640
29 年	892,535	244,862	149,501	220,849	160,188	117,135
30 年	900,107	247,047	150,964	222,862	160,904	118,330
31 年	908,907	249,833	152,228	224,199	162,766	119,881
令和 2 年	917,486	252,902	153,790	225,876	164,079	120,839
3 年	920,372	254,086	153,952	226,334	164,712	121,288
4 年	916,208	252,554	153,086	225,845	164,235	120,488
5 年	915,439	252,143	153,260	225,786	164,311	119,939
6 年	918,141	252,995	153,674	226,480	165,024	119,968
7 年	923,210	254,229	155,102	228,279	165,132	120,468
8 年	928, 666	255,826	156,271	229,772	165,441	121,356

注1.住民基本台帳に基づいた人口と世帯数を掲載している。
注2.住民基本台帳法の一部改正(平成24年7月9日)により、平成25年以降の数値は外国人も含まれている。(世田谷統計書人口編)

(4)年少人口・生産年齢人口・高齢者人口の構成比

（各年１月１日）

年齢 / 年	人口	年少人口 0～14 歳		生産年齢人口 15～64 歳		高齢者人口 65 歳以上	
	人	人	%	人	%	人	%
平成 19 年	820,920	89,647	10.9	587,605	71.6	143,668	17.5
20 年	825,782	90,701	11.0	587,879	71.2	147,202	17.8
21 年	830,103	92,180	11.1	587,064	70.7	150,859	18.2
22 年	831,654	93,382	11.2	584,313	70.3	153,959	18.5
23 年	835,819	94,895	11.3	585,567	70.1	155,357	18.6
24 年	840,522	96,026	11.4	586,725	69.8	157,771	18.8
25 年	860,749 (845,922)	98,499 (97,521)	11.4	597,895 (584,917)	69.5	164,355 (163,484)	19.1
26 年	867,552 (852,707)	100,077 (99,181)	11.5	597,907 (584,843)	68.9	169,568 (168,683)	19.5
27 年	874,332 (858,639)	101,951 (100,982)	11.7	597,839 (584,036)	68.4	174,542 (173,621)	20.0
28 年	883,289 (866,406)	103,764 (102,729)	11.7	601,988 (587,078)	68.2	177,537 (176,599)	20.1
29 年	892,535 (874,339)	105,587 (104,446)	11.8	606,939 (590,836)	68.0	180,009 (179,057)	20.2
30 年	900,107 (880,176)	106,801 (105,500)	11.9	611,398 (593,785)	67.9	181,908 (180,891)	20.2
31 年	908,907 (887,528)	108,101 (106,748)	11.9	617,591 (598,622)	67.9	183,215 (182,158)	20.2
令和 2 年	917,486 (894,452)	108,662 (107,254)	11.8	624,580 (604,094)	68.1	184,244 (183,104)	20.1
3 年	920,372 (898,208)	108,895 (107,500)	11.8	625,899 (606,322)	68.0	185,578 (184,386)	20.2
4 年	916,208 (895,180)	107,992 (106,639)	11.8	621,744 (603,347)	67.9	186,472 (185,194)	20.3
5 年	915,439 (892,345)	106,440 (104,994)	11.6	622,265 (601,953)	68.0	186,734 (185,398)	20.4
6 年	918,141 (892,604)	104,936 (103,309)	11.4	625,038 (602,573)	68.1	188,167 (186,722)	20.5
7 年	923,210 (895,008)	103,436 (101,690)	11.2	629,686 (604,787)	68.2	190,088 (188,531)	20.6
8 年	928,666 (897,894)	102,079 (100,159)	11.0	634,278 (607,053)	68.3	192,309 (190,682)	20.7

注1. 住民基本台帳に基づいた人口を掲載している。
注2. 住民基本台帳法の一部改正(平成 24 年 7 月 9 日)により、平成 25 年以降は、日本人・外国人を合算した数値を掲載し、( )内は日本人のみの数値を掲載している。
注3. 平成 25 年以降の構成比は、日本人・外国人を合算した数値を対象としたものである。(世田谷区統計書人口編)

(5)将来人口推計

① 総人口

令和 6 年 (2024 年) より人口増に転じ、増加傾向が継続する。区の人口は、令和 24 年 (2042 年) の 937, 270 人をピークに減少に転じる。

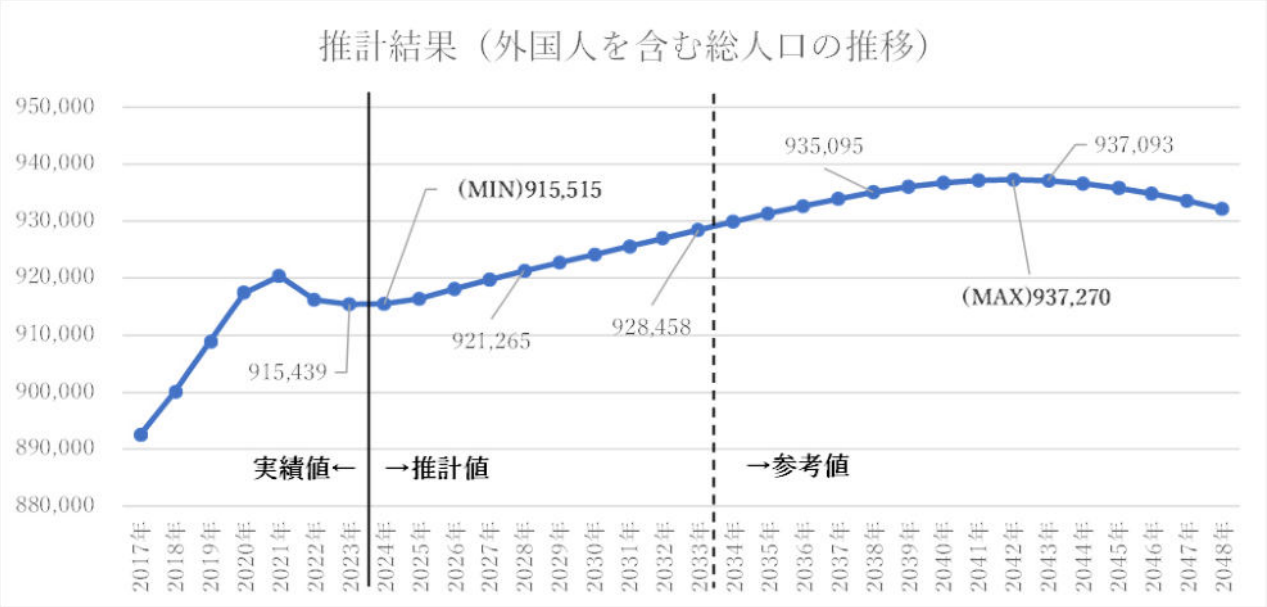

② 年齢３区分別人口

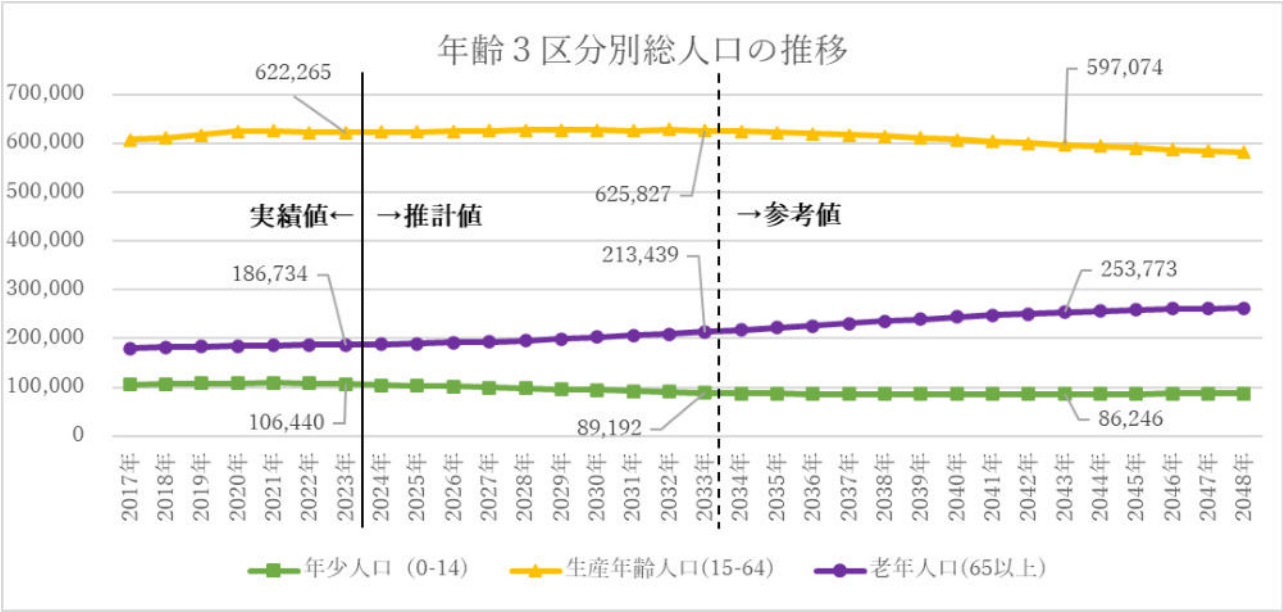

※「世田谷区将来人口推計（令和５年７月）」より抜粋

(6)人口動態統計

出生、死亡、死産、婚姻、離婚の届書から人口動態事象を数理的に把握し、保健衛生行政の基礎資料を得ることを目的として、人口動態調査を行っている。

※平成27年、令和2年は国勢調査実施年のため掲載している。

①人口動態年次推移(全国、東京都、世田谷区)　　各年10月1日(率＝人口千対)

種目		平成27年		令和2年		令和5年		令和6年		令和7年	
		数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
出生	全国	1,005,677	7.9	840,835	6.7	727,277	6.0	686,061	5.7	671,236	5.6
	東京	113,194	8.4	99,661	7.1	86,347	6.4	84,205	6.3	85,064	6.3
	世田谷	8,019	8.9	6,684	7.1	5,906	6.3	5,827	6.2	5,855	6.2
死亡※	全国	1,290,444	10.2	1,372,755	10.9	1,575,936	13.0	1,605,298	13.3	1,589,489	13.3
	東京	111,673	8.3	121,219	8.6	137,177	10.2	140,273	10.4	138,377	10.3
	世田谷	6,440	7.1	6,813	7.2	7,681	8.2	7,827	8.3	7,677	8.1
死産※	全国	22,617	22.0	17,278	20.1	15,532	20.9	15,322	21.8	15,331	22.3
	東京	2,406	20.8	2,076	20.4	1,937	21.9	1,937	22.5	1,930	22.2
	世田谷	172	21.0	130	19.1	116	19.3	129	21.7	103	17.3
婚姻	全国	635,156	5.0	525,507	4.2	474,717	3.9	485,063	4.0	489,119	4.1
	東京	87,167	6.4	73,931	5.3	71,771	5.3	76,435	5.7	79,481	5.9
	世田谷	6,466	7.2	5,213	5.5	5,182	5.5	5,456	5.8	5,700	6.0
離婚	全国	226,215	1.78	193,253	1.53	183,808	1.52	185,895	1.55	179,068	1.50
	東京	24,135	1.79	20,783	1.48	20,015	1.49	20,424	1.52	19,817	1.47
	世田谷	1,481	1.64	1,365	1.45	1,273	1.35	1,246	1.32	1,238	1.30

※死亡数は不詳(平成27年2名、令和2年1名、令和6年1名)含む　　※死産の率は「死産÷(出生＋死産)」により算出

②人口動態年次別数　　各年10月1日

地域別	年次		出生	再掲 低出生体重児	合計特殊出生率	死亡	再掲 乳児死亡	再掲 新生児死亡	周産期死亡 総数	周産期死亡 妊娠満22週以上の死産	周産期死亡 早期新生児死亡	死産 総数	死産 自然死産	死産 人工死産	婚姻	離婚	自然増加
			人口千対	2.5kg未満児数/出生×100	母の年齢別出生数/年齢階級別女性人口	人口千対	出生千対		出産(出生＋妊娠満22週以後の死産)千対		出生千対	出産(出生＋死産)千対			人口千対		
世田谷区総数	27	数	8,019	713	1.10	6,440	13	6	22	19	3	172	75	97	6,466	1,481	1,579
		率	8.9	8.9		7.1	1.6	0.7	2.7	2.4	0.4	21.0	9.2	11.8	7.2	1.64	1.7
	2	数	6,684	552	0.99	6,813	4	2	16	15	1	130	59	71	5,213	1,365	△129
		率	7.1	8.3		7.2	0.6	0.3	2.4	2.2	0.1	19.1	8.7	10.4	5.5	1.46	-0.1
	5	数	5,906	522	0.94	7,681	6	2	15	14	1	116	42	74	5,182	1,273	△ 1,775
		率	6.3	8.8		8.2	1.0	0.3	2.5	2.4	0.2	19.3	7.0	12.3	5.5	1.35	-1.9
	6	数	5,827	519	0.93	7,827	1	1	15	16	1	112	37	75	5,456	1,246	△ 2,000
		率	6.2	0.9		8.3	0.2	0.2	2.6	2.7	0.2	18.9	6.2	12.6	5.8	1.3	-2.1
	7	数	5,855	508	0.93	7,677	4	1	24	23	1	103	41	62	5,700	1,238	△ 1822
		率	6.2	8.9		8.1	0.7	0.2	4.1	3.9	0.2	17.3	6.9	10.4	6.0	1.3	-1.9
世田谷	7	数	1,631	139	0.84	1,987	1	1	7	6	1	29	12	17	－	－	△ 356
		率	6.2	8.5		7.6	0.6	0.6	4.3	3.7	0.6	17.5	7.2	10.2	－	－	-1.4
北沢	7	数	965	99	0.82	1,196	1	0	3	3	0	21	10	11	－	－	△ 231
		率	6.0	10.3		7.5	1.0	0.0	3.1	3.1	0.0	21.3	10.1	11.2	－	－	-1.4
玉川	7	数	1,489	114	1.03	1,913	2	0	3	3	0	27	11	16	－	－	△ 424
		率	6.3	7.7		8.1	1.3	0.0	2.0	2.0	0.0	17.8	7.3	10.6	－	－	-1.8
砧	7	数	1,053	85	1.12	1,464	0	0	5	5	0	14	5	9	－	－	△ 411
		率	6.2	8.1		8.6	0.0	0.0	4.7	4.7	0.0	13.1	4.7	8.4	－	－	-2.4
烏山	7	数	717	71	0.90	1,117	0	0	6	6	0	12	3	9	－	－	△ 400
		率	5.8	9.9		9.0	0.0	0.0	8.3	8.3	0.0	16.5	4.1	12.3	－	－	-3.2

資料:国資料 「令和7年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)
都資料 「令和7年人口動態統計年報速報(概数)」(東京都保健医療局)
区資料 「令和7年地域保健集計表」
※全国・東京都・世田谷区の分母に用いた人口は、387ページ参照

(7)出生統計

令和7年の出生数は5,855人で、前年の5,827人より28人増加し、出生率(人口千対)は6.2で、前年より変化なし。

①出生数(全国、東京都、世田谷区)　　(単位:人)

年次	全国	東京都	世田谷区	地域別内訳				
				世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
27	1,005,677	113,194	8,019	2,252	1,139	2,108	1,451	1,069
2	840,835	99,661	6,684	1,996	1,089	1,545	1,176	878
5	727,277	86,348	5,906	1,679	961	1,452	1,106	708
6	686,061	84,205	5,827	1,612	879	1,532	1,038	765
7	671,236	85,064	5,855	1,631	965	1,489	1,053	717

②出生率(全国、東京都、世田谷区)　　各年10月1日(率＝人口千対)

年次	全国	東京都	世田谷区	地域別内訳				
				世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
27	7.9	8.4	8.9	9.0	7.6	9.5	9.0	9.0
2	6.7	7.1	7.1	7.7	6.9	6.7	7.0	7.0
5	6.0	6.4	6.3	6.5	6.1	6.3	6.5	5.8
6	5.7	6.3	6.2	6.3	5.7	6.7	6.3	6.4
7	5.6	6.3	6.2	6.2	6.0	6.3	6.2	5.8

資料:国資料 「令和7年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)
都資料 「令和7年人口動態統計年報速報(概数)」(東京都保健医療局)
区資料 「令和7年地域保健集計表」

③合計特殊出生率　　各年10月1日(率＝※)

	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.30	1.26	1.20	1.15	1.14
東京都	1.24	1.24	1.21	1.20	1.15	1.13	1.08	1.04	0.99	0.96	0.96
世田谷区	1.10	1.10	1.06	1.07	1.01	0.99	1.02	0.97	0.94	0.93	0.93

※合計特殊出産率 ＝ { 母の年齢別出生数 / 年齢別女子人口 } の15歳から49歳までの合計

※「母の年齢と出生順位」については380ページ参照

(8)死亡統計

令和7年の死亡数は7,677人で、前年の7,827人より150人減少し、死亡率は8.1で、前年の8.3より0.2ポイント減少した。

①死亡者数(全国、東京都、世田谷区)　　各年10月1日(単位:人)

※死亡数は不詳(平成27年2名、令和2年1名、令和6年1名)含む

年次	全国	東京都	世田谷区	地域別内訳				
				世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
27	1,290,444	111,673	6,440	1,688	1,126	1,571	1,172	881
2	1,372,755	121,219	6,813	1,793	1,138	1,648	1,327	907
5	1,575,936	137,241	7,681	2,037	1,260	1,836	1,385	1,163
6	1,605,298	140,273	7,827	2,111	1,292	1,868	1,438	1,118
7	1,589,489	138,377	7,677	1,987	1,196	1,913	1,464	1,117

②死亡率(全国、東京都、世田谷区)　　各年10月1日(率＝人口千対)

年次	全国	東京都	世田谷区	地域別内訳				
				世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
27	10.2	8.3	7,1	6.8	7.5	7.1	7.2	7.4
2	10.9	8.6	7.2	6.9	7.2	7.1	7.9	7.2
5	13.0	10.2	8.1	7.9	8.0	7.9	8.2	9.5
6	13.3	10.4	8.3	8.3	8.3	8.2	8.7	9.3
7	13.3	10.3	8.1	7.6	7.5	8.1	8.6	9.0

資料:国資料 「令和7年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)
都資料 「令和7年人口動態統計年報速報(概数)」(東京都保健医療局)
区資料 「令和7年地域保健集計表」

主要死因の死亡率等は380～386ページ参照
全国・東京都・世田谷区の分母に用いた人口は、387ページ参照

7. 高齢化の状況

(1)高齢者人口

（令和8年1月1日現在）

	全 区	男	女	世 田 谷	北 沢	玉 川	砧	鳥 山
総 人 口	928,666	439,436	489,230	255,826	156,271	229,772	165,441	121,356
(前年同月比増減数)	5,456	2,531	2,925	1,597	1,169	1,493	309	888
60歳以上	251,709	110,512	141,197	64,812	40,893	65,332	46,939	33,733
総人口に占める割合	27.10%	25.15%	28.86%	25.33%	26.17%	28.43%	28.37%	27.80%
65歳以上	192,309	81,200	111,109	49,777	31,493	49,600	35,588	25,851
総人口に占める割合	20.71%	18.48%	22.71%	19.46%	20.15%	21.59%	21.51%	21.30%
70歳以上	148,068	59,786	88,282	38,538	24,232	37,886	27,404	20,008
総人口に占める割合	15.94%	13.61%	18.05%	15.06%	15.51%	16.49%	16.56%	16.49%
75歳以上	110,807	42,449	68,358	28,754	18,242	28,194	20,510	15,107
総人口に占める割合	11.93%	9.66%	13.97%	11.24%	11.67%	12.27%	12.40%	12.45%
80歳以上	68,702	23,832	44,870	17,625	11,471	17,280	12,784	9,542
総人口に占める割合	7.40%	5.42%	9.17%	6.89%	7.34%	7.52%	7.73%	7.86%
100歳以上	667	91	576	164	120	173	122	88

※資料:住民基本台帳(外国人を含む)

(2)65歳以上親族のいる一般世帯数

年 次	総数	親族世帯				非親族世帯	単独世帯
		核家族世帯			その他の親族世帯		
		総 数	夫婦のみ	その他			
昭和50年	42,867	19,342	9,220	10,122	18,329	199	4,997
昭和55年	49,909	24,029	12,465	11,564	18,434	188	7,258
昭和60年	57,046	27,834	15,348	12,486	18,740	175	10,297
平成 2年	64,774	33,564	18,878	14,686	16,602	163	14,445
平成 7年	76,409	40,952	22,885	18,067	15,752	183	19,522
平成12年	93,653	49,009	27,222	21,787	13,626	190	30,828
平成17年	101,337	54,790	29,328	25,462	12,618	162	33,767
平成22年	112,221	61,084	32,207	28,877	10,296	631	40,210
平成27年	124,620	75,656	40,064	35,592	8,531	434	39,999
令和2年	132,758	70,647	38,224	32,423	7,694	491	53,926

※資料：令和2年国勢調査 人口等基本集計 第27－1表など

(3)65歳健康寿命(東京保健所長会方式)

65歳健康寿命(東京保健所長会方式)とは、65歳の人が、要介護認定を受けるまでの状態を健康と考え、認定を受ける年齢を平均的に表したものである。

[65歳健康寿命 (歳) ＝ 65歳 ＋ 65歳平均自立期間 (年)]

①令和6年 要支援の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合(東京都との比較)

	男性	女性
東京都	81.21歳	82.98歳
世田谷区	81.72歳	82.95歳

東京都保健医療局資料

②要支援の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合(区の3年間の推移)

	男性	女性
令和4年	81.71歳	82.82歳
令和5年	81.76歳	82.91歳
令和6年	81.72歳	82.95歳

③令和6年 要介護2の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合(東京都との比較)

	男性	女性
東京都	82.81歳	86.06歳
世田谷区	83.30歳	85.97歳

東京都保健医療局資料

④要介護2の認定を受けるまでの状態を健康と考えた場合(区の3年間の推移)

	男性	女性
令和4年	83.38歳	85.96歳
令和5年	83.41歳	86.01歳
令和6年	83.30歳	85.97歳

8. 障害者の状況

ここに掲載する統計表は、本区で実施している障害者施策の利用者をもとに作成した。

(1)障害・年齢別人数集計表

（令和8年4月1日現在）

（単位：人）

障害種別＼年齢構成			総数	年齢構成				
				0～5	6～17	18～19	20～64	65～
＊身体障害者手帳所持者			18,729	99	444	72	5,774	12,340
内訳	視覚障害		1,509	4	44	4	477	980
	聴覚・平衡機能障害		2,016	23	66	12	464	1,451
	音声・言語機能障害		511	0	7	1	195	308
	肢体不自由		8,393	58	265	44	2,851	5,175
	＊内部障害者		7,307	29	136	18	2,118	5,006
	内部障害内訳	心臓機能	3,593	11	55	8	706	2,813
		じん臓機能	1,732	3	7	1	590	1,131
		呼吸器機能	227	8	29	4	57	129
		膀胱直腸機能	1,198	4	20	2	247	925
		小腸機能	41	1	2	1	31	6
		免疫機能	520	0	0	0	460	60
		肝臓機能	121	4	27	2	61	27
		不明	0	0	0	0	0	0
愛の手帳所持者（身体障害者手帳との重複者）			4,883 (805)	117 (11)	1,088 (118)	183 (34)	3,102 (576)	393 (66)
精神障害者保健福祉手帳所持者			9,934	－	－	－	－	－
難病（小児慢性疾患は除く）			10,368	－	－	－	－	－

※＊の内訳は、障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上しているため、内訳の合計と＊の総数とは異なる。

※難病欄の数字は東京都の難病等医療費助成申請書受付件数（但し、変更届、再交付申請、小児慢性疾患等は除く）

(2)身体障害者手帳所持者

（令和8年4月1日現在）

①身体障害者手帳（等級・障害別）

（単位：人）

障害＼等級	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	18,729	1,509	2,016	511	8,393	7,307
1級	6,451	508	149	169	1,948	4,339
2級	2,796	533	389	57	1,752	258
3級	2,968	95	220	167	1,579	995
4級	4,594	113	673	118	2,031	1,715
5級	906	219	18	0	674	0
6級	1,014	41	567	0	409	0

※内訳は障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上している。

②身体障害者手帳（等級・年齢構成別）　（単位：人）

年齢構成 / 等級	総数	年齢構成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総数	18,729	99	444	72	5,774	12,340
1級	6,451	54	220	32	2,067	4,078
2級	2,796	21	69	16	1,146	1,544
3級	2,968	10	74	7	856	2,021
4級	4,594	4	45	7	1,039	3,499
5級	906	1	13	4	347	541
6級	1,014	9	23	6	319	657

③身体障害者手帳（地域・障害別）　（単位：人）

障害 / 地域	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	18,729	1,509	2,016	511	8,393	7,307
世田谷	4,904	357	590	131	2,149	1,916
北沢	2,993	246	324	76	1,350	1,176
玉川	4,471	345	438	141	1,976	1,798
砧	3,623	289	373	95	1,687	1,381
烏山	2,738	272	291	68	1,231	1,036

※内訳は障害が二つ以上ある場合はそれぞれに計上している。

④身体障害者手帳（地域・年齢構成別）　（単位：人）

年齢構成 / 地域	総数	年齢構成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総数	18,729	99	444	72	5,774	12,340
世田谷	4,904	12	93	19	1,518	3,262
北沢	2,993	15	67	13	949	1,949
玉川	4,471	23	92	12	1,307	3,037
砧	3,623	31	129	26	1,113	2,324
烏山	2,738	18	63	2	887	1,768

⑤身体障害者手帳（地域・等級別）　（単位：人）

等級 / 地域	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総数	18,729	6,451	2,796	2,968	4,594	906	1,014
世田谷	4,904	1,607	686	771	1,314	244	282
北沢	2,993	970	461	491	755	163	153
玉川	4,471	1,615	640	721	1,082	186	227
砧	3,623	1,277	567	579	809	181	210
烏山	2,738	982	442	406	634	132	142

（3）愛の手帳所持者　（令和8年4月1日現在）

①愛の手帳（程度・年齢構成別）　（単位：人）

年齢構成 / 程度	総数	年齢構成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総数	4,883	117	1,088	183	3,102	393
1度	144	0	4	6	115	19
2度	1,456	11	300	63	996	86
3度	1,126	43	254	34	660	135
4度	2,157	63	530	80	1,331	153

②愛の手帳（地域・年齢構成別）　（単位：人）

年齢構成／地域	総　数	年　齢　構　成				
		0～5	6～17	18～19	20～64	65～
総　数	4,883	117	1,088	183	3,102	393
世田谷	1,193	33	239	55	761	105
北　沢	735	10	147	23	489	66
玉　川	997	28	241	42	618	68
砧	1,136	24	281	41	718	72
烏　山	822	22	180	22	516	82

③愛の手帳（地域・程度別）　（単位：人）

程度／地域	総　数	1度	2度	3度	4度
総　数	4,883	144	1,456	1,126	2,157
世田谷	1,193	33	346	302	512
北　沢	735	19	224	162	330
玉　川	997	33	296	233	435
砧	1,136	38	341	247	510
烏　山	822	21	249	182	370

（4）精神障害者保健福祉手帳 等級別所持者数 （各年3月31日）

（単位：人）

総　数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1級	408	427	453	437	427	430
2級	3,342	3,425	3,788	4,089	4,362	4,700
3級	2,965	2,942	3,207	3,913	4,393	4,804
合計	6,715	6,794	7,448	8,439	9,182	9,934

(5) 障害者数の推移

各年4月1日現在（単位：人）

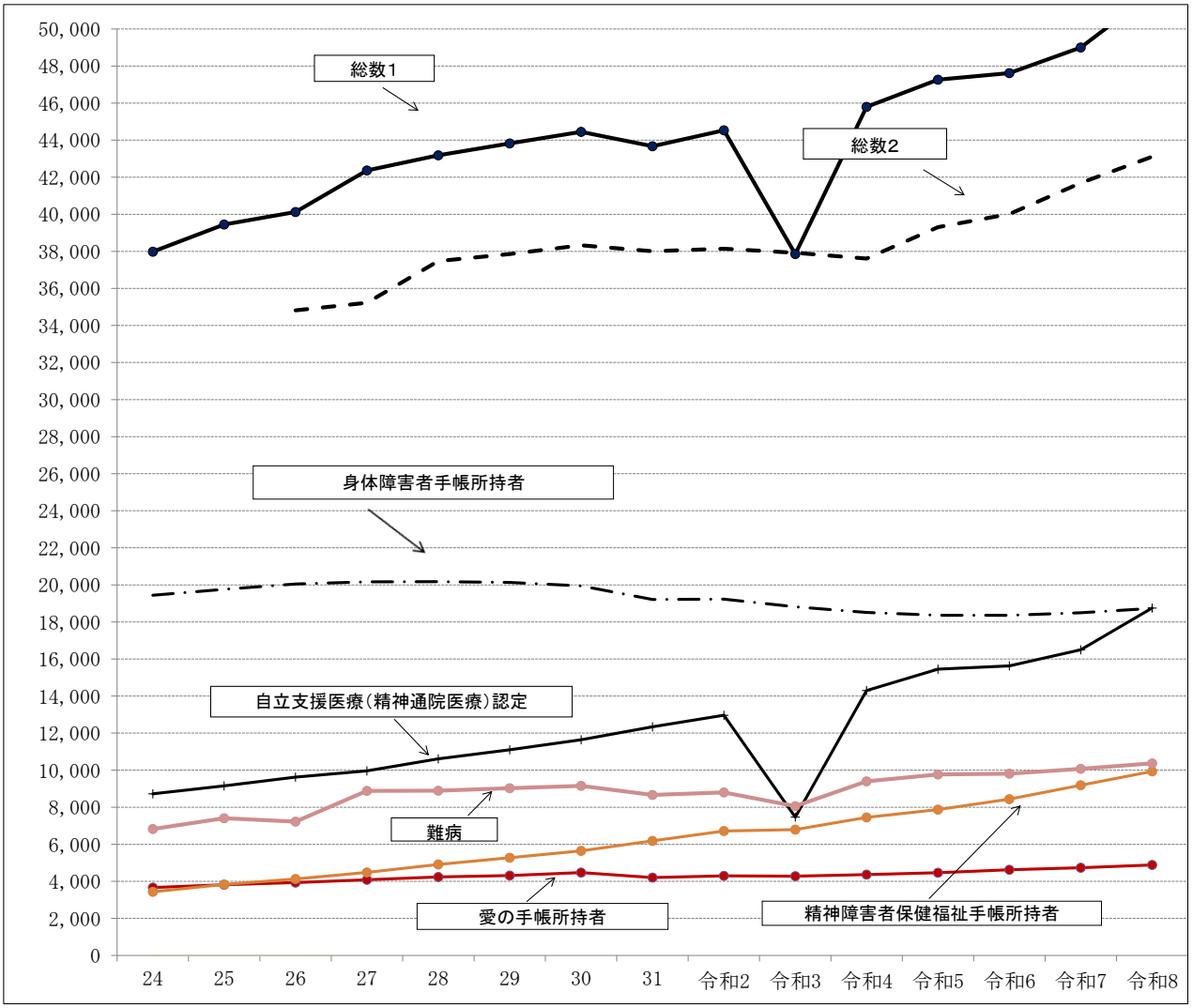

（単位：人）

	24	25	26	27	28	29	30	31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
総数１（身体手帳所持者＋愛の手帳所持者（重複所持者数を除く）＋自立支援医療費（精神通院医療）＋難病	37, 983	39, 448	40, 127	42, 365	43, 183	43, 825	44, 446	43, 670	44, 530	37, 851	45, 800	47, 264	47, 622	49, 005	51, 926
総数２（各手帳所持者（重複所持者数を除く）＋難病）			34, 816	35, 228	37, 474	37, 858	38, 329	38, 008	38, 145	37, 923	37, 608	39, 306	40, 016	41, 691	43, 109
身体障害者手帳所持者	19, 443	19, 761	20, 047	20, 162	20, 173	20, 131	19, 947	19, 215	19, 231	18, 815	18, 516	18, 362	18, 357	18, 497	18, 729
愛の手帳所持者	3, 665	3, 813	3, 937	4, 081	4, 238	4, 314	4, 474	4, 199	4, 292	4, 276	4, 366	4, 468	4, 624	4, 731	4, 883
（身体障害者手帳との重複者）	(672)	(692)	(709)	(724)	(733)	(750)	(766)	(745)	(756)	(759)	(776)	(788)	(800)	(794)	(805)
精神障害者保健福祉手帳所持者※1	3, 435	3, 835	4, 130	4, 485	4, 911	5, 270	5, 648	6, 187	6, 715	6, 794	7, 448	7, 868	8, 439	9, 182	9, 934
前年度自立支援医療費（精神通院医療）認定件数※1	8, 724	9, 155	9, 628	9, 961	10, 612	11, 104	11, 639	12, 338	12, 966	7, 465	14, 298	15, 453	15, 627	16, 496	18, 751
難　病（小児慢性疾患は除く）	6, 823	7, 411	7, 224	8, 885	8, 893	9, 026	9, 152	8, 663	8, 797	8, 054	9, 396	9, 769	9, 814	10, 075	10, 368
（対象疾病数）	(82)	(82)	(82)	(131)	(306)	(330)	(331)	(333)	(333)	(338)	(338)	(338)	(341)	(348)	(348)

＊ 総数１　身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者（重複所持者数を除く）＋自立支援医療費（精神通院医療）認定件数＋難病
＊ 総数２　各手帳の所持者数合計（身体障害者手帳と愛の手帳の重複所持者数を除く）＋難病
＊ 身体障害者手帳範囲拡大　平成22年度肝臓機能障害
＊ 身体障害者手帳所持者と愛の手帳所持者　平成31年度に、本人・家族等から転出や死亡等の申し出がされていない住民票除票者を除いた数値に変更
＊ 難病欄の数字　東京都の難病等医療費助成の申請件数　（但し、変更届、再交付申請、小児慢性疾患等は除く）
※1　出典　東京都福祉保健局

9. 児童の状況

(1)児童人口の推移

（単位：人）

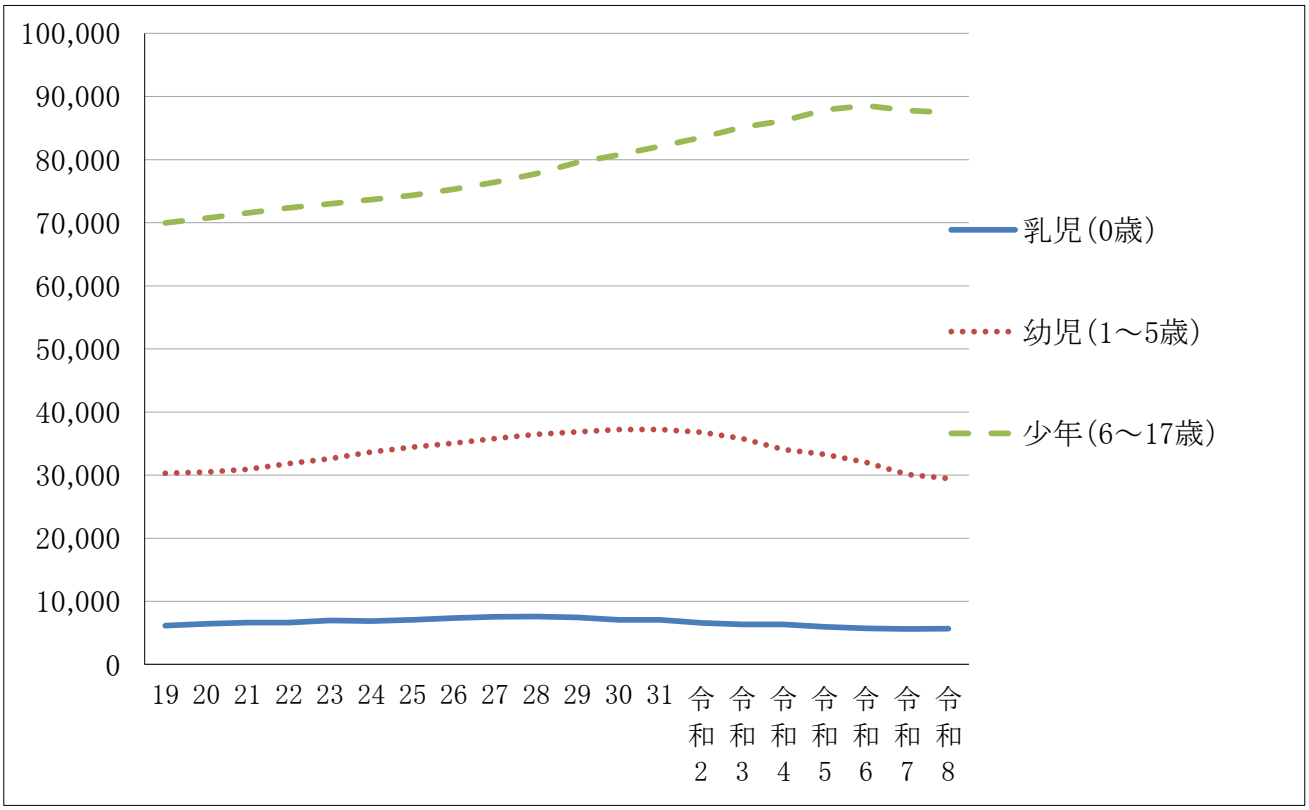

各年1月1日		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総人口		820,920	825,782	830,103	831,654	835,819	840,522	845,922	852,707	858,639	866,406
児童人口（0～17歳）		106,402	107,661	109,154	110,806	112,622	114,222	115,826	117,745	119,798	121,828
内訳	乳児（0歳）	6,147	6,462	6,642	6,624	6,996	6,872	7,060	7,377	7,577	7,605
	幼児（1～5歳）	30,291	30,479	30,946	31,837	32,632	33,686	34,447	35,068	35,788	36,478
	少年（6～17歳）	69,964	70,720	71,566	72,345	72,994	73,664	74,319	75,300	76,433	77,745

各年1月1日		29	30	31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
総人口		874,339	880,176	887,528	894,452	898,208	895,180	892,345	892,604	895,008	897,894
児童人口（0～17歳）		123,843	125,029	126,378	126,891	127,302	126,579	127,140	126,324	123,526	122,597
内訳	乳児（0歳）	7,447	7,075	7,075	6,595	6,377	6,370	5,952	5,743	5,634	5,670
	幼児（1～5歳）	36,867	37,229	37,223	36,803	35,800	34,079	33,291	32,043	30,112	29,478
	少年（6～17歳）	79,529	80,725	82,080	83,493	85,125	86,130	87,897	88,538	87,780	87,449

※注　日本人のみ

(2)乳幼児の養育状況

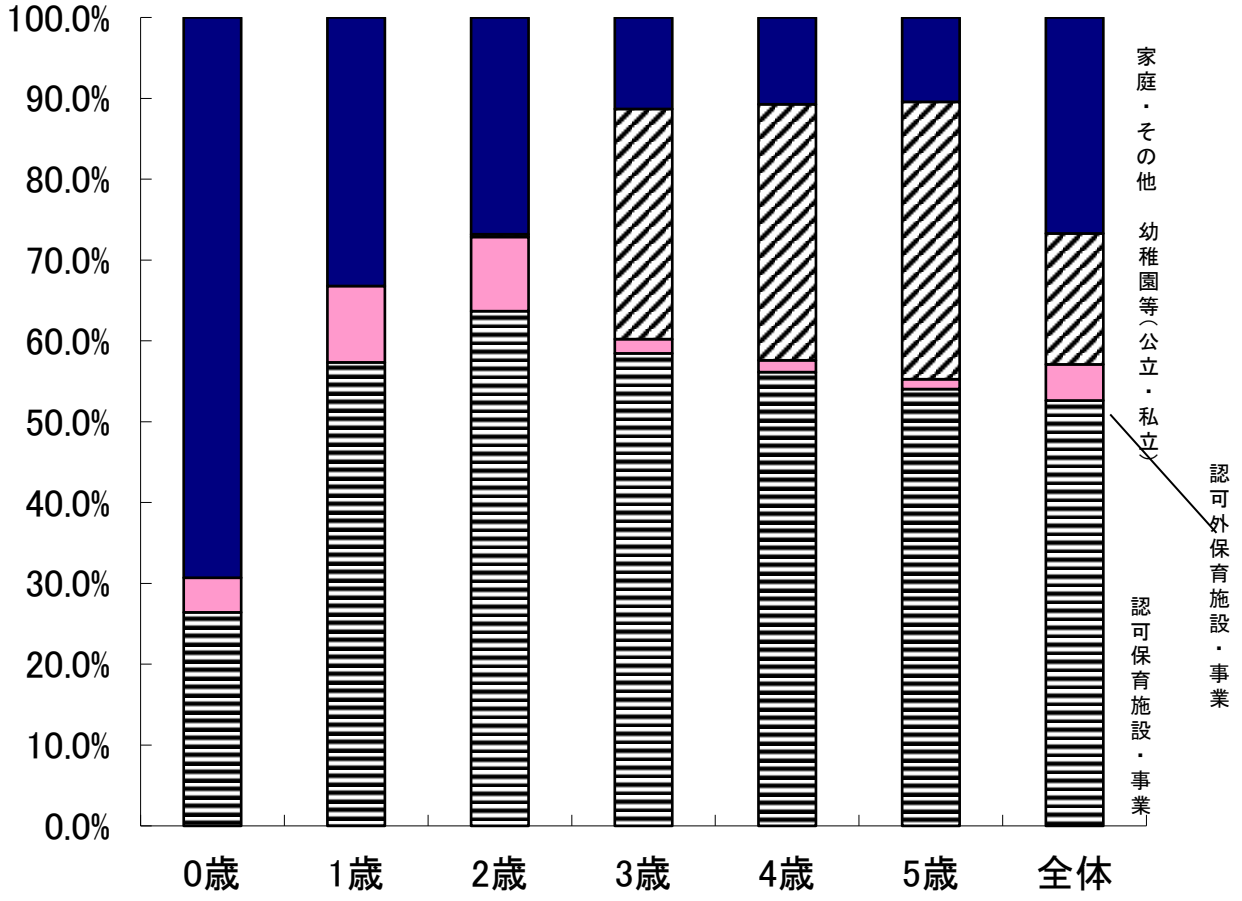

	0歳	%	1歳	%	2歳	%	3歳	%	4歳	%	5歳	%	全体	%
(a)認可保育施設・事業※	1,567	26.4%	3,364	57.3%	3,621	63.7%	3,445	58.4%	3,481	56.1%	3,369	54.0%	18,847	52.6%
(b)認可外保育施設・事業※	254	4.3%	554	9.4%	522	9.2%	104	1.8%	91	1.5%	76	1.2%	1,601	4.5%
(c)幼稚園等※（公立・私立）	0	0.0%	0	0.0%	19	0.3%	1,678	28.5%	1,964	31.7%	2,139	34.3%	5,800	16.2%
家庭・その他※	4,112	69.3%	1,949	33.2%	1,525	26.8%	667	11.3%	666	10.7%	651	10.4%	9,570	26.7%
(d)乳幼児人口（令和8年4月1日時点）	5,933		5,867		5,687		5,894		6,202		6,235		35,818	

※認可保育施設・事業の在園児数は、認可保育園、認定こども園（保育園枠）、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、居宅訪問型保育事業の総在園児数
※認可外保育施設・事業の在園児数は、認証保育所、保育室、保育ママ、企業主導型保育事業の総在園児数
※幼稚園等の在園児数は、認定こども園（幼稚園枠）の在園児数を含む
※家庭・その他は、(d)－{(a)＋(b)＋(c)}の人数

10. 予算

(1)令和8年度一般会計歳出予算

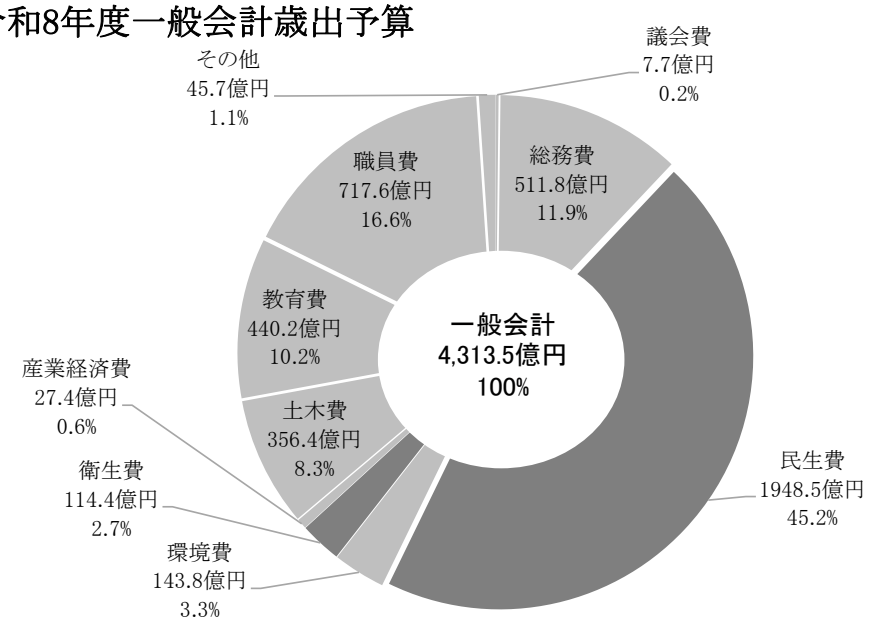

（単位：千円）

議会費	総務費	民生費	環境費	衛生費	産業経済費	土木費	教育費	職員費	その他	合計
770,553	51,179,603	194,851,582	14,377,847	11,443,918	2,735,054	35,642,117	44,018,029	71,761,208	4,573,099	431,353,010
0.2%	11.9%	45.2%	3.3%	2.7%	0.6%	8.3%	10.2%	16.6%	1.1%	100.0%

(2)令和8年度民生費歳出予算

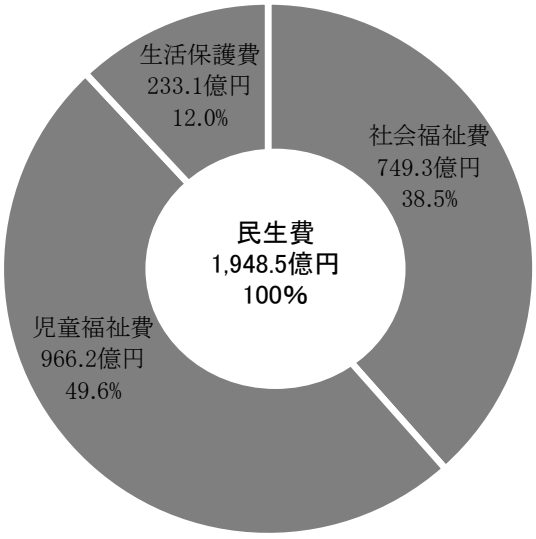

（単位：千円）

社会福祉費	児童福祉費	生活保護費	合計
74,925,026	96,616,072	23,310,484	194,851,582
38.5%	49.6%	12.0%	100.0%

(3)令和8年度衛生費歳出予算

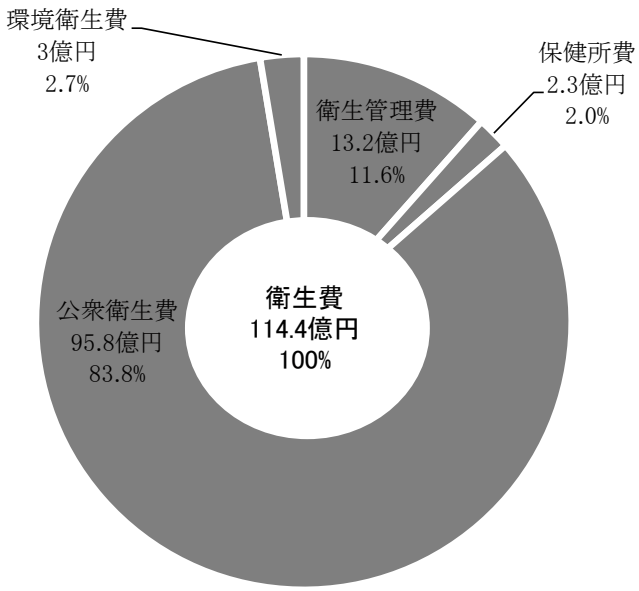

（単位：千円）

衛生管理費	保健所費	公衆衛生費	環境衛生費	合計
1,322,238	233,048	9,584,511	304,121	11,443,918
11.6%	2.0%	83.8%	2.7%	100.0%

(4)令和8年度特別会計予算（福祉関連）

（単位：千円）

国民健康保険事業会計	84,206,905
後期高齢者医療会計	29,414,796
介護保険事業会計	76,058,953

(5)民生費歳出決算額の推移

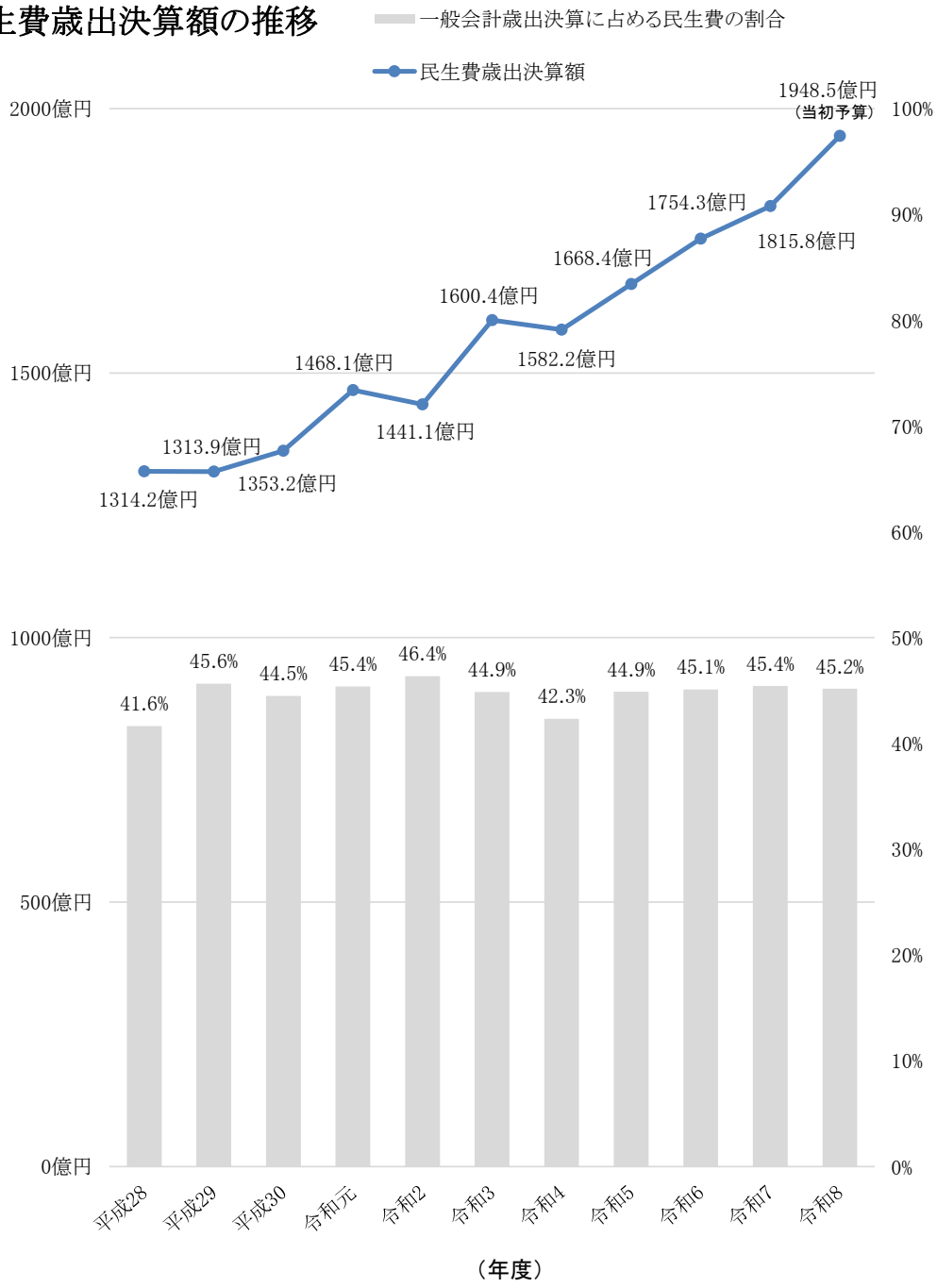

(単位:円)

年度	民生費歳出決算額
平成28年度	131,415,339,582
29年度	131,385,608,326
30年度	135,320,061,071
令和元年度	146,807,052,953
2年度	144,106,014,104
3年度	160,044,240,616
4年度	158,219,570,299
5年度	166,836,005,552
6年度	175,425,069,086
7年度	181,575,880,000
8年度	194,851,582,000

※直近2年は歳出当初予算額

(6)衛生費歳出決算額の推移

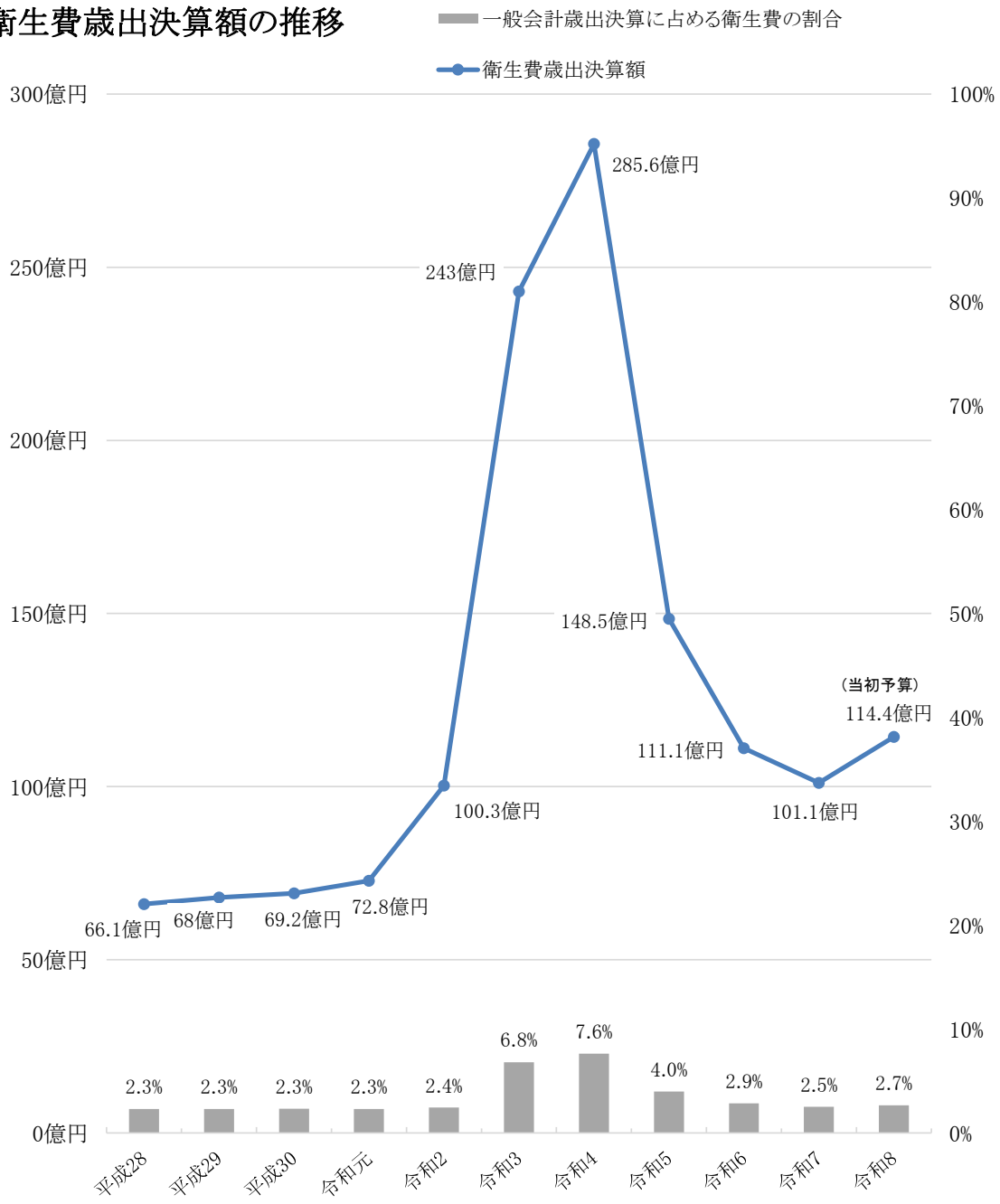

（単位：円）

年度	衛生費歳出決算額
平成28年度	6,613,576,100
29年度	6,798,120,754
30年度	6,924,728,704
令和元年度	7,284,932,962
2年度	10,027,167,520
3年度	24,295,929,259
4年度	28,560,339,530
5年度	14,853,914,577
6年度	11,108,668,511
7年度	10,109,327,000
8年度	11,443,918,000

※直近2年は歳出当初予算額

(7)民生費(項別)歳出決算額の推移

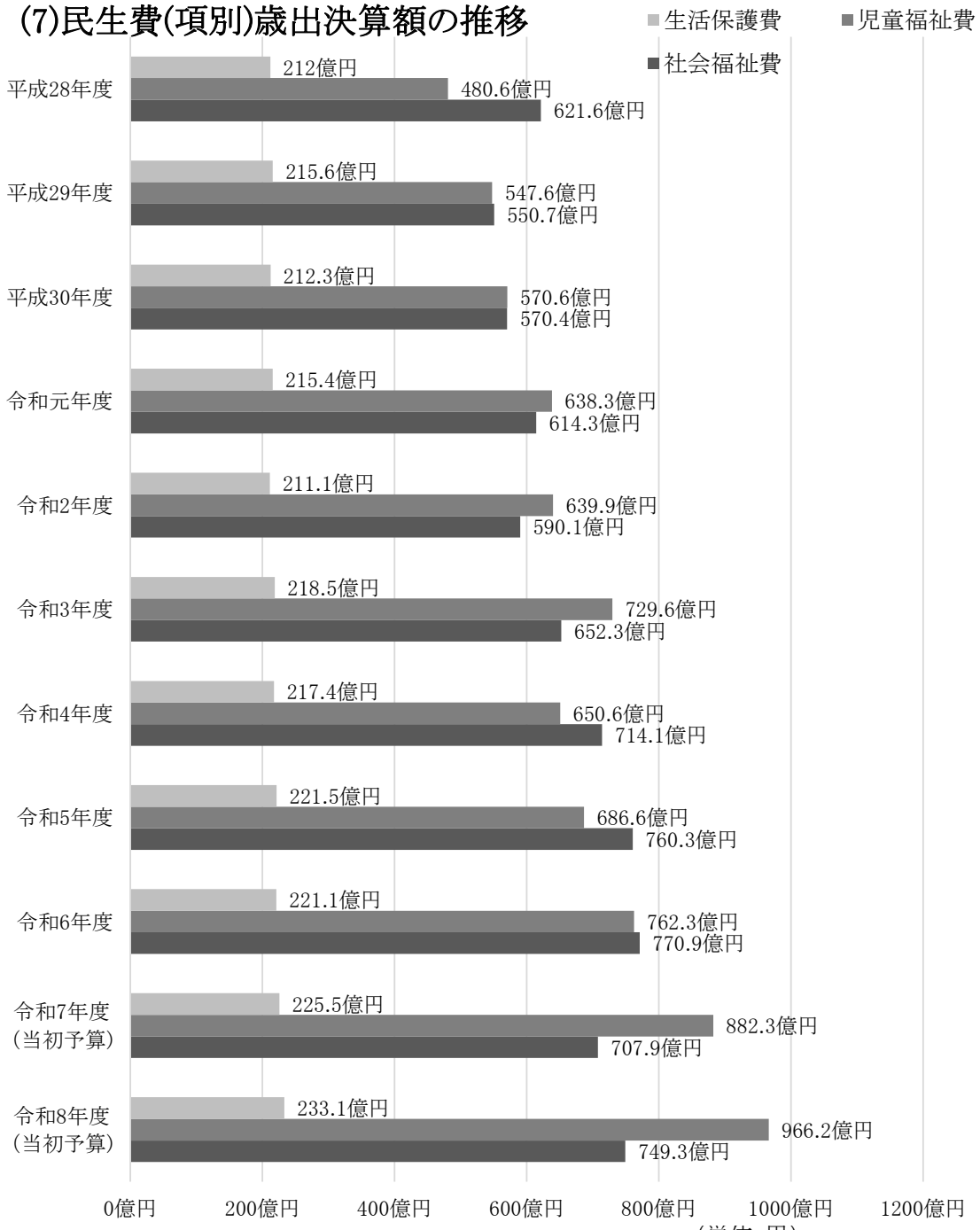

(単位:円)

年度	生活保護費	児童福祉費	社会福祉費
平成28年度	21,200,800,961	48,059,052,954	62,155,485,667
29年度	21,559,796,677	54,756,518,637	55,069,293,012
30年度	21,225,473,781	57,055,584,018	57,039,003,272
令和元年度	21,538,795,066	63,833,990,367	61,434,267,520
2年度	21,105,849,477	63,987,230,683	59,012,933,944
3年度	21,849,510,166	72,960,689,798	65,234,040,652
4年度	21,744,641,012	65,060,854,389	71,414,074,898
5年度	22,147,624,611	68,655,371,437	76,033,009,504
6年度	22,109,714,155	76,228,352,375	77,087,002,556
7年度	22,550,338,000	88,233,377,000	70,792,165,000
8年度	23,310,484,000	96,616,072,000	74,925,026,000

※直近2年は歳出当初予算額

(8)衛生費(項別)歳出決算額の推移

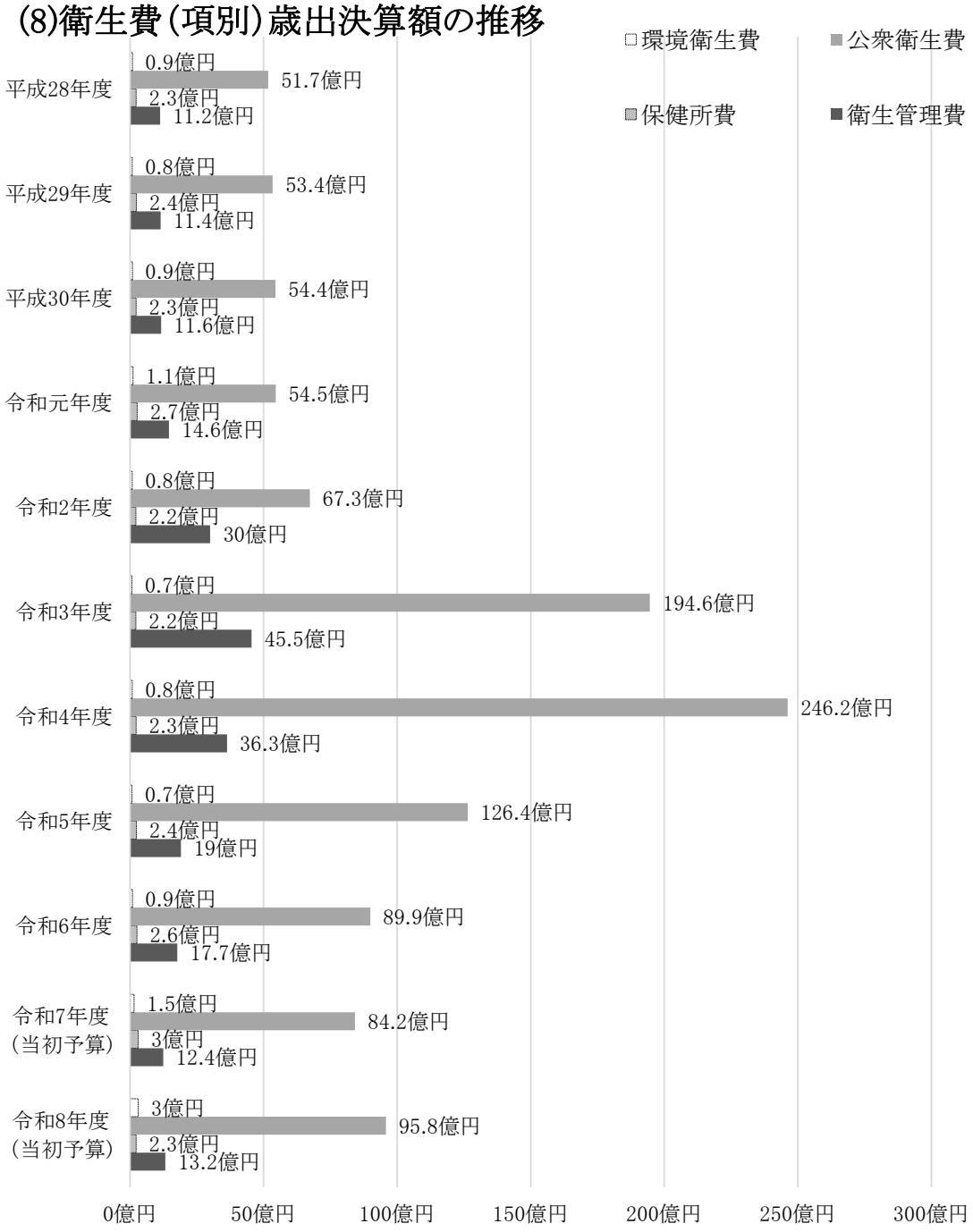

(単位:円)

年度	環境衛生費	公衆衛生費	保健所費	衛生管理費
平成28年度	88,637,051	5,171,168,420	231,347,308	1,122,423,321
29年度	80,571,891	5,341,664,366	235,282,986	1,140,601,511
30年度	91,505,131	5,439,579,405	231,703,493	1,161,940,675
令和元年度	108,091,763	5,448,112,646	268,742,042	1,459,986,511
2年度	80,175,536	6,730,243,428	218,364,389	2,998,384,167
3年度	67,922,553	19,460,040,135	217,378,495	4,550,588,076
4年度	80,999,268	24,618,716,144	234,697,050	3,625,927,068
5年度	74,091,871	12,636,769,920	241,932,535	1,901,120,251
6年度	89,849,941	8,988,998,679	258,043,984	1,771,775,907
7年度	152,815,000	8,416,454,000	300,510,000	1,239,548,000
8年度	304,121,000	9,584,511,000	233,048,000	1,322,238,000

※直近2年は歳出当初予算額

第２章　高齢者保健福祉

1．介護保険

介護保険

介護保険は、介護を必要とする人を社会全体で支えるため、平成 12 年度に創設された社会保障制度であり、介護が必要となってもできる限り自立した日常生活を送れるよう、利用者自らの選択に基づいて必要なサービスを提供する仕組みである。

1．保険者・被保険者

(1) 保険者	世田谷区
(2) 被保険者	区内に住所を有する 40 歳以上の者。65 歳以上を第 1 号被保険者、40 歳～64 歳までの医療（健康）保険加入者を第 2 号被保険者とする。 第 1 号被保険者　193,865 人　（令和 8 年 3 月 31 日現在）

2．資格の取得・喪失

窓　　口	各総合支所くみん窓口、各出張所（まちづくりセンターを除く）、高齢福祉部介護保険課資格保険料係 各総合支所保健福祉課、各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）【第 2 号被保険者の認定申請に伴う場合に限る。】
事業所管	高齢福祉部介護保険課資格保険料係
(1) 資格取得	**第 1 号被保険者** 65 歳になったとき（生活保護法適用者を含む） 65 歳以上の方が世田谷区に転入したとき **第 2 号被保険者** 世田谷区民の医療（健康）保険加入者が 40 歳になったとき 40 歳以上の医療（健康）保険加入者が世田谷区に転入したとき 生活保護法適用廃止となり医療（健康）保険に加入したとき
(2) 資格喪失	**第 1 号被保険者** 世田谷区から転出したとき 死亡したとき **第 2 号被保険者** 世田谷区から転出したとき 死亡したとき 生活保護法適用開始となり医療（健康）保険を脱退したとき

3．保険料

窓　　口	各総合支所くみん窓口、各出張所（まちづくりセンターを除く）、 高齢福祉部介護保険課資格保険料係、保健福祉政策部保険料収納課
事業所管	高齢福祉部介護保険課資格保険料係
(1) 保険料の賦課	**第 1 号被保険者** 世田谷区介護保険条例で所得に応じて段階別に定めており、個人単位で賦課する。 介護保険の運営に必要な保険料の算定は、被保険者数や介護給付費等介護保険に要する費用などをもとに行う。 令和 7 年度の保険料は、第 9 期介護保険事業計画に基づいて設定した。 **第 2 号被保険者** 加入している医療保険の保険者ごとに異なる。

(2)令和7年度第1号被保険者の保険料

年間保険料額（令和7年度）

保険料区分	対象となる方	保険料率	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付受給者 老齢福祉年金受給者で本人および世帯(注1)全員が住民税非課税 本人及び世帯（注1）全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額（注2）と合計所得金額（注3）（公的年金等に係る雑所得金額を除く）の合計が80.9万円以下	基準額×0.285 (注4)	21,478円
第2段階	本人および世帯(注 1)全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額(注 2)と合計所得金額(注3)（公的年金等に係る雑所得金額を除く)の合計が 80.9 万円を超え120万円以下	基準額×0.485 (注4)	36,550円
第3段階	本人および世帯(注 1)全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額(注 2)と合計所得金額(注3)（公的年金等に係る雑所得金額を除く)の合計が120万円を超える	基準額×0.65 (注4)	48,984円
第4段階	本人が住民税非課税で同一世帯(注 1)に住民税課税者がおり、本人の公的年金等収入金額(注2)と合計所得金額(注3)（公的年金等に係る雑所得金額を除く)の合計が80.9万円以下	基準額×0.85 (注4)	64,056円
第5段階	本人が住民税非課税で同一世帯(注 1)に住民税課税者がおり、本人の公的年金等収入金額(注2)と合計所得金額(注3)（公的年金等に係る雑所得金額を除く)の合計が80.9万円を超える	基準額 (月6,280円)	75,360円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注3)が120万円未満	基準額×1.15	86,664円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注3)が120万円以上210万円未満	基準額×1.25	94,200円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注3)が210万円以上320万円未満	基準額×1.40	105,504円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注3)が320万円以上420万円未満	基準額×1.60	120,576円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注3)が420万円以上520万円未満	基準額×1.90	143,184円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注3)が520万円以上620万円未満	基準額×2.10	158,256円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注3)が620万円以上720万円未満	基準額×2.30	173,328円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注3)が720万円以上1,000万円未満	基準額×2.50	188,400円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注3)が1,000万円以上1,500万円未満	基準額×2.90	218,544円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注3)が1,500万円以上2,500万円未満	基準額×3.40	256,224円
第16段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注3)が2,500万円以上3,500万円未満	基準額×3.90	293,904円

第 17 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注 3)が 3,500 万円以上 5,000 万円未満	基準額×4.40	331,584 円
第 18 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額(注 3)が 5,000 万円以上	基準額×4.90	369,264 円

(注 1)世帯：世帯状況はその年度の 4 月 1 日時点のもので判断する。年度の途中で 65 歳になった方、転入した方は資格の取得日で判断する。年度の途中で世帯状況に変更があっても翌年度まで保険料に変更はない。

(注 2)公的年金等収入金額：老齢基礎年金、国民年金、厚生年金、共済年金、年金恩給などの年間受給額。

(注3)合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額。分離課税所得も含まれ、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をさす。土地建物等の譲渡所得がある場合は、合計所得金額より特別控除額を除いた金額となる。

保険料を合計所得金額で算定することは、介護保険法施行令第 38 条及び 39 条によって規定されている。

平成 30 年度税制改正に伴い、第 1 段階～第 5 段階の被保険者は令和 3 年度より給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から 10 万円を控除する。

(注 4)第 1 段階～第 3 段階は国の制度による公費投入を行い、基準額に対する料率を軽減している。

(3) 保険料の徴収

第 1 号被保険者

年額 18 万円以上の公的年金受給者は、各年金保険者が年金より徴収し、区に納入する特別徴収となる。平成 18 年度から遺族年金と障害年金も対象となった。

その他は、保険者である区が納付書・口座振替等により個別に徴収（普通徴収)。

なお、平成 30 年度より延滞金の徴収を開始した。

第 2 号被保険者

医療（健康）保険者が行う。

(4) 保険料の減額・免除

保険料の徴収猶予・減免

火災・震災・風水害等、特別な理由がある方に対し、保険料の徴収猶予・減免について介護保険条例で定めている。

区独自減額

保険料段階が第 2 段階または第 3 段階で、年間収入が 150 万円以下・預貯金 350 万円以下（単身者の場合）など、収入・資産等の要件を満たす者を対象に、保険料を減額する制度を設けている。

＜介護保険料（第 1 号被保険者）収納状況＞ （単位：円）

年度	内訳		調定額 A	収入額 B	還付未済 C	収納額 D(B-C))	不納損額 E	収納未済額 F(A-D-E)	収納率 (D/A×100)
7	普通徴収分	件数	277,848	260,171	759	259,412	0	18,436	
		金額	3,196,822,951	3,007,788,994	5,454,528	3,002,334,466	0	194,488,485	93.92
	特別徴収分	件数	962,300	970,855	8,555	962,300	0	0	
		金額	14,342,335,267	14,376,371,456	34,036,189	14,342,335,267	0	0	100.00
	滞納繰越分	件数	49,534	10,036	40	9,996	17,410	22,128	
		金額	339,924,287	70,355,173	270,838	70,084,335	109,697,830	160,142,122	20.62
	計	件数	1,289,682	1,241,062	9,354	1,231,708	17,410	40,564	
		金額	17,879,082,505	17,454,515,623	39,761,555	17,414,754,068	109,697,830	354,630,607	97.40

＜介護保険料の減額・免除＞　（単位：人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) 火災、失業等による保険料の減免	4	4	3
(2) 東日本大震災の被災地等からの転入者に対する減免	6	3	7
(3) 保険料の区独自減額	37	43	40

4. 要介護認定

窓　　口	各総合支所保健福祉課、各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護保険課介護認定審査事務係、各総合支所保健福祉課

介護保険制度において介護保険サービスを利用するためには、介護が必要であるとの認定（要介護・要支援認定）を受けなければならない。
認定にあたっては、区の職員等の調査員が実施する本人の状態についての聞き取り等の調査結果と、主治医作成の意見書をもとに、介護認定審査会において要介護状態等の区分などを審査・判定し、その結果をもとに区が認定をしている。

介護認定審査会

世田谷区の介護認定審査会は60の部会があり、それぞれの部会は保健・医療・福祉各分野の専門家4名で構成されている。原則として2週間に60の部会が開催されており、要介護状態区分などの審査・判定を行っている。

＜要介護認定の申請・審査判定状況（令和7年度）＞

(1)要介護認定申請状況及び審査会開催数　（単位：件）

管轄	申請件数	内訳				審査件数	取下却下
		新規	区分変更	更新	その他		
世田谷	7,672	2,991	1,176	3,358	147	7,443	134
北沢	4,973	1,874	801	2,238	60	4,845	54
玉川	7,138	2,818	1,086	3,081	153	6,826	99
砧	5,340	2,071	864	2,305	100	5,053	71
烏山	4,226	1,825	629	1,692	80	3,976	128
合計	29,349	11,579	4,556	12,674	540	28,143	486
(参考) 6年度合計	31,415	11,464	4,522	14,882	547	29,736	385

審査会開催数　1,014回　※令和6年度審査会開催数 1,030回

※管轄別の件数は、被保険者の住所による分類であり、実際に各管轄が受付けた件数と異なる。(2)も同じ。

(2)審査判定状況　※在宅・施設等の区分は、認定調査段階での状況　（単位：件）

		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
世田谷		54	881	877	1,512	1,344	937	921	917
北沢		18	404	603	1,046	943	716	583	532
玉川		35	869	835	1,349	1,168	867	874	829
砧		24	497	598	1,119	889	656	680	590
烏山		94	768	390	770	535	463	533	423
合計		225	3,419	3,303	5,796	4,879	3,639	3,591	3,291
割合		0.8%	12.2%	11.7%	20.6%	17.3%	12.9%	12.8%	11.7%
在宅		196	3,056	3,020	4,586	3,463	1,975	1,174	815
施設	特養	0	1	0	6	13	131	246	272
	老健	0	1	1	16	37	56	101	86
	介護医療院	0	0	0	1	0	4	14	12
	その他	29	361	282	1,187	1,366	1,473	2,056	2,106

(3) 1次判定から2次判定の変更状況　　(単位：件)

		二次判定								
		非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
一次判定	非該当	211	492	30	61	5	1			800
	要支援1	11	2,890	400	404	30	13			3,748
	要支援2	1	36	2,778	754	74	13	3		3,659
	要介護1	2	1	95	4,554	1,008	62	4		5,726
	要介護2				23	3,754	727	32	1	4,537
	要介護3					8	2,790	516	14	3,328
	要介護4						32	2,960	493	3,485
	要介護5						1	76	2,783	2,860
	合計	225	3,419	3,303	5,796	4,879	3,639	3,591	3,291	28,143

(4) 判定区分別の変更件数・割合

	軽度	変更なし	重度	合計	軽度	変更なし	重度	合計
非該当	－	211	589	800	***	26.4%	73.6%	100.0%
要支援1	11	2,890	847	3,748	0.3%	77.1%	22.6%	100.0%
要支援2	37	2,778	844	3,659	1.0%	75.9%	23.1%	100.0%
要介護1	98	4,554	1,074	5,726	1.7%	79.5%	18.8%	100.0%
要介護2	23	3,754	760	4,537	0.5%	82.7%	16.8%	100.0%
要介護3	8	2,790	530	3,328	0.3%	83.8%	15.9%	100.0%
要介護4	32	2,960	493	3,485	0.9%	84.9%	14.2%	100.0%
要介護5	77	2,783	－	2,860	2.7%	97.3%	***	100.0%
合計	286	22,720	5,137	28,143	1.0%	80.7%	18.3%	100.0%
			（参考） 6年度の変更割合		1.1%	80.8%	18.1%	

(5) 認定者数　　(単位：人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
要支援1	5,316	5,075	5,356	5,305	5,342	5,180	5,113	5,445	5,735
要支援2	4,935	5,351	5,773	5,624	5,600	5,453	5,735	5,950	5,984
要介護1	7,811	7,341	7,006	7,364	8,048	8,302	7,759	7,635	8,123
要介護2	6,768	7,462	7,721	7,806	7,702	7,672	8,143	8,477	8,654
要介護3	5,296	5,231	5,376	5,521	5,736	5,857	5,943	5,985	6,044
要介護4	4,819	4,912	4,924	5,080	5,340	5,492	5,560	5,307	5,301
要介護5	4,113	4,139	4,109	4,126	3,939	4,002	4,137	4,009	3,911
認定者計	39,058	39,511	40,265	40,826	41,707	41,958	42,390	42,808	43,752

※第2号被保険者を含む。

※介護保険事業状況報告各年度末現在の人数。

5. 保険の給付

窓　　口	各総合支所保健福祉課、高齢福祉部介護保険課保険給付係
事業所管	高齢福祉部介護保険課保険給付係

要介護（要支援）であるとの認定を受け、居宅または施設での介護（介護予防）サービス利用者に対し、要介護(要支援)の段階に応じた給付を行う。
給付は利用した費用の９割（一定以上所得者は８割または７割）で、１割（一定以上所得者は２割または３割）は利用者の自己負担（区分支給限度基準額を超えた部分は全額自己負担)。

(1) 介護給付・予防給付の種類

① 居宅サービス（介護予防給付は、要支援の者に介護予防を目的としたサービスを行う。）

・訪問介護
訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言など、必要な日常生活上の世話を行う。
＊要支援１・２の方は、サービス・活動事業の訪問型サービス（P.87）を参照。

・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
移動入浴車等で簡易浴槽を居宅に運び、看護師や介護職員が、身体の清潔の保持や心身機能の維持のために入浴介護を行う。

・訪問看護・介護予防訪問看護
主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションや病院、診療所から看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行う。

・訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問して、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるための相談・助言、機能訓練を行う。

・居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士等が、通院困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理及び指導等を行う。

・通所介護（デイサービス）
利用者がデイサービスセンター（日帰り介護施設）等に通い、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行う。
＊要支援1・2の方は、サービス・活動事業の通所型サービス（P.87）を参照。

・通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
介護老人保健施設や病院、診療所に通い、心身の機能の維持回復のため、理学療法士や作業療法士等による機能訓練等を行う。

・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行う。

・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療ショートステイ）
介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下で、入浴・排せつ・食事の介護や必要な医療、その他の日常生活上の世話、機能訓練等を行う。

・特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
有料老人ホームやケアハウス等において入居者に対し、ケアプランにもとづき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行う。

・福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
利用者の心身の状況や希望に合わせて、車いすや特殊ベッドなど指定された福祉用具の選定、調整、貸与を行う。
＊貸与対象となる商品には要介護度等の条件あり。

・福祉用具購入費の支給
利用者の心身の状況や希望に合わせて、腰掛便座や入浴補助用具等の特定された福祉用具を購入した際の費用を、年間（4月～翌年3月）10万円を上限として支給する。うち、自己負担は1割（一定以上所得者は2割または3割）

・住宅改修費の支給
手すりの取り付け・段差の解消等、定められた種類の小規模な住宅改修を行った際に、1被保険者1住宅につき20万円を上限に費用を支給する。うち、自己負担は1割（一定以上所得者は2割または3割）

② 地域密着型サービス（介護予防給付は、要支援の者に介護予防を目的としたサービスを行う。）
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
日中・夜間を通じて1日複数回の定期巡回と利用者の通報による随時訪問サービスを、介護と看護を一体的にまたは連携して提供する。（要支援1・2の方は対象外）
・夜間対応型訪問介護
ヘルパーによる夜間の定期巡回や利用者の通報による随時訪問で、利用者の居宅で、排せつなどの介護やその他の日常生活上の世話や介護を行う。（要支援1・2の方は対象外）
・地域密着型通所介護（デイサービス）
定員が18人以下のデイサービスセンター（日帰り介護施設）等において、利用者に日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。
＊要支援1・2の方は、サービス・活動事業の通所型サービスを利用。
・認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
認知症で介護を必要とする利用者に、デイサービスセンター（日帰り介護施設）等において、日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。
・小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
サービス拠点への通いを中心として、利用者の心身の状況や環境に応じて、居宅への訪問やサービス拠点への宿泊を柔軟に組み合わせ入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。
・認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
認知症で介護を必要とする利用者に、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。（要支援1の方は対象外）
・地域密着型特定施設入居者生活介護
定員が29人以下の有料老人ホームやケアハウス等の入居者に、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話等を行う。（要支援1・2の方は対象外）
・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
定員が29人以下の特別養護老人ホームの入所者に、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理及び療養上の世話等を行う。（新規入所者は、原則要介護3以上の方が対象）
・看護小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、居宅への訪問、サービス拠点への通い、宿泊のサービス及び療養上の世話等を行う。（要支援1・2の方は対象外）

③施設サービス
・介護老人福祉施設
食事や排せつ等に常時介護が必要で、居宅では介護が困難な方が入所する定員30人以上の特別養護老人ホーム。入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設。（新規入所者は、原則要介護3以上の方が対象）
・介護老人保健施設
病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う。
・介護医療院
日常的に医学管理が必要な要介護者に対し、長期療養のための医療や看護、日常生活上の世話を行う。

④ ケアマネジメント

・居宅介護支援

居宅サービス(自宅等で受けられる介護保険サービス）を適切に受けられるように、介護支援専門員が要介護者の心身の状況や環境を考慮しながら本人や家族の希望をもとに、サービスの種類や内容、回数を定めた「居宅サービス計画」を作成する（自己負担はなし）。

・介護予防支援

介護予防サービスを適切に受けられるように、原則としてお住まいの地区を担当する「あんしんすこやかセンター」等が、要支援者の心身の状況や環境を考慮しながら本人や家族の希望をもとに、サービスの種類や内容、回数を定めた「介護予防サービス計画」を作成する（自己負担はなし）。

⑤ 高額介護（介護予防）サービス費

介護（介護予防）サービスを利用して、一世帯で 1 ヵ月のサービス費用の自己負担額が次の上限額を超えた場合、超えた額を申請により給付する。

対象者	利用者負担上限額
課税所得 690 万円以上(年収約 1,160 万以上)	140,100 円(世帯)
課税所得 380 万円～690 万円未満(年収約 770 万以上約 1,160 万未満)	93,000 円(世帯)
課税所得 380 万円未満(年収約 770 万未満)	44,400 円(世帯)
住民税非課税世帯	24,600 円(世帯)
① 本人の合計所得金額(年金に係る雑所得を除く)と課税年金収入額の合計が年間 80.9 万円以下 ② 老齢福祉年金受給者	15,000 円(個人)
生活保護受給者	15,000 円(個人)

⑥ 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険と医療保険の両方を利用し、合算した年間（8 月分～翌年 7 月分）の自己負担額が医療保険における世帯単位で限度額を超えた場合、超えた額を申請により給付する。

(2) 利用者負担の軽減

制度の導入に伴う激変緩和の観点から、低所得者の負担を軽減するため、自己負担額または食費・居住（滞在）費の一部を減額する。

①訪問介護等利用者負担額減額・免除の特例措置

訪問介護・総合事業訪問介護サービス（介護保険事業者によるサービス)・夜間対応型訪問介護の利用者で、低所得者に対する措置。

（制度移行措置対象者）

障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が 0 円となっている者で、以前より障害者施策によるサービスを利用し、平成 18 年 4 月 1 日以降に、65 歳に達した者および特定疾病により要介護・要支援の状態になった 40 歳から 64 歳までの者。

自己負担　0%

②特別養護老人ホーム入所者の特例措置

措置により入所し、介護保険法施行時より引き続き入所している者。

平成 17 年 9 月 30 日において、施設介護サービス費の利用者負担割合が 5% 以下の者（以下、「実質的負担軽減者」という。）については、平成 17 年 10 月の居住費・食費の見直し後も措置時代の費用徴収額を上回らないように、軽減措置を講ずる。

実質的負担軽減者以外の者の利用者負担額（施設介護サービス費の利用者負担割合、居住費、食費）については、一般の入所者と同様の算定方法による。低所得の者については、一般の低所得者対策による負担軽減を行う。（有効期限は平成 22 年 3 月 31 日までであったが、平成 22 年 4 月 1 日より当分の間延長されることとなっている。）

③施設介護サービスを利用した場合の食費・居住費の自己負担の軽減措置

平成 17 年 10 月より介護保険施設に入所・入院した際（ショートステイを含む）の居住（滞在）費・食費については、保険給付対象外となった。しかし、低所得者に過重な負担となら

ないよう、課税状況や年金収入の状況に応じて、下記の表の対象者については、申請により費用負担の軽減を行う。平成 28 年 8 月からは判定対象となる年金収入額に遺族年金・障害年金などの非課税年金を含むように改正された。令和 3 年 8 月から資産に関する要件が、対象者の所得状況に応じて細分化された。また、1 日当たりの食費について入所とショートステイで費用負担額が異なるように改正された。

(利用者負担段階区分ごとの対象者と費用負担額一覧表)

利用者負担段階区分	対象者		1 日あたりの居住費（滞在費）				1 日あたりの食費	
	所得に関する要件	資産に関する要件(注 1)	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室（注 2）	多床室（注 2）	入所	ショートステイ
第 1 段階	生活保護受給者	なし	880 円	550 円	550 円 380 円	0 円	300 円	300 円
第 2 段階	住民税非課税世帯で年金収入等（注 3）の合計が年間 80.9 万円以下の方	650 万円以下（夫婦の場合 1,650 万円以下）	880 円	550 円	550 円 480 円	430 円	390 円	600 円
第 3 段階①	住民税非課税世帯で年金収入等の合計が年間 80.9 万円超 120 万円以下の方	550 万円以下（夫婦の場合 1,550 万円以下）	1,370 円	1,370 円	1,370 円 880 円	430 円	650 円	1,000 円
第 3 段階②	住民税非課税世帯で年金収入等の合計が年間 120 万円超の方	500 万円以下（夫婦の場合 1,500 万円以下）	1,370 円	1,370 円	1,370 円 880 円	430 円	1,360 円	1,300 円

(注 1) 第 2 号被保険者（65 歳未満）の資産に関する要件は利用者負担段階区分にかかわらず 1,000 万円以下（夫婦の場合 2,000 万円以下)。

(注 2) 従来型個室の各利用者負担段階別金額の上段は、「介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護」の各サービスを利用した場合の負担額を表示し、下段は、「介護老人福祉施設・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の各サービスを利用した場合の負担額を表示している。

(注 3) 年金収入等とは公的年金等収入金額、その他の合計所得金額、非課税年金収入金額を合計したものを意味する。

(3) 介護給付適正化の取り組み

介護を必要とする者を適正に認定し、利用者にとって過不足のない真に必要なサービスを提供するよう事業者に促すため、区では第 9 期介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の中で、要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検の 3 事業について目標を定め、介護給付適正化の取り組みを進めている。

＜介護サービスの利用状況（保険給付の状況）＞

（1）介護給付サービス（令和７年度）

サービス種類		年間延べ利用件数（件）A	年間延べ給付額（千円）B	1件当たりの給付額（千円）B/A	利用者数（人）
居宅サービス	訪問介護	121,606	8,448,090	69	8,654
	訪問入浴介護	6,302	404,212	64	506
	訪問看護	95,492	4,671,526	49	7,511
	訪問リハビリテーション	9,800	399,849	41	789
	居宅療養管理指導	313,275	2,304,323	7	12,736
	通所介護	89,606	5,871,014	66	6,479
	通所リハビリテーション	14,239	636,987	45	1,158
	短期入所生活介護	13,454	1,097,986	82	1,041
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	1,185	131,311	111	97
	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	1	139	139	1
	福祉用具貸与	168,223	2,477,782	15	13,186
	福祉用具購入費	2,678	89,375	33	
	住宅改修費	1,486	116,217	78	
	特定施設入居者生活介護	55,350	11,592,898	209	4,496
	居宅介護支援	227,060	3,741,156	16	18,349
	小計	1,119,757	41,982,865		
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,345	462,152	197	185
	夜間対応型訪問介護	2,593	69,967	27	210
	地域密着型通所介護	44,789	2,664,058	59	3,330
	認知症対応型通所介護	3,678	438,054	119	291
	小規模多機能型居宅介護	3,277	772,543	236	266
	認知症対応型共同生活介護	10,539	2,988,508	284	860
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,679	517,744	308	139
	看護小規模多機能型居宅介護	2,400	681,697	284	191
	小計	71,309	8,594,723		
施設サービス	介護老人福祉施設	32,392	9,561,311	295	2,682
	介護老人保健施設	8,773	2,805,151	320	730
	介護療養型医療施設	0	0	0	0
	介護医療院	1,453	550,818	379	121
	小計	42,618	12,917,280		
合計		1,233,684	63,494,868		

※　第２号被保険者を含む。

※　金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

※　延べ利用件数及び延べ給付額は、介護保険事業状況報告（令和７年報速報値）より。利用件数は、レセプト（介護給付費明細）件数。レセプトは、各月１人１事業所ごとに１件となるため、同一人が同サービスを複数事業所で利用した場合は、重複する。

※　利用者数は、１か月あたりの利用者数。

(2) 予防給付サービス（令和 7 年度）

サービス種類		年間延べ利用件数（件）A	年間延べ給付額（千円）B	1 件当たり給付額（千円）B/A	利用者数（人）
居宅サービス	訪問入浴介護	1	21	21	1
	訪問看護	12,220	327,777	27	988
	訪問リハビリテーション	1,250	37,491	30	100
	居宅療養管理指導	19,415	128,273	7	887
	通所リハビリテーション	5,826	206,500	35	482
	短期入所生活介護	81	3,025	37	7
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	9	326	36	1
	短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	0	0	0	0
	短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
	福祉用具貸与	35,161	197,538	6	2,848
	福祉用具購入費	519	14,584	28	
	住宅改修費	636	54,583	86	
	特定施設入居者生活介護	5,643	442,607	78	461
	介護予防支援	46,454	240,519	5	3,816
	小計	127,215	1,653,244		
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	206	16,408	80	17
	認知症対応型共同生活介護	15	3,194	213	1
	小計	221	19,602		
合計		127,436	1,672,845		

※ 第 2 号被保険者を含む。
※ 金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
※ 介護給付費の過誤処理による取下げ額が給付額を上回った場合、延べ給付額がマイナスになる場合がある。
※ 延べ利用件数及び延べ給付額は、介護保険事業状況報告（令和 7 年報速報値）より。利用件数は、レセプト（介護給付費明細）件数。レセプトは、各月 1 人 1 事業所ごとに 1 件となるため、同一人が同サービスを複数事業所で利用した場合は、重複する。
※ 利用者数は、1 か月あたりの利用者数。

(3) 低所得者対策としての利用者負担軽減（3 月末現在）

① 特別養護老人ホーム入所者（旧措置）の軽減措置

特別養護老人ホームの旧措置入所者は、一部経過措置として、利用者負担が従前の費用徴収額を上回らないよう軽減する。

（単位：人）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者負担額減額・免除認定者数	3	2	2
特定負担限度額認定者数	5	3	2

② 施設サービス利用時の居住（滞在）費・食費の減額

低所得者等について、施設サービス利用時の居住（滞在）費・食費の自己負担を軽減する。

（単位：人）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
減額認定者数	2,118	2,059	2,000

(4) 区内地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所等(区が指定権限を有する事業所)の数

サービスの種類	事業所の数 令和6年4月1日現在	事業所の数 令和7年4月1日現在	事業所の数 令和8年4月1日現在
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8	7	7
夜間対応型訪問介護	2	2	2
地域密着型通所介護	118	115	109
認知症対応型通所介護　※	23	22	19
小規模多機能型居宅介護　※	15	14	14
認知症対応型共同生活介護　※	49	48	48
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	4	5
看護小規模多機能型居宅介護	7	9	10
居宅介護支援	226	220	213
介護予防支援	33	40	40

※介護予防サービスを併せて行っている事業所の数を含む。

6. 保険財政

被保険者の負担する保険料と公費（税金）を財源とし、特別会計をもって行う。
（平成 30 年 4 月からの財源構成）

第 1 号被保険者の保険料	23%
第 2 号被保険者の保険料	27% ※ただし包括的支援事業・任意事業については 0%
公費（税金） 施設等サービス：国 20%　東京都 17.5%　世田谷区 12.5% 居宅サービス　：国 25%　東京都 12.5%　世田谷区 12.5% 介護予防・日常生活支援総合事業 ：国 25%　東京都 12.5%　世田谷区 12.5% 包括的支援事業・任意事業 ：国 38.5%　東京都 19.25%　世田谷区 19.25%	50% ※ただし、包括的支援事業・任意事業については 77%

7. 介護保険事業計画

「介護保険法」及び「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、区は保険者として、介護給付費のサービス種類ごとの推計等をもとに、3 年を一期として、保険料などの介護保険の円滑な実施を図るために必要な事項を、介護保険事業計画の中で定めている。
第 9 期介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）は、第 8 期で掲げた基本理念を引継ぎ、「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を計画の基本理念としている。

生計困難者等に対する利用者負担額の軽減

事業の開始
①、②平成 17 年 10 月 ③平成 12 年 4 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	各総合支所保健福祉課、高齢福祉部介護保険課管理係、保険給付係
事業の概要、目的	低所得者が、世田谷区に申し出のあった事業者の介護（介護予防）サービス等を利用した場合、利用者負担分の一部（60%、50%、25%）を軽減する。この軽減率は、サービスの種類や事業者によって異なる。(①②は介護費 60%、食費・居住（滞在）費 25%、③は介護費 50%）なお、生活保護受給者は、個室の居住（滞在）費の全額を軽減する。 【対象サービス（介護予防給付を含む)】 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、指定相当訪問介護サービス、指定生活援助サービス、支えあいサービス、指定相当通所介護サービス、指定運動器機能向上サービス、介護予防筋力アップ教室（通所型短期集中型）
根拠法令等	① 世田谷区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 ② 世田谷区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱 ③ 世田谷区介護保険利用者負担軽減措置実施要綱
対　　象	住民税が非課税で、かつ年間収入が 150 万円以下、預貯金等が 350 万円以下（単身世帯の場合）等の介護保険被保険者、生活保護受給者
事業の実績	生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証交付人数　399 人
予　算	**[歳出]**46,516,000 円
決　算	**[歳入]**［都］8,899,000 円 **[歳出]** ①37,421,731 円 ②389,481 円 ③5,353,438 円

家族介護慰労金支給

事業の開始
平成 13 年 4 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課、高齢福祉部介護保険課
事業所管	高齢福祉部介護保険課保険給付係
事業の概要、目的	1 年間介護保険サービスを利用しなかった要介護 2（認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上に限る）または要介護 3 以上の認定を受けている者を介護している同居家族に、年額 10 万円を支給する。
根拠法令等	介護保険法（第 115 条の 45 第 3 項第 2 号） ［国］地域支援事業実施要綱 ［区］世田谷区家族介護慰労事業実施要綱
対　　象	1 年間介護保険サービスを利用せずに(通算 10 日以内のショートステイ利用、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の利用は除く)、通算 90 日以上の入院をしていない要介護 2（認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上に限る）または要介護 3 以上と認定された者を介護している同居家族（被介護者、介護者のどちらも住民税非課税世帯） （申請できる期間は、支給対象期間の満了日の翌日から 2 年間）
事業の実績	25 件支給　　支給総額　2,500,000 円
予　算	**[歳出]** 3,000,000 円
決　算	**[歳入]**［国］962,500 円　［都］481,250 円　［他］1,056,250 円 **[歳出]** 2,500,000 円

せたがやシニアボランティア・ポイント事業

事業の開始
平成 20 年 4 月

窓　　口	せたがやコール（ボランティア研修申込み受付） 高齢福祉部介護保険課（介護保険料負担軽減資金の申請受付・支給）
事業所管	高齢福祉部介護保険課管理係
事業の概要、目的	高齢者の社会参加及び地域貢献を推進するため、ボランティア研修を修了した高齢者がポイント付与対象の介護保険施設等でボランティア活動を行った場合に、1時間につき 1 ポイント（100 円相当）として V スタンプを交付し、年間 120 ポイント（12,000 円）を上限として、実績に応じて介護保険料の負担軽減資金を支給する。
根拠法令等	介護保険法（115 条の 45） ［国］地域支援事業実施要綱 ［区］世田谷区シニアボランティア・ポイント事業実施要綱 世田谷区シニアボランティア登録施設等実施要綱 世田谷区シニアボランティア・ボランティア活動保険要綱 世田谷区あんしんすこやかセンターボランティア実施要綱 世田谷区高齢者安心コール事業実施要綱
対　　象	(1)活動対象者 介護保険の第 1 号被保険者（65 歳以上）の区民で、ボランティア研修を修了した者 (2)活動対象施設等 介護保険施設、あんしんすこやかセンター、障害者（児）施設、児童館等
事業の実績	ボランティア研修受講者　191 名 ボランティア活動対象施設　157 施設 介護保険料負担軽減資金申請支給額　1,320,000 円
予　算	**［歳出］**2,314,000 円
決　算	**［歳入］**［国］483,000 円　［都］268,000 円　［他］1,304 ,003 円 **［歳出］**2,055,003 円

2. 介護予防

あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）運営委託

事業の開始
平成18年4月

窓　　口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防･地域支援課
事業の概要、目的	平成18年の介護保険法改正により、地域住民の心身の健康の維持、生活の安定、保健、福祉、医療の向上と増進のために必要な援助、支援を担う地域の中核機関として地域包括支援センターを設置した。 介護保険法に定める包括的支援事業（総合相談支援、権利擁護、包括的･継続的ケアマネジメント支援、もの忘れ相談、在宅医療・介護連携推進事業）、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業）を実施し、高齢者とその家族等からの相談に応じるとともに、介護保険の要介護認定や区の保健福祉サービスの申請受付等を行う。相談支援対象を高齢者だけでなく、障害者や子ども家庭等（身近な一次相談機能に限る）へ広げるモデル事業（地域包括ケアの地区展開）を、平成26年10月から砧地区、平成27年7月から池尻・松沢・用賀・上北沢地区で実施し、平成28年7月から全地区で実施した。
根拠法令等	介護保険法　第115条の46 ［区］世田谷区地域包括支援センター事業実施要綱
対　　象	概ね65歳以上の高齢者及びその家族等
予　算	**［歳出］** 1,422,899,892円
決　算	**［歳入］**［国］498,833,316円［都］303,925,170円 ［他］445,396,784円　の一部　**［歳出］** 1,401,043,791円

＜実績＞

(1) 活動実績

	要介護認定等申請受付件数	実態把握実施件数	介護予防ケアマネジメント実施件数		予防給付延べ作成件数	いきいき講座参加者数
			事業対象者	要支援認定者		
池尻あんしんすこやかセンター	382	529	6	63	1,221	52
太子堂あんしんすこやかセンター	311	279	19	50	1,318	67
若林あんしんすこやかセンター	340	621	13	85	1,330	64
上町あんしんすこやかセンター	779	466	35	213	2,946	186
経堂あんしんすこやかセンター	974	685	32	81	3,140	38
下馬あんしんすこやかセンター	664	634	4	116	1,654	150
上馬あんしんすこやかセンター	408	301	10	70	1,017	137
梅丘あんしんすこやかセンター	507	678	17	82	1,297	33
代沢あんしんすこやかセンター	239	539	2	65	839	78
新代田あんしんすこやかセンター	383	505	12	82	1,243	47
北沢あんしんすこやかセンター	249	508	13	73	1,157	54
松原あんしんすこやかセンター	454	1,387	10	34	1,317	145
松沢あんしんすこやかセンター	615	438	23	119	1,342	120
奥沢あんしんすこやかセンター	506	441	28	118	1,273	25
九品仏あんしんすこやかセンター	292	442	23	67	1,103	158
等々力あんしんすこやかセンター	506	758	10	136	1,883	129
上野毛あんしんすこやかセンター	331	776	19	189	1,578	63
用賀あんしんすこやかセンター	598	373	42	51	1,649	52
二子玉川あんしんすこやかセンター	423	289	19	107	1,410	100
深沢あんしんすこやかセンター	714	783	23	41	2,121	494

祖師谷あんしんすこやかセンター	491	663	24	92	1,539	33
成城あんしんすこやかセンター	350	979	20	101	1,043	31
船橋あんしんすこやかセンター	595	945	15	189	1,843	244
喜多見あんしんすこやかセンター	449	896	7	96	1,030	69
砧あんしんすこやかセンター	507	1,200	31	129	2,007	85
上北沢あんしんすこやかセンター	529	348	21	98	1,632	45
上祖師谷あんしんすこやかセンター	453	557	30	159	1,861	59
烏山あんしんすこやかセンター	739	397	41	339	3,775	29
合　　計	13,788	17,417	549	3,045	45,568	2,787

(2) 延べ相談件数の推移

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
池尻あんしんすこやかセンター	8,574	(128)	7,202	(172)	5,785	(151)
太子堂あんしんすこやかセンター	9,053	(127)	8,262	(234)	8,802	(149)
若林あんしんすこやかセンター	5,782	(123)	4,404	(110)	4,583	(86)
上町あんしんすこやかセンター	13,914	(589)	12,734	(311)	11,158	(192)
経堂あんしんすこやかセンター	11,648	(149)	13,334	(201)	13,437	(561)
下馬あんしんすこやかセンター	11,564	(42)	10,827	(47)	10,717	(14)
上馬あんしんすこやかセンター	6,167	(77)	5,609	(98)	5,509	(71)
梅丘あんしんすこやかセンター	5,902	(39)	6,257	(36)	7,656	(90)
代沢あんしんすこやかセンター	5,116	(167)	6,763	(278)	6,730	(716)
新代田あんしんすこやかセンター	8,095	(44)	8,219	(34)	9,047	(64)
北沢あんしんすこやかセンター	6,350	(110)	6,056	(104)	6,880	(203)
松原あんしんすこやかセンター	10,214	(336)	10,362	(445)	10,416	(473)
松沢あんしんすこやかセンター	8,631	(82)	8,678	(96)	9,352	(117)
奥沢あんしんすこやかセンター	6,951	(169)	6,530	(181)	8,220	(56)
九品仏あんしんすこやかセンター	3,702	(21)	3,979	(86)	4,357	(80)
等々力あんしんすこやかセンター	4,809	(95)	5,554	(54)	5,478	(24)
上野毛あんしんすこやかセンター	4,941	(51)	4,991	(77)	5,645	(142)
用賀あんしんすこやかセンター	7,569	(106)	8,162	(94)	7,747	(23)
二子玉川あんしんすこやかセンター	10,556	(229)	10,136	(141)	9,673	(246)
深沢あんしんすこやかセンター	7,399	(23)	6,887	(39)	6,220	(23)
祖師谷あんしんすこやかセンター	7,538	(67)	6,801	(32)	8,151	(48)
成城あんしんすこやかセンター	8,460	(54)	7,541	(94)	8,924	(69)
船橋あんしんすこやかセンター	9,205	(298)	7,878	(246)	7,656	(86)
喜多見あんしんすこやかセンター	7,286	(61)	9,770	(23)	10,037	(53)
砧あんしんすこやかセンター	10,670	(56)	10,588	(18)	11,595	(133)
上北沢あんしんすこやかセンター	7,824	(281)	7,481	(116)	7,611	(80)
上祖師谷あんしんすこやかセンター	8,321	(63)	8,096	(39)	9,881	(20)
烏山あんしんすこやかセンター	11,612	(79)	10,167	(34)	8,634	(26)
合　　計	227,853	(3,666)	223,268	(3,440)	229,901	(3,996)

※（ ）内は、延べ相談件数のうち地域包括ケアの地区展開に伴う福祉の相談件数。

【サービス・活動事業】

［歳入決算額］　［国］330,359,673 円　［都］175,462,021 円　［他］956,607,389 円

サービス・活動事業

事業の開始
平成 28 年 4 月

窓　　口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課 高齢福祉部介護保険課
事業の概要、目的	介護保険事業者に加え、NPO 法人や住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを提供することにより、地域支えあいの体制づくりを推進し、要介護の重度化の予防や状態の改善を図ることにより、高齢者の自立支援を促進することを目的とする。

サービス・活動事業の種類

1. 訪問型サービス

① 指定相当訪問型サービス（介護保険事業者によるサービス）
ヘルパーによる、掃除、洗濯、調理、買い物等の生活支援及び、入浴介助などの身体的介助を行う。

② 指定生活援助サービス（介護保険事業者によるサービス）
ヘルパー等（一定の研修受講者を含む）が掃除、洗濯、調理、買い物等の 60 分以内の生活支援を行う。

③ 支えあいサービス(住民参加型サービス)
日常生活を営む上で必要な家事のうち、掃除、洗濯物・布団干し、買い物同行、調理補助等、介護予防･自立支援に効果が高いと認められる家事援助で、原則 30 分以内を目途に実施できるものを事業者に登録したボランティア等が提供する。

④ 専門職訪問相談（短期集中型サービス）
理学療法士や管理栄養士等が訪問して、日常生活の自立に必要な生活改善のためのアドバイス等（1 回 1 時間程度）を行うことにより、自立支援・重度化防止を図る

2. 通所型サービス

① 指定相当通所型サービス(介護保険事業者によるサービス)
日常生活上の支援や機能訓練を行う 3 時間以上のデイサービス

② 指定運動器機能向上サービス(介護保険事業者によるサービス)
運動器の機能訓練を主とした 3 時間未満のデイサービス

③ 地域デイサービス(住民主体型サービス)
介護予防を目的とした定期的な通いの場（食事を含む 3 時間程度の活動の場）を運営する住民等の団体に対して補助金を支給する。

④ 介護予防筋力アップ教室～フレイル予防習慣化プログラム～（短期集中型サービス）
筋力向上、セルフマネジメント等を目的とした週 1 回、3 か月間程度通う集中的な教室（全 12 回）

根拠法令等	介護保険法　第 115 条の 45 [区]世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
対　　象	要支援認定者及び事業対象者（要介護状態等になるおそれのある高齢者）

予　算	［歳出］1,525,433,000 円	決　算	［歳出］1,455,791,120 円

＜実績＞

(1) 訪問型サービス

事業名	①指定相当訪問型サービス	②指定生活援助サービス	③支えあいサービス	④専門職訪問相談
内容	介護事業所による 従前相当のサービス	介護事業所による 区独自基準のサービス	住民参加型サービス	短期集中型サービス
利用人数等	実 2,834 人 延べ 25,084 人	実 72 人 延べ 652 人	実 67 人 延べ 611 人	実 97 人 延べ 126 人 ※不在 1 件含む

(2) 通所型サービス

事業名	①指定相当通所型サービス	②指定運動器機能向上サービス	③地域デイサービス	④介護予防筋力アップ教室～フレイル予防習慣化プログラム～
内容	介護事業所による従前相当のサービス	介護事業所による区独自基準のサービス	住民主体型サービス	短期集中型サービス
開催回数等			登録団体 23 活動団体 23	43 教室（延べ 516 回）
利用人数等	実 3,808 人 延べ 32,653 人	実 18 人 延べ 156 人	実 204 人 延べ 5,263 人	実 223 人 延べ 2,284 人

【一般介護予防事業】

［歳入決算額］　［国］95,872,130 円　［都］24,966,701 円　［他］78,894,775 円の一部

介護予防講座（はつらつ介護予防講座）

事業の開始
平成 18 年 7 月

窓　　口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防･地域支援課
事業の概要、目的	65 歳以上の高齢者を対象に、介護予防の講座及び簡単な体操を行うことで、高齢者が自らの生活を見直し自立した生活を維持することを目指す。
根拠法令等	介護保険法　第 115 条の 45 ［区］世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
対　　象	65 歳以上の高齢者
予　算 ［歳出］28,008,288 円	**決　算** ［歳出］27,869,688 円

＜実績＞

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
延実施回数	586	573	588
参加延べ人数	8,422	8,350	7,785

介護予防講座（楽しくはじめるフレイル予防講座

事業の開始
平成 24 年 4 月

窓口・所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	65 歳以上の高齢者を対象に、運動・口腔・栄養・認知症の備え・社会参加について学ぶ 6 回の連続講座を実施し、介護予防の普及と高齢者の日常生活の改善を促し、自立した生活を維持する契機とする。令和 3 年度からよりオンライン講座を試行実施。令和 7 年度より名称変更及び実施回数を 4 回に変更。
根拠法令等	介護保険法　第 115 条の 45 ［区］世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
対　　象	65 歳以上の高齢者
予　算 ［歳出］5,455,000 円	**決　算** ［歳出］5,443,020 円

＜実績＞

	集合型		
年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
教室数	18	18	18
延実施回数	108	108	72
参加延べ人数	1,153	1,160	1,116

オンライン型		
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
2	2	2
12	14	14
124	181	195

口腔機能向上プログラム

事業の開始
平成18年10月

窓口・所管	高齢福祉部介護予防･地域支援課
事業の概要、目的	自身の口腔内の状態を評価した上で、口腔機能の維持・向上に必要な知識を全8回講座で学び、口腔機能の維持・向上を図る。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45 ［区］世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
対　　象	65歳以上の区民で、口腔機能等に不安のある人、また、会場まで一人で通うことができ、原則全回参加できる人
予　算 ［歳出］8,379,624円	**決　算** ［歳出］8,630,856円

＜実績＞

事業名	教室数	延べ実施回数	参加人数	
			実人数	延べ人数
口腔機能向上プログラム	8	64	84	555

もの忘れチェック相談会

事業の開始
平成24年5月

窓　　口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、認知症在宅生活サポートセンター
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	区内在住の高齢者およびその家族を対象に、早期に医師に相談できる機会をつくることにより、認知症の早期発見・医療による早期対応を図る。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45 ［区］世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
対　　象	主に65歳以上の高齢者
予　算 ［歳出］4,785,000円	**決　算** ［歳出］4,785,000円

＜実績＞

	実施回数	参加人数
令和7年度	28	76

地域づくりによる介護予防活動支援事業

事業の開始
平成27年4月

窓　　口	高齢福祉部介護予防・地域支援課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	運動指導員を派遣し、筋力の維持・向上に効果のある「世田谷いきいき体操」の指導および住民の自主的なグループ活動の支援により、住民主体の通いの場を増やし、介護予防の地域づくりを行う。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45 ［区］世田谷区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱
対　　象	主に65歳以上の高齢者
予　算 ［歳出］2,140,538円	**決　算** ［歳出］1,230,754円

＜実績＞

世田谷いきいき体操を活用した通いの場
1団体

【認知症包括支援事業】

［歳入決算額］　［国］34,042,536 円　［都］10,655,591 円　［他］10,655,591 円の一部

認知症初期集中支援チーム事業

事業の開始
平成 25 年 7 月

窓　　口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、認知症在宅生活サポートセンター
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	認知症（疑い含む）の人や家族を対象に、看護師、医師等の専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」が 6 ヶ月程度集中的に家庭訪問し支援を行うことにより、認知症に関する正しい情報提供や、認知症の進行や介護に関する心理的負担の軽減、医療や介護サービスの円滑な導入を図り、支援体制を作ることを目指す。
根拠法令等	介護保険法　第 115 条の 45 ［区］世田谷区認知症初期集中支援チーム事業実施要綱
対　　象	認知症（疑い含む）の人及びその家族
予　算　［歳出］ 37,828,000 円	決　算　［歳出］ 37,828,000 円

＜実績＞

年度	対応人数
令和 7 年度	104

認知症本人交流会

事業の開始
令和元年 8 月

窓　　口	認知症在宅生活サポートセンター
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	認知症の本人が、自らの体験や想い、必要としていることを語り合う場のことで、生活支援ニーズ等を把握することにより、本人の視点を重視した支援や地域づくりに生かすことを目的とする。
根拠法令等	介護保険法　第 115 条の 45
対　　象	認知症の本人や、もの忘れが気になる人で、自らの体験や想い等を話すことに意欲的である区民家族や友人等、本人が交流会に参加することを支援するパートナー
予　算　［歳出］ 1,222,000 円	決　算　［歳出］ 1,222,000 円

＜実績＞

年度	実施回数	参加人数			
		認知症の本人		パートナー	
		実数	延数	実数	延数
令和 7 年度	6	21	60	15	32

アクションチーム（チームオレンジ）

事業の開始
平成30年4月

窓　　口	認知症在宅生活サポートセンター
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	全区的アクションチームおよび地区アクションチームのメンバーを対象に、認知症支援のためのボランティア等、地域で積極的に活動する人材育成やアクションチームの活動支援を行う。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45
対　　象	アクションチームとして、地域で認知症の本人とその家族へのボランティア活動をする意欲がある者
予　算 ［歳出］2,675,000円	決　算 ［歳出］2,675,000円

＜実績＞

年度	実施回数	参加人数
		延数
令和7年度	39	592

【認知症ケア推進事業】

［歳入決算額］　［国］20,261,797円　［都］6,342,107円　［他］6,342,107円の一部

家族介護支援

事業の開始
平成21年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課、各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防･地域支援課
事業の概要、目的	認知症高齢者を介護する家族会、家族向けの勉強会、家族のための心理相談を各総合支所保健福祉課で実施する。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45
対　　象	認知症高齢者を介護する家族
予　算 ［歳出］6,177,000円	決　算 ［歳出］6,177,000円

＜実績＞

① 認知症家族会

年度	実施回数	参加人数	
		実数	延数
令和5年度	30	61	107
令和6年度	10	83	98
令和7年度	10	101	106

② 認知症家族のための心理相談

年度	実施回数	相談実数	相談延数
令和5年度	10	17	17
令和6年度	9	21	21
令和7年度	10	25	25

アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）

事業の開始
平成18年11月

窓　　口	認知症在宅生活サポートセンター 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部介護予防･地域支援課
事業の概要、目的	区民や企業を対象に、認知症の普及啓発講座を実施することで、認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で支え合い活動を行う人が地域に数多く存在し、認知症になってからも安心して暮らせるまちを目指す。令和3年度より、従来の「認知症サポーター養成講座」の内容を刷新し、区独自のテキストや認知症の本人動画等を活用した「アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）」を実施する。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45
対　　象	区民及び区内事業所
予　算	［歳出］1,845,000円
決　算	［歳出］1,798,000円

＜実績＞

年度	延べ実施回数	延べ参加人数
令和5年度	109	3,421
令和6年度	102	3,001
令和7年度	106	3,003

世田谷版認知症サポーターステップアップ講座

事業の開始
平成24年2月

窓　　口	認知症在宅生活サポートセンター
事業所管	高齢福祉部介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	「アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）」の受講者で、認知症の方や家族に対して具体的な支援活動に取り組む意欲がある者を対象に、地域のインフォーマルサービスの担い手を育成する。
根拠法令等	介護保険法　第115条の45
対　　象	アクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）受講者で認知症の方や家族に対して具体的な支援活動に取り組む意欲がある者
予　算	［歳出］844,000円
決　算	［歳出］844,000円

＜実績＞

年度	実施回数	参加人数
		実数
令和7年度	5	62

【その他】

八幡山地域支え合い・介護予防事業

事業の開始
平成19年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	八幡山高齢者活動・移動支援施設で地域の高齢者や障害者等の閉じこもり防止や生きがいづくり、社会参加の促進等を目的に講座及びイベント等の事業を実施し、地域で活動する団体に共有スペースの貸出しを行う。
根拠法令等	［区］八幡山地域支え合い・介護予防事業補助金交付要綱
対　　象	区民
予　算	**［歳出］** 2,704,022円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 2,704,022円

＜実績＞

年　　度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ講座回数	67	57	50
延べ講座参加者数	304	226	276
延べ活動団体数	99	110	114

3. 在宅福祉サービス

高齢者緊急一時宿泊

事業の開始
平成19年8月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	介護保険では対応できない緊急的社会的な理由で高齢者が家族などの介護を受けられない場合に、一時的に特別養護老人ホームに入所させることにより、高齢者の福祉の向上と家庭生活の安定を図る。
根拠法令等	[区]世田谷区高齢者緊急一時宿泊事業実施要綱
対　　象	おおむね65歳以上の在宅の要援護高齢者
予　算 [歳出] 128,560円	決　算 [歳入] 0円　[歳出] 0円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延利用者数（人）	0	0	0
延利用日数（日）	0	0	0
平均日数（日）	0	0	0

高齢者住宅改修費助成、改修相談

事業の開始
平成2年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	(1) 住宅改修費助成 高齢者の要介護状態及び重度化の予防を目的とし、要介護認定で該当しなかった者への予防改修と、介護保険で提供されない住宅の設備改修にかかった費用の一部を助成する。 [助成内容] ①予防改修 手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への便器の取替え、及びこれらの各工事に付帯して必要な工事 ②設備改修 浴槽の取替え、流し･洗面台の取替え、洋式便器への便器の取替え、及びこれらの各工事に付帯して必要な工事 (2) 住宅改修相談 高齢者の要介護状態及び重度化の予防を目的とし、高齢者にとってより有効な住宅の改修ができるよう専門家による住宅改修相談を実施する。
根拠法令等	[区] 世田谷区高齢者住宅改修費助成金交付要綱 [区] 世田谷区高齢者住宅改修相談事業実施要綱
対　　象	(1) 住宅改修費助成 ①予防改修 65歳以上で、要介護認定において要支援・要介護に該当しなかった高齢者のうち、身体機能の低下のため、住宅改修が必要と認められる者 ②設備改修 65歳以上で、要介護認定で要支援・要介護に該当した、または該当しなかった高齢者のうち身体機能低下のため既存住宅の設備の使用が困難な者（所得制限あり）

	(2) 住宅改修相談 65歳以上の高齢者で、自宅の住宅改修にアドバイスが必要と認められた者。
予 算	**[歳出]** 13,424,000円
決 算	**[歳入]** [国] 472,626円 [都] 5,121,313円 [他] 282,348円 **[歳出]** 8,348,443円

<実績>

(1) 助成状況

助成種目		件数	助成金額
予防改修		4	330,243
設備改修	浴槽の取替え	13	4,176,000
	流し・洗面台の取替え	1	140,400
	便器の取替え	3	286,200
合計		21	4,932,843

(2) 高齢者住宅改修相談

アドバイザー派遣回数
93回

高齢者紙おむつ支給・おむつ代助成

事業の開始
昭和56年5月

窓口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	ねたきり等高齢者に対して紙おむつを支給し経済的負担を軽減する。病院等に入院している場合は、紙おむつ支給に代えておむつ代の一部助成も選択できる。（ただし限度額5,000円）
根拠法令等	[区] 世田谷区高齢者等紙おむつ支給事業等実施要綱
対象	65歳以上で、おおむね2か月以上おむつを使用している高齢者（要介護3～5）。ただし、病院に入院している期間は要介護認定は不要
予 算	**[歳出]** 342,219,000円
決 算	**[歳入]** [国] 71,923,050円 [都] 35,961,525円 [他] 42,967,018円 **[歳出]** 322,351,035円

<実績>

(1) 紙おむつ支給事業の推移

総支給額 267,473,214円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間実支給者数	7,905	7,691	7,626
年度末支給者数	5,031	4,991	5,055
フラット型おむつ（総枚数）	27,110	27,178	19,614
テープ型 おむつ（総枚数）	424,624	443,346	437,802
パンツ型おむつ（総枚数）	1,330,472	1,357,662	1,326,020
パッド（総枚数）	2,862,056	2,989,110	2,907,462

(2) おむつ代助成事業の推移

総支給額　41,762,617 円

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度末助成登録者数	1,286	1,361	1,188

高齢者訪問理美容サービス

事業の開始
昭和50年6月

窓　　口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	ねたきり等の高齢者に対する在宅生活の支援。理美容店の理美容師を派遣し、年6回まで居宅で理美容を行う。
根拠法令等	［区］世田谷区訪問理美容サービス事業実施要綱
対　　象	65歳以上のねたきり等の高齢者（要介護3～5）
予　算	**［歳出］**41,136,090円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**36,661,404円

＜実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間実登録者数		3,092	3,074	2,948
理美容券交付枚数		15,867	15,828	15,137
使用枚数		5,981	5,891	5,633
	理容券	2,724	2,617	2,524
	美容券	3,257	3,274	3,109

高齢者寝具乾燥サービス

事業の開始
昭和50年6月

窓　　口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	ねたきり等の高齢者に対する在宅生活の支援。寝具の消毒乾燥を年10回まで、水洗いを年2回まで、業者に委託して実施する。
根拠法令等	［区］世田谷区寝具乾燥サービス事業実施要綱
対　　象	65歳以上のねたきり等の高齢者（要介護3～5）
予　算	**［歳出］**9,355,500円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**7,074,870円

＜実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数		237	201	168
年間延利用者数		1,508	1,343	1,129
	乾燥消毒加工	（年10回）1,204	（年10回）1,079	（年10回）904
	水洗いクリーニング	（年2回）304	（年2回）264	（年2回）225

高齢者補聴器購入費助成

事業の開始
令和6年4月

窓　　口	高齢福祉部高齢福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課
事業の概要、目的	聴力が低下している高齢者に対して、認知症予防の一助となる適切な補聴器の装用により、周囲とのコミュニケーションの確保を図り、聴覚に関するバリアフリーを進め、日常生活の質を高めることを目的に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する（助成上限額50,000円）。
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱
対　　象	中等度難聴や片耳が高度以上の難聴の方で、耳鼻咽喉科の医師による聴力検査の結果、補聴器の必要があると認められた前年度の住民税が非課税の高齢者（65歳以上の方）。
予　算　**［歳出］**56,222,000円	**決　算**　**［歳入］**［都］16,779,000円　**［歳出］**51,543,096円

＜実績＞

	令和6年度	令和7年度
助成件数	243	503

福祉緊急対応

事業の開始
平成15年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	福祉サービス制度を円滑に利用できない高齢者を対象に、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置を含め、緊急避難としての福祉サービスを提供し、区民の生活安定を確保するとともに、制度利用のための相談・援助等を実施する。また、高齢者の虐待対策や孤立死対策に取組む。
根拠法令等	老人福祉法　第10条の4、第11条第1項第2号、第21条の2 ［区］世田谷区老人福祉法の施行に関する規則 世田谷区高齢者等に係る福祉緊急対応に関する要綱 世田谷区高齢者虐待対策推進要綱
対　　象	福祉の制度利用にあたり困難な状況に陥っている65歳以上の高齢者（介護保険法に規定する第2号被保険者で特定疾病により要支援又は要介護状態と認められる者を含む）
予　算　**［歳出］**17,426,000円	**決　算**　**［歳入］**［都］182,000円　［他］9,357,124円　**［歳出］**9,011,817円

＜実績＞

内容		件数（世帯数）等
世田谷区高齢者等に係る福祉緊急対応に関する要綱　第2章	区単独措置によるホームヘルプの提供	1件
	うち　事業者への依頼世帯数	1件
	うち　区職員による対応世帯数	0件
世田谷区高齢者等に係る福祉緊急対応に関する要綱　第3章	老人福祉法に基づく訪問介護提供決定世帯数	0件
	うち　事業者による対応	0件
	うち　区職員による対応	0件
	老人福祉法に基づく通所介護決定件数	0件
	老人福祉法に基づく短期入所生活介護決定件数	9件
老人福祉法に基づくやむを得ない措置（特養）	入所判定委員会への検討世帯数	2件
	うち　「入所可」決定数	2件
	施設入所者数（前年度「入所可」決定数含む）	18件
	入所措置廃止者数	0件

＜高齢者虐待への対応実績＞

(1) 相談事例数

地域		令和５年度	令和６年度	令和７年度
世田谷	事例数	83	47	57
	発現率（‰）	1.70	0.96	1.15
北沢	事例数	52	46	57
	発現率（‰）	1.68	1.48	1.83
玉川	事例数	64	61	64
	発現率（‰）	1.35	1.27	1.31
砧	事例数	59	42	41
	発現率（‰）	1.72	1.21	1.17
烏山	事例数	47	28	25
	発現率（‰）	1.87	1.11	0.98
全区	事例数	305	224	244
	発現率（‰）	1.63	1.19	1.28

※発現率は各地域の 65 歳以上の高齢者人口（各年１月１日現在）に対する数値

(2) 相談の経路

区分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
介護支援専門員・介護保険事業所職員	109	97	102
本人	6	3	3
家族・親族	17	9	12
虐待者本人	3	2	2
民生委員	4	1	0
近隣住民・知人	3	11	9
区職員（あんすこ含む）	62	37	42
警察	93	51	68
医療関係者	14	11	14
不明（匿名含む）	0	3	0
その他	5	2	2

(3) 高齢者虐待対応ケア会議の開催状況

地域		令和５年度	令和６年度	令和７年度
世田谷	開催回数	167	121	137
	検討事例数	86	45	81
北沢	開催回数	139	121	129
	検討事例数	83	73	81
玉川	開催回数	128	142	153
	検討事例数	90	98	107
砧	開催回数	164	137	135
	検討事例数	98	55	84
烏山	開催回数	94	62	69
	検討事例数	73	28	45
全区	開催回数	692	583	623
	検討事例数	430	299	398

家族介護教室

事業の開始
平成29年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係		
事業の概要、目的	在宅で家族等を介護する方の負担軽減を目的とし、実技を交えて介護のコツを伝える教室を特別養護老人ホーム等に委託し、年6回開催する。		
対　　象	区民		
予　算	[歳出] 571,830円	決　算	[歳入] [国] 218,359円 [都] 109,180円 [他] 239,628円 [歳出] 567,167円

医療と福祉の連携の推進

事業の開始
平成19年6月

窓　　口	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当		
事業所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当		
事業の概要、目的	医療と介護の両方を必要とする高齢者などが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、看護師、あんしんすこやかセンター等の多職種が参画する医療・介護連携推進協議会で医療と福祉の連携に関する課題について協議しながら、医療・介護情報の共有のための仕組みの検討や医療職・介護職のネットワークづくり、在宅医療・ACPの区民への周知・普及等、具体的な取組みを進め、切れ目のない医療と介護の連携体制を構築する。		
根拠法令等	[国] 介護保険法第115条の45第2項第4号 地域支援事業実施要綱 [区] 世田谷区医療・介護連携推進協議会設置要綱		
予　算	[歳出] 29,322,080円	決　算	[歳入] [国] 17,515,946円 [都] 5,482,634円 [他] 5,482,634円 [歳出] 28,169,280円

在宅療養相談窓口

事業の開始
平成30年4月

窓　　口	各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当		
事業の概要、目的	区民が住み慣れた地域で安心して在宅療養生活をおくれるように、平成30年4月に各あんしんすこやかセンターに設置した在宅療養相談窓口において、身近な地域での在宅療養や入院・入所、退院等の相談支援を実施する。		
予　算	[歳出] 46,781,280円	決　算	[歳入] [国] 28,578,648円 [都] 8,945,349円 [他] 8,945,349円 ※歳入は「医療と福祉の連携の推進」との合算 [歳出] 46,781,280円

＜事業の実績＞

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数（延）	12,385	12,479	14,419

4. 安全確保

高齢者救急通報システム

事業の開始
昭和63年10月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	ボタンを押すと民間受信センターに通報され、必要に応じて救急車が出動するとともに、警備会社の現場派遣員等がかけつけ、高齢者の救助を行い、安全を確保する。
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者救急通報システム事業実施要綱
対　　象	65歳以上のひとりぐらし等高齢者で、身体上慢性疾患があり日常生活を営む上で常時注意を要する状態にあるなど、緊急時の対応に不安のある者。
予　算 **［歳出］**13,775,496円	**決　算** **［歳入］** ［都］5,359,000円 ［他］165,450円 **［歳出］** 12,159,171円

＜実績＞

(1) 利用者数の推移

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度末設置数（台）	消防直接型	48	37	23
	民間代理型	196	213	224
年度末協力数員（人）（消防直接型）	隣人・知人	43	32	20
	民生委員	3	2	2
	親族	14	12	9
	合計	60	46	31

※令和4年8月31日をもって「消防直接型」の新規受付を終了

(2) 通報状況

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
緊急通報	救急車搬送	21	22	34
	不搬送	11	4	16
停電通報		6	9	7
誤報・その他		179	379	319
合計		217	414	376

高齢者火災安全システム

事業の開始
昭和46年4月 （平成10年度までは日常生活用具で実施）

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	防災の配慮が必要な高齢者世帯に対し、家庭内の火災に備えて電磁調理器を設置することにより安全の確保と居宅生活を支援する。 内容 （1）ガス安全システム・自動消火装置・電磁調理器（平成12年度日常生活用具より移行）の給付 （2）住宅火災通報システムの実施（令和4年8月31日をもって新規受付を終了）
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者火災安全システム事業実施要綱
対　　象	65歳以上のひとりぐらし高齢者、又は要支援・要介護者
予　算 **［歳出］**913,900円	**決　算** **［歳入］** ［都］5,000円 **［歳出］** 214,443円

＜実績＞

ガス安全システム・自動消火装置・電磁調理器の給付

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
件数	10	29	12

※ガス安全システム・自動消火装置の給付は令和８年３月 31 日をもって終了。

※住宅火災通報システムは令和７年度中に利用者がいなくなったため、事業を終了。

高齢者安心コール事業

事業の開始
平成 16 年７月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	65 歳以上の方の日常生活の困りごとの相談や、高齢者親族からの見守りに関する相談を、24 時間 365 日電話相談員が受ける電話相談窓口を設置する。相談内容や時間帯に応じて、各種サービスの情報提供やボランティアの訪問援助、電話訪問員による電話訪問等を行うことで、安心して住み続けられる地域づくりをめざす。
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者安心コール事業実施要綱
対　　象	（電話相談サービス）65 歳以上の方やご親族等 （ボランティアによる訪問援助サービス）65 歳以上の単身者、高齢者だけの世帯、日中独居の高齢者 （電話訪問サービス）65 歳以上の単身者、高齢者だけの世帯
予　算	**［歳出］**39,414,000 円
決　算	**［歳入］**［国］13,594,102 円　［都］6,797,051 円［他］8,121,152 円 **［歳出］**35,309,356 円

＜実績＞

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
年度末利用登録者数※[1]　（人）	1,841	1,935	1,935
年間相談件数※[2]　（件）	3,406	4,464	6,066
年度末登録ボランティア数　（人）	40	42	51
ボランティア対応数　（件）	42	53	77
電話訪問登録者数　（人）	422	456	453

※[1]ボランティア利用登録者数。電話相談については、平成 23 年４月から原則登録制度廃止。

※[2]平成 23 年４月から電話訪問サービスを開始。

高齢者見守りステッカー

事業の開始
平成 29 年５月

窓口・所管	高齢者安心コール・高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	認知症により外出先から帰れない等の不安のある高齢者が、安心して外出できるよう、登録番号を記載した見守りステッカーを配付する。ステッカーを身の回りの物に貼ることで、保護されたときにも、24 時間 365 日の高齢者安心コール事業を活用し、迅速に自宅等へ連絡できる。
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者見守りステッカー事業実施要綱
対　　象	区内に住所を有し、かつ、区内に在宅している者で、次に該当する者とする。 (1)　要介護１以上に認定されており、かつ、認知症により自力で外出先から戻れない又は戻れない不安のある者など。
予　算	**［歳出］**　―
決　算	**［歳入］**　―　　**［歳出］**　―

※予算・決算は「高齢者安心コール事業」に計上

＜実績＞

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
年度末登録者数（人）	598	729	789
通報対応件数　（件）	7	5	10

あんしん見守り事業

事業の開始
平成22年11月

窓口・所管	高齢福祉部介護予防･地域支援課		
事業の概要、目的	あんしんすこやかセンターに見守りコーディネーターを配置し、地域の中で社会的孤立のおそれのある高齢者や見守りを希望する高齢者等の相談を受け、見守りボランティアの派遣など、ニーズに応じたサービスの紹介やコーディネートを行う。		
根拠法令等	［区］世田谷区あんしん見守り事業実施要綱 世田谷区高齢者見守りボランティア実施要綱		
対　　象	65歳以上の見守りが必要な高齢者		
予　算	**［歳出］**124,434,000円	**決　算**	**［歳入］**［国］45,872,000円　［都］22,936,000円 ［他］28,614,939円　**［歳出］**124,407,355円

＜実績＞

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
見守り相談実人数（訪問等）	5,980	4,970	5,399

高齢者福祉電話料助成

事業の開始
昭和48年11月

窓　　口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）		
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	高齢者の万一の緊急連絡手段を確保するため、月額1,000円を助成する。		
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者福祉電話事業運営要綱		
対　　象	65歳以上のひとりぐらし高齢者で住民税が非課税の者		
予　算	**［歳出］**10,810,500円	**決　算**	**［歳入］**［他］43,000円　**［歳出］**10,003,000円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度末助成件数	1,037	884	752

※令和5年度末で新規受付は終了。

高齢者見守り機器利用補助事業

事業の開始
令和8年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	ひとりぐらしの高齢者が、区に登録のある見守り機器等の利用により、家庭内での緊急事態の不安を解消し、安心して在宅生活を継続するため、月額利用料の一部を区が負担する（最大1,000円）。		
根拠法令等	［区］世田谷区ひとりぐらし高齢者見守り機器等補助事業補助金交付要綱		
対　　象	70歳以上のひとりぐらし高齢者で区の他の見守りサービスを利用していない方		
予　算	**［歳出］**5,980,000円（令和8年度当初予算額）	**決　算**	―

5. コミュニケーション

会食サービス

事業の開始
昭和56年5月

窓　　口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	地域社会との交流の少ないひとりぐらし高齢者等に対し、家庭的な料理を提供することで地域との交流と孤独感の解消を図るとともに、健康保持に寄与する。 会食サービス協力員（ボランティア）が、週1回～月1回、地区会館等で調理した食事を交流しながら会食する。
根拠法令等	［区］世田谷区ひとりぐらし高齢者等会食サービス事業実施要綱
対　　象	65歳以上のひとりぐらし高齢者等
予算	**[歳出]**3,501,000円
決算	**[歳入]** ［都］1,750,000円　**[歳出]**2,693,200円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度末登録協力員（グループ数）	19	18	20
年度末登録者数	463	478	481
年度末受給者数	298	298	305
年間総会食数	3,451	3,921	3,852

食事サービスサポートセンター運営支援

事業の開始
平成14年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	食事サービスサポートセンターは、食事に関連した区民の活動が自主的に行える場として整備された。施設における食事関連事業及び施設の維持管理を行う「食事サービス活動推進の会」に補助金を交付し、その活動を支援する。		
根拠法令等	［区］食事サービスサポートセンター事業補助金交付要綱		
予算	**[歳出]** 3,284,000円	決算	**[歳入]** ［都］1,642,000円 **[歳出]** 3,069,674円

福祉電話訪問

事業の開始
昭和52年3月

窓　　口	各総合支所保健福祉課・各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）・ひだまり友遊会館		
事業所管	生活文化政策部市民活動推進課		
事業の概要、目的	電話による定期的な訪問を行い、高齢者の孤独感の解消を図るとともに、安否の確認と必要に応じて緊急連絡先及び関係機関等に連絡・通報を行う。		
根拠法令等	［区］世田谷区福祉電話訪問事業実施運営要綱		
対　　象	65歳以上のひとりぐらし又は高齢者のみ世帯の方で、電話訪問を希望する方。		
予算	**[歳出]** 1,297,000円 （ひだまり友遊会館維持運営委託に含む）	決算	**[歳入]** ［都］697,000円（ひだまり友遊会館事業に含む） **[歳出]** 976,674円（ひだまり友遊会館維持運営委託に含む）

＜実績＞

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
協　力　員　数	37	31	24
利　用　者　数	61	54	45
電話訪問延件数	2,648	2,302	2,062
電話訪問応答件数	2,504	2,187	1,925
応 答 率　(%)	94.6	95.0	93.3
利用者１人当たり 月平均応答件数	3.4	3.4	3.6

高齢者入浴券支給

事業の開始
昭和 48 年９月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	区内公衆浴場で利用できる入浴券を交付することにより、浴場を利用される方々との交流を通じて孤独感を緩和し健康の保持を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区入浴券支給要綱
対　　象	65 歳以上の区民
予　算	**［歳出］** 154,288,000 円
決　算	**［歳入］** 0 円　**［歳出］**146,374,665 円

＜実績＞

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
支給者数	18,842	19,506	18,444
利用実績（枚）	188,850	184,607	175,260

6. 在宅その他のサービス

高齢者はり・きゅう・マッサージ

事業の開始
昭和56年5月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	地区会館などを会場に、はり・きゅう・マッサージを受けることにより、高齢者の健康保持、精神的やすらぎの確保を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区はり・灸・マッサージサービス事業実施要綱(同運営要領)
対　　象	おおむね65歳以上の高齢者
予　算	**［歳出］**24,346,000円
決　算	**［歳入］**［都］12,173,000円　**［歳出］**24,344,859円

＜実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
会場数（月定員）		17(395)	17(395)	17(395)
延利用者数	はり	492	687	611
	きゅう	10	42	63
	マッサージ	2,508	3,379	3,332
	計	3,010	4,108	4,006

7. 施設通所サービス等

一時生活援助施設運営

事業の開始
令和3年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	養護を緊急に要することとなった高齢者や、その他在宅生活を継続することが困難となった高齢者へ一時的な援助を行い、日常生活へ円滑に復帰させることを目的とする。
根拠法令等	［区］世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例 世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例施行規則
対　　象	やむを得ない理由により、生活を続けることが困難であり、かつ、他の居所又は一時滞在施設等を確保することが困難である区内に住所又は居所を有する65歳以上の者等
予　算	**[歳出]**38,197,000円
決　算	**[歳入]**［都］18,656,000円　［他］392,650円 **[歳出]** 37,604,500円

8. 施設入所

老人ホーム入所措置

事業の開始
昭和38年8月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	養護及び特別養護老人ホームに入所措置をした高齢者の施設での生活費等を支給する。
根拠法令等	老人福祉法　第11条 ［区］老人福祉法の施行に関する規則
対　　象	区内に住居を有する65歳以上(事情のある場合は60歳以上)の高齢者 (1) 養護老人ホーム 環境上及び経済的理由により、居宅での生活が困難な者 (2) 特別養護老人ホーム やむを得ない事由により、介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが困難な者（(2) については、94ページの福祉緊急対応参照）
予　算	**［歳出］** 207,288,000円	**決　算**	**［歳入］**［他］42,844,893円　**［歳出］**164,802,200円

＜実績＞

(1) 総合支所保健福祉課別内訳

		合計	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
養護老人ホーム	令和6年度末入所者数	72	22	8	12	11	19
	（令和7年度）新規入所者数	2	0	0	1	1	0
	（令和7年度）退所者数	8	1	1	1	1	4
	令和7年度末入所者数	68	23	7	12	11	15
	入所待機者数	3	0	3	0	0	0
	区内施設への区民の入所数(定員50名)	8(50)	4	0	2	2	0

(2) 事業の推移

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
養護老人ホーム	前年度末入所者数	86	78	72
	新規入所者数	12	7	2
	退所者数	21	12	8
	年度末入所者数	78	72	68
	入所待機者数	3	4	3
	区内施設への区民の入所数(定員50名)	8	7	8

(3) 特別養護老人ホーム

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
措置人数	2	0	0

※老人福祉法による措置入所人数

入所希望者数	1,189	1,195	1,150

※各年度3月とりまとめ時点での希望者数

9. いきがい支援

いきいきせたがや文化祭・高齢者クラブ助成（高齢者文化活動）

窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	(1) いきいきせたがや文化祭 長年にわたり、蓄積されてきた高齢者の貴重な知識と経験を発表する機会を設け、高齢者相互の親睦及び高齢者と地域社会との心のふれあいを深めるための一助として、いきいきせたがや文化祭を実施する。 令和7年度は、世田谷区民会館で実施（開催日：令和7年11月19日、20日） (2) 高齢者クラブ活動助成 高齢者クラブに対し、その自主活動を支援するため、ボランティア、教養講座の開催、健康増進などの活動に対して、助成をする。 また、単位高齢者クラブではなし得ない、広域・協働・専門活動等を行う高齢者クラブ連合会に対しても、活動を助成する。
根拠法令等	老人福祉法 ［国］老人クラブ活動等事業実施要綱 ［都］老人クラブ運営要綱、区市町村老人クラブ連合会運営要綱、老人クラブ等助成事業補助金補助要綱 ［区］世田谷区高齢者クラブ助成金交付要綱・世田谷区高齢者クラブ連合会補助金交付要綱・いきいきせたがや文化祭実施要領
事業の開始	昭和32年　老人クラブへの助成事業 昭和40年4月　区へ移管 昭和53年4月　老人クラブ連合会助成 平成3年10月　いきいきせたがや文化祭（昭和49年から昭和53年までは老人クラブ作品展、昭和54年から平成2年までは老人文化祭として実施）
対　　象	(1) いきいきせたがや文化祭 高齢者クラブ、生涯大学、シルバー人材センター、一般高齢者 (2) 高齢者クラブ活動助成 単位高齢者クラブと高齢者クラブ連合会
予　算	**［歳出］** 30,330,000円
決　算	**［歳入］**［都］3,824,000円　**［歳出］** 28,106,820円

＜実績＞

			5年度	6年度	7年度
高齢者クラブ	助成クラブ数		81	78	78
	施設使用料助成クラブ数		64	60	64
	会員数（準会員含む）		6,955	6,755	6,527
	組織率　(%)　※1		2.9	2.7	2.6
いきいきせたがや文化祭	作品	参加人数	242	409	335
		出品（点）数	422	730	530
	演芸	参加人数	412	634	597
		出演数（組）	44	55	50
	延入場者数		2,212	2,579	2,397

※1 組織率：会員数／60歳以上人口×100（加入者数に準会員を含むので、組織率は近似値である。）

生涯大学

事業の開始
昭和52年6月 平成19年4月　生涯大学と改称

窓　　口	市民大学・生涯大学事務局
事業所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	高齢者を対象として、進展する社会の変化に対処し順応できる能力を身につけ、自らの文化･知識を豊かなものにして、生きがいのある生活を営むとともに、地域の発展と連帯に主体的に取り組むための自己啓発の場として実施している。平成26年4月1日より、キャンパスをひだまり友遊会館からせたがや がやがや館へ移転。 (1) コース　対面授業コース：1年生5コース（うち1コースはオンライン授業） 2年生4コース オンデマンドコース：1コース (2) 定員　対面授業コース　30名　（うち再入学若干名。） オンライン授業コース　23名 オンデマンドコース　30名 (3) 修業年限・行事等 修業年限：対面授業コース　2年（概ね週1回年間約30回実施） オンライン授業コース　2年 オンデマンドコース　1年（年間約20回実施） 行　　事：公開文化講演会（年4回）、新入生オリエンテーション（1年生のみ、年1回）、学園祭の開催（年1回）、いきいきせたがや文化祭を高齢者クラブ、シルバー人材センターとともに区と共催で実施（年1回）、オープンキャンパス（年1回） (4) 受講料　対面授業コース　14,000円（年間） オンライン授業コース　10,000円（年間） オンデマンドコース　7,000円（年間）
根拠法令等	［区］世田谷区生涯大学実施運営要綱
対　　象	対面コース：50歳以上の区民で、学習意欲があり、2年間、「学習」と「健康体育」の両方に出席できる方 オンデマンドコース：50歳以上の区民で、YouTubeを使って視聴できる方

予　算	**［歳出］** 13,506,000円	**決　算**	**［歳入］**［都］9,604,000円［他］2,146,000円 **［歳出］** 10,188,538円

＜実績＞　（単位；人）

		5年度（定員）	6年度（定員）	7年度（定員）
学生数	1年	51（140）	48（140）	69（120）
	2年	59（140）	83（140）	76（150）
	オンデマンド			18（30）
	計	110（280）	131（280）	163（300）

※1年の学生数は年度末時点、2年の学生数は修了生数
※特別態勢により定員数に変更あり

代田陶芸教室・シルバー工芸教室

事業の開始
代田陶芸教室昭和54年4月
シルバー工芸教室平成元年4月

窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	(1)代田陶芸教室 代田地区会館陶芸室において、陶芸に関する学習活動を通じて教養を高め、知識・技能を習得することによって、高齢者が豊かで生きがいのある生活が送れるようにする。 ①定　員　本科30人（1クラス） 本科受講生のうち、希望する者が研究科へ進級。 ②場　所　区立代田地区会館内　陶芸室 ③授業回数　本科　年間23回程度　研究科　年間23回程度 ④受 講 料　本科　年間32,900円　研究科　年間32,900円 (2)シルバー工芸教室 生涯教育の観点から、和紙工芸・木彫・七宝焼という伝統工芸を通じて教養を高め、高齢者の豊かで生きがいのある生活に資する。 ①定員　和紙工芸コース15人 木彫コース15人 七宝焼コース15人 計45人 ②会場　区立山崎小学校内　伝統工芸室 ③授業回数　月2単位（1単位3時間）年間20単位、修業年限1年 ④受 講 料　和紙工芸コース　年間15,000円 木彫コース　年間15,000円 七宝焼コース　年間15,000円
根拠法令等	(1)［区］世田谷区代田陶芸教室運営要綱 (2)［区］世田谷区シルバー工芸教室運営要綱
対　　象	60歳以上の区民で軽作業が可能な方
予　算	**［歳出］**7,210,000円
決　算	**［歳入］**［都］1,876,000円　［他］3,353,890円　**［歳出］**6,790,959円

＜実績＞

(1)代田陶芸教室修了者数　（単位；人）

		5年度	6年度	7年度
修了者数	本科	21	30	28
	研究科	27	20	28

(2)シルバー工芸教室修了者数　（単位；人）

	5年度	6年度	7年度
和紙工芸	11	8	12
木　彫	11	11	10
七宝焼	12	14	13
計	34	33	35

土と農の交流園

事業の開始
平成8年

窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	野菜づくり等を通して高齢者が土に親しむことができる場を提供することにより、その余暇活動の充実を図るとともに、地域住民及び世代間の交流の場を確保し、もって豊かな地域社会の形成に資することを目的とする。
事業の種類	(1) 土と農の交流園講座 1年を通して、畑や花壇、果樹園等での実習をまじえながら、それぞれの基礎を学ぶ。 ①対　　象　60歳以上の区民で、園芸の実習を行うことができる方 ②コ ー ス　野菜、果樹、花及び樹木の4コース ③定　　員　各コース36人 ④受 講 料　年間20,000円 ⑤修業年限　1年（年28回程度の講義または実習） (2) 公開講座（月1回程度の植物や園芸等に関する講義） (3) 研修室、和室の空き時間利用（団体） (4) 地域交流・多世代交流を目的とした庭づくり活動 （サポートクラブ活動）
根拠法令等	［区］世田谷区立土と農の交流園条例 世田谷区立土と農の交流園条例施行規則 世田谷区立土と農の交流園の空き時間利用に関する要綱
予　算	**［歳出］**2,0176,000円 **決　算** **［歳入］**［都］10,308,000円　［他］2,652,496円 **［歳出］** 19,675,690円

＜実績＞

(1)通年講座修了者数　　(単位；人)

	5年度	6年度	7年度
果樹	28	32	29
樹木	23	28	18
野菜	32	34	32
花	32	16	21

(2)公開講座参加者数　　(単位；人)

	5年度	6年度	7年度
公開講座	329	342	317

慶祝品贈呈、百歳訪問

事業の開始
昭和41年度

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	敬老の日を迎えるにあたり、高齢者に対して敬意を表し、その長寿と健康を祈念して慶祝品を贈呈する。
根拠法令等	［区］世田谷区高齢者慶祝事業実施要綱
対　　象	(1) 慶祝品　　当該年度内に88、100歳の誕生日を迎える方 (2) 百歳訪問　当該年度内に100歳になる方を区長等が訪問し、祝品を贈呈する。 慶祝品77歳廃止：平成23年3月31日
予　算	**［歳出］**44,192,000　円 **決　算** **［歳入］**特定財源なし **［歳出］**41,630,031円

＜実績＞

	対象者	令和5年度	令和6年度	令和7年度
慶祝品贈呈者数	88歳	4,438人	4,292人	4,387人
	100歳	287人	307人	329人
合　　計		4,725人	4,599人	4,716人

ひだまり友遊会館

事業の開始
昭和52年1月

窓　　口	ひだまり友遊会館
事業所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	老人福祉センターとして、休養室・会議室など場の提供及び多様な事業を行うことにより、心身の健康保持と生活・教養の向上及びレクリエーションなどの便宜を総合的に図っている他、多世代交流事業も実施している。 事業の種類 ・　福祉電話訪問事業・高齢者講習会 ・　高齢者なんでも相談室・生涯現役情報ステーション
根拠法令等	老人福祉法　第15条 ［区］世田谷区立ひだまり友遊会館条例 世田谷区立ひだまり友遊会館条例施行規則 ひだまり友遊会館高齢者なんでも相談室運営要綱 世田谷区福祉電話訪問事業実施運営要綱 世田谷区ひだまり友遊会館複写サービス取扱要綱
対　　象	60歳以上の区民
予　算	**［歳出］** 62,460,000円（福祉電話訪問の事業を含む）
決　算	**［歳入］** ［都］1,594,800円　［他］664,871円（福祉電話訪問の事業を含む） **［歳出］** 60,213,981円（福祉電話訪問の事業を含む）

＜利用者数実績＞　　（単位；人）

	5年度	6年度	7年度
会議室	56,818	68,215	67,367
講習室	11,148	11,235	8,261
休養室	1,170	2,390	2,791
電位治療器	11,892	13,744	14,413
体育室	23,111	24,400	23,160
生涯現役情報ステーション	1,059	1,582	959
なんでも相談室　※1	120	107	76
囲碁・将棋室	5,722	4,604	2,880
利用者合計	110,920	126,170	119,831
開館日数	346	345	345

※1 なんでも相談室の実績については、来館及び電話による相談であるため、利用者数の合計には含まないものとする。

敬老会館（高齢者集会所）

事業の開始
昭和32年4月

窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	高齢者の余暇活動及び憩いの場並びに地域住民の交流の場を提供する。
根拠法令等	［区］世田谷区立敬老会館条例 世田谷区立敬老会館条例施行規則 世田谷区公共施設の共通使用手続きに関する条例施行規則
予　算	**［歳出］** 14,334,000円
決　算	**［歳入］**［他］3,982,840円　**［歳出］** 13,207,970円

＜施設一覧＞

名　　称	所 在 地	施設内容	開設年月日
北烏山東敬老会館	北烏山2-2-6	大広間1 洋室1	昭和54年 9月11日
桜高齢者集会所	桜1-2-19	舞台付大広間	平成5年 4月1日
上馬高齢者集会所	上馬4-36-9	舞台付大広間1 多目的ホール1	平成5年 12月1日

＜施設利用実績＞　　（単位；コマ）

施設名	部屋名	広さ・定員	時間帯	件数 5年度	件数 6年度	件数 7年度
北烏山東敬老会館	大広間	28人 （旧24畳）	午前	239	228	244
			午後	218	198	250
			夜間	116	146	164
				115	149	183
	洋室	16人	午前	162	143	146
			午後	146	151	171
			夜間	23	50	75
				21	53	78
桜高齢者集会所	大広間	63畳	午前	116	150	151
			午後	225	196	148
			夜間	23	22	12
				11	18	5
上馬高齢者集会所	大広間	30畳	午前	206	236	214
			午後	157	155	138
			夜間	107	92	118
				203	187	208
	多目的ホール	150人	午前	276	234	227
			午後	310	271	263
				277	257	262
			夜間	329	325	323
				335	328	324
利用件数合計				3,615	3,589	3,725

せたがや　がやがや館（健康増進・交流施設）

事業の開始
平成25年4月

窓　　口	せたがや　がやがや館（健康増進・交流施設）
事業所管	生活文化政策部市民活動推進課
事業の概要、目的	運動室・交流室・娯楽室等において、高齢者を中心とした多世代の区民に、健康増進と世代間交流の場を提供することにより、豊かな地域社会の形成と区民の福祉の向上を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区立健康増進・交流施設条例 世田谷区立健康増進・交流施設条例施行規則 世田谷区公共施設の共通使用手続きに関する条例施行規則
予　算	**［歳出］**123,769,000円
決　算	**［歳入］**［他］8,639,408円　**［歳出］**114,237,976円

＜利用実績＞　　（単位：　人）

部屋名	利用区分	5年度	6年度	7年度
多目的室	団体	28,874	27,793	27,364
会議室	団体	40,649	33,441	36,602
交流室	団体	11,994	12,393	13,896
運動室	個人（日中）	18,691	21,342	23,218
	団体（夜間）	1,821	2,231	1,973
娯楽室	個人（日中）	2,877	4,212	4,738
	団体（夜間）	111	0	0
食堂	個人	30,918	34,452	35,699
電位治療器	個人	19,921	19,670	17,880
合計		155,856	155,534	161,370

10. 保健福祉施設の整備・助成

特別養護老人ホーム等運営支援

事業の開始
令和3年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	民営化された世田谷区立特別養護老人ホーム等における円滑な運営を促進し、もって区民の心身の健康の保持及び生活の安定を図ることを目的とする。
根拠法令等	［区］世田谷区立特別養護老人ホーム等の民営化に伴う運営費補助金交付要綱 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団に対する助成の手続に関する条例施行規則 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則
予　算	**［歳出］** 315,019,000 円 **決　算** **［歳入］**［他］223,000 円 **［歳出］** 312,256,852 円

令和7年度助成施設

	施設名	法人名	所在地	種別（定員）	併　設　施　設
1	芦花ホーム	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	粕谷2-23-1	特養（107） 短期（17）	短期入所事業、通所介護事業、訪問看護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業
2	上北沢ホーム	社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	上北沢1-28-17	特養（104） 短期（16）	短期入所事業、通所介護事業
3	きたざわ苑	社会福祉法人正吉福祉会	北沢5-24-18	特養（108） 短期（17）	短期入所施設、通所介護事業、訪問看護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業

介護老人保健施設整備助成

事業の開始
平成7年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	医療ニーズの高い高齢者の在宅復帰支援・在宅生活支援の場となる介護老人保健施設を開設する医療法人等に対し、整備に要する経費等を補助することにより、施設整備の促進を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区介護老人保健施設施設整備費補助要綱
予　算	**［歳出］** 13,152,000 円 **決　算** **［歳入］**［他］12,309,000 円 **［歳出］** 13,152,000 円

令和7年度助成施設

施設名	法人名	所在地	定員	開設
玉川すばる	医療法人社団白寿会	瀬田4-1-14	入所 156床　通所 50人	平成18年7月
サンセール世田谷大蔵	医療法人社団美誠会	大蔵1-3-22	入所 77床　通所 20人	平成26年3月
梅ヶ丘	一般財団法人脳神経疾患研究所	松原6-37-1	入所 100床　通所 96人	平成31年4月

社会福祉法人に対する整備費等助成（高齢者）

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	社会福祉法人が建設する特別養護老人ホームと併設ショートステイの整備に要する経費について補助することにより、施設整備の促進及び高齢者福祉の向上を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区特別養護老人ホーム等整備費補助要綱
予　算	**［歳出］**94,111,000 円	**決　算**	**［歳入］**0 円　**［歳出］**93,799,000 円

令和 7 年度助成法人

施設名	法人名	所在地	種別（定員）	備考
フォーライフ桃郷 老人デイサービスセンターフォーライフ桃郷	寿心会	北烏山	特養（60）短期（10） 在　宅　ＳＣ	施設整備費補助
せたがや給田乃杜	七日会	給田	特養（93）短期（15） 在　宅　ＳＣ	
エリザベート成城	緑風会	成城	特養（100）短期（20）	
深沢共愛ホームズ	老後を幸せにする会	深沢	特養（96）短期（12）	
世田谷希望丘ホーム	楽晴会	船橋	特養（110）短期（20）	
ラ・ストーリア馬事公苑	恵神会	上用賀	特養（58）短期（8）	
ときわぎ世田谷	常盤会	下馬	特養（90）短期（10）	
ラペ二子玉川	緑樹会	瀬田	特養（144）短期（24）	
さくらほうむ	ケアネット	弦巻	特養（58）短期（10）	
第２有隣ホーム	東京有隣会	船橋	特養（80）短期（10）	
弦巻の家	奉優会	弦巻	特養（108）短期（12）	
せたがや給田乃杜	七日会	給田	特養（93）短期（15） 在　宅　ＳＣ	修繕工事費補助

地域密着型サービス拠点等整備助成

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	地域密着型サービスを整備する者に対し、東京都等の補助金を活用して整備及び改修に要する経費を補助することで、地域密着型サービス拠点の整備促進及び高齢者福祉の向上を図る。 また、都の補助金を活用して、地域密着型サービスを整備する事業者に対し、開設準備にかかる経費や定期借地契約における前払い地代を補助することにより、施設の整備を促進する。
根拠法令等	［国］地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱 ［都］認知症高齢者グループホーム整備促進事業実施要綱 認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱 地域密着型サービス等整備推進事業実施要綱 地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱 東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱 東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱 定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金交付要綱 高齢者施設等防災・減災対策推進事業実施要綱 高齢者施設等防災・減災対策推進事業補助金交付要綱 ［区］地域密着型サービス拠点等施設整備費補助要綱

	世田谷区施設開設準備経費助成特別対策事業等補助要綱 世田谷区既存高齢者施設等防災改修等整備支援事業補助金交付要綱
予　算	**［歳出］** 488,304,000 円
決　算	**［歳入］**［都］363,026,000 円［国］15,452,000 円　［他］45,865,963 円 **［歳出］** 461,024,963 円

令和 7 年度助成施設

施設名	所在地	備考
代田の家 優っくり看護小規模多機能介護代田	代田1-21-11	地域密着型サービス拠点等施設整備費補助金
上用賀の家 優っくり看護小規模多機能介護上用賀	上用賀6-2-9	
代田の家 優っくり看護小規模多機能介護代田	代田1-21-11	施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金
上用賀の家 優っくり看護小規模多機能介護上用賀	上用賀6-2-9	
グループホーム奥沢・共愛	奥沢7-50-13	既存高齢者施設等防災改修等整備支援事業補助金
グループホームつどい島田家	八幡山3-24-7	

都市型軽費老人ホーム整備助成

事業の開始
平成 22 年 10 月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当
事業の概要、目的	都市型軽費老人ホームを整備する者に対し、東京都等の補助金を活用して整備に要する経費を補助することで、都市型軽費老人ホームの整備促進及び高齢者福祉の向上を図る。 また、補助金を活用して、都市型軽費老人ホームを整備する事業者に対し、開設準備にかかる経費や定期借地契約における前払い地代を補助することにより、施設の整備を促進する。
根拠法令等	［都］都市型軽費老人ホーム整備費補助事業実施要綱 都市型軽費老人ホーム整備費補助事業補助要綱 東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱 東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金交付要綱 定期借地権利用による整備促進特別対策事業補助金交付要綱 ［区］都市型軽費老人ホーム整備費補助要綱 世田谷区施設開設準備経費助成特別対策事業等補助要綱
予　算	**［歳出］** 0 円
決　算	**［歳入］** 0 円　**［歳出］** 0 円

11. 生涯現役社会づくりの推進

せたがや生涯現役ネットワークの活動支援

事業の開始
平成 19 年 4 月

窓口・所管	生活文化政策部市民活動推進課		
事業の概要、目的	中高年齢者の地域参加を促進するため、NPO や地域団体で組織した「せたがや生涯現役ネットワーク」（令和 8 年 5 月末現在 72 団体参加）と連携して以下の事業を実施した。 ・補助事業 (1) シニアの社会活動や社会貢献活動への参加促進事業「シニアの社会参加あとおしプロジェクト」 参加者 215 人 (2) 地域活動団体 PR イベント開催に関する事業「生涯現役フェア」 参加者約 600 人 (3) ネットワーク全体の活性化事業「ネットワーク再活性化事業」 参加者約 100 人 ※参加者にはスタッフや講師を含む。		
根拠法令等	［区］せたがや生涯現役ネットワーク支援補助金交付要綱		
予　算	**［歳出］**1,627,000 円	**決　算**	**［歳入］**［都］790,000 円　**［歳出］**1,418,296 円

12. その他

ひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯現況調査

事業の開始
昭和 49 年

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	65 歳以上のひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯について、区の保健福祉サービス受給要件確認のため、郵送による調査を行う。		
根拠法令等	［区］世田谷区ひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯現況調査実施要綱		
対　　象	65 歳以上のひとりぐらし高齢者及び高齢者のみ世帯で、区の保健福祉サービス受給者		
予　算	**［歳出］** 2,026,000 円	**決　算**	**［歳入］**［都］1,252,000 円　**［歳出］** 1,451,406 円

＜実績＞

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ひとりぐらし高齢者	発送数	3,949 世帯	3,670 世帯	3,404 世帯
	返送数	3,317 世帯	2,794 世帯	2,795 世帯
	回答数	83.99%	76.13%	82.1%
高齢者のみ世帯	発送数	195 世帯	158 世帯	130 世帯
	返送数	163 世帯	125 世帯	106 世帯
	回答数	83.58%	79.11%	81.5%

民生委員ふれあい訪問

事業の開始
平成 23 年 9 月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	高齢者を見守るとともに孤立を防ぐため、80 歳以上の介護保険サービス等を利用していない高齢者で訪問を希望された方へ民生委員による訪問を行う。		
根拠法令等	民生委員ふれあい訪問実施要綱		
対　　象	80 歳以上の介護保険サービス等を利用していない高齢者で訪問を希望された方		
予　算	**［歳出］** 9,849,000 円	**決　算**	**［歳入］**［都］5,150,000 円 ※1　**［歳出］** 3,891,634 円

※1 都からの補助金交付額と実績額に差が生じたため、差額を令和 8 年度に都へ返還予定。

＜実績＞

区分	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
訪問対象者数	13,678	13,922	6,316
訪問者数	11,249	11,274	289 ※2

※2 令和 7 年度より対象年齢を見直し、訪問については希望者のみ実施。

地区高齢者見守りネットワーク

事業の開始
平成 23 年 4 月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課計画担当
事業の概要、目的	各地区において地域の活動団体（町会・自治会、民生委員、地区社会福祉協議会など）が高齢者の課題について共有し、地区住民に高齢者の異変をいち早くあんしんすこやかセンターに連絡することを啓発し、見守りや必要な支援につなげる。また、参加団体間の連携を深め、地区コミュニティの向上を図る。
対　　象	地区の高齢者
予　算	**［歳出］**7,968,000 円
決　算	**［歳入］**［都］2,406,000 円　**［歳出］**7,967,300 円

※予算・決算額については、「地域資源開発事業」の再掲。

高齢者孤立死の実態把握

事業の開始
平成 20 年 4 月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課管理係
事業の概要、目的	区及びあんしんすこやかセンターで把握した孤立死の調査を行う。 なお、本調査における孤立死とは、高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後 3 日（当日・1 日目・2 日目までは除く）を経過し発見された場合をいう。
予　算	**［歳出］**―
決　算	**［歳入］**［都］― **［歳出］**―

＜高齢者孤立死発見状況＞

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性別	男	16	7	14	13	13	63
	女	8	6	5	3	7	29
年齢	65～69 歳	7	3	1	2	0	13
	70～79 歳	10	4	4	6	12	36
	80～89 歳	4	4	13	5	6	32
	90 歳以上	3	2	1	3	2	11
合計		24	13	19	16	20	92

介護事業者経営改善支援

事業の開始
令和 7 年 4 月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課介護人材担当
事業の概要、目的	区内で介護事業所を運営し、生産性の向上、介護職員の処遇改善等につながる経営改善の意欲のある事業者に対し、経営課題の分析及びそれに基づく経営改善の支援を行うことで、介護事業者の経営の持続及び区民に必要な介護サービスの提供の継続を目的とする。
根拠法令等	［区］世田谷区介護事業者経営改善支援事業実施要綱
予　算	**［歳出］**35,000,000 円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**21,780,000 円

＜実績＞

実施事業所	令和 7 年度
	8 事業所

第３章　障害者保健福祉

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

<table>
<tr><td>窓　　口</td><td colspan="3">各総合支所保健福祉課</td></tr>
<tr><td>事業所管</td><td colspan="3">障害福祉部障害施策推進課、障害者地域生活課、障害保健福祉課、政策経営部広報広聴課
区議会事務局</td></tr>
<tr><td>事業の概要、目的</td><td colspan="3">障害福祉サービスの一層の充実・推進を図り、障害者(児)が安心して暮らせる社会を実現するため、障害者自立支援法が平成 18 年 4 月に一部、同年 10 月に本格施行された。同法では、① 3 障害(身体障害・知的障害・精神障害)のサービスを再編・一元化　②支給決定の仕組みを透明化・明確化するため障害程度区分認定制度を導入　③制度を皆で支えるため利用者負担に定率負担を導入　④社会資源活用のための規制緩和　⑤障害福祉計画によるサービスの確保、を制度化した。サービスの提供は、区民にとって最も身近な自治体である区市町村に一元化された。
その後、平成 22 年 12 月に法改正され、段階的に施行された。改正法では、①障害者の範囲の見直し(平成 22 年 12 月施行)、②定率負担の廃止（応能化)、③相談支援の充実、④障害児支援の強化（②～④は平成 24 年 4 月施行）等を実施した。
さらに、平成 25 年 4 月に、障害者自立支援法から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改称された。改正法では①基本理念の創設、②制度の谷間を埋めるべく、障害者の範囲に難病等の追加、③地域生活支援事業の追加、④障害支援区分の創設、⑤重度訪問介護の対象拡大、⑥共同生活介護の共同生活援助への一元化（④～⑥は平成 26 年 4 月施行、②は段階的に対象を拡大。令和 7 年 4 月 1 日現在 376 疾病。）等を実施した。平成 30 年 4 月の法改正では、自立生活援助、就労定着支援の追加等を実施した。令和 7 年 10 月の法改正では、就労選択支援の追加等を実施した。</td></tr>
<tr><td>事業の開始</td><td colspan="3">平成 18 年 4 月（平成 18 年 10 月より新体系による本格施行）</td></tr>
<tr><td rowspan="12">サービス体系
（1）自立支援給付等</td><td colspan="3">①介護給付
障害に起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援を提供する。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td colspan="2">身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・難病患者等（児童については一部サービスを除く）</td></tr>
<tr><td>サービス種別</td><td colspan="2">内容</td></tr>
<tr><td>居宅介護</td><td colspan="2">自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</td></tr>
<tr><td>重度訪問介護</td><td colspan="2">重度の肢体不自由者、または、重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行う。</td></tr>
<tr><td>同行援護</td><td colspan="2">視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行う。</td></tr>
<tr><td>行動援護</td><td colspan="2">知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。</td></tr>
<tr><td>重度障害者等包括支援</td><td colspan="2">重度の心身障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。</td></tr>
<tr><td>短期入所
（ショートステイ）</td><td colspan="2">自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</td></tr>
<tr><td>療養介護</td><td colspan="2">医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。</td></tr>
<tr><td>生活介護</td><td colspan="2">常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。</td></tr>
</table>

	施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	②訓練等給付 障害のある方が地域で生活を行うために、訓練的支援を一定期間提供する。	
	対象者	身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・難病患者等（児も含む） （児童については一部サービスを除く）
	サービス種別	内容
	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労移行支援	一般企業等での就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労継続支援 （A 型・B 型）	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
	就労定着支援	一般就労へ移行した人の就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅への訪問等により必要な支援を行う。
	就労選択支援	障害者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援する。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問等により必要な支援を行う。
	共同生活援助 （グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。
	③自立支援医療 従来は更生医療(身体障害者)、育成医療(身体障害児)、精神通院医療(精神障害者等)に分かれていた障害者(児)に係る国の公費負担医療制度が統合された。それに伴い、医療費の利用者負担が 1 割負担に変更になったが、平成 24 年 4 月より定率負担が廃止され、応能化された。	
	対象者	更生医療…身体障害者、育成医療…身体障害児　精神通院医療…精神障害者等
	④補装具給付 障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ長期間使用される義肢、装具、車椅子等の購入、借受けまたは修理にかかる費用の支給を行う。	
	対象者	障害者（児）で補装具使用の必要性が認められる者
	⑤地域相談支援給付 施設、精神科病院、保護施設、矯正施設に入所・入院をしている障害者に対して、住居の確保その他、地域での生活に移行するための活動に関する相談等に対応し、また、居宅において単身等で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等に対応のための給付を行う。	
	対象者	施設、精神科病院、保護施設、矯正施設に入所・入院をしている障害者等
	⑥計画相談支援給付 障害福祉サービス等の利用を希望する障害者について、心身の状況等を勘案し、サービス等利用計画を作成し、また、計画の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行うための給付を行う。	
	対象者	障害福祉サービス等の利用を希望する障害者
(2) 地域生活支援事業	区市町村が創意工夫し、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することによって、障害者(児)の自立を支援する事業	
	対象者	身体障害者（児）・知的障害者（児）・精神障害者（児）・難病患者等（サービスによって対象者が異なる。）

	事業名	内容	詳細
	相談支援	総合的な相談、サービスの利用を支援するための関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行う。	79ページ
	意思疎通支援	手話通訳者派遣・要約筆記者派遣を行う。	140ページ
	日常生活用具給付	日常生活の利便を図るため、必要な用具の給付を行う。	132ページ
	移動支援	社会参加と余暇活動の充実を図るため、外出時に必要な支援を行う。	137ページ
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。	103ページ
	その他事業	理解促進研修・啓発、日中一時支援、訪問入浴サービス、手話奉仕員養成、点字・声の広報等発行、福祉ホーム、障害者虐待防止対策支援、地域移行のための安全生活支援、巡回支援専門員整備等	

利用者負担

平成24年4月より定率負担は廃止され、収入に応じた上限額が設定されている。平成24年7月から、区民税額については、地方税法等の一部を改正する法律による改正前の19歳未満の扶養親族に関する控除がなされた場合と同様に算定する。
平成19年4月から資産要件、サービス利用の状況により軽減措置が拡大され、平成21年7月から軽減措置を受けるための資産要件が撤廃された。
また、平成22年4月から区民税非課税世帯については利用者負担の無料化が実施された。これに伴い、区独自軽減策として、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業、日中一時支援においても、平成22年4月から生活保護世帯および区民税非課税世帯については利用者負担の無料化を実施した。

所得区分	月額負担上限額							
	平成20年7月～		平成21年7月～		平成22年4月～		令和8年4月～	
生活保護	同左	0円	同左	0円	同左	0円	同左	0円
低所得1	区民税非課税世帯で本人収入が80万円以下かつ資産500万円（単身）、1,000万円（配偶者と同居、障害児）以下	1,500円	区民税非課税世帯で本人収入が80万円以下	1,500円	区民税非課税世帯で本人収入が80万円以下	0円	区民税非課税世帯で本人収入が80万9千円円以下	0円
	上記以外	15,000円	上記以外	15,000円				
低所得2	区民税非課税世帯で低所得1以外	3,000円	区民税非課税世帯で低所得1以外	3,000円	区民税非課税世帯で低所得1以外	0円	区民税非課税世帯で低所得1以外	0円

		上記該当の中で通所サービス利用者かつ訪問系サービス未利用者	3,750円	上記該当の中で通所施設のみ、もしくは通所施設と短期入所利用の場合	1,500円	上記該当の中で通所施設のみ、もしくは通所施設と短期入所利用の場合	1,500円		
		上記以外	24,600円	上記以外	24,600円				
	一般	区民税課税世帯で区民税所得割10万円未満かつ資産500万円（単身）、1,000万円(配偶者と同居)以下	9,300円	【障害児】区民税課税世帯で区民税所得割28万円未満かつ資産1,000万円以下	4,600円	【障害児】区民税課税世帯で区民税所得割28万円未満	4,600円	【障害児】区民税課税世帯で区民税所得割28万円未満	4,600円
				【障害者】区民税課税世帯で区民税所得割16万円未満かつ資産500万円(単身)、1,000万円(配偶者と同居)以下	9,300円	【障害者】区民税課税世帯で区民税所得割16万円未満	9,300円	【障害者】区民税課税世帯で区民税所得割16万円未満 ※グループホーム等入居者、20歳以上の施設入所者を除く	9,300円
		上記以外	37,200円	上記以外	37,200円	上記以外	37,200円	上記以外	37,200円
歳出予算額	(1) 自立支援給付　15,264,102,495円 (2) 地域生活支援事業　921,161,925円　※本予算額は、補助金申請額とする。								
歳出決算額	(1) 自立支援給付　16,130,135,784円 (2) 地域生活支援事業　920,654,460円　※本決算額は、補助金決算額とする。								
歳入決算額	(1) 自立支援給付　[国] 6,735,267,639円　[都] 3,385,764,490円 (2) 地域生活支援事業　[国] 258,652,000円　[都] 129,326,000円								

＜実績＞

障害認定審査会開催回数　80回　(この他に支給決定に係る意見聴取　0回)

審査判定状況　(新規、更新、変更の延べ件数)

障害種別 / 障害支援区分	全体		身体障害		知的障害		精神障害		難病	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
非該当	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
区分1	12	0.8%	1	0.4%	8	1.1%	3	0.5%	0	0.0%
区分2	336	22.1%	18	7.4%	85	12.0%	233	41.7%	0	0.0%
区分3	351	23.1%	39	16.0%	116	16.4%	195	34.9%	1	14.3%
区分4	273	18.0%	32	13.2%	165	23.3%	74	13.2%	2	28.6%
区分5	190	12.5%	37	15.2%	118	16.7%	35	6.3%	0	0.0%
区分6	355	23.4%	116	47.7%	216	30.5%	19	3.4%	4	57.1%
合 計	1,517	100.0%	243	100.0%	708	100.0%	559	100.0%	7	100.0%

地域 / 障害支援区分	世田谷		北沢		玉川		砧		烏山	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
非該当	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
区分1	3	0.8%	2	0.8%	3	1.0%	3	1.0%	1	0.4%
区分2	86	22.9%	60	23.0%	36	12.4%	72	23.0%	82	29.6%
区分3	96	25.6%	50	19.2%	65	22.3%	84	26.8%	56	20.2%
区分4	65	17.3%	51	19.5%	55	18.9%	56	17.9%	46	16.6%
区分5	54	14.4%	28	10.7%	44	15.1%	29	9.3%	35	12.6%
区分6	71	18.9%	70	26.8%	88	30.2%	69	22.0%	57	20.6%
合 計	375	100.0%	261	100.0%	291	100.0%	313	100.0%	277	100.0%

障害別の二次判定における障害支援区分変更件数及び変更率

障害種別	総件数	変更件数	変更率	上位変更件数	下位変更件数
全　　体	1,517	90	5.93%	88	2
身体障害	243	11	4.53%	11	0
知的障害	708	46	6.50%	45	1
精神障害	559	33	5.90%	32	1
難　　病	7	0	0.00%	0	0

訓練等給付利用期間更新審査案件数　63件
地域相談支援給付利用期間更新審査案件数　1件
支給決定に係る意見聴取案件数　0件

① 重複障害の方については、主たる障害と思われる障害種別に計上。
② 単位未満は、四捨五入してあるため、合計の数字と内訳の計が一致しない場合がある。

支給決定・利用実績（自立支援給付）

サービス種別	サービス内容	支給決定人数（人）	利用実人数（人）	支給額（円）
介護給付費等	居宅介護(ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ)	1,408	1,303	1,816,283,829
	重度訪問介護	173	182	3,351,576,909
	同行援護	299	225	150,783,312
	行動援護	22	21	33,000,049
	重度障害者包括支援	0	0	0
	短期入所	2,133	985	770,120,183
	療養介護	72	75	237,501,792
	生活介護	1,300	1,322	4,191,072,421
	自立生活援助	23	31	5,832,775
	自立訓練	199	334	320,547,447
	就労移行支援	296	526	697,037,775
	就労継続支援	1,756	1,772	2,120,370,445
	就労定着支援	187	252	62,331,578
	就労選択支援	4	3	157,880
	共同生活援助(ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)	750	844	2,091,583,153
	施設入所支援	425	459	1,025,371,299
	計	9,047	8,334	16,873,570,847

高額障害福祉サービス費	273	273	15,167,009
計画相談支援	4,308	3,731	260,193,546
地域相談支援	7	18	1,886,616
特定障害者特別給付費	1,041	1,165	117,129,456
特例特定障害者特別給付費	0	0	0
合計	14,676	13,521	17,267,947,474

※「支給決定人数」は令和8年3月末の数値とした。

※「利用実人数」は令和7年4月から令和8年3月実績の利用実人数とした。

※「支給額」は、令和7年4月請求分から令和8年3月請求分までの合計額とした。

利用実績（地域生活支援事業）

サービス種別		利用件数（件）	事業実績額（円）
相談支援		25,282※2	288,942,735
意思疎通支援		1,565	13,987,651
日常生活用具（住宅改修含む）		11,103	136,470,926
移動支援		230,874※1	782,495,114
地域活動支援センター		17,570※2	68,461,689※3
重度障害者の大学等修学支援		1	49,020
重度障害者等就労支援特別事業		7	22,517,761
その他事業	訪問入浴サービス	3,014	43,690,640
	日中一時支援	2,760※2	8,092,037
	手話奉仕員養成	260※4	7,083,082
	福祉ホーム	211	3,798,000
	点字・声の広報等発行	9,984※5	10,624,729
	自動車運転免許取得	8	1,318,400
	自動車改造助成	13	1,657,200

※1　延べ利用時間数

※2　延べ利用者数

※3　補助金交付額（職員研修費補助を含む）。地域活動支援センターⅠ型で実施している相談支援事業分は除く。

※4　令和5年4月～令和6年3月までの手話講習会と手話通訳者研修の合計

※5　区のおしらせ「せたがや」、「区議会だより」の点字版及び音声版作成部数の合計

児童福祉法に基づく障害児通所支援

事業の開始
平成24年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課	
事業所管	障害福祉部障害施策推進課、障害保健福祉課	
事業の概要、目的	障害児施策の一層の充実・推進を図るため、児童福祉法が平成 24 年 4 月に施行された。同法改正により、①障害種別等で分かれている障害児施設を再編し、障害児通所施設・障害児入所施設へ移行、②障害児通所支援（障害児通所施設）の実施主体が都道府県から区市町村へ移行、③利用者負担の応能化、④障害児相談支援を創設し、障害児相談支援事業者が作成する利用計画を基に支給決定を行うことを制度化した。その後、平成 25 年 4 月に法改正され、対象者に難病患者等が追加された。平成 30 年 4 月の法改正では、居宅訪問型児童発達支援の追加等を実施した。	
障害児通所給付	サービス種別	内容
	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
	医療型児童発達支援	上肢・下肢又は体幹機能障害のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行う。

<table>
<tr><td rowspan="4"></td><td colspan="2">放課後等デイサービス</td><td colspan="2">就学している児童に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">居宅訪問型児童発達支援</td><td colspan="2">重度の障害等で通所することが困難な障害児に対して、居宅を訪問して児童発達支援を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育所等訪問支援</td><td colspan="2">保育所等に通う児童に対して、保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td colspan="3">身体障害児・知的障害児・精神障害者児・難病患者等（児）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">障害児相談支援給付</td><td colspan="4">障害児通所支援の利用を希望する児童について、心身の状況等を勘案し、障害児支援利用計画を作成又は計画の内容について一定期間ごとに検証し、必要に応じて変更等を行うための給付を行う。</td></tr>
<tr><td>対象者</td><td colspan="3">障害児通所支援の利用を希望する児童</td></tr>
<tr><td>利用者負担</td><td colspan="4">以下のとおり、収入に応じた上限額が設定されている。平成 24 年 7 月から、区民税額については、地方税法等の一部を改正する法律による改正前の 19 歳未満の扶養親族に関する控除がなされた場合と同様に算定する。
また、平成 26 年 4 月より、通所支援利用児童（放課後等デイサービスを除く）に幼稚園等（※）に通っている兄又は姉がいる場合、多子軽減により、利用者負担額が軽減される（通所支援利用児童が第二子の場合：総費用額の 5/100、通所支援利用児童が第三子の場合：利用者負担なし）。
平成 28 年 4 月の制度改正により、児童通所支援における多子軽減制度の対象が拡大され、世帯の市町村民税所得割額の合算が 77,101 円未満の世帯（およそ年収 360 万円未満相当世帯）については、通所支援利用児童の兄又は姉が未就学児である場合に限らず、利用者負担額が軽減される。
令和元年 10 月より、就学前の障害児（3 歳から 5 歳）を対象に障害児通所給付（放課後等デイサービスを除く）の利用者負担が無償化された。
令和 7 年 9 月より、就学前の障害児（0～2 歳）を対象に障害児通所給付（放課後等デイサービスを除く）の利用者負担が都制度により、無償化された。
※ 幼稚園等：幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可保育園、情緒障害児短期治療施設、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（特例保育以下は平成 28 年 4 月より対象として追加。）</td></tr>
<tr><td></td><td>所得区分</td><td colspan="2">月額負担上限額</td></tr>
<tr><td></td><td>生活保護</td><td>生活保護受給世帯</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td></td><td>低所得 1</td><td>区民税非課税世帯で保護者の収入が 80 万円以下</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td></td><td>低所得 2</td><td>区民税非課税世帯で低所得 1 以外</td><td>0 円</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">一般</td><td>区民税課税世帯で区民税所得割 28 万円未満</td><td>4,600 円</td></tr>
<tr><td></td><td>上記以外</td><td>37,200 円</td></tr>
<tr><td>歳出予算額</td><td colspan="4">3,651,826,288 円　※本予算額は、国庫負担金申請額とする。</td></tr>
<tr><td>歳出決算額</td><td colspan="4">3,567,119,829 円　※本予算額は、国庫負担金決算額とする。</td></tr>
<tr><td>歳入決算額</td><td colspan="4">［国］1,825,913,143 円　［都］792,844,012 円</td></tr>
</table>

＜支給決定・利用実績（障害児通所給付）＞

サービス内容	支給決定人数（人）	利用実人数（人）	支給額（円）
児童発達支援	1,509	2,016	1,357,183,516
医療型児童発達支援	4	0	0
放課後等デイサービス	1,920	2,037	2,045,116,959
保育所等訪問支援	238	262	63,982,795
居宅訪問型児童発達支援	3	3	1,638,587
障害児相談支援	1,433	1,515	83,848,350
高額障害児通所給付費	216	216	6,099,806
合計	5,323	6,049	3,557,870,013

※「支給決定人数」は令和８年３月末の数値とした。

※「利用実人数」は令和７年４月から令和８年３月実績の利用実人数とした。

※「支給額」は、令和７年４月請求分から令和８年３月請求分までの合計額とした。

2. 在宅福祉サービス

重度脳性麻痺者介護

事業の開始
昭和49年12月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	重度の脳性麻痺者に対して家族（利用者の親、子、兄弟姉妹及び配偶者をいう。）を介護人として派遣し、生活圏の拡大等福祉の増進を図る。
根拠法令等	［都］東京都重度脳性麻痺者介護事業運営要綱 東京都在宅障害者福祉事業費等補助金交付要綱 ［区］世田谷区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱
対　　象	重度脳性麻痺者で身体障害者手帳1級を有する介護が必要な20歳以上の者 なお、原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び、介護保険法におけるサービスを利用している者や、家族以外による介護が可能な者を除く。
予　算	**［歳出］**25,689,000円
決　算	**［歳入］**［都］20,263,000円　**［歳出］**20,263,840円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者（人）	28	22	20
派遣回数（回／月）	12	12	12
基準単価 1回につき（円）	6,560	6,560	6,560
介護人（人）	216	216	216
延派遣回数（回）	4,164	3,533	3,089

障害者緊急介護人派遣

事業の開始
昭和49年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	在宅の障害者が一時的に日常生活を送る上で支障がある場合に介護人による介護を行うことで、障害者の生活を支援し、もって障害者の福祉の向上を図る。
根拠法令等	［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区障害者緊急介護人派遣事業実施要綱
対　　象	(1) 身体障害者手帳1・2級を有する者 (2) 愛の手帳1～3度を有する者 (3) 脳性麻痺または進行性筋萎縮症の者 (4) 精神科病院で長期入院し、退院支援事業で退院に繋がった精神障害者
予　算	**［歳出］**121,836,000円
決　算	**［歳入］**［都］42,594,000円　**［歳出］**112,642,030円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣時間数	101,801	98,966	94,410
延利用者数	6,356	6,108	5,862

障害者入浴サービス

事業の開始
昭和56年5月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	家庭での入浴が困難な障害者に対し、巡回入浴車による自宅での入浴機会を提供する巡回入浴と、入浴設備を有する障害者施設を利用する施設入浴により、障害者の健康保持と家族の負担の軽減を図る（巡回入浴は地域生活支援事業対象事業）。 【施設入浴を実施している施設】 区立身体障害者自立体験ホーム（平成11年6月より）
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区障害者巡回入浴サービス実施要綱 世田谷区障害者施設入浴サービス実施要綱
対　　象	(1) 身体障害者手帳1・2級を有する65歳未満の者 (2) 愛の手帳1・2度を有する65歳未満の者　※介護保険対象者は介護保険が優先する。
予　算	**［歳出］** 65,420,000円
決　算	**［歳入］**［国］12,950,000円　［都］6,475,000円 **［歳出］** 57,826,523円

＜実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
巡回入浴	利用者数	68	66	64
	延実施回数（延利用者数）	3,219	3,185	3,014
	（内）介助入浴	40	36	32
	週あたり入浴回数　＊5年度より6月～9月は2回	1～2	1～2	1～2
施設入浴	利用者数	4	4	4
	延実施回数（延利用者数）	137	135	134
	月あたり入浴回数	3	3	3

障害者短期入所等事業

事業の開始
平成15年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	短期入所サービスや日中ショートステイ事業を区立施設で実施するとともに、同様の事業を行う民立施設に対し運営費を助成することによって、障害者（児）の安全の確保と障害者及びその家族の生活の安定を図る。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱 ［都］東京都地域生活支援事業費補助金交付要綱 ［区］世田谷区立知的障害者生活寮条例 世田谷区立知的障害者生活寮条例施行規則 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例

	世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例施行規則 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区短期入所事業等運営費補助金交付要綱 世田谷区立知的障害者生活寮短期入所事業実施要綱 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム短期入所施設に関する事務取扱要綱
対　　象	障害者（児）

予　算	[歳出] 223,639,000 円	決　算	[歳入] [国] 2,596,000 円 [都] 1,298,000 円 [他] 24,582,573 円 [歳出] 209,412,306 円

対象施設（50 音順）　　（令和８年４月１日現在）

	施設名	対象者	定員
区立施設	区立身体障害者自立体験ホーム なかまっち （指定管理者：特定非営利活動法人つどい） 日中ショートステイは法人自主事業による補助事業	身体障害者 障害児	短期入所１日３名 日中ショートステイ１日２名
	区立知的障害者生活寮 松原けやき寮 （指定管理者：社会福祉法人せたがや樫の木会）	知的障害者 障害児	短期入所１日１名
民立施設	泉の家	身体障害者 知的障害者 障害児	短期入所１日３名 日中ショートステイ１日３名
	ケアこげら世田谷宇奈根	知的障害者 障害児	短期入所１日４名
	グループホームえにし	身体障害者 知的障害者	短期入所１日２名
	国立成育医療研究センターもみじの家	重症心身障害児	短期入所１日 11 名
	重症心身障害児療育相談センター	重症心身障害児(者)	日中ショートステイ１日４名
	生活支援ホーム世田谷	知的障害者 障害児	短期入所１日４名 (緊急短期入所１日１名) 日中ショートステイ１日４名
	短期入所ここから	身体障害者 知的障害者 精神障害者	短期入所１日５名 緊急短期入所１日１名
	短期入所どんぐりホーム上町	知的障害者	短期入所１日２名
	短期入所めぐり	知的障害者	短期入所１日３名
	たんぽぽの会池尻 短期入所	知的障害者 障害児	短期入所１日１名
	ひかり	知的障害者 (応相談)	日中ショートステイ１日 10 名
	ホームいろえんぴつ	知的障害者 障害児	短期入所１日３名 日中ショートステイ１日３名
	ぽれぽれ	重症心身障害児	日中ショートステイ１日４名

	みつばち	身体障害者 知的障害者 障害児	短期入所１日５名
	やすらぎステイズ	知的障害者 (身体障害者)	短期入所１日３名 日中ショートステイ１日３名
	友愛デイサービスセンター	身体障害者 障害児	短期入所１日３名

＜実績（50 音順）＞

	利用実績		令和５年度	令和６年度	令和７年度
区立施設	身体障害者自立体験ホームなかまっち (短期入所・緊急短期入所)	延利用日数	1,097	1,044	1,125
		実利用者数	116	107	108
	身体障害者自立体験ホームなかまっち （日中ショートステイ）	延利用日数	152	143.25	145.75
		実利用者数	32	34	39
	松原けやき寮 (短期入所)	延利用日数	585	581	508
		実利用者数	33	28	34
民立施設	泉の家 (短期入所・日中ショートステイ)	延利用日数	760	777	793
		実利用者数	32	38	33
	ケアこげら世田谷宇奈根 (短期入所)	延利用日数	1,148	986	889
		実利用者数	32	26	20
	グループホームえにし (短期入所)	延利用日数	570	697	773
		実利用者数	33	33	34
	国立成育医療研究センターもみじの家 (短期入所)	延利用日数	1,010	1,303	1,210
		実利用者数	68	73	68
	重症心身障害児療育相談センター （日中ショートステイ）	延利用日数	16	32.75	47.5
		実利用者数	5	9	10
	生活支援ホーム世田谷 (短期入所・緊急短期入所・ 日中ショートステイ)	延利用日数	1,491.75	1,561.5	1,603.75
		実利用者数	85	79	70
	短期入所ここから (短期入所・緊急短期入所)	延利用日数	2,635	2,546	2,703
		実利用者数	102	101	110
	短期入所どんぐりホーム上町 (短期入所)	延利用日数	1,059	1,071	1,088
		実利用者数	66	68	72
	短期入所めぐり (短期入所)	延利用日数		309	1,614
		実利用者数		44	67
	たんぽぽの会池尻 短期入所 (短期入所)	延利用日数		62	80
		実利用者数		6	4
	ひかり （日中ショートステイ）	延利用日数	507	554.25	564.75
		実利用者数	52	50	52
	ホームいろえんぴつ (短期入所・日中ショートステイ)	延利用日数	877	1,142	1,393
		実利用者数	40	46	49
	ぽれぽれ （日中ショートステイ）	延利用日数	0.5	1	20.25
		実利用者数	1	1	1
	みつばち (短期入所)	延利用日数	1,218	1,201	1,319
		実利用者数	44	41	44
	やすらぎステイズ (短期入所)	延利用日数	1,934	1,977	1,974
		実利用者数	55	55	54

	友愛デイサービスセンター (短期入所)	延利用日数	1,386	1,016	1,273
		実利用者数	35	27	23

障害者日常生活用具、設備改善費及び屋内移動設備の給付

事業の開始
昭和48年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	在宅の重度の障害者(児)に対し、浴槽等の日常生活用具、住宅の設備改善費、屋内の移動設備の設備費の給付を行うことによって、障害者(児)の日常生活を容易なものとする。 (地域生活支援事業対象事業) 品目数　日常生活用具給付　61品目　設備改善費等給付　3品目
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区重度障害者(児)日常生活用具給付事業要綱・同実施要領、世田谷区点字図書給付事業実施要綱、世田谷区大活字図書給付事業実施要綱
対　　象	世田谷区内に居住する身体障害者(児)及び知的障害者(児)で別途種目別に定める給付対象者(介護保険対象者は介護保険を優先する。)
予　算　**[歳出]**	174,315,531円※(用具) 13,763,076円(住宅)
決　算　**[歳入]**	［国］45,235,000円(用具) 3,787,000円(住宅) ［都］22,617,000円(用具) 1,894,000円(住宅)
[歳出]	151,862,715円(用具)　11,436,040円(住宅)

※用具の予算額は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付との合算額である。

＜実績＞

(1) 日常生活用具給付

種　目 ＼ 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特殊寝台	25	31	29
入浴補助用具	53	47	42
点字図書	6	6	7
大活字図書	0	0	1
ポータブルトイレ	3	3	2
ポータブルレコーダー	14	13	17
屋内信号装置	7	2	4
時計	15	17	9
パーソナルコンピュータ	0	0	0
情報受信装置	3	0	0
便器	0	1	1
特殊便器	4	3	4
移動・移乗支援用具	41	26	30
視覚情報読上装置	0	1	4
聴覚障害者用通信装置	1	0	2
視覚障害者用読書器	20	17	18
ストマ装具(蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ等、収尿器)	9,785	10,497	10,655
その他	832	962	535
合計	11,092	11,626	11,360

(2)設備改善費等給付

種目＼年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小規模	15	15	8
中規模	6	7	3
屋内移動設備	10	8	13
合計	31	30	24

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

事業の開始
平成18年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具の給付を行うことによって、小児慢性特定疾病児童の日常生活を容易なものとする。 種目数　19種目
根拠法令等	［国］小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 ［都］東京都小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 東京都小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金交付要綱 ［区］世田谷区小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱
対　　象	小児慢性特定疾病児童で別途種目別に定める給付対象者
予　算　［歳出］174,315,531円※1	**決　算**　［歳入］［国］156,000円 ※2　［歳出］47,046 円

※1 予算額は、障害者日常生活用具の給付との合算額である。

※2 国からの補助金交付額と実績額に差が生じたため、差額を令和8年度に国へ返還予定

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	4	1	2

白杖の給付

事業の開始
昭和51年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	在宅障害者の日常生活の利便を図るため、白杖の給付を行う。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者生活補助具給付要綱
対　　象	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害にかかる障害の程度が1級～6級の者 (2)(1) に規定する者と同等の視力の程度が認められる者
予　算　［歳出］423,400円	**決　算**　［歳入］特定財源なし　［歳出］52,400円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	52	48	42

障害者紙おむつ支給・おむつ代助成

事業の開始
平成8年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	ねたきり等の状態にある障害者に対して紙おむつの支給またはおむつ代の助成を行うことにより、介護者の負担を軽減し、障害者の福祉の向上を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者紙おむつ支給事業等実施要綱
対　　象	次のいずれかに該当する障害者で、原則として3歳以上65歳未満の者 （1）身体障害者手帳1・2級（2）愛の手帳1･2度（3）脳性麻痺 （4）進行性筋萎縮症（施設入所者等を除く） ※65歳未満で紙おむつ支給・おむつ代助成を受けていた場合、65歳を過ぎても引き続き対象とする。
予　算　**［歳出］**51,593,000円	**決　算**　**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**48,394,425円

＜実績＞

（1）紙おむつ支給

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度末対象者数（人）	①障害分	852	873	882
	②高齢障害移行者上乗せ分	78	79	79

（2）おむつ代助成

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度末登録者数（人）	①障害分	57	64	68
	②高齢障害移行者上乗せ分	9	13	9

障害者配食サービス

事業の開始
平成6年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	食事を作ることが困難な障害者に対して、食事を提供することにより障害者の栄養と健康を確保する。
根拠法令等	［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区障害者配食サービス事業実施要綱
対　　象	次のいずれかに該当する区内在住で、原則として65歳未満のひとり暮らし等の者 （1）身体障害者手帳1～4級（2）愛の手帳1～4度（3）難病患者 （4）寛解状態の精神障害者
予　算　**［歳出］**4,901,000円	**決　算**　**［歳入］**［都］1,861,000円　**［歳出］**4,726,040円

＜実績＞

（1）事業実績

実施日数	実配食数	延利用者数	前年度末登録者数	年度末登録者数
290	11,640	665	84	86

（2）事業の推移

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度末登録者数	73	84	86
配食数	12,801	11,505	11,640

障害者訪問理美容サービス

事業の開始
昭和57年8月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	理美容店に行くことが困難な重度の障害者に対し、理美容店から理美容師を派遣して理美容を行うことにより、在宅生活を支援する。
根拠法令等	［区］世田谷区訪問理美容サービス事業実施要綱
対　　象	身体障害者手帳1・2級、又は愛の手帳1・2度の者で、寝たきりや座位が保てない等の理由により理美容店で理美容を受けることが困難な者
予　算	**［歳出］**6,555,000円※
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**5,398,820円

※金額は、障害者寝具乾燥サービスとの合算額である。

＜利用実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
年間実登録者数		222	227	255
理美容券交付枚数		1,251	1,283	1,449
使用枚数		761	759	801
	理容	385	389	403
	美容	376	370	398

障害者寝具乾燥サービス

事業の開始
昭和50年6月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	心身の状況や住宅環境等で寝具乾燥の機会に欠ける寝たきり等の障害者に、寝具の乾燥・水洗いの機会を提供することにより、当該障害者の健康と快適な日常生活の維持を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区寝具乾燥サービス事業実施要綱
対　　象	寝たきり等の障害者であって、身体的条件又は住宅環境により寝具を乾燥する機会に欠ける者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 身体障害者手帳1･2級、又は愛の手帳1･2度 (2) その他、特に区長が必要と認めた者
予　算	**［歳出］**6,555,000円※
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**1,068,210円

※金額は、障害者訪問理美容サービスとの合算額である。

＜実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数		24	22	17
年間延利用者数		203	181	110
	乾燥消毒加工	(年10回)165	(年10回)149	(年10回)83
	水洗いクリーニング	(年2回)38	(年2回)32	(年2回)27

福祉緊急対応

事業の開始
平成15年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	福祉サービスが利用制度に転換する中で、制度を円滑に利用できない障害者を対象に、福祉各法に規定するやむを得ない事由による措置を含め、緊急避難としてのホームヘルプ等を提供し、区民の生活安定を確保するとともに、制度利用のための相談・援助等を実施する。
根拠法令等	身体障害者福祉法　第18条第1項、知的障害者福祉法　第15条の4、 児童福祉法　第21条の6 ［区］世田谷区身体障害者福祉法の施行に関する規則 世田谷区知的障害者福祉法の施行に関する規則 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則 世田谷区障害者等に係る福祉緊急対応に関する要綱
対　　象	福祉の制度利用にあたり困難な状況に陥っている障害者（難病患者を含む）
予　算　［歳出］5,400,000円 （障害者ホームヘルパー等派遣事業予算）	**決　算**　［歳入］特定財源なし　［歳出］3,129,750円

＜実績＞

内容		件数
世田谷区障害者等に係る福祉緊急対応に関する要綱 第2章	区の緊急対応としてのホームヘルプの提供	4件
	うち　事業者への依頼数	4件
	うち　区職員による対応数	0件
世田谷区障害者等に係る福祉緊急対応に関する要綱 第3章	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス決定件数	0件
	児童福祉法に基づく障害児通所支援決定件数	9件

地域障害者相談支援センター

事業の開始
平成25年4月

窓　　口	区内5か所の地域障害者相談支援センター
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	障害者等からの各種相談に応じて情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行うことにより、障害者やその家族の地域生活を支援し、在宅障害者の自立と社会参加の促進を図る。 また、「地域包括ケアの地区展開」に伴い、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の相談対象が高齢者だけでなく障害者や子育て世帯などに拡大したため、障害者の支援については連携を図りながら地域障害者相談支援センターが中心となり、様々な障害種別に対応できる相談支援体制の整備に努めているほか、区、基幹相談支援センターと連携し、相談支援事業者等に対する人材育成や、指定特定相談支援事業者連絡会を開催し、情報共有を行うなど、地域の相談支援事業者に対するバックアップも行っている。 平成19年4月から4ヶ所、平成21年4月から5ヶ所の区内相談支援事業者に事業委託を行っていたが、平成25年4月から事業内容を再編し、区内各地域に地域障害者相談支援センターを設置している。 （地域生活支援事業対象事業）
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区地域障害者相談支援センター事業実施要綱

対　　象	区内在住の障害者及びその保護者等		
予 算	[歳出] 295,209,177 円	決 算	[歳入] [国]68,784,000 円 [都]34,392,000 円 [歳出] 288,942,735 円

実績は、第 3 章「1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等　利用実績（地域生活支援事業）」参照

医療的ケア相談支援センター

事業の開始
令和 3 年 8 月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	医療的ケア児（者）の保護者等に対するワンストップでの相談対応、医療的ケア児（者）が病院を退院する際の在宅生活支援プランの作成、施設に対する技術支援、人材育成等を行うことにより、区として医療的ケアに係る相談支援のノウハウを蓄積し、医療的ケア児（者）への支援の充実を図り、もって医療的ケア児（者）及びその保護者等の安心の確保及び生活の質の向上を目指す。		
根拠法令等	［都］区市町村在宅療養推進事業実施要綱 区市町村在宅療養推進事業補助金交付要綱 ［区］世田谷区医療的ケア相談支援センター事業実施要綱		
対　　象	1. 区内に在住する医療的ケア児（者）及びその保護者等 2. 児童発達支援等事業者 3. 医療的ケア児（者）に現に対応し、又は今後対応を検討している相談支援従事者 4. 前 3. に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者		
予 算	[歳出] 36,248,400 円	決 算	[歳入] ［都］16,357,000 円　[歳出] 36,248,400 円

移動支援

事業の開始
平成 18 年 10 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	移動困難な障害者にヘルパーを派遣し、社会参加に必要な外出時の支援を行うことにより、障害者の社会参加と余暇活動の充実を促進し、もって障害者福祉の増進を図る。 （地域生活支援事業対象事業）		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区移動支援事業実施要綱		
対　　象	区内に住所を有しており、社会生活上必要不可欠な外出の支援を必要とし、又は余暇活動を充実させるために外出の支援を必要としている障害者（全身性障害者（児）、視覚障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、高次脳機能障害者（児））		
予 算	[歳出] 移動支援　※121 ページ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の歳出予算に含む	決 算	[歳入] ［国］208,399,000 円　［都］118,344,000 円 [歳出] 782,495,114 円

実績は、第 3 章「1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等　利用実績（地域生活支援事業）」参照

3. 在宅ケア

心身障害児（者）の歯科診療

事業の開始
昭和56年10月

窓　　口	世田谷区口腔衛生センター
事業所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当
事業の概要、目的	心身の障害等により、地域の歯科医療機関で治療を受けられない方のため、予約制により歯科診療を行う。 (1) 実施機関 世田谷区口腔衛生センター　松原6-4-1　TEL 3328-5871 (2) 診療日時 月～金の午前9時～12時、午後1時～4時 ※以下を除く ・月曜の午後 ・第1、第4、第5木曜の午後 ・第2、第4金曜の午前 ・祝日、年末年始
根拠法令等	［区］世田谷区心身障害児（者）歯科診療事業実施要綱
対　　象	地域の歯科診療機関において診療困難な心身障害児（者）
予　算	**［歳出］**161,745,648円
決　算	**［歳入］**［国］1,853,000円　**［歳出］**159,502,416円

心身障害児（者）の歯科診療実績

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
歯科診療	実施日数(日)	241	243	242
	利用人数(人)	2,273	2,278	2,274
口腔衛生指導	実施日数(日)	－	－	－
	利用人数(人)	－	－	－

令和元年度より、歯科診療に併せて口腔衛生指導を実施することとした。

4. 各種手帳制度

身体障害者手帳

事業の開始
昭和24年12月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	東京都心身障害者福祉センター
事業の概要、目的	身体に障害のある方が各種の援護を受けるために必要な手帳で、障害（視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓）の程度が1級から6級の等級の障害のある身体障害者（児）に東京都が交付する。
根拠法令等	身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行令、身体障害者福祉法施行規則 ［都］身体障害者手帳に関する規則
対　　象	身体に障害のある方

実績は、第1章「8.障害者の状況（2）身体障害者手帳所持者」参照

愛の手帳

事業の開始
昭和42年3月

窓口・所管	児童相談所（18歳未満） 東京都心身障害者福祉センター（18歳以上）
相談窓口	各総合支所保健福祉課
事業の概要、目的	知的障害者（児）が各種の援護を受け易くするため、東京都が知的障害者（児）に発行する手帳。障害の程度により1度～4度に区分される（国の制度としては療育手帳にあたる）。
根拠法令等	［国］療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児156厚生事務次官通知） ［都］愛の手帳交付要綱
対　　象	知的障害者（児）

実績は、第1章「8.障害者の状況（3）愛の手帳所持者」参照

精神障害者保健福祉手帳

事業の開始
平成7年10月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に対して、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するために、東京都が発行する手帳。障害の程度により1～3級の等級に区分される。この手帳を所持することで税金の控除や公共料金の割引等のサービスが受けられる。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
対　　象	精神障害のある方

実績は、第1章「8.障害者の状況（4）精神障害者保健福祉手帳　等級別所持者数」参照

5. 安全確保

重度身体障害者等救急通報システム

事業の開始
平成5年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	ひとり暮らし等の在宅の重度身体障害者等が家庭内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、無線発信機を用いて外部の受信施設に通報することにより、受信施設が消防署に連絡し、援助が得られる。民間の緊急通報センターに委託。
根拠法令等	［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区重度身体障害者等救急通報システム事業実施要綱
対　　象	18歳以上のひとり暮らし等の身体障害者で障害の程度が1・2級の者または難病患者。ただし、高齢者の救急通報システムの対象となる者を除く。
予　算	**［歳出］**1,200,650円	**決　算**	**［歳入］**［都］484,000円　**［歳出］**1,014,970円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度末利用者数	18	22	22

6. コミュニケーション

障害者福祉電話使用料助成

事業の開始
昭和52年10月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	在宅の障害者に対し、電話機使用料の助成を行うことにより、当該世帯の生活の安定と日常生活の利便を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区心身障害者福祉電話使用料助成事業要綱
対　　象	(1) 身体障害者手帳1・2級、又は愛の手帳1～3度の障害者がいる世帯で生活保護世帯又は所得税額0円もしくは住民税非課税世帯 (2) 聴覚または音声言語機能にかかる障害による身体障害者手帳1・2級または18歳以上の身体障害者手帳3級の障害者がいる世帯で、所得税額が42,000円以下の世帯 ※所得税額については、地方税法等の一部を改正する法律による改正前の19歳未満の扶養親族に関する控除がなされた場合と同様に算定する。
予　算 ［歳出］11,852,610円	**決　算** ［歳入］特定財源なし　［歳出］11,499,810円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数（人）	736	715	721

手話通訳者の派遣

事業の開始
①昭和55年4月 ②昭和63年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	聴覚障害者の社会参加を促進するため、 ①区の行政機関等が手話通訳を必要とする場合、手話通訳を派遣する。また、区役所への届出等の利便を図るため、区役所に手話通訳者を配置する。 ②聴覚障害者が手話通訳を必要とする場合、手話通訳を派遣する。 （地域生活支援事業対象事業）
根拠法令等	身体障害者福祉法第21条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区手話通訳者派遣事業運営要綱
対　　象	①区の所管課が行う事業、区民 ②身体障害者手帳を所持する聴覚障害者で、他に手話通訳が得られない者
予　算 ［歳出］17,999,013円	**決　算** ［歳入］［国］10,996,000円　［都］5,498,000円 ※それぞれ金額は、要約筆記者の派遣との合算額である。 ［歳出］17,465,925円

＜実績＞

(1) 登録者数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
手話通訳登録者数	79	82	85

(2) 区事業

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣回数（人数）	128（291）	116（287）	147（347）
待機日数	250	243	242

(3) 利用者派遣

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用登録者数	125	125	132
派遣回数	859	812	772
派遣時間	1,233	1,185	1,127

(4) 利用者派遣（専門分野）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣回数	161	160	176
派遣時間	350	345	422

要約筆記者の派遣

事業の開始
平成19年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	聴覚障害者の社会参加を促進するため、聴覚障害者が要約筆記者を必要とする場合、要約筆記者を派遣する。（地域生活支援事業対象事業）
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区要約筆記者派遣事業運営要綱
対　　象	身体障害者手帳を有する聴覚障害者等で、日常生活における要約筆記を必要とし、他に要約筆記を得られない方
予　算	**［歳出］** 1,526,700円
決　算	**［歳入］**［国］10,996,000円　［都］5,498,000円 ※それぞれ金額は、手話通訳者の派遣との合算額である。 **［歳出］** 1,364,270円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用登録者数	28	28	29
派遣回数	191	182	161
派遣時間	616	574	510

中途失聴者・難聴者の手話入門教室

事業の開始
令和元年5月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	手話を知らない中途失聴者・難聴者が、様々なコミュニケーション手段の一つとして日本語の手話を習得することで、コミュニケーションの幅を広げる。また、同じ経験を持つ方と交流し、聞こえない、聞こえにくい人との情報交換の機会を設けることによって、社会参加を促進する。
根拠法令等	［区］世田谷区中途失聴者・難聴者の手話入門教室事業運営要綱
対　　象	区内に在住する中途失聴者・難聴者
予　算	**［歳出］** 2,007,000円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 2,007,000円

＜クラス別実績＞

年度	令和５年度			令和６年度			令和７年度		
	申込者数	決定者数	修了者数	申込者数	決定者数	修了者数	申込者数	決定者数	修了者数
初級	3	3	2	6	6	5	1	1	1
中級	9	9	6	7	7	7	11	11	11
計	12	12	8	13	13	12	12	12	12

失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

事業の開始
令和２年８月

窓口・所管	世田谷区保健センター専門相談課障害者専門相談担当
事業の概要、目的	失語症のため意思疎通を図ることが困難な方に対し、意思疎通支援者を派遣し、買い物や通院等の外出時におけるコミュニケーションを支援することで、社会参加を促進する。
根拠法令等	［区］世田谷区失語症者向け意思疎通支援者派遣事業運営要綱
対　　象	区内に住所を有する失語症のある方。（ただし、利用にあたっては、区が開催する失語症サロンに参加する必要がある。）

予　算	**[歳出]**1,864,790 円	**決　算**	**[歳入]**［国］396,000 円［都］568,000 円 **[歳出]** 1,864,790 円

7. 移動

福祉タクシー

事業の開始
昭和53年5月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	歩行困難な障害者に対し、福祉タクシー券（3,900円／月）※を交付することにより、生活の利便と社会参加の促進を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区福祉タクシー事業運営要綱
対　　象	身体障害者手帳（下肢、体幹、内部、平衡または脳性まひ等による運動機能障害 1～3 級、視覚障害 1・2 級）、愛の手帳 1・2 度の者。ただし、自動車燃料費助成との併給はできない。
予　算 ［歳出］275,239,419円	**決　算** ［歳入］特定財源なし ［歳出］266,414,861円

※令和5年度より 3,400 円から 3,900 円に変更。

＜実績＞

		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		500円運賃券	100円運賃券	500円運賃券	100円運賃券	500円運賃券	100円運賃券
交付	人数	7,981	7,981	7,929	7,929	8,005	8,005
	枚数	456,685	1,278,718	453,250	1,269,100	457,650	1,281,420
使用枚数		319,393	836,435	319,336	833,114	320,999	838,648

自動車燃料費助成

事業の開始
昭和56年7月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	歩行困難な障害者に対し、自家用自動車燃料費の一部助成（2,300円／月）※を行い、生活の利便と社会参加の促進を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者自動車燃料費助成要綱
対　　象	身体障害者手帳（下肢、体幹、内部、平衡または脳性まひ等による運動機能障害 1～3 級、視覚障害 1・2 級）、愛の手帳 1・2 度の者。 ただし、福祉タクシー券との併給はできない。
予　算 ［歳出］42,604,400円	**決　算** ［歳入］特定財源なし ［歳出］42,630,448円

※令和5年度より 2,000 円から 2,300 円に変更。

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者数	2,124	2,128	2,118

リフト付タクシー

事業の開始
(1)平成元年4月 (2)(3)平成25年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課 各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	外出時の移動手段として常時車いすを使用しているか、ストレッチャーを使用することがある障害者または高齢者に対し、社会生活の利便を図るため、以下の事業を行う。 (1) 寝台優先リフト付タクシーの運行 車いすまたはストレッチャー（寝台）のまま乗車でき、メーター運賃のみで利用できるタクシー（区の借上げ車両）を運行する。 (2) 予約料・迎車料補助券の交付 外出時に常時車いすを使用している者またはストレッチャーを使用することがある者が、区と契約している民間の介護タクシーを利用する際に、予約料及び迎車料相当額を補助する予約料・迎車料補助券を月2枚交付する。 (3) ストレッチャー料免除券の交付 外出時にストレッチャーを使用することがある者が、区と契約している民間の介護タクシーを利用する際に、ストレッチャー使用料が免除となるストレッチャー料免除券を月2枚交付する。
根拠法令等	［区］世田谷区リフト付タクシー運行事業実施要綱
対　　象	福祉タクシー券もしくは自動車燃料費助成の受給資格がある障害者または介護保険要介護度3～5の高齢者で、外出時の移動手段として常時車いすを使用している者またはストレッチャーを使用することがある者。
予　算 ［歳出］39,846,781円	**決　算** ［歳入］［都］1,264,000円　［歳出］33,968,253円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用登録者数	2,609	2,783	2,898
借上げ車両数	1	1	1
借上げ車両利用件数	524	321	484
補助券契約事業者数	126	126	141
予約料・迎車料補助券使用枚数	15,785	15,864	14,976
ストレッチャー料免除券使用枚数	2,361	2,258	2,571

自動車運転免許取得費の助成

事業の開始
昭和52年7月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	心身障害者の自動車運転免許取得を容易にし、生活圏の拡大を図るため、免許取得に要した経費の一部を助成する。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区心身障害者用自動車運転免許取得助成要綱
対　　象	身体障害者手帳1～3級（ただし内部障害については、4級以上、下肢または、体幹機能障害は5級以上で歩行が困難な者）、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者で、世田谷区に3ヶ月以上住所を有する18歳以上の者。道路交通法施行規則第23条の適性試験に合格可能な能力を有する者。所得制限あり。
予　算 ［歳出］1,648,000円	**決　算** ［歳入］［国］0円［都］0円　［歳出］988,800円

＜実績＞

		令和５年度	令和６年度	令和７年度
1級	人　　数	1	0	1
	補 助 額	164,800	0	164,800
2級	人　　数	4	1	0
	補 助 額	659,200	164,800	0
3級	人　　数	1	2	0
	補 助 額	164,800	329,600	0
4級	人　　数	2	1	0
	補 助 額	329,600	164,800	0
5級	人　　数	0	0	0
	補 助 額	0	0	0
その他	人　　数	5	9	5
	補 助 額	824,000	1,339,000	824,000
人 数 計		13	13	6

自動車改造費の助成

事業の開始
昭和52年10月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	身体障害者が取得する四輪自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、身体障害者の社会復帰の促進を図る。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱
対　　象	18歳以上の身体障害者手帳1～3級の上肢、下肢または体幹機能障害者で、自ら運転する自動車を所有（住民登録上同一世帯に属する者が所有する場合を含む）すると認められる者。所得制限あり。
予　算	**［歳出］**803,400円
決　算	**［歳入］**［国］0円［都］0円　**［歳出］**913,400円

＜実績＞

		令和５年度	令和６年度	令和７年度
1級	人数	0	4	2
	補助額	0	522,700	267,800
2級	人数	0	0	5
	補助額	0	0	645,600
3級	人数	1	0	0
	補助額	133,900	0	0
人　数　計		1	4	7

車椅子の貸出し

事業の開始
昭和53年4月

窓　　口	まちづくりセンター、各総合支所保健福祉課、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	短期間車椅子を必要とする区民に、無料で貸し出しを行う。
根拠法令等	［区］世田谷区車椅子貸出し要綱
対　　象	以下のいずれかに該当する者。 (1)下肢または体幹機能障害のある者 (2)65歳以上の高齢者 (3)疾病等により一時的に車椅子を必要とする者
予　算 ［歳出］1,018,000円	**決　算** ［歳入］特定財源なし　［歳出］912,940円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度末所有台数	249	246	249
貸出し件数	1,551	1,660	1,724

福祉施設等送迎バスのネットワーク運行

事業の開始
平成2年11月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	福祉施設等送迎バスの相互利用によるネットワーク運行を行い、公共交通の利用が困難な障害者や高齢者の施設利用及び社会参加の一層の促進を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区福祉施設等送迎バスネットワーク運行事業実施要綱
送迎対象施設 (6施設)	区立岡本福祉作業ホーム、区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場、区立障害者休養ホーム「ひまわり荘」、区立健康増進・交流施設「せたがやがやがや館」、区立大蔵第二運動場、区立千歳温水プール
予　算 ［歳出］78,687,000円	**決　算** ［歳入］特定財源なし　［歳出］76,357,188円

＜実績＞

年度／区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
バス運行台数	4 (内ワゴン車1)	4 (内ワゴン車1)	4 (内ワゴン車1)

※バス運行は民間委託で運行している。

福祉移動支援センター運営支援

事業の開始
平成18年10月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	高齢や障害などにより公共交通機関等の利用が困難な区民を対象とした福祉移動サービスの利用に関する相談、配車等を行う「世田谷区福祉移動支援センター」に助成し、移動困難者の利便性の向上を図る。 事業内容 (1) 利用者の募集、登録、配車予約等の配車マネジメント (2) 移動困難者の外出及び移動に関する相談 (3) 福祉移動サービスに携わる運転手の人材育成
根拠法令等	［区］世田谷区福祉移動支援センター運営事業補助金交付要綱
予　算	［歳出］12,858,208円
決　算	［歳入］［都］2,737,000円　［歳出］12,858,208円

都営交通の無料乗車券と割引

窓　　口	各総合支所保健福祉課、保健福祉政策部生活福祉課、児童相談所
事業所管	東京都交通局
事業の概要、目的	障害者等が都営地下鉄、都バス、都電を利用する際に無料乗車券を提示することにより料金が無料となる。障害者等の社会参加、生活圏の拡大を図る。 ※身体障害者手帳、愛の手帳所持者の介護者は手帳を提示し介護割引を受ける。(5割引。都バスの定期券は3割引。都営地下鉄は一部の介護者) ※都営交通の他にもJR旅客運賃、私鉄旅客運賃、民営バス運賃、タクシー料金、フェリー旅客運賃、航空旅客運賃の割引制度がある。 ※なお、精神障害者保健福祉手帳所持者を対象とした東京都精神障害者都営交通乗車証は、東京都福祉保健局が所管しており、都営交通定期券発売所にて申請する。
対　　象	(1) 身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳の所持者 (2) 原爆被爆者(厚生労働大臣の認定患者および健康管理手当受給者)、中国残留邦人等、被救護者（児童養護施設または児童自立支援施設に入所している者) ※70歳以上でシルバーパスを持っている方を除く

8. 在宅その他のサービス

障害者世帯介護者へのリフレッシュ事業

事業の開始
平成4年3月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	区内在住の在宅障害者を日常介護している家族が、区内に設けた会場で、はり・きゅう・マッサージを受けることにより、介護者の健康保持と精神的やすらぎの確保を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区はり・きゅう・マッサージサービス事業実施要綱(同運営要領)
対　　象	区内在住の障害者を日常介護している家族
予　算	**［歳出］**247,000円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**245,908円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
会場数	19	17	19
延利用者数	3,010※	4,108※	4,006※

※高齢者はり・きゅう・マッサージサービス利用者数を含む

補装具の交付及び修理

事業の開始
成人　昭和25年4月
児童　昭和26年10月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	身体障害者(児)及び難病患者等に対して、職業その他日常生活を容易にするために義肢、装具、車椅子、補聴器等の補装具の購入、借受けまたは修理にかかる費用を支給する。 ※平成18年10月から新体系に移行
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 ［国］障害者自立支援給付費等国庫負担（補助）金交付要綱 ［都］障害者自立支援給付費都費負担金交付要綱 ［区］世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則
対　　象	身体障害者手帳を所持している者、難病患者等
予　算	**［歳出］**192,097,000円
決　算	**［歳入］**［国］76,048,500円　［都］38,580,526円 **［歳出］**189,091,075円

＜実績＞　　(単位：件)

		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理
義肢	成人	26	37	17	40	22	31
	児童	1		2		5	
装具	成人	152	87	169	64	120	61
	児童	85	3	80	3	65	2
座位保持装置	成人	13	37		59	－	－
	児童	38	22	43		－	－
姿勢保持装置	成人					18	50
	児童					38	24

視覚障害者安全杖	成人	38		35		32	
	児童	3		3		1	
義眼	成人	5		4		3	
	児童			1			
眼鏡	成人	30	2	28	2	42	
	児童	6	1	9		4	
補聴器	成人	208	97	243	92	225	79
	児童	13	38	27	25	23	24
車椅子	成人	56	132	53	124	59	124
	児童	36	12	33	32	23	35
電動車椅子	成人	23	119	18	106	27	133
	児童	2	3	1	2	2	1
座位保持椅子	成人			15		1	
	児童	6	1	4	21	6	1
車載用座位保持椅子	成人						
	児童						
起立保持具	成人					1	
	児童	4			1	6	1
歩行器	成人	4	1	4	1	10	1
	児童	5	2	12	1	10	2
頭部保持具	成人						
	児童	1					
歩行補助つえ	成人	17	1	10	1	9	
	児童	3		2			
その他	成人	11	3	7	7	4	9
	児童		3	2	5	1	3
合計	成人	583	516	603	496	573	488
	児童	203	85	219	90	184	92

障害者グループホーム家賃助成

事業の開始
昭和53年8月

窓口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	身体障害者・知的障害者及び難病患者等の地域社会における自立生活を支援するため、生活の場を提供し、その家賃を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者グループホーム利用者家賃助成実施要綱 世田谷区知的障害者グループホーム事業等実施要綱
対象	満15歳以上の身体障害者・知的障害者及び難病患者等の内、生活保護受給中でない者。 ただし、家賃助成は月額所得97,000円未満の方。
予算 ［歳出］38,025,000円	**決算** ［歳入］特定財源なし ［歳出］37,909,168円

＜実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
区指定グループホーム運営費助成	助成人数	1	1	0
	月延人数	12	4	0
家賃助成	助成人数	260	245	269
	月延人数	2,888	2,858	3,052

※1 区指定グループホームには、障害者総合支援法対象のものは含まない。

※2 家賃助成の助成人数には、同一人が年度途中で施設を変更した場合も含む。
区指定グループホーム家賃助成の人数を含む。

福祉ホーム事業

事業の開始
平成19年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	世田谷区民が入所している福祉ホームに対して補助することによって、低額な料金での居室の提供を促し、もって障害者の自立の促進を図る。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 ［区］世田谷区福祉ホーム事業補助金交付要綱（地域生活支援事業対象事業）
対　　象	福祉ホームに入居する前の住所地が世田谷区内である者を受け入れている福祉ホーム
予　算 **［歳出］** 4,104,000円	**決　算** **［歳入］**［国］1,130,000円　［都］565,000円 **［歳出］** 3,870,000円

＜実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
コーポ友愛	実人数	17	16	17
	月延人数	199	194	203
福祉ホームさくら	実人数	1	1	1
	月延人数	12	12	12

地域自立生活エンパワメント事業

事業の開始
平成26年5月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	障害のある方やその家族を対象に、地域移行後の自立生活に向けた支援、自立に伴って生じる課題の解決法や不安を解消する支援を行う。
根拠法令等	［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区地域自立生活エンパワメント事業実施要綱
対　　象	障害者等及びその家族、区内に存する学校等
予　算 **［歳出］** 8,000,000円	**決　算** **［歳入］**［都］3,037,000円　**［歳出］** 8,000,000円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延相談件数	249	177	97

重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業

事業の開始
平成26年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	重症心身障害児（者）の健康の保持とその家族の福祉の向上を図るため、在宅の重症心身障害児（者）に対し、訪問看護師を派遣し、家族等に代わり一定時間のケアを代替することで、当該家族の休養を図る。
根拠法令等	［都］在宅レスパイト・就労等支援事業実施要綱 在宅レスパイト・就労等支援事業補助金交付要綱 ［区］世田谷区重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業実施要綱
対　　象	家族等による在宅介護及び訪問看護サービスによる医療的なケアを受けている方のうち、以下のいずれかに該当する方 ①重度の知的障害（愛の手帳1･2度程度）かつ重度の肢体不自由（身体障害者手帳1･2級程度で、自ら歩行ができない方）の方で、18歳未満の時にその状態になった方 ②重症心身障害児に該当しない医療的ケアが必要な18歳未満の障害児

予　算	[歳出]76,784,000円	決　算	[歳入]［都]18,574,000円 ※今年度精算を踏まえた額 [歳出]51,180,540円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実利用者数	91	98	111
延派遣回数	1,430	1,846	2,890

中等度難聴者補聴器購入費助成（18歳以上65歳未満）

事業の開始
令和6年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない中等度難聴者に対して、学校での人間関係の構築や職場での円滑な意思疎通など、ライフステージに応じた生活の質を高めることを目的に、補聴器の購入に要する費用を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区中等度難聴者補聴器購入費助成事業実施要綱
対　　象	以下のすべてに該当する方 ① 18歳以上65歳未満で身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならないこと ② 申請日の前年度に住民税非課税世帯（学生は特別区民税所得割46万円未満） （令和7年度から非課税世帯から非課税者に対象を拡大） ③ 医師による検査の結果、聴力レベルが概ね40デシベル以上で、補聴器が有効だと認められた方　※片耳が高度・重度難聴の方も対象（学生は概ね30デシベル以上）
予　算	[歳出] 2,519,400円
決　算	[歳入] －　[歳出] 1,036,600円

＜実績＞

	令和6年度	令和7年度
支給人数	2	12
支給決定件数	3	18

中等度難聴児発達支援事業

事業の開始
平成26年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない中等度難聴児に対して、言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、難聴児の健全な発達を支援する。
根拠法令等	［都］東京都中等度難聴児発達支援事業実施要綱 ［区］世田谷区中等度難聴児発達支援事業実施要綱
対　　象	以下のすべてに該当する方 ①身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴力ではないこと ②両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断するもの ※ただし、交付対象児童を含む同一世帯内に、特別区民税所得割額が46万円以上の世帯員がいる場合は、本事業の対象外
予　算	[歳出] 2,422,000円
決　算	[歳入]［都］1,369,000円　[歳出] 3,224,589円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給人数	11	15	18
支給決定件数	21	23	31

重度障害者の大学等修学支援事業

事業の開始
平成30年11月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	重度障害者が大学等に修学するにあたり、一定の要件のもとヘルパーを派遣し、通学及び学内における身体介護等を提供することで、障害者の社会参加及び大学等における重度障害者の修学のために必要な支援体制の構築を促進する。
根拠法令等	［国］地域生活支援促進事業実施要綱、地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 ［都］東京都地域生活支援事業費等補助金交付要綱 ［区］世田谷区重度障害者の大学等修学支援事業実施要綱
対　　象	重度訪問介護の支給対象者に該当し、大学等に在籍する18歳以上の方。（ただし、大学等に障害のある学生を支援する窓口があり、重度障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、大学等による支援が進められる見込みがあること。）

予算	［歳出］ ※121ページ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の歳出予算に含む	決算	［歳入］49,020円※今年度精算を踏まえた額 ［歳出］49,020円

障害者専門相談

事業の開始
平成31年4月

窓　　口	（公財）世田谷区保健センター
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	障害のある当事者や家族等を対象に、専門医による医療相談、身体障害者手帳診断、補装具意見書の作成等を行っている。また、理学療法士等の専門職による障害の状況の評価や支援方針等のアドバイス、福祉用具や住宅改修に関する相談のほか、障害当事者や家族向けの相談会や講演会を開催している。さらに区内障害者施設への技術支援、関係機関の専門職による連絡会などを行っている。
根拠法令等	［区］世田谷区立保健センター条例 世田谷区立保健センター条例施行規則
対　　象	区民、関連施設職員等

予算	［歳出］143,518,000円	決算	［歳入］［国］25,833,600円［都］12,916,400円 ［歳出］143,514,800円

乳幼児育成相談

事業の開始
平成31年4月

窓　　口	（公財）世田谷区保健センター
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	発達や発育に遅れや障害のあるお子さんに関する相談に対して、専門的な助言や医師、心理士等の専門職による評価を行い、必要に応じて地域の相談支援事業所、児童発達支援事業所等への引継ぎ、コーディネートを行うとともに、保護者が発達や障害に関する理解を深めることができるよう、相談や情報提供等の保護者支援を行っている。
根拠法令等	［区］世田谷区立保健センター条例 世田谷区立保健センター条例施行規則
対　　象	区民、関連施設職員等

予算	［歳出］126,299,000円	決算	［歳入］［国］27,820,000円［都］13,910,000円 ［歳出］126,298,700円

9. 施設通所サービス等

生活介護事業運営

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	在宅の障害のある方に日常生活上の訓練、指導等の各種のサービスを提供することにより、自立及び社会参加を支援するための区立施設を設置するとともに、同様の民立施設を運営する事業者に対して運営費助成等を行う。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［区］世田谷区立障害者福祉施設条例 世田谷区立障害者福祉施設条例施行規則 世田谷区立障害者福祉施設事務取扱要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱
対　　象	障害福祉サービス受給者証を所持する障害者
予　算	**[歳出]**3,234,143,000 円 / **決　算**	**[歳入]**［都］80,599,600 円［他］1,144,078,946 円 **[歳出]**3,171,679,061 円

※予算・決算の額には、岡本福祉作業ホーム玉堤分場（就労移行支援・就労継続支援事業実施施設）分含む。梅丘ウッドペッカーの森・世田谷福祉作業所・烏山福祉作業所分は、就労移行支援・就労継続支援事業に計上。

1. 区立施設（所在地順）

（令和８年４月１日現在）

世田谷福祉作業所　【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	20人
事業の開始	昭和42年 4月　開設 昭和55年 5月　東京都より事業移管(区直営) 平成16年 1月　法内施設へ移行 平成19年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　定員変更、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 令和 2年 4月　所在地変更、生活介護事業・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 令和 6年 4月　生活介護事業の定員を15人から20人に変更		

三宿つくしんぼホーム　【運営：社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	25人
事業の開始	昭和63年 6月　開設 平成18年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業へ移行 令和 5年 4月　生活介護事業の定員を20人から25人に変更		

駒沢生活実習所　【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	40人
事業の開始	平成 5年 4月　開設（区直営） 平成15年 4月　運営を民間法人に委託 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業へ移行		

ほほえみ経堂　【運営：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（指定管理者）】

開所日数	週6日	**定員**	20人
事業の開始	平成18年 4月　指定管理者制度により障害者デイサービス事業として開設 平成18年10月　生活介護事業へ移行 平成20年 4月　名称変更（旧　経堂身体障害者デイサービスセンター）		

すまいる梅丘　【運営：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	25人
事業の開始	昭和50年 6月　梅丘福祉実習ホームとして開設（区直営） 平成18年 4月　指定管理者制度へ移行、障害者デイサービス事業へ移行 平成18年10月　生活介護事業へ移行 平成20年 4月　名称変更（旧　梅丘身体障害者デイサービスセンター）		

梅丘ウッドペッカーの森　【運営：特定非営利活動法人ウッドペッカーの森（指定管理者）】

開所日数	週6日	**定員**	6人
事業の開始	昭和60年 10月　民立施設として開設（名称：作業所ウッドペッカーの森） 平成5年　10月　区立施設として運営を委託 名称変更（区立梅丘精神障害者共同作業所） 平成18年　4月　指定管理者制度へ移行 平成23年　4月　生活介護事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（区立梅丘ウッドペッカーの森）		

桜上水福祉園　【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	35人
事業の開始	平成 5年 4月　開設 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業へ移行		

奥沢福祉園　【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	45人
事業の開始	平成17年 4月　指定管理者制度により開設 平成20年 4月　生活介護事業へ移行 令和 5年 4月　生活介護事業の定員を40人から45人に変更		

九品仏生活実習所　【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	42人
事業の開始	昭和53年 4月　開設 昭和55年 3月　東京都より事務移管（区直営） 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業へ移行		

九品仏生活実習所中町分場　【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	15人
事業の開始	平成22年 4月　九品仏生活実習所の分場として指定管理者制度により開設		

千歳台福祉園　【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	45人
事業の開始	平成14年 4月　開設 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業へ移行		

岡本福祉作業ホーム　【運営：社会福祉法人泉会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	24人
事業の開始	昭和60年 6月　開設 平成18年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（岡本福祉作業ホーム玉堤分場と一体的運営）へ移行		

給田福祉園　【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	50人
事業の開始	平成 9年12月　旧烏山福祉園開設 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　生活介護事業へ移行 平成23年10月　給田福祉園に移転 平成23年11月　給田福祉園運営開始（名称変更）		

烏山福祉作業所　【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	**定員**	12人
事業の開始	昭和59年 4月　開設（区直営） 平成15年 4月　法内施設に移行 平成20年 4月　指定管理者制度へ移行、就労継続支援B型事業へ移行 平成21年 4月　就労移行支援事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 平成27年 4月　定員変更、就労継続支援B型事業所へ移行 令和 5年 4月　生活介護事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 令和 8年 4月　生活介護事業の定員を6人から12人に変更		

＜実績＞

区立施設在籍者数（所在地順）（各年度４月１日現在）　（単位：人）

施設名＼年次	令和６年度	令和７年度	令和８年度
世田谷福祉作業所	18	21	22
三宿つくしんぼホーム	29	29	27
駒沢生活実習所	39	38	39
ほほえみ経堂	16	14	15
すまいる梅丘	22	21	23
梅丘ウッドペッカーの森	11	10	13
桜上水福祉園	39	40	40
奥沢福祉園	40	40	42
九品仏生活実習所	43	46	46
九品仏生活実習所中町分場	13	14	15
千歳台福祉園	51	52	51
岡本福祉作業ホーム	26	27	25
給田福祉園	57	57	58
烏山福祉作業所	7	7	12

※岡本福祉作業ホーム及び梅丘ウッドペッカーの森及び世田谷福祉作業所及び烏山福祉作業所は、生活介護事業運営、就労移行支援・就労継続支援Ｂ型事業に分けて掲載している。

2. 民立施設（50音順）　（令和８年４月１日現在）

あゆみ園　【運営：社会福祉法人愛隣会】

開所日数	週5日	**定員**	15人
事業の開始	平成 2年 6月　開設 平成11年 4月　世田谷区知的障害者援護施設運営費補助金交付要綱による補助へ移行 平成23年 4月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行		

泉の家　【運営：社会福祉法人泉会】

開所日数	週5日	定員	26人
事業の開始	平成20年 8月　開設、障害者自立支援事業を実施 平成22年 4月　移転。生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行 令和 4年 4月　生活介護事業の定員を20名から26名に変更		

イタール成城　【運営：社会福祉法人いたるセンター】

開所日数	週5日	定員	45人
事業の開始	平成27年 4月　開設 平成27年 4月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始		

おおらか学園　【運営：社会福祉法人嬉泉】

開所日数	週5日	定員	20人
事業の開始	平成11年 6月　開設 平成11年 6月　世田谷区知的障害者援護施設運営費補助金交付要綱による補助 平成23年 4月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成29年 4月　生活介護事業の定員を26名から23名に変更 平成31年 4月　生活介護事業の定員を23名から20名に変更		

クラシノオト大蔵　【運営：社会福祉法人三篠会】

開所日数	週5日	定員	20人
事業の開始	令和 8年 4月　代替実施場所の世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘内にて開設 生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始 令和 8年 8月　大蔵3丁目へ移転		

ケアセンターふらっと　【運営：社会福祉法人世田谷ボランティア協会】

開所日数	週6日	定員	20人
事業の開始	平成 8年11月　世田谷区立身体障害者デイサービスセンターふらっと船橋として開設 平成14年 4月　下馬2丁目へ移転、世田谷区立身体障害者デイサービスセンターふらっとへ名称変更 平成15年 4月　デイサービス事業へ移行 平成18年 9月　（社）世田谷ボランティア協会の自主事業へ変更、「ケアセンターふらっと」へ名称変更、世田谷区障害者（児）デイサービス事業補助金交付要綱による補助開始 平成18年10月　生活介護事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成19年 4月　生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業の多機能型事業所へ移行 平成22年 4月　生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業の多機能型事業 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成28年 2月　自立訓練を機能訓練から生活訓練へ移行		

コイノニアかみきた　【運営：社会福祉法人泉会】

開所日数	週5日	定員	20人
事業の開始	平成30年11月　開設 平成30年11月　生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業、 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始		

玉堤つどいの家　【運営：特定非営利活動法人つどい(東北沢つどいの家と一体運営)】

開所日数	週5日	定員	13人
事業の開始	平成 3年11月　開設 平成17年 4月　デイサービス事業へ移行、支援費制度移行に伴う社会福祉法人支援補助金交付要綱による補助へ移行 平成18年10月　生活介護事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成19年 4月　東北沢つどいの家との一体的運営へ移行 平成22年 4月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行		

にこにこみやさか　【運営：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団】

開所日数	週5日	定員	25人
事業の開始	平成30年10月　開設 平成30年10月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始		

東北沢つどいの家　【運営：特定非営利活動法人つどい(玉堤つどいの家と一体運営)】

開所日数	週5日	**定員**	7人
事業の開始	昭和56年12月　開設 平成19年 4月　生活介護事業、玉堤つどいの家との一体的運営、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成22年 4月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行		

友愛デイサービスセンター　【運営：社会福祉法人友愛十字会】

開所日数	週5日	**定員**	20人
事業の開始	平成 4年 4月　開設 平成15年 4月　デイサービス事業、支援費制度移行に伴う社会福祉法人支援補助金交付要綱による補助へ移行 平成18年 4月　世田谷区障害者（児）デイサービス事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成18年10月　生活介護事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成22年 4月　生活介護事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行		

わくわく祖師谷　【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会】

開所日数	週5日	**定員**	20人
事業の開始	平成21年11月　旧砧保健福祉センター跡施設を活用し開設 平成21年11月　生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助 平成22年 4月　生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行		

＜実績＞

民立施設在籍者数（50 音順）（各年度 4 月 1 日現在）　（単位：人）

施設名＼年次	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
あゆみ園	21	21	20
泉の家	26	25	24
イタール成城	48	49	50
おおらか学園	23	23	21
クラシノオト大蔵			7
ケアセンターふらっと	51	46	45
コイノニアかみきた	24	23	21
玉堤つどいの家	12	12	12
にこにこみやさか	26	27	27
東北沢つどいの家	9	9	8
友愛デイサービスセンター	20	19	18
わくわく祖師谷	23	24	23

自立訓練事業運営助成（民立施設）

事業の開始
平成 18 年 10 月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	自立した日常生活又は社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う事業者に対して運営助成等を行う。訓練の内容は以下のとおり。 (1) 機能訓練 身体障害者に対し、身体機能のリハビリテーション、歩行訓練等を行い、身体機能・生活能力の維持・向上を図る。 (2) 生活訓練 知的障害者・精神障害者に対し、日常生活能力向上のための訓練、社会生活におけるコミュニケーション訓練等を行い、生活能力の維持・向上を図る。

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱
対　　象	自立訓練の受給者証を所持する障害者

※予算・決算は、ケアセンターふらっとは生活介護事業運営、アディクションリハビリセンター すとぉりぃ、ゆに（ＵＮＩ）、ヒーリングセンター世田谷は就労移行支援・就労継続支援事業に計上。

補助対象施設（50 音順）　（令和８年４月１日現在）

アディクションリハビリテーションセンター
すとぉりぃ　【運営：特定非営利活動法人STORY】

開所日数	週6日	**定員**	6人
事業の開始	平成 7年10月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：アルコール共同作業所すとぉりぃ） 平成23年 4月　自立訓練（生活訓練）事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（アディクションリハビリテーションセンター すとぉりぃ）		

ケアセンターふらっと　【運営：社会福祉法人世田谷ボランティア協会】

開所日数	週5日	**定員**	6人
事業の開始	平成 8年11月　世田谷区立身体障害者デイサービスセンターふらっと船橋として開設 平成14年 4月　下馬2丁目へ移転、世田谷区立身体障害者デイサービスセンターふらっとへ名称変更 平成15年 4月　デイサービス事業へ移行 平成18年 9月　（社）世田谷ボランティア協会の自主事業へ変更、「ケアセンターふらっと」へ名称変更、世田谷区障害者（児）デイサービス事業補助金交付要綱による補助開始 平成18年10月　生活介護事業、世田谷区生活介護事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成19年 4月　生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業の多機能型事業所へ移行 平成22年 4月　生活介護事業、自立訓練（機能訓練）事業の多機能型事業 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助へ移行 平成28年2月　自立訓練を機能訓練から生活訓練へ移行		

就労支援施設 ゆに（ＵＮＩ）　【運営：社会福祉法人トポスの会】

開所日数	週5日	**定員**	10人
事業の開始	平成24年10月　成人期発達障害者支援事業として区の委託により試行開始 平成27年 4月　自立訓練（生活訓練）事業・就労移行支援・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行		

ヒーリングセンター世田谷　【運営：特定非営利活動法人コクア】

開所日数	週5日	**定員**	20人
事業の開始	平成26年 4月　自立訓練（生活訓練）事業所として開設(運営：株式会社コクア) 平成27年 4月　運営主体の特定非営利活動法人化に伴い、世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始		

＜実績＞

在籍者数（50 音順）（各年度４月１日現在）　（単位：人）

施設名＼年次	令和６年度	令和７年度	令和８年度
アディクションリハビリテーションセンターすとぉりぃ	2	2	2
ケアセンターふらっと	8	8	7
就労支援施設　ゆに（ＵＮＩ）	4	6	6
にこ	10		
ヒーリングセンター世田谷	7	12	15

重症心身障害児(者)通所事業運営助成

事業の開始
平成24年4月より、東京都の補助事業として実施（事業自体は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法のサービス）

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	主に医療的ケアを要する重症心身障害児又は重症心身障害者を対象とした療育及び日中活動の場を提供する事業者に対し、運営費等の一部を補助し、安定的な運営を支援することにより、重症心身障害児及び重症心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
根拠法令等	児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区重症心身障害児（者）通所事業補助金交付要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱
対　　象	児童発達支援もしくは生活介護の受給者証を所持する者のうち、重症心身障害児（者）
予　算	**［歳出］**106,857,045円
決　算	**［歳入］**［都］87,680,100円※今年度精算を踏まえた額 **［歳出］**104,488,020円

＜実績＞

民立施設在籍者数（所在地順）（各年度4月1日現在）　（単位：人）

施設名	事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
あけぼの学園	児童発達支援	11	11	6
	生活介護	23	23	15
ほわわ花見堂	児童発達支援	13	12	15
障害児保育園ヘレン経堂	児童発達支援	7	8	8
Ohana kids ナーサリー	児童発達支援	13	16	22

医療的ケア児受入れ促進事業運営助成

事業の開始
平成31年4月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	医療的ケア児を受入れる区内の障害児通所施設に対し、施設の運営費を補助することにより、施設運営の安定化と受入れ施設の拡大を図ることを目的とする。
根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行令 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区医療的ケア児受入れ促進事業補助金交付要綱
対　　象	区内の医療的ケア（人工呼吸器、気管切開、酸素吸入、喀痰吸引、経管栄養、道尿等の医療処置をいう。以下同じ。）を必要とする児童
予　算	**［歳出］**51,096,810円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**37,845,930円

＜実績＞

民立施設補助対象者数（各年度４月１日現在）　（単位：人）

施設名	事業名	令和５年度	令和６年度	令和７年度
アプリ児童デイサービス桜丘	児童発達支援・放課後等デイサービス	10	5	10
Ohana kids station デイサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス	25	25	26
こどもデイうぃず	児童発達支援・放課後等デイサービス	21	29	27
プレイ＆リズム希望丘	児童発達支援・放課後等デイサービス	2	2	1
愛育学園すみれ	児童発達支援	－	2	1
Casa di tutti みんなのおうち	児童発達支援・放課後等デイサービス	12	12	16
放課後等デイサービス メディキッズ梅ヶ丘	放課後等デイサービス	12	12	12
障害児保育園ヘレン経堂	児童発達支援	2	2	7
カンガルー療育支援室世田谷ステーション	児童発達支援・放課後等デイサービス	7	10	19
Cucuna	児童発達支援・放課後等デイサービス	－	－	6

※ Cucuna は令和７年８月より補助開始。

児童発達支援センターサービス推進事業運営助成

事業の開始
平成 27 年 4 月より、東京都の障害者施策推進区市町村包括補助事業として実施

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	児童に日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練等を行う児童発達支援センターに対し、運営費等の一部を補助し、安定的な運営を支援することにより、施設利用者の福祉の増進を図ることを目的とする。
根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行令 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区児童発達支援センターサービス推進事業補助金交付要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱
対　　象	区内に居住する児童
予　算	**［歳出］** 11,719,100 円
決　算	**［歳入］**［都］11,557,000 円※今年度精算を踏まえた額 **［歳出］** 11,557,000 円

＜実績＞

民立施設在籍者数（所在地順）（各年度４月１日現在）　（単位：人）

施設名	令和 5 年度	令和６年度	令和７年度
子どもの生活研究所めばえ学園	27	21	26

児童発達支援事業運営助成（民立施設）

事業の開始
平成24年4月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	特定非営利活動法人等が通所施設において、児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行う児童発達支援事業に対し、その経費の一部補助を行っている。
根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行令 ［区］世田谷区障害児通所サービス事業補助金交付要綱
対　　象	区内に居住する児童
予　算	**［歳出］** 3,840,000円 **決　算** **［歳入］** 特定財源なし **［歳出］** 3,360,000円

補助対象施設（所在地順）　（令和7年4月1日）

名称	**開設年月**	**開所日数**	**定員**
愛育学園すみれ	平成18年10月	週5日	10人
運　　営	特定非営利活動法人愛育学園すみれ		

名称	**開設年月**	**開所日数**	**定員**
幼児グループにじのこ	平成26年9月	週5日	10人
運　　営	特定非営利活動法人にじのこ		

＜実績＞（所在地順）

施設名	利用実績	令和5年度	令和6年度	令和7年度
愛育学園すみれ	登録者数	20	17	22
	延利用人数	2,049	1,784	1,914
幼児グループにじのこ	登録者数	17	13	23
	延利用人数	1,249	1,666	1,742

放課後等デイサービス事業運営助成（民立施設）

事業の開始
平成25年1月に旧障害児タイムケア事業を法内化した。

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	障害のある中高生等、障害児の放課後対策のための通所場所を確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援及び障害児を日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的として、社会福祉法人等が実施している放課後等デイサービス事業に対し、その経費の一部補助を行っている。
根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行令 ［区］世田谷区障害児通所サービス事業補助金交付要綱
対　　象	区内に居住する中高生等
予　算	**［歳出］** 1,920,000円 **決　算** **［歳入］** 特定財源なし **［歳出］** 1,920,000円

補助対象施設　（令和7年4月1日）

名称	**開設年月**	**開所日数**	**定員**
デイサービスにじのこ赤堤	平成22年1月	週6日	10人
運　　営	特定非営利活動法人にじのこ		

＜実績＞

施設名	利用実績	令和５年度	令和６年度	令和７年度
デイサービスにじのこ赤堤	登録者数	28	28	30
	延利用人数	2,730	2,726	2,952

梅ヶ丘拠点障害者支援施設運営助成

事業の開始
平成31年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	梅ヶ丘拠点整備事業（民間施設棟）において、障害者支援施設を運営する事業者に対し、専門職員を配置するための経費等の一部を補助することにより、施設入所支援利用者の地域移行の推進並びに施設において医療的ケアを提供する体制の整備等を図る。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金交付要綱
予　算	**［歳出］** 179,293,000円
決　算	**［歳出］** 150,290,285円

補助対象施設

東京リハビリテーションセンター世田谷　障害者支援施設梅ヶ丘

定員	施設入所支援60名、短期入所（児含む）28名、生活介護60名、自立訓練30名
事業の開始	平成31年4月　開設

＜実績＞

（各年度3月31日現在）

施設名	事業名	利用実績	令和５年度	令和６年度	令和７年度
東京リハビリテーションセンター世田谷　障害者支援施設梅ヶ丘	施設入所支援	在籍者数	35	51	59
	短期入所	登録者数	646	784	966
		延利用人数	4,582	9,049	11,066
	生活介護	在籍者数	39	15	73
	自立訓練	在籍者数	55	50	45

梅ヶ丘拠点障害児通所事業運営助成

事業の開始
平成31年4月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	梅ヶ丘拠点整備事業（民間施設棟）において、障害児通所事業を運営する事業者に対し、専門職員を配置するための経費等の一部を補助することにより、施設における医療的ケアに対応するための支援体制の整備並びに障害児のアセスメント及び専門訓練の提供等を図る。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金交付要綱
予　算	**［歳出］** 87,538,600円
決　算	**［歳入］**［都］5,000,000円　**［歳出］** 76,034,492円

補助対象施設

東京リハビリテーションセンター世田谷　児童支援事業所　ぷらみんぽーと

定員	児童発達支援 70 名、放課後等デイサービス 20 名、重症心身障害児 10 名
事業の開始	平成 31 年 4 月　開設

＜実績＞

（各年度 3 月 31 日現在）

施設名	利用実績	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
児童支援事業所　ぷらみんぽーと	登録者数	842	860	833
	延利用人数	18,624	17,658	17,626

障害者自立体験等運営事業

事業の開始
1 は平成 5 年 1 月 2 は平成 11 年 4 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	区立施設において、自立生活の体験の場を提供するとともに、自立に向けた支援を行い、障害者の地域生活能力を高め、自立生活の実現や社会参加の促進を図る。
根拠法令等	［国］地域生活支援事業実施要綱 地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 東京都地域生活支援事業費補助金交付要綱 ［区］世田谷区立知的障害者生活寮条例 世田谷区立知的障害者生活寮条例施行規則 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例施行規則 世田谷区立知的障害者生活寮事務取扱要綱 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム事務取扱要綱
予　算　**［歳出］** 80,184,000 円	**決　算**　**［歳入］**［国］4,367,000 円　［都］23,227,000 円 ［他］2,727,713 円 **［歳出］** 80,184,000 円

対象施設（所在地順）

1　区立知的障害者生活寮　松原けやき寮　　【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会（指定管理者）】

事業開始	平成5年1月
対象者	区内に住所を有し、就労支援施設等に通所し、または就労している18歳以上の知的障害者
定員・使用期間	一般入居用居住室（1 人用）：4 室（期間 3 年） 体験入居用居住室（1 人用）：3 室（期間 6 月以内）

2　区立身体障害者自立体験ホームなかまっち　　【運営：特定非営利活動法人つどい（指定管理者）】

事業開始	平成11年4月
対象者	区内に住所を引き続き3年以上有している18歳以上の身体障害者
定員・使用期間	一般入居用居室（1 人用）：3 室（期間 1 年） 短期入居用居室（1 人用）：2 室（期間 2 日以上 1 月以内）

＜実績＞

(1) 松原けやき寮

利用実績		令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般入居用居住室	実利用者数	3	5	4
体験入居用居住室	実利用者数	9	8	5

(2) 身体障害者自立体験ホームなかまっち

利用実績		令和5年度	令和6年度	令和7年度
一般入居用居室	実利用者数	6	3	3
短期入居用居室	実利用者数	8	10	9

事業の開始
昭和45年9月 2ウは昭和45年10月 3イは平成14年10月 2イは平成24年5月 4は平成26年2月

障害者休養ホーム(ひまわり荘)運営管理

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
根拠法令等	［区］世田谷区立障害者休養ホーム条例 世田谷区立障害者休養ホーム条例施行規則
対　　象	区内の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者（児)、発達障害者（児）及びこれに準ずる者
1．施設利用業務	
事業の概要、目的	区内に在住の障害のある方の保健休養の場として、日帰り及び宿泊施設を提供する。 ア．日帰り利用 浴室、休養室、和室、パソコン室、会議室。 イ．宿泊利用 洋室5室の宿泊室があり、一部屋定員3名で利用。 ※生活保護受給者を毎年1泊2日で宿泊招待する。
2．健康プログラム・医療（健康）相談事業	
事業の概要、目的	区内在住の障害のある方に身体機能維持・向上、障害の重度化予防を効果的に実施するための健康プログラムを実施する。 ア．個別プログラム 障害者の機能向上を目的として、医師の診断・指示により理学療法士がその方に適した理学療法及び訓練を実施する。 イ．グループプログラム 身体の機能回復だけでなく、集団プログラムを楽しみながら健康の推進・向上を目的として行う。 また、障害者通所施設利用者及びひまわり荘利用者を対象に、ひまわりリフレッシュ教室を実施する。 ウ．医療（健康）相談 障害者の心身の健康増進及び生活一般についての相談を整形外科・内科の医師によって行う。
3．地域交流の取り組み	
事業の概要、目的	趣味や学習の機会を通して、障害者の仲間作りや社会参加を促進するとともに、生きがいや生きる喜び、生活のうるおいを作り出すため、各種の自主活動やパソコン教室を実施している。また、防災講習会を行い、災害時の知識について学ぶ機会を提供している。 ア．自主活動等 詩吟・俳句・カラオケ・視覚障害者勉強会・視覚障害者パソコンサークル・リズム体操・ことばカラオケ・民謡・スティックボール

	文化祭の開催（年１回）。 イ．パソコン教室 障害者に対して、情報バリアフリーの促進を目的にパソコンの基礎から応用までを学ぶパソコン教室を実施する。 ※自分のペースで受講できるよう、受講生と講師が１対１で講習を行う。 ・ 基礎コース（視覚障害者を除く） パソコンの基礎操作から始まり、ワード・エクセル・メール送受信 インターネット検索などを学ぶ。 ・ テーマ別選択応用コース（視覚障害者を除く） 受講者の目標に合わせてコースを選択し、スキルをあげる。 ・ 視覚障害者コース 基礎操作から文章入力・メールの送受信など音声ソフトを用い、マウスを使用せずに操作が可能となる。

４．緊急一時保護事業			
事業の概要、目的	在宅の障害者（児）の介護者が疾病等緊急な事由で介護できない場合にひまわり荘に介護者を派遣し、緊急一時保護を行う。		
根拠法令等	世田谷区立障害者休養ホームひまわり荘緊急一時保護事務取扱要綱		
予 算	**[歳出]** 130,349,000 円	**決 算**	**[歳入]** [都] 0 円 [他] 679,937 円 **[歳出]** 124,218,757 円

＜実績＞

(1) 日帰り利用状況

① 日帰り （単位：人） （ ）内は付添い人数

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
身体障害	6,612	6,014	3,942
	(1,782)	(1,868)	(1,158)
知的障害	579	611	611
	(404)	(360)	(344)
精神障害	1,506	1,289	748
	(152)	(133)	(115)
発達障害	0	0	0
	(0)	(0)	(0)
福祉バスによる利用者	3,094	2,638	1,910

②会議室・休養室 （単位：人）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
会議室	3,635	3,598	2,361
休養室	444	428	430
家族風呂	392	441	369
パソコン	1,919	2,045	874

(2) 宿泊利用状況 （単位：人） （ ）内は付添い人数

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
身体障害	126	146	103
	(86)	(111)	(82)
知的障害	56	89	32
	(51)	(93)	(34)
精神障害	53	59	47
	(41)	(39)	(33)
その他	0	0	0
	(0)	(0)	(0)

(3) 生活保護受給者無料宿泊招待利用状況　（単位：人）

令和5年度	令和6年度	令和7年度
20	18	11

(4) 診療所・機能回復訓練利用状況

①医療相談　（単位：人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
整形外科	72	74	60
内科	45	30	21

②機能回復訓練　（単位：人）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
理学療法士による訓練	利用者数	666	579	492
	1日平均	6.5	5.6	7.0
自主訓練グループ訓練	利用者数	6,632	6,026	4,572
	1日平均	32.4	29.6	32.6

(5) レクリエーション参加者数　（単位：人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
サークル活動	3,635	3,598	2,361
ひまわり荘文化祭	0	0	0

(6) パソコン教室利用者数　（単位：人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基　礎	972	1,149	692
応　用			
視　覚	137	279	182
オープン利用	810	617	303
合　計	1,919	2,045	874

地域活動支援センター運営助成

事業の開始
平成19年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	障害者の地域生活を支援することを目的として、地域の実情に応じた創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業者に対して運営助成等を行う。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱 地域生活支援事業費補助金及び障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱 ［都］東京都地域生活支援事業費補助金交付要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］世田谷区地域活動支援センター事業補助金交付要綱
事業の開始	平成19年4月　※平成18年9月まで精神障害者地域生活支援センター（都補助事業）、 平成18年10月から平成19年3月まで経過的精神障害者地域生活支援センター（区補助事業）
対　　象	区内に居住する障害者（児）等
予　算	**［歳出］**52,094,000円
決　算	**［歳入］**［国］4,533,000円［都］6,956,000円　**［歳出］**51,506,120円

補助対象施設（50 音順）　　（令和８年４月１日現在）

名　　称	開設年月	開所日数
サポートセンターきぬた	平成14年7月	週5日
運　　営	医療法人社団鳳鳴会	
事業の開始	平成14年 7月　精神障害者地域生活支援センターとして開設 平成18年10月　経過的精神障害者地域生活支援センターへ移行 平成19年 4月　地域活動支援センターⅠ型事業所へ移行	

名　　称	開設年月	開所日数
地域活動支援センター陽だまりの庭	平成8年4月	週5日
運　　営	特定非営利活動法人陽だまりの庭	
事業の開始	平成 8年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：陽だまりの庭作業所） 平成23年 4月　地域活動支援センターⅡ型事業所へ移行 名称変更（地域活動支援センター陽だまりの庭）	

名　　称	開設年月	開所日数
地域活動支援センターMOTA	平成14年3月	週5日
運　　営	社会福祉法人めぐはうす	
事業の開始	平成14年 3月　開設（自主事業） 平成15年10月　精神障害者地域生活支援センターへ移行 平成18年10月　経過的精神障害者地域生活支援センターへ移行 平成19年 4月　地域活動支援センターⅠ型事業所へ移行	

＜実績＞

（50 音順）（在籍者数は各年度４月１日現在）

施設名	利用実績	令和５年度	令和６年度	令和７年度
サポートセンターきぬた	在　籍　者　数	80	57	52
	開　所　日　数	244	250	250
地域活動支援センター陽だまりの庭	在　籍　者　数	41	41	39
	開　所　日　数	234	234	236
地域活動支援センターMOTA	在　籍　者　数	80	65	54
	開　所　日　数	235	234	237

更生訓練費給付

事業の開始
昭和43年４月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	施設における訓練を効果的に受けることができるようにするため、更生訓練費を支給する。
根拠法令等	［区］世田谷区更生訓練費助成事業要綱
対　　象	就労移行支援等の支給を決定された身体障害者で、生活保護法による保護を受けている者又はこれに準ずる者
予　算	**［歳出］**1,565,000 円　　**決　算**　**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**1,517,110 円

＜実績＞

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
更生訓練費支給（延べ人数）	373	408	402

10. 手当・給付

心身障害者福祉手当

事業の開始
昭和49年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	心身の障害または疾病のある者に手当を支給し、障害者の福祉の増進を図る。
根拠法令等	［都］東京都心身障害者福祉手当に関する条例 ［区］世田谷区心身障害者福祉手当条例 世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則
対　　象	身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神手帳1級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、難病医療費助成制度等対象者（原則65歳以上の新規申請、施設入所者は対象外、基準所得額超過は支給停止）
予　算	**［歳出］**2,348,871,000円 （福祉手当（国）の事業予算総額を含む）
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**2,036,961,500円

＜支給実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
第一項第一号手当	認定者数	5,977	5,936	5,944
	手当額（月額）	16,500	16,500	16,500
第一項第二号手当	認定者数	2,691	2,728	2,715
	手当額（月額）	7,500	7,500	7,500
第一項第三号手当	認定者数	4,608	4,730	4,847
	手当額（月額）	15,000	15,000	15,000
第一項第四号手当	認定者数	267	266	281
	手当額（月額）	16,500	16,500	16,500
第一項第五号手当	認定者数	223	215	212
	手当額（月額）	5,000	5,000	5,000
第二項手当	認定者数	869	879	898
	手当額(月額)	1,500	1,500	1,500

第一項第一号手当…　身体障害者手帳1･2級、愛の手帳1～3度、脳性麻痺、進行性筋萎縮症
第一項第二号手当…　身体障害者手帳3級、愛の手帳4度
第一項第三号手当…　難病医療費助成制度等対象者
第一項第四号手当…　難病医療費助成制度等対象者で、かつ次のいずれかに該当するもの
（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神手帳1級、脳性麻痺、進行性筋萎縮症）
第一項第五号手当…　精神障害者保健福祉手帳1級
第二項手当…　第一項第一号手当に該当する者のうち、20歳未満のもの
また、第一項第三号手当または第一項第五号手当を除く手当に該当する者のうち、児童育成手当　（障害手当）受給者

特別障害者手当

事業の開始
昭和61年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	身体、知的、精神に重度の障害を有する者及びその他同程度の疾病を有する者に手当を支給し、障害者の福祉の増進を図る。		
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律　第26条の二・三・四・五		
対　　象	身体、知的、精神に重度の障害がある者及びその他同程度の疾病を有する者で日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の者（施設入所者、3ヶ月を越える入院者は対象外、基準所得額超過は支給停止）		
予　算	**[歳出]** 2,348,871,000円（心身障害者福祉手当の事業予算総額を含む）	決　算	**[歳入]** ［国］213,272,865円（福祉手当（国）の事業決算総額） **[歳出]** 252,543,390円

＜支給実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定者数	774	784	780
手当額（月額）	27,980	28,840	29,590

障害児福祉手当

事業の開始
昭和61年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	身体、知的、精神に重度の障害を有する児童及びその他同程度の疾病を有する児童に手当を支給し、福祉の増進を図る。		
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律　第17条～第26条		
対　　象	身体、知的、精神に重度の障害がある児童及びその他同程度の疾病を有する児童で、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の者（施設入所者、障害を理由とする公的年金受給者は対象外、基準所得額超過は支給停止）		
予　算	**[歳出]** 2,348,871,000円（心身障害者福祉手当の事業予算総額を含む）	決　算	**[歳入]** ［国］213,272,865円（福祉手当（国）の事業決算総額） **[歳出]** 30,569,860円

＜支給実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定者数	198	193	193
手当額（月額）	15,220	15,690	16,100

経過措置の福祉手当

事業の開始
昭和61年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課		
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当		
事業の概要、目的	身体、知的、精神に重度の障害を有する者に手当を支給し、障害者の福祉の増進を図る。		
根拠法令等	国民年金等の一部を改正する法律　附則第97条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律		
対　　象	昭和61年3月31日において20歳以上で、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有する者で、特別障害者手当を受給していない者（施設入所者、障害を理由とする公的年金受給者は対象外、基準所得額超過は支給停止）		
予　算	**[歳出]** 2,348,871,000円（心身障害者福祉手当の事業予算総額を含む）	決　算	**[歳入]** ［国］213,272,865円（福祉手当（国）の事業決算総額） **[歳出]** 1,731,420円

＜支給実績＞

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
認定者数	12	10	10
手当額（月額）	15,220	15,690	16,100

東京都重度心身障害者手当

事業の開始
昭和48年10月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	心身に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする者に手当を支給し、福祉の増進を図る。
根拠法令等	［都］東京都重度心身障害者手当条例 東京都重度心身障害者手当条例施行規則 東京都重度心身障害者手当取扱要領
対　　象	東京都の区域内に住所を有する者であって、心身に特に重度の障害を有するため、常時、複雑な介護を必要とする者(原則65歳以上の新規申請、3ヵ月を超える入院、施設入所、基準所得額超過は対象外)

＜支給実績＞

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
認定者数	522	502	484
手当額（月額）	60,000	60,000	60,000

東京都心身障害者扶養年金制度

事業の開始
昭和44年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	障害者の保護者が相互扶助的に掛金を払込み、保護者なきあと残された障害者に年金を支給して障害者の生活の安定と福祉の向上を図り、残された障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図る。 平成19年3月1日制度廃止。なお年金受給中に限り、制度は継続。
根拠法令等	［都］東京都心身障害者扶養年金条例 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則
対　　象	条例に定める程度に該当する障害者の保護者で、都内に住所を有し、加入時の年齢が65歳未満で、特別な疾病や障害がない者。

＜実績＞

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
加入者数	平成19年3月1日制度廃止 (年金受給中に限り継続)		
受給者数	301	284	266

東京都心身障害者扶養共済制度

事業の開始
平成20年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	障害者の保護者が相互扶助的に掛金を払込み、保護者なきあと又は重度障害と認められたとき、障害者に年金を支給して障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し、保護者が抱く不安の軽減を図る。
根拠法令等	［都］東京都心身障害者扶養共済制度条例 東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則
対　　象	次のいずれかに該当する障害者の保護者で、都内に住所を有し、加入年度の初日（4 月 1 日）の年齢が 65 歳未満で、特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態である者。 (1) 知的障害者（愛の手帳 1～4 度） (2) 身体障害者手帳 1～3 級 (3) 精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が (1) 又は (2) と同程度と認められる者

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
加入者数	97	104	111
受給者数	3	3	3

11. 医療助成

心身障害者医療費の助成

事業の開始
昭和 49 年

窓　　口	各総合支所保健福祉課、障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉増進を図る。
根拠法令等	［都］心身障害者の医療費の助成に関する条例 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則
対　　象	身体障害者手帳 1･2 級（内部障害を有する場合は 1～3 級）、愛の手帳 1･2 度　または精神障害者保健福祉手帳 1 級の者。ただし、次のいずれかにあてはまる者を除く。 (1) 医療保険未加入者 (2) 生活保護や中国残留邦人等支援給付を受けている者 (3) 本人の所得が所得限度額を超えている者（20 歳未満は医療保険の被保険者の所得） (4) 65 歳以上で新規に該当する者 (5) 後期高齢者医療制度の被保険者で住民税課税の者
予　算　［歳出］460,000 円	**決　算**　［歳入］特定財源なし　［歳出］346,675 円

＜受給者証取得者実績＞

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
取得者数	5,527	5,487	5,487

自立支援医療費（更生医療）の支給

事業の開始
昭和 29 年 3 月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	身体障害者の職業能力を増進、あるいは日常の便宜を増すために、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付する。医療保険の本人負担分を給付の対象とする。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 ［国］障害者医療費国庫負担金交付要綱 ［都］障害者医療費都費負担金交付要綱 ［区］世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則
対　　象	身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の者
予　算　［歳出］789,652,000 円	**決　算**　［歳入］［国］366,919,665 円　［都］183,459,832 円※今年度精算を踏まえた額 ［歳出］733,827,828 円

＜給付実績＞

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件　　数	6,868	6,914	6,941

12. 就労支援

障害者授産事業

区内障害者施設等の利用者に対して、「働く場」「社会体験の場」を提供することで、障害者の社会人としての生活能力及び就労意欲の向上を図る。

1. 障害者授産体験実習

事業の開始
平成10年7月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当		
事業の概要、目的	障害者施設等の利用者が就労体験実習を通し、社会人としての生活能力と就労意欲の意識向上を図ることを目的に2か所の区民センター内の喫茶室で実施。 粕谷区民センターでは「ぴあ粕谷店」として、2週間から1ヶ月間の接客等の体験実習を通し、社会訓練することでコミュニケーション能力や社会性を養う。 また、鎌田区民センターでは「かふぇいろどり」として、就労促進を図ることを目的に、体験実習に加えて、より雇用に近い実践的な訓練を実施。		
根拠法令等	［区］世田谷区障害者授産体験実習事業運営要綱		
対　　象	区内障害者施設等へ通所する区民		
予　算	**［歳出］** 16,672,934円	**決　算**	**［歳入］**［都］3,580,190円　**［歳出］**13,357,004円

＜障害者授産体験実習の状況＞（単位：人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
喫茶ぴあ粕谷店	21（スポット5）	28（スポット12）	24（スポット7）
かふぇいろどり	体験実習3 実践訓練1	体験実習4 実践訓練	体験実習 4 実践訓練1

※スポット実習：本実習の前段として1日の体験を行う実習。

2. 障害者施設等への発注（官公需）の促進

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当		
事業の概要、目的	区内障害者施設等における障害者の工賃向上を図るため、区から障害者施設等への物品購入及び軽作業等役務提供の発注を促進し官公需拡大を進める。 (1) 障害者地域生活課発注 タオル・ぞうきん（令和5年度で廃止）、公園清掃、庁内用封筒 (2) 各所管課発注 事業用記念品として菓子・紙製品・布製品等の購入、封入作業、リサイクル自転車整備など		
予　算	**［歳出］** 38,324,143円（公園清掃事業　土木部、みどり33推進担当部）	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし **［歳出］** 37,315,817円（公園清掃事業　土木部、みどり33推進担当部）

＜実績＞

① タオル・ぞうきんの受発注状況（単位：枚）

	令和5年度
タ　オ　ル	3,730
ぞ う き ん	4,250

② 公園清掃

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
清掃公園数	59	58	59
施設数	24	23	24
作業料（円）	29,901,876	29,440,674	37,315,817

③ 封筒

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
発注金額（円）	4,200,328	4,438,654	5,223,757

3. 障害者施設製品販売促進事業

事業の開始
平成27年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	区内障害者施設の共同受注販売窓口として福祉ショップを運営するとともに、出張販売・区内配送など販路拡大に取り組む。既存の作業所等経営ネットワークとも連携し、売れる商品づくりから販売までを一貫して支援することでネットワーク全体の強化と工賃の向上を図る。（福祉ショップフェリーチェ区役所店は平成27年6月、フェリーチェ本店は平成27年11月開店）
根拠法令等	［区］世田谷区障害者施設製品販売促進事業実施要綱
対　　象	一般区民向け販売
予　算	**［歳出］**19,974,900円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**19,795,991円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
フェリーチェ本店売上	4,445,546	3,735,054	3,564,315
フェリーチェ区役所店売上	6,921,902	5,663,198	4,916,075

4. 作業所等経営ネットワーク支援事業

事業の開始
平成15年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	製品販売や作業受注を行う区内障害者施設等のネットワークの事務局を担い、工賃向上を目指し自主生産品の販路拡大・販売会の開催・新製品作りなどの支援を行うほか、産業団体等と連携し、企業等が発注する作業を障害者施設に仲介することで、安定した作業量の確保と共同受注を実現する。
根拠法令等	［区］世田谷区作業所等経営ネットワーク支援事業実施要綱
対　　象	区内障害者福祉施設等
予　算	**［歳出］**8,833,000円
決　算	**［歳入］**［都］2,893,000円　**［歳出］**8,833,000円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
作業仲介件数(件)	681	843	708
取引金額(円)	4,439,544	6,218,621	6,917,923

5. せせせプロジェクト

事業の開始
令和5年3月

窓口・所管	経済産業部経済課経済担当 障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	区内障害者施設と自主生産品の魅力を発信するため、民間事業者と連携し、専用ウェブサイトの展開やマルシェ開催、販売力向上セミナーなどの取り組みを行い、工賃向上を図る。
対　　象	区内の自主生産品を生産している障害者施設
事業の実績	［令和7年度］ 参加施設向け勉強会・交流会実施3回 ウェブサイト掲載30施設 せせせ日曜市（イベント）1回開催
予　算	**［歳出］**8,800,000円
決　算	**［歳入］**［都］4,400,000円　**［歳出］**8,800,000円

障害者就労促進事業

障害者の就労を促進するとともに、就労している障害者の生活面を支援し、社会的自立を図ることを目的とする。

1. 障害者就労支援事業

事業の開始
平成16年4月 （すきっぷ就労相談室：平成11年4月、 ゆに(UNI)：平成27年4月）

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	障害者就労支援センター事業 　障害者が安定した職業生活と自立した社会生活を営むことができるよう、就職相談・職場定着支援など就労面の支援、生活面の相談・支援および地域開拓促進に係る支援を一体的に行う。 実施施設 ⑴ 障害者就労支援センターしごとねっと ⑵ 障害者就労支援センターすきっぷ就労相談室 すきっぷ就労相談室（本所）（障害者就労支援センターすきっぷに併設）、三軒茶屋の「分室クローバー」、祖師ヶ谷大蔵駅前の「分室そしがや」の3か所で一体的に運営している。 ⑶ 障害者就労支援センターゆに(UNI)
根拠法令等	［区］世田谷区障害者就労支援事業実施要綱
対　　象	区内に居住する障害者
予　算	**［歳出］**159,994,235円
決　算	**［歳入］**［都］1,513,000円　**［歳出］**157,478,295円

＜障害者就労支援センター就職者数・年度末の登録者数＞　　（単位：人）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	就職者数	就職者数	就職者数	登録者数	就職者数	登録者数
障害者就労支援センターしごとねっと	48	50	50	322	50	295
障害者就労支援センターすきっぷ	11	19	19	574	11	588
障害者就労移センターゆに(UNI)	21	228	35	261	28	299
合　　計	80	1,124	104	1,128	89	1,182

2. 保護的就労

事業の開始
平成元年４月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	すぐには一般就労が難しい障害者が援助者のもとで働き、労働習慣や社会性を習得した上で、概ね5年を目途に企業等一般就労への移行を図る。 各雇用主は障害者と直接雇用契約を結んでいる。障害者地域生活課では、申込みにおける連絡調整事務を行っている。

（令和８年４月１日現在）

業務	従事施設	業務開始時期
世田谷サービス公社		
受　　付	児童相談所	令和 2年 4月
建物清掃	教育会館	平成 3年 1月
	烏山総合支所	平成 3年 2月
	砧図書館	平成 5年 3月
	桜丘区民センター	平成 6年 4月
	祖師谷まちづくりセンター	平成 8年 1月
	喜多見複合施設	平成25年 4月
	駒沢地区会館	平成26年 4月
	尾山台地区会館	平成28年 4月
	野毛青少年交流センター	平成28年 4月
	弦巻区民センター	平成31年 4月
	粕谷区民センター	令和7年　7月
公園清掃	世田谷公園	平成4年　4月
事務補助	本社	令和7年　3月
世田谷区社会福祉協議会		
喫　　茶	YOU・遊(松沢まちづくりセンター内)	平成4年　4月
	桜ん房（砧図書館内）	平成6年　5月
	どんぐり（世田谷文学館内）	平成7年　4月
世田谷区社会福祉事業団		
建物清掃	上北沢ホーム	平成13年 4月

＜保護的就労従業者人員の推移（各年度４月１日現在）＞　　（単位：人）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受付・事務補助	2	2	2
建物清掃	44	42	37
公園清掃	8	7	3
喫　　茶	1	1	1
計	55	52	43

3. 世田谷区障害者雇用促進協議会

事業の開始
平成15年11月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	行政、産業、教育機関、就労支援機関等の連携による障害者雇用の促進を目的に、世田谷区、東京商工会議所世田谷支部、東京青年会議所世田谷区委員会、東京都立青鳥特別支援学校が関係機関に呼びかけて設立した。 協議会主催のイベントや研修会等を通し障害者雇用の啓発活動を行う。 構成団体30団体
事業の実績	常任幹事会（3回） 総会(令和6年5月31日オンラインで開催) 障害者雇用支援プログラム（区内企業を主な対象に、特別支援学校や障害者施設の見学、雇用支援セミナーなどを全7回の連続プログラムとして開催) 障害者雇用促進フォーラム（「区民ふれあいフェスタ」と合同で開催したため、企業への感謝状贈呈のみ実施) その他障害者雇用の普及啓発に関する活動
予　算	**[歳出]** 130,400円
決　算	**[歳入]** [国] 0円 [都]0円 **[歳出]** 36,050円

4. せたJOB応援プロジェクト

事業の開始
令和2年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当
事業の概要、目的	短時間や短期間等で働きたい障害者に対して、障害者就労支援センターが区内企業等を訪問し、業務の開拓を行い、多様な働き方を創出し支援する。
対　　象	区内障害者就労支援施設等に通所・登録のある方
予　算	**[歳出]** 1,007,500円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし **[歳出]** 1,007,500円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	11	20	30
人数	延べ17	延べ34	延べ57

5. 農福連携事業

事業の開始
令和4年1月

窓口・所管	経済産業部都市農業課農政担当 障害福祉部障害者地域生活課障害者就労支援担当		
事業の概要、目的	担い手が不足する区内農地を、営農と障害者就労のノウハウを持つ民間事業者との連携により、障害者等が働く場として活用し、工賃の向上や障害者等の多様な働く場を拡大していく。		
対　　象	区内障害者施設等の利用者等		
事業の実績	[令和7年度] 農作業体験イベント（区内障害者施設向け）実施、12回開催、参加利用者延べ160名。 農作業体験イベント（特別支援学級向け）実施5回、参加生徒延べ172名。 オープンファーム（農園見学会）の実施2回　353名来場 区内障害者施設への加工品発注、農産物・加工品の納品、販売会への出店		
予　算	**[歳出]** 4,685,000円（経済産業部）	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし **[歳出]** 4,369,976円

就労移行支援・就労継続支援事業

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	一般企業等での就労を希望する障害者（就労移行支援）や一般企業での就労が困難な障害者(就労継続支援)に対して、障害状況に応じ、生活指導・作業指導・求職指導等を行い、社会的自立を支援するための区立施設を設置するとともに、同様の民立施設を運営する事業者に対して運営費助成等を行う。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［区］世田谷区立障害者福祉施設条例 世田谷区立障害者福祉施設条例施行規則 世田谷区立障害者福祉施設事務取扱要綱 ［都］障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱
対　　象	障害福祉サービス受給者証を所持する障害者
予　算 ［歳出］1,669,565,000 円	決　算 ［歳入］［都］234,508,300 円　［他］492,862,816 円 ［歳出］1,608,126,519 円

※予算・決算の額は、岡本福祉作業ホーム玉堤分場分は、岡本福祉作業ホームと合わせて生活介護事業に計上。

1. 区立施設（所在地順）　（令和８年４月１日現在）

下馬福祉工房　【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	35人（就労継続支援B型　35人）
事業の開始	平成14年 4月　開設 平成17年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　定員変更、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 平成27年 4月　定員変更、就労継続支援B型事業所へ移行		

世田谷福祉作業所（分場含む）　【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	51人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　本園30人　分場15人）
事業の開始	昭和42年 4月　開設 昭和55年 5月　東京都より事務移管（区直営） 平成16年 1月　法内施設へ移行 平成19年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　定員変更、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 令和 2年 4月　所在地変更、生活介護事業、就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 令和 6年 4月　世田谷福祉作業所分場を開設。就労継続支援B型事業を世田谷福祉作業所と一体的に運営		

梅丘ウッドペッカーの森　【運営：特定非営利活動法人ウッドペッカーの森（指定管理者）】

開所日数	週6日	定員	14人（就労継続支援B型　14人）
事業の開始	昭和60年10月　民立施設として開設（名称：作業所ウッドペッカーの森） 平成 5年10月　区立施設として運営を委託 名称変更（区立梅丘精神障害者共同作業所） 平成18年 4月　指定管理者制度へ移行 平成23年 4月　生活介護事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（区立梅丘ウッドペッカーの森）		

岡本福祉作業ホーム玉堤分場　【運営：社会福祉法人泉会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	19人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　13人）
事業の開始	平成 4年 4月　岡本福祉作業ホームの分場として開設 平成18年 4月　指定管理者制度へ移行 平成20年 4月　就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（岡本福祉作業ホームと一体的運営）へ移行		

玉川福祉作業所等々力分場　【運営：社会福祉法人大三島育徳会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	19人（就労継続支援B型　19人）
事業の開始	平成17年 4月 平成20年 4月 平成27年 4月		指定管理者制度により玉川福祉作業所の分場として開設（知的障害者通所授産事業） 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（玉川福祉作業所と一体的運営）へ移行 定員変更、就労継続支援B型事業所へ移行

玉川福祉作業所　【運営：社会福祉法人大三島育徳会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	51人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　45人）
事業の開始	昭和55年12月 平成16年 1月 平成17年 4月 平成20年 4月		開設（区直営） 法内施設へ移行 指定管理者制度へ移行 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（玉川福祉作業所等々力分場と一体的運営）へ移行

障害者就労支援センターすきっぷ　【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	40人（就労移行支援　40人）
事業の開始	平成10年 4月 平成17年 4月 平成20年 4月		開設 指定管理者制度へ移行 名称変更（旧　知的障害者就労支援センターすきっぷ）、就労移行支援事業へ移行

砧工房分場

キタミ・クリーンファーム　【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	15人（就労移行支援　15人）
事業の開始	平成12年 8月 平成17年 4月 平成20年 4月		砧工房の分場として開設 指定管理者制度へ移行 就労移行支援事業（砧工房と一体的運営）へ移行

岡本福祉作業ホーム　【運営：社会福祉法人泉会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	16人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　10人）
事業の開始	昭和60年 6月 平成18年 4月 平成20年 4月		開設 指定管理者制度へ移行 生活介護事業・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（岡本福祉作業ホーム玉堤分場と一体的運営）へ移行

砧工房　【運営：社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	43人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　37人）
事業の開始	平成 9年 8月 平成17年 4月 平成20年 4月		開設 指定管理者制度へ移行 就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所（砧工房分場キタミ・クリーンファームと一体的運営）へ移行

烏山福祉作業所　【運営：社会福祉法人武蔵野会（指定管理者）】

開所日数	週5日	定員	54人（就労継続支援B型　54人）
事業の開始	昭和59年 4月 平成15年 4月 平成20年 4月 平成21年 4月 平成27年 4月 令和 5年 4月 令和 8年 4月		開設（区直営） 法内施設に移行 指定管理者制度へ移行、就労継続支援B型事業へ移行 就労移行支援事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 定員変更、就労継続支援B型事業所へ移行 定員変更、生活介護事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 就労継続支援B型事業の定員を60人から54人に変更

＜区立施設在籍者数（所在地順）（各年度４月１日現在）＞　　（単位：人）

施設名＼年次	令和６年度	令和７年度	令和８年度
下馬福祉工房	35	33	33
世田谷福祉作業所（分場含む）	44	47	53
梅丘ウッドペッカーの森	32	32	30
岡本福祉作業ホーム玉堤分場	16	16	15
玉川福祉作業所等々力分場	16	16	15
玉川福祉作業所	45	43	43
障害者就労支援センターすきっぷ	25	19	10
砧工房分場ｷﾀﾐ・ｸﾘｰﾝﾌｧｰﾑ	4	4	1
岡本福祉作業ホーム	12	12	13
砧工房	34	32	31
烏山福祉作業所	51	49	49

※岡本福祉作業ホーム及び梅丘ウッドペッカーの森及び世田谷福祉作業所及び烏山福祉作業所は、生活介護事業運営、就労移行支援・就労継続支援Ｂ型事業に分けて掲載している。

2. 民立施設（50音順）　（令和８年４月１日現在）

アディクションリハビリテーションセンター　すとぉりぃ　【運営：特定非営利活動法人STORY】

開所日数	週6日	定員	14人（就労継続支援B型　14人）
事業の開始	平成 7年10月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：アルコール共同作業所すとぉりぃ） 平成23年 4月　自立訓練（生活訓練）事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（アディクションリハビリテーションセンター　すとぉりぃ）		

アン　【運営：特定非営利活動法人障害者支援情報センター】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成26年 4月　就労継続支援B型事業所として開設		

アンシェーヌ藍（Factory藍分場）　【運営：社会福祉法人藍】

開所日数	週5日	定員	18人（就労継続支援B型　18人）
事業の開始	平成 8年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：藍Café&Gallery） 平成21年 4月　名称変更（アンシェーヌ藍） 平成22年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

泉の家　【運営：社会福祉法人泉会】

開所日数	週5日	定員	25人（就労継続支援B型　25人）
事業の開始	平成20年 8月　開設。障害者自立支援法事業を実施。 平成22年 4月　移転。生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行。 令和 4年 4月　就労移行支援事業廃止		

エイト　【運営：特定非営利活動法人障害者支援情報センター】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成28年 4月　就労継続支援B型事業所として開設		

ガーデンカフェ「ときそら」　【運営：社会福祉法人はる】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	令和 2年10月　就労継続支援B型事業所として開設		

風の谷プロジェクト　【運営：特定非営利活動法人虹】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 6年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成23年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

上町工房　【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会】

開所日数	週5日	**定員**	25人（就労継続支援B型　25人）
事業の開始	昭和62年 4月　第四白梅福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会）（名称：上町福祉作業所） 平成 7年 4月　移転。上町福祉作業所に改称。 平成20年 4月　就労継続支援（B型）事業所へ移行（喜多見福祉作業所との一体型。運営：社会福祉法人せたがや樫の木会） 平成28年 4月　名称変更（上町工房）		

喜多見夢工房　【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会】

開所日数	週5日	**定員**	15人（就労継続支援B型　15人）
事業の開始	昭和59年 4月　第二白梅福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会） 平成11年 4月　移転。喜多見福祉作業所に改称。 平成20年 4月　就労継続支援（B型）事業所へ移行（上町福祉作業所との一体型。運営：社会福祉法人せたがや樫の木会） 平成29年 4月　名称変更（喜多見夢工房分室との一体型）		

喜多見夢工房分室　【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会】

開所日数	週5日	**定員**	10人（就労継続支援B型　10人）
事業の開始	平成29年 4月　喜多見夢工房分室として開設（喜多見夢工房との一体型）		

喫茶室パイン　【運営：特定非営利活動法人世田谷さくら会】

開所日数	週5日	**定員**	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 3年12月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成20年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

Crazy Cats　【運営：特定非営利活動法人響心会】

開所日数	週5日	**定員**	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 8年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成23年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

コイノニアかみきた　【運営：社会福祉法人泉会】

開所日数	週5日	**定員**	30人（就労継続支援B型　30人）
事業の開始	平成30年11月　開設 平成30年11月　生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業、 世田谷区介護・訓練等給付事業補助金交付要綱による補助開始		

さくら美術工房　【運営：特定非営利活動法人世田谷さくら会】

開所日数	週5日	**定員**	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成23年 4月　地域活動支援センターⅡ型事業所へ移行 平成27年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

さら就労塾@ぽれぽれ　【運営：特定非営利活動法人さらプロジェクト】

開所日数	主たる事業所：週5日 従たる事業所：週5日	**定員**	20人（就労移行支援　20人）
事業の開始	平成19年10月　就労移行支援事業所として開設		

さわやかはーとあーす世田谷　【運営：社会福祉法人さわやか会】

開所日数	週5日	**定員**	50人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　44人）
事業の開始	令和元年 6月　就労移行支援、就労継続支援B型の多機能施設として開設 令和 4年 4月　就労移行支援事業の定員を10名から6名に変更 就労継続支援B型事業の定員を40名から44名に変更		

しごとも　【運営：社会福祉法人はる】

開所日数	週7日	**定員**	17人（就労継続支援A型　17人）
事業の開始	平成17年 4月　世田谷区精神障害者自立支援型就労育成モデル事業所として開設 平成20年 4月　就労継続支援A型事業所へ移行 令和 7年 5月　定員を30名から20名に変更 令和 8年 1月　定員を20名から17名に変更、 従たる事業所の廃止		

社会就労センターパイ焼き窯　【運営：社会福祉法人はる】

開所日数	週5日	定員	40人（就労継続支援B型　40人）
事業の開始	平成 6年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：パイ焼き窯） 平成14年 4月　精神障害者通所授産施設へ移行 名称変更（社会就労センターパイ焼き窯） 平成19年 4月　就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 令和 2年 2月　就労移行支援B型事業所へ移行		

就労移行支援事業所Ｔ＆Ｅ　【運営：特定非営利活動法人Ｔ＆Ｅ】

開所日数	週5日	定員	20人（就労移行支援　20人）
事業の開始	平成元年10月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成20年 4月　就労移行支援事業所へ移行		

就労支援施設 ゆに（ＵＮＩ）　【運営：社会福祉法人トポスの会】

開所日数	週5日	定員	30人（就労移行支援　10人、就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成24年10月　成人期発達障害者支援事業として区の委託により試行開始 平成27年 4月　就労移行支援事業・就労継続支援B型事業・自立訓練（生活訓練）事業の多機能事業所として開始		

白梅福祉作業所　【運営：特定非営利活動法人せたがや白梅】

開所日数	週5日	定員	40人（就労継続支援B型　40人）
事業の開始	昭和51年 4月　白梅福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会） 平成 5年 4月　松原福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会） 平成20年10月　白梅福祉作業所と松原福祉作業所とを統合し、就労継続支援（B型）事業所へ移行（運営：特定非営利活動法人せたがや白梅）		

すたじおごろん二子玉川　【運営：特定非営利活動法人ら・ら・ら】

開所日数	週7日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	令和 6年 1月　就労継続支援B型事業所として開設		

世田谷更生館　【運営：社会福祉法人友愛十字会】

開所日数	週5日	定員	60人（就労移行支援　6人、就労継続支援B型　54人）
事業の開始	昭和37年 9月　開設 平成20年10月　就労移行支援事業、就労継続支援B型事業、施設入所支援事業の多機能型事業所へ移行 平成24年 5月　施設入所支援事業廃止		

ちぐさ企画　【運営：社会福祉法人うるおいの里】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	昭和60年 7月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成14年10月　精神障害者小規模通所授産施設へ移行 平成21年 1月　就労継続支援B型事業所へ移行		

Do-will　【運営：特定非営利活動法人ウィーキャン世田谷】

開所日数	週6日	定員	20人（就労移行支援　20人）
事業の開始	平成24年 5月　就労移行支援事業所として開設		

Navioけやき　【運営：社会福祉法人藍】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	昭和62年10月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：けやき工房） 平成15年10月　精神障害者小規模通所授産施設へ移行 平成21年 4月　就労移行支援事業・就労継続支援B型事業の多機能型事業所へ移行 名称変更（Navioけやき） 令和元年 5月　就労移行支援事業・就労継続支援B型事業所へ移行 令和 6年 4月　運営法人が櫂から藍へ変更		

nicoRe　【運営：医療法人社団鳳鳴会】

開所日数	主たる事業所：週6日 従たる事業所：週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 3年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成14年10月　精神障害者小規模通所授産施設へ移行 平成21年 1月　就労継続支援B型事業所へ移行		

にゃんこの館 【運営：特定非営利活動法人響心会】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	昭和61年12月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成21年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

のぞみ園 【運営：宗教法人東京カヴェナント教会】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 9年 4月　東京カヴェナント教会のぞみ園開設 平成20年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

ハーモニー 【運営：特定非営利活動法人やっとこ】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 7年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成23年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

パイ焼き茶房 【運営：社会福祉法人はる】

開所日数	週6日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 9年 4月　第2パイ焼き窯として開設（自主事業） 平成10年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成13年 7月　精神障害者小規模通所授産施設へ移行 平成22年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

Factory藍 【運営：社会福祉法人藍】

開所日数	週5日	定員	22人（就労継続支援B型　22人）
事業の開始	昭和58年 6月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業）（名称：藍工房） 平成15年10月　精神障害者小規模通所授産施設へ移行 平成20年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行 平成28年 4月　名称変更（Factory藍）		

まごの手便 【運営：社会福祉法人めぐはうす】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 8年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成23年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

まもりやま工房 【運営：社会福祉法人樫の木会】

開所日数	週5日	定員	40人（就労継続支援B型　40人）
事業の開始	平成 3年 4月　北沢福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会） 平成 4年 4月　移転。大原福祉作業所に改称。 平成20年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行（運営：社会福祉法人せたがや樫の木会） 平成31年 4月　移転。まもりやま工房に改称。		

用賀福祉作業所 【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会】

開所日数	週5日	定員	22人（就労継続支援B型　22人）
事業の開始	昭和63年 4月　奥沢福祉作業所開設（運営：世田谷区手をつなぐ親の会） 平成18年 4月　移転。用賀福祉作業所に改称。 平成20年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行（運営：社会福祉法人せたがや樫の木会）		

リバティ世田谷 【運営：特定非営利活動法人リンク・オブりばてぃ】

開所日数	週5日	定員	20人（就労継続支援B型　20人）
事業の開始	平成 8年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成21年 4月　地域活動支援センターⅡ型事業所へ移行 平成25年10月　就労継続支援B型事業所へ移行		

ワークランド・フレンドパーク 【運営：特定非営利活動法人Ｓ．Ｕ総合企画】

開所日数	週5日	定員	40人（就労継続支援B型　40人）
事業の開始	平成 8年 4月　精神障害者共同作業所として開設（法外事業） 平成20年 4月　就労継続支援B型事業所へ移行		

わくわく祖師谷 【運営：社会福祉法人せたがや樫の木会】

開所日数	週5日	定員	40人（就労継続支援B型　40人）
事業の開始	平成21年11月　旧砧保健福祉センター跡施設を活用し、生活介護事業、就労継続支援B型事業の多機能型事業所として開設		

＜民立施設在籍者数（50音順）（各年度4月1日現在）＞　　（単位：人）

施設名＼年次	令和6年度	令和7年度	令和8年度
アディクションリハビリテーションセンター すとぉりぃ	13	12	12
アン	26	24	23
アンシェーヌ藍（Factory藍分場）	21	19	19
泉の家（就労継続支援B型）	21	21	20
エイト	30	25	29
ガーデンカフェ「ときそら」	29	34	39
風の谷プロジェクト	25	29	27
上町工房	26	26	26
喜多見夢工房	14	15	15
喜多見夢工房分室	9	9	9
喫茶室パイン	22	20	18
Crazy Cats	26	30	29
コイノニアかみきた	25	25	22
さくら美術工房	14	14	15
さら就労塾@ぽれぽれ	27	19	22
さわやかはーとあーす世田谷(就労移行支援)	3	5	2
さわやかはーとあーす世田谷(就労継続支援B型)	56	55	48
しごとも	29	25	17
社会就労センターパイ焼き窯	57	58	60
就労移行支援事業所T&E	20	22	17
就労支援施設　ゆに（UNI）　（就労移行支援）	10	9	10
就労支援施設　ゆに（UNI）（就労継続支援B型）	18	26	26
就労支援施設　ゆに（UNI）分場　フェリーチェ（就労継続支援B型）	8		
白梅福祉作業所	33	35	35
すたじおごろん二子玉川	10	21	23
世田谷更生館（就労移行支援）	3	1	0
世田谷更生館（就労継続支援B型）	56	50	54
ちぐさ企画	23	24	25
Do-will	19	20	18
Navioけやき	31	34	29
nicoRe	32	34	32
にゃんこの館	34	39	39
のぞみ園	11	10	10
ハーモニー	31	35	34
パイ焼き茶房	25	28	30
Factory藍	28	30	28
まごの手便	52	44	39
まもりやま工房	34	36	39
用賀福祉作業所	19	20	21
リバティ世田谷	21	22	22
ワークランド・フレンドパーク	39	40	39
わくわく祖師谷	41	43	39

重度障害者等就労支援特別事業

事業の開始
令和5年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	重度障害者等が「経済活動」を理由に現行の障害福祉サービスの利用ができない時間がある場合に必要な身体介護等を提供する。
根拠法令等	［国］雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施要綱 ［区］世田谷区重度障害者等就労支援特別事業実施要綱
対　　象	重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている 18 歳以上の方であって、原則として当区に居住地を有し、次のいずれかに該当する方 (1) 民間企業に雇用されている方 1週間の所定労働時間が10時間以上の方（就労継続支援A型事業所の利用者を除く）。所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とします。 (2) 自営業者等上記以外の方 当該自営業等に従事することにより所得の向上が見込まれる方で、従事する時間が 1 週間のうち 10 時間以上である方（国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される方、これに準ずる方を除く）。
予　算	**［歳出］** 10,775,082 円
決　算	**［歳入］**［国］4,642,000 円　［都］2,321,000 円 **［歳出］** 22,517,761 円

＜実績＞　　（単位：人）

	令和 6 年度	令和 7 年度
決定者数	7	7

13. いきがい支援

区民ふれあいフェスタ

事業の開始
昭和56年12月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	障害者週間（12月3日～9日）を記念して、誰もがともに楽しみ理解を深めあうための事業。障害を克服し、他の障害者の模範となる者及び障害者の自立支援活動に尽くした功績が特に顕著である者に対して区長表彰を行うとともに、障害者週間記念作品展を行うなど、区民のふれあいの一日とする。
根拠法令等	障害者基本法　第9条 ［区］「区民ふれあいフェスタ」実施規約 世田谷区障害者週間記念区長表彰要綱 世田谷区障害者週間記念区長表彰審査会要領
対　　象	区内の障害者及び一般区民
予　算	**［歳出］** 2,979,000円
決　算	**［歳入］**［国］1,740,000円［都］870,000円 **［歳出］** 2,083,213円

※歳入金額は、他の理解促進研修・啓発事業（手話講師の派遣事業）との合算である。

事業の実績

1. 区長表彰（表彰者数）

年　　度	自立生活者	自立生活努力者	自立支援功労者	自立生活援助者	自立支援功労団体
令和5年度	5	7	1	0	0
令和6年度	7	16	0	0	2
令和7年度	7	24	1	0	2

2. 企画実績

実施年度	出　演　者
令和5年度	記念作品展と同じ会場で自主生産品等販売会を実施。
令和6年度	記念作品展と同じ会場で自主生産品等販売会、団体発表会を実施。
令和7年度	記念作品展と同じ会場で自主生産品等販売会、団体発表会を実施。

障害者週間記念作品展

事業の開始
昭和56年12月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	障害者週間記念事業のひとつとして、障害者の日常的な活動を紹介し、日頃の文化活動の成果を展示することにより障害者への理解をより深める。
対　　象	世田谷区障害者福祉団体連絡協議会の構成団体および区内の障害者団体・施設
事業の実績	令和5年度：11月21日から12月8日（保健医療福祉総合プラザ）
	令和6年度：11月26日から12月7日（保健医療福祉総合プラザ）
	令和7年度：11月26日から12月7日（保健医療福祉総合プラザ）

14. 保健福祉施設の整備・助成

社会福祉法人に対する整備費助成（障害者）

事業の開始
昭和63年9月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	社会福祉法人等が、障害福祉サービス事業所（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、障害者支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、身体障害者社会参加支援施設、福祉ホーム、居宅介護等事業所、共同生活援助事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所及び保育所等訪問支援事業所、相談支援事業所、障害児相談支援事業所の施設整備に要する経費について補助することにより、施設の設置促進及び心身障害者（児）福祉の向上を図る。
根拠法令等	地方自治法　第232条の2、社会福祉法　第58条 ［都］障害者(児)施設整備費補助要綱 障害者(児)施設整備特別促進補助要綱 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区障害者(児)施設整備費補助金交付要綱 世田谷区障害者(児)施設整備特別促進補助金交付要綱 社会福祉法人に対する施設整備資金貸付要綱 都事業活用による障害者施設の設置及び運営に係る土地賃借料補助金交付要綱
予　算	**［歳出］** 101,860,000円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］**92,747,759円

助成対象法人（令和7年度実績）

法　人　名	施　設　名	所在地	種別（定員・区枠）	開設年月
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	グループホームえにし	世田谷区	共同生活援助（13） 短期入所（2）	平成27年7月
社会福祉法人 泉会	泉の家	世田谷区	生活介護（26） 就労継続支援B型（25） 短期入所（3）	平成22年4月 （改築）
	コイノニアかみきた	世田谷区	生活介護（20） 就労継続支援B型（30） 共同生活援助（8）	平成30年11月
社会福祉法人 いたるセンター	イタール成城	世田谷区	生活介護（45） 共同生活援助（10） 短期入所（5）	平成27年4月
社会福祉法人 三篠会	クラシノオト大蔵	世田谷区	生活介護（40） 共同生活援助（20） 短期入所（3）	令和8年8月

＜助成法人数＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象法人数	3	4	4

障害者グループホーム整備助成

事業の開始
平成14年4月

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	障害者の居住の場としてグループホームを整備する社会福祉法人等に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、グループホームの整備を促進し、障害者福祉の向上を図る。
根拠法令等	地方自治法　第232条の2、社会福祉法　第58条 ［都］障害者通所施設等整備費補助要綱 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区障害者グループホーム等整備費補助金交付要綱
予　算	**［歳出］**0円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**0円

＜助成法人数＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象法人数	2	1	0

障害者施設等運営助成

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	障害者の地域生活を支え、社会的自立の促進を図るため、社会福祉法人が行う施設運営事業や独自事業などに対して助成する。
根拠法令等	地方自治法　第232条の2、社会福祉事業法　第56条 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区身体障害者福祉ホーム運営費補助金交付要綱 世田谷区盲老人入所養護老人ホーム運営費補助金交付要綱 世田谷区障害者福祉施設緊急時一時保護（宿泊）事業補助金交付要綱
予　算	**［歳出］**9,345,000円
決　算	**［歳入］**［他］400,074円　**［歳出］**8,471,196円

助成対象法人

法　人　名	施　設　名	種　　別	助成開始年月
友愛十字会	コーポ友愛	身体障害者福祉ホーム	平成3年8月
友愛十字会	友愛ホーム	盲老人入所養護老人ホーム	平成4年4月

令和7年度実績の緊急時一時保護（宿泊）事業助成法人

法　人　名	施　設　名	種　　別
社会福祉法人 武蔵野会	世田谷福祉作業所	生活介護事業

＜緊急時一時保護（宿泊）事業実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施施設数	2	1	1
延べ利用者数	3	1	3

グループホーム運営助成

窓口・所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	障害者の地域生活を支援し、自立生活を促進するため、また親なき後対策の一環として、社会福祉法人等が行うグループホーム運営事業に対して助成する。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［区］社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例 社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則 世田谷区補助金交付規則 世田谷区障害者グループホーム等利用者支援事業実施要綱 世田谷区知的障害者等グループホーム運営費補助金交付要綱 世田谷区精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱 世田谷区重度身体障害者グループホーム事業補助金交付要綱 世田谷区重度身体障害者グループホーム運営費補助金交付要綱
予　算	**［歳出］**146,604,000 円
決　算	**［歳入］**［都］0 円　**［歳出］**129,581,518 円

助成対象法人（令和７年度実績）

法人名	施設名	主な対象者	助成開始年月
社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	ゴールドクレスト	知的障害者	平成９年１月
	花みずき寮	知的障害者	平成10年３月
	桐花荘	知的障害者	平成12年４月
	生活支援ホーム世田谷	知的障害者	平成15年４月
	野沢寮	知的障害者	平成16年12月
	グループホームえにし	身体・知的障害者 ※重複障害の方も利用可	平成27年７月
特定非営利活動法人わらく	私の家せつ世田谷	知的障害者	平成21年８月
	私の家せつ烏山	知的障害者	平成22年８月
社会福祉法人武蔵野会	からすやまホーム	知的障害者	平成21年７月
社会福祉法人大島育徳会	ホームいろえんぴつ	知的障害者	平成23年７月
社会福祉法人うるおいの里	ちぐさホーム	精神障害者	平成14年10月
	ちぐさハイム	精神障害者	平成14年10月
	メゾンちぐさ	精神障害者	平成19年10月
社会福祉法人藍	Garden藍Ⅰ	知的障害者	平成28年８月
	Garden藍Ⅱ	知的障害者	平成28年８月
	Garden藍Ⅲ	精神障害者	平成28年８月
	Garden藍Ⅳ	精神障害者	令和２年４月
	Garden藍Ⅴ	精神障害者	令和２年４月
社会福祉法人めぐはうす	「めぐ」	精神障害者	平成15年10月
一般社団法人桜香	さくらハウス 第１さくら	精神障害者	平成14年10月
	さくらハウス 第２さくら	精神障害者	平成14年10月
	さくらハウス 第３さくら	精神障害者	平成16年10月

	さくらハウス 第4さくら	精神障害者	平成23年5月
	さくらハウス 第5さくら	精神障害者	平成25年11月
社会福祉法人はる	はるの邑 1	精神障害者	平成15年10月
	はるの邑 2	精神障害者	平成21年1月
特定非営利活動法人S.U総合企画	ラポール八幡山 第2	精神障害者	令和6年5月
	ラポール八幡山 第4	精神障害者	平成23年5月
医療法人社団風鳴会	いちご Living	精神障害者	平成17年10月
特定非営利活動法人つどい	グループホームきぬた	重度身体障害者	平成15年4月
社会福祉法人いたるセンター	第12いたるホーム カノンⅠ・Ⅱ	知的障害者	平成26年5月
	バンブル	身体・知的障害者 ※重複障害の方も利用可	平成27年4月
	ビートル喜多見	知的障害者	平成29年6月
	アネモネ	知的障害者	令和元年5月
	プリムラ	知的障害者	令和元年6月
	アント	知的障害者	令和3年5月
特定非営利活動法人世田谷区聴覚障害者協会	さぎそうハウス	身体障害者	平成26年9月
社会福祉法人なごみ福祉会	グループホーム ここから	身体・知的障害者 ※重複障害の方も利用可	平成26年12月
特定非営利活動法人SUN	グループホーム グレープバイン	精神障害者	平成27年2月
社会福祉法人せたがや樫の木会	どんぐりホーム上町	知的障害者	平成27年6月
	グループホームめぐり	身体・知的障害者 ※重複障害の方も利用可	令和6年1月
一般社団法人あすぽ	グループホーム西田荘	精神障害者	平成29年8月
	メゾン YOU	精神障害者	平成31年3月
	ベルハイム	精神障害者	令和2年8月
	くろがねハイム	精神障害者	令和2年8月
	センチュリーハイツ	精神障害者	令和5年5月
	コーポさつき	精神障害者	令和6年10月
一般社団法人ケーツージョイフル	グループホーム Smiley	知的障害者	平成30年2月
	グループホーム Joy	知的障害者	平成30年3月
ボンシエル合同会社	グランシエル桜丘 1	知的障害者	平成30年6月
	グランシエル桜丘 2	知的障害者	平成30年6月
	グランシエル明大前 1	知的障害者	令和元年12月
	グランシエル明大前 2	知的障害者	令和元年12月
社会福祉法人泉会	こいのにあ	知的障害者	平成30年11月
株式会社ハルカデイズ	ミライハウス芦花公園	知的障害者	令和3年6月
	ミライハウス世田谷区代沢	知的障害者	令和3年9月
一般社団法人おはな	はなみずきの家	精神障害者	令和元年8月

	たんぽぽの家	精神障害者	令和5年5月
一般社団法人 発達障がいのためのハッピーライフ研究会	等々力ホーム	精神障害者	令和元年8月
	電Gホーム	精神障害者	令和4年11月
株式会社Stars	アイリスホーム奥沢	精神障害者	令和3年1月
	アイリスホーム千歳烏山	精神障害者	令和4年12月
	アイリスホーム笹塚2	精神障害者	令和5年2月
	アイリスホーム千歳烏山2	精神障害者	令和5年6月
	アイリスホーム笹塚3	精神障害者	令和5年11月
株式会社コンサルティングZERO	グループホームHARU宇奈根	知的障害者	令和3年4月
	ラ・メゾン大原	精神障害者	令和4年9月
イノセンス株式会社	シェリルハウス世田谷	知的障害者	令和3年4月
	シェリルハウス世田谷若林	知的障害者	令和4年8月
株式会社はっぴーライフ	ちゃお上北沢	知的障害者	令和3年5月
	ちゃお三軒茶屋	知的障害者	令和3年10月
	ちゃお下北沢	精神障害者	令和6年8月
合同会社LIVENOW	まんまる砧	精神障害者	令和4年8月
	まんまる砧2	精神障害者	令和5年11月
	まんまる松原	精神障害者	令和5年11月
	まんまる芦花公園	精神障害者	令和7年1月
	まんまる芦花公園2	精神障害者	令和7年1月
株式会社Hero stories	世田谷ヒーローハウス	精神障害者	令和4年10月
合同会社us	us宇奈根	知的障害者	平成29年11月
	us喜多見	知的障害者	令和5年4月
株式会社オフィス宮寺	烏山の家	精神障害者	令和5年6月
	烏山のアパート	精神障害者	令和6年10月
	船橋の家	精神障害者	令和7年5月
株式会社ポルタオーラ	上北沢ハウス	精神障害者	令和5年8月
労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	はあと北烏山	身体・知的障害者 ※重複障害の方も利用可	令和6年9月
株式会社ma.style	PLACE千歳烏山	精神障害者	令和7年4月
株式会社ぶんちょう企画	ぶんちょう日記はじまり	精神障害者	令和7年7月

15. その他

障害者福祉団体連絡協議会

事業の開始
昭和52年5月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	障害者が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、障害者の自立と生活の質の向上を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者福祉団体連絡協議会運営補助要綱
事業の実績	連絡協議会を構成する団体数　15団体 活動実績 役員会、定例会、実情報告会 障害者週間記念事業区民ふれあいフェスタへの協力

世田谷区障害者福祉団体連絡協議会構成団体　（令和8年5月現在）

団　体　名
世田谷区身体障害者福祉協会
特定非営利活動法人　ヒューマンハーバー世田谷
公益社団法人　日本オストミー協会　東京支部世田谷交流会
世田谷区重症心身障害児（者）を守る会
世田谷生活と健康を守る会しょうがい部会
特定非営利活動法人　自立の家
世田谷区肢体不自由児（者）父母の会
特定非営利活動法人　世田谷区聴覚障害者協会
世田谷区パーキンソン病友の会
特定非営利活動法人　世田谷さくら会
世田谷区手をつなぐ親の会
特定非営利活動法人　世田谷区視力障害者福祉協会
特定非営利活動法人　世田谷ミニキャブ区民の会
特定非営利活動法人　せたがや移動ケア
ふたばの会

世田谷区自立支援協議会

事業の開始
平成19年10月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	障害者が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現を目指し、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす。 総合支所ごとにエリア協議会を、また具体的なテーマの協議のため必要に応じて部会を設置する。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［区］世田谷区自立支援協議会設置要綱
事業の実績	委員数：43名 協議会：年2回（7月、1月） 運営会議：年10回 シンポジウム：年1回 部会：地域移行部会、虐待防止・差別解消・権利擁護部会、子ども部会

障害者団体助成

事業の開始
昭和57年9月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	障害者（児）のために行う事業、その他団体運営に必要な経費の一部を助成し、障害者（児）福祉団体を育成する。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者（児）福祉団体助成補助金交付要綱
対　　象	区内に住所を有する障害者を対象として補助事業を行う団体（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規程する社会福祉法人を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすもの及び区長が特に認める団体とする。 ⑴ 障害者若しくは難病を有する者、その家族又は支援者により構成されたもの（支援者のみで構成されたものを除く。）であること。 ⑵ 区内に事務所を有すること。 ⑶ 構成員の人数が30名以上であり、かつ、当該構成員の過半数が区内に住所を有する者であること。 ⑷ 要綱第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する事業を2年以上実施した実績を有すること。
事業の実績	交付団体数 8団体
予　算 ［歳出］4,335,000円	決　算 ［歳入］特定財源なし ［歳出］4,111,000円

精神保健福祉団体連携事業運営助成

事業の開始
平成8年4月

窓　　口	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	精神保健福祉団体で構成されている組織又は団体に対し、その運営・活動費用の一部を助成することにより、事業連携や団体間交流を活発化させ、精神保健及び精神障害者福祉を推進する。
根拠法令等	［区］世田谷区精神保健福祉団体連携事業補助金交付要綱
対　　象	世田谷区内で活動する下記（1）～（3）のいずれかに該当する精神保健福祉団体3団体以上で構成される組織又は団体 ⑴ 精神障害者を主な対象として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業を運営する団体 ⑵ 精神障害者又は精神障害者の家族により構成される団体 ⑶ その他、区長が認める団体
事業の実績	交付団体数　5団体
予　算 ［歳出］976,000円	決　算 ［歳入］特定財源なし ［歳出］818,063円

障害者親亡きあと対策

事業の開始
平成7年4月（訪問開始は平成8年から）

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	区外の施設で生活している障害のある方のうち、親の高齢化などによって訪問する親族等がいない方を、区民等が訪問する事業（訪問里親事業）である。 これにより、障害のある方と生まれ育った地域“世田谷”との交流を継続し、併せて施設における処遇の向上といきがいの促進に寄与する。
根拠法令等	［区］世田谷区訪問里親事業実施要綱
対　　象	身体障害者福祉法等に基づく施設で生活している障害のある方で、親や親族などによる施設訪問が見込めない方。
予　算 ［歳出］74,000円	決　算 ［歳入］特定財源なし ［歳出］20,038円

＜実績＞

年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
訪問数	2	2	2

バス派遣

事業の開始
昭和61年４月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係
事業の概要、目的	障害者（児）福祉団体等の実施する行事（研修会、講演会、機能等の回復訓練及び相談会等）の活動にバスを派遣する。これにより、障害者（児）の外出等の社会参加の機会を増やす。
根拠法令等	［区］世田谷区障害者（児）福祉団体等バス派遣事業運営要綱
対　　象	要綱別表に掲げる団体
事業の実績	派遣団体数 11 団体
予　算	**［歳出］** 4,337,000 円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 3,514,800 円

手話講師の派遣事業

事業の開始
令和元年12月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	世田谷区の共生社会ホストタウンの活動計画にある「心のバリアフリー」を推進する事業の一つとして、世田谷区立小学校に対し手話についての指導等を行う講師を派遣することで、障害理解、差別解消、手話の普及・啓発を促進する。
根拠法令等	［区］世田谷区手話講師の派遣事業運営要綱
対　　象	世田谷区立小学校３年生以上
予　算	**［歳出］** 1,681,820 円
決　算	**［歳入］** ［国］1,924,000 円［都］962,000 円　※ **［歳出］** 1,468,000 円

※歳入金額は、他の理解促進研修・啓発事業との合算額である。

＜実績＞

年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
派遣学校数	23	30	29
派遣クラス数	72	111	96

児童福祉施設に対する技術支援

事業の開始
平成31年４月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	障害に関する専門知識を有する者が配慮を要する児童等が在籍する児童福祉施設等を巡回し、生活場面における関わり方や環境調整等について実践的な助言を行う。児童福祉施設等の職員の資質の向上を図り、ひいては要配慮児童が地域で適切な配慮を受け、安心して地域生活が送れるようにする。
根拠法令等	［区］世田谷区児童福祉施設等に対する巡回支援事業実施要綱
対　　象	支援を希望する認可保育園、幼稚園、新 BOP 等
事業の実績	令和７年度実績　延べ 232 回
予　算	**［歳出］** 11,096,000 円
決　算	**［歳入］** ［国］1,123,000 円［都］562,000 円 **［歳出］** 11,096,000 円

ピアサポート支援プログラム

事業の開始
平成24年10月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	発達障害特性のある方を対象に社会的自立に向けた準備の機会を創出するため、ピアサポートによる支援の場「みつけばハウス」を開設し、様々な体験型のプログラムを提供する（平成28年6月より事業開始）。 せたがや若者サポートステーション（サポステ）、メルクマールせたがや、ぷらっとホーム世田谷利用者のうち、社会性やコミュニケーションに課題があるなど発達障害的な特性が原因で就労・自立につながりにくい若者に対して、自己肯定感の向上や自己の特性への気づきを促すため、出張プログラムを実施する。 平成31年1月からは、小学校高学年～中学生世代の発達障害の特性をもつ区民を対象に、興味関心の拡大やひきこもり予防を目的とした出張プログラムを実施している。 令和3年度より年齢制限を撤廃し、主に30歳～50歳代の年齢層に向けたプログラムを実施している。		
根拠法令等	［区］世田谷区発達障害者へのピアサポート支援事業実施要綱		
対　　象	発達障害（疑いを含む）のある区内在住の者		
事業の実績	令和7年度実績　みつけばハウスプログラム参加者　延べ2,133名 出張プログラム参加者　延べ21名		
予　算	**［歳出］** 35,752,455円	**決　算**	**［歳入］**［国］0円［都］6,620,000円 **［歳出］** 35,315,805円

緊急時バックアップセンター運営業務

事業の開始
令和4年10月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課施策推進担当		
事業の概要、目的	障害者のご家族等の介護者が、急病や事故等で支援ができなくなった場合のような、突発的な緊急事態が発生した際に、当面の生活の維持のためのコーディネートを行う。		
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（地域生活支援拠点等の整備） ［区］世田谷区地域生活支援拠点等事業実施要綱 世田谷区緊急時バックアップセンター事業実施要綱		
対　　象	区内在住、または世田谷区内で障害福祉サービスを利用している方のうち、以下のいずれかに該当する方 (1) 65歳未満の障害のある方 (2) 障害福祉サービス等受給者証を所持している方 ※利用登録が必要		
予　算	**［歳出］** 42,926,400円	**決　算**	［歳入］［国］10,996,000円［都］5,498,000円 ［歳出］42,926,400円

＜実績＞

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規利用登録者	172	217	75

※　令和4年10月から北沢地域をモデルとして事業を開始

※　令和6年1月から対象を区内全域に拡大

第４章　子ども・若者・家庭支援

1. 子ども・子育て支援

子ども家庭支援センター事業

事業の開始
平成8年（平成12年4月から総合相談開始、平成15年4月から子ども家庭支援担当窓口開始）

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター） 各総合支所健康づくり課、子ども・若者部児童相談支援課
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	地域における子どもと家庭の福祉の向上を図るため、関係機関と連携しながら、子ども家庭総合ケースマネージメント（総合相談、在宅サービスの提供・調整等）、児童虐待の予防･防止、児童虐待の通告への対応、地域子育て支援活動、基盤整備を実施する。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区子ども家庭支援センター事業実施要綱
対　　象	区内在住者
事業の実績	下記の表のとおり
予　算	**［歳出］** 111,426,160円（会計年度任用職員の人件費を含む）
決　算	**［歳入］** ［国］41,052,146円　［都］10,263,037円 ［他］10,998,081円 **［歳出］** 120,151,564円

＜実績＞

(1) 保護者等からの相談件数　　(実人数) ※虐待非該当となったものを含む

	令和7年度											
	全　域		世田谷		北　沢		玉　川		砧		烏　山	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
合　計	3,105	1,964	785	536	478	299	645	374	732	474	465	281
虐　待	2,165	1,310	562	368	354	215	473	259	472	296	304	172
養　護	876	645	218	168	117	82	142	114	246	174	153	107
障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非行相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
育成相談	14	8	0	0	3	2	5	1	5	4	1	1
その他	49	1	5	0	4	0	25	0	9	0	6	1

(2) 児童等に対する指導及び調査（新規･継続）　　(延活動件数)

		令和7年度					
		全　域	世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
合　計		64,714	22,731	6,334	13,501	10,594	11,554
訪問面接	児　童	3,647	981	530	984	572	580
	保護者	4,297	1,315	475	903	555	1,049
	その他	4,120	781	452	1,417	744	726
所内面接	児　童	2,038	462	238	556	421	361
	保護者	4,840	1,080	448	1,035	872	1,405
	その他	4,345	374	233	1,804	317	1,617
その他	児　童	1,097	599	57	146	234	61
	保護者	16,176	6,005	1,430	3,048	2,999	2,694
	その他	24,154	11,134	2,471	3,608	3,880	3,061

(3) 個別ケース検討会議・支援会議案件数　　(延人数)

	令和7年度					
	全　域	世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
緊急支援会議	3,144	888	457	853	455	491
支援会議	8,909	2,310	1,275	2,022	1,840	1,462
個別ケース検討会議	274	90	23	79	40	42

利用者支援事業

事業の開始
平成27年4月（一部開始）

窓　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター） 各総合支所健康づくり課 おでかけひろば等
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当、世田谷保健所健康推進課こころと体の健康（母子）担当
事業の概要、目的	一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等がその選択に基づき、多様な教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。
根拠法令等	子ども・子育て支援法 ［区］世田谷区利用者支援事業実施要綱 ［区］世田谷区子ども家庭支援センター子育て応援相談員設置要綱 ［区］世田谷区母子保健コーディネーター設置要綱
事業の実績	○（特定型）各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター） 平成27年9月　事業開始 令和7年度相談件数21,725人（子育て応援相談員） ○（母子保健型）各総合支所健康づくり課 平成28年7月　事業開始 令和6年4月　児童福祉法改正により、子ども家庭センター型母子保健機能へ移行 令和7年度妊娠期面接の件数7,291人 （母子保健コーディネーター・地区担当保健師） ○（基本型）おでかけひろば等 平成27年 4月　ひろば型中間支援センター開設 平成27年10月　おでかけひろば　ぶりっじ@roka（烏山地域）内開設 平成28年10月　おでかけひろば@あみーご（北沢地域）内開設 平成30年 3月　古民家mamas@世田谷1丁目（世田谷地域）内開設 平成31年 2月　おでかけひろば　まーぶる（玉川地域）内開設 平成31年 2月　おでかけひろば　きぬたまの家（砧地域）内開設 令和6年3月　おでかけひろば mamas（世田谷地域）内閉鎖 令和6年4月　おでかけひろば ULALA（世田谷地域）内開設 ※令和2年度よりオンラインを活用した相談や関係機関連携を実施 ※令和5年度よりネウボラ・チームへ参入 令和7年度相談件数　4,563人（地域子育て支援コーディネーター） 令和7年度出張・訪問活動件数　1,588件（同上）
対　象	子ども及びその保護者等、または妊娠している者及びその配偶者
予　算	**[歳出]**98,050,772円
決　算	**[歳入]**［都］61,155,000円［国］136,892,000円 ［他］25,613,263円　(会計年度任用職員の人件費を含む) **[歳出]** 91,334,766円

せたがや0→1子育てエール（ファミリー・アテンダント事業）

事業の開始
令和6年7月

事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	子育て世帯への定期的な家庭訪問等により、育児に関する日常的な困りごとや悩みの早期把握を行うとともに、地域子育て支援コーディネーターをはじめとしたネウボラ・チーム等と連携しニーズに寄り添った伴走型支援を実施することで、子育て世帯の孤立防止と地域で見守る支援の強化を図る。 （1）実施内容　見守り支援員が対象家庭へ毎月訪問し、対象児及び保護者の様子を伺うとともに子育て支援情報の提供を行う。また、訪問後には育児支援品の購入に利用できるデジタルギフトを配布する。フォローを希望する家庭おいては、地域子育て支援コーディネーターによる伴走支援を実施する。 （2）訪問頻度　原則月に1回（対象児1人あたり最大7回まで） （3）育児支援品　訪問1回あたり3,000円分
根拠法令等	［都］ファミリー・アテンダント事業補助金交付要綱 ［区］世田谷区ファミリー・アテンダント事業実施要綱
事業の実績	令和7年度　対象者数：42,188件　訪問数：31,347件　訪問率：74.3%
対象	訪問日に世田谷区に住民登録のある、0歳5か月から11か月の子どもを育てている家庭
予算	［歳出］444,993,378円
決算	［歳入］［都］344,240,000円 ［歳出］424,890,214円

バースデーサポート事業

事業の開始
令和5年9月

事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	「世田谷版ネウボラ」をより伴走型に深化させる一環として、都の「とうきょうママパパ応援事業」、「東京都出産・子育て応援事業」を活用し、対象となる家庭に子育てに関するアンケートを実施。回答後、子育て支援用品等の購入に利用できる家事・育児パッケージ（デジタルギフト）を配付する。 またアンケートでフォロー対象項目や面談希望ありを選択した場合は、ネウボラ・チームや栄養士、歯科衛生士から電話等でフォローする。
根拠法令等	［都］とうきょうママパパ応援事業実施要綱、東京都出産・子育て応援事業実施要綱 ［区］世田谷区バースデーサポート事業実施要綱
対象	令和5年4月1日以降に子どもが1歳の誕生日を迎える家庭 1歳の誕生月に世田谷区に住民登録のある子どもとその保護者 アンケート回答月に世田谷区に住民登録のある子どもとその保護者
事業の実績	アンケート回答件数　5,806件　デジタルギフト配信件数　5,781件 フォロー対象件数　4,019件
予算	［歳出］426,502,000円
決算	［歳入］［都］　352,771,000円 ［歳出］418,666,403円

子どもの権利委員会

事業の開始
令和7年7月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当
事業の概要、目的	日常的に子どもが過ごす場や、区の実施する施策や事業等において、子どもの権利をまもるため、子どもの権利保障の視点に立った調査・評価・検証を行う。
根拠法令等	［区］世田谷区子どもの権利委員会条例 世田谷区子どもの権利委員会条例施行規則
予算	［歳出］1,890,600円
決算	［歳入］特定財源なし　［歳出］1,401,800円

要保護児童支援協議会

事業の開始
平成18年1月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター） 子ども・若者部児童相談支援課
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	要保護児童の早期発見・支援及び虐待の予防的取り組みの推進を図るために、関係機関のネットワーク会議（代表者会議・実務担当者会・個別ケース検討会議）を実施する。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区要保護児童支援協議会設置要綱
対　　象	協議会を構成する関係機関等
事業の実績	令和7年度　代表者会議6回、実務担当者会60回、個別ケース検討会議274回
予　算	［歳出］41,100円
決　算	［歳入］27,400円　［歳出］82,200円

子どもの権利擁護機関
「せたがやホッと子どもサポート」（略称：せたホッと）

事業の開始
平成25年7月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課子どもの権利擁護担当		
事業の概要、目的	子どもの権利を擁護し、救済を図るための、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関として、いじめなどの子どもの権利侵害について相談を受け、助言や支援を行う。必要に応じて関係機関等に対する調査、調整等を行う。		
根拠法令等	［区］世田谷区子どもの権利条例、世田谷区子どもの権利条例施行規則		
対　　象	区に在住・在学・在勤の18歳未満の子ども（18歳、19歳で学校や施設に在籍する未成年も含む）		
事業の実績	令和7年度　相談件数（新規件数）328件		
予　算	［歳出］14,848,000円	決　算	［歳入］［都］19,921,000円（会計年度任用職員の人件費分歳入含む） ［他］3,872,667円 ［歳出］13,143,373円

児童虐待通告窓口・
子ども・子育てテレフォン

事業の開始
平成17年10月 令和2年4月　児童虐待通告窓口開設

窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当、児童相談所		
事業の概要、目的	○児童虐待通告窓口：令和2年4月の児童相談所開設に伴い、区の児童虐待通告窓口を統一した「0120－52－8343（子にやさしさ）」を開設した。24時間365日虐待の通告・相談を受け付ける。 ○子ども・子育てテレフォン：子ども・子育てに関するあらゆる相談を平日夜間・土日祝日に電話で受け付け、必要に応じて、専門機関の紹介や区の子育て支援サービスにつなげる（03－5451－1211）。		
根拠法令等	児童福祉法、児童虐待防止法 ［区］世田谷区児童虐待通告共通ダイヤル事業実施要綱 世田谷区子ども・子育てテレフォン事業実施要綱		
対　　象	子ども・子育て家庭等		
事業の実績	令和7年度　相談件数　子どもテレフォン35件・子育てテレフォン521件		
予　算	［歳出］17,925,600円	決　算	［歳入］［国］4,308,150円 ［都］4,654,650円 ［歳出］17,925,600円

さんさんプラスサポート事業（産前・産後訪問支援事業）

事業の開始
令和元年6月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	出産前又は出産後の生活において支援が必要と認められる妊産婦を対象に、日常生活を支援するものが家庭を訪問し、母子の生活の安定及び児童虐待の予防を図る。 (1) 派遣回数　1週間に1回、合計12回まで (2) 援助内容　家事援助、通院・買い物同行、育児補助、育児等に関する相談（1回あたり2時間）
根拠法令等	［区］世田谷区産前・産後訪問支援事業実施要綱
対　　象	区の住民基本台帳に記録されている妊婦（妊娠届を提出した者に限る）又は出産後1年未満の産婦
事業の実績	令和7年度　利用決定件数 301件、延長決定件数 120件、延べ訪問回数 4,041回
予　算 ［歳出］23,414,960円	決　算 ［歳入］［国］10,414,000円［都］11,527,000円（返還額含む） ［歳出］26,526,916円

ツインズプラスサポート事業

事業の開始
令和3年4月

窓　　口	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	出産前又は出産後の生活において支援を必要とする妊産婦であって、その子が多胎児であるものを対象に、日常生活を支援するものが家庭を訪問し、母子の生活の安定及び児童虐待の予防を図る。 (1) 上限時間　妊娠期～1歳未満：240時間 1歳～2歳未満：180時間 2歳～3歳未満：120時間 (2) 援助内容　家事援助、通院・買い物同行、育児補助、育児等に関する相談
根拠法令等	［区］世田谷区産前・産後訪問支援事業実施要綱
対　　象	区の住民基本台帳に記録されている妊婦（妊娠届を提出した者に限る）から出産後3年未満の産婦で、その子が多胎児のもの
事業の実績	令和7年度　利用決定件数 妊娠期～1歳未満：83件 1歳～2歳未満：61件 2歳～3歳未満：57件 延べ訪問回数 8,038回
予　算 ［歳出］62,885,541円	決　算 ［歳入］［国］4,105,000円　［都］53,198,000円（返還額含む） ［歳出］60,864,983円

多胎児家庭タクシー料金助成

事業の開始
令和3年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	乳児健診等の母子保健事業や多胎児家庭の交流会への参加等の際に利用したタクシー料金を助成（上限：24,000円）することで、多胎児を育てる家庭の外出時の経済的負担を軽減し、外出を促進する。
根拠法令等	［区］世田谷区多胎児家庭のタクシー料金に係る助成金支給要綱
対　　象	区内に在住する3歳未満の多胎児を育てる保護者 （令和4年8月より、区内に在住する3歳未満の多胎児を育てる保護者）
事業の実績	支給者数：66名
予　算	［歳出］1,613,559円
決　算	［歳入］［都］1,009,000円（※今年度精算を踏まえた額） ［歳出］1,009,648円

産後ケア事業

事業の開始
平成20年3月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	産後の心身共に不安定な時期に育児不安や育児疲れがあり、ご家族等から支援を受けられない母子を対象に短期入所（ショートステイ）型や通所（デイサービス）型、居宅訪問（アウトリーチ）型により、心身のケアや育児のサポートを行い、育児不安の解消や児童虐待予防を図る。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区立産後ケアセンター条例 世田谷区産後ケア事業実施要綱
対　　象	【利用要件】 ①区内に住所を有する②心身の健康または育児に対する不安等がある③不安等について、ご家族などから支援を受けることができない　のすべてにあてはまる母子 【利用期間】 ショートステイ・デイケア：出産後4か月未満の母子 アウトリーチ　　：出産後1年未満の母子 オンライン相談　　：区立産後ケアセンターを利用した出産後1年未満の母子
事業の実績	【区立産後ケアセンター】 令和7年度　利用実数（母子）1,652組 母子ショートステイ　4,463日　母子デイケア　566日 きょうだいショートステイ　122日　きょうだいデイケア　19日 オンライン相談　78件 アウトリーチ　521日 【ママズルーム】 令和7年度　利用実数（母子）220組　母子デイケア 465日 【至誠会第二病院】 令和7年度　利用実数（母子）179組　母子ショートステイ 559日 【久我山病院】 令和7年度　利用実数（母子）16組　母子ショートステイ 45日 【成城マタニティクリニック】 令和7年度　利用実数（母子）2組　母子ショートステイ 8日
予　算	［歳出］284,503,000円
決　算	［歳入］［国］71,415,000円　［都］71,415,000円 ［他］11,108,814円 ［歳出］254,552,871円

赤ちゃん・子どものショートステイ事業

事業の開始
平成5年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	保護者の疾病等により、一時的に児童を養育することが困難となった場合に、乳児院・児童養護施設等で短期間養育することにより、児童及び子育て家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。（実施施設：日本赤十字社医療センター附属乳児院、愛恵会乳児院、児童養護施設 福音寮、協力家庭） ⑴ 利用要件　疾病、出産、介護、事故、災害、育児疲れ等 ⑵ 事業内容　食事その他の身の回りの世話、学習指導 ⑶ 利用期間　一回につき原則として7日以内 ⑷ 費用負担　利用料1日につき3,000円 （生活保護受給・住民税非課税世帯は無料）
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区子育て短期支援事業実施要綱
対　　象	区内に在住する児童で、0歳以上12歳以下
事業の実績	【日本赤十字社医療センター附属乳児院】 令和7年度　利用日数491日 【愛恵会乳児院】 令和7年度　利用日数188日 【児童養護施設福音寮】 令和7年度　利用日数1,348日 【協力家庭】 令和7年度　利用日数4日

予算	決算
[歳出] 76,162,641円（要支援家庭ショートステイ・トワイライトステイを含む）	**[歳入]** ［国］9,976,000円　［都］20,669,000円（要支援家庭ショートステイ・トワイライトステイを含む） **[歳出]** 74,861,188円（要支援・トワイライトステイを含む）

要支援家庭を対象としたショートステイ事業

事業の開始
平成30年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	保護者の強い育児疲れ等により、虐待の恐れやそのリスク等が見られる場合に、区内の児童養護施設で短期間養育することにより、児童及び子育て家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。（実施施設：児童養護施設　福音寮） ⑴ 利用要件　強い育児疲れ等 ⑵ 事業内容　食事その他の身の回りの世話、学習指導、行動観察等 ⑶ 利用期間　一回につき原則として14日以内 ⑷ 費用負担　なし
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区子育て短期支援事業実施要綱
対　　象	区内に在住する児童で、1歳以上中学生以下
事業の実績	令和7年度　利用日数443日

予算	決算
[歳出] 赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上	**[歳入]** 赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上 **[歳出]** 赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上

トワイライトステイ事業

事業の開始
平成15年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	保護者が仕事等により、帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等に区内の児童養護施設で預かることにより、児童及び子育て家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。（実施施設：児童養護施設　福音寮） ⑴ 利用要件　仕事等 ⑵ 事業内容　食事その他の身の回りの世話、生活指導 ⑶ 利用期間　1人につき年間30日を限度とする ⑷ 費用負担　利用料1回につき1,600円 （生活保護受給・住民税非課税世帯は無料）
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区子育て短期支援事業実施要綱
対　　象	区内に在住する小学生の児童
事業の実績	令和7年度　利用日数4日

予算	**［歳出］**赤ちゃん･子どものショートステイ事業に計上	決算	**［歳入］**赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上 **［歳出］**赤ちゃん・子どものショートステイ事業に計上

子どもへの食の支援事業

事業の開始
令和元年7月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	支援が必要でありながら地域で孤立した家庭に、地域住民の派遣による「食の支援サポーター派遣事業」と弁当配達を通じた見守りを行う「子ども配食事業」を通じて必要な支援につなぎ、養育環境の悪化防止を図る。 「子ども配食事業」は保護者の疾病等による入院及び治療又は解雇、失職等を理由に家庭状況が急変し、一時的に食の支援が必要な家庭を含める。
根拠法令等	［区］世田谷区食の支援サポーター派遣事業実施要綱、世田谷区子ども配食事業実施要綱
対　　象	区内在住の児童の食に課題があり、必要な支援につながっておらず、地域から孤立しやすい状況にある家庭
事業の実績	令和7年度　食の支援サポーター派遣事業　利用世帯数　16世帯 子ども配食事業　利用世帯数　141世帯

予算	**［歳出］**15,632,740円	決算	**［歳入］**［国］10,549,000円 **［歳出］**15,614,187円

学生ボランティア派遣事業

事業の開始
平成18年12月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	虐待を受けている（受けていた）児童等に学生ボランティアを派遣して、遊び、学習、話し相手などの活動を行い、当該児童の健全な育成及び自立を支援する。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区学生ボランティア派遣事業実施要綱
対　　象	区内在住の虐待を受けている、又は不適切な養育環境にある児童等
事業の実績	令和7年度　派遣回数　166回

予算	**［歳出］**8,883,510円	決算	**［歳入］**［国］2,490,000円（子育て世帯訪問支援事業） ［都］2,755,000円（子育て世帯訪問支援事業） **［歳出］**7,664,848円

親支援事業

事業の開始
平成25年4月

窓　　口	児童相談支援課、各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）、健康づくり課
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	子育て支援並びに児童虐待の未然防止及び進行防止を目的とし、要保護児童支援に係る親支援事業を実施する。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区親子関係形成支援事業実施要綱
対　　象	ペアレントトレーニング 3歳～小学3年生のお子様の保護者の方で、「ついイライラして怒りすぎてしまう」等お悩みの方
事業の実績	令和7年度　ペアレントトレーニング 全8回×2期　第Ⅰ期参加者7名　第Ⅱ期参加者8名
予算 [歳出]2,548,800円	決算 [歳入]［国］120,000円［都］641,000円 [歳出]1,355,210円

養育支援等ホームヘルパー訪問事業

事業の開始
昭和58年4月 (平成19年4月より新要綱で実施) 平成30年4月事業名変更

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課（子ども家庭支援センター）
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	何らかの事情で子どもの養育が困難と認められる世帯（ひとり親となって2年以内、就業、保護者または子どもの一時的傷病等により、日常生活で援助が必要な、小学3年生以下の子どものいるひとり親世帯を含む）に対し、一定期間ホームヘルパーが訪問することで、児童に対する虐待の予防並びに、養育困難家庭等の自立及び児童の健全な育成を支援する。 援助内容は、育児、子どもの送迎・登校準備、子どもへの援助（食事、掃除、洗濯、入浴）、養育の自立に向けた親への支援等を行う。 ⑴ 訪問日数 原則として月12日以内。ただし、ひとり親家庭で一時的傷病の場合は、月6日以内。 ⑵ 訪問時間 午前7時から午後9時までの間で、2時間以上8時間以内の必要な時間。（日曜、祝、休日は10時間まで） ⑶ 訪問期間 ①子どもの養育に困難があり、かつ、子どもの健やかな成長に何らかの支障がある場合は、訪問開始後1年以内。 ②小学3年生以下の子どもがいるひとり親家庭で就業等により子どもの養育に支障がある場合は、当該子どもが小学 3 年生を修了するまでの期間内で、通算2年以内。 ③ひとり親家庭で一時的傷病の場合は治療期間。 ⑷ その他 所得制限あり。利用料は令和8年4月より無償。
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童福祉法 ［区］世田谷区養育支援等ホームヘルパー訪問事業実施要綱、同取扱要領
対　　象	世田谷区に居所がある世帯のうち ①子どもの養育に著しく困難があり、かつ子どもの成長に支障がある家庭 ②小学3年生以下の子どものいるひとり親家庭で、ひとり親になった直後(2年以内)や、就業等により子どもの養育に著しく支障がある家庭や、保護者または子どもが一時的傷病である家庭 ※ただし、祖父母が面倒を見られる場合は訪問できない。

	※②の場合は、世帯の所得が基準限度額以下であることが必要。
事業の実績	令和7年度　延べ訪問回数　6,497回
予　算	**[歳出]**64,189,000円
決　算	**[歳入]**［国］15,011,000円　［都］16,615,000円 ［他］7,471,122円 **[歳出]** 61,963,729円

子育てステーション

事業の開始
平成18年9月

窓　　口	各子育てステーション
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	利便性の高い駅前に「あそび」「そうだん」「あずかり」「ほいく」の4つの機能を集中させた多機能型の子育て支援施設を設置し、在宅を含めたすべての子育て家庭への支援の充実を図る。
対　　象	子育て家庭
事業の実績	平成18年9月　子育てステーション成城開設 平成20年4月　子育てステーション世田谷開設（平成19年12月一部開設） 平成20年9月　子育てステーション烏山開設 平成22年4月　子育てステーション桜新町開設（平成22年3月一部開設） 子育てステーション梅丘開設
予　算	**[歳出]**293,534,000円
決　算	**[歳入]**［国］48,657,000円［都］48,756,424円 ［他］18,468,378円 **[歳出]** 271,933,646円

おでかけひろば

事業の開始
平成17年11月

窓　　口	各実施施設
事業所管	子ども・若者部　子ども家庭課子ども・子育て支援担当、保育課　区立保育園運営担当
事業の概要、目的	子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できるひろばを開設し、子育て相談や子育て情報の提供等を通して、子育てに対する不安の解消や負担感を軽減し、地域の子育て支援機能の充実を図る。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区おでかけひろば事業実施要綱
対　　象	区内在住の未就学の児童及びその保護者
予　算	**[歳出]**469,238,200円（子育てステーション分を除く）
決　算	**[歳入]**［国］174,232,000円（子育てステーション分を除く） ［都］174,232,000円（子育てステーション分を除く） **[歳出]** 435,158,870円（子育てステーション分を除く）

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設数	45施設	47施設	51施設
利用者数	123,695人	126,516人	137,517人
延べ利用者数	264,287人	272,120人	296,088人

※区立、子育てステーション、直営含む

子どもの一時預かり「ほっとステイ」

事業の開始
平成18年3月

窓　　口	各実施施設		
事業所管	子ども・若者部　子ども家庭課子ども・子育て支援担当、保育課　区立保育園運営担当		
事業の概要、目的	保護者の預け入れの理由を問わずに子どもを短時間預かることにより、児童虐待の未然防止に寄与し、子育て中の親のリフレッシュ等の育児負担の軽減を図る。（事前に登録と利用予約が必要。）		
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区ほっとステイ事業実施要綱		
対　　象	区内在住の生後4か月以上から就学前までの児童（ただし、施設により1歳以上から実施）		
予　算	**［歳出］** 89,222,000円（子育てステーション分を除く）	**決　算**	**［歳入］** ［国］31,341,000円（子育てステーション分を除く） ［都］31,419,256円（子育てステーション分を除く） ［他］2,268,550円 **［歳出］** 83,951,070円（子育てステーション分を除く）

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設数	29施設	30施設	30施設
利用者数	10,457人	10,986人	11,547人
延べ利用者数	24,075人	25,251人	27,006人

※区立、子育てステーション、直営含む

ファミリー・サポート・センター事業

事業の開始
平成27年7月

窓　　口	世田谷区ファミリーサポートセンター（世田谷区社会福祉協議会内）		
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	子育ての援助を受けたい会員（利用会員）と援助を行いたい会員（援助会員）との相互援助活動の調整等を行い、地域における子育てに関する支えあいを推進し、多様なニーズへの対応を図る。		
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区ファミリー・サポート・センター事業実施要綱		
対　　象	利用会員／区内在住の生後43日～小学6年生までの子どもの保護者 援助会員／区内在住の18歳以上（高校生不可）で必要な研修を修了した者		
予　算	**［歳出］** 76,489,283円	**決　算**	**［歳入］** ［国］13,219,000円［都］12,286,000円 **［歳出］**76,377,808円

＜実績＞

延べ利用件数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
未就学児童	20,097	22,098	22,554
就学児童	5,123	4,917	4,889

発達支援親子グループ事業

事業の開始
平成24年5月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	保育士や心理士の支援のもと、子どもの発達に心配を持つ保護者が、子どもとの関わり方などを子どもとの遊びなどを通して学び、子どもの個性を活かす方法を見つけ、養育力を高めることにより、子育ての不安や負担の軽減を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区発達支援親子グループ事業実施要綱

対　　象	区内に在住する発達が心配されるおおむね3歳から小学校就学前までの子ども及びその保護者（ただし、児童発達支援の受給者は除く）		
事業の実績	令和7年度参加親子49組		
予　算	[歳出] 2,356,000円	決　算	[歳入] [都] 11,154,000 円（会計年度任用職員の人件費を含む） [他]2,684,802 円（会計年度任用職員の人件費を含む） [歳出] 1,962,434円

地域人材育成支援

事業の開始
平成17年3月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	区内で子ども・子育て支援活動を行っている団体等に交流と学習の機会を提供することで、団体同士のネットワークの構築を促し、地域に活動を発信し、地域の子育て力の向上を図る。おでかけひろばやほっとステイのスタッフに対する研修等を充実し、子どもと関わる人材育成を図る。		
対　　象	子育て支援者、おでかけひろばやほっとステイのスタッフ等		
事業の実績	令和7年度子育て活動団体交流会5回、ひろばリーダー研修3回、ひろば中堅者研修1回、ひろば初任者ステップアップ研修1回、ひろば初任者研修2回、ひろば相談対応スキルアップ研修2回、保育サポーター養成講座2回		
予　算	[歳出] 5,609,060円	決　算	[歳入] [都] 2,821,000円 [歳出] 5,557,851円

子育て活動団体補助事業

事業の開始
平成7年7月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	区内で自主的な子育て活動を行っている団体に対して助成を行い、子育て活動を支援する。 補助金額　5万7千円 ＋ 区内在住の3～5歳児数×1万1千円 ※1団体あたりの限度額　100万円。
根拠法令等	［区］世田谷区子育て活動団体補助事業補助金交付要綱
対　　象	(1) 3～5歳児が5名以上在籍(4月1日現在)していること (2) (1) のうち区内在住の3～5歳児が3名以上在籍していること (3) 代表者の住所または施設が区内にあること (4) 週2回以上かつ1回2時間以上の活動を年間を通じて行っており、1年以上の活動実績あること (5) 所属幼児が幼稚園・保育園に在籍(4月1日現在)していないこと (6) 他の制度による助成を受けていないこと (7) 企業等が行う従業員の子どものための保育事業でないこと
事業の実績	令和7年度 助成団体数　2団体
予　算	[歳出] 1,301,000円
決　算	[歳入] 特定財源なし [歳出] 1,156,000円

自主保育団体補助事業

事業の開始
平成31年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	区内で自主保育を行う団体に対して助成を行い、子育て活動を支援する。※自主保育とは保育園もしくは幼稚園に在籍していない幼児の保護者からなる団体で自らの保育施設を持たないものが、主体的かつ恒常的に保育活動及びその運営に関わるものであって、当該保育活動が主として屋外で行われるもの。 補助金額　35万円＋区内在住の3～5歳児数×2万円（研修実施の場合＋2万1千円） ※1団体あたりの限度額　100万円
根拠法令等	［区］世田谷区自主保育団体補助事業補助金交付要綱

対　　象	以下のすべてを満たす団体 ⑴ 団体の責任者が区内に在住していること ⑵ 週２回以上かつ１回２時間以上の活動を年間通じて行っており、１年以上の活動実績があること ⑶ ５名以上の幼児が在籍していること（5 月 1 日現在） ⑷ ⑶のうち区内在住する幼児が３名以上在籍していること ⑸ 所属幼児が公立・私立幼稚園・保育園に在籍(5 月 1 日現在) していないこと ⑹ 他の制度による助成を受けていないこと ⑺ 企業・病院等が行う従業員の子どものための保育事業でないこと
事業の実績	令和７年度助成団体数　２団体
予　算	**［歳出］** 720,000 円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 720,000 円

小学校就学前の子どもを対象とした外遊び活動の利用者負担軽減給付金

事業の開始
令和３年４月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	小学校就学前の子どもを対象とした外遊びを主体とする教育・保育活動を行っている団体が実施する活動を利用する区内在住の幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。 ・対象となる幼児一人当たり月額上限　20,000 円
根拠法令等	［国］子ども・子育て支援法 ［区］世田谷区小学校就学前の子どもを対象とした外遊び活動の利用者負担軽減給付金支給要綱 世田谷区小学校就学前の子どもを対象とした外遊び活動を主体とする教育・保育活動団体の認定に関する要綱
対　　象	区の認定を受けた団体が実施する外遊び活動を利用する満３歳～小学校就学前の幼児の保護者 ※幼児教育・保育の無償化の給付を受けている者などを除く。
事業の実績	令和７年度助成総人数　97 名
予　算	**［歳出］** 3,360,000 円
決　算	**［歳入］**［国］480,000 円［都］480,000 円 **［歳出］** 1,940,000 円

ひととき保育

事業の開始
平成 10 年４月

窓　　口	子ども・若者部子ども家庭課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	子育て中の方が、区民団体や区主催の学習会や地域活動等に参加しやすいように、その学習や活動の時間中、主催者が保育者（謝礼含む）及び保育場所を確保して、参加者の子どもを一時的（3 時間以内）に保育する。区は、主催者に対し保育者名簿及び保育用品の提供を行う。
根拠法令等	［区］世田谷区ひととき保育制度要綱
対　　象	生後５ヶ月以上で首がすわっている子ども～小学校就学前まで（子ども 25 人まで）
事業の実績	令和７年度　保育実績　243 件　保育した子どもの人数　658 人 保育者バンク登録者数 46 人
予　算	**［歳出］** 133,660 円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 81,881 円

子どもの安全・安心対策の推進

事業の開始
平成17年1月

窓　　口	子ども・若者部子ども・若者支援課
事業所管	子ども・若者部子ども・若者支援課管理係
事業の概要、目的	小学校入学後も、子どもが地域で安全安心な生活を送れるよう、保育園・幼稚園等の5歳児を対象に、「初めてのいってきます！応援ブック」を配布し、子どもの通っている園で「子どもの危険回避プログラム」を実施している。
対　　象	5歳児
事業の実績	配布施設数　287施設（保育園・幼稚園等） プログラム実施施設数　163施設
予　算	［歳出］1,081,240円
決　算	［歳入］［都］462,000円　［歳出］924,550円

子ども・若者基金による補助・支援事業

事業の開始
平成18年9月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	地域全体で支え合う共助による子育ての仕組みを整備するため、子ども・若者基金を設置し、地域社会における子育て活動等を支援する。 子育て活動団体等を支援するための助成事業を年 1 回、区の広報やホームページ等で募集する。
根拠法令等	［区］世田谷区子ども・子育て地域活動支援助成要綱
対　　象	区民、区内団体
事業の実績	令和7年度　助成件数23件　助成総額　6,559,493円（返還金266,235円）
予　算	［歳出］7,246,478円
決　算	［歳入］［他］6,293,258円　［歳出］6,374,277円

子どもの学び場運営スタートアップ事業

事業の開始
令和3年3月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	学習習慣の定着および学習でのつまずきを予防するために、区内で、主に小学 1 年生から 4 年生を対象に、学校の宿題等の自主学習を支援する団体の活動費の一部を助成することにより、小学校低学年を中心とした地域での学び場を創出する。 補助金額：団体の活動実施回数に応じて上限を設定する。
根拠法令等	［区］世田谷区子どもの学び場運営スタートアップ事業補助金交付要綱
対　　象	要綱に定める要件を満たした区内の団体
事業の実績	令和7年度　助成件数7件
予　算	［歳出］3,551,000円
決　算	［歳入］［他］1,435,307円　［歳出］1,435,307円

乳幼児ふれあい体験支援事業

事業の開始
令和2年9月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	中学生等に赤ちゃんとふれあう機会を提供するため、活動を行う団体に対する助成等により取組みを促進させる。 補助金額：学校での活動実施時間数に応じて上限を設定する。
根拠法令等	［区］世田谷区乳幼児ふれあい体験事業補助金交付要綱
対　　象	要綱に定める要件を満たした区内の団体
事業の実績	令和7年度実績 実施校数：24校（区立中学校、私立高校）　実施団体数：5団体
予　算	［歳出］3,308,250円
決　算	［歳入］［都］1,826,000円　［歳出］2,434,963円

世田谷区×WE ラブ赤ちゃんプロジェクト

事業の開始
令和元年6月

事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	赤ちゃんの泣き声を許容し、子育てを応援しているというメッセージを意思表示できるようにすることで、地域における子育てを応援する気運醸成を図る。		
根拠法令等	［区］世田谷区地域における子育て応援に関する普及啓発事業実施要綱		
事業の実績	プロジェクトのステッカー配布枚数：約2,177枚（令和7年度実績）		
予算	[歳出]995,060円	決算	[歳入]［他］994,400円 [歳出]994,400円

生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業

事業の開始
令和3年8月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	生活困窮世帯等の子どもがいつでも安心して過ごせる環境のもと、学習・生活習慣の定着を図り、自ら生きる力を育むと同時に、地域の支えと見守りの中で、子どもと家庭の現在及び将来の生活の安定に向けた支援をする。		
根拠法令等	［国］生活困窮者自立支援法 ［区］世田谷区子どもと家庭を支える学習・生活支援の拠点事業実施要綱		
対象	世田谷区内に住所を有する、生活困窮世帯等の中学1年生～中学3年生		
予算	[歳出] 83,753,824円	決算	[歳入]［国]38,436,000円［都]2,880,000円 [歳出] 82,769,345円

生活困窮世帯の高校生等に対する学習支援事業

事業の開始
令和7年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	高校生等の学習習慣及び基礎学力の定着を図るとともに、学校生活における高校生等の相談先となる学習支援により、高校中退防止並びに　高校卒業に向けた支援の強化に向けた支援を強化する。		
根拠法令等	［区］世田谷区生活困窮世帯の高校生等に対する学習支援事業実施要綱		
対象	世田谷区内に住所を有する、生活困窮世帯等の高校生および中学3年生		
予算	[歳出] 20,952,800円	決算	[歳入]［都］18,121,000円 [歳出] 20,711,544円

発達障害相談・療育センター運営

事業の開始
平成21年4月

窓口	発達障害相談・療育センター「げんき」 各総合支所保健福祉課（児童発達支援・放課後等デイサービス・指定障害児相談支援・指定特定相談支援）
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	発達障害、またはその疑いのある方やその保護者が、地域で安心して生活を続けられるよう発達障害に関する相談や個別・グループによる療育（指導、訓練）を行う。 発達障害支援の中核的施設として、関係機関に対する支援や人材育成、地域社会に対する障害理解促進など地域支援事業を行う。
根拠法令等	発達障害者支援法、児童福祉法 児童福祉法施行令

	［区］世田谷区発達障害相談・療育センター条例 世田谷区発達障害相談・療育センター条例施行規則
対　　象	発達障害（疑いを含む）のある区内在住の方とそのご家族、関係機関（療育は18歳未満）
事業の実績	令和7年度実績　延べ相談数　2,319件　述べ療育回数　4,640件
予　算 ［歳出］383,759,000円 （事業委託料）	**決　算** **［歳入］**［国］3,076,000円　［都］22,448,000円　［他］91,504,162円 **［歳出］**（事業委託料）378,627,190円

＜実績＞

サービス別利用実績		令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談等	延利用人数	2,058件	2,201件	2,319件
指定障害児相談支援	支援利用計画案作成数	1,159件	1,147件	1,176件
療育(児童発達支援･放課後等デイサービス)	利用人数	361	347	372
	延利用人数	4,138	4,245	4,640

発達相談室運営事業

事業の開始
平成18年9月

窓　　口	子育てステーション世田谷・梅丘・成城・桜新町・烏山発達相談室 各総合支所保健福祉課（児童発達支援・放課後等デイサービス）
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	発達障害のある児童やその保護者が、地域で安心して生活を続けられるよう発達障害に関する相談や個別・グループによる療育（指導、訓練）を行う。
根拠法令等	［区］世田谷区発達相談室事業実施要綱
対　　象	発達障害（疑いを含む）のある区内在住の児童（18歳未満）
事業の実績	令和7年度実績　延べ相談数　世田谷354件、成城33件、烏山513件、 梅丘546件、桜新町649件、延べ療育回数　烏山1,419回、桜新町1,152回
予　算 **［歳出］**33,159,210円 （子育てステーション世田谷のみ。その他は発達障害相談・療育センター運営費に含む）	**決　算** **［歳入］**［都］5,000,000円　**［歳出］**33,159,210円 （子育てステーション世田谷のみ。その他は発達障害相談・療育センター運営費に含む）

個別的継続支援

事業の開始
平成21年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	各総合支所保健福祉課、障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	発達障害のある方のライフステージが変わっても、これまでの有効な支援の内容や成果が途切れることがないよう、主に就学や就労などのライフステージの移行時に、保護者や家族、支援機関の参加によるサポート会議の開催や、サポートシート・スマイルブックの作成支援などを行い、情報の引継ぎや支援の継続性を確保する。
根拠法令等	［区］世田谷区総合支所処務規程 世田谷区発達支援コーディネーター設置要綱
対　　象	発達障害（疑いを含む）のある区内在住の者
事業の実績	令和7年度実績　延べ相談数等 3,841件、サポート会議・ケア会議延べ開催数 741件、 スマイルブック講習会開催 6回
予　算 **［歳出］**730,193円	**決　算** **［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**465,035円

4歳6か月児発達相談案内

事業の開始
平成19年6月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当		
事業の概要、目的	発達障害等による要支援状態に保護者等が気づき、必要な時に専門機関に繋がることができるよう、4歳6か月を迎えた児童の保護者にリーフレットを送付し、健康づくり課 母子保健相談や子育てステーション発達相談室等、専門的な機関への相談を促す。 （廃止：令和8年3月31日）		
対　　象	区内在住の4歳6か月の児童の保護者		
事業の実績	令和7年度実績　延べリーフレット送付数　6,227件		
予　算	[歳出] 368,206円	決　算	[歳入] 特定財源なし　[歳出] 140,800円

児童相談所

事業の開始
令和2年4月

窓口・所管	児童相談所（児童相談課・一時保護課）		
事業の概要、目的	区では、妊娠から出産、保育、幼児教育、学校教育まで責任を持つ区による一元的な児童相談行政を目指し、令和2年4月に児童相談所を開設した。 【業務内容】 児童福祉法に基づき、18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を本人、家族、学校や地域の方などから受け付け、児童福祉司、児童心理司、保健師等の専門スタッフが相談に応じる。 【相談内容】 ・養護に関すること 親の病気、出産、死亡、家出などにより養育に困ったとき、虐待など、子どもの人権に関わるとき ・保健に関すること 乳児、早産児等一般的健康管理に関すること ・障害に関すること 知的発達の遅れ、肢体不自由、ことばの遅れ、自閉傾向にあるとき ・非行に関すること 家出、盗み、乱暴、性的非行、薬物に手を出してしまうなどで困っているとき ・育成に関すること わがまま、落ち着かない、いじめ、学校にいきたがらないなどで心配なとき ・愛の手帳の交付にかかる申請・判定 ・里親に関すること 一定期間子どもを預かり養育する養育家庭に関心がある方、あるいは養子縁組をして子どもを養育する希望がある方 【児童虐待の通告・相談窓口】（フリーダイヤル、24時間・365日対応） ・世田谷区児童虐待通告ダイヤル 0120－52－8343（子にやさしさ） ・児童相談所虐待対応ダイヤル 189（いちはやく）		
根拠法令等	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律		
対　　象	原則として18歳未満の児童とその保護者		
予　算	[歳出] 564,651,000円	決　算	[歳入] [国] 147,654,599円　[都] 723,000円 [他] 13,932,645円 [歳出] 508,264,260円

児童相談所が関わる子どもの権利擁護にかかる取組み

事業の開始
令和２年４月

窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	①一時保護所第三者委員 一時保護所を定期的に訪問し、子どもたちの様子を確認するとともに、日ごろの不満などの意見を聞き取り、必要に応じて児童相談所へ伝達する。 ②一時保護所の第三者評価 外部の評価機関により、一時保護所において子どもの権利が守られている体制かを含めた評価を定期的に実施する。外部評価を実施しない年度は、外部評価の結果を踏まえた内部評価を実施する。 ③児童相談所の第三者評価 外部の評価機関により、児童相談所の業務の質の評価を行うことにより、当該業務の質の向上を図る。 ④意見表明等支援事業 令和６年度から外部委託により実施し、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、児童相談所が関わる子どもの意見表明等を支援し、子どもの意見または意向を把握するとともに、適切に関係機関に届ける。 ⑤子ども本人から児童福祉審議会への申立て及び調査員制度の構築 令和６年４月から、子ども本人が児童相談所の措置内容に不服がある場合における児童福祉審議会への申立制度を構築する。あわせて、円滑かつ公平に調査を行うための仕組みとして、外部の弁護士等を「子どもの権利擁護調査員」として委嘱する。 などの取組みを実施。
根拠法令等	［国］児童福祉法 ［区］世田谷区児童相談所一時保護所第三者委員設置要綱 世田谷区一時保護所第三者評価実施要綱 世田谷区児童相談所第三者評価実施要綱
対　　象	一時保護所及び一時保護された児童等
予　算	**［歳出］** 19,175,000 円
決　算	**［歳入］**［国］468,000 円　［都］6,538,000 円 **［歳出］**14,510,895 円

児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業の指導検査

事業の開始
令和２年４月

窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課児童相談支援担当
事業の概要、目的	世田谷区内の児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に対して、一般指導検査その他の方法を通じて、事業の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図る。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］児童自立生活援助事業等指導検査実施要綱
対　　象	区内児童自立生活援助事業（自立援助ホーム） 区内小規模住居型養育事業（ファミリーホーム）
事業の実績	令和７年度実績　一般指導検査　３事業
予　算	**［歳出］** 165,000 円
決　算	**［歳出］** 165,000 円

里親制度

事業の開始
令和２年４月

窓　　口	児童相談所
事業所管	子ども・若者部児童相談支援課社会的養護推進担当
事業の	里親制度とは、要保護児童（保護者がいない、または、様々な理由から家庭で暮らせない児

概要、目的	童）を家庭に代わって養育する制度であり、「養育家庭（里親）」「専門養育家庭」「養子縁組里親」「親族里親」の４つに分類している。 区では、里親の登録に必要な研修の実施、里親の登録のほか、里親制度の普及啓発、里親養育の支援を行う。		
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区里親制度運営要綱、世田谷区養育家庭制度実施要綱、世田谷区専門養育家庭制度実施要綱、世田谷区養子縁組里親制度実施要綱、世田谷区親族里親制度実施要綱		
予　算	**［歳出］** 117,638,000 円	**決　算**	**［歳入］**［国］16,493,000 円 **［歳出］** 109,159,371 円

養子縁組あっせん事業の許可等

事業の開始
令和２年４月

窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課社会的養護推進担当		
事業の概要、目的	区内で養子縁組あっせん事業を行おうとする事業者の申請受付及び許可を行う。また、区内で事業を行う事業者に対し、業務の適正な運営を確保するために必要な指導（改善命令等）を行う。 令和７年度現在、対象事業者なし		
根拠法令等	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 ［区］世田谷区民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可等に係る事務手続要綱		
対　　象	区内に事業所を置き養子縁組あっせん事業を行う事業者		
予　算	―	**決　算**	―

児童福祉施設等の認可

事業の開始
令和２年４月

窓口・所管	障害福祉部障害保健福祉課（下記①、②）、子ども・若者部児童課（下記③）、子ども・若者部子ども家庭課（下記④、⑤）、子ども・若者部児童相談支援課社会的養護推進担当（下記⑥～⑪）、子ども・若者部保育課（下記⑫～⑮）		
事業の概要、目的	児童福祉法等に基づき、児童福祉施設の認可等を行う。 ① 障害児入所施設 ②児童発達支援センター ③児童厚生施設 ④母子生活支援施設 ⑤助産施設 ⑥乳児院 ⑦児童養護施設 ⑧児童心理治療施設 ⑨児童自立支援施設 ⑩児童家庭支援センター ⑪里親支援センター ⑫保育所 ⑬幼保連携型認定こども園 ⑭地域型保育事業 ⑮乳児等通園支援事業		
根拠法令等	児童福祉法等 ［区］世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例		
予　算	―	**決　算**	―

生活保護世帯から進学する若者のための給付型奨学金

事業の開始
令和６年６月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	国の制度の狭間にあり、困難を抱えている生活保護世帯から進学する若者に対し、経済的な支援を行うことで、大学等高等教育への進学支援及び中退防止を図る。

根拠法令等	［区］世田谷区生活保護世帯から進学する若者のための給付型奨学金実施要綱
事業の実績	支給 64 件
対　　象	高校を卒業した年度の 3 月 31 日時点で世田谷区から生活保護を受給していた若者であって、その他複数の要件を全て満たす者。

予 算	［歳出］42,470,000 円	決 算	［歳出］34,992,602 円

生活困窮世帯の子ども・若者に対する高等学校卒業程度認定取得支援事業

事業の開始
令和 8 年 1 月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	高校中退等した子ども・若者の学び直しとして、高卒認定資格取得の支援を強化する。
根拠法令等	［区］世田谷生活困窮世帯の子ども・若者に対する高等学校卒業程度認定取得支援事業実施要綱
対　　象	世田谷区内に住所を有する、生活困窮世帯等の子ども・若者（39 歳以下）

予 算	［歳出］900,000 円	決 算	［歳出］72,900 円

ヤングケアラー等支援基盤強化事業

事業の開始
令和 6 年 7 月

事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	ヤングケアラーとその家庭への支援として、LINE を活用した相談窓口の開設・運営、ヤングケアラーコーディネーター業務の実施により、当事者とその家族に対する個別の相談対応や、教育・福祉・介護・医療・地域の支援団体等との綿密な連携の促進等、早期に必要な支援につながる環境づくりを行い、世田谷区におけるヤングケアラー支援の基盤強化を図る。
根拠法令等	子ども・若者育成支援推進法 ［区］ヤングケアラー等支援基盤強化事業実施要綱
事業の実績	令和 7 年度実績　研修等 11 回、LINE 登録者数 1,114 人
対　　象	区内在住のヤングケアラー、ヤングケアラーが属する家族、関係機関等

予 算	［歳出］22,153,679 円	決 算	［歳入］［国］14,509,000 円　［都］1,901,000 円 ［歳出］22,200,880 円

2. 保育

認可保育園

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部保育課
事業の概要、目的	保育園は、児童福祉法等に基づいて、保護者の就労や病気などのために、保育を必要とする乳幼児を預かり、一定の時間保育する児童福祉施設である。また、就労形態の変化や核家族化などにより、保育園に対する要望も多様化している。区では、このような保育需要の変化、児童福祉法等の趣旨を踏まえ、延長保育、障害児保育、一時預かり保育、病児・病後児保育等多様な保育の充実に努めている。
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 ［区］世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例 世田谷区立保育園条例 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例　他
対　　象	保護者が就労、出産、疾病、障害、介護、災害等の理由で、0 歳児から小学校就学前までの乳幼児の保育を必要とする場合 ⑴ 申込み 住所地を管轄する総合支所子ども家庭支援課が保育園入園の相談・申込みを受け、保育認定・調整課入園担当が保護者の保育を必要とする事由を審査した上で、支給認定証の交付、入園の承諾・不承諾を決定している。保護者が保育園を選択しやすいよう情報提供の充実に努めている。 ⑵ 保育料 令和7年9月より区内在住の在園児童の保育料を無償化している。ただし、区立保育園の延長保育料は、保護者の住民税等（4～8 月は前年度）に基づき定めている。なお、私立保育園の延長保育料は各園が定めている。 ⑶ 保育内容 ①保育時間 保護者の勤務時間等により開所時間（主として午前7時15分から午後6時15分）内で保育を行っている。さらに、区立44園、私立174園の合計216園（区立は全園1時間、私立は1時間28園、2時間138園、4時間6園、13時間1園）が延長保育を実施している（令和8年4月1日現在、本園のみの数とする）。 ②休日保育等 保護者の就労形態の多様化等に対応するため日曜日、祝日、年末（12月29･30日）に保育を実施（私立6園、年末保育のみ私立5園）している。 ③保育園での生活 保育園は保護者に代わり乳幼児を保育する場となるので、子ども達が集団の中でともだちといっしょに楽しく過ごし、健やかに成長できるよう配慮している。年齢・児童の発達に応じた指導、遠足・運動会などの行事、児童の健康管理、定期健康診断、給食の提供などを実施している。

予　算	**［歳出］** 38,714,193,000 円	**決　算**	**［歳入］**［国］11,166,642,246 円 ［都］5,428,777,722 円［他］251,451,587 円 **［歳出］** 36,902,882,363 円

区立保育園一覧（令和８年４月１日現在）

保育園名	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計	延長	開設年月日
池尻保育園	－	20	20	22	24	24	110	25	昭和23.1.10
三宿保育園	12	14	18	19	20	20	103	25	昭和53.4.1
太子堂保育園	7	12	16	17	18	18	88	25	昭和49.4.1
三軒茶屋保育園	－	16	17	17	17	17	84	25	昭和54.4.1
世田谷保育園	10	22	26	30	30	33	151	25	昭和16.6.1
桜保育園	－	16	20	21	23	23	103	25	昭和42.4.1
東弦巻保育園	10	18	18	18	18	18	100	25	昭和52.5.1
弦巻保育園	－	16	16	18	19	20	89	25	昭和44.5.1
西弦巻保育園	9	15	17	19	20	20	100	20	昭和53.4.1
豪徳寺保育園	－	18	19	30	30	30	127	25	昭和36.11.1
南桜丘保育園	8	15	17	19	20	20	99	25	昭和53.4.1
わかくさ保育園	12	16	17	17	18	18	98	25	昭和57.4.1
守山保育園	－	18	22	29	30	30	129	25	昭和46.4.1
若竹保育園	－	14	14	16	16	16	76	20	昭和51.4.1
松原北保育園	10	16	18	19	19	20	102	25	昭和54.4.1
赤堤保育園	－	17	18	21	22	22	100	25	昭和46.4.1
松沢保育園	－	16	17	21	21	21	96	20	昭和38.4.1
上北沢保育園	14	20	21	22	22	22	121	25	昭和31.10.1
下馬保育園	5	18	18	19	19	19	98	25	昭和50.7.1
駒沢保育園	－	14	18	19	19	20	90	20	昭和21.3.12
上馬保育園	5	10	13	17	17	17	79	20	昭和44.5.1
南奥沢保育園	－	9	9	17	17	17	69	20	昭和47.4.1
奥沢保育園	8	10	10	17	17	18	80	25	昭和32.8.2
中町保育園	11	16	18	19	20	21	105	25	昭和52.9.1
玉川保育園	－	15	18	20	22	22	97	20	昭和36.7.1
上用賀保育園	8	14	15	21	22	22	102	25	昭和49.4.1
ふじみ保育園	－	16	16	19	19	20	90	20	昭和57.4.1
用賀保育園	－	19	20	20	33	34	126	25	昭和30.3.25
用賀保育園分園	－	9	10	10	20	20	69	25	平成23.4.1
等々力中央保育園	5	18	22	30	30	30	135	25	令和5.7.1
新町保育園	－	13	14	19	19	19	84	25	昭和41.4.1
上祖師谷保育園	－	18	18	21	21	21	99	25	昭和47.8.1
上祖師谷南保育園	5	16	19	21	21	21	103	25	昭和54.4.1
船橋東保育園	－	16	16	19	19	20	90	20	昭和45.4.1
希望丘保育園	8	18	22	29	30	30	137	25	昭和47.11.1
南八幡山保育園	－	11	16	17	17	17	78	20	昭和55.4.1
八幡山保育園	－	16	17	21	21	21	96	20	昭和38.4.1
給田保育園	6	16	20	22	22	22	108	25	昭和50.4.1
芦花保育園	9	15	16	20	20	20	100	25	昭和39.12.1
烏山北保育園	－	13	14	19	19	19	84	20	昭和43.4.1
西之谷保育園	8	17	18	19	20	21	103	25	昭和54.4.1
小梅保育園	－	14	14	17	17	17	79	20	昭和55.4.1
喜多見保育園	－	15	17	19	20	20	91	25	昭和42.4.1
南大蔵保育園	7	14	14	17	17	18	87	25	昭和49.4.1
大蔵保育園	－	11	18	23	23	23	98	25	昭和40.4.1
合計	177	690	771	906	948	961	4,453	1,060	

私立保育園一覧（令和８年４月１日現在）

保育園名	定員							延長定員	開設年月日
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
◎鳩ぽっぽ	10	12	14	14	15	15	80	20程度	平成7.4.1
◎下馬鳩ぽっぽ	9	12	13	15	15	15	79	20程度	平成12.4.1
○下馬鳩ぽっぽ保育園分園野の花園	6	8	9	9	9	10	51	20程度	平成23.4.1
○おともだち	6	12	16	18	19	19	90	20程度	昭和24.10.20
○おともだち保育園分園こまどめ			15	17	17	17	66	20程度	平成11.6.1
○おともだち保育園分園こまつなぎ	6	17					23	20程度	平成23.4.1
○桜ヶ丘	6	12	14	14	15	15	76	20程度	昭和26.3.10
◆経堂	10	16	17	18	18	18	97	30程度	平成18.4.1
◎オリーピア		12	12	12	12	12	60	20程度	平成18.5.1
◎太子堂なごみ	9	19	21	21	21	21	112	20程度	平成23.4.1
◎もみの木保育園太子堂	12	20	22	24	24	24	126	20程度	平成24.4.1
◎世田谷はっと	9	24	30	30	30	30	153	30程度	平成26.8.1
◎さくらのその				21	21	21	63	20程度	平成23.4.1
○さくらのその保育園分園つぼみ	10	18	18				46	10程度	平成31.4.1
◎池尻かもめ	10	13	15	15	16	20	89	20程度	平成25.4.1
◎遊愛	9	12	15	24	24	24	108	30程度	平成27.4.1
◎桜すくすく	6	12	12	16	16	16	78	20程度	平成27.4.1
◎駒沢こだま	6	8	8	8	8	8	46	15程度	平成27.4.1
◎世田谷いちい保育園北ウイング	9	24	24	24	24	24	129	20程度	平成27.11.1
◎世田谷いちい保育園南ウイング	9	24	24	24	24	24	129	20程度	平成28.4.1
◎ポピンズナーサリースクール経堂南	6	7	8	8	8	8	45	10程度	平成28.4.1
◎キッズスマイル世田谷上馬	6	10	11	11	11	11	60	10程度	平成28.4.1
◎クラルテ	6	8	8	8	8	8	46	10程度	平成28.4.1
◎ミアヘルサ保育園ひびき上馬	6	12	12				30	10程度	平成28.4.1
◎ラフ・クルー経堂	6	11	11				28	10程度	平成28.4.1
○昭和ナースリー	9	12	12				33	9程度	平成28.4.1
◎グローバルキッズ世田谷四丁目園	6	10	11	11	11	11	60	20程度	平成28.9.1
◎グローバルキッズ若林園	6	10	10	12	12	13	63	10程度	平成29.4.1
◎桜の詩	12	15	15	15	15	15	87	20程度	平成29.4.1
◎おともだち・ララ	6	12	15	19	19	19	90	20程度	平成29.4.1
◎わらべうた三宿	7	14	14				35	5程度	平成29.4.1
○三宿の杜なごみ	8	8	8	8			32	20程度	平成30.4.1
◎インターナショナル三軒茶屋えほん	6	12	13	14	14	14	73	全員可	平成30.4.1
◎よつば	6	8	8	8	8	8	46	全員可	平成30.4.1
◎三茶こだま	9	9	9	9	9	9	54	15程度	平成30.4.1
◎上町しぜんの国	12	15	18	20	20	20	105	20程度	平成31.4.1
◎天使の詩	9	12	12	12	12	13	70	20程度	平成31.4.1
◎世田谷1丁目ゆたか園	9	12	14	15	15	15	80	全員可	令和2.4.1
◎スマイルキッズ駒繋	9	10	10	12	12	12	65	10程度	令和2.4.1
○モニカ三軒茶屋園	6	7	7				20	3程度	令和2.4.1
◎つくし	6	9	9				24	6程度	令和2.4.1
◎フロンティアキッズ上町	4	5	6	6	7	7	35	15程度	令和2.4.1
○いいほいくえん用賀		12	12	12	12	12	60	10程度	令和2.4.1
いいほいくえん用賀分園	9						9		令和2.4.1
◎フロンティアキッズ上馬	6	6	6	7	7	8	40	15程度	令和2.4.1
◎野沢そらの木	7	7	7	13	13	13	60	20程度	令和3.4.1
◎若葉の詩	12	15	15	15	15	15	87	20程度	令和3.4.1
◎つむぎ	9	15	16	20	20	20	100	20程度	令和3.4.1
○サン・ベビールーム	6	10	10				26	5程度	令和3.11.1
◎グローバルキッズ松陰神社駅前	6	10	11	11	11	11	60	全員可	令和4.4.1
春明	9	13	14	14	14	14	78	－	昭和30.2.1
◆松原	10	16	16	16	16	16	90	30程度	平成22.4.1
○早苗	6	9	12	24	24	24	99	25程度	昭和32.3.27
○早苗保育園分園ほなみ	3	10	12				25	10程度	平成23.4.1

○河田		7	14	14	15	15	65	20程度	昭和45.8.1
◎東北沢ききょう	15	18	22	22	22	22	121	20程度	平成24.4.1
◎代沢みこころ		10	11	11	11	11	54	20程度	平成26.9.1
◎代沢みこころ保育園分園小さな森の保育園		10	10				20	5程度	令和7.4.1
◎みんなのおうち	9	17	18	19	19	20	102	20程度	平成27.4.1
◎ポピンズナーサリースクール羽根木	9	15	15	17	17	17	90	15程度	平成27.4.1
○梅丘なごみ		12	12	12	12	12	60	20程度	平成25.4.1
◎赤堤ゆりの木	9	10	11	11	11	11	63	20程度	平成29.4.1
◎マリア	9	12	15	18	18	18	90	15程度	平成29.4.1
◎わらべうた経堂	6	12	12				30	5程度	平成29.4.1
◎スマイルキッズ下北沢	9	11	12	12	12	12	68	10程度	平成29.4.1
◎にじのおうち	6	8	9	9	9	9	50	15程度	平成29.7.1
◎代沢ききょう	10	16	16	16	16	16	90	10程度	平成30.4.1
◎RISSHO KID'S きらり 代沢	6	9	12	12	12	12	63	15程度	平成31.4.1
○梅丘至誠	6	8	7	16	18	18	73	15程度	令和2.4.1
○梅丘至誠パーチェ	9	9	9				27	10程度	令和2.4.1
◎世田谷代田仁慈保幼園	12	15	18	20	20	20	105	全員可	令和2.4.1
◎北沢みこころ	6	8	8				22	6程度	令和2.4.1
◎まつばらけやき	6	6	12	12	12	12	60	20程度	令和2.4.1
◎まつばらけやき保育園分園	6	6					12	5程度	令和2.4.1
○おおわだ保育園世田谷豪徳寺	6	10	11	11	11	11	60	全員可	令和2.10.1
◎キッズスマイル世田谷梅丘	6	8	9	9	9	9	50	全員可	令和3.4.1
◎葵みこころ	6	6	6	9	9	9	45	10程度	令和3.4.1
◎にじいろ保育園松原	6	10	12	14	14	14	70	全員可	令和3.4.1
◎スマイルキッズドレミファ	6	11	12				29	5程度	令和3.7.1
◎京王キッズプラッツ桜上水		9	9	9	9	9	45	5程度	令和4.4.1
○風の丘めぐみ保育園　風棟	9	12	12				33	10程度	令和4.4.1
◎風の丘めぐみ保育園　森棟				15	15	15	45	10程度	令和4.4.1
◎下北沢そらいろ	6	10	10	11	11	12	60	10程度	令和4.4.1
◎あそびの森ゆう	6	10	10				26	8程度	令和4.4.1
◎あそびの森ゆう＋				10	10	10	30	10程度	令和4.4.1
◆下北沢	7	14	16	19	21	21	98	20程度	令和5.4.1
◎学び処世田谷保育屋敷わびさびあそび	6	12	14	15	15	15	77	20程度	令和5.4.1
◎みこと	6	7	8	9	9	9	48	15程度	令和7.4.1
◎めぐみ	9	11	14	14	14	15	77	20程度	昭和23.7.1
○わかな		14	18	18	18	20	88	20程度	昭和26.12.1
◎ナオミ	15	24	24	24	24	24	135	20程度	昭和29.12.1
○ナオミ保育園分園ぶどうの木	9	9	9	9	9	9	54	10程度	平成22.4.1
◆等々力	9	18	18	18	18	18	99	30程度	平成20.4.1
○等々力保育園分園このは	6	10	10	12	10	10	58	15程度	平成22.8.1
◎尾山台	9	12	16	16	16	16	85	20程度	平成19.10.1
○用賀なのはな	10	13	15	27	27	27	119	40程度	平成10.6.1
○用賀なのはな保育園深沢分園		12	12				24	10程度	平成19.4.1
○身延山	9	13	13	27	27	28	117	20程度	昭和32.3.27
身延山保育園分園さくら青空		12	14				26	―	平成18.4.1
◎さくらしんまち	9	16	19	21	21	21	107	20程度	平成20.4.1
◎グリーンヒル奥沢	6	9	12	9	7	7	50	20程度	平成23.4.1
○グリーンヒル奥沢保育園分園グリーンバレー等々力		9	10	10	10	10	49	20程度	平成25.4.1
◎たまがわみんなの家	9	17	21	21	21	21	110	20程度	平成26.7.1
○いずみ	6	12	13	15	15	15	76	20程度	平成23.4.1
○さくらの木	9	12	14	18	18	18	89	20程度	平成23.4.1
◎グリーンフィールド上野毛	6	7	8	8	8	8	45	25程度	平成27.4.1
◎駒沢どろんこ	9	15	18	22	22	22	108	20程度	平成27.4.1
◎Gakkenほいくえん　等々力	9	12	14	15	15	15	80	20程度	平成28.4.1
◎ふかさわミル	10	18	23	23	23	23	120	25程度	平成28.4.1

◎せたがやこころ	6	12	12	12	13	15	70	10程度	平成28.4.1
◎ベネッセ桜新町	6	10	11	12	12	12	63	20程度	平成28.4.1
◎わらべうた桜新町	7	14	14	15	15	15	80	15程度	平成28.4.1
◎ポピンズナーサリースクール世田谷中町	6	10	11	11	11	11	60	10程度	平成29.4.1
◎馬事公苑ひかり	9	15	18	26	26	26	120	15程度	平成29.4.1
◎用賀みこころ	6	10	11	11	11	11	60	20程度	平成29.4.1
◎ニチイキッズ深沢坂上	6	8	10	12	12	12	60	15程度	平成29.4.1
◎ChaCha Children Todoroki	9	17	18	25	25	25	119	全員可	平成29.4.1
◎世田谷仁慈保幼園	12	15	18	20	20	20	105	全員可	平成29.4.1
◎キッド・ステイ世田谷南	10	15	18	18	18	18	97	20程度	平成29.4.1
◎わらべうた等々力	6	12	12				30	5程度	平成29.4.1
◎スマイルキッズ桜新町	15	15	15	15	16	16	92	20程度	平成29.4.1
○スマイルキッズ深沢保育園		10	12				22	5程度	令和8.4.1
○ぴっころ	7	8	9	13	13	13	63	20程度	平成23.4.1
◎グリーンホーム東玉川	10	10	10	10	10	10	60	20程度	平成30.4.1
◎尾山台みどり	9	13	13	15	15	15	80	20程度	平成30.4.1
◎上用賀青い空	9	12	12	12	12	12	69	20程度	平成30.4.1
○上用賀青い空保育園分園森の家		8	8	8	8	8	40	6程度	平成23.4.1
◎用賀ルンビニ	6	9	15	15	15	15	75	20程度	平成30.4.1
◎コンビプラザ等々力	6	7	7	7	7	7	41	10程度	平成30.4.1
◎空の鳥	9	18	18	18	18	18	99	20程度	平成31.4.1
○空の鳥保育園分園りんごの木	6	9	9	9	9	8	50	10程度	令和8.4.1
◎駒沢わこう	12	17	17	24	24	24	118	全員可	平成31.4.1
◎三軒茶屋わこう	6	7	7				20	全員可	令和2.4.1
◎にじのこ	9	10	12	15	15	15	76	10程度	令和2.4.1
◎かほる	6	7	8	8	8	8	45	3程度	令和2.9.1
◎東玉川善隣		10	11	11	11	11	54	20程度	令和2.9.1
◎ラフ・クルー駒沢		4	5	12	12	12	45	全員可	令和3.4.1
◎おひさま	6	10	10				26	20程度	令和3.4.1
○青い空	9	11	12	15	15	15	77	20程度	昭和43.5.1
◆砧	6	12	12	14	16	16	76	30程度	平成21.4.1
◎世田谷つくしんぼ	9	15	18	20	20	20	102	20程度	平成22.4.1
○祖師谷わかば	9	20	20	25	25	25	124	20程度	昭和47.10.1
○祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおば	6	9	9				24	6程度	平成29.10.1
◎大蔵ふたば	12	18	18	22	22	22	114	20程度	昭和47.10.1
●成育しせい	9	18	20	21	21	21	110	30程度	平成21.4.1
○すこやか園	6	6	6	7	7	7	39	10程度	平成11.6.1
○すこやか園分園キリン	6	6	6	6	6	6	36	10程度	平成23.4.1
○千歳	6	15	16	21	21	21	100	20程度	昭和32.3.27
◎宇奈根なごやか園	6	12	11	17	17	17	80	20程度	平成19.7.1
◎喜多見バオバブ	6	12	14	15	15	15	77	20程度	平成24.4.1
◎成城つくしんぼ	12	25	30	28	28	28	151	30程度	平成25.4.1
◎岡本こもれび	9	14	17	20	20	20	100	20程度	平成26.4.1
◎喜多見野の花	9	12	12	13	13	13	72	20程度	平成26.7.1
◎世田谷おとぎの森		12	12	12	12	12	60	12程度	平成26.9.1
○ひだまり	7	9	12	14	14	14	70	20程度	平成27.4.1
○千歳ないろ	6	12	12	16	16	16	78	15程度	平成22.4.1
◎太陽の子世田谷船橋	6	12	12	12	12	12	66	20程度	平成27.4.1
◎Gakkenほいくえん　砧	9	12	14	15	15	15	80	20程度	平成27.4.1
◎生活クラブ保育園ぽむ・砧		14	14	14	14	14	70	15程度	平成30.4.1
○生活クラブ保育園ぽむ・砧分園	12						13	3程度	平成27.4.1
◎ちきゅうのこどもほいくえん成城	9	14	14	14	14	15	80	15程度	平成27.7.1
◎太陽の子世田谷きぬた	9	10	12	15	16	16	78	20程度	平成28.4.1
◎AIAI NURSERY祖師谷		10	10	10	10	10	50	10程度	平成28.4.1

◎チャイルドスクエアそしがや	3	6	10	10	10	10	49	10程度	平成28.4.1
◎太陽の子めぐりさわ	6	15	15				36	10程度	平成28.4.1
◎太陽の子めぐりさわ保育園分園太陽の子千歳台二丁目	3	3	3	18	18	18	63	15程度	平成29.4.1
◎にじいろ保育園千歳台	6	10	12	14	14	14	70	全員可	平成29.4.1
◎鎌田のびやか園	6	12	14	17	17	17	83	20程度	平成29.4.1
○鎌田のびやか園分園	6	7	7				20	10程度	平成28.9.1
◎はあと保育園成城	6	6	6	14	14	14	60	15程度	平成29.9.1
◎はあと保育園成城喜多見分園	6	7	8				21	10程度	平成30.4.1
◎フラヌール				15	15	15	45	10程度	平成29.9.1
◎フラヌール保育園分園	9	15	15				39	6程度	平成30.4.1
◎キッズスマイル世田谷千歳台	9	10	12	14	14	14	73	全員可	平成30.4.1
◎もみの木保育園 希望丘	9	10	10	21	15	15	80	20程度	平成30.4.1
○もみの木保育園希望丘分園		10	10				20	全員可	令和7.4.1
◎YMCA保育園ねがい	9	14	14	14	14	14	79	10程度	令和元.7.1
◎RISSHO KID'S きらり 岡本	6	13	13	20	20	20	92	10程度	令和2.4.1
○RISSHO KID'S きらり 玉川	6	7	7				20	10程度	平成31.4.1
◎ひなたの森		6	6	13	13	13	51	6程度	令和2.4.1
◎ひなたの森保育園分園	6	7	7				20	6程度	令和2.9.1
◎日本女子体育大学附属	9	12	12	20	20	20	93	10程度	令和2.4.1
○高木保育園	5	7	8				20	5程度	令和7.4.1
◎喜多見こどもの家	3	13	13				29	全員可	令和8.4.1
◎祖師谷	9	14	17	20	24	24	108	20程度	昭和31.6.30
○祖師谷保育園分園	9	14	14	8	8	7	60	20程度	平成21.7.1
◎烏山杉の子	7	8	11	11	11	11	59	20程度	昭和54.4.1
○烏山杉の子保育園分園みなみ風		10	10	10	10	10	50	15程度	平成23.4.1
◆烏山	12	18	20	22	22	22	116	30程度	平成19.4.1
◎せたがや小鳥の森	9	10	12	12	12	12	67	20程度	平成23.4.1
◎北烏山なごみ	9	18	22	22	22	24	117	20程度	平成25.4.1
○小さなおうち		6	6	6	6	6	30	15程度	平成25.4.1
◎烏山いちご	6	10	11	11	11	11	60	20程度	平成27.4.1
◎第二いちご	9	16	18	19	20	22	104	20程度	平成28.4.1
◎烏山翼	9	13	13	17	17	17	86	20程度	平成28.8.1
◎上北沢こぐま	9	17	17	17	17	17	94	15程度	平成29.4.1
◎いずみの園		10	11	11	11	11	54	15程度	平成29.4.1
◎ChaCha Children Soshigayakoen		4	4	24	24	24	80	全員可	平成29.4.1
◎ChaCha Children Soshigayakoen Park side	12	18	20				50	全員可	平成30.4.1
◎芦花そらいろ	6	10	12	14	14	14	70	15程度	平成29.4.1
◎芦花の丘かたるぱ	12	15	15	19	19	19	99	20程度	平成30.4.1
◎ピノキオ幼児舎 芦花	9	13	14	14	14	14	78	10程度	平成30.4.1
◎京王キッズプラッツ烏山	9	15	16				40	5程度	平成30.4.1
◎にじいろ保育園給田	3	5	6	18	18	18	68	全員可	平成31.4.1
◎にじいろ保育園給田分園	9	12	12				33	全員可	令和2.4.1
○えにっくす八幡山	6	9	9				24	16程度	令和2.4.1
○えにっくす成城		10	10				20	10程度	令和7.4.1
○えにっくす芦花公園		10	10				20	20程度	令和8.4.1
◎ラフ・クルー烏山	6	9	9	17	17	17	75	全員可	令和2.4.1
◎ラフ・クルー烏山保育園分園	4	8	8				20	全員可	令和2.4.1
○メネス	6	12	12				30	6程度	令和3.4.1
合　計	1,397	2,375	2,583	2,525	2,527	2,546	13,953		

○　1時間延長実施園
◎　2時間延長実施園
◆　4時間延長実施園
●　13時間延長実施園

＜年齢別在籍等の状況（令和８年４月１日現在）＞

認可保育園

	施設数	項目	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
世田谷	59	定　員	4,837	444	832	900	878	885	898
		在籍児数	4,572	397	845	896	823	799	812
		欠　員	349	47	13	21	69	101	98
北沢	37	定　員	2,807	241	469	517	521	528	531
		在籍児数	2,690	234	478	512	502	500	464
		欠　員	151	7	4	14	24	32	70
玉川	50	定　員	4,621	389	736	818	873	898	907
		在籍児数	4,441	369	753	817	836	847	819
		欠　員	249	20	3	14	45	65	102
砧	42	定　員	3,531	288	586	634	674	673	676
		在籍児数	3,431	259	606	650	633	655	628
		欠　員	155	29	1	2	47	24	52
烏山	30	定　員	2,704	221	459	502	502	508	512
		在籍児数	2,565	200	461	494	472	472	466
		欠　員	124	13	3	4	31	32	41
区計	218 区立44 私立174	定　員	18,406	1,574	3,065	3,354	3,431	3,475	3,507
		区　立	4,453	177	690	771	906	948	961
		私　立	13,953	1,397	2,375	2,583	2,525	2,527	2,546
		在籍児数	17,699	1,459	3,143	3,369	3,266	3,273	3,189
		区　立	4,360	144	748	811	881	900	876
		私　立	13,339	1,315	2,395	2,558	2,358	2,373	2,313
		欠　員	1,028	116	24	55	216	254	363
		区　立	280	33	10	10	52	70	105
		私　立	748	83	14	45	164	184	258
	(再掲)他区市町村からの受託児		126	6	10	22	25	28	31
他区市町村への委託児			339	20	39	68	63	56	61

※定員よりも在籍児数が多い、定員から在籍児数を引いた数が欠員と合わないのは弾力化によるもの

※医療的ケア児は除く

認定こども園

事業の開始
平成19年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部保育課、教育委員会事務局乳幼児教育・保育支援課
事業の概要、目的	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」等に基づいた、保育園と幼稚園の機能を一体化した施設。保護者の就労の有無や形態にかかわらず、子どもたちに教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て相談や親子の集いの場の提供など、地域で子育て中の家庭を支援する各種事業を実施する。 世田谷区には、次の2つの類型の認定こども園がある。 (1) 幼保連携型 認定こども園としての認可を受け、幼児教育と保育を一体として行う施設 (2) 幼稚園型 認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設
根拠法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、 ［区］世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例　他
対　　象	就学前まで
予　算	**［歳出］**1,599,565,000円
決　算	**［歳入］**［国］511,280,247円　［都］305,461,204円 **［歳出］**1,576,470,782円

※予算・決算は私立のみ

区立認定こども園一覧　　（令和6年4月1日現在）

施設名	定員	類型
多聞幼稚園	16名	幼稚園型

私立認定こども園一覧　　（令和8年4月1日現在）

施設名	定員	類型
青葉学園野沢こども園	80名	幼保連携型
昭和女子大学附属 昭和こども園	105名	幼保連携型
日本大学認定こども園	129名	幼保連携型
羽根木こども園	130名	幼保連携型
認定こども園 世田谷ベアーズ	80名	幼保連携型
円光院幼稚園	90名	幼稚園型

※保育枠の定員

＜年齢別在籍等の状況（令和8年4月1日現在）＞

認定こども園（7園）

	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
定　　員	631	35	69	78	144	152	152
在籍児数	601	35	69	77	133	144	143
欠　　員	4	0	0	0	1	3	0

地域型保育事業

事業の開始
平成27年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部保育課

事業の概要、目的	原則19人以下の単位で、保護者が就労などのため、保育を必要とする子どもを保護者に代わって保育する事業。家庭的保育事業は、運営事業者が借り上げたアパート等で、区が認定した家庭的保育者等が少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う。小規模保育事業は、少人数（定員6～19人）を対象に、きめ細やかな保育を行う。定員や児童1人当たりの面積等の運営基準により、A型、B型、C型の3類型に分かれ、類型により保育従事者等の運営基準が異なる。事業所内保育事業は、会社等の事業所が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。居宅訪問型保育事業は、集団保育が困難で、医療的ケア等が必要な乳幼児の居宅において、保育者による1対1のきめ細やかな保育を行う。
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 ［区］世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例　他
対　　象	原則、3号認定を受けた乳幼児（0～2歳児）。 ⑴ 定員 ①家庭的保育事業 家庭的保育者1人と家庭的保育補助者1人につき5人以内。 ②小規模保育事業 A・B型は6～19人、C型は6～10人。 ③事業所内保育事業 A・B型は6～19人、保育所型は20人以上。 ④居宅訪問型保育事業 家庭的保育者1人に対して1人。 ⑵ 申込み 認可保育園同様、住所地を管轄する総合支所子ども家庭支援課で入園の申込みを受け付け、保育認定・調整課入園担当が保育の必要性を審査した上で、入園の承諾・不承諾を決定している。（居宅訪問型については事前に入園担当へ電話相談。） ⑶ 保育料 令和7年9月より区内在住の在園児童の保育料を無償化している。延長保育料は各事業で定めている。 ⑷ 保育時間 基本時間は、実施保育事業所の開所時間のうち、原則として1日8時間又は11時間。延長保育を実施している事業所もある。
予　算　**［歳出］**1,462,279,000円	**決　算**　**［歳入］**［国］662,904,201円［都］267,243,547円 **［歳出］**1,461,009,089円

地域型保育事業一覧　（令和8年4月1日現在）

事業区分	施設名	定員
家庭的	らふ・くるーまむ（いちご・ばなな・ぶどう）	0歳児クラス1名、 1歳児クラス9名、 2歳児クラス5名
家庭的	おうち①～⑤、おうち⑥	各クラス 5名×6
小規模	もみの木Mom太子堂	12名
小規模	ふたばクラブ三軒茶屋保育園	19名
小規模	なかよしほいくえん	18名
小規模	アルタベビー下北沢園	19名
小規模	ホームマミーおくさわ	12名
小規模	駒沢ほしにねがいを保育園	19名
小規模	青い空の家	9名
小規模	えにっくす	19名

小規模	ららる一保育園	12名
小規模	千歳ぴっち小規模保育園	12名
小規模	ベベ・ア・パリ保育園経堂	19名
小規模	上馬つきの木保育園	15名
小規模	マリアの家保育園	19名
小規模	翼の鐘保育園	15名
小規模	世田谷ほしにねがいを保育園	15名
小規模	ラフ・クルー駒沢公園ナーサリー	19名
小規模	等々力ほしにねがいを保育園	19名
事業所内	ヤクルト経堂保育園	14名
居宅訪問型	ほわわびじっと1	1名
居宅訪問型	障害児訪問保育アニー	13名

＜年齢別在籍等の状況（令和8年4月1日現在）＞

家庭的保育事業（9箇所）

	計	0歳	1歳	2歳
定　員	45	7	21	17
在籍児数	35	2	17	16
欠　員	10	5	4	1

小規模保育事業（17箇所）

	計	0歳	1歳	2歳
定　員	272	73	97	102
在籍児数	252	57	96	99
欠　員	45	33	6	6

事業所内保育事業（1箇所）　※従業員枠を除く

	計	0歳	1歳	2歳
定　員	14	0	7	7
在籍児数	15	0	8	7
欠　員	0	0	0	0

居宅訪問型保育事業（2箇所）

	計
定　員	14
在籍児数	11

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業の開始
令和8年4月

窓口・所管	子ども・若者部保育課、保育認定・調整課、子ども・若者支援課
事業の概要、目的	保護者の就労等の有無にかかわらず、月一定時間の利用可能枠の中で保育園等を利用できる、児童福祉法に基づく区市町村認可事業。 区は、保育園や幼稚園などを利用していない乳幼児を一定期間、定期的に預かり、他者との関わりの中で乳幼児の健やかな成長を促すとともに、保護者の孤立感や育児不安の軽減を図ることを目的に、国が定める全国で利用可能な月10時間の利用枠に加え、区内で定期的な預かりに利用できる利用枠の上乗せを行い、最大で月48時間まで利用可能としている。
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 ［都］多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱 ［区］世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例　他
対　　象	認可保育園、地域型保育事業、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設のいずれの保育

	施設にも在籍していない生後 6 か月～2 歳児。事前に乳児等支援給付認定を受ける必要がある。 ⑴ 実施形態 ①一般型 専用面積と専任の保育士を確保したうえで、専用室または在園児と合同での預かりを実施する。 ②余裕活用型 認可保育園、認定こども園、地域型保育事業の空き定員の範囲で、在園児と合同での預かりを実施する。 ⑵ 利用方法 保護者は、区 HP から乳児等支援給付認定を申請し、保育認定・調整課認定担当が審査した上で、認定を行う。認定と同時に国の「こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）」の ID が発行され、システムを利用して実施園に利用を申込む。 ⑶ 利用料 区民が区内施設を利用した場合は無償。それ以外は 1 時間あたり 300 円程度（国が示す標準的な利用料金で、施設により異なる）。 ⑷ 利用時間 月 10 時間（全国で利用可能）＋月 38 時間（区内施設の定期利用に利用可能）
予 算	**[歳出]**613,928,800 円（令和 8 年度当初予算額） **決 算** ー

乳児等通園支援事業（一般型）一覧　（令和 8 年 4 月 1 日現在）

施設種別	施設名	定員
私立認可保育園	池尻かもめ保育園	3 名
私立認可保育園	桜すくすく保育園	1 名
私立認可保育園	さくらのその保育園分園つぼみ	2 名
私立認可保育園	もみの木保育園太子堂	6 名
私立認可保育園	鳩ぽっぽ保育園	5 名
私立認可保育園	遊愛保育園	3 名
私立認可保育園	つむぎ保育園	2 名
私立認可保育園	下北沢保育園	5 名
私立認可保育園	用賀なのはな保育園深沢分園	5 名
私立認可保育園	もみの木保育園希望丘分園	6 名
私立認可保育園	ひだまり保育園	2 名
私立認可保育園	上北沢こぐま保育園	2 名
私立認可保育園	Cha Cha Children Soshigayakoen Park side	2 名
私立認可保育園	烏山杉の子保育園	3 名
私立認定こども園	羽根木こども園	5 名
小規模保育事業	等々力ほしにねがいを保育園	4 名
認証保育所	まなびの森保育園 駒沢プチ・クレイシュ	2 名
認証保育所	リトルパルズ・アカデミー	2 名
認証保育所	ポピンズナーサリースクール三軒茶屋	2 名
認証保育所	ポピンズナーサリースクール経堂	2 名
認証保育所	アスクバイリンガル保育園 明大前	3 名
認証保育所	ポピンズナーサリースクール桜新町	2 名
認証保育所	ポピンズナーサリースクール二子玉川	2 名
認証保育所	小学館アカデミーふたこたまがわ保育園	3 名
認証保育所	ベビールーム等々力	4 名
認証保育所	まなびの森保育園 用賀プチ・クレイシュ	2 名
認証保育所	木下の保育園 成城	2 名

認証保育所	木下の保育園 祖師谷	6名
認証保育所	ポピンズナーサリースクール千歳烏山	2名

保育室

事業の開始
平成9年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課、子ども・若者部保育認定・調整課
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課
事業の概要、目的	保護者が就労や病気などのため、保育を必要とする乳幼児を保護者の委託を受けて毎日一定の時間保育する定員30人未満の小規模な施設である。産休明けからの保育や乳幼児の一時保育など、小規模な施設の特色を生かした保育を行い多様なニーズに対応している。 区は一定の要件を備えた保育室に対し、保育環境の向上、入所児童の処遇改善のため運営費の一部を補助し、保護者に保育室を紹介している。
根拠法令等	児童福祉法　［区］世田谷区保育室制度運営要綱　他
対　　象	保護者が就労等の理由で保育を必要とする生後43日からおおむね3歳未満までの乳幼児で、区民であることが条件 (1) 申込み：保護者が保育室に直接申し込む。 (2) 保育料：基本保育料1ヵ月 45,000円。保育料全額を保護者からの申請に基づき補助している。 (3) 保育時間：午前7時30分から午後6時まで。必要に応じて午後7時までの延長保育を行う（午後6時を超える場合は、時間外保育料の対象となる）。
予　算　［歳出］42,204,000円	**決　算**　［歳入］［都］171,000円※子供家庭支援区市町村包括補助事業 ［歳出］40,811,674円

保育室一覧（令和8年4月1日現在）

名　称	定員	一時保育
ドレミファ保育室	29	○

＜実績＞

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保育室数	1	1	1
年延定員	348	348	348
年齢別受託児童数	167	175	130
0歳児	34	40	23
1歳児	119	96	65
2歳児	14	39	42
3歳児	0	0	0
4歳児	0	0	0
受託率（%）	48.0	50.3	37.4

保育ママ

事業の開始
昭和49年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課、子ども・若者部保育認定・調整課
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課
事業の概要、目的	保護者が就労や病気などのため、保育を必要とする乳幼児を、保育ママが保育ママの自宅で毎日一定の時間保育する制度である。3～5名の少人数で家庭的な雰囲気の中で保育するのが特色である。区は、一定の要件を備えた者を保育ママとして認定し、運営費の一部を支援する補助事業を行っており、保護者に保育ママを紹介している。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区家庭福祉員運営費補助要綱

対　　象	保護者が就労等の理由で保育を必要とする生後 36 日から 3 歳未満までの乳幼児で、区民であることが条件 ⑴ 定員 保育ママ 1 人につき、3 人以内。平成 10 年度より、保育ママに補助者を付け 2 人体制にし、5 人定員制も始めた。 ⑵ 申込み 保護者が保育ママに直接申し込む。 ⑶ 保育料 1 ヶ月　25,000 円。 保育料全額を保護者からの申請に基づき補助している。 ⑷ 保育時間 原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間の 8 時間が基本保育時間。 基本時間を超える場合は、時間外保育料の対象となる（1 時間 500 円以内)。

予　算	**[歳出]** 17,343,000 円	**決　算**	**[歳入]** [都] [都]96,269 円　※子供家庭支援区市町村包括補助事業 **[歳出]** 16,385,672 円

＜実績＞

年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
保育ママ数	6	5	3
年　延　定　員	288	203	132
年齢別受託児童数	267	190	111
0 歳児	78	81	55
1 歳児	136	54	39
2 歳児	53	55	17

認証保育所制度

事業の開始
平成 13 年 10 月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課、子ども・若者部保育認定・調整課
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課
事業の概要、目的	東京都の認証を受けた保育施設で、大都市のニーズに対応するため、1 日 13 時間以上の長時間開所等を行っているのが特色である。 ⑴ 申込み 保護者は、当該認証保育所と直接契約し利用する。 ⑵ 保育料 東京都認証保育所事業実施要綱に定める範囲内で各園が保育料を設定している。 区からの保育料の補助については、保育の必要性の認定がある児童については、全クラス上限 80,000 円、認定がない児童については、0～2 歳児クラスを上限 52,000 円、3～5 歳児クラスを上限 43,000 円としており、保護者からの申請に基づき補助している。
根拠法令等	児童福祉法 ［都］東京都認証保育所事業実施要綱 ［区］世田谷区認証保育所事業実施要綱 世田谷区認証保育所運営費補助金交付要綱
対　　象	月 48 時間以上の保育を必要とする 0 歳～小学校就学前までの児童 対象年齢・利用時間・利用料金は施設により異なる。

予　算	**[歳出]** 2,473,263,000 円	**決　算**	**[歳入]** [都] 365,378,049 円 ※保育士等キャリアアップ補助金・保育力強化事業　他 **[歳出]** 2,309,959,864 円

＜実績＞

年　　度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認証保育所数	35	33	31
年延定員	13,180	12,559	12,060
年齢別受託児童数	11,123	11,084	11,189
0歳児	1,914	1,928	2,073
1歳児	3,486	3,385	3,435
2歳児	2,989	3,329	3,342
3歳児	804	745	777
4歳以上児	1,518	1,300	1,164
区外在住者受託児童数	412	397	398
受託率（%）	84.4	88.3	92.8
区外認証保育所の利用者数	1,119	1,140	1,190

認証保育所一覧（令和8年4月1日現在）

型	施設名	定員	一時預かり事業（余裕活用型）
A	都市型保育園ポポラー東京三軒茶屋園	30	
A	ニチイキッズ三軒茶屋保育園	20	
B	ねいろ保育園	19	
A	ポピンズナーサリースクール三軒茶屋	40	
A	まなびの森　保育園駒沢プチ・クレイシュ	40	
A	三茶こっこ保育園	29	○
A	リトルパルズ・アカデミー	30	○
A	保育園夢未来桜新町園	40	○
A	こもれび保育園東松原園	26	○
A	アスクバイリンガル保育園　明大前	40	
A	ポピンズナーサリースクール経堂	32	
A	マミーズエンジェル奥沢保育園	32	○
A	ベビールーム等々力	27	○
A	ピノキオ幼児舎上野毛園	26	
A	こもれび保育園上野毛園	40	○
A	ナーサリールームベリーベアー用賀	33	
A	まなびの森　保育園用賀プチ・クレイシュ	30	
A	はじまり はじまり えん niko	37	
A	ポピンズナーサリースクール二子玉川	40	
A	小学館アカデミーふたこたまがわ保育園	33	○
A	こもれび保育園用賀園	30	○
A	ポピンズナーサリースクール桜新町	21	
A	ナーサリーさくらキッズ	30	
A	木下の保育園　祖師谷	30	
A	木下の保育園　成城	30	
A	エクレール保育園	40	
A	世田谷喜多見雲母保育園	30	○
A	砧南らる保育園	30	
A	世田谷祖師ヶ谷大蔵雲母保育園	60	○
A	ポピンズナーサリースクール千歳烏山	40	

認可外保育施設の各種届出受付、報告徴取

事業の開始
令和2年4月

窓　　口	子ども・若者部保育認定・調整課
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課
事業の概要、目的	認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設であって、認可保育園、認定こども園および地域型保育事業以外のものを総称して呼んでいる。 乳幼児が保育されている実態が認められる場合（概ね1日4時間以上、週5日、年間39週以上の施設で親と離れることを常態としている場合）は認可外保育施設として、法に定める届出を自治体に行う義務があり、各種基準に沿った運営が行われているか区で指導監督を行う。 区は、令和2年4月以降、児童相談所設置区として、認可外保育施設に関する設置や変更、廃止の届出を受付けている。また、施設が国の指導監督基準を満たした際の証明書を発行している他、年に1回運営状況報告の徴取を行っている。 (1)申込み 保護者は、当該認可外保育施設と直接契約し利用する (2)保育料 各園が保育料を設定している。 区からの保育料の補助については、保育の必要性の認定がある児童を対象に、0～2歳児クラスは上限80,000円、3～5歳児クラスは上限77,000円（給食実施園は3,000円の上乗せあり）を保護者の申請に基づき補助している。（保育室、保育ママ、認証保育所、企業主導型保育施設を除く）
根拠法令等	児童福祉法 ［区］認可外保育施設に対する指導監督要綱

幼児教育・保育の無償化

事業の開始
令和元年10月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課、子ども・若者部保育課、保育認定・調整課、教育委員会事務局乳幼児教育・保育支援課
事業の概要、目的	認可保育園、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等を利用する児童の利用料（月額）を無償化する。なお、認可外保育施設等の3～5歳児は37,000円（令和8年度10月以降は40,300円）、0～2歳児の住民税非課税世帯は42,000円（令和8年度10月以降は45,700円）、未移行幼稚園は25,700円（令和8年度10月以降は28,000円）、認定こども園、新制度移行幼稚園の預かり保育は3～5歳児は11,300円（令和8年度10月以降は12,300円）、満3歳児の住民税非課税世帯は16,300円（令和8年度10月以降は17,700円）までの範囲内で保護者の申請に基づき無償化する。（施設により上乗せあり） 利用料の無償化には、保育の必要性の認定を受ける必要がある。
根拠法令等	子ども・子育て支援法 ［区］世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則 世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する事務処理要綱 世田谷区保育料条例 世田谷区保育料条例施行規則 世田谷区子育てのための施設等利用費の給付等に関する要綱　ほか
対　　象	3～5歳児クラスの全世帯、0～2歳児クラスの住民税非課税世帯

予　算	［歳出］2,373,485,800円	決　算	［歳入］［国］1,165,551,747円［都］582,738,983円 ［歳出］2,350,572,512円

＜実績＞

無償化児童数　（単位：人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可保育園等在園児童 （3歳～5歳児クラス）	10,470	10,427	10,430
認可保育園等在園児童 （0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯）	443	495	433
認可保育園以外の児童 （施設等利用給付認定者）	1,849	1,910	1,935
合計	12,762	12,832	12,798

児童福祉施設及び保育施設（認可保育所等・認可外保育施設）の指導検査

事業の開始
平成27年4月（特定教育・保育施設） 令和2年4月

窓　　口	子ども・若者部保育認定・調整課
事業所管	子ども・若者部保育認定・調整課
事業の概要、目的	児童福祉施設（児童養護施設、母子生活支援施設、里親支援センター）及び保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等）の指導検査
根拠法令等	児童福祉法 子ども・子育て支援法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 [区]世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例　他
予　算　［歳出］13,121,312円	**決　算**　［歳入］特定財源なし　［歳出］10,108,779円

＜児童福祉施設及び保育施設（認可保育所等・認可外保育施設）の指導検査等実施状況＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童養護施設	2	2	2
母子生活支援施設	2	3	3
認可保育所	151	173	196
認定こども園	2	2	5
家庭的保育事業	10	9	9
小規模保育事業	18	18	17
事業所内保育事業	1	1	1
認可外保育施設	164	140	145
一時預かり事業	0	0	3

その他の保育

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課、子ども・若者部保育課
事業所管	子ども・若者部保育課
1. 緊急・一時保育	
事業の	通常は家庭で育児をしている保護者が出産や病気、または入院する親族の看護などで緊急に

概要、目的	乳幼児の保育が必要な場合（緊急保育）や、短期間の就労等のために保育が必要な場合（一時保育）、保護者に代わって乳幼児を保育する制度（平成 15 年度より私立園でも自主事業として緊急保育を開始）
根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 ［都］東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱　他 ［区］世田谷区緊急保育・一時保育事業実施要綱 世田谷区一時預かり事業者の認定に関する要綱 世田谷区一時預かり事業運営費補助要綱
対　　象	［生後５ヶ月から就学前まで］　区立保育園　（緊急保育・一時保育） ［生後 43 日以上３歳未満］　指定保育室（一時保育･別掲「保育室一覧」参照） ［1 歳児から就学前まで］　鳩ぽっぽ保育園、おともだち保育園分園こまつなぎ、世田谷はっと保育園、さくらのその保育園分園つぼみ、桜すくすく保育園、遊愛保育園、世田谷いちい保育園南ウイング、つむぎ保育園、みんなのおうち保育園、マリア保育園、RISSHO KID’S きらり代沢、あそびの森ゆう、東北沢ききょう保育園、下北沢保育園、葵みこころ保育園、さくらの木保育園、尾山台保育園、上用賀青い空保育園分園森の家、ナオミ保育園、グリーンフィールド上野毛保育園、駒沢どろんこ保育園、ベネッセ桜新町保育園、馬事公苑ひかり保育園、グリーンホーム東玉川保育園、上用賀青い空保育園、用賀ルンビニ、空の鳥保育園、東玉川善隣保育園、大蔵ふたば保育園、成育しせい保育園、千歳なないろ保育園、ひだまり保育園、成城つくしんぼ保育園、喜多見野の花保育園、ひだまり保育園、はあと保育園成城、烏山杉の子保育園 、せたがや小鳥の森保育園、上北沢こぐま保育園、いずみの園保育園、烏山翼保育園（一時保育） ［2 歳児から就学前まで］　青葉学園野沢こども園、羽根木こども園（一時保育） ［1 歳以上３歳未満］　キッズルームてぃんかぁべる三茶（一時保育） ［1 歳以上４歳未満］　キッズルームてぃんかぁべる下北（一時保育）
利用料金	令和８年４月より、一時預かり事業の利用料は無償であり、区が直接負担するため、支払う必要はない。ただし、延長利用については、別途利用料金が発生する。

予　算	**［歳出］** 415,391,000 円	**決　算**	**［歳入］**［国］67,517,000 円［都］69,070,944 円 ［他］5,409,800 円 **［歳出］** 355,430,307 円

＜実績＞

①区立保育園

年　　度			令和５年度	令和６年度	令和７年度
保育園数（園）			46	45	45
延受託日数（日）			3,455	3,210	2,962
延受託児童数（人）			411	379	352
理由別内訳	緊急保育	死亡・行方不明等	3	1	0
		出　産　・　傷　病	152	128	95
		看　護　（親　族）	22	10	12
		災　害　復　旧　活　動	0	0	0
		葬　祭　そ　の　他	40	46	29
	一時保育	就　労	169	188	194
		技能修得（就職のため）	0	1	4
		通　学	4	0	0
		通　院	7	1	13
		看護・介護（親族）	4	2	5
		そ　の　他	0	2	0

②保育室

年　　度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
保育室数　(室)		1	1	1
受託定員　(人)		10	10	5
延受託日数　(日)		420	420	326
延受託児童数　(人)		15	10	8
一時保育	就労	13	6	8
	緊急	2	0	0
	私的事由	0	4	0

③私立保育・一時保育実績

延受託日数			33,615
理由別人数内訳	緊急保育	出産・疾病等	9
		看護等	5
		通院	0
		その他	604
	合計(人)		618
	一時保育	就労	3,579
		通学・技術取得	342
		通院	818
		看護	82
		その他	2,152
	合計(人)		6,973
	総合計(人)		7,591

④単独施設型

延受託日数		4,266
理由別人数内訳	緊急一時	4
	非定型(就労等)	626
	その他	252
合　　計　(人)		882

2. 定期利用保育

事業の概要、目的	パートタイム勤務や育児短時間勤務等による保護者の就労形態の多様化に対応し、働き方に応じて児童を一定程度継続的に保育する事業を支援することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。年度ごとの契約であり、更新はできない。全利用者に対し、利用料（保育料および給食費）の無償化を実施している。
根拠法令等	[区]世田谷区定期利用保育事業補助金交付要綱 [区]世田谷区定期利用保育事業補助基準 [区]世田谷区定期利用保育事業実施要綱 [都]東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱　他
対　　象	(1)区内在住で、集団保育が可能な1～3歳児の児童。(受入年齢及び定員については実施園が設定する。) (2)利用開始月現在就労しており、保護者共に就労を理由として6ヶ月以上継続して当該児童を保育する事ができない場合であること。 (3)認可保育園等への入園が不承諾となった児童であること。
予　算	**[歳出]** 32,446,000円
決　算	**[歳入]** [国] 11,447,600円 [都] 17,499,600円 [他] 2,750,000円 **[歳出]** 42,202,125円

3. 病児・病後児保育事業

事業の概要、目的	病気やケガ等にある乳幼児を、専用施設で一時的に保育する制度 実施機関 いなみ小児科病児保育室ハグルーム　定員　1日 13名 病児・病後児保育室下北沢ひよこ園　定員　1日　9名 山口小児科内科病児保育室シェ・モア　定員　1日　6名

	ニココどもクリニック病児保育室ニコのおうち　定員　1日　6名 ナオミ保育園病後児保育室バンビ　定員　1日　5名 病児・病後児保育室かんがるーむ　定員　1日 10名 病児・病後児保育室ポピンズルーム千歳烏山　定員　1日　4名 子育てステーション烏山病児・病後児保育室にこりんるーむ　定員　1日　4名 かるがもクリニック病児保育室病児保育こがも　定員　1日 12名 つだ小児科クリニック病児保育室病児保育室ソレイユ　定員　1日　9名 キラリこどもクリニック病児保育室アップル　定員　1日　6名
根拠法令等	［国］　病児保育事業実施要綱 ［都］　東京都病児保育推進事業実施要綱 ［区］　世田谷区病児・病後児保育事業実施要綱　他
対　　象	世田谷区内に住所を有し、教育・保育給付または施設等利用給付の認定（2号または3号）を受け、認可保育園（※一時・緊急・定期利用含む）・認定こども園（保育認定枠）・地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業等）・保育室（※一時含む）・保育ママ・認証保育所・幼稚園預かり保育事業・一時保育専用施設・その他施設を現在利用している生後5ヶ月から就学前の乳幼児。 ※利用期間・利用日のみ対象。 ※令和8年度からベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）も対象。
利用料金	1日2,000円
予　算　**[歳出]** 328,067,000円	**決　算**　**[歳入]**［国］［都］［他］171,344,160円 **[歳出]** 327,382,709円

＜実績＞

	登録者数	利用延人数	利用実人数	年齢別利用内訳					
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
令和5年度	11,154	8,509	4,378	805	1334	746	732	462	299
令和6年度	11,016	7,568	3,927	804	1132	762	524	411	294
令和7年度	10,972	7,796	3,859	927	1062	625	533	400	312

4. 障害児の受け入れ	
事業の概要、目的	障害児については、集団生活が可能で日々通園できる乳幼児で、保護者の就労など保育要件のあるものが対象となる。全園で受入れ可能

＜実績＞

各年4月現在			令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
受入園数（園）	区立	私立	46	161	45	176	45	185	45	187	45	208
児童数（人）	区立	私立	215	482	287	748	371	919	449	1,022	433	1,110
内容	発達・言語の遅れ		222		274		365		505		533	
	情緒障害・自閉症		88		124		581		746		761	
	ダウン症		37		42		34		37		42	
	脳性麻痺		3		4		3		3		1	
	難聴		5		4		10		7		9	
	てんかん		10		16		14		20		14	
	視力障害		6		7		9		17		16	
	水頭症		4		12		5		9		6	
	その他		332		552		269		127		161	

5. 子育て支援の充実	
事業の概要、目的	(1) 子育て相談 区立保育園では、在宅子育てをしている人を対象に、電話や面接などにより育児に関す

	る様々な相談や情報提供を行っている。 ⑵ 地域交流事業 保育園の行事を通じて地域の人々や子ども達と交流を深めたり、お年寄りを招いての世代間の交流など、保育園を通じて様々な交流の場を設けている。 ⑶ おでかけひろば　ひまわり、おでかけひろば　にじ、おでかけひろば　どんぐり、おでかけひろば　まもりん、おでかけひろば　はぁと 区立玉川保育園、区立希望丘保育園、区立世田谷保育園、区立守山保育園及び区立等々力中央保育園内に常設のひろばを開設し、子育て親子が気軽に集い、相互交流を図る場を提供している。
根拠法令等	［区］世田谷区立保育園在宅子育て支援事業実施要綱

＜子育て相談の実績（区立保育園）＞

年度		令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施園		45	45	45
件数		3,329	3,021	3,044
内訳	入園に関すること	2,328	2,169	2,140
	基本的生活習慣	748	548	576
	発育・発達	354	265	276
	生活環境	117	106	128
	その他	213	149	161

＜地域交流事業実績＞

①区立保育園

年度		令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施園		45	45	45
開催回数		1,529	1,637	1,563
参加者		29,935	43,760	30,914
内訳	大人	14,684	21,692	15,518
	子ども	15,251	22,068	15,396

②私立保育園・認定こども園

年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施園	117	126	129

＜子育てサポートの実績（区立保育園）＞

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
体験保育	140 人	71 人	112 人

6. ベビーシッター利用支援事業

事業の概要、目的

保護者が子育ての選択肢の１つとして、ベビーシッター事業の利用を選択しやすい環境を整備することを目的に、自宅等での預かりに対する安全確保策（見守り機器の購入費用等への補助、希望に応じた利用者宅でのシッティングへの区職員の立ち会い等）を講じた上で、保護者の申請に基づき利用料負担を軽減する。

⑴一時預かり利用支援

日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要となった保護者や共同保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを利用した場合の費用の一部を補助する。

世帯等の状況	対象児童	補助基準額	利用可能時間帯	児童１人あたりの補助上限
下記以外	小学校３年生まで	(午前７時～午後 10 時) 2.500 円／時間	24 時間 365 日	年 144 時間
ひとり親家庭				年 288 時間

多胎児		(午後 10 時～午前 7 時) 3,500 円／時間			
障害児	小学校 6年生まで				

(2) 事業者連携型
待機児童の保護者等がベビーシッターを利用した場合の利用者負担額を補助する。

対象者	対象児童	補助基準額	利用可能時間帯	児童１人あたりの補助上限
待機児童の保護者 育児休業満了者 ※	未就学児	150 円／時間	月曜日～土曜日 午前 7 時～午後 10 時	【保育短時間認定】 日 8 時間かつ月 160 時間 【保育標準時間認定】 日 11 時間かつ月 220 時間

※…0 歳児で保育所等への入所申込みをせず、復職日以降、保育所等への入所までの間利用する場合で、当該児が満１歳に達した後の３月末日までに限る。

(3) 見守り機器購入支援事業補助
ベビーシッターを安全に利用していただくため、ベビーシッターを利用した世帯を対象に、児童の見守り機器（ウェブカメラ等）の購入費等について、1 世帯あたり 1 万円を補助上限として補助する。

根拠法令等
［都］令和８年度ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助要綱
令和８年度ベビーシッター利用支援事業 （事業者連携型）実施要綱
［区］世田谷区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付要綱
世田谷区ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）実施要綱
世田谷区ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）利用者負担軽減補助金交付要綱
世田谷区ベビーシッター利用世帯に対する見守り機器購入支援事業補助金交付要綱

予算	【歳出】513,127,000 円（令和８年度当初予算額）	**決算**	－

保育待機児童対策

窓口・所管	子ども・若者部保育課、保育認定・調整課、子ども・若者支援課
事業の概要、目的	令和８年４月入園においては、１歳児 148 人、２歳児 18 人、計 166 人の保育待機児童が生じた。令和９年４月入園に向けては、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、引き続き私立認可保育園の新規整備による定員拡充を図るとともに、新たに東京都補助事業を活用し、特に需要の高い１・２歳児の受入れ拡大に重点的に取り組み、定員の確保に努める。

1. 認可保育園等の設置

国は、保育待機児童の解消を目的として、就学前教育・保育施設整備交付金や保育対策総合支援事業費補助金を設けている。当該補助金等を活用し、新規整備案件について着実な整備を進める。

2. 私立幼稚園等の預かり保育

私立幼稚園の教育時間外（早朝、夕方まで）及び長期休業期（夏休み・春休み等）に、保育を必要とする在園児を保育する。11 時間保育を行う標準型と、8～10 時間の範囲で保育を行う準標準型を実施している。
＜標準型＞
芦花幼稚園・日本女子体育大学附属みどり幼稚園・玉川幼稚園・家庭幼稚園・青葉学園野沢こども園・羽根木こども園・円光院幼稚園
＜準標準型＞
あけぼの幼稚園、銀の鈴幼稚園、聖セシリア喜多見幼稚園、代田幼稚園、いづみ幼稚園、松沢幼稚園（令和８年度より）
・3～5 歳児対象　定員は各園により異なる　※こども園では、幼稚園部分で実施

この他、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業（幼稚園型）を実施している。 昭和女子大学附属昭和こども園・日本大学認定こども園・認定こども園世田谷ベアーズ・尾山台ナザレン幼稚園・みょうじょう幼稚園（令和７年度より）・こひつじ幼稚園（令和８年度より）・玉川小羊幼稚園（令和８年度より）・さくら幼稚園・善隣幼稚園
3. 保育室・保育ママ・認証保育所・無認可保育施設の保育料補助
保育料に対して区は、利用世帯の負担軽減を図るため、月額 80,000 円を上限に保護者の申請に基づき補助を実施している。
4. 保育士等処遇改善事業
国の「技能経験加算」等や都のキャリアアップ補助金を活用し、保育士の処遇改善に努めている。また、区独自に保育士と看護師に対し「世田谷区保育士等処遇改善助成金」を給付している。
5. 保育人材確保事業
ハローワーク渋谷、東京都福祉人材センター、民間委託業者との協働・委託などによる就職相談会を実施し、保育施設運営事業者に対して保育人材確保の支援を行った。 平成 27 年度より民間委託業者に委託し、区外での相談会開催、インターネット上での保育求人情報等ポータルサイト運営、保育事業者への人材確保に関するアドバイザー派遣を行っている。また、保育士等宿舎借上げ支援事業を実施し、保育士等の確保、定着、離職防止に取り組んでいる。

＜保育施設・事業の定員（各年４月１日現在）＞

区分＼年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
区立保育園	4,513	4,486	4,453
私立保育園	13,818	13,892	13,953
認定こども園（保育枠のみ）	631	631	630
家庭的保育事業	45	45	45
小規模保育事業	292	272	272
事業所内保育事業（地域枠のみ）	14	14	14
居宅訪問型保育事業	14	14	14
計	19,327	19,354	19,381

＜保育園数と在籍児童数の推移＞

各年４月１日現在	令和６年度	令和７年度	令和８年度
保育園数	215	217	218
区立保育園	44	44	44
私立保育園	171	173	174
認定こども園	7	7	7
家庭的保育事業	9	9	9
小規模保育事業	18	17	17
事業所内保育事業	1	1	1
居宅訪問型保育事業	2	2	2
在籍児童数	18,400	18,494	18,632
欠　員　数	1,236	1,193	1,072
待機児童数（国基準）	58	47	166

＜保育待機児童の状況＞

	保育園入園を申請したが入園していない者	入園申込の時点で、育休延長も許容できるを選択した者	育休中で、復職意思を確認できなかった者	保育室・保育ママ・認証保育所等に預けている者	幼稚園の預かり保育を利用している者	自宅から通える範囲に利用可能な保育施設がありながら利用していない者	保護者が求職活動を休止していることが確認できた者	保育待機児童

	A	B	C	D	E	F	G	H
令和６年度	1,365	601	102	259	23	314	8	58
令和７年度	1,326	495	113	303	30	331	7	47
令和８年度	1,637	511	209	401	44	299	7	166

※保育待機児童・・・H＝A－B－C－D－E－F－G

＜保育士等宿舎借上げ支援事業の補助事業実施施設の実績＞

施設	令和５年度	令和６年度	令和７年度
私立認可保育園	166 施設	166 施設	168 施設
私立認定こども園	6 施設	6 施設	6 施設
小規模保育事業	18 施設	18 施設	17 施設
家庭的保育事業	5 施設	4 施設	5 施設
事業所内保育事業	0 施設	0 施設	0 施設
認証保育所	30 施設	28 施設	28 施設
保育室	1 施設	1 施設	1 施設
保育ママ	0 施設	0 施設	0 施設
病児・病後児保育	7 施設	8 施設	8 施設

＜保育士等処遇改善助成金交付事業の補助事業実施施設の実績＞

施設	令和５年度	令和６年度	令和７年度
私立認可保育園	168 施設	168 施設	170 施設
私立認定こども園	4 施設	5 施設	5 施設
小規模保育事業	17 施設	18 施設	17 施設
家庭的保育事業	10 施設	9 施設	9 施設
事業所内保育事業	1 施設	1 施設	1 施設
認証保育所	30 施設	27 施設	29 施設
保育室	1 施設	1 施設	1 施設
保育ママ	5 施設	4 施設	3 施設
病児・病後児保育	11 施設	11 施設	11 施設

＜保育室等（保育ママ含む）・認証保育所・無認可保育施設の保育料補助実績＞

	実人数			延べ月数			金額		
	保育室等	認証保育所	無認可保育施設	保育室等	認証保育所	無認可保育施設	保育室等	認証保育所	無認可保育施設
５年度	36	969	1,526	294	9,057	14,687	7,137,700	270,284,946	294,525,654
６年度	33	983	1,628	281	9,671	16,414	8,393,300	366,272,340	350,882,106
７年度	31	1,113	2,615	216	10,995	23,540	7,683,200	534,794,436	873,287,717

※無認可保育施設・・・保育を行うことを目的とする施設であって、認可保育園、認定こども園および地域型保育事業以外の保育施設を指し、対象施設から保育室、保育ママ、認証保育所を除いた実績値を計上。

3. 児童の健全育成

児童館

事業の開始
昭和38年

窓口・所管	子ども・若者部児童課
事業の概要、目的	児童館は地区の子ども・子育て家庭への支援の拠点として、親子で集い、交流できるおでかけひろばや、育児講座・子育て相談等を実施するとともに、こどもまつり・体験活動などさまざまな活動を通して児童や中高生世代の健全育成に努めている。また、地域全体の児童を対象とした活動に関わりをもち、学校、新 BOP、青少年地区委員会、町会自治会など地域組織と協力した取り組みを土台としながら、 地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点として、全地区で四者連携を進めている。また、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を図っている。
根拠法令等	児童福祉法
予 算	[歳出] 187,089,000円
決 算	[歳入] [国 5,863,000円 [都] 22,456,000円 [他] 6,918,110円 [歳出] 164,283,467円

区内児童館

施 設 名	所 在 地	電 話	開設年月日
池尻 児童館	池尻2-3-11	3422-0411	昭和 38.12.1
等々力 〃	等々力3-25-16	3703-3506	〃 43.4.27
烏山 〃	南烏山4-26-3	3309-3003	〃 46.10.1
船橋 〃	船橋5-17-28	3303-1876	〃 47.5.27
玉川台 〃	玉川台1-6-15	3709-4163	〃 48.4.27
代田 〃	代田6-34-13	3469-6095	〃 50.1.24
若林 〃	若林5-18-13	3412-6413	〃 53.5.2
喜多見 〃	喜多見2-10-40	3417-9151	〃 54.4.16
弦巻 〃	弦巻1-26-11	3426-9626	〃 54.10.23
成城さくら 〃	成城3-18-23	3417-9411	〃 55.4.24
森の 〃	上野毛4-29-18	3704-4917	〃 55.5.1
深沢 〃	深沢4-33-11	3705-4123	〃 56.7.19
野沢 〃	野沢1-8-14	3418-5578	〃 57.6.1
山野 〃	砧4-1-7	3417-8217	〃 57.10.21
上町 〃	世田谷2-30-16	3429-8275	〃 58.4.6
松沢 〃	赤堤4-37-14	3328-9266	〃 58.5.20
代田南 〃	代田1-13-14	3419-7192	〃 59.12.3
桜丘 〃	桜丘5-14-1	3439-0641	〃 59.12.18
上用賀 〃	上用賀4-14-3-101	3426-2196	〃 62.7.1
上北沢 〃	上北沢3-8-9	3290-3700	平成 元.7.21
上祖師谷ぱる 〃	上祖師谷4-5-6	3789-3131	〃 3.6.1
祖師谷 〃	祖師谷4-28-6-101	3789-5633	〃 4.5.30
新町 〃	新町2-23-4-101	3426-3314	〃 5.5.29
粕谷 〃	粕谷4-13-6	3305-7171	〃 10.5.29
鎌田 〃	鎌田3-35-1	3709-6911	〃 10.6.7
奥沢子育て 児童ひろば	奥沢4-8-14	3720-6331	〃 17.4.1
北沢子どもの居場所（きたっこ）	北沢4-32-20	3468-3185	〃 30.4.1

入館者状況　　（単位：人）

	池尻	若林	弦巻	野沢	上町	桜丘	※1代田
幼児	6,636	3,267	4,856	3,203	6,469	9,303	6,760
小学生	12,398	11,805	18,615	12,002	23,548	12,610	20,360
中学生	2,812	1,502	1,463	2,314	2,892	1,681	3,654
高校生等	1,391	192	565	239	150	153	2,437
保護者等	7,493	3,549	5,434	3,233	6,808	8,669	9,320
	松沢	代田南	※2等々力	玉川台	森の	深沢	上用賀
幼児	8,218	7,619	13,467	2,750	4,782	6,460	5,089
小学生	16,864	25,815	16,325	5,190	10,911	16,890	11,188
中学生	1,822	5,360	3,195	1,276	1,323	1,130	827
高校生等	897	564	331	340	113	374	154
保護者等	8,812	8,964	13,023	2,691	4,867	7,667	4,768
	新町	船橋	喜多見	成城さくら	山野	祖師谷	鎌田
幼児	4,945	5,686	2,199	4,870	5,293	4,730	3,857
小学生	9,231	17,008	11,749	14,309	20,343	11,186	15,022
中学生	1,311	972	3,816	1,602	2,732	1,889	1,716
高校生等	285	200	201	178	406	98	314
保護者等	5,040	6,916	2,198	5,241	5,735	5,508	4,267
	烏山	上北沢	上祖師谷ぱる	粕谷			
幼児	5,590	7,913	4,272	9,069			
小学生	15,912	13,469	13,047	14,618			
中学生	2,259	2,022	1,156	4,345			
高校生等	222	31	504	506			
保護者等	5,692	7,676	4,946	8,524			

※1　北沢子どもの居場所の入館者数も含む。

※2　奥沢子育て児童ひろばの入館者数も含む。

学童クラブ

事業の開始
昭和39年

窓口	各小学校新BOP、各民設民営放課後児童クラブ
事業所管	子ども・若者部児童課、教育委員会事務局学校教育部地域学校連携課
事業の概要、目的	区は全区立小学校で、その施設を活用して、遊びを通じて異年齢児童の交流、創造性・社会性・主体性の養成を図るBOP（ベース・オブ・プレイング）事業と学童クラブ事業を統合した事業として、新BOPを実施している。新BOP学童クラブは、保護者が就労や病気などのため、放課後に家庭で保護・育成にあたることのできない世帯の小学校低学年の児童に、健全な遊びや安全な生活の場を提供し、一人ひとりがのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促すとともに、成育を支援することを目的に運営している。また、新BOP 学童クラブの登録児童数の急増、大規模化等が大きな課題となっていることを受け、各小学校内の新BOP学童クラブをこれまでどおり運営していくことに加え、学校外に区が規定する施設・人員等の基準に沿って、区の補助を受けて運営する民設民営放課後児童クラブを令和6年度より開所している。これにより、児童の放課後の居場所の選択肢を広げるとともに、新BOP学童クラブの大規模化等の解消を図っている。
根拠法令等	児童福祉法

予算	**[歳出]** 1,185,091,000円	**決算**	**[歳入]** [国] 357,205,000円 [都]401,798,000円 [他] 473,196,200円 ※放課後の遊び場対策（BOP）事業との合算 **[歳出]**1,010,256,323円

新BOP学童クラブ

施　設　名	所　在　地	電　話	開設年月日
東玉川小新BOP学童クラブ	奥沢1-1-1	3720-6336	平成11.4.1
玉堤小　〃	玉堤2-11-1	3701-3424	平成11.4.1
給田小　〃	給田4-24-1	3308-0999	平成11.4.1
芦花小　〃	粕谷2-22-1	3302-5360	平成11.4.1
三宿小　〃	三宿1-12-6	3411-8121	平成12.4.1
多聞小　〃	三宿2-26-11	3413-1722	平成12.4.1
山崎小　〃	梅丘3-9-1	3420-0266	平成12.4.1
弦巻小　〃	弦巻1-9-18	3428-0276	平成12.4.1
駒沢小　〃	駒沢2-10-6	3424-9993	平成12.4.1
駒繋小　〃	下馬1-42-12	5481-0567	平成12.4.1
旭小　〃	野沢1-4-3	3424-1538	平成12.4.1
世田谷小　〃	宮坂1-38-4	3420-7260	平成12.4.1
松原小　〃	松原5-43-26	5300-2411	平成12.4.1
桜町小　〃	用賀1-5-1	3703-9199	平成12.4.1
祖師谷小　〃	祖師谷3-49-1	3482-2971	平成12.4.1
武蔵丘小　〃	北烏山1-47-11	3300-5059	平成12.4.1
代田小　〃	代田4-2-3	3323-3764	平成12.4.1
太子堂小　〃	太子堂5-7-4	3413-2089	平成13.4.1
桜丘小　〃	桜丘1-19-17	5477-4548	平成13.4.1
中丸小　〃	野沢3-33-12	3424-3022	平成13.4.1
松丘小　〃	弦巻3-16-10及び弦巻3-23-12	3429-3978	平成13.4.1
池尻小　〃	池尻2-4-10	3424-4464	平成13.4.1
城山小　〃	梅丘2-1-11	5426-3201	平成13.4.1
深沢小　〃	新町1-4-24	3428-1523	平成13.4.1
玉川小　〃	中町2-29-1	3702-6337	平成13.4.1
京西小　〃	用賀4-27-4	3700-6837	平成13.4.1
東深沢小　〃	深沢3-7-1	3703-9777	平成13.4.1
瀬田小　〃	瀬田2-15-1	3700-8564	平成13.4.1
用賀小　〃	上用賀6-14-1	3428-0354	平成13.4.1
若林小　〃	若林5-27-18	3413-1925	平成14.4.1
桜小　〃	世田谷2-4-15	3420-5413	平成14.4.1
代沢小　〃	代沢5-1-10	3413-1412	平成14.4.1
松沢小　〃	赤堤4-44-22	3323-1676	平成14.4.1
赤堤小　〃	赤堤1-41-24	3323-0283	平成14.4.1
二子玉川小　〃	玉川4-6-1	3700-7477	平成14.4.1
尾山台小　〃	尾山台3-11-1	3701-9992	平成14.4.1
九品仏小　〃	奥沢8-12-1	3703-6012	平成14.4.1
塚戸小　〃	千歳台6-7-1	3300-5215	平成14.4.1
砧小　〃	喜多見6-9-1	3417-6949	平成14.4.1
山野小　〃	砧6-7-1	3417-6101	平成14.4.1
千歳小　〃	成城9-6-1	3789-3141	平成14.4.1
中里小　〃	三軒茶屋1-4-1	3422-2220	平成15.4.1
池之上小　〃	代沢2-42-15	5433-5050	平成15.4.1
上北沢小　〃	上北沢4-22-29	3303-5252	平成15.4.1
三軒茶屋小　〃	三軒茶屋2-42-1	3421-2465	平成15.4.1

八幡小	〃	玉川田園調布 2-17-15	3721-8905	平成 15.4.1
奥沢小	〃	奥沢 3-1-1	3727-2618	平成 15.4.1
烏山小	〃	給田 1-2-1	3300-6195	平成 15.4.1
烏山北小	〃	北烏山 6-3-1	3308-1634	平成 15.4.1
喜多見小	〃	喜多見 3-11-1	3416-8246	平成 15.4.1
経堂小	〃	桜上水 1-23-3	3420-1788	平成 16.4.1
笹原小	〃	桜丘 5-19-1	3439-0642	平成 16.4.1
等々力小	〃	等々力 7-26-1	3702-3474	平成 16.4.1
中町小	〃	中町 4-23-1	5706-6421	平成 16.4.1
明正小	〃	成城 3-3-1	3417-9412	平成 16.4.1
八幡山小	〃	八幡山 1-14-1	3304-8396	平成 16.4.1
希望丘小	〃	船橋 4-9-1	3484-7677	平成 16.4.1
千歳台小	〃	千歳台 4-24-1	3482-0400	平成 16.4.1
船橋小	〃	船橋 4-41-1	3482-2578	平成 17.4.1
砧南小	〃	鎌田 4-3-1	3417-3789	平成 17.4.1
下北沢小	〃	大原 1-4-6	3468-3127	平成 28.4.1

民設民営放課後児童クラブ

施　設　名	所　在　地	電　話	開設年月日
にじいろ砧学童クラブ	砧 2-16-1	6411-0160	令和 6.4.1
ベネッセ学童クラブ芦花公園	粕谷 2-3-7	5316-2505	令和 6.4.1
ベネッセ学童クラブ桜新町	桜新町 2-12-4	5426-2157	令和 6.4.1
キッズクラブ経堂	経堂 2-4-6	5799-4377	令和 6.4.1
深沢わこう学童クラブ	深沢 5-16-17	6432-1720	令和 6.4.1
学童クラブさくらっこ	桜丘 2-1-8	6413-0355	令和 7.4.1
世田谷はっと保育園放課後児童クラブ	下馬 4-1-8	3414-0810	令和 7.4.1
のびやかキッズクラブ	鎌田 4-12-17	6411-0351	令和 7.4.1
KIRARI あそびクラブ	岡本 2-33-22	6411-0077	令和 7.4.1
ベネッセ学童クラブ千歳船橋	船橋 1-10-3	5799-4638	令和 7.4.1
みんぷれ上馬	上馬 5-21-11	6432-6290	令和 7.4.1
めぶきヶ丘上祖師谷	上祖師谷 3-19-23	5969-9355	令和 8.4.1
世田谷いちい学童クラブ	弦巻 5-10-22	6432-6111	令和 8.4.1

＜新 BOP 学童クラブ及び民設民営放課後児童クラブ入会状況＞

	令和 7 年 4 月 1 日		令和 8 年 4 月 1 日	
	新 BOP 学童クラブ	民設民営放課後児童クラブ	新 BOP 学童クラブ	民設民営放課後児童クラブ
施 設 数（所）	61	11	61	13
入会児童数	8,810	344	8,615	464
小　1	3,091	193	2,939	209
小　2	3,000	110	2,990	138
小　3	2,581	37	2,523	113
その他	138	4	163	4

プレーパーク事業

事業の開始
昭和54年

窓口・所管	子ども・若者部児童課
事業の概要、目的	地域住民と行政の協働型事業として、子どもたちが自然と触れ合う遊びとさまざまな体験の場を提供する事業。「自分の責任で自由に遊ぶ」という基本理念に基づき、子どもの生きる力を育成する。
事業の実績	区内5ヶ所において以下のとおり実施。
予　算	**[歳出]** 73,802,932円
決　算	**[歳入]** [都] 37,849,727円 [他] 450円　**[歳出]** 72,868,955円

実施日数

	令和7年度	休　　日	開設年月日
羽根木プレーパーク (区立羽根木公園内)	296日	火曜日、夏季、年末年始	昭和54年7月
世田谷プレーパーク (区立世田谷公園内)	248日	月・火曜日、夏季、年末年始	昭和57年6月
駒沢はらっぱプレーパーク (区立駒沢緑泉公園内)	247日	月・火曜日、夏季、年末年始	平成元年4月
烏山プレーパーク (区立北烏山もぐら公園内)	246日	月・火曜日、夏季、年末年始	平成15年4月
砧あそびの杜プレーパーク (区立大蔵運動公園内)	151日	月・火・金・土曜日、夏季、年末年始	令和7年3月

4. 手当・給付

児童手当

事業の開始
【子ども手当】平成22年4月～平成24年3月 【児童手当】　昭和47年1月

窓　　口	子ども・若者部子ども家庭課、各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	子どもを養育する区民等に対し、児童手当を支給することで、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。世田谷区に住所があり、かつ、18歳到達後最初の年度末を迎えるまでの児童を養育している者からの請求に基づき、児童手当を支給する。支給額は、3歳から18歳年度末までの児童1人あたり月額10,000円、3歳未満の児童1人あたり月額15,000円、第3子以降の児童1人あたり月額30,000円を支給する。また、第何子かは、監護（相当）している22歳到達後最初の年度末までの児童等を含めて算定する。
根拠法令等	児童手当法
対　　象	18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方。

予　算	**[歳出]** 19,008,374,000円	**決　算**	**[歳入]**［国］14,213,481,108円　［都］1,577,793,552円 **[歳出]** 17,471,393,988円

＜児童手当の支給対象児童数＞

手当区分		各3月31日現在　支給対象児童数（人）			令和8年3月31日現在支給月額
		令和6年	令和7年	令和8年	
児童手当	3歳未満	10,879	16,211	16,276	3歳未満：　15,000円 3歳以上18歳年度末まで： 第1子　10,000円 第2子　10,000円 第3子以降　30,000円
	小学校修了前	34,253	64,684	63,675	
	中学校修了前	9,762	20,956	21,033	
	高校生相当世代	―	19,798	20,648	
	特例給付	13,899	―	―	
	（計）	68,793	121,649	121,632	

児童育成手当

事業の開始
昭和46年

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	児童の福祉の増進と、児童の心身の健やかな成長を図る。 育成手当と障害手当とがあり、育成手当は児童1人につき月額13,500円、障害手当は児童1人につき月額15,500円を支給する。
根拠法令等	［区］世田谷区児童育成手当条例
対　　象	各手当に該当する児童を養育している方。ただし、児童が施設に入所している場合や、保護者の前年の所得が、所得制限限度額以上の場合を除く。 (1) 育成手当 父または母が死亡、離婚等でいない場合、または父または母が重度の障害を有する場合で、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している方 (2) 障害手当 20歳未満の障害を有する児童を養育している方（身体障害者手帳1～2級程度または愛の手帳1～3度程度、脳性マヒ、進行性筋萎縮症の場合）

予　算	**[歳出]** 2,214,208,000円 （児童扶養手当等支給事業総額）	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし **[歳出]** 2,199,803,920円（児童扶養手当等支給事業総額）

所得制限限度額表（令和7年中の所得額及び税法上の扶養数）

適用令和8年5月～令和9年4月申請分

扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額
0人	3,758,000円	2人	4,518,000円
1人	4,138,000円	3人	4,898,000円
以降1人増すごとに加算380,000円			

＜児童育成手当の支給対象児童数＞

手当区分		各3月31日現在　支給対象児童数(人)			令和8年3月31日現在支給月額
		令和6年	令和7年	令和8年	
児童育成手当	育　成　手　当	5,671	5,536	5,353	13,500円
	障　害　手　当	292	290	314	15,500円
	育成かつ障害手当	43	36	32	
	(計)	6,006	5,862	5,699	

児童扶養手当

事業の開始
昭和37年

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図る。 児童1人目全部支給月額48,050円（ただし、所得が一定額以上の場合は一部支給48,040円～11,340円）、児童2人目以降加算額1人につき全部支給月額11,350円（ただし、所得が一定額以上の場合は一部支給11,340円～5,680円）を加算して支給する。（上記支給月額は令和8年4月現在の金額です。支給額は変わることがあります。）
根拠法令等	児童扶養手当法
対　　象	離婚、死亡などにより父または母がいない場合、または父または母が重度の障害を有する場合で、18歳到達後最初の3月31日までの児童（障害を有する児童の場合は20歳未満）を養育している父母または養育者。ただし、児童が施設に入所している場合を除く。また、請求者及び配偶者・扶養義務者の前年の所得が、所得制限限度額以上の場合は支給停止。

予　算	**[歳出]** 2,214,208,000円 （児童扶養手当等支給事業総額）	**決　算**	**[歳入]** ［国］443,702,983円 **[歳出]** 2,199,803,920円（児童扶養手当等支給事業総額）

所得制限限度額表（令和６年中の所得額及び税法上の扶養数）

適用令和７年10月～令和８年９月申請分

児童扶養手当請求者本人				配偶者・扶養義務者 孤児等の養育者	
全部支給		一部支給			
扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額
0人	690,000円	0人	2,080,000円	0人	2,360,000円
1人	1,070,000円	1人	2,460,000円	1人	2,740,000円
2人	1,450,000円	2人	2,840,000円	2人	3,120,000円
3人	1,830,000円	3人	3,220,000円	3人	3,500,000円
以降１人増すごとに加算380,000円					

＜児童扶養手当の受給者数＞

手当区分	各３月31日現在		
	令和６年	令和７年	令和８年
児童扶養手当	2,546	2,511	2,312

特別児童扶養手当

事業の開始
昭和39年

窓口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	障害を有する児童を養育している方に支給し、その児童の生活の向上を図る。 児童１人につき月額58,450円(重度障害【1級】)、38,930円(中度障害【2級】)を支給する。 （上記支給月額は令和８年４月～令和９年３月分です。支給額は変わることがあります。）
根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律
対象	20歳未満の障害を有する児童(身体障害者手帳1～3級（一部除く）程度、一部4級程度、または愛の手帳1～3度程度)を養育している父母または養育者。ただし、児童が施設に入所している場合、児童が障害を理由とする年金を受給している場合を除く。また、請求者及び配偶者・扶養義務者の前年の所得が、所得制限限度額以上の場合は支給停止。区では申請の受理と都への経由事務を行っている。
予算 ―	**決算** ―

所得制限限度額表(令和７年中の所得額及び税法上の扶養数)

適用令和８年７月～令和９年６月申請分

特別児童扶養手当請求者本人		配偶者・扶養義務者	
扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額
0人	4,596,000円	0人	6,287,000円
1人	4,976,000円	1人	6,536,000円
2人	5,356,000円	2人	6,749,000円
3人	5,736,000円	3人	6,962,000円
以降１人増すごとに加算380,000円		以降１人増すごとに加算213,000円	

＜特別児童扶養手当の受給者数＞

手当区分	各３月31日現在		
	令和６年	令和７年	令和８年
特別児童扶養手当	463	460	464

世田谷区出産費助成

事業の開始
令和5年4月

窓　　口	子ども・若者部子ども家庭課、各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	子どもの出産にかかる経済的負担の一部について助成金を支給することにより、安心して子どもを産むことのできる環境の整備及び母体の保護を図る。 出産児１人につき５万円を助成する。 ※この事業でいう「出産」には、妊娠85日以上の流産及び死産（母体保護法（昭和23年法律第156号）に基づく人工妊娠中絶を含む。）を含む。
根拠法令等	［区］世田谷区出産費助成事業実施要綱
対　　象	以下のいずれかにあてはまること ①出産児の住所が、出生日時点で区内にあること ②妊娠85日以上の流産・死産の場合は、出産日時点で母の住所が区内にあることおよび、加入健康保険等から当該出産について出産育児一時金等の給付を受けていること ※①②いずれも出産の日から１年以内が申請期限となる（災害等やむを得ない事由のある場合を除く）
予　算	［歳出］316,689,000円
決　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］309,391,363円

＜実績＞

年　　度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給件数（児童数）	5,525	5,961	6,148

私立幼稚園等園児保護者補助

事業の開始
昭和47年

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課私学係
事業の概要、目的	幼児を私立幼稚園等に在園させている保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正により幼稚園教育の振興と充実を図る。 ※子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園、認定こども園を除く。 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化を踏まえた補助項目・支給額に変更。 補助項目：入園料・保育料・預かり保育利用料・副食費及びその他の納付金 ・入園料　年額上限100,000円　※令和８年度より年額上限120,000円 ・保育料　区市町村民税額により、月額上限32,000円～38,900円（※）（子１人の場合） ※令和８年４月より月額上限33,000円～38,900円 令和８年10月以降は月額上限35,000円～41,200円 ・預かり保育利用料　月額上限11,300円（「保育の必要性」の認定が必要） ※令和８年10月以降は月額上限12,300 円 ・副食費　月額上限4,900円（所得制限等あり） ※令和８年４月から月額上限5,100円 ・その他の納付金　月額上限3,000円（所得制限等あり） 私立幼稚園のほか、都知事に認定された幼稚園類似の幼児施設及び私立の特別支援学校の幼稚部に通う園児の保護者が支給対象となる。 要件：園児が満３歳児、３歳児、４歳児、５歳児であること 園児及びその保護者が同一世帯であること等
根拠法令等	［国］子ども・子育て支援法 ［都］私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱 ［区］世田谷区私立幼稚園等施設等利用費等の支給に関する要綱 世田谷区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱
対　　象	私立幼稚園等に入園して入園料・保育料・その他の納付金等を納めた保護者
事業の実績	入園料補助　1,942人　保育料補助　5,626人　その他の納付金補助　255人
予　算	［歳出］2,295,478,275円
決　算	［歳入］［国］［都］1,413,527,524円 ［歳出］2,285,164,030円

5. 医療給付

子ども等医療費の助成

事業の開始
平成4年8月

窓　　口	子ども・若者部子ども家庭課、各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	児童の保健の向上と健やかな育成を図り、子育てを支援するため、医療費のうち保険診療分の自己負担分と、入院時の食事療養費の定額負担分を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例
対　　象	区内に住所がある0～18歳到達後最初の3月31日までの児童。ただし、生活保護受給者、施設入所者、里子等は除く。
予　算	**［歳出］**5,893,882,000円
決　算	**［歳入］**［都］565,183,000　**［歳出］**5,830,199,290円

＜実績＞

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者	131,741	131,438	131,031

ひとり親家庭等医療費の助成

事業の開始
平成2年1月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども医療・手当担当
事業の概要、目的	ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費のうち保険診療の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部自己負担を除く）を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
対　　象	18歳に到達後最初の3月31日までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）とその児童を養育している、ひとり親家庭等の父母もしくは養育者。ただし、請求者及び配偶者・扶養義務者の所得が、所得制限限度額以上の場合や、生活保護受給者、施設入所者、里親・里子等は除く。
予　算	**［歳出］**150,022,000円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**148,461,669円

所得制限限度額表（令和6年中の所得額及び税法上の扶養数）　令和8年1月～12月適用

請求者本人		配偶者・扶養義務者、孤児等の養育者	
扶養数	所得制限限度額	扶養数	所得制限限度額
0人	2,080,000円	0人	2,360,000円
1人	2,460,000円	1人	2,740,000円
2人	2,840,000円	2人	3,120,000円
3人	3,220,000円	3人	3,500,000円
以降1人増すごとに加算380,000円		以降1人増すごとに加算380,000円	

＜実績＞

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対象者	6,416	6,272	6,008

助産施設

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課		
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な事情により入院助産を受けることができないときに、助産施設において、出産できるよう支援する。		
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区児童福祉法の施行に関する規則、世田谷区入院助産実施要綱		
予　算	**[歳出]**13,682,420 円	**決　算**	**[歳入]**［国］3,099,478 円(返還分を含む)［他］390,400 円 **[歳出]** 8,712,540 円

区内助産施設　　(令和 7 年 3 月 31 日時点)

	施設名	所在地	電話
私　立	世田谷中央病院(休止中)	世田谷 1-32-18	3420-7111
	久 我 山 病 院	北烏山 2-14-20	3309-1111
独立行政法人	国立成育医療研究センター	大蔵 2-10-1	3416-0181

＜実績＞

施設名＼年度		措置人員		
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
区内	国立成育医療研究センター	9	8	7
	私立	5	2	0
区　　外		7	10	6
合　　計		21	20	13

6. ひとり親家庭支援

母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付事業

事業の開始
平成17年11月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	母子家庭及び父子家庭の自立促進を図るため、母子家庭の母親及び父子家庭の父親が就業に必要な教育訓練対象講座を受講した場合に、その経費の一部を支給する。 ＜支給額＞ ①雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けていない方 ・一般（または特定一般）教育訓練対象講座：受講料の6割（上限20万円） ・専門実践教育訓練対象講座：受講料の6割（上限40万円×修業年数（最大160万円）） ・専門実践教育訓練対象講座（修了から1年以内に資格取得かつ就職等した場合） ：受講料の8.5割（上限60万円×修業年数（最大240万円）） ②雇用保険制度から教育訓練給付金の支給を受けている方 …①に定める額から雇用保険制度から支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額 ※①・②ともに支給額が1万2千円を超えない場合は支給対象外となる。
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ［区］世田谷区母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱
対　　象	申請時に 20 歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母親及び父子家庭の父親で所定の要件を満たす方
事業の実績	令和7年度給付金支給件数：19件
予　算	［歳出］9,908,716円
決　算	［歳入］［国］3,406,000円　［歳出］4,542,438円

母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業

事業の開始
平成18年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	母子家庭又は父子家庭の生活の負担の軽減を図り、修業期間中の生活の不安を解消するとともに、安定した修業環境を確保し、資格取得を容易にすることを目的とし給付金を支給する。 (1) 支給額　・訓練促進給付金　100,000円（住民税非課税世帯）/ 70,500円（課税世帯） 修業期間の最後の12か月は40,000円増額 ・修了支援給付金　50,000円（住民税非課税世帯）/ 25,000円（課税世帯） (2) 支給期間　訓練促進給付金・・修業期間の全期間（上限4年※） (3) 対象資格　看護師、介護福祉士、保育士、美容師等
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ［区］世田谷区母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱
対　　象	各給付金申請時に 20 歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母親及び父子家庭の父親で所定の要件を満たす方
予　算	［歳出］72,206,500円
決　算	［歳入］［国］27,953,000円　［歳出］37,271,500円

＜実績（給付金支給件数）＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訓練促進給付金	54	54	43
修了支援給付金	16	25	18

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

事業の開始
平成28年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	高校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親や子が進学やよりよい条件で就職や転職につなげるために高卒認定試験合格をめざすための学び直しを支援するため、給付金を支給する。 ・支給額（①②について、支給額が4千円超えない場合は支給しない） ①受講開始時給付金：受講料の4割（上限額：通学等20万円／通信10万円） ②受講修了時給付金：受講料の5割から①を差し引いた額（上限額（①と合算）：通学等25万円／通信12万5千円） ③合格時給付金：受講料の1割（上限額（①②と合算）：通学等30万円／通信15万円）
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ［区］世田谷区ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金交付要綱
対　　象	・申請時に20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母親及び父子家庭の父親で所定の要件を満たす方（受講前の講座の指定申請時及び、各給付金申請時の両方で満たすこと） ・母子家庭の母または父子家庭の父に扶養されている子ども（39歳以下の者に限る）で所定の要件を満たす方（受講前の講座の指定申請時及び、各給付金申請時の両方で満たすこと）
事業の実績	令和7年度給付金支給件数：　1件
予　算 ［歳出］312,870円	決　算 ［歳入］［国］66,000円　［歳出］89,100円

ひとり親家庭休養ホーム事業

事業の開始
昭和56年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	ひとり親家庭に対し、遊園地などの日帰り施設を指定し、無料又は低額な料金で利用させることにより、福祉の向上を図る。 (1) 利用回数　1人につき年度1回まで (2) 利用料金　無料または低額な実費（施設により異なる） (3) 利用方法　児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証等ひとり親家庭とわかるものを提示し、利用券の交付を受ける。
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ［区］世田谷区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱
対　　象	区内に住所を有するひとり親家庭の父母と20歳未満の子ども（所得制限あり）
指定施設	（令和年7年3月31日時点） ・東京ディズニーランド・ディズニーシー（千葉県浦安市舞浜1-1） ・よみうりランド（東京都稲城市矢野口4015-1） ・サンリオピューロランド（東京都多摩市落合1-31） ・横浜・八景島シーパラダイス（神奈川県横浜市金沢区八景島） ・東京サマーランド（東京都あきる野市上代継白岩600） ・キッザニア東京（東京都江東区豊洲2-4-9 アーバンドックららぽーと豊洲3階）
予　算 ［歳出］3,983,000円	決　算 ［歳入］特定財源なし　［歳出］3,826,965円

＜実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
*東京ディズニーランド 東京ディズニーシー	大人	922	917	963
	小人	―	―	－
よみうりランド	大人	43	48	53

	小人	71	69	82
サンリオピューロランド	大人	18	23	23
	小人	27	28	27
横浜八景島シーパラダイス	大人	19	7	14
	小人	4	6	11
東京サマーランド	大人	7	11	6
	小人	8	11	3
キッザニア東京	大人	29	34	30
	小人	43	41	38
計	大人	1,038	1,040	1,089
	小人	153	155	161
合　　計		1,191	1,195	1,250

＊東京ディズニーランド・東京ディズニーシーについては、大人・小人の区分なし。

ひとり親家庭等の就労支援事業

事業の開始
平成25年10月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	これから新たに就業を目指すひとり親家庭を対象とした、在宅就業を含めた託児付き就労支援講座を実施し、ひとり親家庭の経済的な自立を支援する。
根拠法令等	［都］子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱 ［区］世田谷区ひとり親家庭の就労支援事業実施要綱
対　　象	世田谷区内在住のひとり親家庭の母又は父
事業の実績	実施回数：3回
予　算	**［歳出］** 1,302,950円
決　算	**［歳入］**［都］249,000円　**［歳出］** 498,289円

ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業

事業の開始
平成25年7月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	学習塾に行きたくても経済的な理由で行けない子どもや聞きたくても近くに聞ける大人がいない等の子どもに学習環境を提供し、学習習慣の定着と苦手科目の克服を目指す。
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法 ［区］世田谷区ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業実施要綱
対　　象	世田谷区内に住所を有する、小学1年生～中学3年生のひとり親家庭の児童・生徒
事業の実績	令和7年度登録児童数　小学生（55名）、中学生（65名）
予　算	**［歳出］** 15,866,840円
決　算	**［歳入］**［都］13,704,000円　**［歳出］** 15,501,431円

母子生活支援施設

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	配偶者のない女子またはこれに準ずる事情のある女子及びその監護すべき児童を、申込により施設に入所させて保護するとともに、母親の生活安定、児童の健全育成など、社会的自立に向けて支援する。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区児童福祉法の施行に関する規則 世田谷区母子生活支援施設保護実施要綱
予　算	**［歳出］** 377,220,000円
決　算	**［歳入］**［国］123,446,279円　［都］2,080,000円　［他］385,260円 **［歳出］** 347,213,035円

＜母子生活支援施設の在籍状況（令和８年４月１日現在）＞

公私別	名　　称	定　　員（世　帯）		入　　所　　状　　況	
		認可	暫定	世帯	人員
私立	母子生活支援施設かわだ	10	6	4	8
	ナ　オ　ミ　ホ　ー　ム	10		10	23
公立	パ ル メ ゾ ン 上 北 沢	25	23	22	56
計		45		36	87

※区外広域入所含む

地域のひとり親家庭支援拠点事業

事業の開始
令和7年2月

窓　　口	ひとり親家庭支援拠点「ippo」
事業所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	地域のひとり親家庭を妊娠期から子どもが高校生世代になるまで切れ目なく支援するとともに、父母が離婚を検討する段階から子どもの福祉を念頭に置き離婚した後の生活等を考えることができるよう支援するため、ひとり親家庭支援拠点「ippo」において相談事業、セミナー及び子ども向けイベント等を実施する。
根拠法令等	［区］地域のひとり親家庭支援拠点事業実施要綱
対　　象	世田谷区内在住の未就学から高校生世代の子どもがいるひとり親家庭 （離婚を検討している方も対象）
事業の実績	令和７年度のべ利用者数：保護者 64 人、子ども 17 人

養育費の取決めに関する公正証書作成等費用助成事業

事業の開始
令和6年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当
事業の概要、目的	ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を支えるために必要な養育費について、取決め費用の助成を行うことにより継続した養育費の確保を図る。
根拠法令等	［区］世田谷区養育費の取決めに関する公正証書費用等助成事業
対　　象	世田谷区内に住所を有する、ひとり親家庭の親または離婚協議中で離婚後に子を扶養する予定の者で公正証書作成等の費用を負担した者
事業の実績	令和６年度交付件数：30 件 令和７年度交付件数：47 件

予　算	**［歳出］** 625,700 円	**決　算**	**［歳入］** ［国］423,000 円 ［都］211,000 ※今年度精算を踏まえた額 **［歳出］** 865,360 円

養育費強制執行等費用助成事業

事業の開始
令和7年6月

窓口・所管	子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当		
事業の概要、目的	ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を支えるために必要な養育費について、取決め費用の助成を行うことにより継続した養育費の確保を図る。		
根拠法令等	［区］世田谷区養育費強制執行等費用助成事業		
対　　象	世田谷区内に住所を有する、ひとり親家庭の親で養育費の支払に関する債務名義を取得し、助成対象となる経費を負担又は法テラス立替金の支払義務がある者		
事業の実績	令和7年度事前相談件数：7件　申請件数：1件		
予　算	［歳出］1,507,700円	決　算	［歳入］［国］12,000円［都］12,000円 ※今年度精算を踏まえた額 ［歳出］24,220円

都営交通の無料乗車券

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	東京都交通局
事業の概要、目的	児童扶養手当を支給されている世帯に都営交通(都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー)の無料乗車券を交付することにより、福祉の向上を図る。
対　　象	児童扶養手当を支給されている世帯のうち1名

JR通勤定期の割引

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	東京都福祉局
事業の概要、目的	児童扶養手当を支給されている世帯でJRを利用して通勤している場合、通勤定期乗車券を3割引で購入できる制度である。
対　　象	児童扶養手当を支給されている世帯

7. 資金の貸し付け

母子及び父子福祉応急小口資金の貸し付け

事業の開始
昭和40年4月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課		
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の概要、目的	ひとり親家庭に対しては、その福祉を増進するために母子及び父子福祉資金の貸し付けその他、行政上の措置が講じられているが、その社会的、経済的特殊事情による所得水準の低さから、日常不意に生ずる僅少の出費にも生活の安定を脅かされる家庭が少なくないため、応急に必要とする小口資金の貸し付けを行っている。貸付金は100,000円を限度として無利子、無担保で保証人を必要としない。償還については、据置期間3か月経過後から20か月以内の均等償還となる。		
根拠法令等	［区］世田谷区母子及び父子福祉応急小口資金貸付条例 世田谷区母子及び父子福祉応急小口資金貸付条例施行規則		
対　　象	配偶者のない女子又は男子であって、現に20歳未満の児童を扶養し、応急に小口資金を必要とする者		
予　算	［歳出］1,200,000円	決　算	［歳入］［他］289,250円※過年度貸付分の償還金 ［歳出］155,000円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸付延件数	1	3	2
貸付金額	100,000	192,000	155,000

母子及び父子福祉資金の貸し付け

事業の開始
昭和39年7月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	死別、離婚などのため、配偶者のいない者で、現に20歳未満の児童を扶養している者の生活設計の一助として、経済的自立を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として貸し付けを行う。
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 ［都］東京都母子及び父子福祉資金貸付条例 東京都母子及び父子福祉資金貸付条例施行規則
対　　象	都内に6ヵ月以上居住しているひとり親家庭の母等で、20歳未満の児童を扶養している者

資金の種類・対象者

資金の種類			貸付の条件			
資金の名称	貸付対象	貸付金の内容	貸付限度額	据置期間	償還期限	利子
事業開始資金	母・父 母子・父子福祉団体	事業を開始するのに必要な設備費・什器・機械等の購入資金	3,580,000円 （母子家庭の母又は父子家庭の父等の共同事業の場合5,370,000円）	貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	無利子
事業継続資金	母・父 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金	1,790,000円	貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内	無利子

技能習得資金	母・父	事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（授業料、入学金など）	・知識技能を習得する期間中（5年以内）　月額 68,000円 ・自動車運転免許を習得する場合　460,000円	習得期間満了後1年間	据置期間経過後20年以内	無利子
修業資金	児童・子	児童が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（授業料、入学金など）	・知識技能を習得する期間中（5年以内）　月額 68,000円 ・自動車運転免許を習得する場合　460,000円	習得期間満了後1年間	据置期間経過後20年以内	無利子
就職支度資金	母・父又は児童	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	110,000円 ・通勤のために自動車を購入する場合　340,000円	貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内	無利子
医療介護資金	母・父又は児童	医療又は介護保険によるサービスを受けるために必要な資金	医療　340,000円 特別　480,000円 介護　500,000円	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	無利子
生活資金	母・父	1. 技能習得期間中又は医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金 2. 母子家庭又は父子家庭等になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金 3. 失業している期間中（ただし離職した日から1年以内）の生活を維持するために必要な資金（貸付期間1年以内） 4. 家計急変による収入の激変緩和のために必要な資金（貸付期間原則3か月以内）	・1の技能修得期間中　月額141,000円	習得期間満了後6か月	据置期間経過後20年以内	無利子
			・1の医療介護期間中及び2，3の期間中　月額 114,000円（ただし生計中心者でない場合76,000円）	医療又は介護期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	
			・2の生活安定期間中の養育費取得のための裁判費用(12月相当)　1,368,000円	生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後8年以内	
			・3の失業期間中　月額 114,000円（ただし生計中心者でない場合　76,000円）	失業貸付期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	
			・4の家計急変　児童扶養手当に準拠した額（全額支給の額）の範囲内	家計急変貸付期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内	
住宅資金	母・父	自己所有の住宅の建設、購入、及び現に居住する住宅の増改築・補修又は保全に必要な資金	1,500,000円	貸付の日から6か月	据置期間経過後6年以内	無利子
			災害、老朽等による増改築及び住宅建設・購入の場合 2,000,000円		据置期間経過後7年以内	
転宅資金	母・父	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金	260,000円	貸付の日から6か月	据置期間経過後3年以内	無利子
結婚資金	児童・子	児童又は子の婚姻に際し必要な資金	330,000円	貸付の日から6か月	据置期間経過後5年以内	無利子
修学資金	児童・子	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高専又は専修学校において修学するのに必要な資金	「修学資金の学校・学年別貸付限度額」参照	貸付による修学終了後6ヶ月	据置期間経過後20年以内 専修学校（一般）5年以内	無利子
就学支度資金	児童・子	児童が小学校、中学校に入学するために必要な資金（所得税非課税世帯の方）	小学校入学者　64,300円 中学校入学者　81,000円	中学卒業後6か月	据置期間経過後20年以内	無利子

		児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高専又は専修学校に入学するために必要な資金（入学金、施設費、制服代など）	専修学校（一般過程）又は公立の高等学校もしくは専修学校（高等過程）に入学する場合 160,000円	貸付による修学終了後 6ヶ月	専修学校（一般課程のみ）5年以内	
			私立の高等学校又は専修学校（高等課程）に入学する場合 420,000円			
			国公立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）に入学する場合　430,000円			
			私立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校（専門課程）に入学する場合　590,000円			
			国公立の大学院に入学する場合 430,000円			
			私立の大学院に入学する場合 590,000円			
		知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	282,000円	貸付による修学終了後 6ヶ月	据置期間経過後 5年以内	

※修業資金、就職支度資金（児童分）、修学資金、就学支度資金以外の資金については、原則、保証人を立てた場合に無利子の貸付となる。収入を明らかにする書類及び生活費収支内訳により償還可能であると判断でき、かつ、保証人を探す努力をしてもなお困難であると認められる場合、年1%の利子で貸付を行う。

※「児童」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳未満の子ども等をいう。
「子」とは、配偶者のない女子又は男子が扶養する20歳以上の子ども等をいう。

※令和8年度より、事業開始資金，事業継続資金，医療介護資金，生活資金，結婚資金，就学支度資金において貸付限度額が引き上げられる。

修学資金の学校・学年別貸付限度額　　（月額、単位：円）

学校種別			1年	2年	3年	4年	5年	備考
高等学校中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			償還期限（最長）据置期間経過後20年以内 専修学校（一般課程のみ）5年以内 据置期間（最長）卒業後6か月間
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	

専修学校（専門課程）	国公立	自宅通学	67,500	67,500				
		自宅外通学	78,000	78,000				
	私立	自宅通学	89,000	89,000				
		自宅外通学	126,500	126,500				
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				
		自宅外通学	96,500	96,500				
	私立	自宅通学	93,500	93,500				
		自宅外通学	131,000	131,000				
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000		
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000		
大学院	修士課程相当		132,000	132,000				
	博士課程相当		183,000	183,000	183,000			
専修学校（一般課程）			54,500	54,500				

1　学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用する。

2　高等専門学校などに就学中の児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合は、各々の金額に児童扶養手当の相当額を加算した額が貸付限度額になる。

3　修士課程相当とは、修士課程、博士前期課程、専門職学位課程（専門職大学院）、一貫制博士課程前期相当分をいう。

4　博士課程相当とは、博士課程（博士医・歯・獣医・薬（6 年制学部卒）学課程を含む）、博士後期課程、一貫制博士課程後期相当分をいう。

5　一般課程とは、修業年限2年未満の専門課程と一般課程をいう。（就学支度資金も同様）

6　継続貸付の場合は、貸付決定時の限度額が適用される。

7　令和8年度より専修学校に専攻科が追加される。

＜実績＞

貸付金の種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	1	2,300,000	0	0

就職支度資金	0	0	0	0	0	0
技能習得資金	2	1,496,000	0	0	0	0
生活資金	4	2,330,000	1	216,000	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0
住宅資金	1	1,500,000	1	1,500,000	0	0
転宅資金	3	780,000	2	448,400	3	670,000
修学資金	146	105,575,354	131	100,033,242	109	87,145,832
修業資金	0	0	0	0	0	0
就学支度資金	22	5,939,270	24	6,071,284	13	3,679,333
医療介護資金	0	0	0	0	0	0
結婚資金	0	0	0	0	0	0
計	178	117,620,624	160	110,568,926	125	91,495,165

女性福祉資金の貸し付け

事業の開始
昭和52年10月

窓　　口	各総合支所子ども家庭支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	寡婦、未婚など配偶者のいない女性や、要保護女子に対し、経済的自立と社会的安定を図るために必要な資金を貸し付ける。
根拠法令等	［区］世田谷区女性福祉資金貸付条例 世田谷区女性福祉資金貸付条例施行規則
対　　象	(1)　配偶者のない女子であって、現に引き続き6月以上東京都の区域内に居住し、かつ、世田谷区の区域内に住所を有する25歳以上のもの (2)　世田谷区の区域内に居住している女子で、行動又は環境に照らし、援護及び指導を必要とすると区長が認めたもの
予　算	**［歳出］** 3,360,000円
決　算	**［歳入］**［他］10,292,857円※過年度貸付分の償還金 **［歳出］** 2,058,048円

世田谷区女性福祉資金一覧

資金の種類	貸付金の内容	貸し付けの限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金	2,820,000円	貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	無利子
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金	1,410,000円	貸付の日から6か月間	据置期間経過後7年以内	無利子
技能習得資金	女性または女性が扶養している子が事業を開始し、または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	知識技能を習得する期間中（3年以内）月額50,000円	習得期間満了後6か月間	据置期間経過後10年以内	無利子
就職支度資金	女性または女性が扶養している子の就職に際し必要な資金	100,000円 （通勤のために自動車を購入する場合　310,000円）	貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内	無利子

住宅資金	現に居住する住宅を建設・購入・補修・保全・改築または増築するのに必要な資金	1,500,000円 （特に必要と認められる場合2,000,000円）		貸付の日から6か月間	据置期間経過後6年以内 （特別な場合7年以内）	年1.2%
転宅資金	住居を移転するために必要な資金	260,000円		貸付の日から6か月間	据置期間経過後3年以内	年1.2%
療養資金	女性または女性が扶養している子が医療を受けるのに必要な資金	250,000円 （特に必要な場合 430,000円）		医療を受ける期間満了後6か月間	据置期間経過後5年以内	無利子
生活資金	技能習得資金・療養資金の貸し付けを受けている期間又は失業している期間中の生活を維持するのに必要な資金	技能習得資金の借受期間中もしくは療養資金の貸し付けを受けている期間又は失業期間中の1年以内 月額103,000円		技能習得・療養期間満了後失業貸付期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内（技能） 据置期間経過後5年以内（療養・失業）	（技能習得・療養）無利子 （失業） 年1.2%
結婚資金	女性または女性が扶養している子の婚姻に際し必要な資金	300,000円		貸付の日から6か月間	据置期間経過後5年以内	年1.2%
修学資金	女性または女性が扶養している子が高校、短大、大学、高専又は専修学校に修学するのに必要な資金	「女性福祉資金　修学資金の学校・学年別貸付限度額」参照		卒業後6か月間	据置期間経過後20年以内	無利子
就学支度資金	女性または女性が扶養している子が入学するために必要な資金	小学校	所得税非課税 39,200	中学校卒業後6か月間	中学には中等教育学校前期課程を、高校には中等教育学校後期課程を含む 据置期間経過後20年以内	無利子
		中学校	所得税非課税 45,800			
		高校・高専・専修学校・各種学校等	100,000	卒業後6か月間		
		私立高校・高専・専修学校の高等課程へ入学	240,000			
		国公立大学・短大・専修学校専門課程へ入学	380,000			
		私立大学・短大・専修学校の専門課程へ入学	390,000			

女性資金　修学資金の学校・学年別貸付限度額　　（月額、単位：円）

学校種別			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校・専修学校の高等課程	国公立	自宅通学	16,000 (24,000)	16,000 (24,000)	16,000 (24,000)		
		自宅外通学	21,000 (31,500)	21,000 (31,500)	21,000 (31,500)		
	私立	自宅通学	28,000 (42,000)	28,000 (42,000)	28,000 (42,000)		
		自宅外通学	33,000 (49,500)	33,000 (49,500)	33,000 (49,500)		
高等専門学校	国公立	自宅通学	19,000 (28,500)	19,000 (28,500)	19,000 (28,500)	38,000 (57,000)	38,000 (57,000)
		自宅外通学	20,500 (30,700)	20,500 (30,700)	20,500 (30,700)	44,000 (66,000)	44,000 (66,000)
	私立	自宅通学	30,000 (45,000)	30,000 (45,000)	30,000 (45,000)	46,000 (69,000)	46,000 (69,000)
		自宅外通学	33,000 (49,500)	33,000 (49,500)	33,000 (49,500)	56,000 (84,000)	56,000 (84,000)
短期大学・専修学校の専	国公立	自宅通学	40,000 (60,000)	40,000 (60,000)			
		自宅外通学	46,000	46,000			

門課程			(69,000)	(69,000)			
	私立	自宅通学	48,000 (72,000)	48,000 (72,000)			
		自宅外通学	55,000 (82,500)	55,000 (82,500)			
大学	国公立	自宅通学	40,000 (60,000)	40,000 (60,000)	40,000 (60,000)	40,000 (60,000)	
		自宅外通学	46,000 (69,000)	46,000 (69,000)	46,000 (69,000)	46,000 (69,000)	
	私立	自宅通学	49,000 (73,500)	49,000 (73,500)	49,000 (73,500)	49,000 (73,500)	
		自宅外通学	59,000 (88,500)	59,000 (88,500)	59,000 (88,500)	59,000 (88,500)	
専修学校 (一般課程)			27,000 (40,500)	27,000 (40,500)			

1 （ ）内の金額は、審査の結果、修学に際し一般分限度額を超え必要と認められる場合に貸付可能な特別分限度額である。

＜実績＞

貸付金の種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	0	0	0	0		
事業継続	0	0	0	0		
技能習得	0	0	1	300,000	1	300,000
就職支度	0	0	0	0		
住宅資金	0	0	0	0		
転宅資金	0	0	0	0		
療養資金	0	0	0	0		
生活資金	0	0	1	1,200,000		
結婚資金	0	0	0	0		
修学資金	2	1,872,000	4	1,629,048	4	1,758,048
就学支度	1	1,200,000	3	506,600		
計	3	3,072,000	9	3,635,648	5	2,058,048

8. 若者支援

メルクマールせたがや（世田谷若者総合支援センター内）

事業の開始
平成26年9月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	ひきこもり等の様々な理由から社会との接点が持てず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができないなどの生きづらさを抱えた方やその家族に対して、面談や活動ルームでのプログラム、イベント及び家族セミナーを実施し、就労支援機関である「せたがや若者サポートステーション」と一体的に『世田谷若者総合支援センター』として運用する。また令和4年4月より三軒茶屋に移転し、ひきこもり相談窓口「リンク」をぷらっとホーム世田谷と共同で運営している。
根拠法令等	[国]子ども・若者育成支援推進法 [区]世田谷区子ども・若者総合相談センター事業実施要綱
対　　象	中高生世代以上の世田谷区民の方とそのご家族の方（令和4年4月より「ひきこもり」について年齢制限撤廃）
予算 [歳出] 113,347,862円	**決算** [歳入][都]5,990,000円　[国]15,750,000円　[歳出]113,336,124円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ相談件数	5,876件	6,334件	7,869件
延べ居場所利用件数	1,306件	1,196件	1,434件
個別ケース検討会議	11回	4回	2回

青少年交流センター

事業の開始
平成26年4月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当
事業の概要、目的	主に中高生世代～39歳までの若者の居場所として、区内3か所に青少年交流センターを設置している。 若者にとって安心して過ごせる居場所や、若者が様々なことにチャレンジし、失敗したり、成し遂げたりする経験を繰り返しながら、自らの力を育むとともにライフプランの選択肢を増やすことができる場や機会を提供している。多様な関係機関や地域との連携のもとで、それぞれの立地や施設特性を活かしながら、若者にとって魅力的な事業を実施している。
根拠法令等	[区] 世田谷区立青少年交流センター条例 世田谷区立青少年交流センター条例施行規則
対　　象	青少年及び5人以上の青少年団体・青少年育成団体。ただし、青少年の活動に支障のない範囲で一般の方や団体も条件に応じて利用可。
予算 [歳出] 450,109,000円	**決算** [歳入] [国]4,348,000円 [都] 89,621,855円 [他] 7,127,436円 [歳出] 437,873,321円

※予算及び決算の額には、希望丘複合施設維持管理分及び大学連携事業分を含む。なお、中長期保全計画に基づく改修工事分は含まない。

＜施設別年間延べ利用者数＞

施設名	開設年月日	令和5年度	令和6年度	令和7年度
池之上青少年交流センター	平成26年4月1日	52,670名	62,617名	65,142名
野毛青少年交流センター	平成26年4月1日	21,676名	26,924名	30,173名
希望丘青少年交流センター	平成31年2月1日	77,034名	83,056名	89,139名

児童養護施設退所者等支援事業

事業の開始
平成28年4月

窓口・所管	子ども・若者部児童相談支援課
事業の概要、目的	児童養護施設（里親、自立援助ホーム含む）を退所した若者に対して、住宅支援、居場所・地域交流支援、返済不要の奨学金等の給付を行い、退所者等の社会的自立を支援する。 ⑴住宅支援 高齢者向け借上げ区営住宅の空室を安価で提供し、児童養護施設等を巣立った若者が地域の中で安定した生活基盤を持てるよう支援する。大学等進学者は所定の修学年限の最終年度末まで、就職者は最長2年間入居が可能。 ⑵居場所・地域交流支援 退所者等が、地域の中で身近に相談できる仲間や大人たちと交流する場、自分の好きなように寛いで過ごせる居場所として、区内2か所で実施。 ⑶給付型奨学金事業 児童養護施設等を退所した若者を社会全体で支える仕組みとして「世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金」を創設。大学等への進学にあたり親族等の経済的な支援を受けられない退所者等に、寄附を原資とする奨学金を給付し、学業と生活を両立させながら社会的自立を図れるよう支援する。 ⑷資格等取得支援（令和5年度より） 進学・就職の進路選択にかかわらず、就職に役立つ資格等の取得費用（普通自動車第一種運転免許取得は上限30万円、その他資格は上限10万円）を給付する。また、令和7年度より高等学校卒業程度認定資格の取得費用（上限30万円）を給付する。 ⑸医療費支援（令和7年度より） 安定した生活及び社会的自立に向け必要な医療機関の受診等にかかる費用を給付する。 ⑹家賃支援（令和5年度より） アパート等でひとり暮らしをする退所者等の家賃負担を一定期間軽減するため、家賃支援（上限月額3万円）を行う。また、令和7年度より賃貸住宅の契約時に保証会社に支払う初回契約料補助（上限2万円）を給付する。 ⑺相談支援（令和5年度より） 退所者等の個々の状況に応じた継続的できめ細やかな相談支援（せたエール）を実施する。
根拠法令等	［区］　世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金条例 世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金事業実施要綱
対　　象	児童養護施設（里親、自立援助ホーム含む）を退所した者等
予　算	**［歳出］** 171,344,000円
決　算	**［歳入］**［都］16,316,000円 ［他］104,477,261円 ※世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金への寄附を含む **［歳出］** 140,292,863円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
住宅支援	8名	10名	9名
居場所・地域交流支援	延べ232名	延べ250名	延べ276名
	内退所者106名	内退所者104名	内退所者116名
給付型奨学金	23名	32名	34名
	給付総額7,856,591円	給付総額11,689,836円	給付総額13,889,363円
資格等取得支援	4名	7名	10名
	支給総額591,116円	支給総額733,530円	支給総額1,106,851円
家賃支援	12名	18名	12名
	支給総額3,890,000円	支給総額5,289,600円	支給総額2,842,800円
医療費支援	―	―	18人
	―	―	支給総額319,851円

＜児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金　寄附実績＞

令和５年度	令和６年度	令和７年度
1,013 件	975 件	1,714 件
54,916,700 円	69,001,088 円	83,632,196 円

SNS 等を活用した若者による若者のための情報発信事業

事業の開始
平成29年４月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当
事業の概要、目的	若者に身近な SNS を活用し、これまで届かなかった若者層に情報を届ける取り組みとして、若者自身が主体的に活動に取り組む『情熱せたがや、始めました。』(ねつせた！)を実施する。
根拠法令等	
対　　象	高校生および大学生世代を中心とした若者
予　算 ［歳出］4,808,002 円	決　算 ［歳入］［都］2,212,000 円　［歳出］4,670,434 円

ユースカウンシル事業

事業の開始
令和７年７月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当
事業の概要、目的	子ども・若者が参加・参画し、身近な課題や区政課題について検討した結果を区の施策に反映するため、青少年交流センターが拠点となり、地域でも活動を行いながら、子ども・若者の意見形成・表明と、その反映・実現に向けたサポート等を実施する。
根拠法令等	世田谷区ユースカウンシル事業実施要綱
対　　象	区内在住、在学、在勤の中学生世代～24 歳までの若者
予　算 ［歳出］7,233,618 円	決　算 ［歳入］［都］3,038,120 円　［歳出］7,233,618 円

悩みや困難を抱える若年女性への居場所補助事業

事業の開始
令和７年４月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当
事業の概要、目的	「世田谷区困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(令和７年３月策定)」に基づき、高校生世代から 24 歳以下の若年女性が気軽に立ち寄り、安心して過ごせる「居場所」を創出し、日頃の悩みや女性に特化した悩みの相談対応等を行うことで、若年女性支援の充実を図ることを目的に、世田谷区地域保健福祉等推進基金を活用した補助事業をモデル実施（令和 7～8 年度予定）する。
根拠法令等	［区］世田谷区悩みや困難を抱える若年女性への居場所事業実施要綱 世田谷区悩みや困難を抱える若年女性への居場所事業補助金交付要綱
対　　象	高校生世代から 24 歳以下の若年女性
予　算 ［歳出］20,000,000 円	決　算 ［歳入］特定財源なし ［歳出］17,451,179 円

若者の居場所補助事業

事業の開始
令和７年６月

窓口・所管	子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当
事業の概要、目的	主に高校生世代から青年期（おおむね 18 歳以上 30 歳未満）の若者がアクセスしやすい身近な地域に、多種多様な特色を持った若者の居場所を充実させ、居場所の選択肢を増やすとともに、居場所での出会いや経験等を通じて、若者の自立（様々な場や人とつながり、色々な頼り先をつくりながら、自己選択・自己決定し、自分らしく生きていくことをいう。）への後押しを行うことを目的に、以下の若者のための居場所づくりに取り組んでいる運営団体に対し、居場所運営に係る経費を補助する「若者の居場所補助事業」を実施する。

	(1) 気軽に立ち寄り、安心して過ごせる学校内の居場所事業（校内カフェ） (2) 気軽に立ち寄り安心で安全に過ごせる地域の中の居場所事業（地域の居場所）		
根拠法令等	［区］世田谷区若者の居場所事業補助金交付要綱		
対　　象	主に高校生世代から青年期（おおむね 18 歳以上 30 歳未満）の若者		
予　算	**［歳出］** 240,000 円	**決　算**	**［歳入］** ［国］母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 **［歳出］** 225,106 円

第５章　保健・衛生

1. 健康づくり

健康教室

事業の開始
昭和58年

窓口・所管	各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	区民の自主的な健康づくりを推進するため、生活習慣病や地域の特性に応じた健康教室を、各総合支所健康づくり課の主催及び出張所・まちづくりセンター、地域のグループ、児童館との共催や連携により実施する。
根拠法令等	健康増進法、地域保健法 ［区］世田谷区健康づくり推進条例、健康せたがやプラン（第三次）
対　　象	区民
予　算	**[歳出]**4,009,000円
決　算	**[歳入]**［他］109,100円　**[歳出]**3,199,127円

※栄養・歯科の健康教室を含む。

健康づくり事業

事業の開始
昭和58年

窓口・所管	各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	健康せたがやプラン（第三次）に基づき、地域の特性（人材、場所、施設など）を活かし、区民の参画、協働による健康づくり事業（健康マップづくり、ウォーキングイベント等）を実施する。
根拠法令等	健康増進法、地域保健法 ［区］世田谷区健康づくり推進条例、健康せたがやプラン（第三次）
対　　象	区民
予　算	**[歳出]**2,610,491円
決　算	**[歳入]**特定財源なし　**[歳出]**2,259,635円

※この事業は第11章「関係団体」にも掲載されています。

＜実績＞

地　　域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
主な事業	・子育て世代を対象とした「親子の活動力アップ」の普及啓発 ・生活習慣病予防を目的とした「野菜をよく噛んで食べよう」のポスターおよびホームページの作成と普及啓発 ・区民健診にて野菜摂取量の測定を実施 ・児童館にて子育て世代を対象に保健師、栄養士、歯科衛生士による家族の生活習慣病予防・適塩の普及啓発	・「健康まねきサンバ」普及動画作成健診等の事業での体操実施 ・赤堤商店街ふれあい祭りにて、アルコールパッチ、野菜摂取普及啓発 ・梅まつりで握力測定と野菜摂取普及啓発と健康まねきサンバの普及啓発 ・まちづくりセンターでの健康づくり事業 ・児童館やリラックス講座にて子育て世代を対象に保健師、栄養士、歯科衛生士による家	・大学生への食育啓発事業（駒澤大学、大塚製薬、世田谷保健所健康推進課との協働）の実施 ・玉川地域管内7児童館にて子育て世代（壮年期）を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士による家族の生活習慣病予防の普及啓発 ・日本体育大学の協力のもとウォーキングマップを更新 ・こころの健康に関する講演会を実施（精神保健福祉	・砧地域健康づくり推進連絡会の開催 ・健康講座「時間栄養学」のハイブリッド開催 ・重点地区（令和7年度は成城・祖師谷）のリーダー対象の健康教室の開催 ・男性のための初心者料理教室の開催 ・身近なまちづくり推進協議会、関係機関からの依頼による健康教室の開催 ・子育て講演会の開催	・ウォーキングマップを利用したイベントと健康に関するイベントを開催 ・健康協力員会議、ウォーキング、ちとから健康マップ作成等 ・児童館で歯科、栄養、保健の健康について普及啓発 ・まちづくりセンターと協力して健康教室を開催 ・地域イベント「ウェルビーイングフェスタ」「蘆花まつり」、「フィールドフ

	・こころの健康に関する講演会の対面開催兼オンデマンド配信 ・子育て中のこころの健康に関する講演会開催 ・児童館等、関係機関からの依頼による健康教室の開催	族の生活習慣病予防の普及啓発 ・親子の健康づくり講演会「ピラティス講演会」開催 ・階段プロジェクトの実施（北沢タウンホール内の啓発）	講演会） ・区民健診にて普及啓発を実施	・児童館における健康教室の開催 ・精神保健講演会のハイブリッド開催 ・「せいじょう地域文化祭」にて推定野菜摂取量の測定、咀嚼チェックの実施	ェスティバル」「自由広場」で保健師が握力測定、栄養士が塩味チェック等を行い、アドバイスを実施 ・精神講演会にて心と体に関する講演を実施 ・区民健診にて普及啓発を実施
参加人数	5,794	1,550	1,107	1,249	1,020
情報発信	・「親子の活動力アップ」啓発資料の発行・配布、「親子の活動力アップ」動画を乳幼児健診等で放映および、せたがや動画配信。普及チラシの配布 ・「野菜をよく噛んで食べよう」ポスターを図書館、世田谷線、商店街等に掲示、デジタルサイネージで配信 ・区民健診やベジチェック®のデータを活用した生活習慣病予防の情報をホームページで発信、普及チラシ配布 ・乳幼児健診案内封筒に「健康づくり課 HP」普及シールを貼付 ・女性の健康週間で資料配布	・「健康まねき体操」リーフレット、「健康まねきサンバ」ちらし、「健康づくり健康せたがやプラス1」、「みんなで楽しくおいしく」、「災害時に役立つ健康づくり」、「適塩啓発ちらし」の配布 ・健診待合スペース、健康づくり課窓口での健康まねきサンバ動画の放映 ・北沢タウンホールでの階段利用を促すサインプレートの掲示	・ウォーキングマップの更新、配布 ・「健康いちばん」の発行、配布、ホームページ、せたがやスクールボードへの掲載 ・健康普及啓発動画の支所庁舎、用賀まちづくりセンターデジタルサイネージでの放映 ・階段を使おう「ゼロ円ジム」ポスターの掲示、サインプレート「ゼロ円ジム階段を利用しましょう」の掲示 ・階段利用促進のためのサインプレートを管内の7施設内の階段に設置	・ウォーキングマップ・サポートブック「Tohode」の配布 ・フロス、Tohode普及用カードの配布、区報での「Tohode」の周知 ・デジタルサイネージ等による配信（食中毒予防・睡眠） ・商店街向けに健康・栄養情報の配付およびポスター掲示を依頼	・ちとから健康マップ6種類の配布 ・健康せたがやプラス1啓発チラシ等の配布 ・商店街放送を活用し、健診・検診の受診勧奨だけでなく、健康に関するイベントについて告知 ・支所と区民センターに「ゼロ円ジム階段を利用しましょう」のポスターを掲示 ・「ちょこっと体操」、「ストレッチ体操」の動画配信、区ホームページへの掲載、デジタルサイネージ活用による情報発信
配布数	9,757枚	2,520枚	3,300枚	3,544枚	3,500枚

（1）栄養士衛生教育（集団）

（上段（　）内は回数、下段は人数）

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	保健所	計
生活習慣病予防	(13)	(7)	(1)	(15)	(6)	(1)	(43)
	131	71	11	190	51	28	482
男の料理	−	(3)	−	(6)	−	−	(9)
	−	46	−	84	−	−	130

子育て	(13)	(6)	(7)	(12)	(6)	(0)	(44)
	294	113	120	255	87	0	869
地域の健康づくり	(3)	(4)	(7)	(1)	(2)	−	(17)
	44	72	62	92	19	−	289
健康プラン食育	(1)	(0)	(4)	(1)	(1)	(10)	(17)
	20	0	70	14	17	189	310
精神	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)	−	(13)
	10	12	18	22	15	−	77
その他	(1)	(1)	(2)	(2)	(1)	(0)	(7)
	6	27	43	77	12	0	165
計	(33)	(23)	(24)	(40)	(19)	(11)	(150)
	505	341	324	734	201	217	2,322

※健康教室・健康づくり事業の再掲を含む。
※栄養の健康教室・健康づくり事業以外の事業も含む。

（2）歯科衛生教育

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	計
歯周病予防	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)
	0	0	0	8	0	8
乳幼児むし歯予防	(9)	(6)	(7)	(9)	(5)	(36)
	61	65	58	77	53	314
その他	(0)	(5)	(0)	(4)	(0)	(9)
	0	110	0	195	0	305
計	(9)	(11)	(7)	(14)	(5)	(46)
	61	175	58	280	53	627

健康増進事業

事業の開始
昭和51年10月

窓　　口	（公財）世田谷区保健センター
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	健康度測定等の健康チェック、実践的な健康教室、自主グループ等への運動指導員の派遣や区民の自主的な健康づくり活動を支援する「せたがや元気体操リーダー」の養成等の地域の健康づくり支援、生活習慣病重症化予防、障害者の健康づくりを実施する。
対　　象	18歳以上の区民等
予　算	**［歳出］**223,343,000円　**決　算**　**［歳入］**［他］6,935,700円　**［歳出］**220,712,300円

＜実績＞区委託事業

事業名	事業内容等		令和5年度	令和6年度	令和7年度
健康増進事業	健康度測定・再測定・運動負荷		766人	605人	580人
	健康増進指導（集団・個別）		10,460人	11,441人	10,646人
	地域での健康づくり支援	実地指導、健康づくり支援	1,227回	1,207人	1,192人
		地域健康出前講座	10回	9回	20回
		地域健康講座	12回	12回	12回
		職場のげんき力アップ	5社	1社	1社
	健康づくり支援リーダーの養成・	初級リーダー養成	9人	ー	4人
		上級リーダー養成	ー	8人	ー人
		研修会&交流会	6回	6回	6回

	活動支援	実技講習会	4 回	4 回	令和6年度事業終了
		個別実習	30 人	30 人	30 人
		リーダーによる実地指導	322 回	316 回	314 回
	重症化予防対策	派遣型集団指導	6 回	6 回	6 回
		電話支援（初回）	3 人	2 人	0 人
		個別指導（初回）	3 人	9 人	6 人
		動画配信	886 回	594 回	455 回
	障害者の健康支援	障害者地域支援	20 回	12 回	7 回

糖尿病予防教室

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	糖尿病の予防、生活習慣の改善を目的に医師・運動指導員による個別指導や講演会を各 1 回実施する。		
根拠法令等	［区］糖尿病予防教室実施要綱		
対　　象	各種健康診査等で糖尿病の要指導と診断された区民等		
予 算	**［歳出］** 504,000 円	**決 算**	**［歳入］** ［都］ 152,000 円 **［歳出］** 503,884 円

＜実績＞

内　　容	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
糖尿病予防教室（講演会）	新型コロナウイルス感染症の影響により、休止	16 人	10 人
糖尿病予防教室（実践コース）		13 人	12 人

受動喫煙対策にかかる主な取組み

事業の開始
平成 31 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	令和 2 年 4 月 1 日に全面施行された改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例を踏まえ、区民・事業所等への周知啓発を行うとともに、区民・事業所等からの問合せや苦情・通報に対しては、民間委託によりコールセンターを設置し対応している。 苦情・通報等 により義務違反が疑われた施設管理者等に対しては、民間委託により普及啓発等を実施し、改善がみられない場合は、保健所職員が国や東京都のガイドライン等に基づき、段階的に指導・助言、勧告・公表、命令、罰則（過料）を適用する。		
根拠法令等	健康増進法、［都］東京都受動喫煙防止条例		
対　　象	区民、施設管理者等		
予 算	**［歳出］** 10,004,000 円	**決 算**	**［歳入］** ［国］ 0 円 ［都］ 4,715,000 円 **［歳出］** 9,580,238 円

＜実績＞

内　　容	令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
受動喫煙相談コールセンターの設置（民間委託）	189 件			158 件			178 件		
	内訳	問合せ	37 件	内訳	問合せ	8 件	内訳	問合せ	6 件
		苦情･通報	154 件		苦情・通報	150 件		苦情・通報	172 件
苦情･通報等へ対する普及啓発等の実施（民間委託）※1※2	54 件			150 件			150 件		
苦情・通報等へ対する指導・助言、勧告・公表、命令、罰則の適用※3	0 件			0 件			0 件		

喫煙可能室にかかる届出 （設置・変更・廃止）	1件			7件			3件		
	内訳	設置	1件	内訳	設置	6件	内訳	設置	3件
		変更	0件		変更	0件		変更	0件
		廃止	0件		廃止	1件		廃止	0件

※1　区民や施設管理者等の任意の協力により対応可能な業務

※2　コールセンターへの苦情・通報のほか、健康企画課への苦情・通報や民間委託による飲食店への巡回調査等により義務違反と疑われたケースへの対応も含む。

※3 行政処分や立入権限を必要とする場合など、保健所職員による業務

妊婦向け受動喫煙防止啓発用ストラップの交付

事業の開始
平成18年11月

窓　　口	各総合支所健康づくり課・くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、健康推進課
所　　管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	妊婦に対する受動喫煙の予防を広く啓発するために、妊娠期面接の際に「妊婦向け受動喫煙防止啓発用ストラップ」を交付する。
根拠法令等	健康増進法 ［区］世田谷区健康づくり推進条例、健康せたがやプラン
対　　象	区民

＜実績＞

年度／区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
交付数(個)	6,609	6,551	6,753

せたがや健康フェス

事業の開始
令和6年7月

所　　管	世田谷保健所健康企画課・生活保健課
事業の概要、目的	「世田谷区健康づくり推進条例」に定める「健康づくり推進週間」及び「せたがや食品衛生月間」に基づく事業として、健康づくり、食中毒予防やくらしの衛生に関することへの区民等の関心及び理解を高めるとともに、正しい知識や生涯を通じた「健康づくり」や「食とくらしの衛生」等に関する普及啓発を目的に開催する。
根拠法令等	健康増進法、食品衛生法、食品安全基本法 ［区］世田谷区健康づくり推進条例、健康せたがやプラン
対　　象	区民

※令和 6 年度から「健康フェスタ世田谷」と「食とくらしの健康フェスタ」を統合し、健康づくりに関する総合イベントとして「せたがや健康フェス」に名称を変更し開催。

＜実績＞

年度／区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日　　程	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止	令和6年7月20日	令和7年7月21日
主な事業		健康づくりや食品衛生に関する講演・ステージ、ワークショップ、展示・体験・相談コーナー	健康づくりや食品衛生に関する講演・ステージ、ワークショップ、展示・体験・相談コーナー
会　　場		玉川髙島屋S・C西館1F アレーナホール・サロン	玉川髙島屋S.C.西館1F アレーナホール・サロン

区民参加数（人）		約 390 人	約 550 人
共催		主催：世田谷保健所 共催：世田谷区食品衛生協会	主催：世田谷保健所 共催：世田谷区食品衛生協会

2. 食育の推進

世田谷区食育推進会議

事業の開始
平成24年8月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区の食育を推進する関係者相互のネットワークの強化を図り、食育施策・事業等をより効果的に実践する。		
根拠法令等	食育基本法　[区]世田谷区食育推進会議設置要綱		
予　算	**[歳出]** 2,314,280円	**決　算**	**[歳入]** [都] 1,000,000円　**[歳出]** 2,088,120円

＜実績＞

内　容	実施回数等
食育推進会議	2回
大人の食育講座	1回
大人の食育講座(動画配信)	1回

野菜摂取と適塩を重視した講座等の実施

事業の開始
令和6年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	野菜摂取量推定機器（ベジチェック）、食塩含侵ろ紙（ソルセイブ）を活用した体験型食育事業や講座等を組み合わせ、区民が楽しみながら自分に合ったより良い食生活について考える機会となるよう、野菜摂取・適塩について普及啓発する。		
根拠法令等	食育基本法　[区]世田谷区食育推進会議設置要綱		
予　算	上記に含む	**決　算**	上記に含む

＜実績＞

内　容	対象者	実施回数等
世田谷区食育ガイドブック活用講座	子育て世代の区民、食育担当者等	1回
適塩･野菜摂取啓発事業(※1)	区立幼稚園、小学校PTA、高校生、大学生、区民健診等受診者、高齢者、イベント参加者等	134回

※1　適塩啓発事業･･･ソルセイブ(異なる食塩濃度の濾紙)を用いて塩味の感じ方の違いを体験する。
野菜摂取啓発事業･･･ベジチェック(野菜摂取量推定機器)を用いて野菜摂取について考える機会とする。

地域の食環境づくりの推進

事業の開始
平成16年9月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区内の食育関係者（保育園・幼稚園・学校・病院・事業所・福祉施設・行政等の教職員や管理栄養士・栄養士）が連携し、食に関する正しい情報を区民に伝える仕組みや、健康の維持・増進に向けた行動を起こしやすい食環境の整備に取り組む。		
根拠法令等	健康増進法、食育基本法		
対　　象	区民および在勤または在学の者		
予　算	**[歳出]** 2,834,635円	**決　算**	**[歳入]** [都] 1,410,208円 **[歳出]** 2,820,416円

＜実績＞

実　施　内　容	実施回数等
地域の食環境づくり推進部会(ワーキング含む)	5回

栄養サポート店事業

事業の開始
平成15年9月

窓口・所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区内食育関係者・地域商店街等との協働により、健康や栄養の情報を区民へ提供し、区民の主体的な健康づくりを支援する。		
根拠法令等	健康増進法 ［区］世田谷区外食栄養成分等表示事業実施要綱		
対　　象	区内商店街・給食施設		
予　算	上記に含む	**決　算**	上記に含む

＜実績＞

内　容	実　績
栄養サポート店･協力店舗	1,549店舗
栄養サポート店･協力店舗商店街	84商店街

せたミール事業

事業の開始
令和6年4月

窓口・所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	自然に健康につながる食環境づくりとして、健康に関心が薄い区民や、関心はあっても実践につながらない区民が気軽にバランスのよい食事にアクセスできるよう、一定の栄養基準を満たしたメニュー（野菜たっぷりメニュー及び適塩メニュー）を提供する。登録したメニューにはシール等の表示により利用者・喫食者への周知を行い、食に関心を持ち、自らの健康を意識するきっかけづくりにつなげている。		
根拠法令等	健康増進法 ［区］世田谷区外食栄養成分等表示事業実施要綱		
対　　象	区内スーパーマーケット・飲食店・学生食堂等		
予　算	上記に含む	**決　算**	上記に含む

＜実績＞

内　容	実　績
せたミール登録店舗	13店舗

3. 公衆衛生思想の普及

公衆衛生思想の普及啓発

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	区民の健康意識向上のため、医師会、歯科医師会に委託して講演会などの普及啓発事業を実施する。		
対　　象	区民		
予　算	**［歳出］**2,604,062 円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**2,551,722 円

＜実績＞
公衆衛生思想の普及啓発

	実　施　日	延参加者数（人）
8020 歯っぴぃフェスタ世田谷	10 月 26 日	160 人
区民のための健康教室（世田谷）	①4 月 24 日、②7 月 12 日、③10 月 24 日、④1 月 28 日	428 人
区民のための健康教室（玉川）	①7 月 31 日、②1 月 29 日	94 人

※令和 6 年度から「8020 歯っぴぃフェスタ」は「健康フェスタ世田谷」と切り離し、単独事業として開催。

薬物乱用防止普及啓発

事業の開始
昭和 54 年 11 月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議会を中心に、青少年等の薬物乱用防止のためのキャンペーンや広報・普及啓発活動を行う。		
根拠法令等	［都］東京都薬物乱用防止指導員設置要綱		
対　　象	区民		
予　算	**［歳出］**728,000 円	**決　算**	**［歳入］**［都］219,000 円　［歳出］498,532 円

＜実績＞主な活動

啓発活動 社会を明るくする運動の集い(7 月 9 日)、せたがや健康フェス 2024(7 月 21 日)、 世田谷 246 ハーフマラソン(11 月 9 日)
区内小・中学校の児童・生徒への薬物乱用防止啓発リーフレットの配布 小学生向け:7,400 部、中学生向け:11,900 部
区内の中学生を対象としたポスター・標語募集 (ポスター応募数:122 件、標語応募数:590 件)
危険ドラッグ啓発用懸垂幕・横断幕の掲示(年 2 回、第 1 回:区内 3 か所、第 2 回:区内 4 か所) 第 1 回:7 月 1 日～7 月 31 日、第 2 回:10 月 1 日～11 月 28 日

歯と口の健康に関する図画・ポスターコンクール

事業の開始
昭和55年

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区内の小学生を対象に歯の衛生に関する図画ポスターを募集し、審査会、展示、表彰式を行い、歯科保健に関する普及啓発活動を行う。		
対　　象	区内小学生		
予　算	**[歳出]** 1,599,620円	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 1,594,670円

＜実績＞

年度	参加校数	応募作品数
5	29校	1,379
6	27校	901
7	21校	736

がんについての講演会

事業の開始
平成23年3月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	がんに関する正しい知識の普及とがん患者等への理解を深める講演会を実施する。 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、動画配信とした。		
根拠法令等	［区］世田谷区がん対策推進条例		
対　　象	希望者		
予　算	**[歳出]** 478,629円	**決　算**	**[歳入]**［都］97,000円　**[歳出]**379,400円

＜実績＞がんについての講演会(動画配信)

年度	実施回数
5	1回
6	1回
7	1回

区立小学校・中学校におけるがんの講話

事業の開始
平成27年

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課、教育政策部教育指導課		
事業の概要、目的	区立小学校と中学校で、がん体験者等によるがんに関する講話を実施し、がんに関する正しい知識の普及啓発を行う。		
根拠法令等	［区］世田谷区がん対策推進条例		
対　　象	区立小学校児童・中学校生徒		
予　算	**[歳出]**437,250円	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 268,280円

＜実績＞

年度	実施校数
5	14校
6	13校
7	12校

4. 健康危機管理体制

健康危機管理体制の充実

事業の開始
平成15年2月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	感染症、食中毒、医薬品、飲料水その他何らかの原因により生ずる区民の生命、健康の安全を脅かす事態等の脅威から区民の健康を守るため、これまでの新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、感染症発生時の新たな本部体制や庁内の BCP 体制について記載する地域保健法に基づく「世田谷区健康危機対処計画兼業務継続計画（感染症対策編）」を策定する。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条に基づく「新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を行う。 また、熱中症予防対策や放射性物質に対する健康不安への対応、並びに災害時の医療活動の円滑な実施に向けた災害時医療救護体制の整備等を進める。
事業の実績	(1)新型インフルエンザ等対策として以下の取組みを実施した。 ①新型コロナウイルス感染症への対応により蓄積した経験・知見を踏まえ、次の新型インフルエンザ等感染症等による健康危機に備えるため、「地域保健法」に基づく「世田谷区健康危機対処計画兼業務継続計画（感染症対策編）」を令和 7 年 4 月に策定した。また、感染症危機発生時において区民の生命及び健康を保護するとともに、区民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条に基づき「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」を令和 8 年 3 月に改定した。 ②「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定するにあたって、学識経験者、3 師会代表者、獣医師会代表者、病院代表者、消防署及び警察署の職員、区内在住者等を構成員とした健康危機管理連絡会を 2 回開催し、意見交換や課題の共有等を行った。 (2)熱中症対策として以下の取組みを実施した。 ①お休み処の設置　全 291 か所 （区施設 75、高齢者・障害者施設 22、まちのステーション等 11、調剤薬局 114、公衆浴場・接骨院等 42、お休み処協力店 27） ②せたがや涼風マップの配布　20,000 部 ③熱中症予防シートの配布　35,000 枚 ④大塚製薬株式会社との官民連携協定に基づき、熱中症予防啓発動画の配信、ポスター・チラシ等の配布や、職員を対象とした熱中症対策アンバサダー養成講座を実施するなど、予防啓発に取り組んだ。 ⑤東京都と共催で「暑熱順化講習会」を実施し、介護事業者、区民に対し暑熱順化について啓発を行った。 ⑥DX 推進担当課と協力し、スマートフォン等の地図アプリと連携して現在地から最寄りのお休み処へのルート検索が可能となるお休み処施設一覧の地図アプリ（BI ツール）を作成・公開し、利便性向上を図った。 (3) 災害時の医療救護体制の整備として以下の取組みを実施した。 ①世田谷区災害医療運営連絡会を 2 回開催し、緊急医療救護所の運営や医療救護体制の検討等について、意見交換を行った。 ②新たな緊急医療救護所 1 か所を含む計 6 か所にてアクションカードを用いた図上訓練と、傷病者に対応する実動訓練を各 1 回（1 か所除く）、合計 11 回の訓練を実施した。（参加者及び見学者（区職員を含む。）は、区職員含め 522 名） ③医療救護本部の設置場所となる保健医療福祉総合プラザにおいて、医療救護本部運営訓練を 1 回開催した。（参加者及び見学者（区職員を含む。）は、区職員含め 45 名）

	④地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）を利用したモバイルルータ及びスマートフォンを使用した区内病院及び4師会等の関係機関との通信訓練を1回実施した。 ⑤緊急医療救護所運営用物品を以下のとおり購入した。 （主な購入実績）医療救護体制構築物品（従事者証128枚、備蓄用食料1,200食、緊急用トイレセット2,800個、トリアージタッグ1,000枚、その他消耗品等） ⑥緊急医療救護所で使用する医薬品について、首都直下地震等による東京の被害想定（東京都令和4年5月25日公表）を踏まえ、傷病者数や傷病症状の想定条件の整理を行い、これらの想定を基に、緊急医療救護所に備えおく必要がある医薬品の種類・数量を医師会及び薬剤師会と協議し、医薬品の種類を15種類から34種類に増強した。この見直しを踏まえ、緊急医療救護所に備蓄する医薬品について、区による購入から、各病院および薬剤師会によるランニングストック方式での備蓄医薬品の管理業務委託に切り替えた。
根拠法令等	［区］世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則 世田谷区新型インフルエンザ等対策委員会設置要綱 世田谷区健康危機管理連絡会設置要綱 世田谷区災害医療運営連絡会設置要綱 ［国］感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 地域保健法 新型インフルエンザ等対策特別措置法

予　算	**［歳出］**52,175,000円	**決　算**	**［歳入］**［国］6,731,000 円［都］18,391,200 円 **［歳出］**48,948,506円

AED（自動体外式除細動器）の管理及び運用

事業の開始
平成17年

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	AED の整備手法や日常点検の実施等について庁内への周知、機器保守を行うとともに、区民行事等に対し貸出しを行う。また、配備施設職員等が AED を有効活用できるよう普通救命講習等を行う。
事業の実績	・AED 講習会（平成29年度より研修担当課との共催研修で2回実施） 令和8年1月19日　於：世田谷消防署　参加者：29名 令和8年1月21日　於：世田谷消防署　参加者：28名 ・保健所契約等の AED 数（全125施設　126台） （リース契約107台　寄贈19台　）

予　算	**［歳出］**4,386,132円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし **［歳出］**4,227,576円

5. 感染症対策

結核患者管理

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	結核患者の治療完遂と感染拡大防止を目的として、発生から経過観察終了までの全期間にわたり療養支援を行う。患者や家族の不安軽減、結核の正しい知識の提供、服薬の動機付けを行い、適切な患者管理を図っている。 ①結核患者の登録　結核と診断した医師の届出に基づき、患者に関する事項（病状、治療状況等）を把握し記録している。 ②結核患者服薬治療支援事業　結核患者が治療を完遂できるよう、家庭訪問や保健所での面接、地域の薬局での服薬確認、薬の空袋返信による内服確認等、患者の実状に合わせた方法で服薬支援を実施している。また、適正な支援のための検討会を行っている。 ③管理検診　治療を終了して経過観察中の者が、その後発症していないか、受診状況とその検査結果を把握している。かかりつけ医療機関での実施が困難な者に対しては、保健所及び委託医療機関で検査を実施している。 ④積極的疫学調査　接触者の範囲や感染源把握のための情報収集などを行っている。調査結果は接触者健康診断へと繋げている。
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
対　　象	結核治療中の者、治療終了後経過観察中にある者
予　算	**[歳出]** 5,757,261 円
決　算	**[歳入]** [国] 1,204,000 円　**[歳出]** 2,067,293 円

＜実績＞

(1)新登録結核患者の状況

	世田谷区			東京都		国	
項目／年	推計人口	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率	新登録者数	罹患率
5	939,975	68	7.2	1,189	8.4	10,086	8.1
6	944,542	51	5.4	1,187	8.4	9,957	8.1
7	950,540	58	6.1	1,100	7.7	9,834	8.0

※罹患率は推計人口 10 万人当たりの新登録患者数

(2)結核有病率及び活動性登録結核患者の状況

項目／年	全登録者数	活動性結核	不活動性結核	活動性不明	活動性不明率	有病率	死亡者数	死亡率
5	129	36	77	16	12.4	3.9	8	0.87
6	140	33	100	7	5.0	3.5	6	0.63
7	130	37	83	10	7.7	3.9	4	0.42

※有病率は、人口 10 万人当たりの活動性全結核患者数
※死亡者数は、結核死因の数
※死亡率は、人口 10 万人当たりの結核死者数

(3)年代別新登録患者数

年 / 年齢	令和5年		令和6年		令和7年	
	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
総数	57	100	51	100	58	100
0～9歳	0	0	0	0.0	0	0
10～19歳	0	0	1	2.0	0	0
20～29歳	4	7	3	5.9	4	6.9
30～39歳	6	10.5	5	9.8	2	3.5
40～49歳	4	7	5	9.8	5	8.6
50～59歳	4	7	4	7.8	4	6.9
60～69歳	2	3.5	4	7.8	3	5.2
70～79歳	15	26.3	9	17.7	10	17.2
80～89歳	14	24.6	13	25.5	20	34.5
90歳以上	8	14.0	7	13.7	10	17.2

(4)結核患者の療養支援(服薬治療支援(地域DOTS)の対象者及び支援事業の実施状況)

地域DOTS対象者数	令和6年度			
	総数	DOTSタイプ		
		A	B	C
	95	3	6	86

※ DOTSタイプ A:治療中断リスクが高い患者(ほぼ毎日確認)
B:治療中断リスクが中等度の患者(週1～2回以上確認)
C:治療中断リスクが低い患者(月1～2回以上確認)

(延)

DOTSの手段(服薬の確認方法)	合計	A	B	C
1.保健師・訪問看護師による家庭訪問	17	3	3	11
2.保健所での面接	7	0	0	7
3.薬局面接	0	0	0	0
4.空袋返信	5	1	1	3
5.メール、記録ノートの確認	10	0	0	10
6.電話による確認	48	0	2	46
7.その他(家族、施設職員による確認等)	39	3	1	35

(5)結核患者の療養支援(管理検診実施状況)

項目 / 年度	受診数	実施機関			検査結果	
		保健所	委託医療機関	その他	発見患者数	患者発見率(%)
5	12	12	0	0	0	0
6	9	9	0	0	0	0
7	14	0	0	0	0	0

結核医療費公費負担

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	結核と診断された患者に対し、適正な医療の提供を目的として、医療費の一部（あるいは全部）を公費で負担している。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
対　　象	結核治療に要する入院医療費、一般医療費、療養費		
予　算	**[歳出]** 14,574,800 円	**決　算**	**[歳入]** [国] 11,075,439 円 **[歳出]** 10,983,662 円

＜実績＞

(1)感染症法第 37 条による医療費公費負担数

区　分	5 年度総数	6 年度総数	7 年度総数
年度当初患者数	2	1	5
新規発令数または承認数	26	19	22
解除数	27	16	26

(2)感染症法第 37 条の 2 による医療費公費負担数

区分	5 年度 総　数	6 年度 総　数	7 年度 総　数
申請	138	117	132
合格	138	117	131
承認	138	117	131

(3)入院患者医療費公費負担推移

年度	件数	総医療費(円)	公費負担金額(円)	1 件あたりの 公費単価(円)
5	98	55,168,330	10,897,797	111,202
6	46	47,542,742	8,021,416	174,378
7	81	38,952,365	9,452,906	116,703

(4)一般患者結核医療費公費負担推移

年度	件数	総医療費(円)	公費負担金額(円)	1 件あたりの 公費単価
5	739	17,351,760	2,899,737	3,923
6	622	10,076,730	1,533,374	2,465
7	650	6,424,300	1,483,778	2,283

結核接触者健康診断

窓　　口	世田谷保健所感染症対策課		
事業所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	新たな感染者・発病者の早期発見、感染源及び感染経路の探求を目的として、結核患者と同じ空間にいて、感染している可能性がある者（接触者）に健康診断（IGRA 検査、胸部 X 線検査、ツベルクリン反応検査）を実施している。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
対　　象	結核患者の接触者		
予　算	**[歳出]** 15,142,364 円	**決　算**	**[歳入]** [国] 2,790,557 円 **[歳出]** 14,433,209 円

＜実績＞

年度＼項目			IGRA			胸部X線			ツベルクリン反応		
			受診者数	陽性者数	発見率	受診者数	結核と診断	発見率	受診者数	陽性者数	発見率
5	家族	保健所	50	0	0%	29	0	0%	0	0	0.0%
		委託医療機関	43	1	2.3%	24	0	0%	2	0	0.0%
	接触者	保健所	473	14	2.9%	196	18	9.1%	0	0	0.0%
		委託医療機関	66	2	3.0%	36	3	8.3%	0	0	0.0%
6	家族	保健所	40	2	5.0%	33	0	0%	0	0	0.0%
		委託医療機関	48	2	4.1%	23	0	0%	2	0	0.0%
	接触者	保健所	323	20	6.1%	75	0	0%	0	0	0.0%
		委託医療機関	44	0	0%	18	0	0%	2	0	0.0%
7	家族	保健所	53	2		40	2		0	0	0.0%
		委託医療機関	34			16			2	0	0.0%
	接触者	保健所	301	10		90	1		0	0	0.0%
		委託医療機関	49			16			3	0	0.0%

※家族は、結核患者の同居者。
※数値は、世田谷保健所実施分(区外からの依頼を含み、区外への依頼を除いた数値)。
※IGRAの陽性者数は、陽性者と判定保留で陽性者扱いになった者

結核定期健康診断

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	結核の早期発見・早期治療を目的として、区内の事業者、学校長、施設長に対して結核定期健康診断の実施勧奨を行い、受診結果を東京都に報告している。また、65歳以上について、国民健康保険特定健康診査、成人健康診査、長寿（後期高齢者）健康診査と同時に実施している。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
対　　象	事業者、学校長、施設の長及び区長		
予　算	**[歳出]** 25,575円	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 25,575円

＜実績＞
(1)結核定期健康診断の報告数

区　分	対象施設数	報告者の提出状況		対象者数(提出分)	受診者数	受診率	健診結果	
		提出施設数	提出率				患者発見数	患者発見率
事　業　者	1,914	1,100	57%	25,921	24,781	96%	0	0%
学　校　長	73	49	67%	22,943	22,253	97%	1	0.004%
施　設　長	42	19	45%	1,372	1,254	91%	0	0%
市（区）長				64,257	55,232	86%	0	0%

※学校長欄は、小中学校を除く生徒・学生についての数値(教員、職員については、事業者の報告数に含む)。
※施設長欄は、施設入所者数についての数値(職員については、事業者の報告数に含む)。
※市(区)長欄は、特定健診、長寿健診、成人健診についての数値

感染症対策（積極的疫学調査及び二次感染予防）

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	感染症が発生した際に、発生状況、動向及び原因を明らかにするため、保健所医師、保健師、事務担当等でチームを編成し、患者に対して調査を実施する。必要に応じて患者へ就業制限や消毒命令、保健指導等の対応を行ない、感染拡大や二次感染を防止する。また、患者の行動や喫食状況によって、他に感染の可能性のある者を調査し、新たな患者の早期発見、早期治療を促し、感染拡大を防止する。
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 世田谷区健康者検便・寄生虫卵等検査実施要綱
対　　象	区民及び区内に所在している患者、関係者
予　算	**［歳出］** 290,227 円
決　算	**［歳入］**［国］70,797 円［他］213,440 円　**［歳出］** 135,102 円

＜実績＞

(1)積極的疫学調査実施件数(個人)　　(単位:件)

類型	疾病名	5 年度	6 年度	7 年度
3 類	細菌性赤痢	0	1	1
	腸管出血性大腸菌感染症	38	26	39
	パラチフス	0	1	1
	腸チフス	1	0	2
4 類	A 型肝炎	1	1	2
	E 型肝炎	3	4	0
	レジオネラ症	3	7	10
	デング熱	4	1	1
	つつが虫病	0	1	1
	チクングニア熱	0	0	1
	レプトスピラ症	0	0	0
	エムポックス	3	0	4
5 類	麻しん(疑い含む)	13	6	64
	風しん(疑い含む)	1	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	8	3	0
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	635	119	0

※積極的疫学調査を実施した疾病のみ記載(結核を除く)

※新型コロナウイルスは、令和 4 年度から重点化した積極的疫学調査を実施、令和 5 年 5 月 7 日類型変更に伴い調査終了

(2)健康診断(検便)実施件数(患者関係者)

		5 年度	6 年度	7 年度
対象者数		65	56	114
陽性判明者数		7	5	6
内訳	細菌性赤痢	5	4	3
	腸管出血性大腸菌感染症	55(7)	46(4)	111(6)
	腸チフス	1	6(1)	0
	パラチフス	0	0	0
	コレラ	2	0	0
	未実施	2	0	0

※（ ）内は陽性判明者数

(3)健康診断(検便)実施件数(患者・患者関係者を除く)　(単位:件)

年 度	総 数	世田谷	北 沢	玉 川	砧	烏 山
5	514(0)	127(0)	56(0)	136(0)	111(0)	84(0)
6	454(2)	84(1)	58(0)	120(0)	114(1)	78(0)
7	374(2)	111(2)	63(0)	37(0)	106(0)	57(0)

※ ( )内は陽性者数

感染症発生動向調査

事業の開始
平成12年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	感染症患者を診断した医師から届出を受けて、地域的な患者の発生状況、病原体の検索等、流行の状態を東京都、厚生労働省へオンラインシステムを使い報告し、収集・分析された情報を関係機関に還元・公表することにより、感染症の発生及びまん延防止を図っている。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
予 算	**[歳出]** 660,678円	**決 算**	**[歳入]** [国] 340,323円 **[歳出]** 437,670円

＜実績＞

(1) 感染症発生動向調査届出受理件数(全数把握分)

※3類以外は主な疾病のみ記載　(単位:件)

項目/年	2類	3類					4類						5類	
	結核	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス	デング熱	レジオネラ症	エムポックス※1	E型肝炎	つつが虫病	レストスピラ症	アメーバ赤痢	急性脳炎※2
5	67	0	0	29	0	0	4	4	2	2	0	0	3	13
6	38	0	1	26	0	1	1	3	0	1	0	0	3	14
7	35	0	0	26	0	0	0	6	0	7	0	0	4	8

5類												新型インフルエンザ等感染症
クロイツフェルト・ヤコブ病	後天性免疫不全症候群※3	梅毒	播種性クリプトコックス症	侵襲性肺炎球菌感染症	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	侵襲性インフルエンザ菌感染症	水痘(入院例)	ウイルス性肝炎※4	百日咳	ジアルジア症	新型コロナウイルス感染症※5
1	2	53	1	12	2	8	4	4	2	33	0	5,027
1	3	41	2	8	3	5	5	8	5	96	0	
0	6	47	1	18	4	4	4	8	3	628	2	

※1 令和5年5月26日サル痘より名称変更　※2 4類感染症における脳炎を除く　※3 無症状病原体保有者を含む
※4 E型肝炎及びA型肝炎を除く

(2)集団発生報告

疾病名	5年度	6年度	7年度
インフルエンザ	1,106(1)	105	7,295
感染性胃腸炎	60(10)	50(8)	657(7)
手足口病	10	64	0
アタマジラミ	3	1	0
水痘	2	8	0
アデノウイルス	1	2	0
RSウイルス感染症	2	11	0
疥癬	3	4(2)	9(9)
腸管出血性大腸菌	0	0	0
新型コロナウイルス感染症	192(1)	111(3)	442(1)
ヘルパンギーナ	1	6	0

※1 保育園サーベイランス、電話、FAXにより報告があったものを記載
※2( )は現場調査数。そのうちインフルエンザはクラスターサーベイランスを含む
※3 新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日より報告基準が変更されている

感染症の診査に関する協議会

事業の開始
平成11年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	患者等の人権を尊重し、適切な医療を提供することを目的として、入院の勧告及び入院期間の延長、並びに申請に基づく費用の負担に関する必要な事項を審議するため、感染症指定医療機関の医師及び学識経験者、法律に関し学識経験を有する者等による世田谷区感染症の診査に関する協議会を設置・運営する。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
対　　象	区民および区内に所在している患者		
予　算	**[歳出]** 3,033,000円	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 2,915,250円

エイズ・性感染症対策

事業の開始
平成5年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	性感染症のまん延を防止し、区民の不安を解消・軽減するため、相談及びHIV、性器クラミジア感染症、梅毒の検査を匿名・無料で実施している。		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ［区］世田谷区性感染症相談・検査業務実施要綱		
対　　象	検査希望者（匿名検査）		
予　算	**[歳出]** 2,119,127円	**決　算**	**[歳入]**［国］688,895円　**[歳出]** 1,567,823円

＜実績＞
(1)エイズ相談等実施状況

年度	相談件数	検査数	陽性者数
5	7	237	0
6	14	236	0
7	7	203	1

梅毒血清反応検査実施状況

年度	検査数	陽性者数
5	237	7
6	236	2
7	203	2

※PRP 法による陽性者

(2) クラミジア検査実施状況

令和 5 年度			令和 6 年度			令和 7 年度		
検 査 数	陽性者数	陽性率(%)	検 査 数	陽性者数	陽性率(%)	検 査 数	陽性者数	陽性率(%)
236	12	5.1	234	13	5.6	203	11	5.4

子どもインフルエンザ予防接種助成

事業の開始
平成 20 年 10 月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	子どもの健康を守り、子どものインフルエンザの発症及び重症化並びに感染拡大を防止することを目的として、任意予防接種となる子どものインフルエンザ予防接種の接種費用の一部を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区子どもインフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱
対　　象	不活化ワクチン：6 か月～15 歳 （中学生まで）の子ども 経鼻弱毒生ワクチン（フルミスト）：2 歳～15 歳（中学生まで）の子ども ※令和 7 年度より、経鼻弱毒生ワクチン（フルミスト）の費用助成を開始した。令和 8 年度については、対象者を 18 歳（高校 3 年生）まで拡大する予定。
予　算　**[歳出]**221,966,779 円	**決　算**　**[歳入]**［国］　276,828 円 ［都］ 77,060,000 円 **[歳出]** 181,494,503 円

＜実績＞

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
対象件数	192,142	192,986	【不活化】 192,954	【フルミスト】 99,178
助成件数	70,965	73,157	【不活化】 61,522	【フルミスト】 11,583
助成率	37.0%	37.9%	31.8%	11.6%

※令和 5 年度実施分までは、1 歳～12 歳は接種 2 回まで、13～15 歳(中学生まで)は接種 1 回まで助成
令和 6 年度実施分より、6 か月～12 歳は接種 2 回まで、13～15 歳(中学生まで)は接種 1 回まで助成

高齢者インフルエンザ予防接種助成

事業の開始
平成 13 年 11 月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	法定予防接種である高齢者のインフルエンザ予防接種を実施すると共に、その接種費用の一部を助成して費用負担を軽減し、予防接種を受けやすくすることにより、高齢者のインフルエンザの発症および重症化を防止する。
根拠法令等	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領

対　　象	①65 歳以上の者 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

予　算	**[歳出]** 389,326,094 円	**決　算**	**[歳入]** [国] 2,981,754 円 [他] 21,963,885 円 **[歳出]** 371,908,405 円

＜実績＞

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
対象数	190,930	192,764	195,090
接種数	106,660	100,155	102,636
接種率	55.9%	52.0%	52.6%

高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種助成

事業の開始
令和 6 年 10 月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	法定予防接種である高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種を実施すると共に、その接種費用の一部を助成して費用負担を軽減し、予防接種を受けやすくすることにより、高齢者の新型コロナウイルス感染症の発症および重症化を防止する。
根拠法令等	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領
対　　象	①65 歳以上の者 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

予　算	**[歳出]** 787,436,459 円	**決　算**	**[歳入]** [国] 243,667,582 円 [都] 42,243,000 円 [他] 35,207,768 円 **[歳出]** 688,520,965 円

＜実績＞

	令和 6 年度	令和 7 年度
対象数	195,405	197,723
接種数	50,604	41,551
接種率	25.9%	21.0%

高齢者肺炎球菌予防接種助成

事業の開始
平成 23 年 6 月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	法定予防接種である高齢者の肺炎球菌予防接種を実施すると共に、その接種費用の一部を助成して費用負担を軽減し、予防接種を受けやすくすることにより、高齢者の肺炎球菌による肺炎の発症および重症化を防止する。
根拠法令等	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領

対　　象	過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがない者で、次の①または②のいずれかに該当する者 ①65 歳の方 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓・腎臓または呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

予　算	**[歳出]** 39,064,000 円	**決　算**	**[歳入]** [他] 868,000 円 **[歳出]** 33,341,887 円

＜実績＞高齢者肺炎球菌予防接種助成(定期)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
対象数	30,150	10,935	9,376
接種数	7,804	1,917	2,978
接種率	25.9%	17.5%	31.8%

帯状疱疹任意予防接種助成

事業の開始
令和 5 年 7 月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	接種費用の一部を助成して費用負担を軽減することにより、予防接種を受けやすくし、帯状疱疹の発症及び重症化を予防する。費用助成は生涯に 1 度限り（生ワクチン 1 回または不活化ワクチン 2 回）とする。
根拠法令等	［区］世田谷区帯状疱疹予防接種費用助成金交付要綱
対　　象	①世田谷区に住民登録のある 50 歳以上の者（定期予防接種対象者を除く） ②帯状疱疹の発症リスクの高い 18 歳以上 50 歳未満の者（不活化ワクチンのみ） ※令和 7 年度のみ、50 歳以上 65 歳未満の者及び②が対象

予　算	**[歳出]** 172,973,500 円	**決　算**	**[歳入]** [都] 68,662,000 円　**[歳出]** 120,674,570 円

＜実績＞※令和 5 年度は 7 月～

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
対象数	583,488	592,793	205,136
助成数	27,361	15,790	9,096
助成率	4.7%	2.7%	4.4%

※生ワクチン 1 回または不活化ワクチン2回までを助成する

帯状疱疹定期予防接種助成

事業の開始
令和 7 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	法定予防接種である高齢者の帯状疱疹予防接種を実施すると共に、その接種費用の一部を助成して費用負担を軽減し、予防接種を受けやすくすることにより、高齢者の帯状疱疹の発症および重症化を防止する。
根拠法令等	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領
対　　象	①65 歳の者 ※令和 7 年度から 5 年間の経過措置として 70、75、80、85、90、95、100、101 歳以上の者も対象 ※101 歳以上の者は令和 7 年度のみ対象 ②60 歳以上 65 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

予　算	**[歳出]**206,734,987 円	**決　算**	**[歳入]** [他] 7,411,474 円 **[歳出]**256,226,832 円

＜実績＞

	令和７年度
対象数	81,556
接種数	20,058
接種率	24.6%

※生ワクチン１回または不活化ワクチン2回までを助成する

風しん抗体検査・予防接種助成（先天性風しん症候群予防対策）

事業の開始
(1)平成25年3月
(2)平成26年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	周期的な風しんの流行に伴い、先天性風しん症候群予防の観点から、緊急対策として接種費用の一部等を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区先天性風しん症候群予防対策風しん予防接種費用助成金交付要綱、世田谷区風しん抗体検査費用助成金交付要綱
対　　象	(1)風しん予防接種 19歳以上の世田谷区民で風しんの抗体検査により抗体価が低いこと（HI法16倍以下又はEIA法8.0未満）が判明した方のうち、次のいずれかに該当する場合は、風しん予防接種費用助成の対象となる。 ①妊娠を希望する女性 ②妊娠を希望する女性の同居者 ③妊婦の同居者 (2)風しん抗体検査 世田谷区民で次の要件を満たす者に風しん抗体検査の費用を全額助成している。 ①これから妊娠を希望する女性及びその同居者(事実婚でも可) ②風しんの抗体価が低いと判明している妊婦の同居者 ※ただし、以下の者は対象外となる。 ・過去に風しん抗体検査を受けたことがある者 ・明らかに風しんの予防接種歴がある者 ・過去に風しんの(血液・咽頭ぬぐい液等の検査による)確定診断を受けたことがある者

予　算	**[歳出]**予防接種 7,299,750円 **[歳出]**抗体検査 6,634,748円	**決　算**	**[歳入]**［都］3,169,000円 **予防接種[歳出]** 6,357,183円 **[歳入]**［国］ 3,218,000円 **抗体検査[歳出]** 6,436,207円

＜実績＞

		令和５年度	令和６年度	令和７年度
抗体検査		973	899	903
予防接種		1,446	1,294	1,211
内訳	MR	1,220	826	866
	風しん	226	468	345

風しん抗体検査・風しん第５期定期予防接種（風しん追加的対策）

事業の開始
平成31年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	抗体保有率が低い世代の男性に対し、風しんの抗体検査と予防接種の助成を行うことで、集団免疫を獲得し、感染拡大を防止する。一度の延長を挟み、平成31年4月から令和7年3月31日まで実施したところ、MRワクチンの偏在等により期間内に接種を受けられない方が一定数見込まれたことから、特例措置として、令和7年3月末までに抗体検査を受検し風しんの抗体が不十分な方に限り、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで予防接種の接種対象期間を延長する。		
根拠法令等	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則［区］世田谷区予防接種法第5条第1項の規定に基づく予防接種に係る風しんの抗体検査実施要綱		
対象	昭和37年（1962年）4月2日～昭和54年（1979年）4月1日までの間に生まれた男性		
予算	**［歳出］**2,000,000円	決算	**［歳入］**［国］0円 **［歳出］**757,599円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
抗体検査	3,012	3,197	－
予防接種	564	487	31

定期予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、五種混合、四種混合、二種混合、BCG、MR、水痘、日本脳炎等）

窓口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所感染症対策課		
事業所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法で定められた定期予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、五種混合（DPT-IPV-Hib）、四種混合（DPT-IPV）、三種混合（DPT）、ポリオ、二種混合（DT）、BCG、麻しん風しん混合（MR）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、子宮頸がん、妊婦RSウイルス※）を地区医師会に委託して実施している。（※妊婦RSウイルスは令和8年度より実施）なお、何らかの事情等により予防接種相互委託協定未締結の市町村において定期予防接種を受けた場合には、その費用を個別接種委託契約単価の範囲で助成する。 ※子宮頸がんについては、これまで積極的な接種の勧奨を控えていたが、令和4年度より積極的勧奨を再開し、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種を実施している（令和7年度末までの接種をもって、制度終了）。		
根拠法令等	予防接種法 、同法施行令、同法施行規則、予防接種実施規則、定期接種実施要領 ［区］世田谷区予防接種費用助成要綱		
対象	乳幼児、児童 （平成9年4月2日～平成21年4月1日までの間に生まれた女性で、子宮頸がんワクチンの全3回接種がお済みでない方）、妊婦（妊娠28週0日から36週6日の妊婦）		
予算	**［歳出］**2,500,785,900円	決算	**［歳入］**［他］135,838,867円 **［歳出］**2,316,649,556円

＜実績＞

(1) 定期予防接種実施数

種類		ヒブ				小児用肺炎球菌			
年度		1回	2回	3回	追加	1回	2回	3回	追加
5	対象数	5,373	5,373	5,373	5,373	5,373	5,373	5,373	5,373
	接種数	5,609	5,615	5,651	5,616	5.608	5,618	5,657	5,606
	接種率	104.3%	104.5%	105.1%	104.5%	104.3%	104.5%	105.2%	104.3%
6	対象数	−	−	−	−	5,267	5,267	5,267	5,267
	接種数	25	429	815	3,979	5,618	5,634	5,595	5,321
	接種率	−	−	−	−	106.6%	106.9%	106.2%	101.0%
7	対象数	−	−	−	−	5,413	5,413	5,413	5,413
	接種数	5	4	6	217	5,667	5,646	5,625	5,499
	接種率	−	−	−	−	104.6%	104.3%	103.9%	101.5%

※ヒブ・小児用肺炎球菌は平成25年4月より定期予防接種となった。

※ヒブは令和6年4月より、五種混合(ｼﾞﾌﾃﾘｱ・百日咳・破傷風・不活化ﾎﾟﾘｵ・Hib)での接種へ移行。

種類		B型肝炎			ロタウイルス		
年度		1回	2回	3回	1回	2回	3回
5	対象数	5,373	5,373	5,373	5,373	5,373	5,373
	接種数	5,588	5,586	5,527	5,514	5,499	1,168
	接種率	104%	103.9%	102.8%	102.6%	102.3%	21.7%
6	対象数	5,267	5,267	5,267	5,267	5,267	5,267
	接種数	5,586	5,599	5,371	5,506	5,513	1,101
	接種率	106.0%	106.3%	101.9%	104.5%	104.6%	20.9%
7	対象数	5,413	5,413	5,413	5,413	5,413	5,413
	接種数	5,635	5,614	5,513	5,554	5,512	1,164
	接種率	104.1%	103.7%	101.8%	102.6%	101.8%	21.5%

※B型肝炎は平成28年10月より定期予防接種となった。

※ロタウイルスは令和2年10月より定期予防接種となった。(ロタリックス:2回接種、ロタテック:3回接種)

種類		四種混合(ｼﾞﾌﾃﾘｱ・百日咳・破傷風・不活化ﾎﾟﾘｵ)				ｼﾞﾌﾃﾘｱ破傷風
年度		1期1回	1期2回	1期3回	1期追加	2期
5	対象数	5,434	5,434	5,434	6,000	7,293
	接種数	6,061	6,138	6,237	5,664	5,001
	接種率	111.5%	112.9%	114.7%	94.4%	68.5%
6	対象数	−	−	−	5,675	7,573
	接種数	54	459	849	5,126	5,696
	接種率	−	−	−	90.3%	75.2%
7	対象数	−	−	−	1,326	7,774
	接種数	5	8	16	1,223	4,934
	接種率	−	−	−	92.2%	63.4%

※四種混合(ｼﾞﾌﾃﾘｱ・百日咳・破傷風・不活化ﾎﾟﾘｵ)は平成24年11月より定期予防接種となった。

令和6年4月以降に1期初回の対象となる方は、五種混合(ｼﾞﾌﾃﾘｱ・百日咳・破傷風・不活化ﾎﾟﾘｵ・Hib)の接種へ移行。

種類		五種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・Hib)			
年度		1期1回	1期2回	1期3回	1期追加
6	対象数	5,267	5,267	5,267	5,267
	接種数	5,593	5,193	4,779	879
	接種率	106.1%	98.5%	90.7%	16.6%
7	対象数	5,413	5,413	5,413	5,413
	接種数	5,681	5,665	5,657	5,412
	接種率	104.9%	104.6%	104.5%	99.9%

※五種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ・Hib)は令和6年4月より定期予防接種となった。

種類		三種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風)				不活化ポリオ			
年度		1期1回	1期2回	1期3回	1期追加	1回	2回	3回	追加
5	対象数	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握
	接種数	0	0	0	0	1	0	0	2
	接種率	―	―	―	―	―	―	―	―
6	対象数	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握
	接種数	0	0	0	1	0	0	0	3
	接種率	－	－	－	－	－	－	－	－
7	対象数	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握
	接種数	0	0	1	55	0	0	2	46
	接種率	－	－	－	－	－	－	－	－

※不活化ポリオは平成24年9月より定期予防接種となった。

種類		BCG
年度		1回
5	対象数	6,002
	接種数	5,625
	接種率	93.7%
6	対象数	5,902
	接種数	5,576
	接種率	94.4%
7	対象数	5,907
	接種数	5,565
	接種率	94.2%

※平成26年度より集団接種から個別接種になった。

種類		MR(麻しん・風しん混合)		麻しん	風しん	日本脳炎			
年度		1期	2期			1期1回	1期2回	1期追加	2期
5	対象数	6,035	7,061	未把握	未把握	6,074	6,074	6,259	7,657
	接種数	5,691	6,252	0	0	5,797	5,546	6,252	6,693
	接種率	94.2%	88.5%	―	―	95.4%	91.3%	99.8%	87.4%
6	対象数	5,824	6,861	未把握	未把握	6,178	6,178	6,104	7,661
	接種数	5,418	6,157	0	0	6,107	6,044	5,737	7,172
	接種率	93.0%	89.7%	－	－	98.8%	97.8%	93.9%	93.6%
7	対象数	5,918	6,353	未把握	未把握	5,730	5,730	6,109	7,324
	接種数	5,626	5,628	0	0	5,920	5,800	5,424	6,029
	接種率	95.0%	88.5%	－	－	103.3%	101.2%	88.7%	82.3%

種類		水痘	
年度		1回	2回
5	対象数	6,035	6,035
	接種数	5,719	5,333
	接種率	94.7%	88.3%
6	対象数	6,178	6,178
	接種数	5,447	5,439
	接種率	88.1%	88.0%
7	対象数	5,918	5,918
	接種数	5,594	4,956
	接種率	94.5%	83.7%

※水痘は平成26年10月より定期予防接種となった。

種類		子宮頸がん		
年度		1回	2回	3回
5	対象数 令和5年度 予診票発送数 (中学1年生の女子)	3,676	3,676	3,676
	接種数	2,960	1,941	931
	接種率	80.5%	52.8%	25.3%
6	対象数 令和6年度 予診票発送数 (中学1年生の女子)	3,542	3,542	3,542
	接種数	3,153	2,600	958
	接種率	89.0%	73.4%	27.0%
7	対象数 令和7年度 予診票発送数 (中学1年生の女子)	3,570	3,570	3,570
	接種数	2,357	2,245	795
	接種率	66.0%	62.8%	22.2%

年度		1回	2回	3回
5	対象数 令和5年度 キャッチアップ接種対象者 (平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれの女性)	40,772	40,772	40,772
	接種数	2,743	2,437	2,468
	接種率	6.7%	5.9%	6.0%
6	対象数 令和6年度 キャッチアップ接種対象者 (平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性)	43,870	43,870	43,870
	接種数	8,657	7,176	6,235
	接種率	19.7%	16.3%	14.2%
7	対象数 令和7年度 キャッチアップ接種対象者 (平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女性)	－	5,425	5,425

	接種数	－	1,745	2,974
	接種率	－	32.2%	54.8%

※令和4年度は全対象者に予診票を一斉発送した。
※令和5年度、令和6年度は新中学校1年生に予診票を一斉発送した。
※子宮頸がん予防ワクチンは平成25年6月から令和4年3月まで積極的勧奨を控えていた。
※令和7年度キャッチアップの対象者数は、令和7年7月の勧奨通知発送件数を記載。対象者は、抽出日時点で3回目接種の履歴を区で確認できなかった区民。

男性HPV任意予防接種

事業の開始
令和6年10月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	HPV 感染、肛門がんなどの疾病や性感染症などの予防を目的として、任意予防接種となる男性HPV予防接種の実費を全額助成する。		
根拠法令等	［区］世田谷区男性HPV任意予防接種費用助成金交付要綱		
対　　象	・小学6年生から高校1年生相当年齢にある男性 ・高校2年生相当年齢にある男性で、令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間にHPVワクチンの接種を1回以上受けており、3回接種が完了していない方（令和7年度限定） ・令和8年度より、シルガード（9価ワクチン）も費用助成の対象とした。		
予　算	**[歳出]** 62,167,312円	**決　算**	**[歳入]**[都] 10,047,000円 **[歳出]** 38,230,774円

＜実績＞

	令和6年度 （令和6年10月～令和7年3月）	令和7年度
接種数	544	918(※)

※経過措置の対象者（令和7年度時点で高校2年生の方で、令和6年度中に1回以上接種した方）を含む。

麻しん・風しん任意予防接種

事業の開始
平成21年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	麻しん及び風しんの定期接種の未接種者に対し、任意の予防接種を促進することにより、麻しん及び風しんの感染及びまん延を予防し、区民の健康増進に寄与することを目的とする。		
根拠法令等	［区］世田谷区麻しん・風しん任意予防接種助成金交付要綱		
対　　象	第1期未接種者で第2期の年齢に満たない幼児及び第2期未接種者で小学校1年生相当の学童から18歳以下の方		
予　算	**[歳出]** 5,678,050円	**決　算**	**[歳入]**[都]15,111,000円 ※おたふくかぜ予防接種費用助成事業との合算 **[歳出]** 1,342,515円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
接種数	18	56	103

おたふくかぜ予防接種助成

事業の開始
令和6年7月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予防することを目的として、任意予防接種となるおたふくかぜ予防接種の接種費用の一部を助成する。		
根拠法令等	［区］世田谷区おたふくかぜ予防接種費用助成金交付要綱		
対　　象	1歳～小学校就学前までの幼児		
予　算	**［歳出］** 44,986,346円	**決　算**	**［歳入］**［都］15,111,000 円 ※麻しん・風しん任意予防接種費用助成事業との合算 **［歳出］** 30,445,300 円

＜実績＞

	令和6年度 （令和6年7月～令和7年3月）	令和7年度
接種数	9,713	9,510

健康被害者の救済

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	予防接種を原因とする健康被害者に対し、医療費、障害年金、死亡一時金等を支給する。		
根拠法令等	予防接種法、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法		
対　　象	予防接種を原因とする健康被害者		
予　算	**［歳出］** 232,661,964 円	**決　算**	**［歳入］**［国］68,980,636 円 ［都］10,808,174 円 **［歳出］** 89,545,394 円

＜実績＞

年度	医療費･医療手当	障害年金	死亡一時金	葬祭料	遺族年金
令和5年度	24	1	2	2	0
令和6年度	22	1	2	2	0
令和7年度	22	2	1	2	1

骨髄移植等の医療行為による予防接種の免疫消失者に対する任意再接種費用助成

事業の開始
令和2年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	骨髄移植等の医療行為により定期予防接種で獲得した免疫の効果が期待できないと医師に判断された区民に対し、当該予防接種の再接種に要する費用の全額又は一部を助成する。		
根拠法令等	［区］世田谷区骨髄移植等の医療行為による予防接種の免疫消失者に対する任意再接種費用助成金交付要綱		
対　　象	骨髄移植等の理由により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された者		
予　算	**［歳出］** 500,000 円	**決　算**	**［歳入］**［都］80,000 円※今年度精算を踏まえた額 **［歳出］** 159,627 円

＜実績＞

年度	申請件数
5	1
6	4
7	7

6. 母子保健(妊産婦の保健対策)

妊娠届の受理・母子健康手帳(親子健康手帳)の交付

窓　　口	各総合支所健康づくり課、出張所、まちづくりセンター、各総合支所くみん窓口		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	妊婦を把握し、必要な健康診査・保健指導等の情報を提供する。同時に母と子の健康と成長の記録である母子健康手帳(親子健康手帳)と、受診支援のための妊婦健康診査受診票等の入った「母と子の保健バッグ」を交付する。 なお、母子健康手帳(親子健康手帳)、母と子の保健バッグとも、令和2年度より、やむを得ない事情がある者に対しては、一部郵送による交付を行っている。		
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区母子保健法の施行に関する規則		
対　　象	妊婦		
予　算	**［歳出］** 8,577,162円	**決　算**	**［歳入］** ［都］ 965,000円　**［歳出］** 6,252,532円

＜妊娠届＞

年度		妊娠届出数	妊娠週数				
			満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以上	不詳
令和5年度		6,448	6,217	173	34	22	2
令和6年度		6,425	6,225	149	30	21	0
令和7年度	総数	6,576	6,394	142	24	14	2
	世田谷	1,855	1,806	37	6	5	1
	北沢	1,117	1,083	30	3	1	0
	玉川	1,679	1,629	36	10	4	0
	砧	1,080	1,047	26	3	3	1
	烏山	845	829	13	2	1	0

ネウボラ面接(妊娠期面接、妊娠8か月面談、産後面接)

事業の開始
平成28年7月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支えるために、妊娠期からすべての妊婦に保健師など専門職で構成されるネウボラ・チームが関わり、必要な支援や情報提供を行い、その後も継続的に相談等の支援を行う。 なお、令和3年1月より、希望者に対してはオンラインによる面接を行っている。 令和4年度より母体や子の成長を促す食生活の重要性から、食事診断を実施している。		
根拠法令等	―		
対　　象	妊婦		
予　算	**［歳出］** 1,641,220円	**決　算**	**［歳入］** ［国］41,063,000円 ［都］74,860,000円 ［その他］16,923,866円 **［歳出］** 494,404円 ※会計年度任用職員の人件費は除く。

妊娠期面接 初回面接数(実数・地域別)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和7年度　地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
初回面接実数	6,609	6,551	6,753	1,844	1,116	1,783	1,168	842
対妊娠届実施率	102.4%	101.9%	102.7%					

妊娠期面接 実施件数(延数・面接実施支所別)（　)は内、オンラインにて実施した件数

年度	合計	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
令和5年度	6,920(116)	1,881(35)	1,160(21)	1,752(32)	1,284(12)	843(16)
令和6年度	6,979(54)	1,850(16)	1,235(15)	1,798(15)	1,263(3)	833(5)
令和7年度	7,291(25)	1,823(9)	1,251(7)	1,862(5)	1,427(1)	912(3)

※ 面接を実施した場所(総合支所健康づくり課) 別に妊娠期面接を実施した件数(延べ数)を計上。
(妊娠期面接は、居住する地域以外の総合支所健康づくり課でも受けることができるため)

妊娠期面接 食事診断実施数

年度	人数
令和5年度	280
令和6年度	88
令和7年度	29

せたがや子育て利用券

事業の開始
平成28年7月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	孤立しない育児を支援するため、妊娠期から地域における“つながり”を目指して、地域の子育て支援サービス等に利用できる「せたがや子育て利用券」(子ども1人につき1セット)を、妊娠期面接または産後面接のいずれかで配付する。なお、令和2年度より配付対象を、妊婦または2歳までの子どもがいる家庭（産後転入、里親含む）に拡大して実施している。
根拠法令等	［区］世田谷区子育て利用券事業実施要綱
対　　象	区内に住所を有する妊婦または区内に住所を有する2歳までの子どもの保護者のうち、面接相談等を受けた方
予　算	**［歳出］** 99,452,167円
決　算	**［歳入］** ［都］68,900,000円　**［歳出］** 90,478,119円

せたがや子育て利用券発行数

年度	合計	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
令和5年度	7,777	2,061	1,239	2,073	1,459	945
令和6年度	7,721	2,013	1,291	2,030	1,496	891
令和7年度	7,844	1,974	1,302	2,133	1,465	970

※ 発行をした場所(総合支所健康づくり課または世田谷保健所健康推進課) 別の発行数
※ 産前及び産後発行の合計数

せたがや子育て利用券登録事業者

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区内事業者	174	200	191
区外事業者	107	111	103
合計	281	311	294

サービス数登録状況

No.	サービス分類	令和5年度 登録数	令和6年度 登録数	令和7年度 登録数
1	妊婦のこころとからだをサポート	104	119	117
2	産前・産後の訪問支援	108	114	113
3	産後の親子支援	117	149	153
4	親子の交流、仲間づくり	68	73	70
5	子どもの預かり	32	32	31
6	子育て講座	34	44	38
合　　計		463	531	522

利用者数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実数	7,940	8,354	8,364
延数	12,348	13,468	13,155

妊産婦健康診査

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
予　算	**[歳出]** 612,286,000円	**決　算**	**[歳入]** [国] 15,000円　[都] 98,041,000円 **[歳出]** 593,854,253円

1. 妊婦健康診査

事業の概要、目的	母子健康手帳(親子健康手帳)とともに交付する受診票により、妊婦に対し都内委託医療機関等で妊娠期間に実施する全ての妊婦健康診査のうち 14 回分の費用の一部を公費負担する。また、都外医療機関等で妊婦健康診査を受診した場合にはその費用の一部を助成する。また多胎妊婦について、健康診査受診票の上限14回を超えた自費分の費用の一部を助成する(最大5回分)。
根拠法令等	母子保健法 [都] 妊婦健康診査実施要綱 [区] 世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱、世田谷区妊婦健康診査等費用助成要綱 世田谷区多胎妊婦健康診査費用助成要綱
対　　象	妊婦

妊婦健康診査

年度			妊娠届出数	受診結果受理数(受診者数)	受診率（%）
令和5年度	総数	計	6,448	66,941	―
		1回目	―	6,016	93.3%
		2回目以降(※1)	―	60,925	72.7(※2)
令和6年度	総数	計	6,425	66,877	―
		1回目	―	6,001	93.4%
		2回目以降(※1)	―	60,876	72.9(※2)
令和7年度	総数	計	6,575	69,060	―
		1回目	―	6,191	94.2%
		2回目以降(※1)	―	62,869	73.6（※2)

※1 2～14回目までを指す

※2 受診率(%)＝2回目以降の受診結果受理数÷(妊娠届出者数×13回分)×100

2. 妊婦超音波健康診査

事業の概要、目的	妊婦及び胎児の健康状態を確認するため、妊娠期間を通して経腹法による超音波検査 4 回の費用の一部を公費負担する。なお、令和5年4月以降に妊娠届を提出した妊婦から、公費負担上限回数を4回に拡大して実施している。
根拠法令等	母子保健法 ［都］妊婦健康診査実施要綱 ［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱、世田谷区妊婦健康診査等費用助成要綱
対　　象	妊婦

妊婦超音波健康診査 ※受診結果受理数

令和5年度	14,497※
令和6年度	22,196※
令和7年度	23,196※

3. 妊婦子宮頸がん検診

事業の概要、目的	妊婦の健康状態を確認するため、子宮頸がん検診1回分の費用の一部を公費負担する。
根拠法令等	母子保健法 ［都］妊婦健康診査実施要綱 ［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱、世田谷区妊婦健康診査等費用助成要綱
対　　象	妊婦

妊婦子宮頸がん検診 ※受診結果受理数

令和5年度	5,273※
令和6年度	5,196※
令和7年度	5,360※

4. 産婦健康診査	事業の開始
	令和8年10月
事業の概要、目的	受診票を使用して都内の委託医療機関等で受診する産婦健康診査について、2 回まで費用の一部を公費負担する。また、委託医療機関等以外で受診した場合は、産婦健康診査に要する費用の一部を助成する。
根拠法令等	母子保健法 ［都］妊婦健康診査実施要綱 ［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱、世田谷区産婦健康診査等費用助成要綱
対　　象	産婦

5. 妊産婦精密健康診査	
事業の概要、目的	妊産婦健康診査で診断の確定のために精密な検査の必要があると判断された者に対し、精密健康診査受診票を発行し、専門医療機関での無料検査を実施する。
根拠法令等	母子保健法 ［都］精密健康診査実施要綱　［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	妊産婦健康診査を受診した妊産婦のうち精密な検査を必要とする者

妊産婦精密健康診査

	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
受診票発行数	0	0	0	0	0	0	0	0

6. 妊産婦訪問指導	
事業の概要、目的	保健師または訪問指導員（助産師等）が家庭訪問し、日常の生活や子育てについて助言指導を行うとともに、母子を含めた家族の疾病の発生防止及び早期発見に努める。
根拠法令等	母子保健法
対　　象	妊産婦

妊産婦訪問

	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
訪問実数	5,520	5,301	5,618	1,565	902	1,493	986	672
訪問延数	5,874	5,802	6,179	1,694	1,015	1,653	1,019	798

母体保護

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	母体保護法指定医より報告された人工妊娠中絶の結果について東京都への届出を行っている。
根拠法令等	母体保護法
対　　象	区内の母体保護法指定医

＜年齢別人工妊娠中絶＞

年度		総 数	20 歳未満	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50 歳以上
令和 5 年度		339	9	49	61	62	97	57	4	0
令和 6 年度		340	13	55	57	79	83	48	5	0
令和 7 年度	総 数	347	14	54	77	77	73	47	5	0
	7 週 以 前	138	6	21	35	28	26	17	5	0
	8 週～11 週	104	4	20	28	24	15	13	0	0
	12 週～15 週	24	1	5	3	7	5	3	0	0
	16 週～19 週	47	4	6	7	7	14	10	0	0
	20 週･21 週	34	0	2	4	11	13	4	0	0
年齢別割合(%)		100	4.0	15.6	22.2	22.2	21.0	13.6	1.4	0

妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援事業）

事業の開始
令和 7 年 4 月

事 業 所 管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み、育てることのできる環境を整備するため、妊婦のための支援給付（妊娠時 5 万円・出産時 5 万円）とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、必要時には専門的・個別的な支援につなげていく。 なお、令和 7 年 3 月 31 日までに出産をした者については、「出産・子育て応援交付金」に基づき、出産・子育て応援ギフト（妊娠届出時（5 万円相当）・出生届出時（5 万円相当）の経済的支援）を支給する。
根拠法令等	・妊婦等包括相談支援事業 ［国］児童福祉法、子ども・子育て支援法 ［区］妊婦のための支援給付実施要綱 ・出産・子育て応援事業 ［国］伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱 ［区］世田谷区出産・子育て応援事業（出産・子育て応援給付金）実施要綱
対 象	妊婦等包括相談支援事業　妊婦 妊婦のための支援給付　妊婦給付認定者 出産・子育て応援事業　妊娠の届出をした妊婦、出生した児童を養育する者

予 算	**［歳出］** 976,460,930 円	**決 算**	**［歳入］**［国］134,998,000 円［都］71,760,000 円 ※今年度精算額を踏まえた額 **［歳出］** 944,750,323 円

妊婦のための支援給付

	1 回目給付	2 回目給付
令和 7 年度	7,126 件	4,815 件（双子 70 件、三つ子 1 件を含む）

出産･子育て応援ギフト

	出産応援ギフト	子育て応援ギフト
令和 5 年度	現金 4,706 件 ギフトカード 4,267 件	現金 3,154 件（双子 36 件を含む） ギフトカード 4,030 件（双子 57 件を含む）

令和6年度	ギフトカード5,693件	ギフトカード5,640件（双子73件を含む）
令和7年度	ギフトカード380件	ギフトカード　419件（多胎・双子13件を含む）

7. 母子保健(乳幼児の保健対策)

乳児期家庭訪問

事業の開始
平成21年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	生後4か月までの乳児がいる家庭へ、保健師または乳児期家庭訪問指導員（助産師等）が家庭訪問を行い、乳児の発育・発達状況の把握、また、育児環境を確認することで、母親や家族のメンタルヘルス対策や産後うつ等の早期発見、虐待の早期発見・未然防止に努めるとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う。必要に応じて継続支援につなげることを目的とする。		
根拠法令等	母子保健法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律 ［区］世田谷区乳児期家庭訪問事業実施要綱		
対　　象	生後4か月に至るまでの乳児がいる家庭		
予　算	**［歳出］** 50,348,000円	**決　算**	**［歳入］** ［国］13,936,000円 ［都］13,936,000円 ［その他］3,186,775円 **［歳出］** 41,885,570円 ※会計年度任用職員の人件費は除く。

＜実績＞※出生数は各年（1月1日から12月31日）とする。

		出生数※	総数		保健師訪問分	指導員訪問分	コロナ対応 再掲)電話訪問
			訪問実績	対出生実施率(%)	実数	実数	
令和5年度		5,906	6,004	101.6	1,871	4,133	20
令和6年度		5,827	5,865	100.6	1,902	3,963	2
令和7年度	総　数	5,855	5,943	101.5	1,691	4,252	1
	(世田谷)	1,631	1,650	101.2	451	1,199	0
	(北沢)	965	946	98.0	280	666	0
	(玉川)	1,489	1,507	101.2	484	1,023	0
	(砧)	1,053	1,102	104.7	265	837	1
	(烏山)	717	738	102.9	211	527	0
	(不詳)	0	0	0	0	0	0

未熟児の訪問指導

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	低出生体重児(2,500ｇ未満)及び入院養育の必要な未熟児のうち訪問指導の必要な乳児について、保健師が家庭訪問し保健指導を行っている。		
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区未熟児養育事業実施要綱		
対　　象	低出生体重児(2,500ｇ未満)及び入院養育の必要な未熟児のうち訪問指導の必要な乳児とその保護者		
予　算	乳児期家庭訪問に含まれる	**決　算**	乳児期家庭訪問に含まれる

＜実績＞

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
訪問実数	74	59	49	17	6	11	11	4
訪問延数	86	70	79	27	13	17	13	9

保健師による養育支援訪問

窓口・所管	各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより当該家庭の適切な養育を支援することを目的とし、平成21年度より取り組みを強化した。
根拠法令等	母子保健法・児童福祉法
対象	妊産婦・乳幼児

養育支援訪問

	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	地域別				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
訪問実数	656	661	675	217	35	84	246	93
訪問延数	962	1,187	1,297	370	76	203	443	205

乳幼児健康診査

窓口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
予算	**[歳出]** 274,998,000円	**決算**	**[歳入]** [国] 13,754,000円　[都] 139,000円 **[歳出]** 255,863,165円

1. 新生児聴覚検査	**事業の開始**
	平成31年4月
事業の概要、目的	聴覚障害を早期に発見・療育し、音声又は言語の発達等への影響を最小限に抑えるために、新生児聴覚検査の費用の一部を助成する。
根拠法令等	母子保健法 ［都］新生児聴覚検査実施要綱 ［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱、世田谷区新生児聴覚検査費用助成要綱
対象	生後50日に達する日までの新生児

＜実績＞

	検査確認件数	実施率(%)	異常なし	再検査	難聴等発見数	公費負担件数
令和5年度	5,952	99.9	5,687	52	10	5,313
令和6年度	6,070	99.6	5,841	66	13	5,167
令和7年度	6,305	103.2	6,165	76	7	5,560

2. 1か月児健康診査	事業の開始 令和6年4月
事業の概要、目的	疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行うことにより乳児の健康の保持及び増進を図るため、1か月児健康診査の費用の一部を助成する。 なお、令和8年10月より、受診票を使用して都内の委託医療機関等で受診する1か月児健康診査について、費用の一部を公費負担する。委託医療機関以外で受診した場合は、引き続き1か月児健康診査に要する費用の一部を助成する。
根拠法令等	母子保健法 ［都］母子保健医療対策総合支援事業実施要綱 ［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱 世田谷区1か月児健康診査費用助成要綱
対　　象	【令和7年度まで】 出生後、生後27日を超え、生後6週に達しない間に1か月児健康診査を受診した乳児の保護者 【令和8年度から】 生後28日から41日（出生日を0日目とする）

公費負担件数（費用助成）

令和6年度	3,109
令和7年度	4,136

3. 3～4か月児健康診査	
事業の概要、目的	各総合支所にて、健康な発育・発達のための健康診査を行い、保健師・管理栄養士による相談・助言・情報提供を行っている。また、必要に応じて精密健康診査・経過観察健康診査の受診勧奨や保健師による家庭訪問などにより、継続的な支援を行っている。
根拠法令等	母子保健法、児童虐待の防止等に関する法律 ［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	生後3～5か月児

(1)3～4か月児健康診査

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	世田谷	北 沢	玉 川	砧	烏 山
対　象　者　数	6,032	6,060	5,930	1,664	928	1,523	1,094	721
受　診　者　数	5,779	5,794	5,755	1,606	900	1,459	1,085	705
個別健康診査受診者数	21	23	11	4	0	7	0	0
受　診　率（％）	95.8	95.6	97.0	96.5	97.0	95.8	99.2	97.8
有　所　見　者　数	2,925	2,924	2,884	763	499	599	623	400

(2)保健師･栄養士による個別相談

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保健師による保健相談	1,266	1,444	1,411	322	257	295	284	253
栄養士による栄養相談	251	279	259	77	57	54	50	21

4. 6～7か月児・9～10か月児健康診査

事業の概要、目的	乳児期後期の健診を、生後6～7か月と生後9～10か月の2回、医療機関に委託して実施している。必要に応じて精密健康診査・経過観察健康診査の受診勧奨や保健師による家庭訪問などにより、継続的な支援を行っている。
根拠法令等	母子保健法、児童虐待の防止等に関する法律 ［都］乳児健康診査（6か月児・9か月児）実施要綱 ［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	生後6～7か月児、9～10か月児

(1)6～7か月児健康診査

		対象者数	受診票受理数	受診率(%)	総合判定結果内訳(実数)				今後の指導(延数)			
					問題なし	問題あり	疑い	不明	医院で治療	区で保健指導	他機関管理	その他
令和5年度		6,032	5,668	94.0	5,358	106	199	5	1,687	11	66	4
令和6年度		6,060	5,544	91.4	5,213	90	232	9	1,696	16	86	5
令和7年度	総　数	5,930	5,651	95.3	5,300	99	241	11	1,546	8	84	4
	(世田谷)	1,664	1,564	94.0	1,444	39	75	6	363	4	33	1
	(北 沢)	928	885	95.4	847	5	33	0	149	0	18	0
	(玉 川)	1,523	1,461	96.0	1,360	20	78	3	553	2	8	0
	(砧　)	1,094	1,034	94.6	962	27	43	2	318	1	11	0
	(烏 山)	721	707	98.1	687	8	12	0	114	1	12	3

(2)9～10か月児健康診査

		対象者数	受診票受理数	受診率(%)	総合判定結果内訳(実数)				今後の指導(延数)			
					問題なし	問題あり	疑い	不明	医院で治療	区で保健指導	他機関管理	その他
令和5年度		6,032	5,432	90.1	5,204	75	148	5	1,539	12	74	5
令和6年度		6,060	5,372	88.6	5,100	85	178	9	1,659	10	57	1
令和7年度	総　数	5,930	5,507	93.0	5,204	99	201	3	1,545	11	65	7
	(世田谷)	1,664	1,477	88.8	1,392	31	53	1	328	1	27	1
	(北 沢)	928	856	92.2	818	12	26	0	161	4	10	3
	(玉 川)	1,523	1,461	96.0	1,353	22	85	1	562	2	13	3
	(砧　)	1,094	1,006	92.0	956	21	28	1	289	3	11	0
	(烏 山)	721	707	98.1	685	13	9	0	126	1	3	0

5. 乳児精密健康診査

事業の概要、目的	3～4 か月及び 6～7 か月・9～10 か月児健康診査で診断の確定のために精密な検査の必要があると判断された者に対し、精密健康診査受診票を発行し、専門医療機関での無料検査を実施する。
根拠法令等	母子保健法 ［都］精密健康診査実施要綱［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	乳児健康診査を受診した乳児のうち精密な検査を必要とする者

＜実績＞

		結果把握数(実数)	延数	結果把握数における診療科別内訳(延数)												受診票発行数
				内科					皮ふ科	眼科	耳鼻科	外科	泌尿器科	整形外科	その他	
				体重増加不良	心雑音	特異顔貌変質徴候	発達の遅れ神経学的異常	その他								
令和 5 年度		238	250	3	10	0	40	7	11	4	9	4	9	144	9	289
令和 6 年度		312	319	7	9	0	59	1	16	5	15	10	18	150	29	388
令和 7 年度	総数	307	319	8	6	0	52	3	10	10	11	3	11	183	22	393
	要治療		18	1	0	0	1	1	4	2	1	0	4	2	2	
	通院にて経過観察		149	6	0	0	14	1	3	6	6	2	6	91	14	
	家庭にて経過観察		42	0	0	0	6	1	3	2	0	1	1	26	2	
	異常なし		103	1	6	0	27	0	0	0	4	0	0	61	4	
	その他		7	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	3	0	

6. 1 歳 6 か月児健康診査（内科）

事業の開始
昭和 54 年 4 月

事業の概要、目的	幼児期初期の身体発育、精神発達等の健全な育成を目的として、1 歳 6 か月児を対象に地区医師会に委託し実施している。また、必要に応じて精密健康診査・経過観察健康診査の受診勧奨や保健師による家庭訪問などにより、継続的な支援を行っている。
根拠法令等	母子保健法、児童虐待の防止等に関する法律 ［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	1 歳 6 か月～1 歳 11 か月児

7. 1 歳 6 か月児精密健康診査

事業の概要、目的	1 歳 6 か月児健康診査の結果、精密検査を要する者について、精密健康診査受診票を発行し、専門医療機関での検査を実施している。
根拠法令等	母子保健法 ［都］精密健康診査実施要綱［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	1 歳 6 か月児健康診査を受診した幼児のうち精密な検査を必要とする者

＜内科＞

		対象人員	受診者数	受診率(%)	有所見者数	所見内訳(延数)				
						要精密検査	要医療機関受診	他医療機関管理中	経過観察	一時的指導
令和5年度		6,159	5,671	92.0	617	34	31	169	317	66
令和6年度		5,957	5,569	93.4	591	43	31	178	300	41
令和7年度	総　数	5,940	5,434	91.5	629	51	22	168	360	29
	(世田谷)	1,561	1,432	91.7	125	12	5	43	61	4
	(北沢)	895	801	89.5	86	6	2	31	45	2
	(玉川)	1,596	1,447	90.7	220	18	11	34	140	17
	(砧　)	1,140	1,076	94.4	126	14	4	35	72	1
	(烏山)	748	678	90.6	72	1	0	25	41	5

8. 3歳児健康診査

事業の概要、目的	3歳児を対象として、身体面並びに精神面の診査を実施し、同時に歯科健診、栄養指導・保健指導及び心理判定員による「心理相談」を行っている。また、必要に応じて精密健康診査・経過観察健康診査の受診勧奨や保健師による家庭訪問などにより、継続的な支援を行っている。令和4年度からスポットビジョンスクリーナーによる屈折検査を導入している。
根拠法令等	母子保健法、児童虐待の防止等に関する法律 ［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	3歳児

(1)3歳児健康診査

	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
対象者数	6,244	6,442	5,919	1,602	900	1,489	1,159	769
受診者数	5,645	5,917	5,518	1,483	781	1,396	1,133	725
再掲)個別健康診査受診者数	0	0	0	0	0	0	0	0
受診率(%)	90.4	91.9	93.2	92.6	86.8	93.8	97.8	94.3
有所見者数	2,782	2,838	2,671	770	429	509	553	410

(2)3歳児健康診査　個別相談

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
			総数	相談率(%)	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保健師による保健相談	1,627	1,660	1,511	27.4	326	221	415	267	282
栄養士による栄養相談	1,721	1,744	1,582	28.6	425	263	371	352	171
歯科衛生士による歯科相談	457	400	289	5.2	26	83	80	34	66

※身体、精神面の診査と歯科健診・心理相談を併せて行っている
※指相談 (%) ＝ 相談総数／受診者数×100

(3)3 歳児健康診査　心理相談

			相談項目内訳(延数)										
		相談者　実数	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾病・障害の疑い	その他
令和5年度		726	3	39	156	12	243	121	16	70	47	9	10
令和6年度		828	1	39	222	14	264	102	19	83	60	11	13
令和7年度	総　数	795	5	30	205	9	260	107	12	72	74	13	8
	(世田谷)	230	0	5	52	1	77	18	4	30	33	5	5
	(北 沢)	79	0	0	21	2	38	12	2	3	1	0	0
	(玉 川)	142	2	13	33	1	47	19	1	10	8	6	2
	(砧　)	166	0	5	47	2	54	35	0	9	14	0	0
	(烏 山)	178	3	7	52	3	44	23	5	20	18	2	1

9. 3 歳児精密健康診査

事業の概要、目的	3 歳児健康診査で診断の確定のために精密な検査の必要があると判断された者に対し、精密健康診査受診票を発行し、専門医療機関での無料検査を実施する。
根拠法令等	母子保健法 ［都］精密健康診査実施要綱［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	3 歳児健康診査を受診した幼児のうち精密な検査を必要とする者

＜実績＞

		結果把握数(実数)	結果把握数における診療科別内訳(延数)													受診票発行数
			内科					皮ふ科	眼科	耳鼻科	外科	泌尿器科	整形外科	精神・言語	その他	
			低身長	心雑音	尿蛋白陽性	尿蛋白以外の尿の異常	その他									
令和5年度		643	1	15	4	0	2	0	563	71	6	19	7	1	6	868
令和6年度		693	14	15	2	1	5	1	863	131	5	23	8	1	1	867
令和7年度	総　数	619	9	15	2	1	5	3	489	69	2	20	3	1	0	743
	要 治 療	80	0	0	0	0	0	0	71	7	0	2	0	0	0	
	通院にて経過観察	345	8	2	1	1	3	2	303	10	2	10	2	1	0	
	家庭にて経過観察	50	1	1	0	0	1	1	31	11	0	3	1	0	0	
	異 常 な し	118	0	12	1	0	1	0	63	37	0	4	0	0	0	
	そ の 他	26	0	0	0	0	0	0	21	4	0	1	0	0	0	

10. 5歳児健康診査	事業の開始
	令和8年4月
事業の概要、目的	子どもの情緒・社会性の発達状況や育児環境等を把握し、就学前までに必要な支援に繋げることを目的として、令和8年度から5歳児に対して健康診査を実施する。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	年度中に5歳となる幼児の保護者全員にアンケート調査を行い、所定の要件に該当した方に集団健康診査を実施する。

11. 経過観察健康診査	
事業の概要、目的	各種乳幼児健康診査、保健師による家庭訪問、電話相談等の結果、経過観察を必要とする者について実施している。このうち精神発達や母子関係の問題等で経過観察を行う場合は、心理判定員による経過観察心理相談で対応している。
根拠法令等	母子保健法　　［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	経過観察を必要とする乳幼児

(1)経過観察健康診査(身体)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
回数	62	61	69	20	13	12	12	12
受診者数	533	559	522	90	101	96	111	124
初診者数	424	396	375	60	73	81	88	73
再診者数	109	163	147	30	28	15	23	51

個別相談	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保健師による保健相談	116	207	212	13	44	24	13	118
栄養士による栄養相談	224	226	220	37	54	41	47	41

(2)心理相談(経過観察心理 ・ ことばの相談)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
回数	76	78	76	12	12	12	12	28
受診者数	971	1,013	930	210	127	180	218	195
初診者数	523	614	569	119	85	135	149	81
再診者数	448	399	361	91	42	45	69	114

12. 3歳以降に転入した未就学児の屈折検査等眼科検診	事業の開始
	令和8年4月
事業の概要、目的	弱視等は早期発見により治療が可能なことから、より早期に弱視等の発見および治療につなぐため、3 歳以降に転入した屈折検査未実施の未就学児について、指定眼科医療機関での屈折検査を公費負担する。
根拠法令等	［区］屈折検査等眼科検診実施要綱
対　　象	3歳以降に世田谷区に転入し転入前に屈折検査未実施の未就学児

アレルギー疾患相談

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課			
事業の概要、目的	乳幼児及び小学生（平成30年度より追加）を対象に、地区医師会に委託し、アレルギー疾患の発症の予防と発症者に対して適切な助言及び指導を行っている。			
根拠法令等	［区］世田谷区アレルギー相談事業（医療機関委託）実施要綱			
対　　象	乳幼児及び小学生			
予　算	**［歳出］** 198,000円	**決　算**	**［歳入］**［他］192,000円	**［歳出］** 192,328円

	相談実人員	要治療	保健指導	栄養指導	環境指導
令和5年度	4	0	2	3	3
令和6年度	4	1	1	0	0
令和7年度	5	0	0	0	0

乳幼児歯科健康診査

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
予　算	**［歳出］** 198,000円	**決　算**	**［歳入］**［他］192,000円　**［歳出］** 192,328円
乳幼児歯科健康診査全体の予算・決算（2歳6か月児歯科健康診査、幼稚園・保育園児歯科健康診査及びフッ素塗布除く）			

1. 1歳6か月児歯科健康診査

事業の開始
昭和55年4月

事業の概要、目的	各総合支所で、食生活をはじめ日常の生活習慣の形成期に、適切な支援をすることによりむし歯予防および健全な口腔育成を図ることを目的として歯科健康診査・歯科保健指導を実施している。同時に保健師・栄養士・心理判定員による相談も行っている。
根拠法令等	母子保健法　　［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	1歳6か月～1歳11か月児

＜実績＞

(1)1歳6か月児歯科健康診査

		対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	むし歯のない人(人)	むし歯のある人(人)	むし歯有病者率(%)	一人平均むし歯数(本)	不正咬合(人)
令和5年度		6,141	5,093	82.9	5,061	32	0.63	0.01	559
令和6年度		6,042	4,893	80.8	4,866	27	0.55	0.009	498
令和7年度	総　数	5,829	4,807	82.5	4,787	20	0.42	0.009	475
	(世田谷)	1,523	1,231	80.8	1,223	8	0.65	0.016	172
	(北 沢)	873	707	81.0	704	3	0.42	0.010	79
	(玉 川)	1,572	1,278	81.3	1,273	5	0.39	0.005	101
	(砧)	1,143	971	85.0	970	1	0.10	0.002	73
	(烏 山)	718	620	86.4	617	3	0.48	0.013	50

(2)1 歳 6 か月児歯科健康診査個別相談

区分	令和 6 年度	令和 7 年度						
		総数	相談率	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保健師による保健相談	1,521	1,454	30.2%	341	307	226	333	247
栄養士による栄養相談	2,196	1,791	37.5%	494	377	440	318	162
歯科衛生士による歯科相談	760	731	15.2%	135	138	198	127	133

(3)1 歳 6 か月児歯科健康診査心理相談

		相談者 実数	内訳（延数）										
			問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾病・障害の疑い	その他
令和 5 年度		418	0	88	343	5	155	84	5	61	22	2	15
令和 6 年度		387	2	81	310	5	146	59	6	48	18	1	7
令和 7 年度	総　数	384	1	62	283	4	151	35	4	34	21	1	10
	(世田谷)	84	0	4	57	0	26	9	1	11	6	0	0
	(北 沢)	63	1	0	43	0	35	0	1	8	1	0	2
	(玉 川)	81	0	29	55	2	33	5	0	6	3	1	1
	(砧　)	84	0	12	71	1	22	16	2	2	4	0	5
	(烏 山)	72	0	17	57	1	35	5	0	7	7	0	2

2. 2 歳 6 か月児歯科健康診査

事業の開始：昭和 57 年 4 月

事業の概要、目的	幼児のむし歯は、乳歯の萌出完了後に急増するため、最後の乳歯が萌出する直前の時期に、地区歯科医師会に委託し歯科健康診査を実施している。
根拠法令等	母子保健法　　［区］世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	2 歳 6 か月～2 歳 8 か月児（令和 2・3 年度　2 歳 6 か月～2 歳 11 か月児）
予　算	**［歳出］** 18,249,312 円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 18,309,546 円

＜実績＞

		対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	むし歯のない人（人）	むし歯のある人（人）	むし歯有病者率（%）	一人平均むし歯数（本）	不正咬合（人）
令和 5 年度		6,281	2,761	44.0	2,720	41	1.5	0.04	665
令和 6 年度		6,060	2,772	45.7	2,718	54	1.9	0.04	683
令和 7 年度	総　数	5,874	2,724	46.4	2,673	51	1.8	0.06	734
	(世田谷)	1,574	716	45.5	702	14	2.0	0.05	205
	(北 沢)	909	413	45.4	407	6	1.5	0.05	145
	(玉 川)	1,507	614	40.7	601	13	2.1	0.07	161
	(砧　)	1,142	575	50.4	563	12	1.9	0.06	128
	(烏 山)	742	406	54.7	400	6	1.5	0.04	95

3. 3歳児歯科健康診査

事業の概要、目的	乳歯列が完成した時期（3歳）に、各総合支所にて3歳児健康診査と同日に行っている。
根拠法令等	母子保健法　　［区］世田谷区妊産婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	3歳児（令和2・3年度　3歳児～4歳11か月児）

＜実績＞

		対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	むし歯のない人(人)	むし歯のある人(人)	むし歯有病者率(%)	一人平均むし歯数(本)	不正咬合(人)
令和5年度		6,243	5,666	90.7	5,490	176	3.11	0.08	1,094
令和6年度		6,442	5,890	91.4	5,731	159	2.70	0.07	1,149
令和7年度	総　数	5,882	5,501	93.5	5,344	157	2.85	0.07	1,039
	（世田谷）	1,598	1,473	92.2	1,432	41	2.78	0.06	302
	（北 沢）	895	781	87.3	761	20	2.56	0.07	143
	（玉 川）	1,486	1,392	93.7	1,357	35	2.51	0.06	284
	（砧　）	1,134	1,130	99.6	1,093	37	3.27	0.09	175
	（烏 山）	769	725	94.3	701	24	3.31	0.09	135

幼稚園児・保育園児歯科健康診査

事業の開始
昭和55年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区内の私立幼稚園児及び区立、私立保育園児を対象に、地区歯科医師会に委託して歯科健康診査を行っている。		
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区幼稚園児・保育園児歯科健康診査実施要綱		
対　　象	区内の私立幼稚園及び区立・私立保育園の園児		
予　算	**［歳出］** 25,277,511円	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 25,014,812円

＜実績＞

年度	実施園数	受診者数(人)		受診結果内訳			むし歯有病者率(%)
				健全歯のみの者	全部処置してある者	未処置歯のある者	
5年度	305	20,386		19,060	436	890	6.5
6年度	306	20,526		19,329	347	850	5.8
7年度	310	20,526		19,189	452	709	5.7
令和7年度年齢別内訳		0歳	673	536	0	0	0.0
		1歳	2,642	2,637	0	3	0.1
		2歳	3,161	3,111	15	28	1.4
		3歳	4,121	3,974	46	94	3.4
		4歳	4,389	4,089	104	185	6.6
		5歳	4,513	3,972	225	307	11.8
		6歳	1,027	870	62	92	15.0

※受診結果内訳には未萌出歯および要観察歯のある者は含まない。

フッ素塗布

事業の開始
昭和46年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	むし歯予防を目的として、4歳・6歳の幼児に、地区歯科医師会に委託し歯科医院で880円を徴収してフッ素塗布を実施している。		
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区フッ素塗布実施要綱		
対　　象	4歳児及び6歳児		
予　算	**［歳出］**11,304,084円	**決　算**	**［歳入］**1,652,000円 **［歳出］**8,637,159円

＜実績＞

	4歳	6歳	合計
令和5年度	1,297	1,161	2,458
令和6年度	1,126	1,070	2,196
令和7年度	1,139	932	2,071

8. 母子保健(健康教育、健康相談等)

両親学級

事業の開始
昭和59年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	これから母親､父親になる方を対象に、妊娠中や産後の過ごし方、育児のお話、食事診断、沐浴などを実施。地域の子育て支援情報についての案内や家族同士の交流の場にも役立てている。令和5年度途中より平日両親学級も委託している。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区母子衛生教育実施要綱
対　　象	妊婦及びパートナー
予　算	**［歳出］** 26,250,000円
決　算	**［歳入］**［国］181,000円　**［歳出］** 25,274,341円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
			総数	平日対面	休日対面	休日オンライン
開催数	117	122	122	50	60	12
受講者数	3,551	3,763	4,274	1,158	2,763	353
(再掲)パートナー	1,733	1,819	2,085	554	1,373	158

食事診断実施数

令和5年度	令和6年度	令和7年度
1,118	1,481	1,950

マタニティランチ

事業の開始
令和7年5月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	妊娠期・授乳期の適切な時期に必要な栄養素を食事から摂ることを目的に、家族を含めた生涯の健康につながる望ましい食生活に関する知識や食の選択をする力を習得できる昼食体験型の講座を実施している。
根拠法令等	母子保健法
対　　象	妊婦及びパートナー
予　算	**［歳出］** 277,092円
決　算	**［歳入］** 35,500円　**［歳出］** 277,092円

＜実績＞

	令和7年度					
	総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	5	1	1	1	1	1
参加人数	68	14	13	11	16	14
(再掲)パートナー	14	2	1	3	4	4
個別相談数	9	2	1	2	4	0

MCG（母と子の関係を考える会）

事業の開始
平成9年12月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	子育てや家族関係等のストレスなどについて安全に話せる場を提供し、育児不安の軽減や虐待防止を図る。
根拠法令等	児童虐待の防止等に関する法律
対　　象	育児不安を抱える母子等
予　算	**[歳出]** 7,344,094円
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 5,334,909円

＜実績＞

MCG(母と子の関係を考える会)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	80	82	82	22	12	12	24	12
参加人数(延)	260	354	337	67	63	38	122	47

MCG 講演会

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	6	7	7
参加人数(延)	61	90	67

親子支援グループ（ぽんぽんキッズ）

事業の開始
平成27年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	親子に対してのグループ支援を通して、①児の発達支援②保護者への子育て支援③地域の支援者との関係づくりによる孤立予防を展開する。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区親子支援グループ事業実施要綱
対　　象	1歳6か月児健診からフォローが必要となったおおむね2歳の児とその保護者
予　算	**[歳出]** 5,858,138円
決　算	**[歳入]** ［都］2,929,000円　**[歳出]** 5,695,351円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	60	60	60	12	12	12	12	12
参加延組数(世帯数)	352	416	416	93	64	75	103	70
大人延数	375	437	413	94	65	77	103	74
対象児延数	352	422	408	93	64	75	106	70

子育ての支援（総合支所）

事業の開始
昭和60年

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	児童館等との連携による子育てグループへの支援を行っている。
根拠法令等	母子保健法
対　　象	児童館等のグループに参加している親子

児童館支援　　上段(　)内は回数、下段は組数

	総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保健師	(60)	(16)	(8)	(9)	(13)	(14)
	1,080	295	140	236	263	146
栄養士	(43)	(12)	(6)	(7)	(12)	(6)
	407	111	67	57	124	48
歯科衛生士	(35)	(9)	(6)	(7)	(8)	(5)
	302	61	65	58	67	51

前期離乳食講習会

事業の開始
昭和30年

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	生後7か月以降の離乳食のすすめかたについて栄養士による講話を行い育児不安の解消と子の健全育成を支援している。令和5年度より離乳食講習会を各支所毎月1回、オンラインでの開催は毎月1か所の支所で実施している。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区母子衛生教育実施要綱
対　　象	生後6～7か月の乳児を持つ保護者
予　算	**［歳出］**2,228,628円
決　算	**［歳入］**特定財源なし **［歳出］**1,923,498円

前期離乳食講習会(対面)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	89	60	60	12	12	12	12	12
参加人数(延)	1,159	1,221	1,520	333	254	377	358	198
個別相談数	391	386	449	77	79	92	106	95

前期離乳食講習会(オンライン)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	20	12	12	3	2	3	2	2
参加人数(延)	192	184	292	64	56	78	42	52
個別相談数	39	30	37	12	9	9	7	0

後期離乳食講習会

事業の開始
平成28年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	離乳食から幼児食への移行期に、乳幼児期の子ども及びその保護者の栄養や食生活について栄養士が講話を行い、育児不安の解消と子の健全育成を支援している。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区母子衛生教育実施要綱
対　　象	生後10か月～1歳頃の乳幼児を持つ保護者
予　算	［歳出］1,179,560円
決　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］1,130,739円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	28	28	30	6	6	6	6	6
参加人数(延)	314	358	477	100	101	102	94	80
個別相談数	161	161	217	39	47	43	48	40

歯みがき準備教室

事業の開始
平成22年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	乳幼児期の歯みがきに関し、遊びの中から口の中に触れられることに慣れ、仕上げみがきを少しでも楽しんで行えるようになるための支援を行っている。
対　　象	生後6～7か月の乳児と保護者
予　算	［歳出］201,528円
決　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］93,924円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度					
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数	89	48	48	12	12	12	12	12
参加人数(延)	553	589	699	153	107	186	159	94

幼稚園児・保育園児歯科衛生教育

事業の開始
昭和45年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	幼稚園・保育園を訪問し、園児を対象に発育段階に応じた正しい歯のみがき方及びむし歯予防についての指導を実施している。
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区幼稚園児・保育園児歯科衛生教育実施要綱
対　　象	区内の私立幼稚園及び区立・私立保育園の園児
予　算	［歳出］1,010,882円
決　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］623,452円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
施設数(園)	34	45	50
人員(人)	1,420	1,753	1,883

思春期保健部会

事業の開始
令和7年4月

事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	子ども・若者の健康づくりの推進に向け、「思春期保健部会」を開催し、思春期における様々な健康課題から重要かつ緊急性の高いテーマについて医療・保健・福祉・教育・人権のもと検討を行う。		
根拠法令等	世田谷区健康づくり推進委員会実施要綱		
予算	**[歳出]** 494,000円	**決算**	**[歳入]【都】** 1,250,000 円※リプロダクティブ・ヘルス／ライツにかかる周知啓発事業補助額との合算 **[歳出]** 185,480円

＜実績＞

	令和7年度
実施回数	2

リプロダクティブ・ヘルス／ライツにかかる周知啓発

事業の開始
令和4年4月

事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	思春期世代が自分のからだや性への悩みを抱え込むことなく、性と生殖に関する健康や権利についての正しい知識を持ち、生涯にわたる心身の健康を意識できるよう、保健所・人権・教育部門が連携してリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※）に関するパンフレットの作成および講演会を開催し、普及啓発に取り組んでいる。令和6年度より、区立中学校の2年生及び3年生を対象に、子どもたちが適切な意思決定や行動選択をできる力を身に着けていくこと等を目的として、専門家による「出張リプロダクティブ・ヘルス／ライツ講座」を実施している。 ※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：国連の国際人口開発会議（カイロ 1994 年）で提唱され、日本語では「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。		
根拠法令等	―		
対象	中学生、保護者及び子どもたちの指導や相談にあたる職員		
予算	**[歳出]** 2,339,860円	**決算**	**[歳入]【都】** 1,250,000 円※思春期保健部会補助額との合算 **[歳出]** 1,325,610円

＜実績＞

中高生向けオンライン講演会

	令和5年度	令和6年度
回数	1	1
参加人数	66	26

※令和7年～オンデマンド型に変更

	令和7年度
申込人数	182
視聴回数	285

保護者向け講演会

	令和5年度	令和6年度
回数	1	1
参加人数	66	50

※令和7年～オンデマンド型に変更

	令和7年度
申込人数	409
視聴回数	558

出張リプロダクティブ・ヘルス／ライツ講座

	令和6年度	令和7年度
回数	15	14
対象人数	4,030	3,325
アンケート回答数	2,983	2,222

妊活オンライン相談等事業

事業の開始
令和5年1月

事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	特定不妊治療が令和4年度から保険適用となり、妊娠を希望する区民に対しては、医療面での普及の促進が期待できる一方で、妊活や不妊治療等を行っている当事者や家族等は様々な不安等を抱え心身に多大な負担がかかることから、当事者や家族等に寄り添った専門職（不妊症看護認定看護師、胚培養士、臨床心理士等）による最新医療の情報も含めた専門性の高い相談と区民への理解促進と啓発（講演会）を行うサポート事業を実施する。
根拠法令等	－
対象	不妊治療に悩んでいる区民、不妊治療をこれから始めようと思っている区民、将来子どもを持ちたいと思っている区民(当事者や家族等)
予算	**[歳出]** 3,498,000円
決算	**[歳入]** [都] 1,250,000円　**[歳出]** 3,498,000円

＜実績＞

相談事業

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
当事業用区LINEアカウント登録人数（人）	193	252	352
会員登録数（人）	115	188	308
相談件数（テキスト相談）（件）	310	282	253
相談件数（Zoom相談）（件）	33	89	103
相談件数（電話相談）（件）	0	0	0

※区LINEアカウント登録人数と会員登録数については、事業開始日からの累計とする。

講演会

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回数	1	1	1
対象者	世田谷区在住・在勤の方	世田谷区在住・在勤の方	世田谷区在住・在勤の方
開催手法	オンライン（Zoom開催）	オンライン（Zoom開催）	オンライン（Zoom開催）
申込数（人）	39	44	60
当日参加人数（人）	25	22	19
アーカイブ視聴数（件）		8	23

9. 母子保健(医療費の助成等)

特定不妊治療医療費助成

事業の開始
平成21年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	特定不妊治療を受ける夫婦に対して、その経済的負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成する。なお、令和4年度より保険適用が開始となったため、令和4年度以降の治療は対象となっていない。		
根拠法令等	［区］世田谷区特定不妊治療費助成金支給要綱		
対　　象	東京都特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けた者		
予　算	**［歳出］**0円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**0円

＜実績＞

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	713	6	0

妊娠高血圧症候群等医療費助成

事業の開始
平成12年9月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	妊娠高血圧症候群等にかかり支給要件に該当する妊婦に対し、入院医療費を助成している。		
根拠法令等	［区］世田谷区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱		
対　　象	妊娠高血圧症候群等の疾病に罹患し、前年分の世帯総所得税額が3万円以下または入院(見込)期間が26日以上の者		
予　算	**［歳出］**1,318,696円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**214,715円

＜実績＞

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定数	5	1	2

未熟児養育医療給付

事業の開始
昭和51年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	未熟児として出生し、医師が入院養育を必要と認めた者に対し、指定医療機関において医療の給付を行っている。		
根拠法令等	母子保健法　世田谷区母子保健法の施行に関する規則 ［区］世田谷区未熟児養育事業実施要綱		
対　　象	出生時体重が 2,000ｇ以下または、新生児の生活力が特に弱く、認定基準に掲げるいずれかの症状を示す者		
予　算	**［歳出］**49,402,021円	**決　算**	**［歳入］**［国］ 7,830,807円 ［都］3,915,403円 **［歳出］**37,995,256円

＜実績＞

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
発行数	101	128	132

自立支援医療費(育成医療)の支給

事業の開始
平成18年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	身体に障害のある児童に対し、その障害を除去ないし軽減して生活能力を取得させるため、確実に治療の効果が期待し得る場合に、指定医療機関で医療の給付を行っている。自己負担金あり。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［区］世田谷区自立支援医療（育成医療）事業実施要綱
対　　象	満18歳未満の児童で、身体に機能障害があり、手術等により確実な治療効果が期待できる者。世帯の区民税（所得割）が23万5千円未満である者。
予　算	**［歳出］**1,822,574円
決　算	**［歳入］**［国］86,743円　［都］43,371円※今年度精算を踏まえた額 **［歳出］** 174,843円

＜実績＞

	計	肢体不自由	視覚障害	聴覚平衡機能障害	音声言語機能障害	先天性内臓疾患その他
令和5年度	3	1	0	0	0	2
令和6年度	3	1	0	0	2	0
令和7年度	5	0	0	0	4	1

療育給付

事業の開始
平成12年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	18 歳未満で、結核にかかっている児童のうち、医師が入院を必要と認め、長期の療養を必要とする方に対し、指定療育機関での医療の給付及び学用品等の支給を行っている。自己負担金あり。
根拠法令等	児童福祉法 ［区］世田谷区療育給付事業実施要綱
対　　象	18歳未満で、結核治療のため長期の入院を必要とする児童

保健指導票の発行

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	低所得者層の妊産婦・乳児に対し、指定医療機関にて健診等の保健指導が受けられる保健指導票を発行している。
根拠法令等	［都］保健指導実施要綱 ［区］世田谷区母子保健法の施行に関する規則、世田谷区妊婦及び乳幼児健康診査実施要綱
対　　象	低所得者層の妊産婦・乳児
予　算	**［歳出］**3,164,950円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**2,228,976円

＜実績＞

		発行数			
		計	妊産婦	乳児	聴覚
令和5年度		204	181	11	12
令和6年度		248	217	17	14
令和7年度	総 数	209	178	16	15
	世田谷	124	103	11	10
	北 沢	7	7	0	0
	玉 川	25	23	1	1
	砧	36	32	2	2
	烏 山	17	13	2	2

10. 成人保健

成人健康診査

事業の開始
平成20年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	生活習慣病を早期に発見するとともに区民の健康に対する自覚を高めることにより、区民の健康増進を図ることを目的として、 ①特定健診及び長寿健診の受診者（労働安全衛生法に基づく健康診断の対象者を除く。）を対象に、追加項目（血液検査、胸部エックス線検査等）の検査を、地区医師会に委託して実施している。 ②国民健康保険・健康保険組合・共済組合等の医療保険に加入していない 40 歳以上の区民（生活保護等受給者）を対象とした健診を地区医師会に委託して実施している。また、健診の結果、生活習慣の改善が必要と判断された者を対象に、成人保健指導を実施している。
根拠法令等	健康増進法 ［区］世田谷区成人健康診査実施要綱、世田谷区成人保健指導実施要綱
対　　象	①特定健診及び長寿（後期高齢者）健診の受診者（労働安全衛生法に基づく健康診断の対象者を除く。） ②医療保険に加入していない 40 歳以上の区民（生活保護等受給者）

予　算	**［歳出］** 591,437,000 円	**決　算**	**［歳入］** ［都］5,286,869 円　［他］6,376,894 円 **［歳出］** 502,828,642 円

＜実績＞

(1)成人健診受診者数

年度	受診者数			検査項目別				
	訪問	一般	計	貧血	心電図	眼底検査	血液検査	胸部エックス線検査
5	42	1,657	1,699	1,699	1,682	612	1,694	1,652
6	39	1,598	1,637	1,637	1,622	621	1,637	1,585
7	54	1,591	1,645	1,645	1,637	623	1,644	1,587

(2)特定健診等(追加項目健診分)

年度	受診者数
5	80,583
6	80,279
7	78,919

※(1)(2)の各年度の数値は、それぞれ翌年度の 6 月末現在の集計値。

がん検診

1. 胃がん検診	事業の開始 昭和 46 年度
窓　　口	（公財）世田谷区保健センター、世田谷保健所健康企画課
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	40 歳以上の区民を対象に、（公財）世田谷区保健センター及び地区医師会（心疾患等で保健センター等の会場で受診できない方のみ）に委託して実施している。検診内容は、胃部エックス線撮影。平成 29 年 10 月から、50 歳以上の区民を対象に、2 年に 1 回受診できる内視鏡による検診を開始した。平成 27 年度から、身体障害者手帳を交付された方で、区の胃がん検診を受けられない場合、検査費用を助成している。
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 ［区］世田谷区がん対策推進条例 世田谷区胃がん検診実施要綱 世田谷区胃がん検診（医師会委託）実施要綱 世田谷区胃がん検診費用助成金交付要綱
対　　象	エックス線：40 歳以上の区民 内視鏡：50 歳以上の区民（2 年に 1 回）

＜実績＞

(1)胃がん(エックス線)検診結果

年度	受診者数	異常なし	その他所見（経過観察等）	要精密検査者数	精密検査				
					受診者数	異常なし	有所見者数	有所見者疾病内訳	
								がん	その他
5	3,254	2,997	19	238	197	29	168	3	165
6	2,982	2,813	20	148	120	18	102	1	101
7	2,617	2,516	11	90	79	7	72	2	70

(2)胃がん(内視鏡)検診結果

年度	受診者数	胃がんなし	胃がんの疑い	胃がんあり	胃がん以外の病変(悪性のみ)	要精密検査者数※	精密検査				
							受診者数	異常なし	有所見者数	有所見者疾病内訳	
										がん	その他
5	9,277	9,204	36	10	27	433	301	74	227	9	218
6	10,090	10,012	35	17	26	497	341	80	261	8	253
7	10,862	10,786	32	16	28	491	350	70	280	13	267

※要精密検査者数には、検診に引き続き精密検査を実施し、その後胃がんなしと判定された方を含む。

(3)胃がん(エックス線・内視鏡)検診受診率

年度	受診率
5	9.7%
6	11.1%
7	12.3%

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の 6 月末現在の集計値。

※受診率は、対象人口率(職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合)に基づき算出している。また、国の指針では、胃がん検診は 2 年に1回であるため、当該年度＋前年度の合計受診者数から算出している。

(4)胃がん検診費用の助成(身体障害のある方)

年度	実績件数
5	0
6	0
7	0

2. 子宮がん検診	事業の開始 昭和 46 年度
窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康企画課
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	20 歳以上（2 年に 1 回）の女性区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。頸部がん検診については受診者全員に対して実施し、体部がん検診は要件に該当し、かつ本人が同意する場合に実施している。検診内容は、視診・内診・細胞診検査。
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 ［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区子宮がん検診実施要綱
対　　象	20 歳以上の女性区民（2 年に 1 回）

＜実績＞

(1)子宮がん(頸部)検診結果

年度	受診者数	受診率	ベセスダシステムによる判定										がん発見数
			NILM	ASC-US	ASC-H	LSIL	HSIL	SCC	AGC	AIS	Adeno	Other	不適正	
5	34,618	29.0%	33,694	263	112	335	173	5	30	3	3	0	1	4
6	34,386	29.2%	33,560	315	70	298	107	5	28	2	1	0	0	4
7	32,575	35.1%	31,839	252	56	267	134	6	18	0	1	0	2	3

注 1: ベセスダシステムの判定結果は、NILM:「異常なし」、ASC-US:「意義不明な異型扁平上皮細胞」、ASC-H:「HSILを除外できない異型扁平上皮細胞」、LSIL:「軽度扁平上皮内病変」、HSIL:「高度扁平上皮内病変」、SCC:「扁平上皮癌」、AGC:「異型腺細胞」、AIS:「上皮内腺癌」、Adeno:「腺癌」、Other:「その他の悪性腫瘍」、不適正に分類される。NILM は「異常なし」、それ以外については「要精密検査」となる。

※受診率は、対象人口率(職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合)に基づき算出している。また、国の指針では、子宮がん検診は 2 年に 1 回であるため、当該年度+前年度の合計受診者数から算出している。

(2)子宮がん(体部)検診結果

年度	受診者数	陰　性	疑陽性	陽　性	判定不能	がん発見数
5	3,739	3,660	39	2	38	5
6	3,646	3,573	32	1	40	5
7	3,495	3,394	18	4	79	3

※(1)(2)の各年度の数値は、それぞれ翌年度の 6 月末現在の集計値。

3. 乳がん検診	事業の開始 昭和 58 年度
窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康企画課
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	40 歳以上（2 年に 1 回）の女性区民を対象に、（公財）世田谷区保健センター及び地区医師会に委託して実施している。検診内容は、視診・触診・乳房エックス線撮影（マンモグラフィ）。
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 ［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区乳がん検診実施要綱
対　　象	40 歳以上の女性区民（2 年に 1 回）

＜実績＞

年度	受診者数	受診率	異常なし	要精密検査者数	結果別人員					
					異常なし	がん	がんの疑い	その他の疾患	未回答	未受診
5	22,158	25,4%	20,415	1,743	674	91	33	726	211	8
6	21,350	25.3%	19,701	1,649	484	106	81	773	194	11
7	20,816	32.3%	19,234	1,582	448	94	39	705	285	11

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の 6 月末現在の集計値。
※受診率は、対象人口率(職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合)に基づき算出している。また、国の指針では、乳がん検診は 2 年に1回であるため、当該年度+前年度の合計受診者数から算出している。

4. 肺がん検診	事業の開始 昭和 58 年度
窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	40 歳以上の区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。検診内容は、胸部エックス線撮影、喀痰細胞診。なお、喀痰細胞診は、問診の結果に基づき要件に該当した場合に実施している。
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 ［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区肺がん検診実施要綱
対　　象	40 歳以上の区民

＜実績＞

年度	受診者数				受診率	精密検査受診者数	精密検査による疾病内訳								
		異常なし	有所見	要精密検査者数			肺がん	肺結核	胸膜炎	肺炎	陳旧性肺結核	慢性気管支炎	気管支拡張症	その他	異常なし
5	55,168	53,174	0	1,994	18.8%	721	13	7	2	164	7	4	9	255	260
6	56,302	54,350	0	1,952	19.1%	906	15	9	7	241	0	22	6	272	334
7	55,379	53,456	0	1,923	19.7%	993	16	0	10	137	5	33	3	420	369

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の 6 月末現在の集計値。
※受診率は、対象人口率(職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合)に基づき算出している。

5. 大腸がん検診	事業の開始
	昭和60年度

窓　　口	各総合支所健康づくり課、（公財）世田谷区保健センター
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	40歳以上の区民を対象に、（公財）世田谷区保健センター及び地区医師会に委託して実施している。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。検診内容は、便潜血検査（2日法）。
根拠法令等	健康増進法、がん対策基本法 ［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区大腸がん検診実施要綱、世田谷区大腸がん検診（医師会委託）実施要綱
対　　象	40歳以上の区民

＜実績＞

	便潜血反応検査					精密検査								
	受診者数				受診率	受診者数			有所見者疾病内訳					
		異常なし（陰性）	要精検（陽性）	検体不良			異常なし	有所見者数	がん	ポリープ	憩室	大腸炎	痔核	その他
5	48,624	45,225	3,397	2	16.5%	1,548	306	1,242	88	850	120	22	108	53
6	48,483	44,940	3,529	14	16.4%	1,852	367	1,485	88	1,102	119	18	93	65
7	47,695	44,100	3,580	15	18.3%	1,919	340	1,579	93	1,143	135	28	117	63

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。
※受診率は、対象人口率(職域等でがん検診の受診機会がある住民を除いた人口割合)に基づき算出している。

6. 前立腺がん検診	事業の開始
	平成16年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	60歳以上の区の前立腺がん検診を受診したことのない男性区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。検診内容は、PSA検査（採血による前立腺特異抗原の測定）。
根拠法令等	［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区前立腺がん検診実施要綱
対　　象	区の前立腺がん検診を受診したことのない60歳以上の男性区民

＜実績＞

年度	受診者数
5	1,075
6	1,095
7	1,142

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。

がん検診全体の予算			
予　算	**［歳出］**1,588,649,000円	**決　算**	**［歳入］**［国］26,944,000円　［都］871,000円 ［他］4,186,200円　**［歳出］**1,516,361,185円

胃がんリスク(ABC)検査

事業の開始
平成28年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	40・45・50・60・70歳の区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。将来胃がんになりやすいかどうかを判定する、生涯に1度限り受診可能な検査。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。検査内容は、採血によるピロリ菌抗体検査及びペプシノゲン検査。		
根拠法令等	［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区胃がんリスク（ABC）検査実施要綱		
対　　象	区の胃がんリスク（ABC）検査を受診したことのない40・45・50・60・70歳の区民		
予　算	**［歳出］**－	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**－

※予算・決算額については「がん検診」に計上。

胃がんリスク(ABC)検査　受診状況

年度	受診者数	A群	B群	C群	D群
5	4,353	3,694	480	132	47
6	4,399	3,810	452	97	40
7	3,865	3,316	452	63	34

※各年度の数値は、翌年度の6月末現在の集計値。
※胃がんの発生リスクはA群が最も低く、D群が最も高い。A群は「異常なし」、B～D群は「要精密検査」となる。

がん相談・がん情報コーナー

事業の開始
平成26年9月

窓　　口	（公財）世田谷区保健センター		
事業所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	がん患者及びその家族等が、必要な支援を受けながら自分らしい生活を継続することができるよう、区立保健センターにおいて、毎月第2・4土曜日に対面相談、第1～4木曜日に電話相談（第1・3週は専門相談、第2・4週はピア相談）を実施するとともに、平日9時から17時までの間、がん情報コーナーにおいて、がんに関する書籍等の閲覧や、必要に応じた情報提供や一次相談を実施する。		
根拠法令等	［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区がん相談事業実施要綱		
対　　象	がんで療養中の方及びその方の親や子・兄弟姉妹・パートナー等		
予　算	**［歳出］**12,633,725円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**12,460,360円

＜実績＞がん相談　　(単位:件)

年度	面談(就労相談の内訳)	電話	一次相談
5	40(9)	56	59
6	31(6)	67	61
7	57(9)	69	88

がん患者等へのアピアランス支援事業

事業の開始
令和5年10月

窓　　口	世田谷保健所健康企画課		
事業所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	がん治療等に伴う外見の変化に起因する患者の苦痛を軽減するケア（アピアランス支援）として、都補助金を活用したウィッグ・胸部補整具等の費用助成を行うことで、患者や家族への支援の充実を図る。		
根拠法令等	［区］世田谷区がん患者等アピアランスケア費用助成事業実施要綱		
対　　象	がんなどの治療の影響・外傷・脱毛症により、脱毛や乳房の切除等をされた区内在住の方。		
予　算	［歳出］72,664,637円	決　算	［歳入］36,150,000円　［歳出］59,072,885円

＜実績＞　　(単位:件)

年度	合計
5	308
6	647
7	702

若年がん患者在宅療養支援事業

事業の開始
令和4年4月

窓　　口	世田谷保健所健康企画課		
事業所管	世田谷保健所健康企画課		
事業の概要、目的	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した若年がん患者が、在宅での療養に必要なサービスを利用した場合に要した費用の一部を助成し、在宅における療養生活を支援することで、患者及びその家族の負担の軽減を図る。		
根拠法令等	［区］世田谷区若年がん患者在宅療養支援事業実施要綱		
対　　象	区内在住の40歳未満のがん患者（医師により一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で、他の制度において同等の給付を受けることができない方		
予　算	［歳出］1,199,249円	決　算	［歳入］435,000円　［歳出］485,713円

＜実績＞　　(単位:件)

年度	承認件数(実際に費用助成の請求があった件数)
5	8(2)
6	5(5)
7	3(4)

B型・C型肝炎ウイルス検診

事業の開始
平成14年6月

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康企画課
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	区の肝炎ウイルス検診を受診したことのない区民を対象として、地区医師会に委託して実施している。特定健診、長寿健診、成人健診と同時受診可能。
根拠法令等	健康増進法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、肝炎対策基本法、世田谷区肝炎ウイルス検診実施要綱、世田谷区緊急肝炎ウイルス検診実施要綱
対　　象	区の肝炎ウイルス検診を受診したことのない区民
予　算	**[歳出]**13,197,000円
決　算	**[歳入]**[国]496,000円　[都]11,428,131円 **[歳出]**14,602,485円

＜実績＞

年度	受診者数	C型陽性		B型陽性	
		人数	陽性率	人数	陽性率
5	2,599	3	0.12%	14	0.54%
6	2,261	6	0.27%	23	1.02%
7	2,400	3	0.13%	6	0.25%

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。

骨粗しょう症検診

事業の開始
平成6年9月

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康企画課
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性区民を対象に、地区医師会に委託して実施している。検査内容は問診と骨量測定（DXA法又は定量的超音波）で、検査結果に応じて健康教育や精密検査の受診勧奨を行っている。
根拠法令等	健康増進法　［区］世田谷区骨粗しょう症検診（医師会委託）実施要綱
対　　象	30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性区民
予　算	**[歳出]** 10,152,000円
決　算	**[歳入]**［都]4,762,000円　**[歳出]** 14,968,683円

＜実績＞

年度	年齢	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	総計
5	受診者数	8	19	208	198	278	320	303	230	309	1,872
	異常なし	8	15	180	162	210	218	152	99	120	1,164
	要指導	0	4	16	27	49	50	79	66	83	374
	要精密検査	0	0	12	9	19	52	72	65	105	334
6	受診者数	22	24	231	197	248	313	347	284	285	1,951
	異常なし	18	18	197	170	206	202	180	139	114	1,244
	要指導	2	3	21	18	28	54	87	70	82	365
	要精密検査	2	3	13	9	14	57	80	75	89	342
7	受診者数	12	21	188	177	251	326	357	353	346	2,031
	異常なし	10	20	157	153	199	222	212	162	136	1,271
	要指導	2	1	20	18	37	55	64	74	81	352
	要精密検査	0	0	11	6	15	49	81	117	129	408

※各年度の数値は、それぞれ翌年度の6月末現在の集計値。

区民健康診断

事業の開始
昭和54年

窓口・所管	各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	生活習慣病の早期発見等のため、他に健診の機会のない16歳以上40歳未満の区民を対象に健診を実施している。健診結果に基づき、医師の指示のもと、保健師、管理栄養士等により必要な指導や生活改善のための助言を行っている。
根拠法令等	健康増進法　［区］世田谷区区民健康診断実施要綱
対　　象	他に健診の機会のない16歳以上40歳未満の区民
予　算	**［歳出］**18,850,675円
決　算	**［歳入］**［他］851,500円　**［歳出］**15,947,681円

＜実績＞　　（単位：回／人）

	区民健診一次検査					個別相談数		
	実施回数	検査延人員	検査結果			健康相談	栄養相談	食事診断
			異常なし	要経過観察	要医療			
世田谷	12	391	76	80	206	362	362	361
北　沢	12	402	60	223	119	334	400	400
玉　川	12	376	61	218	97	373	340	372
砧	12	369	66	201	102	303	364	368
烏　山	8	253	31	156	66	242	252	252
計	56	1,791	294	878	590	1,614	1,718	1,753

健康手帳の交付

事業の開始
平成20年4月

窓　　口	世田谷保健所健康企画課、各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康企画課
事業の概要、目的	健診等の結果を記録し、自己の健康管理に役立てるため、40歳以上の希望する区民に交付している。
根拠法令等	健康増進法　［国］健康増進事業実施要領
対　　象	40歳以上の区民
予　算	**［歳出］**（65,450円）
決　算	**［歳入］**―　　**［歳出］**（70,950円）

※予算･決算額については、「成人健診」に計上。

＜実績＞（単位:件）

年度	合　計
5	134
6	141
7	100

区民歯科相談

事業の開始
平成2年9月

窓　　口	世田谷区歯科保健センター		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	区民を対象に、地区歯科医師会に委託して世田谷区歯科保健センターで歯科相談を実施している。		
根拠法令等	［区］世田谷区区民歯科相談実施要綱		
対　　象	区民		
予　算	**［歳出］** 2,620,176円	**決　算**	**［歳入］** ［都］1,289,000円　**［歳出］** 2,620,176円

＜実績＞

年度	開催回数	相談件数
5	50	97
6	50	86
7	51	108

成人歯科健康診査

事業の開始
平成14年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	20・30・40・45・50・55・60・65・70歳の区民を対象に、地区歯科医師会に委託して歯科健診を実施している。		
根拠法令等	健康増進法 ［区］世田谷区成人歯科健診実施要綱		
対　　象	20・30・40・45・50・55・60・65・70歳の区民　※令和7年度から20・30歳を追加		
予　算	**［歳出］** 57,553,762円	**決　算**	**［歳入］** ［都］13,099,000円 **［歳出］** 40,498,057円

＜実績＞

(1)成人歯科健診受診者数(対象年齢別)　　(単位:人)

年度	20歳	30歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	合計
5			950	95	1,037	74	936	67	655	3,814
6			950	102	1,005	76	1,025	92	701	3,951
7	649	754	862	71	879	79	1,000	75	736	5,105

(2)成人歯科健診結果(対象年齢別)

		20歳	30歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
7年度	進行した歯周炎を有する者の割合(%)	23.5	36.1	41.6	42.2	44.7	46.8	48.4	33.3	51.6
	一人平均現在歯数(本)	28.4	28.4	28.1	28.3	27.9	27.4	27.1	27.3	25.5

歯周疾患改善指導

事業の開始
平成14年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	成人歯科健診受診者で要指導等の者に対して、歯みがきなどの生活習慣改善の指導を実施している。		
根拠法令等	［区］世田谷区歯周疾患改善指導事業実施要綱		
対　　象	成人歯科健診受診者の要指導者等		
予　算	**［歳出］**18,415,540円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし **［歳出］**12,393,744円

＜実績＞

年度	受診者数
5	3,108
6	3,149
7	3,792

産前・産後歯科健康診査

事業の開始
平成21年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	妊産婦を対象に、妊産婦の歯周病やむし歯を予防するため、地区歯科医師会に委託して歯科健診を実施している。		
根拠法令等	母子保健法 ［区］世田谷区成人歯科健診事業実施要綱		
対　　象	区民で妊婦及び産後1年以内の産婦		
予　算	**［歳出］**27,755,091円	**決　算**	**［歳入］**3,232,000円 **［歳出］**27,185,150円

＜実績＞

年度	産前歯科健診	産後歯科健診	総計
5	2,175	1,256	3,431
6	2,200	1,317	3,517
7	2,222	1,236	3,458

口腔がん検診

事業の開始
平成21年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	61、66、71歳の区民を対象に、口腔がんの啓発を目的として、地区歯科医師会に委託して検診を実施している。		
根拠法令等	健康増進法 ［区］世田谷区がん対策推進条例、世田谷区成人歯科健診事業実施要綱		
対　　象	61・66・71歳の区民		
予　算	**［歳出］**12,318,850円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし **［歳出］**9,080,587円

＜実績＞

年度	受診者数	異常なし	要精検	その他所見あり	細胞診実施数	がん発見数
5	1,308	1,083	9	216	17	0
6	1,333	1,087	8	238	22	0
7	1,393	1,181	6	206	32	0

訪問口腔ケア推進事業

事業の開始
平成14年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	在宅でねたきり等のため外出できない方を対象に地区歯科医師会に委託し、訪問による口腔ケア指導を実施している。在宅障害者・要介護高齢者が身近な地域で歯科治療が受けられるよう、かかりつけ歯科医の紹介等の体制整備を行う。		
根拠法令等	［区］世田谷区在宅障害者・要介護高齢者訪問口腔ケア事業実施要綱		
対　　象	外出が困難な在宅障害者・要介護高齢者		
予　算	**［歳出］**3,809,570円	**決　算**	**［歳入］**［他］723,064円 **［歳出］**3,160,384円

＜実績＞

	5年度	6年度	7年度
訪問口腔ケア健診受診者数	30	25	35

すこやか歯科健診

事業の開始
平成28年6月

窓　　口	あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー		
事業所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	歯科医師とあんしんすこやかセンター、ケアマネジャー等の介護関係者が連携し、口腔ケアの必要な後期高齢者等を適切な口腔ケア等の指導や治療につないでいくため、地区歯科医師会に委託し、すこやか歯科健診を行う。		
根拠法令等	［区］すこやか歯科健診実施要綱		
対　　象	75歳以上の区民 65歳以上で基本チェックリストNo.18～20のいずれかに該当する方 40～64歳で介護保険の要支援・要介護認定がある若年性認知症の方		
予　算	**［歳出］**3,916,946円	**決　算**	**［歳入］**［他］913,040円 **［歳出］**3,309,367円

＜実績＞

	5年度	6年度	7年度
すこやか歯科健診受診者数	267	293	295

11. 精神保健

こころの健康相談（一般）

事業の開始
昭和51年

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	こころの悩みを抱える区民や家族及び関係者を対象に、医師によるこころの健康相談を予約制で実施している。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［国］保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 ［区］世田谷区こころの健康相談実施要綱
対　　象	区内在住のこころの悩みを抱える方等とその家族、関係者等
予　算	**［歳出］**2,622,410円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**2,614,480円

＜実績＞　※令和5・6年度は延件数

区分＼年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
			総　数		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
こころの相談（一般）	155	163	回数	89	18	18	16	21	16
			延件数	173	37	42	27	43	24

こころの健康相談（子ども・思春期）

事業の開始
昭和51年

窓　　口	各総合支所健康づくり課　世田谷保健所健康推進課
事業所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	思春期に多い不安や悩みから起こるこころの問題について、医師による予約制の相談を実施している。健康推進課では、匿名・当日受付で専門のスタッフによる相談ができる機会を提供している。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［国］保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 ［区］世田谷区こころの健康相談実施要綱
対　　象	区内在住の子ども・思春期世代のこころの悩みを抱える方等とその家族、関係者等
予　算	**［歳出］**2,275,425円
決　算	**［歳入］**［都］194,000円　**［歳出］**1,828,170円

＜実績＞　※令和5・6年度は延件数

区分＼年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度							
			総　数		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	健康推進課
こころの相談（子ども・思春期）	146	139	回数	64	12	12	11	11	12	6
			延件数	142	25	32	21	35	15	14

依存症相談(アルコール等)

事業の開始
昭和58年

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課、総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	依存症に関連する問題の明確化と対応の理解を進め、健康回復・社会復帰を図るために、医師等による専門相談（個別相談）・家族講座を予約制で実施している。

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［国］保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 ［区］世田谷区依存症相談実施要綱
対　　象	区内在住のアルコール・薬物等依存症の問題を抱える方等とその家族等
予　算	**［歳出］**1,486,268 円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**1,349,400 円

＜実績＞ ※令和 5・6 年度は延件数

区分＼年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度						
			総　数		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
医師による専門相談	58	66	回数	41	12	5	6	6	12
			延件数	74	18	10	14	17	15
家族講座（教室）	65	65	回数	12					
			延人数	60					

こころの相談機能の整備

事業の開始
令和 2 年 4 月

窓　　口	（公財）世田谷区保健センター
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	夜間・休日等こころの電話相談を実施し、区民のこころの不安等に応じた相談機会の拡大を図るとともに、区等の必要な支援につなぐことで利用者の問題解決を図る。また、「こころとからだの保健室ポルタ」内のこころの健康情報コーナーにおいて、こころの健康や疾患、障害に関する情報提供を行うほか、区民向けの講演会等も行っている。
対　　象	区内在住のこころの悩みを抱える方等とその家族等
予　算	**［歳出］**22,549,900 円
決　算	**［歳入］**［国］11,274,000 円　**［歳出］**22,549,900 円

＜実績＞

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
専門相談（延件数）	3,902	4,068	
ピア電話相談（延件数）	1,275	1,186	1,099

※令和 7 年度の専門相談は「夜間こころの電話相談」として実施している。
※その他の実績については、第 11 章　関係団体　公益財団法人世田谷区保健センター「3. 公益財団法人世田谷区保健センター実施状況」の『こころの相談機能』『こころの健康に関する普及啓発』『こころの健康に関する人材育成』を参照。

夜間こころの電話相談

事業の開始
令和 7 年 4 月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	相談先が少なく区役所が閉庁する夜間帯に、こころの不調を抱える区民に対して相談支援を行い、必要な医療や相談支援機関へつなげる。かつ、緊急性のある相談には、精神科救急医療や警察等との連携を図り、区民の命を守る。		
対　　象	精神障害者及び区民等		
予　算	**［歳出］**11,428,550 円	**決　算**	【歳入】5,714,000 円 【歳出】11,428,550 円

＜実績＞

	令和 7 年度
夜間こころの電話相談（延件数）	5,061

精神保健福祉に関する講演会

事業の開始
平成7年

窓口・所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課、世田谷区立保健センター		
事業の概要、目的	精神保健に関する正しい知識の普及や精神障害に対する理解の向上のため、メンタルヘルス、統合失調症、依存症（アルコール、薬物、ギャンブル等）、思春期のこころの理解等、多様なテーマで講演会を実施している。またゲートキーパー講座、心のサポーター養成講座を実施し、地域におけるこころの健康づくりの推進に向けた人材育成に取り組んでいる。		
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、自殺対策基本法　障害者総合支援法 アルコール健康障害対策基本法		
対　　象	区民、関係者等		
予　算	**［歳出］**1,302,690円	**決　算**	**［歳入］**［国］［都］305,000円　**［歳出］**566,930円

＜実績＞　精神保健福祉講演会

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
回数		12	14	13
延人数		900	1,015	590
（内訳）一般精神	回数	6	7	8
	延人数	538	512	323
（内訳）依存症	回数	2	2	2
	延人数	157	189	76
（内訳）児童・思春期	回数	4	5	3
	延人数	205	314	191

＜実績＞　ゲートキーパー講座

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回数	7	9	7
延人数	361	304	530

＜実績＞　心のサポーター養成講座　※令和6年度から開始

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回数	－	3	4
延人数	－	144	220

保健師による訪問等相談支援

事業の開始
昭和50年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課		
事業の概要、目的	子どもから大人までのこころの健康に関して、また精神疾患の発症や再発、再入院の予防及び社会復帰に関して、来所相談・電話相談・家庭訪問による相談支援を実施している。		
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 心神喪失者医療観察法・障害者虐待防止法・地域保健法・健康増進法 母子保健法・児童虐待防止法 ［国］保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 ［区］世田谷区こころの健康相談実施要綱　世田谷区依存症相談実施要綱		
対　　象	区民、関係者等		
予　算	**［歳出］**405,840円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**305,221円

＜実績＞

区分＼年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度 総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
訪問指導（延件数）		2,717	2,753	2,985	700	586	462	514	723
所内面接・電話（延件数）		15,614	13,774	12,271	2,677	2,194	2,362	2,963	2,075
合　計				15,256	3,377	2,780	2,824	3,477	2,798
（再掲）相談内訳	精神保健福祉に関する相談			14,376	3,060	2,589	2,739	3,284	2,704
	老人保健に関する相談			33	5	10	12	6	0
	依存症に関する相談			337	117	94	32	60	34
	思春期保健に関する相談			380	163	44	40	88	45
	社会復帰支援に関する相談			130	32	43	1	39	15

精神障害者生活指導（デイケア）

事業の開始
昭和58年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	通院治療中で回復途上にある精神障害者を対象に、対人関係の改善、生活範囲の拡大及び社会復帰への意欲の向上等を図ることを目的として、集団活動等による社会復帰訓練及び相談を実施している。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ［区］世田谷区精神障害者生活指導事業（デイケア）実施要綱
対　　象	区内在住の通院治療中で回復途上にある精神障害者
予　算	**［歳出］**10,041,360円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**9,742,230円

＜実績＞

区分＼年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
実施回数※1	312	298	280	48	46	106	36	44
実人数	72	85	87	21	12	11	24	19
新規登録	9	8	12	2	2	4	4	0
延人数	1,692	1,486	1,650	334	275	449	269	323

※1 実施回数は半日を1回として計上

多職種チームによる訪問支援事業

事業の開始
令和元年6月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	世田谷保健所に設置する「多職種チーム（保健師、精神保健福祉士、医師等で構成）」が、保健福祉センターの地区担当保健師と連携を図りながら、区内に在住する支援を必要とする精神障害者等に対して、訪問支援、医療及び福祉サービスの利用支援並びに精神障害者等の退院後支援に関する計画の作成等を行う。令和6年度から、区長同意入院者への訪問支援を加え、実施している。
根拠法令等	［区］世田谷区多職種チームによる訪問支援事業実施要綱
対　　象	区内在住の支援を必要とする精神障害者等
予　算	**［歳出］**693,885円
決　算	**［歳入］**［国］212,000円　**［歳出］**425,616円

＜実績＞

		令和５年度	令和６年度	令和７年度
精神保健相談員によるアウトリーチ訪問支援	実人数	88	95	102
	訪問支援回数（延数）	367	636	621
措置入院患者の退院後支援計画	問い合わせ件数	62	91	83
	計画策定数	20	22	32
	訪問支援回数（延数）	99	326	325
区長同意入院者への訪問支援	区長同意数（実数）	34	48	60
	訪問支援対象者数		29	32
	病院訪問回数（延数）		90	140

精神障害者家族等支援相談活動事業

事業の開始
平成18年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	「精神障害者家族会による相談活動」の強化を図るため、家族相談員の育成及び家族相談員による相談支援を実施している。		
根拠法令等	［区］世田谷区精神障害者家族等支援相談活動事業費補助金交付要綱		
対　　象	精神障害者の家族等		
予　算	**［歳出］**1,089,500円	**決　算**	**［歳入］**［国］544,000円　**［歳出］**1,089,500円

＜実績＞

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
面接相談（延件数）	20	15	18
電話相談（延件数）	750	946	870
家族相談員養成（延人数）	227	233	249

グリーフサポート事業

事業の開始
平成28年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	近親者との死別等による大きな悲嘆（グリーフ）を抱える区民に対する支援の輪を広げることを目的に、傾聴を中心とした相談事業や連携ネットワークの構築、セミナーの開催等を実施している。		
根拠法令等	［区］世田谷区グリーフサポート事業補助金交付要綱		
対　　象	グリーフを抱えている区民等		
予　算	**［歳出］**3,691,200円	**決　算**	**［歳入］**［都］1,845,000円　**［歳出］**3,691,200円

＜実績＞

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
面接相談（実件数）	51	30	43
電話相談（延件数）	89	98	94
連続講座（延人数）	77	140	120

精神保健福祉法に基づく警察官通報

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	職務遂行中の警察官が自傷他害のおそれがある精神障害者を発見したとき、最寄りの保健所長を経由して都知事に通報する。（経由事務）
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

＜実績＞

区分＼年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度						
			総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	区外
通報件数	142	147	155	42	17	30	26	17	23

精神保健福祉法に基づく医療保護入院届

事業の開始
平成26年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	精神保健指定医の診察の結果、精神障害者と診断された者で、医療及び保護のための入院の必要があると認められる場合、家族等の同意によって入院となる制度である医療保護入院について、区では、区内病院からの医療保護入院届・退院届等の受理および都への経由事務を行っている。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

精神保健福祉法に基づく区長同意

事業の開始
平成26年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	精神障害者の医療保護入院の状態にあって、その家族等（配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人）がない場合又は、その家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長（特別区の長を含む）の同意がある場合は、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

自殺対策協議会

事業の開始
平成22年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	令和元年 10 月に策定した「世田谷区自殺対策基本方針」を元に、総合的な自殺対策の推進に向け、学識経験者や関係機関等から構成する「自殺対策協議会」を開催している。		
根拠法令等	［区］世田谷区自殺対策協議会設置要綱、世田谷区自殺対策連絡会設置要綱		
予　算	**［歳出］**1,479,060 円	決　算	**［歳入］**［都］590,000 円　**［歳出］**1,180,620 円

自立支援医療費（精神通院医療）制度

事業の開始
平成18年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	通院による精神医療を継続的に要する方（一定所得以上の方は除く）に対し、医療費の一部を公費負担する。区では申請の受理と都への進達事務及び受給者証の送付を実施している。また、低所得の方には自己負担分を助成する制度もある。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
対　　象	指定医療機関において通院治療を行っている患者

＜実績＞申請件数

年度／地域	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総　数	25,489	26,358	28,413
世田谷	6,817	7,245	7,803
北　沢	4,629	4,842	4,943
玉　川	4,959	5,186	5,770
砧	4,215	4,319	4,917
烏　山	4,869	4,766	4,980

※平成30年度から申請書での新規・更新・再開申請数を計上

小児精神障害者入院医療費助成

事業の開始
平成12年3月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	精神科に入院している18歳未満の患者に対し、医療費を助成する。区では申請の受理と都への進達事務を実施している。
根拠法令等	［都］東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則
対　　象	精神科に入院している18歳未満の患者

＜実績＞

年度／区分	令和5年度					
	総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
申請件数	5	0	1	0	3	1

年度／区分	令和6年度					
	総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
申請件数	1	0	0	1	0	0

年度／区分	令和7年度					
	総数	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
申請件数	2	0	0	1	1	0

12. 難病・大気汚染

特殊疾病患者に対する医療費助成

事業の開始
平成7年10月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所感染症対策課（都進達文書経由取扱）		
事業の概要、目的	長期の療養により、多額の医療費を要する特殊疾病患者に対し、患者本人や家族の精神面、介護面、経済面の負担軽減を図るため、東京都では医療費を助成している。区では申請の受理と都への経由事務を行っている。		
根拠法令等	難病の患者に対する医療等に関する法律 ［都］東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則		
対　　象	助成申請者、助成認定者		
予　算	**［歳出］** 223,800円	**決　算**	**［歳入］**［都］8,888,438円※特別区における東京都難病等医療費助成申請書等の受理に係る事務費交付金交付要綱に基づく事務費交付金 **［歳出］** 226,380円

＜申請書受理件数＞

疾患群名	令和5年度	令和6年度	令和7年度
血液系疾患	219	228	236
免疫系疾患	1,324	1,371	1,392
内分泌系疾患	230	232	245
代謝系疾患	101	118	131
神経･筋疾患	2,178	2,254	2,237
視覚系疾患	114	112	108
聴覚･平衡機能系疾患	－	－	－
循環器系疾患	128	138	154
呼吸器系疾患	304	325	360
消化器系疾患	1,801	1,846	1,940
皮膚･結合組織疾患	365	388	383
骨･関節系疾患	377	354	387
腎･泌尿器系疾患	347	374	410
染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	19	18	19
耳鼻科系疾患	282	314	348
特定疾患治療研究事業対象疾病	－	－	－
東京都単独疾病	21	22	24
B型･C型ウイルス肝炎医療費助成	391	389	422
肝がん･重度肝硬変(30年度追加)	－	－	－
特殊医療費等助成対象疾病	1,598	1,581	1,556
合計	9,814	10,075	10,368

※平成27年1月より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病医療費助成制度が法制度化となった。平成27年1月及び7月に対象疾病が拡大･整理されたことに伴い、統計表を個別疾病数表から疾患群表へ変更。
※対象者数が10名以下の疾患については個人情報保護の観点により「－」で表示した。

特殊疾病患者に対する医療機器貸与事業

事業の開始
平成12年4月

窓　　口	各総合支所保健福祉課
事業所管	各総合支所保健福祉課、世田谷保健所感染症対策課（都報告文書経由取扱）
事業の概要、目的	難病患者が在宅療養生活を営むために必要とする医療機器を貸与することにより、安定した療養生活の確保を図るため、東京都は貸与を行っている。区では申請の受理と都への経由事務を行っている。
根拠法令等	［都］東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則
対　　象	貸与申請者、貸与決定者

＜実績＞

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
件数	10	10	8

難病検診・相談

事業の開始
平成2年5月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	疾病の特殊性から医療面、生活面等において様々な問題をかかえている難病患者に対し、専門医等による相談・検診を地区医師会に委託し実施している。		
根拠法令等	［区］世田谷区難病検診・相談実施要綱		
対　　象	難病患者及びその心配のある者で希望者		
予　算	**［歳出］** 1,255,556円	**決　算**	**［歳入］［国］** 357,000円　**［歳出］** 715,306円

＜実績＞　　（延べ人数）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受診者数	13	9	2
保健師による相談	4	2	1

小児慢性疾患患者に対する医療費助成

事業の開始
令和2年4月

窓　　口	各総合支所健康づくり課		
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	小児慢性特定疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療に係る医療費の一部を助成し、医療費の負担軽減を図る。		
根拠法令等	児童福祉法、［区］世田谷区小児慢性特定疾病審査会条例、世田谷区児童福祉法の施行に関する規則　他		
対　　象	助成申請者、助成認定者		
予　算	**［歳出］** 214,751,000円	**決　算**	**［歳入］**［国］90,221,388円　**［歳出］** 192,379,465円

＜申請書受理件数＞

疾病番号	疾病名称	令和５年度	令和６年度	令和７年度
101	悪性新生物	69	70	67
102	慢性腎疾患	29	24	19
103	慢性呼吸器疾患	24	16	20
104	慢性心疾患	75	82	71
105	内分泌疾患	87	86	80
106	膠原病	14	12	15
107	糖尿病	22	16	21
108	先天性代謝異常	27	28	20
109	血液疾患	15	20	22
110	免疫疾患	―	―	―
111	神経･筋疾患	61	58	57
112	慢性消化器疾患	76	69	61
113	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	19	16	15
114	皮膚疾患	―	―	―
115	骨系統疾患	17	17	16
116	脈管系疾患	―	―	―
	合計	551	530	503

※対象者数が 10 名以下の疾患については個人情報保護の観点により「－」で表示した。

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成

事業の開始
昭和 47 年 10 月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	大気汚染の影響を受けていると推定される 4 疾病にかかった 18 歳未満の方に対し、医療費を助成している（18 歳以上の方は更新申請のみ）。
根拠法令等	［都］東京都大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 ［区］世田谷区大気汚染障害者認定審査会条例
対　　象	18 歳未満で健康保険に加入し 1 年以上都内に在住している区民（及び 26 年度までに対象となっている方）
予　算	**［歳出］** 1,858,000 円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 1,632,169 円

＜大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成認定患者数＞

区分／年度	認定患者数	慢性気管支炎	気管支ぜん息					ぜん息性気管支炎	肺気腫
			0～19 歳	20～39 歳	40～74 歳	75 歳以上	計		
4	5	2,405	0	12	196	1,626	571	2,405	0
5	6	2,235	0	2	171	1,512	550	2,235	0
6	7	2,093	0	0	128	1,422	543	2,093	0

光化学スモッグ対策

事業の開始
昭和46年8月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	光化学スモッグによると思われる被害の時間的・地域的な発生を把握し、関係機関へ報告し、被害状況を明らかにすることにより、被害の防止対策に寄与している。緊急時には、救護本部設置等に協力し、関係諸機関との連携のもとに必要な活動を行う。また、光化学スモッグの影響によると思われる健康被害者に医療費を給付することにより、健康被害の救済を図る。
根拠法令等	［都］東京都光化学スモッグ被害対策実施要綱、東京都大気汚染緊急時対策実施要綱等 ［区］世田谷区光化学スモッグ緊急時対策実施要綱、世田谷区光化学スモッグ対策要綱
対　　象	光化学スモッグの影響によると思われる健康被害者

アスベスト（石綿）健康被害救済

事業の開始
平成18年3月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、アスベスト（石綿）による健康被害を受けた患者およびその遺族で、労働災害の対象とならない者に対し救済を行っている。（独）環境再生保全機構より、区は救済給付申請受付事務を受託している。		
根拠法令等	石綿による健康被害の救済に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律		
対　　象	アスベスト（石綿）による健康被害を受け、かつ、労働災害の対象とならない者		
予　算	［歳出］0円	決　算	［歳入］0円　［歳出］0円

骨髄等移植ドナー支援事業

事業の開始
平成28年4月

窓口・所管	世田谷保健所感染症対策課		
事業の概要、目的	多くの骨髄・末梢血幹細胞移植の実現及び骨髄移植ドナー登録者の増加を図ることを目的として、骨髄移植ドナー等に助成金を交付する。		
根拠法令等	［区］世田谷区骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付要綱		
対　　象	助成認定者及びその者を雇用する国内の一事業者(国及び地方公共団体等は除く)		
予　算	［歳出］980,000円	決　算	［歳入］［都］490,000円　［歳出］2,100,000円

＜実績＞

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ドナー	6件	9件	14件
事業者	0件	1件	2件

13. 環境衛生

環境衛生営業施設等の許認可、監視指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、墓地等の許認可及び施設の衛生水準の維持向上を図るため監視指導を行っている。		
根拠法令等	理容師法、美容師法、公衆浴場法等環境衛生関係各法令		
対　象	理容所、美容所、公衆浴場等各営業施設		
予　算	**[歳出]**3,293,000円	**決　算**	**[歳入]**[都]259,000円 [他]2,400,466円※今年度精算を踏まえた額 **[歳出]** 2,659,466円

※ 予算・決算額には、「特定建築物の環境衛生監視指導」「小規模給水施設の環境衛生監視指導」「専用水道及び簡易専用水道の環境衛生監視指導」「レジオネラ症防止対策調査」「くらしの衛生に関する調査・相談」「修景水の衛生実態調査」「井戸水汚染対策事業」「ダニアレルギー予防事業」「環境衛生普及啓発事業」分を含む。

＜環境衛生営業施設等施設数、監視指導件数＞

業種		施設数	許認可数	廃止数	監視指導件数	根拠法令
理容所		353	7	9	15	理容師法
美容所		2,050	107	41	159	美容師法
クリーニング所		558	4	11	14	クリーニング業法
興行場	常設	48	0	1	6	興行場法
	仮設・臨時	0	0	0	0	
旅館業	旅館・ホテル	340	127	0	205	旅館業法
	簡易宿所	6	0	0	4	
	下宿	1	0	0	0	
公衆浴場	普通	20	0	0	19	公衆浴場法
	その他	77	1	6	48	
プール	許可	36	1	0	48	世田谷区プールの経営許可等に関する条例
	届出	120	1	1	6	
温泉利用施設		8	1	1	5	温泉法
墓地等	墓地	168	1　(0)	1	3	墓地、埋葬等に関する法律
	納骨堂	26	1　(0)	0	3	
コインオペレーションクリーニング		169	2	0	3	世田谷区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱
コインシャワー		7	0	0	0	世田谷区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱
総数		3,987	253	71	538	

※墓地等の許認可数の内（ ）内は変更（拡張）許可数の再掲である。なお、墓地等の場合は変更・廃止も許可が必要である。

特定建築物の環境衛生監視指導

事業の開始
昭和58年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	建築物衛生法で規定する大規模な建築物（特定建築物）について、建築物の利用者の健康被害の防止、衛生水準の向上のため、建築物の維持管理（給排水、空調、換気、ねずみ害虫、清掃等）について立入指導を行っている。
根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）
対　象	建築物衛生法に規定する特定建築物のうち、区が所管する10,000㎡以下のもの

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜施設数、立入指導件数＞

特定建築物の種別	施設数	届出数	廃止数	立入指導件数	根拠法令
延べ面積が 3,000 ㎡以上 10,000 ㎡以下	114	3	1	41	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
延べ面積が 10,000 ㎡超	89	0	0	3	

小規模給水施設の環境衛生監視指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	水道法の対象外である小規模の給水施設について、利用者の健康被害防止のため、監視指導を行うとともに、普及啓発のためのパネル展示を行っている。
根拠法令等	世田谷区小規模給水施設の衛生管理指導要綱
対　象	小規模給水施設（有効容量 10 ㎥以下の貯水槽を有する水道の施設）

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜施設数、監視指導件数＞

種別	施設数	届出数	廃止数	監視指導件数	根拠法令
小規模給水施設	2,873	11	461	9	世田谷区小規模給水施設の衛生管理指導要綱

専用水道及び簡易専用水道の環境衛生監視指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	専用水道、簡易専用水道について、報告の徴収および立入検査、監視指導を行うとともに、法令の順守や衛生管理について、普及啓発を行っている。
根拠法令等	水道法
対　象	水道法に規定する専用水道及び簡易専用水道

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜施設数、監視指導件数＞

種別	施設数	届出（確認）数	廃止数	監視指導件数	根拠法令
専用水道	5	0	0	1	水道法
簡易専用水道	777	6	27	30	

レジオネラ症防止対策調査

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	ビル等の冷却塔の冷却水、渦流浴(ジャグジー)等の浴槽水、循環給湯水等からレジオネラ属菌が検出されることがある。これらの設備からのレジオネラ属菌によるレジオネラ症の感染を防ぐため、平成 9 年度からレジオネラ属菌の動向調査を実施している。検出された場合には、それぞれの設備についてレジオネラ属菌を不検出又は減少させる方策を検討し、改善指導を行い、改善を図っている。
根拠法令等	世田谷区公衆浴場法施行条例、世田谷区旅館業法施行条例、高齢者利用施設の循環型浴槽

	等に係るレジオネラ症防止対策要綱、世田谷区修景水施設衛生管理指針、公衆浴場等におけるレジオネラ属菌検出時の指導等に関する要綱、レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針等
対　　象	ビル、公衆浴場、旅館業等施設

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜種別及び検体数、検出状況＞

種別		検体数	適	不適（不適率）
環境衛生営業施設	公衆浴場等（浴槽水等）	165	148	17(10.3%)
	プール施設	18	17	1(5.6%)
高齢者利用施設		4	4	0(0%)
修景水		4	4	0(0%)
冷却塔		19	11	8(72.7 %)

くらしの衛生に関する調査・相談

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	健康・快適居住環境のために、室内に発生する衛生害虫や、飲料水・井戸水、室内空気環境等、くらしの衛生について、区民等の相談に応じ、改善のための助言を行っている。 区民が利用する区施設については、区施設シックハウス対策ガイドラインに基づく空気環境調査を実施し、区施設の快適な空気環境の維持を図っている。
根拠法令等	水道法、健康・快適居住環境の指針、区施設シックハウス対策ガイドライン等
対　　象	区民

※予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜事業の実績＞

(1)くらしの衛生に関する相談件数

相談内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
飲料水・井戸水	42	77	68
室内空気	35	31	29
ねずみ・衛生害虫等	3,348	3,186	3,062
ダニアレルギー等	204	135	380
カビ・結露	8	3	5
その他	45	27	94
合計	3,682	3,459	3,638

(2)区施設における室内化学物質調査　7　件

修景水の衛生実態調査

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	乳幼児等が水遊びをする可能性のある施設について、実態把握及び所管部署へ衛生管理の協力要請を行っている。
根拠法令等	世田谷区修景水施設衛生管理指針
対　　象	水遊び場、噴水等の修景施設

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜事業の実績＞

施設形態	噴水、流れ	流れ、池	噴水	壁泉	池、噴水	合計
検査件数	2	1	1	1	0	5
プール水質基準適合*	2	1	1	0	0	4

*修景水に水質基準の規定はないが、プールの水質を参考とした。なお、池など消毒を行なっていない施設もある。

井戸水汚染対策事業

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	区内の井戸の所有者に対し、必要に応じて水質検査を実施し、助言を行っている。
対　　象	井戸など

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜事業の実績＞

	井戸
検査件数	0
水質基準適合件数	0

ダニアレルギー予防事業

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	1歳未満の子どものいる家庭等に対し、ダニアレルゲン検査を実施し、結果に基づき、ダニアレルギー発症予防のための環境改善の助言を行っている。
対　　象	1歳未満の子どものいる家庭等

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜事業の実績＞

(1) ダニアレルゲン検査実施世帯数

項　　目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
簡易検査	125	68	197
精密検査	23	17	0
合　計	148	85	197

(2) ダニアレルゲン検査検体数

項　　目	令和5年度	令和6年度	令和7年度
簡易検査	418	273	643
精密検査	71	47	0

環境衛生普及啓発事業

事業の開始
昭和56年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	くらしの衛生に関する正しい知識や情報を区民や施設管理者等に提供し、安全で快適な生活の確保を図っている。パネル展示、講習会、ホームページ、デジタルサイネージ等を通じ、情報提供を行っている。
根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）、水道法等
対　　象	区民、施設管理者等

※ 予算・決算については、「環境衛生営業施設等の許認可、監視指導」に合算計上。

＜事業の実績＞

(1) パネル展示・資料展示

テーマ	期間	場所
パネル展示「家の中の化学物質を見直そう」	令和7年5月8日～5月15日	世田谷区役所東棟の半地下階ホール展示スペース
せたがや健康フェス2025 ・ハチの生態 ・香りのエチケット ・貯水槽を点検しましょう	令和7年7月21日	玉川髙島屋Ｓ・Ｃ西館1Ｆ アレーナホール・サロン
図書館テーマ本コーナー展示「ダニアレルギーを予防しよう」	令和7年8月29日～9月24日	中央図書館

(2) ホームページ・X等配信

32　件

(3) 講習会

テーマ	実施日	参加者数
ダニアレルギー予防講習会（動画配信）	令和6年11月27日～令和7年9月30日	462 回視聴※
ハチの生態講習会	令和7年5月26日	26
ネズミ防除対策講習会	令和7年12月9日	49
特定建築物環境衛生維持管理講習会	令和7年10月16日	34
くらしと健康セミナー「快適にすごせる室内環境づくり～暑さ・寒さと空気を整える」	令和8年3月10日	34

※視聴回数は全実施期間の集計値。

ねずみ、ハチ、蚊の相談・防除指導

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	ねずみ、ハチ、蚊の相談及び習性や対策の普及啓発、ねずみの防除指導、ハチの巣の除去、蚊の防除対策を行っている。		
根拠法令等	世田谷区ねずみ防除対策事業実施要綱、世田谷区はちの巣除去事業に関する実施要綱、蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針		
対　　象	区民		
予　算	**[歳出]**15,377,000円	**決　算**	**[歳入]** [国]117,645円[都]697,000円　**[歳出]** 11,116,368円

＜事業の実績＞

区分／年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ねずみ	654	665	663

ハチ	2,086	1,782	1,644
蚊	49	25	38
合計	2,789	2,472	2,345

災害時等の消毒

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	台風などの災害時に、区民の清潔な生活環境を確保するため、床上浸水があった住居等の消毒を行っている。
根拠法令等	世田谷区災害時等消毒作業実施要綱
対　　象	区民

※ 予算・決算については、「ねずみ、ハチ、蚊の相談・防除指導」に合算計上。

＜事業の実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
発生回数	0	2	2
消毒戸数	0	10	23

住宅宿泊事業監視指導

事業の開始
平成30年6月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	住宅宿泊事業の届出受理及び適正な運営を確保するための監視指導を行っている。		
根拠法令等	住宅宿泊事業法		
対　　象	住宅宿泊事業者等		
予　算	**[歳出]** 36,000円	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]**32,326 円

＜事業の実績＞

(1) 住宅宿泊事業届出住宅数、監視指導件数

届出住宅数	新規届出数	廃業数	監視指導件数
539	140	71	1

(2) 住宅宿泊事業研修会

実施回数	研修会参加人数
1	47

14. 食品衛生

食品等事業者に関わる許認可

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	食品を調理・製造、販売する場合は、食品衛生法や都条例に基づく営業許可や届出が必要である。これらの法や条例に定められた基準等が遵守されるよう、これらの事業を行う者、あるいは、これから行おうとする者からの相談や申請に対する書類審査、実地検査を行う。検査の結果、不備が有る場合は、改善を指導し、基準等に合致した場合は、営業許可書等の発行を行う。 また、これらの食品関係施設に対し、施設が基準等に合致する状態に保たれているか等を確認する。 なお、食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月1日以降の申請については、新たな営業種目と施設基準を用いた書類審査及び実地検査を行っている。
根拠法令等	食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 ［都］東京都ふぐの取扱い規制条例
対　　象	食品関係事業者
予　算	**［歳出］** 15,122,000円
決　算	**［歳入］** ［都］51,000円［他］11,523,034円※今年度精算を踏まえた額 **［歳出］** 11,574,034 円

※ 予算・決算額には、「食品衛生監視指導」「食品等事業者による自主的な衛生管理の推進事業」「食品衛生普及啓発事業」分を含む。

＜実績＞

(1) 改正前食品衛生法に基づく許可を要する業種の施設数及び監視指導件数（令和7年度）
（令和3年6月1日食品衛生法改正）

内訳 / 営業種目	許可件数		廃業数	本期末営業所数	監視件数
	新規	更新			
総数	0	0	1,627	3,151	808
飲食店営業	0	0	1,236	2,306	613
喫茶店営業	0	0	62	41	21
菓子製造業	0	0	218	444	103
あん類製造業	0	0	0	1	0
アイスクリーム類製造業	0	0	20	41	8
乳処理業	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0
乳製品製造業	0	0	5	3	2
集乳業	0	0	0	0	0
乳類販売業	0	0	0	0	0
食肉処理業	0	0	1	5	0
食肉販売業	0	0	35	128	15
食肉製品製造業	0	0	2	8	2
魚介類販売業	0	0	32	74	14
魚介類競り売り業	0	0	0	0	0

魚肉練り製品製造業	0	0	0	2	0
食品の冷凍・冷蔵業	0	0	1	0	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	0	0	0	1	0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	1	0
氷雪製造業	0	0	0	0	0
氷雪販売業	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	0	0	1	0
ﾏｰｶﾞﾘﾝ又はｼｮｰﾄﾆﾝｸﾞ製造業	0	0	0	0	0
みそ製造業	0	0	1	0	0
しょうゆ製造業	0	0	0	0	0
ソース類製造業	0	0	2	5	1
酒類製造業	0	0	0	2	3
豆腐製造業	0	0	1	6	11
納豆製造業	0	0	0	0	0
麺類製造業	0	0	4	9	2
そうざい製造業	0	0	7	71	13
かん詰又はびん詰食品製造業	0	0	0	1	0
添加物製造業	0	0	0	1	0

(2) 改正後食品衛生法に基づく許可を要する業種の施設数及び監視指導件数（令和７年度）

内訳 / 営業種目	許可件数		廃業数	本期末営業所数	監視件数
	新規	更新			
総数	1,962	0	357	8,552	3,224
飲食店営業	1,647	0	319	7,076	2,604
調理機能を有する自動販売機	6	0	0	38	6
食肉販売業	33	0	1	136	39
魚介類販売業	34	0	9	118	53
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0
食肉処理業	1	0	0	11	3
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
菓子製造業	170	0	19	792	343
アイスクリーム類製造業	4	0	1	30	21
乳製品製造業	3	0	0	9	5
清涼飲料水製造業	1	0	0	1	1
食肉製品製造業	3	0	0	13	6
水産製品製造業	1	0	0	5	3
氷雪製造業	0	0	0	2	0
液卵製造業	0	0	0	1	0
食用油脂製造業	1	0	0	1	1

みそ又はしょうゆ製造業	1	0	0	4	1
酒類製造業	2	0	0	11	7
豆腐製造業	2	0	0	11	19
納豆製造業	0	0	0	0	0
麺類製造業	4	0	2	18	7
そうざい製造業	39	0	4	224	91
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	2	0	2	7	2
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0
漬物製造業	4	0	0	21	7
密封包装食品製造業	2	0	0	5	2
食品の小分け業	2	0	0	16	3
添加物製造業	0	0	0	2	0

(3) 東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく業種及び監視指導件数(令和７年度)

ふぐの取扱い規制条例	届出件数	廃業件数	本期末営業所数	監視指導件数
ふぐ取扱所	28	34	78	91

(4) 食品衛生法施行細則に基づく営業等及び監視指導件数(令和７年度)

内訳 営業種目	報告件数	廃業数	本期末営業所数	監視件数
生食用食肉取扱施設	4	1	32	6

種別	報告件数
模擬店及び行事開催届	584

(5) 改正後食品衛生法に基づく届出等を行った施設数及び監視指導件数（令和７年度）

営業種目	内訳		届出件数	廃業数	本期末営業所数	監視件数
営業届出業種	旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装）	3	25	119	5
		食肉販売業（包装）	3	32	139	14
		乳類販売業	10	48	528	27
		氷雪販売業	0	1	5	0
		コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	36	83	301	4
		小計	52	189	1,092	50
	販売業	弁当販売業	19	3	115	9
		野菜果物販売業	29	12	263	21
		米穀類販売業	9	0	52	0
		通信販売・訪問販売	2	0	17	0
		コンビニエンスストア	23	13	340	27
		百貨店 、総合スーパー	12	3	165	36
		自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	30	9	197	2
		その他食料・飲料販売業	260	65	1,432	84
		小計	384	105	2,581	179
	製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0	1	0
		いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0	6	0
		コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	30	5	205	14
		農産保存食料品製造・加工業	4	0	21	2
		調味料製造・加工業	18	3	135	18
		糖類製造・加工業	1	0	1	0
		精穀・製粉業	1	1	26	1
		製茶業	12	6	38	4
		海藻製造・加工業	0	0	2	0
		卵選別包装業	0	0	0	0
		その他食料品製造・加工業	13	2	90	7
		小計	79	17	525	46
	上記以外のも	行商	20	0	124	19
		集団給食施設	23	9	394	85
		器具容器包装の製造・加工業（合成樹脂製に限る）	0	0	0	0
		露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0	0	0

	の	その他	4	1	10	2
		小計	47	10	528	106
	計		562	321	4,726	381
公衆衛生に与える影響が少ない営業			4	0	9	1

(6) 食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律等に基づく報告並びに監視件数(令和7年度)

種　別	施設数	休止中	監視指導件数
認定小規模食鳥処理場数	10	3	0

食品衛生監視指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保することを目的に、施設等に立ち入り検査・衛生指導を実施する。 法改正より、全ての食品関係事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が求められるため、積極的に制度の周知と導入の支援を推進する。 【主な対策事業】 夏期一斉監視事業、歳末一斉監視事業、弁当・仕出し一斉監視事業、生食肉対策事業、ノロウイルス対策事業、その他の食中毒対策事業、学校・保育園等給食施設監視事業、行事・催事・夜間監視事業、食品表示対策事業 汚染物質等による広域的な食品衛生上の危害の発生が危惧される事案については、危害排除のため、緊急監視を実施する。 これらの監視指導の結果、食品衛生法等の違反や衛生上の不備等を発見した場合は、食品事業者に対し、速やかに改善指導を行う。 また、食中毒が発生した場合には、速やかに患者や関係者の調査を行い、原因を究明するため食品の製造や流通経路などのさかのぼり調査を実施する。原因施設に対しては、営業禁停止、販売禁止及び施設改善などの措置をとり、事故の拡大防止を図る。
根拠法令等	食品衛生法、食品表示法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 ［都］東京都ふぐの取扱い規制条例
対　　象	食品関係事業者

※ 予算・決算については、「食品等事業者に関わる許認可」に合算計上。

＜実績＞

(1) 特別監視、重点監視事業、催事の監視指導(令和7年度)

事　業　名	件数	事　業　名	件数
夏期一斉監視	661	ノロウイルス対策事業（9～3月）	1,184
歳末一斉監視	502	仕出し・弁当製造施設監視事業	39
生食肉対策事業	570	学校・保育園給食監視事業	33
寄生虫食中毒対策	323	縁日・祭礼・行事一斉監視	442
テイクアウト等に係る監視	257		

※業種別監視指導件数については、「食品等事業者に関わる許認可」参照。

(2) 食中毒・違反食品等発生状況(令和７年度)

①食中毒事件関連調査（ ）内は不利益処分件数

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
食中毒関連調査	167	205	243
有症苦情調査	64	41	84
食中毒事件	0(0)	3(3)	3(3)

②食中毒事件内訳

発生年月日	原因施設	患者数	原因食品	原因物質	措置
令和７年 ４月 16 日	飲食店 営業	1	令和７年４月 16 日（水）に原因施設において提供された生食用鮮魚介類を含む食事	寄生虫（アニサキス）	営業等停止 (1 日間)
令和７年 ７月６日	飲食店 営業	6	令和７年７月５日（土）に当該施設が提供した食事（加熱不十分なレバー及びささみの焼き鳥を含む）	カンピロバクター・ジェジュニ	営業等停止 (3 日間)
令和７年 10 月２日	飲食店 営業	22	令和７年 10 月２日（木）に当該施設において製造されたチキンオーバーライス弁当	ウエルシュ菌	営業等停止 (3 日間)

③違反食品に関する不利益処分

処分年月日	処分施設	違反食品	違反事由	措置
令和８年３月 30 日	食品輸入業	ビスケット	指定外添加物 TBHQ 0.010ｇ／ｋｇ検出	販売禁止命令

(3) 衛生検査(令和７年度)

収去検査

項目 食品分類	合　計			細菌検査			化学検査		
	合　計	国産品	輸入品	合　計	国産品	輸入品	合　計	国産品	輸入品
魚介類等	33	33	0	33	33	0	0	0	0
冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉・卵類及びその加工品	14	14	0	7	7	0	7	7	0
乳・乳類等	24	24	0	19	19	0	5	5	0
農産物等	51	46	5	18	18	0	33	28	5
菓子類	77	64	13	47	47	0	30	17	13
飲料・氷雪・水	10	5	5	0	0	0	10	5	5
その他の食品	147	136	11	126	126	0	21	10	11
添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　　計	356	322	34	250	250	0	106	72	34

(4) 食に関する相談件数

相談内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合　　計	136	92	166

食品等事業者による自主的な衛生管理の推進事業

事業の開始
平成15年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	食品関係従事者で、無症状ながら腸内病原細菌（赤痢、腸チフス、パラチフス、サルモネラ、腸管出血性大腸菌O157）を保有する潜在保菌者を早期に発見し、これらの病原体による食中毒の発生を未然に防止することを目的に、区各総合支所の健康づくり課と連携し、食品関係事業者の検便の実施を推進する。保菌者を確認した際には、食品の取扱いを指導するとともに、保健所感染症対策課と連携した感染拡大の予防措置を実施する。また、東京都保菌者検索事業実施要綱に基づき都へ報告し、散発型集団発生の探知に努める。
根拠法令等	食品衛生法 ［都］東京都保菌者検索事業実施要綱 ［区］世田谷区食品取扱従事者保菌者検索実施要綱
対　　象	食品関係事業者

※ 予算・決算については、「食品等事業者に関わる許認可」に合算計上。

＜実績＞食品衛生自主管理支援事業（検便）（令和7年度）

実施場所 （各総合支所健康づくり課）	検査件数	陽性件数 （サルモネラ）
合　　計	6,740	6

検査項目：腸内病原細菌（赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ）、腸管出血性大腸菌O157

食品衛生普及啓発事業

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	食品関係事業者や区民に対し、食品衛生に関する正しい情報を提供することにより、食品による事故を未然に防止し、区民の食生活の安全確保を図る。 事業者に対しては、食品の取扱い、施設・個人の衛生管理等について、資料を用いた啓発を行い、HACCP 制度化の周知及び導入支援も合わせて行う。 区民に対しては、食品衛生月間のパネル展示や講演会等により、食品の取扱い、食中毒菌等の感染予防等について啓発を行う。また、区ホームページ、X（エックス）や区報等の媒体を利用し、同様の啓発を行う。
根拠法令等	食品衛生法、食品表示法、食品安全基本法 ［都］東京都食品安全条例
対　　象	食品関係事業者、区民

※ 予算・決算については、「食品等事業者に関わる許認可」に合算計上。

＜実績＞

（1）食品衛生講習会（令和7年度）

対　象	開催回数	参加人数
営業者	28	4,110
区　民	4	168
合　　計	32	4,278

(2) 食品衛生月間事業（令和7年度）

パネル展示	実施期間・内容等
「テーマ本コーナー」展示	令和7年6月27日～7月30日、会場／中央図書館、内容／食品衛生関連書籍の展示、リーフレットの配布等
食中毒に気をつけよう	令和7年7月3日～7月11日、会場／区役所本庁舎東棟MB1F、内容／せたがや健康フェス告知、カンピロバクター、アニサキス食中毒予防に関する展示、リーフレット等の配布

イベント	実施日・内容等
せたがや健康フェス 2025	令和7年7月21日 午前11時～午後5時／玉川髙島屋S･Cアレーナホール・サロン、参加者数／550、内容／展示「おうちで食中毒！？」、講演「国立医薬品食品衛生研究所の研究者によるリレー講演」、ステージ「“新宿あわわ”と手を洗おう」、ワークショップ「ミクロの世界を作ろう」、他

食品衛生講習会	実施日・内容等	参加人数等（再掲）
HACCP 講演会 「知って防ごう食中毒」	令和7年7月23日 、会場／せたがやイーグレットホールホール 令和7年6月1日～8月31日、動画配信 内容（共通）／区内食品事業者を対象に、HACCP に沿った衛生管理の導入を支援する	会場参加者／178人 動画視聴回数／2,709回

食の安全・安心普及啓発事業

事業の開始
平成16年2月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	区民や食品関係事業者に対し、食中毒予防や食の安全・安心に関する最新の情報について、区報、区ホームページ及びX（エックス）により迅速に情報発信を行う。また、イベント等で対面での啓発を行うとともに、区民、食品事業者、行政、相互間の情報提供及び意見交換を行うリスクコミュニケーションを促進する。		
根拠法令等	食品安全基本法、食品衛生法		
対　　象	区民、食品関係事業者、行政関係者		
予　算	**［歳出］**347,000円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**298,210 円

＜実績＞令和7年度

リスクコミュニケーション事業	実施期間・内容等
「発酵食品と上手につきあうために」	令和7年12月23日 午後2～4時、会場／玉川せせらぎホール、内容／講演、パネルディスカッション、参加者／71人
せたがや梅まつり官公署PRコーナー	令和8年2月21日、会場／羽根木公園、 内容／ノロウイルス、寄生虫アニサキス等に関する展示、リーフレット・普及啓発物の配付

15. 愛護動物事業

人と動物との共生推進事業

事業の開始
–

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	人と動物との調和のとれた共生に関する条例及び令和5年4月に改定した同推進プラン(第2次)にもとづき、犬のしつけ方教室や地域ねこ活動セミナーの実施、飼い猫及び飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部補助、新たな飼い主への引渡しが完了した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術及び医療的処置費用の一部補助、飼い主のマナー向上・ペットの災害時の備え・ペットとの同行避難・動物由来感染症等の普及啓発、被災動物対策事業、区立小学校等の飼育動物に係る動物愛護の普及などを行う。令和5年8月より世田谷区へのふるさと納税において「せたがや動物とともにいきるまちプロジェクト」を開始、令和6年度より飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の一部補助などに寄附金を活用、令和6年10月にこの寄付金を活用した「せたがや動物とともにいきるまちづくり補助金」を設置した。迷子犬・猫等の連絡受付も行う。 飼い主が動物を適正に飼育することが困難な状況が生じたときに、飼い主の支援又は動物の保護、譲渡等に向けた体制の構築を関係機関が連携して推進するため、「世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会」を設置し、協議を行う。 地域における人と動物を巡る問題を早期発見し、地域の環境問題等の解決及び適正飼養を推進することを目的に「世田谷区動物連絡員」を任命し、地域住民への人と動物との調和のとれた共生社会を推進する。
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ［都］東京都動物の愛護及び管理に関する条例 ［区］人と動物との調和のとれた共生に関する条例 飼い猫の不妊・去勢手術補助金交付要綱 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助金交付要綱 世田谷区新たな飼い主への引渡しが完了した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術及び医療的処置に関する補助金交付要綱 世田谷区動物連絡員実施要綱 世田谷区被災動物対策事業実施要綱 世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会設置要綱 世田谷区人と動物との共生推進事業実施要綱 せたがや動物とともにいきるまちづくり補助金交付要綱

予 算	**[歳出]** 16,795,000円	**決 算**	**[歳入]**［都］4,923,000円 ［他］2,079,399円 **[歳出]**10,863,583円

＜実績＞

(1)飼い猫の不妊･去勢手術費用の一部補助

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
去勢(オス)手術	365	326	283
不妊(メス)手術	373	362	310
計	738	688	593

(2)飼い主のいない猫の不妊･去勢手術費用の一部補助

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
去勢(オス)手術	33	79	62
不妊(メス)手術	44	118	85
計	77	197	147

(3)新たな飼い主への引渡しが完了した飼い主のいない猫の不妊・去勢手術及び医療的処置費用補助金

	令和5年度	令和６年度	令和７年度
去勢(オス)手術	11	9	12
不妊(メス)手術	8	18	19
計	19	27	31

(4)区立小学校等の飼育動物に係る動物愛護の普及

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
飼育指導・治療件数	72	166	111

(5)せたがや動物とともにいきるまちづくり補助金交付金額

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
交付団体数	－	6	8
交付金額	－	695,612	1,298,055

世田谷区動物連絡員
人数:44 名

狂犬病予防法業務

事業の開始
昭和50年4月

窓口	各出張所、各総合支所くみん窓口、世田谷保健所生活保健課
事業所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	狂犬病の発生を予防するため、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付を行う。 飼い犬が人を咬んだ時（咬傷事故）の飼い主の届出受付も行う。
根拠法令等	狂犬病予防法、狂犬病予防法施行令、狂犬病予防法施行規則、動物の愛護及び管理に関する法律 ［都］東京都動物の愛護及び管理に関する条例 ［区］世田谷区狂犬病予防法施行規則 世田谷区狂犬病予防法事務取扱要綱
予　算	**［歳出］** 60,085,000 円
決　算	**［歳入］**［他］18,246,470 円 **［歳出］** 59,302,263 円

＜実績＞
(1)飼い犬の登録と狂犬病予防注射

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
新規登録件数	5,353	6,030	4,909
登録延件数	44,099	43,121	43,946
注射済票交付件数	31,024	31,553	30,903

(2)咬傷事故

	令和５年度	令和６年度	令和７年度
咬傷事故件数	34	33	41
被害者数	34	33	41

16. 医事薬事衛生

医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課		
事業の概要、目的	区民が安心して適切な医療サービスや医薬品の提供が受けることができるよう、医療提供施設等の許可、届出、登録及び監視指導を行う。 【対象施設】 医事－診療所・歯科診療所、助産所、施術所（柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）、歯科技工所、衛生検査所等 薬事－薬局、医薬品販売業、医療機器販売業 毒物劇物－毒物劇物販売業、業務上取扱者		
根拠法令等	医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法　等		
対　　象	医療提供施設　他		
予　算	**［歳出］** 2,864,000	**決　算**	**［歳入］**［他］2,105,236円 ※今年度精算を踏まえた額 **［歳出］** 2,105,236円

※予算・決算額には、「薬の街頭相談」「家庭用品等の有害化学物質対策事業」「免許申請受付・交付及び医療従事者調査」分を含む。

＜事業の実績＞

(1) 医療施設数

	病院	診療所			歯科診療所	助産所			施術所（含出張施術）	歯科技工所	救急医療機関	衛生検査所
		総数	有床	無床		総数	有床	無床				
令和5年度	27	964	26	938	793	53	1	52	2,451	104	14	5
令和6年度	27	991	24	967	792	53	1	52	2,500	105	14	5
令和7年度	27	1,018	22	996	782	57	1	56	2,467	104	14	5

(2) 病床数

施設種別	総　数	内　訳	
		病　院	診療所
令和5年度	5,905	5,634	271
令和6年度	5,881	5,638	243
令和7年度	5,853	5,627	226

(3) 医療監視指導件数

	総数	診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	救急医療機関	衛生検査所
令和5年度	316	115	69	0	119	5	4	4
令和6年度	319	139	63	2	103	6	3	2
令和7年度	279	134	69	1	62	1	8	4

(4) 薬局等薬事施設数及び監視件数

	種別	施設数	監視件数
令和5年度	薬局	424	201
	医薬品販売業	152	37
	薬局製剤製造業等	20	4
	麻薬小売業者	367	221
	高度管理医療機器販売業	452	120
	管理医療機器販売業	1,575	0
令和6年度	薬局	433	206
	医薬品販売業	160	86
	薬局製剤製造業等	20	5
	麻薬小売業者	373	214
	高度管理医療機器販売業	459	107
	管理医療機器販売業	1,590	0
令和7年度	薬局	443	219
	医薬品販売業	150	63
	薬局製剤製造業等	21	2
	麻薬小売業者	386	240
	高度管理医療機器販売業	478	91
	管理医療機器販売業	1,614	0

(5) 毒物劇物販売業数及び監視件数

	種別	施設数	監視件数
令和5年度	販売業	121	33
	業務上取扱者(届出)	5	3
	業務上取扱者(非届出)	181	36
令和6年度	販売業	117	30
	業務上取扱者(届出)	4	3
	業務上取扱者(非届出)	182	37
令和7年度	販売業	114	18
	業務上取扱者(届出)	3	3
	業務上取扱者(非届出)	182	24

放射線医療監視

事業の開始
昭和50年4月

事業所管	世田谷保健所生活保健課、感染症対策課
事業の概要、目的	医療用エックス線の安全管理のため、医療施設からエックス線装置の備付の届出を受けた後に、医療施設への放射線医療監視を行っている。
根拠法令等	医療法
対象	エックス線装置備付届を提出した診療所、歯科診療所

＜事業の実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
世田谷区		68件	67件	63件
内訳	診療所	36件	35件	33件
	歯科診療所	32件	32件	30件
RI保有病院立入検査		1件	0件	0件

薬の街頭相談

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	区民の薬に関する疑問に応え、正しい使い方などの相談会等を世田谷区薬剤師会に委託して実施する。

※予算・決算については、「医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導」に合算計上。

＜事業の実績＞

開催日	会　場	事業名	相談人数
10月17日～23日	薬剤師会会員薬局	くすりと健康のつどい事業	255名
	合　　計		255名

家庭用品等の有害化学物質対策事業

事業の開始
平成12年4 月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」の対象商品について、基準適否を検査し、被害防止のための指導を行っている。
根拠法令等	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
対　　象	販売店

※予算・決算については、「医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導」に合算計上。

＜事業の実績＞

	検査項目	検体数	違反数
乳幼児用繊維製品	ホルムアルデヒド	20	0
子供・大人用繊維製品（衣類）	ホルムアルデヒド	10	0
家庭用洗浄剤	水酸化カリウム又は水酸化ナトリウム	4	0
合計		34	0

免許申請受付・交付及び医療従事者調査

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所生活保健課
事業の概要、目的	医師、歯科医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床（衛生）検査技師、理学（作業）療法士、保健師、助産師、看護師、准看護師等の医療関係者免許及び調理師、製菓衛生師、クリーニング師免許等の申請受付・交付を行っている。 また、世田谷区内の医療従事者等の統計調査を隔年で実施している。
根拠法令等	医師法、歯科医師法、薬剤師法、診療放射線技師法、保健師助産師看護師法　調理師法、製菓衛生師法等
対　　象	有資格者

※予算・決算については、「医事・薬事・毒物劇物取扱い施設等の許可、監視指導」に合算計上。

＜実績＞

(1) 医療関係者免許等申請受付件数（保健所経由）（令和７年度）

資　格　名	新規	再交付・書換等	合計
医　　師	186	167	353
歯科医師	25	54	79
薬剤師	43	161	204
保健師	10	145	155
助産師	4	35	39
看護師	105	546	651
准看護師	8	36	44
臨床検査技師	8	27	35
衛生検査技師	0	0	0
診療放射線技師	7	24	31
診療エックス線技師	0	0	0
理学療法士	18	30	48
作業療法士	7	18	25
視能訓練士	0	14	14
死体解剖資格認定	2	0	2
受胎調節実地指導員	3	1	4
総　　数	426	1,258	1,684

(2) 調理師・製菓衛生師免許等申請受付件数（保健所経由）（令和７年度）

資　格　名	新　規	再交付・書換等	合　計
調理師	186	45	231
製菓衛生師	24	2	26
クリーニング師	2	0	2
総　　数	212	47	259

(3) 届出による医療従事者数

	平成30年12月末	令和２年12月末	令和４年12月末
医　師	2,062	2,293	2,222
歯科医師	914	976	990
薬剤師	2,010	2,036	2,046
保健師	181	195	197
助産師	286	324	290
看護師	5,319	5,761	5,665
准看護師	526	512	412
歯科衛生士	767	891	967
歯科技工士	166	161	163

※東京都福祉・衛生・統計年報より（隔年実施）

※医師・歯科医師・薬剤師調査東京都集計結果報告より

17. 栄養指導

食生活相談、食事診断

事業の開始
平成17年4月

窓口・所管	各総合支所健康づくり課		
事業の概要、目的	糖尿病・脂質異常症など生活習慣病の予防や改善について、妊産婦・乳幼児などライフステージに応じた栄養・食事について、予約相談、電話及び来所による相談を実施している。個人の健康状態と食生活状況を把握した食事診断結果による客観的な資料から食生活改善のアドバイスを行っている。		
根拠法令等	健康増進法、地域保健法 ［区］世田谷区食生活相談室実施要綱		
対　　象	一般区民		
予　算	［歳出］223,000円	**決　算**	［歳入］特定財源なし　［歳出］172,993円

＜実績＞個別栄養指導

	母子健診等	区民健診	健診等に伴う食事診断	食生活相談室		電話相談来所相談	健康教室等の食事診断	計
				母子	成人			
世田谷	1,278	362	361	4	9	383	749	3,146
北沢	941	400	400	29	9	256	797	2,832
玉川	1,108	340	376	28	9	334	758	2,953
砧	1,030	364	368	28	27	314	798	2,929
烏山	578	252	252	25	15	95	778	1,995
保健所	-	-	-	-	-	0	-	0
計	4,935	1,718	1,757	114	69	1,382	3,880	13,855

栄養関連地域連携・支援

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	地域における栄養改善活動の推進や、区民の自主的な健康づくりを支援するため、食の正しい知識の情報提供を地域と連携し実施している。
対　　象	地区サポーター他

＜実績＞

分類	事業名	回数	延べ人数
指導者育成	子育て支援者養成研修、保育サポーター養成研修	7	165
関係機関との連携会議	管理栄養士等情報交換会、庁内食育推進実務担当者会議、食品表示検討会、地域別情報交換会等	54	753

特別用途表示、食品表示基準等

事業の開始
平成15年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	食品表示法、健康増進法に基づき、食品に栄養成分表示をする、広告を作成する際の相談・指導を実施している。		
根拠法令等	食品表示法、健康増進法		
対　　象	区内食品販売者		
予　算	**［歳出］** 288,000円	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 288,000円

＜実績＞

分　　類	相談件数
店舗･事業者からの個別相談	26件
うち抵触案件事業者指導	0件

特定給食施設指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	特定給食施設が安全で適切な栄養管理に基づく給食の提供ができるよう栄養改善、健康づくり、衛生管理等についての講習会や巡回指導を実施し、施設間のネットワークづくりを推進している。		
根拠法令等	健康増進法 ［区］世田谷区健康増進法施行規則		
対　　象	区内給食施設		
予　算	**［歳出］** 241,195円	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 149,303円

＜実績＞

指導方法		特定給食施設		その他の給食施設	合計
		1回100食以上又は1日250食以上	1回300食以上又は1日750食以上	1回100食未満かつ1日250食未満	
個別指導(電話･来所･巡回)延べ施設数		18	6	34	58
集団指導(講演会)延べ施設数		95	2	203	300
内訳	日本人の食事摂取基準2025年版の変更点とその活用	31	1	78	110
	幼児期の健やかな発育のための栄養･食生活支援ガイドの活用について(PDCAサイクルに基づく食育の進め方)	24	0	48	72
	栄養士としての災害時の備えについて	29	1	69	99
	病院･施設における歯科との連携や加算について	11	0	8	19

老人保健施設等実地指導

事業の開始
平成18年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課
事業の概要、目的	老人保健施設等の適正な給食運営を確保するため、指導を行っている。
根拠法令等	介護保険法
対　　象	区内老人保健施設、区内老人福祉施設

＜実績＞

老人保健施設等実地指導	2施設

国民健康・栄養調査

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課		
事業の概要、目的	国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年国が実施し、調査地区に指定された年に実施する。		
根拠法令等	健康増進法		
対　　象	厚生労働省指定地区		
予　算	**［歳出］**963,550円	**決　算**	**［歳入］**［国］318,160円　**［歳出］**318,160円

＜実績＞

国民健康･栄養調査	3地区

18. 歯科保健

乳幼児歯科保健相談(すくすく歯科相談)

事業の開始
昭和50年

窓口・所管	各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	4 歳未満の乳幼児を対象に、歯科健診、相談及び歯科保健指導を行っている。子どもの口腔機能や歯の健康を保つ生活習慣を家族で身につけることができるように支援している。また歯科健診の結果に応じて、フッ化物塗布などの歯科予防処置も実施している。
根拠法令等	地域保健法 ［区］世田谷区乳幼児歯科保健相談実施要綱
対　　象	4歳未満の乳幼児
予　算	**［歳出］**11,591,322円
決　算	**［歳入］**［他］1,070,340円　**［歳出］**9,714,999円

＜実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度					
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	総数
すくすく歯科相談	実施回数	142	134	36	22	26	24	24	132
	受診者数	1,809	1,739	327	391	364	258	271	1,611
予防処置	計（件）	1,191	1,186	173	311	283	216	234	1,217
	フッ化物	1,191	1,186	173	309	283	216	234	1,215
	と銀法	0	0	0	0	0	0	0	0
	歯口清掃	0	0	0	0	0	0	0	0
	歯石除去	0	0	0	2	0	0	0	2

歯科衛生士による相談

事業の開始
平成9年4月

窓口・所管	各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	電話・来所にて個別相談を実施している。また来所困難なケースには訪問も行っている。
根拠法令等	地域保健法
対　　象	区民

＜実績＞

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	総数
計（件）	39	67	48	41	18	213
妊産婦	1	4	0	0	0	5
乳幼児	35	53	47	38	17	190
18歳未満	1	4	1	0	0	6
18歳～74歳	1	3	0	2	1	7
75歳以上	1	2	0	1	0	4
障害児・者	0	1	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0

19. 試験検査

臨床検査

事業の開始
昭和50年4月

事業所管	世田谷保健所生活保健課（衛生検査センター）
事業の概要、目的	感染症の発生予防及びそのまん延の防止を目的とする腸内細菌やノロウイルス、ぎょう虫卵の検査、結核接触者検診のQFT検査および性感染症予防事業に伴うHIV抗原抗体検査、梅毒検査を実施している。
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等
対　　象	検査希望者や感染症患者・関係者等
予　算	**[歳出]**8,683,000円
決　算	**[歳入]**［国］2,785,680円　**[歳出]**円7,473,498円

（単位:件）

検査項目 ＼ 年度		5	6	7
総検体数		1,707	1,405	1,264
総項目数		3,827	3,244	2,760
梅　毒	検体数	238	236	203
	項目数	497	475	415
	STS法定性	238	236	203
	TP法定性※1	238	236	203
	STS法定量	7	2	2
	TP法定量※1	14	1	7
HIV抗原抗体	件数	238	236	203
便・虫卵	検体数	55	22	2
	項目数	55	22	2
	寄生虫卵 ※2	75	22	2
	虫体鑑別	0	0	0
腸内細菌 ※3	検体数	639	540	495
	項目数	2,530	2,140	1,779
	健康相談	2,386	2,054	1,658
	患者関係者等	114	86	121
	その他 ※4	30	0	6
ノロウイルス検査	件数	9	5	3
QFT	件数	528	366	358

※1 令和4年度以前はTPHA法で実施していたが、令和5年度以降はTPPA法に変更となった。

※2 寄生虫卵はセロハンテープ、スライド、集卵法を含む。

※3 腸内細菌の健康相談の項目は、赤痢、チフス、パラチフス、その他のサルモネラ及びO157であり、患者関係者等の項目は、さらにO26、O111、O103、O121、O145を含む。
検査項目の設定は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等による。

※4 腸内細菌のその他とは、ノロウイルス検査時、もしくは感染症発生時に行う検査を表す。項目は、赤痢、チフス、パラチフス、その他のサルモネラ、O157、O26、O111、O103、O121、O145である。

食品衛生検査

事業の開始
昭和50年4月

事業所管	世田谷保健所生活保健課（衛生検査センター）
事業の概要、目的	食品の衛生的な取扱い及び添加物の適正使用や適正表示の徹底を図り、食品等に起因する衛生上の危害の発生防止と食生活の安全を確保するため、区内で製造された食品や一般に流通している食品等を対象に、細菌検査および食品添加物・残留農薬等の化学検査を行っている。また、区民から寄せられる苦情や相談等に伴う検査にも迅速に対応している。その他、区内保育園、区立小中学校の給食、川場村移動教室提供食の放射性物質検査と、食品の放射性物質区民検査を実施している。
根拠法令等	食品衛生法等
対　　象	食品関係事業者等

予　算	**[歳出]**30,213,000円	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 28,201,500円

（単位:件）

検査項目 ＼ 年度			5	6	7
食品細菌	総検体数		312	312	255
	総項目数		3,329	3,140	2,612
	細菌数		302	296	239
	大腸菌群		302	294	239
	大腸菌		292	291	236
	黄色ブドウ球菌		301	291	236
	サルモネラ属菌		251	250	206
	腸管出血性大腸菌※1		1,788	1,632	1,392
	腸炎ビブリオ		59	36	29
	セレウス		0	0	0
	カンピロバクター		25	33	19
	真　菌		2	0	0
	ウェルシュ		0	0	0
	リステリア		0	10	10
	黄色ﾌﾞﾄﾞｳ球菌ｴﾝﾃﾛﾄｷｼﾝ型別		7	6	6
	クロストリジウム属菌		0	1	0
	その他		0	0	0
	残留抗生物質簡易検査法		0	0	0
食品細菌	成分規格※2	細菌数	16	19	17
		大腸菌群	19	30	19
		大腸菌最確数	0	10	0
		サルモネラ属菌	0	10	0
		黄色ブドウ球菌	0	10	0
		腸炎ビブリオ最確数	31	16	13
		クロストリジウム属菌	0	1	0
食品化学	総検体数		117	100	107
	総項目数		3,680	3,355	5,565
	保存料		430	480	528
	甘味料		458	280	280
	酸化防止剤		80	30	38
	着色料		767	650	637
	漂白剤		10	10	18
	殺菌料		0	0	0
	発色剤		0	0	0
	発酵調整剤		0	0	0
	品質保持剤		0	0	0
	油脂試験		0	0	0
	防かび剤		35	35	35

特殊窒素化合物	0	0	0
強化剤	0	0	0
酸味料	0	0	0
放射性物質	0	0	0
重金属類	0	0	0
官能試験	3	0	0
抗菌性物質等	0	0	0
農薬	1,860	1,860	4,019
アレルギー物質	0	0	0
容器包装	0	0	0
その他	37	10	10

※1 腸管出血性大腸菌 O157、O26、O111、O103、O121、O145 の 6 血清型の検査を実施している。
※2 成分規格の件数は再掲。
検査項目の設定は食品衛生法等による。

放射性物質の検査

検査項目 ※1 ＼ 年度	5	6	7
検体数	479	476	474
項目数	958	952	948
学校･調理場	185	188	191
保育園	263	246	240
生活保健課 ※2	0	0	0
その他	28	42	43
プール水	0	0	0
食品の放射性物質区民検査	3	0	0

※1 検査項目は放射性セシウム 134、放射性セシウム 137 である。
※2 食品化学の放射性物質検査件数を再掲。

環境衛生検査

事業の開始
昭和 50 年 4 月

事業所管	世田谷保健所生活保健課（衛生検査センター）		
事業の概要、目的	衛生的で安全な区民の生活環境確保のため、プール水、公衆浴場水等を対象に水質検査を行っている。また、レジオネラ属菌検査やおしぼり検査等の細菌検査、および室内空気中の化学物質や真菌の検査を行っている。		
根拠法令等	水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、公衆浴場法等		
対　　象	区内事業者等		
予　算	**[歳出]** 食品衛生検査に含む	**決　算**	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 食品衛生検査に含む

＜実績＞
(1)利用水等の検査　(単位:件)

検査項目 ＼ 年度			5	6	7
総検体数			336	374	348
総項目数			1,511	1,628	1,448
井戸水		検体数	0	0	0
		項目数	550	0	0
	細菌	一般細菌	0	0	0
	細菌	大腸菌(E.coli)	0	0	0
	化学	硝酸態･亜硝酸態窒素	0	0	0
	化学	鉄	0	0	0

		塩化物イオン	0	0	0
		過マンガン酸カリウム消費量	0	0	0
		pH 値	0	0	0
		臭気	0	0	0
		色度	0	0	0
		濁度	0	0	0
		外観	0	0	0
		揮発性有機化合物	0	0	0
		金属類	0	0	0
		その他	0	0	0
利用水※1		検体数	188	223	204
		項目数	749	858	712
	細菌	一般細菌	4	22	8
		大腸菌数※2	142	159	0
		大腸菌(E.coli)	4	6	132
		レジオネラ属菌	157	188	171
		レジオネラ PCR	20	14	15
		従属栄養細菌	0	0	0
		その他	0	0	0
	化学	硝酸態・亜硝酸態窒素	0	0	0
		鉄	0	0	0
		塩化物イオン	0	0	0
		過マンガン酸カリウム消費量	130	139	122
		pH 値	146	165	132
		臭気	0	0	0
		色度	0	0	0
		濁度	146	165	132
		外観	0	0	0
		金属類	0	0	0
		その他	0	0	0
プール水		検体数	149	152	144
		項目数	757	776	736
	細菌	一般細菌	151	150	143
		大腸菌(E.coli)	151	150	143
		レジオネラ属菌	20	19	18
		レジオネラ PCR	1	1	3
		その他	0	0	0
	化学	過マンガン酸カリウム消費量	151	150	143
		pH 値	151	150	143
		濁度	151	150	143
		塩化物イオン	0	0	0
		その他	0	0	0

※1 利用水には浴槽水、冷却塔水、循環給湯水、修景水を含む。
検査項目の設定は水道法、公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例、世田谷区プールの経営許可等に関する条例施行規則等による。
※2 浴槽水については水質基準の変更があり、令和 6 年度までは大腸菌群、令和 7 年度より大腸菌(E.coli)の検査を実施している。

(2)おしぼりの検査

(単位:件)

検査項目＼年度	5	6	7
総検体数	4(1)	4(1)	2(1)
総項目数※	24(6)	24(6)	12(6)

( )内はタオル等の再掲
※おしぼりの検査項目は細菌、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、異臭、変色、異物。
検査項目の設定は貸おしぼりの衛生確保について(おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準)による。

(3)その他一般環境の検査

(単位:件)

検査項目＼年度	5	6	7
総検体数	4	5	2
総項目数	220	275	110

家庭用品検査

事業の開始
平成12年4月

事業所管	世田谷保健所生活保健課（衛生検査センター）
事業の概要、目的	家庭用品に含まれている化学物質による健康被害を未然に防止し、区民の安全な生活を守ることを目的として、家庭用洗浄剤中の酸・アルカリ性物質等や、繊維製品や接着剤中に含有されるホルムアルデヒドの有害物質の検査を行っている。
根拠法令等	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
対　　象	流通家庭用品
予　算	**[歳出]** 食品衛生検査に含む
決　算	**[歳入]** 特定財源なし　**[歳出]** 食品衛生検査に含む

＜実績＞

(単位:件)

検査項目＼年度		5	6	7
検体数		34	32	34
項目数		50	32	50
塩化水素･硫酸（NaOH 消費量）		0	0	0
水酸化ナトリウム･水酸化カリウム(HCl 消費量)		4	0	4
強度試験	漏水	4	0	4
	落下	4	0	4
	耐酸･耐アルカリ	4	0	4
	圧縮変形	4	0	4
ホルムアルデヒド		30	32	30
メタノール		0	0	0

検査項目の設定は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律による。

20. 衛生統計

衛生統計

母の年齢と出生順位

(1) 母の年齢別出生児数　　(単位:人)

年齢	世田谷区	地域別内訳					不詳
		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	
15～19	3	3	0	0	0	0	0
20～24	63	15	11	12	16	9	0
25～29	885	232	158	210	157	128	0
30～34	2,364	674	392	584	415	299	0
35～39	1,826	516	279	496	324	211	0
40～44	673	179	120	173	133	68	0
45～49	32	10	5	11	4	2	0
50以上	9	2	0	3	4	0	0
不 詳	0	0	0	0	0	0	0
合 計	5,855	1,631	965	1,489	1,053	717	0

資料:区資料 「令和7年地域保健集計表」

(2) 出生順位別出生子数　　(単位:人)

出生数	世田谷区	地域別内訳					不詳
		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	
1 子	3,398	997	590	866	527	418	0
2 子	1,976	503	315	502	405	251	0
3 子	408	113	51	103	100	41	0
4 子	61	16	7	15	16	7	0
5 子	3	2	0	0	1	0	0
6 子	4	0	1	0	3	0	0
7 子	0	0	0	0	0	0	0
8 子	2	0	0	1	1	0	0
9 子	2	0	0	2	0	0	0
不 明	1	0	1	0	0	0	0
合 計	5,855	1,631	965	1,489	1,053	717	0

資料:区資料 「令和7年地域保健集計表」

死亡統計

(1) 主要死因(上位5疾患)の死亡率〔東京都と世田谷区比較〕　　(率＝人口10万対)

死因／年次	悪性新生物		心疾患(高血圧性疾患を除く)		老 衰		脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)		肺 炎	
	区	都	区	都	区	都	区	都	区	都
27	211.3	247.9	105.6	124.8	56.3	51.9	53.9	67.1	60.1	73.8
2	204.2	243.6	109.0	130.1	78.9	82.9	48.7	62.3	34.5	46.3
5	203.5	254.8	109.6	149.7	124.0	130.2	46.3	64.7	32.6	45.6
6	202.1	257.0	115.4	152.9	134.0	144.0	46.3	62.3	33.8	47.4
7	199.0	252.9	110.6	147.0	134.1	148.6	45.0	61.4	32.9	50.9

資料:国資料 「令和7年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)
区資料 「令和7年地域保健集計表」

(率＝人口10万対)

7年	悪性新生物死亡率
世田谷区	199.0
東京都	252.9
全国	317.3

※世田谷区の総人口は、「保健所別管轄人口及び世帯数　令和7年10月1日現在」(東京都保健医療局)より

（2）死亡者の主要死因　年齢階層別

		総数	性別	男女別合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100以上
総数		7,677	男	3,699	2	1	3	5	8	8	10	14	26	29	64	122	143	182	305	517	581	753	635	248	43
			女	3,978	3	0	3	6	6	6	2	10	13	31	56	67	93	107	149	315	505	697	955	736	218
結核		9	男	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0
			女	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1	0
悪性新生物		1,892	男	1,013	0	1	0	1	0	1	2	3	2	8	11	36	58	72	125	196	173	179	111	32	2
			女	879	0	0	0	0	0	0	0	1	9	20	33	37	60	63	77	126	140	122	123	64	4
内訳	口腔・咽頭など	57	男	38	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	4	3	4	7	6	6	2	2	0
			女	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2	0	3	1	3	4	3	0
	食道	64	男	49	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	5	3	7	12	8	6	1	0	0
			女	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	1	1	3	2	0	2	0
	胃	134	男	90	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	2	5	6	10	17	14	14	10	9	0
			女	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	4	4	9	7	3	11	2	0
	結腸	192	男	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	5	7	10	13	19	14	13	3	0
			女	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	6	4	7	13	22	17	16	11	0
	直腸など	73	男	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	7	6	9	6	5	3	0	0
			女	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	5	3	4	2	4	3	4	0
	肝など	98	男	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	4	1	6	15	17	14	5	1	0
			女	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	3	3	2	3	7	5	5	0
	胆嚢など	84	男	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	3	12	7	10	8	2	0
			女	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	1	4	7	11	4	5	0
	膵	232	男	107	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	5	3	9	13	23	17	21	9	2	0
			女	125	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	6	8	12	24	36	13	18	2	0
	喉頭	4	男	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	0
			女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	気管・気管支・肺	318	男	201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	4	11	20	31	46	33	30	17	6	1
			女	117	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	7	7	9	21	17	23	13	14	0
	皮膚	16	男	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	1
			女	11	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	0	1	1	1	1	2	0	0
	乳房	111	男	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
			女	110	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	12	7	15	9	15	11	12	5	11	6	0
	子宮	41	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	41	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	4	5	2	7	1	4	2	1	5	2	0
	卵巣	37	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			女	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	7	6	2	4	2	3	3	4	0	0
	前立腺	68	男	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	3	9	15	17	17	3	0
			女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	膀胱	47	男	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	4	5	7	4	2	0
			女	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4	2	3	6	2	1
	中枢神経系	18	男	10	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	1	2	0	1	0	0	0
			女	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	1	1	0	0
	悪性リンパ腫	71	男	43	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	1	5	4	6	13	8	1	0
			女	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	6	2	8	6	1	1
	白血病	53	男	33	0	1	0	0	0	0	1	2	0	1	0	1	5	2	3	8	5	4	0	0	0
			女	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	3	3	5	3	1	1	0
	その他のリンパ組織，造血組織及び関連組織の悪性新生物	14	男	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5	1	0	0	0
			女	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	0	0
	その他の悪性新生物	160	男	84	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	4	5	6	18	12	10	13	12	1	0
			女	76	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	4	3	2	10	10	13	12	13	4	2
その他の新生物		70	男	39	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	2	6	8	7	6	4	3	0
			女	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	5	6	8	5	3	0

資料：区資料「令和7年地域保健集計表」

		総数	性別	男女別合計	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85～89	90～94	95～99	100以上
糖尿病		42	男	33	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	3	1	7	5	5	3	4	0	0
			女	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	3	0
高血圧性疾患		32	男	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	3	1	0	0	0
			女	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	7	7	6	1
再掲	高血圧性心疾患	27	男	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	3	1	0	0	0
			女	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	6	6	4	1
心疾患（高血圧性疾患を除く）		1,051	男	507	0	0	0	1	0	0	2	1	2	2	13	13	27	31	39	55	86	108	86	33	8
			女	544	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	4	5	3	4	19	42	65	120	139	117	23
再掲	虚血性心疾患	389	男	239	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	9	8	14	21	21	34	45	47	31	7	1
			女	150	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3	0	3	11	22	31	40	20	13	4
再掲	慢性リウマチ性心疾患	15	男	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	1	0	1	0
			女	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	1	0
脳血管疾患		428	男	207	0	0	0	0	0	0	1	0	4	4	3	12	6	5	17	33	35	55	21	9	2
			女	221	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2	2	4	7	5	19	34	50	61	27	8
再掲	脳梗塞	200	男	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3	13	22	31	16	5	2
			女	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	6	12	23	34	19	8
再掲	脳内出血	172	男	91	0	0	0	0	0	0	1	0	3	2	1	7	6	2	14	16	11	20	4	4	0
			女	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3	3	10	17	23	17	5	0
大動脈瘤及び解離		125	男	63	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	2	1	9	5	10	9	12	7	3	0
			女	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	6	6	13	9	17	6	0
肺炎及び気管支炎		313	男	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	1	3	7	17	27	44	52	23	1
			女	131	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	1	1	1	0	5	21	24	45	26	3
再掲	肺炎	313	男	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	1	3	7	17	27	44	52	23	1
			女	131	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	1	1	1	0	5	21	24	45	26	3
慢性閉塞性肺疾患		61	男	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	7	10	11	12	6	4	0
			女	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3	0	0	0
喘息		3	男	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
			女	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
その他の呼吸器疾患		513	男	312	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	3	19	46	55	77	76	25	3
			女	201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	5	14	36	47	44	35	15
再掲	誤嚥性肺炎	311	男	183	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	17	34	42	58	23	3
			女	128	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	6	21	27	37	23	12
再掲	間質性肺炎	143	男	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	3	9	19	14	32	9	1	0
			女	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	4	12	17	5	9	2
胃潰瘍及び十二指腸潰瘍		20	男	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	1	2	1	4	0	0
			女	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	2	1	0	0
慢性肝疾患及び肝硬変		100	男	70	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	7	10	7	11	9	9	8	4	2	0	0
			女	30	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	3	2	4	2	1	3	5	5	1	0	0
腎疾患		193	男	93	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	21	17	21	21	8	1
			女	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	2	10	22	35	20	6
再掲	急性腎不全	9	男	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	0	0
			女	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0
再掲	慢性腎臓病	73	男	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	7	8	11	8	4	1
			女	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	10	10	5	2
老衰		1,275	男	362	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6	38	92	128	72	23
			女	913	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12	46	118	291	314	131
不慮の事故及び有害作用		221	男	126	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	4	3	0	7	8	16	16	31	29	7	2
			女	95	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	5	3	4	7	12	22	18	15	5
再掲	交通事故	5	男	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0
			女	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
再掲	転倒・転落・墜落	75	男	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	2	2	5	14	11	2	2
			女	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	8	10	9	2
再掲	不慮の溺死	42	男	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	1	4	2	6	2	0	0
			女	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	3	4	5	4	1	1	0
自殺※		109	男	67				4		12		8		15		14		2		5					7
			女	42				5		9		3		5		8		6		3					3
その他全死因		1,220	男	547	2	0	1	1	1	2	0	3	5	4	14	25	30	34	47	78	86	101	83	29	1
			女	673	3	0	1	1	2	1	0	1	1	3	6	11	9	16	23	69	108	134	165	97	22

※自殺の項目についての年齢階層は、厚生労働省の公表と同じ、２０歳未満、２０～２９歳、３０～３９歳、４０～４９歳、５０～５９歳、６０～６９歳、７０～７９歳、８０歳以上

(3)主要死因順位別の年次推移

令和7年の死亡数を死因別順位にみると、第1位は悪性新生物で1,892人、死亡率(人口10万対)199.0で前年より死亡数17人減少し、死亡率は1.8ポイント下回った。第2位は老衰で1,275人、死亡率は134.1で前年より9人増加し、死亡率は0.9ポイント上回った。第3位は心疾患で1,051人、死亡率は110.6で前年より39人減少し、死亡率は4.1ポイント下回った。第4位は脳血管疾患で428人、死亡率は45.0で前年より9人減少し 、死亡率は1ポイント下回った。

(単位:人　率＝人口10万対)

年	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
27	悪性新生物		※1　心疾患(高血圧性疾患を除く)		肺炎		老衰		※2　脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,909	211.3	954	105.6	543	60.1	509	56.3	487	53.9
2	悪性新生物		※1　心疾患(高血圧性疾患を除く)		老衰		※2　脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)		肺炎	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,927	204.2	1,029	109.0	745	78.9	460	48.7	326	34.5
5	悪性新生物		老衰		※1　心疾患(高血圧性疾患を除く)		※2　脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)		肺炎	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,913	202.5	1,166	123.4	1,030	109.0	435	46.1	306	32.4
6	悪性新生物		老衰		※1　心疾患(高血圧性疾患を除く)		※2　脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)		肺炎	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,909	200.8	1,266	133.2	1,090	114.7	437	46.0	319	33.6
7	悪性新生物		老衰		※1　心疾患(高血圧性疾患を除く)		※2　脳血管疾患(脳梗塞・脳内出血を含む)		肺炎	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	1,892	199.0	1,275	134.1	1,051	110.6	428	45.0	313	32.9

年	第6位		第7位		第8位		第9位		第10位	
27	不慮の事故		自殺		※3　認知症		大動脈瘤及び解離		腎不全	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	149	16.5	125	13.8	115	12.7	114	12.6	98	10.8
2	※3　認知症		不慮の事故		大動脈瘤及び解離		腎不全		自殺	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	198	21.0	189	20.0	116	12.3	106	11.2	105	11.1
5	不慮の事故		※3　認知症		大動脈瘤及び解離		自殺		腎不全	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	233	24.7	183	19.4	129	13.7	120	12.7	104	11.0
6	※3　認知症		不慮の事故		腎不全		大動脈瘤及び解離		自殺	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	212	22.3	180	18.9	125	13.2	118	12.4	102	10.7
7	不慮の事故		※3　認知症		大動脈瘤及び解離		自殺		肝疾患	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
	221	23.2	218	22.9	125	13.2	109	11.5	100	10.5

※1　心疾患は高血圧性疾患を除いて集計している。

※2　脳血管疾患は脳梗塞・脳内出血を含めて集計している。

※3　認知症は血管性及び詳細不明の認知症・アルツハイマー病を集計している。

資料:区資料 「令和7年地域保健集計表」

※世田谷区の総人口は、東京都保健医療局「保健所別管轄人口及び世帯数　令和7年10月1日現在」より

(4)悪性新生物による死亡

①悪性新生物部位別年次推移(死亡者数・率)

令和7年の悪性新生物部位別の死亡数と死亡率を比較すると、第1位が気管、気管支及び肺がんで死亡数318人、死亡率33.5(人口10万対)、第2位が大腸がんで265人、死亡率27.9、第3位が膵がんで232人、死亡率24.4である。

(単位:人　率＝人口10万対)

死因／年次	悪性新生物		口腔・咽頭など		喉頭		気管・気管支・肺		食道	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
27	1,909	211.3	40	4.4	6	0.7	372	41.2	74	8.2
2	1,927	204.2	49	5.2	3	0.3	336	35.6	70	7.4
5	1,913	202.5	53	5.6	4	0.4	374	39.6	52	5.5
6	1,909	200.8	51	5.4	5	0.5	333	35.0	67	7.0
7	1,892	199.0	57	6.0	4	0.4	318	33.5	64	6.7

死因／年次	皮膚		乳房		子宮		卵巣		前立腺	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
27	5	0.6	81	9.0	38	4.2	26	2.9	63	7.0
2	11	1.2	88	9.3	47	5.0	33	3.5	63	6.7
5	8	0.8	103	10.9	55	5.8	36	3.8	57	6.0
6	9	0.9	92	9.7	50	5.3	32	3.4	73	7.7
7	16	1.7	111	11.7	41	4.3	37	3.9	68	7.2

死因／年次	胃		大腸		肝など		胆嚢など		膵	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
27	199	22.0	283	31.3	141	15.6	75	8.3	177	19.6
2	197	20.9	251	26.6	119	12.6	74	7.8	216	22.9
5	142	15.0	231	24.5	101	10.7	80	8.5	232	24.6
6	165	17.4	292	30.7	98	10.3	75	7.9	220	23.1
7	134	14.1	265	27.9	98	10.3	84	8.8	232	24.4

死因／年次	膀胱		中枢神経系		悪性リンパ腫		白血病		その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
27	44	4.9	12	1.3	60	6.6	31	3.4	17	1.9
2	45	4.8	19	2.0	71	7.5	46	4.9	26	2.8
5	49	5.2	16	1.7	64	6.8	58	6.1	19	2.0
6	48	5.0	21	2.2	72	7.6	59	6.2	27	2.8
7	47	4.9	18	1.9	71	7.5	53	5.6	14	1.5

死因／年次	その他	
	数	率
27	165	18.3
2	163	17.3
5	181	19.2
6	177	18.6
7	160	16.8

資料:区資料 「令和7年地域保健集計表」
※世田谷区の総人口は、東京都保健医療局「保健所別管轄人口及び世帯数　令和7年10月1日現在」より

②悪性新生物の部位別割合

性別に見た死因順位別死亡数・死亡率をみると、男の死亡率が高いことを示している。男の1位は「気管・気管支・肺」で死亡数は201人、死亡率は19.8で、2位は「大腸」で死亡数は132人、死亡率は13.0である。女の1位は「大腸」で死亡数は133人、死亡率15.1で、2位は「膵」で死亡数は125人、死亡率は14.2である。

	死亡数			死亡率		
悪性新生物	1,892	男	1,013	100%	男	53.5%
		女	879		女	46.5%
口腔・咽頭など	57	男	38	3.0%	男	3.8%
		女	19		女	2.2%
食道	64	男	49	3.4%	男	4.8%
		女	15		女	1.7%
胃	134	男	90	7.1%	男	8.9%
		女	44		女	5.0%
大腸 ※	265	男	132	14.0%	男	13.0%
		女	133		女	15.1%
肝など	98	男	66	5.2%	男	6.5%
		女	32		女	3.6%
胆嚢など	84	男	47	4.4%	男	4.6%
		女	37		女	4.2%
膵	232	男	107	12.3%	男	10.6%
		女	125		女	14.2%
喉頭	4	男	4	0.2%	男	0.4%
		女	0		女	0.0%
気管・気管支・肺	318	男	201	16.8%	男	19.8%
		女	117		女	13.3%
皮膚	16	男	5	0.8%	男	0.5%
		女	11		女	1.3%
乳房	111	男	1	5.9%	男	0.1%
		女	110		女	12.5%
子宮	41	男	0	2.2%	男	0.0%
		女	41		女	4.7%
卵巣	37	男	0	2.0%	男	0.0%
		女	37		女	4.2%
前立腺	68	男	68	3.6%	男	6.7%
		女	0		女	0.0%
膀胱	47	男	27	2.5%	男	2.7%
		女	20		女	2.3%
中枢神経系	18	男	10	1.0%	男	1.0%
		女	8		女	0.9%
悪性リンパ腫	71	男	43	3.8%	男	4.2%
		女	28		女	3.2%
白血病	53	男	33	2.8%	男	3.3%
		女	20		女	2.3%
その他	174	男	92	9.2%	男	9.1%
		女	82		女	9.3%

全体

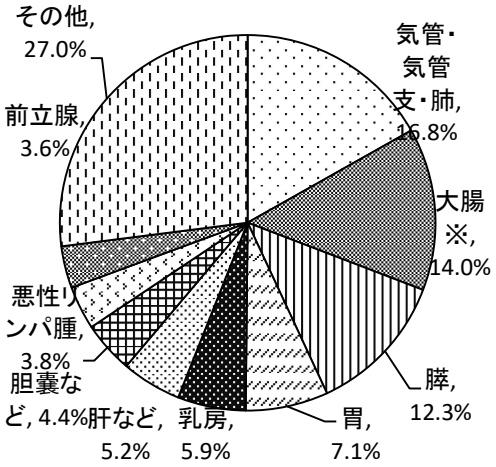

男性

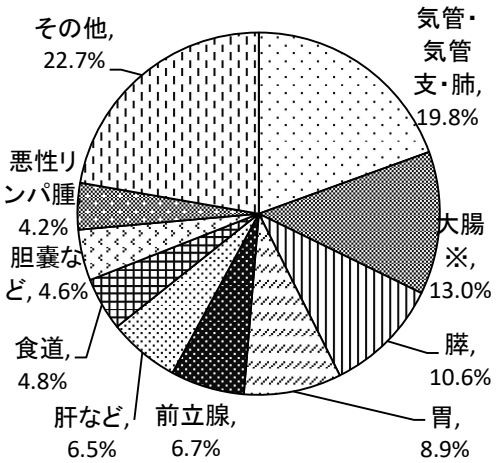

女性

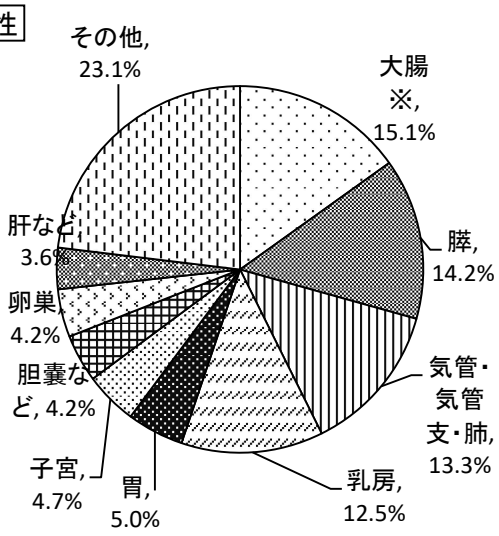

資料:区資料 「令和7年地域保健集計表」

(5)性・年齢別自殺者数

令和7年の自殺死亡数は109人で、前年の125人より16人減少し、自殺死亡率(人口10万対)は11.5で、前年の13.2より1.7ポイント下回った。

(単位:人)

自殺死亡者数 / 年齢	総数	男	女	割合	男	女
総数	109	67	42	100.0%	61.5%	38.5%
20歳未満	9	4	5	8.3%	3.7%	4.6%
20－29歳	21	12	9	19.3%	11.0%	8.3%
30－39歳	11	8	3	10.1%	7.3%	2.8%
40－49歳	20	15	5	18.3%	13.8%	4.6%
50－59歳	22	14	8	20.2%	12.8%	7.3%
60－69歳	8	2	6	7.3%	1.8%	5.5%
70－79歳	8	5	3	7.3%	4.6%	2.8%
80歳以上	10	7	3	9.1%	6.4%	2.7%

資料:区資料 「令和7年地域保健集計表」

死亡率

(率＝人口10万対)

	自殺率		
年	国	都	区
27	18.2	16.9	13.8
2	16.0	14.3	11.1
5	17.4	16.3	11.3
6	16.3	14.6	13.2
7	15.5	14.1	11.5

資料:国資料 「令和7年人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)
※世田谷区の総人口は、東京都保健医療局「保健所別管轄人口及び世帯数　令和7年10月1日現在」より

付録　分母に用いた人口

（各年10月1日現在の人口）

年次	全国	東京都	世田谷区
平成27年※	127,094,745	13,515,272	903,346
令和2年※	126,146,099	14,047,594	943,664
令和5年	121,193,394	13,488,000	939,975
令和6年	120,295,592	13,463,000	944,542
令和7年	119,379,692	13,475,000	950,540

全国及び東京都の値は「人口動態月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)、区全体および地域ごとの値は「保健所別管轄人口及び世帯数　令和7年10月1日現在」(東京都保健医療局)より。ただし、※の年は、全国、東京都、世田谷区とも国勢調査の結果を用いている。

【注】発行時期の関係で、最新年の値については概数となる。全国及び東京都の値は、確定数に合わせて翌年度以降修正し、出生・死亡率についても遡及して変更を行う。世田谷区に関しては、地域ごとの数値が把握できないため、確定数への変更および諸数値の再計算は行わない。

令和7年度実施の衛生統計調査

調査の名称	目的	期間・期日	調査対象
人口動態調査	毎月発生している出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届書から、人口動態事象を数理的に把握し人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	毎月	①日本における日本人の事件 ②日本における外国人の事件 ③外国における日本人の事件
国民生活基礎調査	国民の保健、医療、年金等国民生活の基礎的事項について総合的に把握し厚生労働行政施策の基礎資料を得る。	6月5日	層化無作為抽出した地区内の世帯及び世帯員
社会保障・人口問題基本調査「第17回出生動向基本調査」	大きく変化しつつある結婚並びに夫婦の子供の産み方の動向を見極めるとともにその関連要因と変化メカニズムを究明する。	6月30日	国民生活基礎調査対象地区から層化無作為抽出した調査地区

第６章　地域保健福祉

1. 地域活動との協働

地域支えあい活動の支援

事業の開始
平成 10 年度

窓　　口	世田谷区社会福祉協議会各地域社協事務所		
事業所管	生活文化政策部市民活動推進課、保健福祉政策部生活福祉課、高齢福祉部高齢福祉課、介護予防・地域支援課		
事業の概要、目的	地域住民が主体となって、高齢者・障害者・子育て中の方等の閉じこもりや孤立の解消、介護予防を目指す地域支えあい活動は、お茶とおしゃべりを中心とした『ふれあい・いきいきサロン』や子育て中の親子を対象とする『子育てサロン』、会食を中心に介護予防等を目的としたプログラムを行う『支えあいミニデイ』がある。 支えあい活動拠点や区民利用施設をはじめ、団地・高齢者住宅の集会室などの社会資源を活用している。社会福祉協議会は、担い手の募集・コーディネート・相談・情報の提供等の活動支援を行う。		
根拠法令等	[区]社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会事業助成補助金交付要綱		
予　算	[歳出]26,335,000 円	決　算	[歳入] [都]2,740,000 円 [歳出]23,617,720 円

＜実績＞

(1) 活動実績

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ふれあい･いきいきサロン数	547 団体	526 団体	519 団体
子育てサロン数	78 団体	79 団体	73 団体
支えあいミニデイ数	55 団体	50 団体	45 団体
支えあい活動保険(延べ参加者数)	146,897 人	153,606 人	153,195 人
支えあい活動保険(延べボランティア数)	33,221 人	32,994 人	31,049 人

(2)拠点の整備

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支えあい活動拠点数	22 か所	22 か所	22 か所

共同募金

事業の開始
昭和 22 年

窓　　口	各まちづくりセンター、保健福祉政策部生活福祉課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当、世田谷区社会福祉協議会地域社協課
事業の概要、目的	赤い羽根共同募金と歳末たすけあい・地域支えあい募金からなる共同募金運動は、地域福祉の増進に取り組む団体の活動等に区民のご芳志を役立てる運動として行われている。 赤い羽根共同募金は、毎年 10 月 1 日から、歳末たすけあい・地域支えあい募金は 12 月 1 日からそれぞれ開始となる。
根拠法令等	社会福祉法

地域資源開発事業

事業の開始
平成 26 年度

窓　　口	世田谷区社会福祉協議会各地区事務局
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課、高齢福祉部高齢福祉課、介護予防・地域支援課
事業の概要、目的	まちづくりセンターに配置した社会福祉協議会職員が、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、児童館との四者連携を基盤として、身近な地区における相談支援や多様なアウトリーチ等により、地区における生活支援のニーズ・課題の早期発見に取り組む。また、福祉的課題の解決を図るため、地域活動人材や活動の場、生活支援サービス等の発掘と創出、コーディネート、活動団体等のネットワーク化などに取組み、これらの支援過程を通じ、共に生きる地域づくりを推進する。 平成 26 年 10 月から平成 28 年 3 月までモデル実施し、平成 28 年 7 月から全 27 地区、令和元年 6 月から二子玉川地区新設により全 28 地区で行っている。また、令和 6 年度からは、重層的支援体制整備事業のうち「参加支援事業」「アウトリーチを通じた継続的支援事業」を担っている。

予　算	[歳出]406,743,000 円	決　算	[歳入][都]38,514,000 円　[国]72,216,000 円 [歳出]406,741,400 円

＜実績＞

社会福祉協議会地区事務局	相談件数	訪問調査件数（団体支援）	地域支えあい活動団体数						活動場所発掘件数	生活支援サービス創出件数	地区サポーター登録数	地区サポーターマッチング件数
			サロン新規登録団体数	子育てサロン新規登録団体数	ミニデイ新規登録団体数	サロン年度末登録団体数	子育てサロン年度末登録団体数	ミニデイ年度末登録団体数				
池尻地区事務局	65	311	0	0	0	10	3	2	20	1	32	2
太子堂地区事務局	161	153	0	0	0	8	1	1	21	0	41	29
若林地区事務局	95	113	0	0	0	12	5	3	17	1	30	2
上町地区事務局	70	261	1	0	0	10	4	1	28	1	71	28
経堂地区事務局	106	128	0	0	0	17	5	1	27	0	80	9
下馬地区事務局	205	121	0	0	0	9	4	4	16	1	58	1
上馬地区事務局	86	126	0	0	0	16	2	6	28	1	65	24
梅丘地区事務局	98	141	0	0	0	16	0	0	29	0	64	88
代沢地区事務局	94	232	1	0	0	12	1	0	9	1	36	33
新代田地区事務局	141	165	1	0	0	12	1	1	15	1	58	62
北沢地区事務局	154	64	0	0	0	14	2	1	16	1	58	20
松原地区事務局	245	158	3	0	0	33	1	5	17	1	107	66
松沢地区事務局	214	241	1	1	0	28	2	0	17	0	70	31
奥沢地区事務局	96	86	0	0	0	25	1	0	18	0	70	1
九品仏地区事務局	84	73	2	0	0	15	1	0	16	0	67	13
等々力地区事務局	164	133	1	0	0	18	3	1	18	0	97	9
上野毛地区事務局	147	235	2	0	0	21	3	1	17	0	90	35
用賀地区事務局	116	167	1	0	0	16	2	0	14	0	70	20
二子玉川地区事務局	81	224	0	0	0	21	6	1	12	0	48	6
深沢地区事務局	267	195	0	0	0	30	3	3	34	1	154	4

祖師谷地区事務局	167	176	0	0	0	26	2	1	21	1	48	17
成城地区事務局	171	211	1	0	0	13	1	0	20	0	34	8
船橋地区事務局	123	116	0	1	0	19	4	2	22	0	72	12
喜多見地区事務局	119	234	1	0	0	27	2	5	18	2	52	6
砧地区事務局	129	223	0	0	0	26	4	1	22	0	46	19
上北沢地区事務局	111	221	1	0	0	19	3	2	24	1	66	32
上祖師谷地区事務局	93	128	0	0	0	16	4	0	14	0	70	27
烏山地区事務局	350	237	3	0	0	30	3	3	19	0	117	32
計	3,952	4,873	19	2	0	519	73	45	549	14	1,871	636
単位	件	件	団体	団体	団体	団体	団体	団体	件	件	件	件

2. 委員活動

民生委員・児童委員（主任児童委員）

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	民生委員・児童委員は、民生委員法により「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努める」と定められており、地域社会の中で社会福祉関係について問題をかかえている人の把握、相談、助言、その他の援助にあたる一方、各総合支所、児童相談所など、関係行政機関に対して協力活動等を行っている。 民生委員制度は、大正6年5月12日に岡山県で発足した「済世顧問制度」に端を発し、翌年、大阪で方面委員制度が創設され全国へと広まった。その後、民生委員令により「方面委員」から「民生委員」に改められ、また、昭和22年の児童福祉法により、民生委員は児童委員に充てられることになった。昭和23年には民生委員法が制定され、法律上の制度として設置された。平成に入り、少子化、児童虐待、子育て不安など、子どもをめぐる課題が顕在化したが、一方で、急激な高齢化への対応により児童委員としての活動を十分行うことができない状況もあり、専門的知識・経験を有し、児童福祉に関する事項を専門的に行う主任児童委員が置かれることになった。 ※令和8年4月1日現在、世田谷区の民生委員・児童委員の定数は654人（含主任児童委員58人）
組織と選任方法	区内には、29（まちづくりセンター単位、平成22年12月1日より烏山が東西2つに分割）の地区民生委員児童委員協議会が組織されており、それぞれ自主的な運営を行っている。協議会は、民生委員・児童委員、主任児童委員相互の連絡や、必要な知識・技術を高めるための研修を行うなど、地域住民の福祉の向上のための活動拠点となっており、東京都及び全国の民生児童委員連合会とも連携を取り合い、福祉の推進のため、協力して幅広い活動を展開している。福祉に関する要望が多方面にわたる昨今、個々の民生委員・児童委員、主任児童委員の活動はきわめて重要であり、本協議会の役割はますます重要になっている。 民生委員・児童委員の選任は、民生委員法に定めるところにより、次のとおり行う。 ① まちづくりセンター単位におかれている民生委員・児童委員候補者内申協議会が、地域の中から、人格識見共に高く社会的常識を持ち、かつ社会福祉の増進に熱意があり地域の実情に明るい者を候補者として選出し、区の民生委員推薦会が都知事に推薦する。 ② 都は、推薦者について必要に応じて社会福祉審議会へ答申を求め、都知事はそれを参考に厚生労働大臣へ推薦する。 厚生労働大臣による審査のうえ民生委員・児童委員として委嘱される。
根拠法令等	民生委員法・児童福祉法
予　算	**［歳出］**116,823,000円
決　算	**［歳入］**［［都］82,636,352円 **［歳出］**114,007,683円
職務内容	(1) 民生委員・児童委員 ①担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握する。 ②地域住民がかかえる問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのる。 ③社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。 ④住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめる。 ⑤住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。 ⑥住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。 ⑦活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会をとおして関係機関などに意見を提起する。

	(2) 主任児童委員 ①児童福祉関係機関・施設等との連絡を密にし、その業務に協力する。 ②区域担当児童委員への援助活動を行う。 ③児童委員が行う個別支援に専門的な指導が必要なときは、関係機関等とのパイプ役となり児童委員と協力して活動する。 ④地区民生委員児童委員協議会事業の企画・実施への援助協力をする。

＜民生委員・児童委員地区別数（主任児童委員を含む）＞　　（令和８年４月１日現在）

地域	地区	定数	現員数	現員数 内訳	
				男	女
世田谷	池尻	20	17	1	16
	太子堂	21	19	3	16
	若林	24	24	1	23
	上町	32	31	2	29
	経堂	31	28	2	26
	下馬	33	31	1	30
	上馬	20	19	2	17
	地域(計)	181	169	12	157
北沢	梅丘	21	19	4	15
	代沢	17	15	2	13
	新代田	18	18	6	12
	北沢	18	14	2	12
	松原	19	18	0	18
	松沢	27	26	1	25
	地域(計)	120	110	15	95
玉川	奥沢	16	16	5	11
	九品仏	14	12	0	12
	等々力	22	18	6	12
	上野毛	20	20	3	17
	用賀	20	19	3	16
	二子玉川	17	17	2	15
	深沢	31	30	12	18
	地域(計)	140	132	31	101
砧	祖師谷	20	19	0	19
	成城	18	17	1	16
	船橋	28	27	3	24
	喜多見	27	25	7	18
	砧	30	30	4	26
	地域(計)	123	118	15	103
烏山	上北沢	20	19	2	17
	上祖師谷	23	19	8	11
	烏山東	25	22	1	21
	烏山西	22	14	1	13
	地域(計)	90	74	12	62
合計		654	603	85	518

身体障害者相談員

事業の開始
昭和 42 年

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事業の概要、目的	民間の協力者として、①身体障害者の地域活動の推進、②身体障害者の更生援護に関する相談・指導、③身体障害者の更生援護につき関係機関に対する協力、④身体障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動などを職務内容とし、身体障害に関する相談に応じ、必要な援助を行っている。原則として身体障害者のうちから区長が業務を委託している。（令和８年４月１日現在、相談員数は 16 名）		
根拠法令等	身体障害者福祉法 ［区］世田谷区身体障害者相談員及び知的障害者相談員業務委託要綱		
対　　象	身体障害者		
予　算	**［歳出］** 950,000 円 ※知的障害者相談員との合算額	**決　算**	**［歳入］**［都］０円　**［歳出］** 889,480 円 ※歳出は知的障害者相談員との合算額

知的障害者相談員

事業の開始
昭和 43 年

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事業の概要、目的	民間の協力者として、①知的障害者の家庭における養育、生活などに関する相談、指導、助言、②知的障害者の施設入所、就学、就職などに関し、関係機関への連絡、③知的障害者に対する国民の認識と理解を深めるための活動など、知的障害に関する相談に応じ、必要な援助を行っている。原則として知的障害者の保護者のうちから区長が業務を委託している。（令和８年４月１日現在、相談員数は８名）		
根拠法令等	知的障害者福祉法 ［区］世田谷区身体障害者相談員及び知的障害者相談員業務委託要綱		
対　　象	知的障害者		
予　算	**［歳出］** 950,000 円 ※身体障害者相談員との合算額	**決　算**	**［歳入］**［都］０円　**［歳出］** 889,480 円 ※歳出は身体障害者相談員との合算額

3. その他

世田谷区地域保健福祉審議会

事業の開始
平成8年7月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課
事業の概要、目的	区長の附属機関として世田谷区の地域保健福祉に係わる施策を総合的かつ計画的に推進するため、施策に必要な事項の調査・審議を行う。 専門的事項を効率的に調査審議するため、審議会の内部に世田谷区障害者施策推進協議会のほか、諮問内容に応じた部会を設置する。 〈審議事項〉 住民活動とのパートナーシップについて（平成8年7月諮問） 保健福祉の統合化について（平成8年7月諮問） 地域保健医療計画の改定について（平成9年9月諮問） 子どもを取り巻く環境整備について（平成9年9月諮問） 介護保険事業計画及び世田谷区高齢者保健福祉計画について（平成10年9月諮問） 健康せたがやプランについて（平成12年9月諮問） 保育サービスのあり方について（平成13年5月諮問） 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について（平成14年1月諮問） 支援費制度への対応方針について（平成14年4月諮問） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画について（平成15年9月諮問） せたがや健やか親子について（平成15年9月諮問） せたがやノーマライゼーションプランの策定について（平成16年11月諮問） 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について（平成16年11月諮問） 第4期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について（平成19年11月諮問） 第5期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（平成22年12月諮問） 第3期世田谷区障害福祉計画の策定について（平成23年3月諮問） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定について（平成24年10月諮問） 「子ども計画（第2期）」の策定について（平成25年6月諮問） 新せたがやノーマライゼーションプラン及び第4期世田谷区障害福祉計画の策定について（平成25年10月諮問） 第6期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（平成25年10月諮問） 第5期世田谷区障害福祉計画の策定及びせたがやノーマライゼーションプランの見直しについて（平成28年10月諮問） 第7期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（平成28年10月諮問） 第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（令和元年11月諮問） （仮称）世田谷区障害施策推進計画の策定について（令和元年11月諮問） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定について（令和4年11月諮問） 第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（令和4年11月諮問） せたがやノーマライゼーションプラン―世田谷区障害施策推進計画―の策定について（令和4年11月諮問） 第10期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（令和7年11月諮問） せたがやインクルージョンプラン－世田谷区障害施策推進計画－の策定について（令和7年11月諮問）

	〈答　　申〉 世田谷区地域保健福祉社会の構築（平成 9 年 9 月答申） 東京都西南部医療圏　地域保健医療計画世田谷区編（案）（平成 10 年 3 月答申） 子どもを取り巻く環境整備について（平成 10 年 11 月答申） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について（平成 12 年 1 月答申） 健康せたがやプランについて（平成 14 年 2 月答申） 保育サービスのあり方について（平成 14 年 2 月答申） 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について（平成 15 年 1 月答申） 支援費制度への対応方針について（平成 15 年 1 月答申） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画について（平成 16 年 7 月答申） せたがや健やか親子について（平成 16 年 7 月答申） せたがやノーマライゼーションプランの策定について(平成 17 年 7 月答申) 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について (平成 17 年 12 月答申) 第 4 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について (平成 20 年 11 月答申) 第 5 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改定について (平成 23 年 12 月答申) 第 3 期世田谷区障害福祉計画の策定について（平成 23 年 12 月答申） 世田谷区地域保健医療福祉総合計画について（平成 25 年 10 月答申） 新せたがやノーマライゼーションプラン及び第 4 期世田谷区障害福祉計画の策定について、第 6 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について「子ども計画（第 2 期)」の策定について（平成 26 年 11 月答申） 第 5 期世田谷区障害福祉計画の策定及びせたがやノーマライゼーションプランの見直しについて、第 7 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（平成 29 年 11 月答申） せたがやノーマライゼーションプランー（仮称）世田谷区障害施策推進計画ーの策定について、第 8 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について（令和 2 年 11 月答申） 「世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について」「せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの策定にあたっての考え方について」「第 9 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について」（令和 5 年 10 月） 〈緊急提言〉 介護保険制度創設に伴う世田谷区の基本的対応方針の確立に向けて (平成 10 年 3 月) 〈報　　告〉 「社会福祉の基礎構造改革を踏まえ、21 世紀の世田谷における新しい保健福祉についての起草委員会」報告書（平成 14 年 5 月）
根拠法令等	［区］世田谷区地域保健福祉推進条例
予　算	**［歳出］** 4,463,000 円	**決　算**	**［歳出］** 3,099,079 円

保健福祉サービス苦情審査会

事業の開始
平成8年10月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課指導・サービス向上担当
事業の概要、目的	区が行う保健福祉サービスや介護保険サービス、障害福祉等サービス及び子ども・子育てサービスに関する区民からの苦情申立てを、中立公正な立場から審査するため、区長の附属機関である保健福祉サービス苦情審査会を運営し、区長へ意見を述べる。区長は、審査会の意見を尊重してサービス等の改善に努める。審査会は、弁護士、医師、学識経験者などで構成されている。
根拠法令等	［区］世田谷区地域保健福祉推進条例、世田谷区介護保険条例
対　　象	(1) 申立ての対象となる苦情 ①区が行う保健福祉サービスや介護保険サービス、障害福祉等サービス及び子ども・子育てサービスに関するものであること。 ②個別（個人を特定したサービス）の適用または提供に関するものであること。ただし、既に苦情の処理が終了している場合や法に基づく不服申立て等を行った場合などは対象とならない。 (2) 申立てができる人 ①現にサービスを受けている人 ②サービスを取り消された人、申請したが受けられなかった人 ③上記①及び②の家族 ④民生委員・児童委員、行政相談委員など
予　算	**［歳出］** 527,000円
決　算	**［歳入］**［都］0円　**［歳出］** 0円

＜実績＞　　(単位：件)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1　苦情審査会申立て件数	0	0	3
(1)諮問件数	0	0	0
(2)諮問非該当、申立て取下げ	0	0	3
2　苦情審査会審査件数	0	0	0
(1)意見書提出	0	0	0
(2)諮問取下げ	0	0	0
(3)翌年度以降へ継続審査	0	0	0
3　苦情・相談受付件数	166	114	137
(1)高齢者福祉(介護保険関係)	111(95)	72(63)	90(75)
(2)障害者福祉(障害者総合支援関係)	30(25)	30(20)	30(25)
(3)児童福祉	8	5	7
(4)その他	17	7	10

保健福祉サービス向上委員会

事業の開始
平成18年4月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課指導・サービス向上担当
事業の概要、目的	保健福祉サービスの利用者が良質なサービスを安心して利用できる環境づくりを推進するため、区長の附属機関として設置。委員会では、専門的見地から、区や事業者が行う保健福祉サービスの質の向上への取り組みについて、課題や方向性、解決手段などを議論する。区長は、委員会の意見を尊重し、今後の取り組みに反映させる。
根拠法令等	［区］世田谷区地域保健福祉推進条例
予　算	**［歳出］** 521,000円
決　算	**［歳入］**［都］50,000円 **［歳出］** 107,600円

社会福祉法人の認可等及び指導監査

事業の開始
平成25年4月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課指導係
事業の概要、目的	社会福祉法人（主たる事務所が世田谷区の区域内にあり、その行う事業が世田谷区の区域を越えないもの）の設立や定款変更の認可、指導監査などを行う。
根拠法令等	社会福祉法
予　算	**[歳出]**298,000円　**決　算**　**[歳入]**［他］0円　**[歳出]** 247,653円

＜実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
所轄法人数　（年度末現在）		34	34	33
認可等	法人設立（法人数）	0	0	0
	法人合併（件数）	1	0	0
	定款変更（届出含む。件数）	9	8	10
	証明書発行　（件数）	1	2	0
指導監査　（法人数）		13	11	10

地域福祉推進事業

事業の開始
平成15年4月

窓　　口	障害福祉部障害施策推進課（下記①に関して） 障害福祉部障害者地域生活課（下記③に関して） 高齢福祉部高齢福祉課（下記②に関して）
事業所管	障害福祉部障害者地域生活課障害者地域生活担当
事業の概要、目的	行政サービスでは行き届かない地域のニーズに応えた柔軟できめ細かい保健福祉サービスを支援するため、区内の民間非営利活動団体が行う以下の地域保健福祉サービスに対して経費の一部を補助する。 ①家事・介護サービス事業（地域で会員制度を取り入れた有料の家事・介護サービス事業） ②毎日食事サービス事業（ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯等で食事の支度が困難な者に対して毎日一食程度の配食を行う事業） ③移送サービス事業（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条の第3号で定める福祉有償運送事業） ④その他地域保健福祉を推進する事業のうち、特に区長が認める事業 ※この事業は、平成14年度まで都で実施の東京都地域福祉振興事業3事業（有償家事援助サービス事業、毎日食事サービス事業、移送サービス事業）への助成が平成15年度から区に事業移管されたことに伴い、区の既存類似補助事業であった世田谷区移動困難者移送サービス事業と世田谷区障害福祉事業の整理統合を行い新規事業として実施している。都区折半で補助を行う。
根拠法令等	［区］世田谷区地域福祉推進事業補助金交付要綱
対　　象	上記①～④の事業を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人等で、以下の全ての要件を満たし、かつ事業実績等が一定の基準を上回るもの。 (1)世田谷区内に事務所又は事業所を有し、区民を対象に事業を実施し、事業実績が1年以上あるもの (2)補助事業の年間実績が一定の基準を満たしているもの (3)移送サービス事業は、道路運送法第79条による登録を済ませていること。
予　算	**[歳出]** 28,970,000円　**決　算**　**[歳入]**［都］13,172,000円　**[歳出]** 26,000,607円

＜実績＞助成団体数(1団体が複数の事業に関わる場合は事業ごとに件数計上)

事　業　名	令和５年度	令和６年度	令和７年度
家事･介護サービス	1	1	1
毎日食事サービス	1	1	1
移送サービス	7	7	7
その他	0	0	0
計	９団体	９団体	９団体

休日等診療事業

事業の開始
下表参照

窓口・所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当
事業の概要、目的	平日準夜、休日（日曜・祝日及び年末年始）昼間、土曜・休日準夜の急病患者に対処するため、地区医師会・地区歯科医師会に委託して、「休日等診療事業」、「子ども初期救急診療事業」を実施している。
根拠法令等	［区］休日診療事業実施要綱、休日・土曜準夜診療事業実施要綱 世田谷区子ども初期救急診療事業実施要綱 休日歯科応急診療事業実施要綱

予　算	**［歳出］** 474,451,870 円	**決　算**	**［歳入］**［都］4,759,000 円 **［歳出］** 355,045,455 円

1. 世田谷区休日等診療事業

（平日準夜:19:30～22:30、休日昼間:9:00～17:00[内１時間昼休憩]、
休日･土曜準夜:17:00～22:00）

委託先	医療機関等	科目	診療日	事業開始日
世田谷区医師会	世田谷区医師会 初期救急診療所	内科･小児科	平日準夜 (小児科のみ) 休日昼間 休日準夜 土曜準夜	平日準夜: 世ー平成 15 年４月 25 日 玉ー平成 15 年６月２日 休日昼間: 世ー平成 16 年 11 月３日 玉ー昭和 54 年４月１日 休日準夜: 昭和 54 年４月１日 土曜準夜: 平成２年５月 12 日
	世田谷区医師会 付属烏山診療所	内科･小児科	休日準夜 土曜準夜	
	輪番５か所 (繁忙期等変動有)	内科･小児科	休日昼間	
玉川医師会	玉川医師会診療所	内科･小児科	平日準夜 (小児科のみ) 休日昼間 休日準夜 土曜準夜	
	輪番１か所 (R7 より繁忙期等変動有)	内科･小児科	休日昼間	
世田谷区歯科医師会	輪番１か所 (繁忙期等変動有)	歯科	休日昼間	昭和 54 年６月 17 日
玉川歯科医師会	玉川歯科医師会 会立歯科診療所	歯科	休日準夜	平成２年９月２日
	輪番1か所	歯科	休日昼間	昭和 54 年６月 17 日

＜実績＞

(1)休日昼間診療事業　　(単位:人)

年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度
休日数			74 玉輪 73	73 玉輪 72	73 玉輪 73
世田谷区医師会	固定	1ヶ所	4,480 内 科 2,371 小児科 2,109	3,561 内 科 1,743 小児科 1,818	3,137 内 科 1,378 小児科 1,759
	輪番	5ヶ所	10,554	13,171	11,507
玉 川医師会	固定	1ヶ所	3,544 内 科 1,481 小児科 2,063	3,089 内 科 1,956 小児科 1,133	2,480 内 科 1,532 小児科 948
	輪番	1ヶ所	633	702	1,033
総 数	固定		8,024	6,650	5,617
	輪番		11,187	13,873	12,540
	計		19,211	20,523	18,157

(2)休日・土曜準夜診療事業　　(単位:人)

年 度			令和5年度	令和6年度	令和7年度
日 数		休日	74	73	73
		土曜	50	49	50
世田谷区医師会	医師会付属烏山診療所	休日	1,857 内科 1,020、小児科 837	1,747 内科 1,135、小児科 612	1,679 内科 971、小児科 708
		土曜	973 内科 513、小児科 460	608 内科 326、小児科 282	741 内科 404、小児科 337
	初期救急診療所	休日	2,000 内科 802、小児科 1,198	1,502 内科 720、小児科 782	1,107 内科 441、小児科 666
		土曜	1,065 内科 443、小児科 622	610 内科 257、小児科 353	630 内科 244、小児科 386
玉川医師会診療所		休日	1,244 内科 689、小児科 555	1,321 内科 835、小児科 486	936 内科 566、小児科 370
		土曜	668 内科 339、小児科 329	529 内科 328、小児科 201	512 内科 316、小児科 196
総 数			7,807	6,317	5,605

(3)平日準夜診療事業　　(単位:人)

年度	令和5年	令和6年度	令和7年度
日数	242	243	242
初期救急診療所	925	639	587
玉川医師会診療所	367	260	288
総 数	1,292	899	875

(4)休日歯科応急診療事業　　(単位:人)

年 度	休 日 数		世田谷区歯科医師会	玉川歯科医師会		総 数
	昼間	準夜		昼間	準夜	
5	73	73	274	118	67	459
6	72	73	335	126	92	553
7	73	73	375	155	91	621

2. 休日医療相談（休日昼間：9:00～17:00）

委託先	案内日	内　　容	電　話
世田谷区医師会	休日昼間	急病医療相談	(6,701)7,799

＜実績＞

年 度	休 日 数	医療相談件数
5	74	1,538
6	73	1,639
7	73	985

休日等調剤事業

事業の開始
平成3年4月

窓口・所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当
事業の概要、目的	(1) 平日準夜、休日（日曜、祝日及び年末年始）昼間と土曜・休日準夜の急病患者に対する調剤の求めに応じるため、調剤施設を確保し、医師の処方箋にもとづく調剤事業を地区薬剤師会に委託し実施している。 『世田谷区休日夜間薬局』（松原6-37-10） 開設時間　平日 19:30～22:30、休日 9:00～22:00、 土曜 17:00～22:00 『玉川薬局』（中町2-25-15） 開設時間　平日 19:30～22:30、休日　9:00～22:00、土曜 17:00～22:00 (2) 年末年始の調剤事業を地区薬剤師会に委託し実施している。 開設時間　12月29日から1月4日　9:00～17:00 場　所　輪番（世田谷・北沢地域／砧・烏山地域）
根拠法令等	［区］休日調剤・土曜日準夜調剤事業実施要綱、世田谷区子ども調剤実施要綱
予 算	**［歳出］** 休日等診療事業に一括計上
決 算	**［歳入］** 休日等診療事業に一括計上 **［歳出］** 休日等診療事業に一括計上

＜実績＞

(1)休日等調剤事業　　(単位:件)

年度	日数			休日夜間薬局			玉川薬局			総計
	平日	休日	土曜	平日	休日	土曜	平日	休日	土曜	
5	242	75	49	800	5,890	1,188	304	4,430	596	13,208
6	243	73	49	628	4,761	610	219	4,001	478	10,697
7	242	73	50	570	4,010	670	237	3,121	436	9,044

(2)年末年始等調剤事業　　(単位:件)

年度	日数		世田谷薬剤師会･玉川砧薬剤師会(輪番)		総数
	年末	年始	年末	年始	
5	3	4	604	790	1,394
6	3	5	1,112	1,234	2,346
7	3	4	688	600	1,288

成年後見制度の利用促進・支援

事業の開始
平成12年4月

窓　　口	成年後見センターえみぃ（社会福祉協議会） 各総合支所保健福祉課　あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課、各総合支所保健福祉課
事業の概要、目的	⑴ 判断能力が十分でなく、自分一人では契約や財産管理などを行うことが難しい高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利を擁護する成年後見制度について、区民に周知し、適切な利用につながるよう相談・情報提供等を行う。 ⑵ 身寄りがないなどの理由で、本来の申立権者（本人、配偶者、4親等以内の親族等）が家庭裁判所に後見等開始申立てをすることができないような場合は、区長が申立てを行う。 ⑶ 区民成年後見人養成研修の実施修了者の後見人受任を支援し、事例検討委員会及び普及啓発において活用する。 ⑷ 本人が後見人に報酬を支払うことが困難な場合に報酬の助成を行う。 ⑸ 本人が家庭裁判所への申立費用の負担が困難な場合に申立費用の助成を行う。 ⑹ 親族後見人の申立てを支援し、受任後も定期的な支援を行う。 ⑺ 成年後見制度利用促進に向け、地域の支援機関とともに区民を支える地域連携ネットワークの構築・推進を図る。
根拠法令等	［法］民法、任意後見契約に関する法律、後見登記等に関する法律 老人福祉法 32 条、知的障害者福祉法 28 条、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 51 条の 11 の 2 成年後見制度の利用の促進に関する法律 ［区］後見開始等に係る区長の審判請求手続等に関する要綱 世田谷区成年後見制度利用低所得者の後見人等の報酬助成要綱 世田谷区成年後見制度申立費用助成要綱
対　　象	判断能力が十分ではない高齢者、知的障害者、精神障害者等及びその親族等

予算		決算	
	[歳出]154,359,000円		[歳入]［都］23,625,804円　［国］8,567,608円　［他］8,532,453円 [歳出] 115,384,473円

＜実績＞

成年後見センターへの相談件数

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
家族・知人等	1,026	1,301	1,213
あんしんすこやかセンター	358	515	486
行政	131	141	225
民生委員等	495	797	1,098
その他	148	80	113
計	1,981	2,158	3,135

成年後見センターへの対象別相談件数

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高齢者	1,704	2,251	2,448
知的障害者	139	181	182
精神障害者	114	252	338
その他	201	150	167
計	2,158	2,834	3,135

区長による後見等開始申立て件数

年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
申立て件数	48	33	54

区民成年後見人の養成研修及び新規選任状況

年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
研修修了者(人)	11	13	10
新規選任の審判(件)	18	13	12

終活支援センター運営事業

事業の開始
令和８年４月

窓　　口	終活支援センター（社会福祉協議会）
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課
事業の概要、目的	「世田谷区終活支援センター」を令和８年７月１日に開設し、以下の事業を行う。 ⑴総合相談支援 終活に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関への連絡調整及びつなぎを行うとともに、終活に関する理解を深めるための普及啓発を行う。 ⑵高齢者終身サポート事業 頼れる身寄りがなく、十分な資力が無いため民間の高齢者等終身サポート事業を利用し難く、また、他法においても支援が望めない高齢者に対し、低廉な利用料にて以下のサービスを行う。月額利用料1,000円(税別)及び振替手数料も必要。 また、利用者には、区民成年後見支援員による月１回の電話及び区民成年後見支援員と社会福祉協議会職員による半年に１回の自宅訪問を行い、病気の兆候、認知機能の低下、住環境の異変等を早期発見することにより、必要な医療・福祉サービスへのつなぎ、高齢者終身サポート事業の契約内容の見直し、成年後見制度への移行支援などに対応する。 ①金銭管理手続き支援 （利用料：1時間以内2,000円（税別）、預託金：10～30万円） ②入院入所手続き支援 （利用料：無料、預託金：30万円） ③賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先対応 （利用料：無料、預託金：不要） ④火葬・納骨支援 （利用料：無料、預託金：35万円） ⑤死後の賃貸物件対応 （利用料：無料、預託金：30～50万円程度）
根拠法令等	［区］世田谷区終活支援センター設置運営要綱
対　　象	⑴総合相談支援 終活に関する不安又は課題を有する区民及びその親族等 ⑵高齢者終身サポート事業 次に掲げる要件の全てを満たす者 ①65歳以上であること。 ②区内に居住し、住民票を区内に有していること。ただし、高齢者終身サポート事業による支援の開始後に施設への入所に伴い介護保険制度における住所地特例の適用を受けた場合であって、電話又は訪問による状況確認を継続できるときは、この限りでない。 ③次のいずれかの者であること。 ア単身世帯の者で、子及び孫がいないもの イ単身世帯の者で、配偶者、子又は孫の障害、認知症等によりこれらの者から実質的に支援を受けることが困難なもの ウ同居する親族の障害、認知症等により、当該親族から実質的に支援を受けることが困難な者

	④高齢者終身サポート事業の内容を理解することができること。 ⑤生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受給していないこと。 ⑥住民税非課税世帯に属すること。 ⑦公正証書遺言を作成し、遺言執行者を定めることができること。

予　算	[歳出]68,357,000円 （令和8年度当初予算額）	決　算	―

＜実績＞

総合相談支援

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	－	－	－

高齢者終身サポート事業

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規契約件数	－	－	－
年度末契約件数	－	－	－

第７章　人材の育成と確保

1. 人材の育成と確保

福祉人材育成・研修センター事業運営

事業の開始
平成19年4月

窓　　口	世田谷区福祉人材育成・研修センター
事業所管	保健福祉政策部保健医療福祉推進課推進担当
事業の概要、目的	福祉サービスの担い手や、就労していない有資格者の発掘を行い、区内事業所への就労につなげる。また、職員の専門性向上を目指した研修の実施により人材の育成を図るなど、福祉人材育成・確保を総合的に推進する。
根拠法令等	［区］世田谷区福祉人材育成・研修センター事業実施要綱
予　算	**［歳出］**101,873,000円
決　算	**［歳入］**［都］46,298,000円　**［歳出］**101,593,105円

手話講習会

事業の開始
昭和51年10月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	聴覚障害者福祉に理解と熱意を持つ区民に手話技術の指導を行い、聴覚障害者等と健聴者との相互の意志疎通を円滑にする。 （運営等は世田谷区聴覚障害者協会に委託）
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ［国］地域生活支援事業実施要綱［区］世田谷区手話講習会事業運営要綱 （地域生活支援事業対象事業）
対　　象	満15歳以上の区内在住、在勤、在学者
予　算	**［歳出］**8,296,753円
決　算	**［歳入］**［国］2,352,000円　［都］1,176,000円※　**［歳出］**8,272,806円

※歳入金額は、他の奉仕員養成研修事業（手話通訳者研修）との合算額である。

＜実績＞クラス別

区分＼年度		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
		申込者数	決定者数	修了者数	申込者数	決定者数	修了者数	申込者数	決定者数	修了者数
体験教室（上期）	昼	32	32	30	53	44	37	19	19	18
	夜	25	25	23	34	34	27	14	14	11
	計	57	57	53	87	78	64	33	33	29
体験教室（下期）	昼	－	－	－	31	31	28	41	41	38
	夜	－	－	－	20	20	19	26	26	24
	計	－	－	－	51	51	47	67	67	62
初級	昼	63	50	45	59	59	48	67	60	51
	夜	89	40	37	91	60	45	68	60	50
	計	152	90	82	150	119	93	135	120	101
中級	昼	19	19	15	27	27	24	40	40	38
	夜	21	21	16	47	47	35	46	46	38
	計	40	40	31	74	74	59	86	86	76
専門	昼	9	7	7	10	10	10	11	11	11
	夜	9	7	6	12	12	12	19	19	19
	計	18	14	13	22	22	22	30	30	30
特別講義	昼	－	－	－	7	7	7	9	9	6
	夜	9	9	5	8	8	5	8	8	8
	計	9	9	5	15	15	12	17	17	14
合計		276	210	184	348	308	250	368	353	312

高次脳機能障害理解・啓発研修

事業の開始
平成17年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当、障害福祉部障害保健福祉課障害保健福祉担当
事業の概要、目的	高次脳機能障害に対する理解を促進するため、講演会等による一般区民等への普及啓発を図るとともに、高次脳機能障害者に関わる施設等職員や支援者に実践的な援助方法を習得させ、高次脳機能障害者を支援する人材の育成を目指す。
根拠法令等	［区］世田谷区高次脳機能障害者に対する移動支援従事者養成研修事業実施要領
対　　象	区民、関連施設職員、ヘルパー等

＜実績＞

講演･研修	参加人数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区民向け講演会	21	39	55
高次脳機能障害支援力向上(基礎、応用) (令和3年度から福祉人材育成･研修センターで実施、令和7年度応用編は集合形式、その他は動画視聴形式で実施。)	120(基礎) 135(応用)	136(基礎) 97(応用)	117(基礎) 29(応用)
失語症会話パートナー養成講座	34	36	16
高次脳機能障害者ガイドヘルパー養成講座	17	24	20
高次脳機能障害 公開講座	13	16	11
世田谷区障害者相談支援人材育成研修 テーマ別研修	－	46	55
合計	340	394	303

福祉人材支援事業（障害）

事業の開始
平成21年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	障害者ホームヘルプ事業所等における人材不足が深刻化している現状を解消するため、ヘルパー養成研修の開催等を通じて、福祉介護人材の育成・確保等の拡充を図る。
根拠法令等	［都］東京都障害者(児)居宅介護従業者養成研修等事業実施要綱、東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱
対　　象	ヘルパー業務に従事する意思のある者、ホームヘルプ事業所等
予　算	**［歳出］**1,385,215円
決　算	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**1,380,705円

※障害福祉の理解研修及び同行援護従業者養成研修の予算及び決算については、前ページの「福祉人材育成・研修センター事業運営」に含む。

＜実績＞

研修名	修了者数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
知的障害者移動支援従業者養成研修	61	55	49
重度訪問介護従業者養成研修	1	3	3
同行援護従業者養成研修	19	19	17
障害福祉の理解研修	528	357	240

※「障害福祉の理解研修」については、令和2年度よりウェブ形式で実施。

介護職員初任者研修課程等受講料助成

事業の開始
平成21年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課介護人材担当・障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	介護サービスに従事する際に必要な資格である、介護職員初任者研修課程（旧訪問介護員養成研修2級課程）の受講料の一部を助成することにより介護人材の確保及び質の向上を図る。 上限72,000円。
根拠法令等	［区］世田谷区介護職員初任者研修課程等受講料助成要綱
対　　象	研修修了後、3ヶ月以内に区内の福祉施設等に介護職員として就労し、その後3ヶ月以上継続して就労している者。（登録ヘルパーについては、3ヶ月以上の登録で従事時間が90時間を超えていること。）
予　算	**［歳出］** 18,416,417円 ※1
決　算	**［歳入］**［都］20,000,000円 ※2 **［歳出］** 2,603,000円

※1 歳出金額は、他の介護人材確保対策事業（介護福祉士実務者研修受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成）との合算額である。
※2 歳入金額は、他の介護人材確保対策事業（介護福祉士実務者研修受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成、介護サービス事業所等職員研修費助成等）との合算額である。

＜実績＞

令和5年度	令和6年度	令和7年度
77人	84人	57人

介護福祉士実務者研修受講料助成

事業の開始
平成29年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課介護人材担当・障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	介護福祉士の資格の取得に係る試験の受験資格の要件として修了が課せられた研修の受講費用の一部を助成することにより、介護人材の確保及び質の向上を図る。 上限139,000円
根拠法令等	［区］世田谷区介護福祉士実務者研修受講料助成金交付要綱
対　　象	平成29年4月1日以降に研修を修了後、6ヶ月以内に区内の福祉施設等に介護職員として就労し、その後6ヶ月以上継続して就労している者。（登録ヘルパーについては、6ヶ月以上の登録で従事時間が180時間を超えていること。）
予　算	**［歳出］** 18,416,417円※1
決　算	**［歳入］**［都］20,000,000円 ※2 **［歳出］** 11,099,000円

※1 歳出金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成）との合算額である。
※2 歳入金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成、介護サービス事業所等職員研修費助成等）との合算額である。

＜実績＞

令和5年度	令和6年度	令和7年度
113人	122人	139人

介護福祉士資格取得費用助成

事業の開始
平成29年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課介護人材担当・障害福祉部障害施策推進課事業担当
事業の概要、目的	介護職唯一の国家資格である介護福祉士の資格取得費用の一部を助成することにより、介護の人材の質の向上を図る。 上限115,000円（介護技術講習受講有）、61,000円（介護技術講習受講無）
根拠法令等	［区］世田谷区介護福祉士資格取得費用助成金交付要綱
対　　象	平成28年度以降の介護福祉士の国家試験に合格し、合格発表後3ヶ月以内に介護福祉士登録証の交付を受け、資格登録後、6 ヶ月以内に区内の福祉施設等に介護職員として就労し、その後6ヶ月以上継続して就労している者。（登録ヘルパーについては、6ヶ月以上の登録で従事時間が180時間を超えていること。）
予　算　［歳出］18,416,417円※1	**決　算**　［歳入］［都］20,000,000円 ※2 ［歳出］1,334,000円

※1 歳出金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士実務者研修受講料助成）との合算額である。

※2 歳入金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士実務者研修受講料助成、介護サービス事業所等職員研修費助成等）との合算額である。

＜実績＞

令和5年度	令和6年度	令和7年度
53人	52人	50人

介護サービス事業所等職員研修費助成

事業の開始
平成24年11月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課介護人材担当
事業の概要、目的	特別養護老人ホーム（老人短期入所事業を含む）、小規模／看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所における人材の安定的確保及びサービスの質の向上を図るため、施設・事業所の運営に係る職員研修費用を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区特別養護老人ホーム等職員研修費助成金交付要綱 世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付要綱
対　　象	世田谷区内で助成事業を実施する法人
予　算　［歳出］28,683,890円	**決　算**　［歳入］［都］20,000,000円※　［歳出］27,432,798円

※歳入金額は、他の介護人材確保対策事業（介護職員初任者研修課程等受講料助成、介護福祉士実務者研修受講料助成、介護福祉士資格取得費用助成）との合算額である。

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
特別養護老人ホーム	25施設	28施設	27施設
	22,310,502円	23,816,129円	25,191,088円
認知症対応型	11事業所	13事業所	11事業所
共同生活介護事業所	1,831,924円	1,492,062円	1,518,776円
小規模多機能型	7事業所	5事業所	7事業所
居宅介護事業所	494,348円	321,166円	324,214円
看護小規模多機能型	3事業所	3事業所	4事業所
居宅介護事業所	248,580円	238,000円	398,720円

介護従事者等合同入職式・永年勤続表彰式

事業の開始
平成29年4月(合同入職式) 平成29年8月(永年勤続表彰式)

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課介護人材担当		
事業の概要、目的	区内介護事業所等の職員の入職や勤続を祝う式典を行うとともに、新人とベテランが、グループワーク等をとおしてコミュニケーションを取り、お互いの視点や仕事の取り組み方などを理解し、学び合う場とすることを目的とする。		
根拠法令等	［区］世田谷区介護従事者等永年勤続表彰実施要綱		
対　　象	・区内介護事業所等に新たに就職した方（職種・雇用形態は問わない） ・区内介護事業所等に通算10年以上勤務した職員で、直接雇用されている方		
予　算	［歳出］364,155円	決　算	［歳入］［都］123,000円※　［歳出］222,477円

※永年勤続表彰分。

介護職員等宿舎借り上げ支援事業

事業の開始
平成30年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課介護人材担当		
事業の概要、目的	福祉避難所（高齢者）として、災害時における被災住民の避難に関する相互応援協定を区と締結している区内の地域密着型サービス事業所に対し、介護職員等のための宿舎の借り上げを支援することで、介護人材の確保定着と災害時の迅速な対応を推進することを目的とする。		
根拠法令等	［区］世田谷区介護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱		
予　算	［歳出］10,421,250円	決　算	［歳入］［都］10,000,000円※　［歳出］9,038,120円

※ 地域密着型サービス事業所等宿舎借り上げ支援事業との合算

特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業

事業の開始
令和2年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課介護人材担当		
事業の概要、目的	特別養護老人ホームを運営する事業所に対し、介護職員等のための宿舎の借り上げを支援することで、介護人材の確保定着を推進することを目的とする。		
根拠法令等	［区］世田谷区特別養護老人ホーム介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱		
予　算	［歳出］34,067,075円	決　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］14,659,750円

地域密着型サービス事業所等宿舎借り上げ支援事業

事業の開始
令和4年4月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課介護人材担当		
事業の概要、目的	区内の地域密着型サービス事業所（地域密着型特別養護老人ホームを除く）・介護予防支援事業を行う事業所（居宅介護支援の指定を受けているものを除く）に対し、介護職員等のための宿舎の借り上げを支援することで、介護人材の確保定着と災害時の迅速な対応を推進することを目的とする。		
根拠法令等	［区］世田谷区地域密着型サービス事業所宿舎借上げ支援事業補助金交付要綱		
予　算	［歳出］53,242,182円	決　算	［歳入］［都］10,000,000円※　［歳出］44,298,120円

※ 介護職員等宿舎借り上げ支援事業との合算

世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成事業

事業の開始
令和7年6月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課介護人材担当		
事業の概要、目的	区内において訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援の事業を行う事業者に対し、従業者の負担を軽減するために使用させる電動アシスト自転車、その付属品、当該電動アシスト自転車を安全に使用させるにあたって必要となる物品及び暑熱対策物品の購入費用の一部を助成することで、従業者の離職の防止及び確保に資することを目的とする。		
根拠法令等	［区］令和 7 年度世田谷区介護サービス事業者への電動アシスト自転車等購入費用助成金の交付に関する要綱		
予 算	[歳出]78,525,000 円	決 算	[歳入][他]55,429,000 円 [歳出] 55,429,000 円

介護事業者スポットワーク支援助成事業

事業の開始
令和8年5月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課介護人材担当		
事業の概要、目的	区内の介護保険施設、指定地域密着型サービス、指定居宅サービス、居宅介護支援に係る事業所を運営する法人に対し、スポットワーク仲介サービスを利用し、雇用が成立したことへの対価として支払った手数料を助成することで、区内における介護サービスの担い手の裾野を広げ、介護人材不足の解消を支援することを目的とする。		
根拠法令等	［区］世田谷区介護事業者スポットワーク支援事業補助金交付要綱		
予 算	[歳出]36,000,000 円（令和8年度当初予算額）	決 算	―

介護人材採用活動経費助成事業

事業の開始
令和元年7月

窓口・所管	高齢福祉部高齢福祉課介護人材担当		
事業の概要、目的	区内における介護サービス従事者を確保するため、法人に対し、人材確保を目的とした求人広告費、求人説明会の出展料などの費用を助成する。		
根拠法令等	［区］世田谷区介護人材採用活動経費助成金交付要綱		
予 算	[歳出]22,833,000 円	決 算	[歳入][他]12,594,788 円 [歳出] 15,704,288 円

障害福祉人材採用活動経費助成事業

事業の開始
令和7年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事業の概要、目的	区内における障害福祉サービス従事者を確保するため、法人に対し、人材確保を目的とした求人広告費、求人説明会の出展料などの費用を助成する。		
根拠法令等	［区］世田谷区障害福祉人材採用活動経費助成金交付要綱		
予 算	[歳出]10,878,960 円	決 算	[歳入][他]5,518,198 円 [歳出]8,393,358 円

医療技術系学生及び医師の実習指導

事業の開始
―

窓口・所管	感染症対策課		
事業の概要、目的	医師等の実習を総合支所健康づくり課・保健所・区内各施設等で行うことにより、保健福祉人材の養成を促進する。		
根拠法令等	［国］医師法施行規則　第 11 条		
対　　象	研修医、医学生等		
予 算	[歳出] ―	決 算	[歳入][他]0 円 [歳出] ―

＜実績＞

内　　容	実人数	延人数
医師	0	0
医学生	15	15

看護系学生等の実習指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康企画課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	看護系学生等の実習を総合支所健康づくり課・保健所等で行うことで保健師・助産師・看護師の人材の養成を促進する。
根拠法令等	［国］ 保健師･助産師･看護師学校養成所指定規則 （文部･厚生省令第1号） 第5､6､7条
対　　象	保健師・助産師・看護師学生

＜実績＞

内　　容	実人数	延人数
保健師学生	22	425
助産師学生	9	41
看護師学生	38	38

栄養士学生の実習指導

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	世田谷保健所健康推進課、各総合支所健康づくり課
事業の概要、目的	管理栄養士養成施設学生を対象に、世田谷区の地域保健を学び、事業体験等を通して、公衆栄養活動や行政栄養士について理解することを目的とし、実施している。
根拠法令等	栄養士法施行規則　第8､9､11条
対　　象	管理栄養士学生

＜実績＞

内　　容	実人数	延人数
管理栄養士学生	32	192

福祉サービス従事者へのハラスメント等に関する弁護士相談

事業の開始
令和7年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課事業担当、高齢福祉部高齢福祉課事業担当		
事業の概要、目的	介護保険サービス及び障害福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を利用する区民又はその家族による不適切な言動等により就業環境を害された福祉サービス従事者のために、弁護士による相談事業を実施する。		
根拠法令等	［区］世田谷区福祉サービス従事者へのハラスメント等に関する弁護士相談事業実施要綱		
予　算	**［歳出］**580,800円	**決　算**	**［歳入］**特定財源なし　**［歳出］**24,200円

＜実績＞

	令和7年度
相談件数	（障害）1件

第８章　社会保障

1. 生活保護

生活保護

窓　　口	各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当

生活保護制度は、憲法第 25 条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定を受けて制定された「生活保護法」に基づき生存権を保障する制度で、社会保障制度の根底に位置づけられる「公的扶助」である。
生活保護法は、法律の定める要件を満たす限り、生活の困窮に立ち至った原因のいかんや、性別・信条などを問わず、保護を無差別平等にうけることができると定めている。
生活保護は、世帯単位で行い、世帯全員が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする。また、扶養義務者の扶養および他の法律に定める扶助は、生活保護法による保護に優先する。世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用される。
なお、平成 17 年度から国は、経済的な給付に加え、被保護者の自立をさらに組織的に支援する制度にするため、「自立支援プログラム」を策定するように求めており、世田谷区では①就労支援事業、②就労準備支援事業、③退院促進支援事業、④居宅生活安定化支援事業、⑤金銭管理支援事業、⑥健康管理支援事業などを導入している。

1. 保護基準

生活保護の基準は、厚生労働大臣が定めることになっている。その内容は「健康で文化的な生活水準を維持することができるもの」とされ、保護を必要とする者の年齢・世帯構成・所在地域の別による事情や、そのほか保護の種類に応じて必要な事情を考慮し、決定することとしている。
この保護基準については、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費基準との調整を図ることにより、一般国民の消費基準の動向に即して保護基準を改定する。具体的には、政府経済見通しにおける当該年度の民間最終消費支出の伸び率を基礎として、前年度までの一般国民の消費水準との調整を行い、保護基準の改定率を決定する方法である。

標準世帯の生活扶助額の年次推移

区分	実施年月日	生活扶助額	対前年比	［備考］
第 78 次	令和 5 年 4 月 1 日	148,566	100	標準 3 人世帯 ・33 歳男 ・29 歳女 ・ 4 歳子 生活扶助額 第 1 類 第 2 類 冬季加算 (Ⅵ区×5/12) を含む
第 79 次	令和 5 年 10 月 1 日	154,666	104.1	
第 80 次	令和 7 年 10 月 1 日	157,640	101.9	

2. 保護の機関

生活保護行政は、福祉事務所が担当機関とされている。

⑴ 福祉事務所長(総合支所保健福祉センター所長)〔実施機関〕

福祉事務所長(総合支所保健福祉センター所長)は、生活保護法に基づく保護の決定・実施の責任を知事・市長または特別区の長から委任されており、区域内の要保護者に対する生活保護の実施機関となっている。(法第 19 条)

⑵ 社会福祉主事〔補助機関〕

福祉事務所(総合支所生活支援課)に配属されている社会福祉主事である査察指導員および 地区担当員は、事務執行の補助機関として生活保護の業務に従事している。(法第 21 条)

⑶ 民生委員〔協力機関〕

民生委員は、生活保護法の適正な運営のため、福祉事務所(総合支所生活支援課)の業務に協力する活動を行っている。(法第 22 条)

⑷ 嘱託医

医療扶助の適正な実施を確保するためには、医学上の知識を必要とするので、嘱託医(非常勤職員)が福祉事務所(総合支所生活支援課)に配属されている。

3. 保護の種類

保護の種類は、次の 8 種類であり、必要に応じて、これらの一つ、または、二つ以上を併せて行うことができる。

⑴ 生活扶助

生活扶助は、飲食物費、被服費、光熱水費、雑費など、日常生活を営むうえでの基本的な需要を満たすためのもので、その基準は、一般的、共通的な生活費としての基準生活費と、妊産婦、障害者、母子世帯など個別的な特殊需要を満たす加算とからなっている。

なお、生活扶助は、居宅において行うことを原則としているが、居宅保護が適当でないときは入所施設に委託して保護され、この場合、入所保護基準が適用される。

また、出産、入学、入退院時や、新しく保護を開始される時など、臨時的に特別な需要が生じた場合は、別に一時扶助が支給される。

⑵ 住宅扶助

住宅扶助は、被保護世帯が借家、借間住まいをしている場合に、家賃、間代、地代などに充てる費用として、所在地域別に定めた基準額の範囲内の額が支給されることになっている。なお基準額には、一般基準額のほか、都道府県または政令指定都市もしくは中核市ごとに厚生労働大臣が定める額(限度額)および特別基準額とがある。

また、被保護者が現に居住している家屋が風雨などのために破損し、住宅の機能が減少し、最低生活の維持が困難になった場合には、その復元のために必要な補修費等の経費が住宅維持費として支給される。

⑶ 教育扶助

義務教育で就学中の被保護世帯の児童・生徒について、義務教育に伴って必要な学用品費、実験実習見学費、通学用品費および教科外活動費などの費用は学年別に、学習参考書やクラブ活動に要する費用は小中学生別に定めた基準額が支給される。また、教科書に準ずる正規の教材費(学校長が指定するものの購入に必要な額)、学校給食費および通学のための交通費の実費も支給されることになっている。

⑷ 介護扶助

介護保険での要介護者及び要支援者に対し、現物給付を原則として各種サービス及び施設介護を行う。介護保険の導入により 65 歳以上の被保護者は介護保険に加入している。給付の 9 割は介護保険により給付を受け、1 割の自己負担分は介護扶助でまかなわれる。また、40 歳以上 65 歳未満の 16 疾病該当者については、被保護者は介護保険の適用が受けられないため、10 割を介護扶助でまかなう。

⑸ 医療扶助

疾病、負傷により、入院または通院による治療を必要とする場合は、指定医療機関への委託というかたちで治療に必要な処置、薬剤、治療材料等の現物給付が行われることになっており、入退院、通院等に伴って必要な交通費も、医療扶助の対象となっている。

この医療扶助の診療方針、診療報酬は、原則として国民健康保険の例によっている。国民健康保険の

診療方針および診療報酬は、健康保険の例によることになっているので、事実上、この法律における医療扶助は、健康保険の給付内容と同じものとなっている。

なお、病院内では給付できない、柔道整復術やあんま、マッサージなどの施術のための費用も、治療のために必要がある場合には、給付の対象としている。

⑹ 出産扶助

出産扶助は、出産の際必要とされる分べん介助料、分べん前後の処置料、衛生材料等について、基準額の範囲内の額が支給される。

⑺ 生業扶助

生業扶助は、生業費、技能修得費および就職支度費からなっている。

生業費は、もっぱら生計の維持を目的として小規模の事業を営もうとする被保護者に対して、その事業を経営するために必要な設備費、運営費および器具機械の購入費用などの費用について基準が設定されている。

技能修得費は、生計の維持に役立つ職業に就くために技能を修得する被保護者に対して、それに必要な授業料、教科書代、教材費および交通費などの経費が認定される。また、被保護世帯のうち有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校等の就学費用についても認められる。

就職支度費は、就職が確定した被保護者に対して、就職のために直接必要とする洋服類、履物や身の回り品等の購入費用を必要とする場合に認定される。加えて、初任給が支給されるまでの通勤費についても認められる。

⑻ 葬祭扶助

葬祭扶助は、保護を受けている者が死亡した場合等に行われる。その基準の内容は、遺体の検案、死体の運搬、火葬または埋葬、納骨その他葬祭のために必要な経費などで、地域別、大人、小人別に基準が設定されている。

4. 保護の方法

生活保護は、原則として要保護者・その扶養義務者などの申請に基づいて行われる。申請があると、福祉事務所（総合支所生活支援課）の地区担当員（ケースワーカー）が、その家庭の実情を調査し、その世帯の人員・年齢などを考慮して、保護基準に基づく最低生活費を計算し、その家庭の収入と対比して、保護の要否判定を行う。また、緊急の場合は職権に基づく保護もある。

保護が必要とされたときは、居宅において、金銭給付をもって行うのが原則である。

ただし、医療・介護扶助は、現物給付により行われ、また、居宅において保護することが困難なときは、被保護者を、病院や各種施設に入所を委託して保護する。

保護施設としては、次の施設がある。

⑴ 救護施設

救護施設は、身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者が入所し、生活扶助を受ける施設である。

⑵ 更生施設

更生施設は、身体上または精神上の理由により、養護および生活指導を必要とする要保護者が入所し、生活扶助を受ける施設である。

⑶ 宿所提供施設

宿所提供施設は、住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設である。

⑷ その他の施設

その他の保護施設としては、医療保護施設・授産施設がある。

このほか、単独での居住が困難な被保護者に日常生活上の支援を行う日常生活支援住居施設がある。

＜実績＞

(1) 被保護世帯・人員の推移　　(各年度月平均・停止中を含む)

年	都 区 別	被保護世帯数	被保護人員	保護率 (‰)
R5	都	231,299	276,179	19.6
	世田谷区	9,043	10,250	10.9
R6	都	230,133	273,208	19.9
	世田谷区	9,135	10,286	10.9
R7	都	228,345	269,108	18.9
	世田谷区	9,135	10,234	10.8

資料：「福祉・衛生統計年報（令和7年度）」（東京都福祉保健局）
※保護率算定の基礎人口は、「東京都の人口（推計）」（東京都総務局）（毎年10月1日）
※令和7年度のみ「月報（福祉行政・衛生行政統計）」をもとに算出

(2) 被保護世帯の推移

(各年度月平均・停止中を含む)

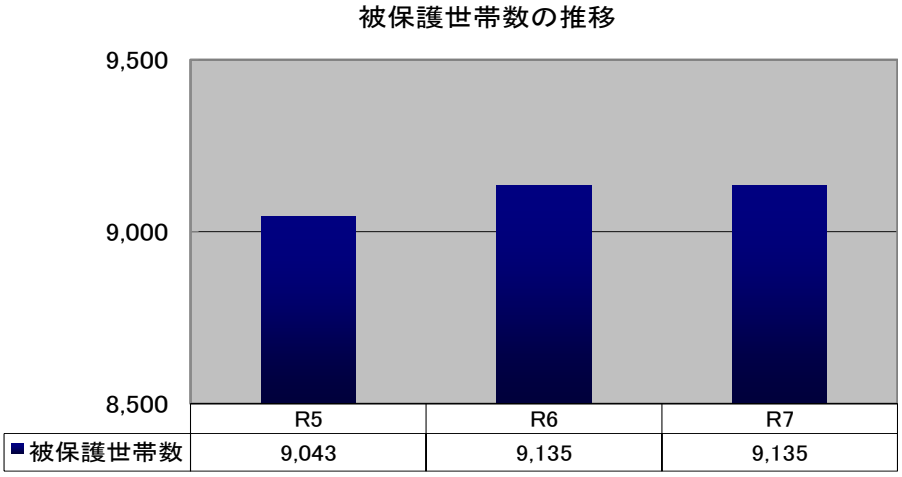

(3) 被保護世帯と人員　　(令和8年3月31日現在)

総合支所別	総世帯数	被保護世帯数	総人口	被保護人員	保護率(‰)
世田谷全域	510,803	9,077	931,090	10,151	10.9
世田谷	149,700	2,589	256,708	2,891	11.2
北　沢	94,163	1,235	156,648	1,293	8.3
玉　川	119,076	1,623	230,568	1,813	7.9
砧	81,022	1,793	165,543	2,142	12.9
烏　山	66,842	1,853	121,623	2,064	16.9

※保護率算定の基礎人口（総人口）は、「住民基本台帳」（令和8年4月1日）

(4)扶助別被保護世帯と人員

総合支所別			総　数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	介護扶助
令和6年3月		世帯	8,929	7,757	8,130	182	6,891	0	149	46	1,968
		人員	10,182	8,826	9,272	249	7,575	0	159	46	2,017
令和7年3月		世帯	9,075	7,781	8,263	165	6,844	0	127	64	1,911
		人員	10,209	8,734	9,335	234	7,468	0	151	64	1,946
令和8年3月	世田谷全域	世帯	9,077	7,747	8,265	150	6,971	0	116	45	2,022
		人員	10,151	8,641	9,263	210	7,597	0	134	45	2,056
	世田谷	世帯	2,589	2,222	2,374	37	1,956	0	22	8	568
		人員	2,891	2,457	2,624	53	2,120	0	23	8	579
	北　沢	世帯	1,235	1,117	1,133	15	953	0	15	8	253
		人員	1,293	1,159	1,222	21	1,017	0	18	8	255
	玉　川	世帯	1,623	1,381	1,450	31	1,243	0	28	14	404
		人員	1,814	1,572	1,657	44	1,386	0	31	14	412
	砧	世帯	1,767	1,482	1,643	40	1,389	0	29	10	433
		人員	2,083	1,735	1,929	56	1,554	0	37	10	442
	烏　山	世帯	1,863	1,545	1,665	27	1,421	0	22	5	364
		人員	2,070	1,718	1,831	36	1,520	0	25	5	368

(5) 世帯類型別にみた被保護世帯

総合支所別		単身者世帯				2人以上の世帯					合計
		高齢者	傷病障害	その他	医療単給(再掲)	高齢者	母子	傷病障害	その他	医療単給(再掲)	
令和6年3月		4,268	2,562	1,309	229	264	221	183	283	10	9,090
令和7年3月		4,190	2,597	1,366	226	254	220	175	273	12	9,075
令和8年3月	世田谷	1,246	763	354	62	68	52	38	68	4	2,589
	北　沢	552	316	291	27	19	15	17	25	1	1,235
	玉　川	760	388	289	31	49	39	32	66	5	1,623
	砧	857	443	236	38	57	51	52	71	3	1,767
	烏　山	794	731	182	81	43	36	47	30	1	1,863
	計	4,209	2,641	1,352	239	236	193	186	260	14	9,077

(6) 労働力類型別保護世帯

総合支所別		働いている者のいる世帯					働いている者がいない世帯	計
		世帯主が働いている				世帯員が働いている		
		常用	日雇	内職	その他			
令和6年3月		728	265	7	412	99	7,579	9,090
令和7年3月		707	297	4	409	90	7,568	9,075
令和8年3月	世田谷	187	121	2	119	21	2,139	2,589
	北　沢	105	56	0	81	9	984	1,235
	玉　川	108	49	2	75	26	1,363	1,623
	砧	116	46	3	73	16	1,513	1,767
	烏　山	165	44	0	65	15	1,574	1,863
	計	681	316	7	413	87	7,573	9,077

(7) 保護の開始・廃止世帯及び人員

総合支所別		申請件数	申請取下	却下件数	保護開始		保護廃止	
					保護決定世帯数	保護決定人員	保護廃止世帯数	保護廃止人員
令和5年度		1,389	45	39	1,306	1,511	1,162	1,326
令和6年度		1,394	33	63	1,301	1,491	1,310	1,427
令和7年度	世田谷	380	11	4	370	419	357	397
	北　沢	200	4	6	188	200	190	201
	玉　川	285	5	19	266	327	250	286
	砧	246	6	10	224	257	242	275
	烏　山	249	7	9	234	264	235	259
	計	1,360	33	48	1,282	1,467	1,274	1,418

(8) 保護の理由別開始世帯数

		傷病による		急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働いていた者の死亡	働いていた者の離別等	失業		老齢による収入の減少	事業不振・倒産	その他の働きによる収入の減少	社会保障給付金の減少・喪失	貯金等の減少・喪失	仕送りの減少・喪失	その他	小計	転入移管他	合計
		世帯主	世帯員					定年・自己都合	勤務先都合(解雇等)										
令和5年度		206	2	6	12	2	10	3	2	63	16	181	4	499	51	114	1,171	135	1,306
令和6年度		196	2	6	6	5	5	2	4	42	4	169	5	548	36	92	1,122	185	1,307
令和7年度支所別	世田谷	58	0	1	4	0	1	1	2	13	2	34	2	158	9	48	333	35	368
	北 沢	25	0	0	0	0	1	0	1	9	0	27	1	87	6	13	170	17	187
	玉 川	31	0	3	0	1	3	1	5	6	3	34	2	133	3	9	234	28	262
	砧	22	1	0	0	0	2	0	0	6	2	11	3	118	6	18	189	35	224
	烏 山	37	1	1	2	0	7	0	0	6	0	13	0	93	9	24	193	41	234
	合 計	173	2	5	6	1	14	2	8	40	7	119	8	539	33	112	1,119	156	1,275

(9) 保護の理由別廃止世帯数

		傷病治癒		死亡	失そう	働きによる収入の増加・取得	働き手の転入	社会保障給付金の増	仕送りの増加	左記以外の収入の増	親類・縁者等の引取り	施設入所	医療費の他法負担	世帯構成の変更	指導指示違反	逮捕・拘留等	その他	小計	転出移管他	合計
		世帯主	世帯員																	
令和5年度		0	0	429	33	174	1	11	7	51	32	7	24	3	11	9	89	881	281	1,162
令和6年度		1	0	541	30	183	1	17	6	68	19	5	16	3	9	16	97	1,012	298	1,310
令和7年度支所別	世田谷	0	0	111	12	53	0	8	1	15	7	0	4	0	3	9	34	257	100	357
	北 沢	0	0	50	8	40	0	4	2	9	0	0	0	0	2	1	20	136	54	190
	玉 川	1	0	77	1	62	0	11	3	19	11	1	2	0	0	2	12	202	48	250
	砧	1	0	88	2	35	0	1	1	18	3	2	5	2	0	6	14	178	64	242
	烏 山	0	0	92	4	38	0	3	2	11	9	0	0	0	3	1	23	186	48	235
	合 計	2	0	418	27	228	0	27	9	72	30	3	11	2	8	19	101	957	314	1,271

(10) 生活保護費等扶助別支給金額　　(金額単位：円)

		執行総額	割合(%)	福祉事務所				
				世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
保護費	生活扶助	6,171,945,316	28.15	1,766,812,788	826,318,932	1,119,656,041	1,193,544,161	1,265,613,394
	住宅扶助	5,119,242,945	23.35	1,455,583,247	703,738,698	931,794,108	1,015,863,037	1,012,263,855
	教育扶助	34,554,768	0.16	8,888,052	3,566,945	7,913,344	8,715,655	5,470,772
	介護扶助	573,552,274	2.62	143,080,486	76,004,686	120,416,056	118,497,105	115,553,941
	医療扶助	9,780,761,988	44.61	2,535,993,124	1,001,711,947	1,490,348,524	1,660,362,855	3,092,345,538
	出産扶助	360,200	0.00	6,200	0	0	354,000	0
	生業扶助	23,100,050	0.11	4,270,263	3,548,319	4,536,441	6,325,863	4,419,164
	葬祭扶助	64,322,868	0.29	14,860,234	5,718,643	15,250,571	14,396,049	14,097,371
	小計	21,767,840,409	99.29	5,929,494,394	2,620,608,170	3,689,915,085	4,018,058,725	5,509,764,035
就労自立給付金		7,569,796	0.03	1,681,722	1,357,116	2,091,673	1,013,203	1,426,082
進学準備給付金		2,920,000	0.01	500,000	100,000	800,000	800,000	720,000
保護施設事務費		145,535,699	0.66	50,477,568	12,374,761	12,374,761	22,828,342	35,362,694
合計		21,923,865,904	100.00	5,982,153,684	2,646,557,620	3,705,181,519	4,042,700,270	5,547,272,811

(11) 病類別医療扶助人員

総合支所別		入院			入院外			計
		精神病	その他疾病	小計	精神病	その他疾病	小計	
令和6年3月		175	145	320	235	7,006	7,241	7,561
令和7年3月		153	138	291	248	6,929	7,177	7,468
令和8年3月	世田谷	36	41	77	77	1,966	2,043	2,120
	北　沢	18	19	37	42	938	980	1,017
	玉　川	16	19	35	51	1,300	1,351	1,386
	砧	17	27	41	50	1,460	1,510	1,554
	烏　山	67	27	94	43	1,383	1,426	1,520
	計	154	133	287	263	7,047	7,310	7,597

(12) 生活保護法による医療券交付状況

総合支所別		入院	外来	歯科	治療材料	訪問看護	施術	薬局	計
令和5年度		8,242	148,949	31,670	778	2,080	1,706	133,219	326,644
令和6年度		8,182	151,399	33,267	649	2,404	1,748	135,409	333,058
令和7年度	世田谷	2,283	42,495	9,541	180	798	511	39,202	95,010
	北　沢	1,034	19,960	4,251	104	408	220	17,908	43,885
	玉　川	1,263	29,523	6,005	132	455	401	26,425	64,204
	砧	1,402	30,992	6,963	101	664	412	27,893	68,427
	烏　山	2,338	29,100	6,956	131	580	463	26,543	66,111
	計	8,320	152,070	33,716	648	2,905	2,007	137,971	337,637

(13) 生活保護法関係嘱託医審査状況

総合支所別		入院	入院外	歯科	精神障害入院	治療材料移送施術	診療報酬請求明細書	その他	計
令和5年度		3,107	13,838	1,641	856	3,195	5	1,009	23,651
令和6年度		3,111	14,014	1,871	864	3,089	5	1,152	24,106
令和7年度	世田谷	910	3,940	553	191	915	0	655	7,164
	北　沢	393	2,082	329	160	437	0	125	3,526
	玉　川	592	2,716	302	100	494	0	343	4,547
	砧	628	2,841	441	102	670	0	138	4,820
	烏　山	562	2,104	331	375	634	0	1	4,007
	計	3,085	13,683	1,956	928	3,150	0	1,262	24,064

入浴券の支給

事業の開始
昭和45年度

窓　　口	各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	被保護世帯の保健衛生と福祉向上に資するため、世田谷区独自入浴券を支給する。
根拠法令等	［区］世田谷区被保護者入浴券支給要綱
対　　象	自宅に風呂を有しない生活保護受給者で入浴券の支給を希望する者
予　算	**［歳出］** 6,120,186円
決　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 5,541,728円

＜実績＞

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
1人あたり限度枚数		60	60	60
保護人数		6年3月 10,261	7年3月 10,209	8年3月 10,151
支給人員	大人	497	420	361
	中人	0	0	0
	小人	0	0	0
	計	497	420	361
	支給率	4.8%	4.1%	3.5%
実績	支給枚数	29,495	24,720	20,775
	使用枚数	14,354	11,040	9,289
	使用率	48.7%	44.7%	44.7%

被保護世帯に対する援護

事業の開始
平成17年度

窓　　口	各総合支所生活支援課		
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の概要、目的	［被保護者自立促進事業］ 自立に要する経費の一部を支給することにより、本人及び世帯の自立を図る。		
根拠法令等	［区］世田谷区被保護者自立促進事業経費支給要綱		
対　　象	被保護者又は被保護世帯で、自立に向けた取り組みをした者		
予　算	［歳出］40,091,773円	決　算	［歳入］［都］31,455,227円 ※今年度精算を踏まえた額 ［歳出］32,035,477円

＜実績＞

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	区分別事業数	実績件数	区分別事業数	実績件数	区分別事業数	実績件数
就労支援	9	35	9	38	9	38
社会参加活動支援	4	4	4	8	4	8
地域生活移行支援	15	1,073	15	941	15	875
健康増進支援	3	21	3	12	3	12
次世代育成支援	7	554	7	605	7	468
計	38	1,687	38	1,604	38	1,401

児童生徒に対する援護

窓　　口	各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
予　　算	［歳出］4,117,000円（児童生徒等に対する援護総額）

1. 学童服･運動衣購入費の支給	事業の開始	昭和44年度
事業の概要、目的	被保護世帯の児童･生徒に「こどもの日」の祝金として、学童服･運動衣の購入費用を支給する。	
根拠法令等	［区］生活保護法による被保護学童・生徒等に対する学童服等の支給に関する要綱	
対　　象	毎年5月5日現在、生活保護法による保護を受給し、かつ引き続き保護が行われる見込みがある世帯に属する学童・生徒（外国人学校初等部及び中等部在学者を含む）	
決　　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］2,685,900円	

2. 夏季健全育成費支給	事業の開始	昭和37年度
事業の概要、目的	被保護世帯の児童･生徒（小･中学生）に対し、夏季休暇中の各種野外活動等に参加するための費用として夏季健全育成費を支給し心身の健全な育成を図る。	
根拠法令等	［区］生活保護法による被保護学童・生徒等に対する夏季健全育成費支給に関する実施要領	
対　　象	原則として、毎年7月1日現在、生活保護法によるいずれかの扶助を受けている被保護世帯で、同日以降おおむね2か月以上にわたり継続して生活保護を受ける見込みがある世帯に属する学童･生徒（いわゆる外国人学校の初等部又は中等部に在学するものを含む）	
決　　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］702,900円	

3. 修学旅行支度金の支給	事業の開始	平成元年度
事業の概要、目的	被保護世帯の学童･生徒の修学を助け、本人および世帯の自立助長を図るため、小学校6年生または中学校3年生に、修学旅行参加に要する支度金を支給する。	
根拠法令等	［区］生活保護法による被保護学童・生徒等に対する修学旅行支度金支給に関する要領	
対　　象	生活保護を受けている小学校6年生または中学校3年生で、修学旅行に参加する学童・生徒	
決　　算	［歳入］特定財源なし　［歳出］396,700円	

4. 中学校卒業者に対する自立援助金支給

事業の開始	昭和62年度

事業の概要、目的	被保護世帯の生徒で中学校を卒業し就職する者に対し、その者及び世帯の自立助長を図るため、就職支度金を支給する。
根拠法令等	［区］生活保護法による被保護生徒等に対する自立援助金支給に関する要綱
対　　象	被保護世帯の生徒で、中学校を卒業し就職する者
決　　算	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］** 0円

＜実績＞

(1) 学童服・運動衣購入費用支給人員

支給内容	年度／対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度
運動衣	全学年	242	236	213
学童服	小1・小4・中1を除く全学年	164	164	159

(2) 夏季健全育成費支給人員

年度／対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全学年	244	238	213

(3) 修学旅行支度金の支給人員

年度／対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校6年	25	24	29
中学校3年	39	36	32
計	64	60	61

(4) 中学卒業者に対する自立援助金支給人員

支給内容	年度／対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度
就職支度金	中学卒業者	0	0	0

都営交通の無料乗車券

窓　　口	各総合支所生活支援課
事業所管	東京都交通局
事業の概要、目的	被保護世帯に都営交通（都営地下鉄、都バス、都電、日暮里・舎人ライナー）の無料乗車券を交付することにより、経済的負担を軽減する。
対　　象	被保護世帯のうち1名　　※ただし、現在地保護で保護を受けている期間が3ヶ月未満の者を除く。

JR通勤定期の割引

窓　　口	各総合支所生活支援課
事業所管	東京都福祉局
事業の概要、目的	被保護世帯で、JRを利用して通勤している場合、通勤定期乗車券を3割引で購入できる制度である。
対　　象	被保護世帯

生活保護世帯エアコン購入費等助成

事業の開始
令和８年４月

窓　　口	各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	自宅にエアコンを設置していない、又は設置しているが故障等により使用ができない生活保護世帯に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用を給付することで、生活環境の改善を図り夏季における熱中症による健康被害の予防を図る。１世帯につき１回限り。
根拠法令等	［区］世田谷区生活保護世帯エアコン購入費等助成事業実施要綱
対　　象	被保護世帯で、自宅にエアコンを１台も設置していない、又は設置しているが故障等により使用ができるエアコンが１台もない世帯。
予　算	［歳出］16,000,000 円（令和８年度当初予算額）
決　算	－

2. 国民健康保険

国民健康保険

国民健康保険は、社会保障及び国民保健の向上を目的として、保険者（東京都・区市町村・国民健康保険組合）・被保険者・保険医療機関等を柱に、被保険者の疾病・負傷・出産及び死亡に関して必要な保険給付を行う制度である。世田谷区では、昭和34年1月施行の国民健康保険法に基づき、同年12月から国民健康保険事業を実施している。

制度開始以降、介護保険制度の導入（平成12年4月）により介護納付金賦課額が新設されたほか、老人保健制度の見直し（平成14年10月）に伴い高齢受給者証が交付されるなど、制度改正が重ねられてきた。さらに、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行され、保険料構成や自己負担割合の見直しが行われた。

平成23年度には保険料の所得割算定方式が「旧ただし書き方式」に変更され、平成30年度の国民健康保険制度改革により、都道府県と区市町村が共同して国保運営を担う広域化が実施された。改革後も、区市町村は資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付及び保健事業などの住民に身近な業務を担っている。

また、令和7年度には国民健康保険において従来の被保険者証が完全に廃止され、マイナンバーカードを基本とした資格確認へ移行した。加えて、令和8年度からは子ども・子育て支援金が創設され、国民健康保険においても当該制度を支える新たな負担の仕組みが導入される。

1. 保険者・被保険者

⑴ 保険者

区市町村は、都道府県とともに国民健康保険を運営する保険者であることが法律で定められている。

⑵ 被保険者

区内に住民登録を有する方すべてが被保険者となる。ただし、次の事由に該当する方は除かれる。

①健康保険法の規定による被保険者とその被扶養者
②船員保険法の規定による被保険者とその被扶養者
③国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法の組合員とその被扶養者
④私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
⑤健康保険法の日雇特例被保険者手帳の交付を受けている方とその被扶養者
⑥生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
⑦国民健康保険組合の被保険者
⑧後期高齢者医療制度の被保険者
⑨条例で定めるもの（児童福祉施設入所中で扶養義務者のいない方）
⑩その他特別の理由がある方で厚生労働省令で定めるもの

＜世帯数と被保険者数の状況＞　　（世帯数、被保険者数及び人口は、年度平均）

区分／年度	国保加入者			世田谷区		加入割合（%）	
	世帯数	被保険者数	1世帯あたり被保険者数	世帯数	人口	世帯	被保険者
5	125,361	168,417	1.34	496,178	918,374	25.27	18.34
6	123,452	163,239	1.32	502,115	922,783	24.59	17.69
7	122,361	160,005	1.31	507,879	928,422	24.09	17.23

2. 資格の取得・喪失

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課、 各総合支所くみん窓口、各出張所（まちづくりセンターを除く）
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課資格賦課担当

⑴ 資格の取得

①世田谷区に転入した日　②生活保護廃止の日　③子どもが出生した日
④職場の健康保険の資格がなくなった日（退職した翌日、国保組合離脱の場合は国保組合を離脱した日、被扶養者からはずれた日）

それぞれの日から 14 日以内に届出する。

⑵ 資格の喪失

①世田谷区から転出した日の翌日（転出・転入が同じ日の場合は、その日）
②職場の健康保険に加入した日の翌日（国保組合加入の場合は国保組合に加入した日）
③後期高齢者医療制度へ移行した日（75 歳の誕生日等）の翌日
④生活保護開始の日　⑤死亡した日の翌日

それぞれの日から 14 日以内に届出する。（③後期高齢者医療制度への移行は、届出不要）

＜資格取得事由別状況＞　（単位：人）

事由／年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	合計
5	12,957	25,061	278	495	7	3,711	42,509
6	13,705	24,546	263	451	4	3,741	42,710
7	13,360	24,430	341	437	2	3,473	42,043

＜資格喪失事由別状況＞　（単位：人）

事由／年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	合計
5	11,904	21,401	712	799	7,299	5,660	47,775
6	11,644	20,731	655	799	6,878	6,200	46,907
7	10,509	19,805	631	725	5,769	7,230	44,669

3. 保険料

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課、保険料収納課、 納付のみ…各総合支所くみん窓口、各出張所（まちづくりセンターを除く）
事業所管	⑴ ～ ⑹ 保健福祉政策部国保・年金課資格賦課担当

⑴ 保険料の賦課方法

特別区の場合、保険料は均等割と所得割の合算額とされている。

なお、40 歳以上 65 歳未満の被保険者は、介護保険の第 2 号被保険者に該当するため、基礎分の保険料、支援金分の保険料に加え介護分の保険料が国民健康保険料に含まれ徴収される。

令和 7 年度の算出方法は、次のとおりである。

【基礎分の保険料】
均等割　被保険者1人につき　年47,300円
所得割　被保険者全員の賦課基準額の 7.71％

【支援金分の保険料】
均等割　被保険者1人につき　年16,800円
所得割　被保険者全員の賦課基準額の 2.69％

【介護分の保険料】
均等割　介護保険第 2 号被保険者 1 人につき　年 16,600 円
所得割　介護保険第 2 号被保険者全員の賦課基準額の 2.25％

保険料の最高限度額は、年間 109 万円（基礎分の保険料 66 万円、支援金分の保険料 26 万円、介護分の保険料 17 万円）となっている。

国民健康保険料賦課基準額とは、所得割額を計算するもとになる額で、前年の所得額※1 から住民税基礎控除 43 万円※2 を引いたものである。

※1：ここでいう所得額とは、各種収入金額から必要経費等を差し引いた後の金額で、複数の所得がある場合は、その合計額となる。また、所得額には、分離課税となる各所得、山林所得を含む。（雑損失の繰越控除は控除しない。また、分離譲渡所得は特別控除後の金額を用いる。）

例　事業所得＝事業収入－必要経費
給与所得＝給与収入金額－給与所得控除額
雑所得＝次のアとイの合計額
ア　公的年金等の収入金額－公的年金等控除額
イ　雑収入（公的年金等除く）－必要経費

※2：住民税基礎控除 43 万円（所得額により、控除額が異なる場合がある）のみ引くことができる。他の扶養控除や社会保険料控除・医療費控除等の各所得控除、雑損失の控除は適用されない。

国民健康保険料賦課基準額に含まれる主な所得は以下のとおりである。

・給与所得（事業専従者給与等を含む）　・雑所得（公的年金所得を含む）　・利子所得
・配当所得※3　・不動産所得　・事業所得（営業・農業等）
・総合短期譲渡所得　総合長期譲渡所得（土地や建物以外の財産を売却したときの所得）
・分離短期譲渡所得　分離長期譲渡所得（土地・建物等を売却したときの所得で、特別控除後の金額）
・株式等に係る譲渡所得※3　・一時所得　・山林所得

◎　上記所得の合計金額が賦課基準額算定対象となるが、繰越損失等がある場合は、その控除後の金額となる（雑損失を除く）。

◎　障害年金、遺族年金、雇用保険、退職所得（退職後に年金として受け取る場合を除く）などは、賦課基準額算定対象に含まれない。

※3：配当所得と株式譲渡所得のうち、上場株式等の配当所得等および特定口座による上場株式等の譲渡所得（特定株式等譲渡所得）については、源泉徴収のみにより課税関係を終了することができる。源泉徴収のみで、課税関係を終了した場合は賦課基準額算定対象に含まれないが、これらを含めて確定申告をした場合は、株式譲渡益・配当所得等は賦課基準額算定対象に含まれる。

⑵ 保険料均等割額の軽減制度

①世帯の所得が軽減基準額以下の方

世帯主と加入者全員（旧国保被保険者含む）の前年所得の合計が下表の基準額以下と判明した世帯は均等割額を軽減する（申請の必要なし）。

世帯の軽減基準額	
7 割軽減	43 万円＋10 万円×（給与所得者等※2 の数－1）※1
5 割軽減	43 万円＋30.5 万円×（被保険者数と旧国保被保険者※3 数）＋10 万円×（給与所得者等※2 の数－1）※1
2 割軽減	43 万円＋56 万円×（被保険者数と旧国保被保険者※3 数）＋10 万円×（給与所得者等※2 の数－1）※1

・軽減基準日は、令和 7 年 4 月 1 日（賦課基準日）。ただし、新規加入世帯は、国保の資格を得た日

※1　下線部分は、給与所得者等が 2 名以上の場合に適用する。

※2　給与所得者等：給与収入 55 万円超の方と、公的年金等の収入額 60 万円超（65 歳未満）又は 125 万円超（65 歳以上）の方。

※3　旧国保被保険者：国保から後期高齢者医療制度へ移行された後も、引き続き国保加入者と同じ世帯にいる方。

②未就学児の均等割額軽減（令和 4 年度から実施）

未就学児がいる世帯に対し、該当未就学児の均等割額を 5 割軽減する。①の均等割額軽減が適用されている場合、軽減後の均等割額をさらに軽減する。

⑶ 特例対象被保険者等（非自発的失業者）の保険料軽減

平成 22 年 4 月から、本人の届出により軽減制度を開始した。該当する場合は、前年の給与所得を 30%に減額して保険料の計算をする。

⑷ 旧被扶養者の減免

国保資格取得日現在 65 歳以上の旧被扶養者の保険料を、申請により基礎分の保険料、支援金分の保険料の所得割額は全額免除、均等割額は加入から 2 年を経過する月まで 5 割減額とする。

※旧被扶養者：75 歳到達等により被用者保険を脱退して後期高齢者医療制度に移行した方に、国保加入直前まで扶養されていた方。

⑸ 産前産後期間の国民健康保険料免除

令和 6 年 1 月 1 日から、令和 5 年 11 月 1 日以降に出産予定の方・出産された方を対象に、出産（予定）日が属する月の前月（多胎妊娠の場合は 3 か月前）から出産（予定）日が属する月の翌々月までの計 4 か月間（多胎妊娠の場合は計 6 か月間）の保険料免除制度を開始した。

※出産とは、妊娠 85 日以上の分娩をいう（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む。）。

⑹ 保険料の減額・免除

災害等の場合で、区長が必要と認めるとき、本人の申請により一定期間保険料の減免を行うことができる（納期限前 7 日までに申請が必要）。

⑺ 保険料の納付方法

事業所管　保健福祉政策部保険料収納課収納係

被保険者は、保険料を次の方法で納付する。要綱を制定し、令和 2 年度より普通徴収に係る保険料の支払いを「原則口座振替」とした。

①口座振替　被保険者が指定した金融機関口座から、納期限ごとの振り替えにより納付する方法。

②納付書払い　被保険者が納付書により、区役所保険料収納課、各総合支所くみん窓口、各出張所(まちづくりセンターを除く)、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアの窓口で納付する方法。スマートフォン決済アプリやインターネット上でクレジットカードを利用した納付も行うことができる。

③特別徴収　国保加入者全員が 65 歳から 74 歳までの世帯で、一定の要件を満たす場合に、世帯主の年金からの天引きにより納付する方法（届出により口座振替への変更可）。

⑻ 保険料の納付相談

事業所管　保健福祉政策部保険料収納課徴収推進

未納世帯に対しては、文書や電話等の督促・催告により納付を促すとともに、期限内の納付が困難な世帯には、納付相談を行っている。支払い能力がありながら、納付意思のない納付義務者には、法の定めるところにより財産の差押え等の滞納処分を行っている。なお、平成30年度相当分より延滞金の徴収を開始した。

＜保険料年度別状況＞

年度	区分	調定 調定額 A	調定 1人あたり調定額	収入 収入額 B	収入 還付未済額 C	収入 収納額 D(B-C)	収入 不納欠損額 E	収入未済額 F(A-D-E)	収納率(%) (D/A×100)
5	現年分	25,890,810,535	153,730	23,542,820,989	58,742,635	23,484,078,354	382,620	2,406,349,561	90.70
	滞納繰越分	4,275,921,445		1,263,991,166	5,320,876	1,258,670,290	1,405,970,729	1,611,280,426	29.44
	計	30,166,731,980		24,806,812,155	64,063,511	24,742,748,644	1,406,353,349	4,017,629,987	82.02
6	現年分	28,328,643,272	173,541	25,859,879,483	66,627,044	25,793,252,439	620,494	2,534,770,339	91.05
	滞納繰越分	3,971,856,215		1,067,865,754	3,528,265	1,064,337,489	1,396,393,489	1,511,125,237	26.80
	計	32,300,499,487		26,927,745,237	70,155,309	26,857,589,928	1,397,013,983	4,045,895,576	83.15
7	現年分	27,500,463,531	171,873	25,116,374,994	78,265,176	25,038,109,818	483,061	2,461,870,652	91.05
	滞納繰越分	3,992,756,109		1,236,167,355	4,559,623	1,231,607,732	1,185,218,576	1,575,929,801	30.85
	計	31,493,219,640		26,352,542,349	82,824,799	26,269,717,550	1,185,701,637	4,037,800,453	83.41

4. 保険の給付

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課、 各総合支所くみん窓口、各出張所(まちづくりセンターを除く)
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課保険給付

国民健康保険に加入している被保険者が、区(保険者)から受けられる給付には、次の種類がある。

(1) 療養の給付（マイナ保険証や資格確認書等を提示して受ける診療）

病気やケガをしたとき、保険医療機関等にマイナ保険証や資格確認書等を提示し、その医療費の一部（一部負担金）を支払うことで、診療や薬の処方を受けることができる。残りの費用は国保から保険医療機関等に支払われる。

(2) 療養費

①急病などで、緊急その他やむを得ない理由により、マイナ保険証や資格確認書等を提示せずに診療を受けたとき（海外で受けた治療も対象）

②医師の指示により治療用装具を作ったとき

③柔道整復師により骨折・脱臼・捻挫・打撲等の治療を受けたとき

④医師の指示により、はり・きゅうやマッサージを受けたとき

上記のときに申請できる。その医療費の領収書と必要書類を審査のうえ、保険適用の範囲で支給する。

医療諸費（療養の給付等＋療養費等）

区分／年度	件　　数	費　用　額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
5	2,946,211	58,730,352,235	42,596,980,508	14,248,750,158	1,884,621,569
6	2,880,527	56,385,756,898	40,778,201,510	13,715,267,027	1,892,288,361
7	2,817,304	57,808,006,510	41,763,970,865	14,209,049,854	1,834,985,791

療養の給付等　　（対象者数は年度平均）

区分／年度	対象者数	件数	費用額	1人あたり受診件数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
5	168,417	2,862,885	57,951,755,894	17.00	20,242	344,097
6	163,239	2,800,967	55,622,351,272	17.16	19,858	340,742
7	160,005	2,740,388	57,038,814,668	17.13	20,814	356,481

療養費等

区分／年度	件　数	費　用　額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
5	83,326	778,596,341	561,283,802	215,901,134	1,411,405
6	79,560	763,405,626	549,733,096	212,097,623	1,574,907
7	76,916	769,191,842	553,908,258	213,518,093	1,765,491

(3) 高額療養費

①月間高額療養費

被保険者が同じ月内に、医療機関ごと個人ごとに支払った21,000円以上の一部負担金の合算額（70～74歳の方は、同一月の医療費の一部負担金全額の合計）が別表1の自己負担限度額を超えたときは、超えた金額が申請により支給される。

②外来療養に係る年間の高額療養費（外来年間合算）

70歳以上の方で、基準日時点の世帯所得区分が一般、Ⅰ・Ⅱいずれかで、1年間の外来自己負担額が年間上限を超えたときは、超えた金額が申請により支給される。

③限度額適用認定証

69歳までの方の医療費については、事前に「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付を受け、保険医療機関等の窓口に提示することにより、同一医療機関等のひと月分の支払いが、一部負担金の自己負担限度額までとなる。

70～74歳の方は、資格確認書等と高齢受給者証を保険医療機関等の窓口に提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなる。なお、現役並みⅠ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」、Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を事前に受け、保険医療機関等の窓口に提示することにより、同一医療機関等のひと月分の支払いが別表1の自己負担限度額となる。

区分／年度	件　数	金　額
令和5年度	95,774	5,747,777,676
令和6年度	92,594	5,474,199,630
令和7年度	88,699	5,755,664,226

年度別内訳

年度		合算分		単独分				他法併用分	合計
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他		
5	件数	8,806	34,511	7,388	10,409	12,052	13,271	9,337	95,774
	高額療養費(円)	257,397,102	379,312,378	825,059,444	650,396,045	1,996,715,399	576,991,515	1,061,905,793	5,747,777,676
6	件数	8,511	31,372	7,500	10,100	14,369	14,219	6,523	92,594
	高額療養費(円)	245,479,315	330,550,276	849,051,622	603,732,329	2,260,066,839	509,935,749	675,383,500	5,474,199,630
7	件数	7,738	28,191	7,782	8,835	14,567	14,906	6,680	88,699
	高額療養費(円)	223,917,182	282,239,215	944,475,126	599,032,600	2,438,282,259	539,251,268	728,466,576	5,755,664,226

(4) 高額介護合算療養費

世帯内で国保・介護の両保険からの給付を受け、1年間（前年8月～7月末）の自己負担額の合算額が、別表2（69歳以下の方）、別表3（70～74歳の方）の高額介護合算算定基準額を超えた場合に、超えた金額が申請により支給される。

区分／年度	件数	金　額
令和5年度	266	7,917,546
令和6年度	258	7,205,690
令和7年度	247	7,772,976

(5) 出産育児一時金・葬祭費

①出産育児一時金（1 児あたり 500,000 円）

被保険者が出産したとき、世帯主の申請により支給する。

また、妊娠 85 日以上の死産・流産・人工妊娠中絶も支給対象となる（医師等の証明が必要）。

支給方法／①直接支払制度と②受取代理制度は、区（保険者）から医療機関等に出産費用として 50 万円を限度に直接支払う。③償還払（①、②以外の場合）は、出産費用を全額医療機関等へ支払った後、世帯主が申請を行うことで世帯主に支給する。

申請方法／①の場合：世帯主と出産予定の医療機関等で、申請・受取に係る代理契約を直接取り交わす（※1）②の場合：世帯主からの事前申請（出産予定日の 2 か月前から出産日まで受付）が必要（※2）③の場合：世帯主からの申請が必要

※1　区の窓口での申請手続きは原則不要だが、出産費用が支給額を下回った場合、その差額は世帯主に支給する。該当の方には差額支給申請書を郵送する。

※2　出産費用が支給額を下回った場合、その差額は世帯主に支給する。事前に申請書で指定した口座に振り込む。

ただし、職場の健康保険等に1年以上本人として加入していた方が退職後6か月以内に出産した場合は、職場の健康保険等から出産育児一時金が支給されることがある。職場の健康保険等から支給を受ける場合は、国保からは支給されない。

②葬祭費（亡くなられた方お 1 人につき 70,000 円）

被保険者が死亡したとき、葬祭を行いその葬儀費用を支払った方の申請により、支給する（葬儀代金の領収書の写しを添付）。

ただし、職場の健康保険等に本人として加入していた方が、国保加入後 3 か月以内に亡くなり、加入していた健康保険等から葬祭費や埋葬料が支給される場合には、国保からは支給されない。

③結核・精神医療給付金

結核医療を受けている方で住民税が非課税の方は申請により対象の自己負担金(医療費の 5%)が不要になる。

自立支援医療受給者証を非課税の判定で受けた方は対象の自己負担金(医療費の 10%)が不要になる。

出産育児一時金その他

区分／年度	出産育児一時金		葬祭費		結核･精神医療給付金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
5	520	255,760,000	685	47,950,000	57,638	67,987,620	58,843	371,697,620
6	496	247,680,000	632	44,240,000	60,687	70,768,729	61,815	362,688,729
7	478	239,000,000	592	41,440,000	62,828	73,081,202	63,898	353,521,202

別表１　高額療養費自己負担限度額

●69 歳までの方　令和８年８月～自己負担限度額の見直し予定

所得区分			自己負担限度額
ア	住民税課税世帯	世帯の賦課基準額※2 が 901 万円超および所得の確認ができない世帯	252,600 円　＋　（総医療費〔10 割〕－842,000 円）×1% （140,100 円）※3
イ		世帯の賦課基準額※2 が 600 万円超 901 万円以下	167,400 円　＋　（総医療費〔10 割〕－558,000 円）×1% （93,000 円）※3
ウ		世帯の賦課基準額※2 が 210 万円超 600 万円以下	80,100 円　＋　（総医療費〔10 割〕－267,000 円）×1% （44,400 円）※3
エ		世帯の賦課基準額※2 が 210 万円以下	57,600 円 （44,400 円）※3
オ	住民税非課税世帯		35,400 円 （24,600 円）※3

●70～74 歳の方※1　令和８年８月～自己負担限度額の見直し予定

適用区分	自己負担限度額	
	外来（個人）	入院及び世帯の合算
現役並みⅢ ※4	252,600 円＋（総医療費〔10 割〕－842,000 円）×1% （140,100 円）※3	
現役並みⅡ ※5	167,400 円＋（総医療費〔10 割〕－558,000 円）×1% （93,000 円）※3	
現役並みⅠ ※6	80,100 円＋（総医療費〔10 割〕－267,000 円）×1% （44,400 円）※3	
一般 ※7	18,000 円 （年間 144,000 円上限）	57,600 円 （44,400 円）※3
Ⅱ ※8	8,000 円	24,600 円
Ⅰ ※9	8,000 円	15,000 円

※1　満 75 歳になった月の自己負担限度額は、特例として半額になる（1 日生まれは除く）。
※2　賦課基準額　P418・419　**3 保険料**参照
※3　（　　）内は、同一世帯で過去 12 か月のうち、4 回以上高額療養費に該当した場合の 4 回目以降の限度額
※4　現役並みⅢとは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が 3 割の方で、課税所得 690 万円以上
※5　現役並みⅡとは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が 3 割の方で、課税所得 380 万円以上 690 万円未満
※6　現役並みⅠとは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が 3 割の方で、課税所得 145 万円以上 380 万円未満
※7　一般とは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が 2 割で、住民税課税世帯の方
※8　Ⅱとは、高齢受給者証記載の一部負担金の割合が 2 割で、世帯主及び国保加入者全員が住民税非課税の方
※9　Ⅰとは、Ⅱのうち、各人の年金収入が 80 万 6,700 円以下でその他の所得がない方

別表２　69 歳以下の高額介護合算算定基準額

所得区分	69 歳以下基準額
世帯の賦課基準額※2 が 901 万円超および 所得の確認ができない世帯	212 万円
世帯の賦課基準額※2 が 600 万円超 901 万円以下	141 万円
世帯の賦課基準額※2 が 210 万円超 600 万円以下	67 万円
世帯の賦課基準額※2 が 210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

別表３　70～74 歳の高額介護合算算定基準額

適用区分	70～74 歳基準額
現役並みⅢ ※4	212 万円
現役並みⅡ ※5	141 万円
現役並みⅠ ※6	67 万円
一般 ※7	56 万円
Ⅱ ※8	31 万円
Ⅰ ※9	19 万円

※2～9 はP424 参照

5. 特定健診 、特定保健指導

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課特定健診係
事業の概要、目的	世田谷区国民健康保険の 40 歳から 74 歳の加入者に対し、生活習慣病予防および疾病の早期発見・早期治療を図ることを目的として、特定健診を実施している。また特定健診の結果、生活習慣改善が必要な人に対して、特定保健指導を実施している。
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律
事業の開始	平成 20 年 6 月
対　　象	世田谷区国民健康保険に加入している 40 歳から 74 歳までの被保険者
予　　算	**［歳出］** 844,335,000 円
決　　算	**［歳出］** 760,378,128 円 **［歳入］**［都］156,024,000 円［他］604,354,128 円

6. 国民健康保険事業の運営に関する協議会

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課管理係		
事業の概要、目的	区長の諮問機関として、国民健康保険の給付や保険料の徴収等、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項について、審議するため設けられている。 **委員構成（定員 20 人）** 被保険者を代表する委員　6 人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員　6 人 公益を代表する委員　6 人 被用者保険等保険者を代表する委員　2 人		
根拠法令等	国民健康保険法 第 11 条 ［国］国民健康保険法施行令 第 3 条～第 5 条 ［区］世田谷区国民健康保険条例 第 2 条及び第 3 条		
予　算	**［歳出］** 499,000 円	**決　算**	**［歳入］**［他］247,799 円 **［歳出］** 247,799 円

7. 保険財政

国民健康保険の財政は、都支出金・保険料・繰入金等をもって、保険給付や事務費などに充てている。令和７年度の財政状況は次のとおりである。

（1）歳入総額　827億4,370万円

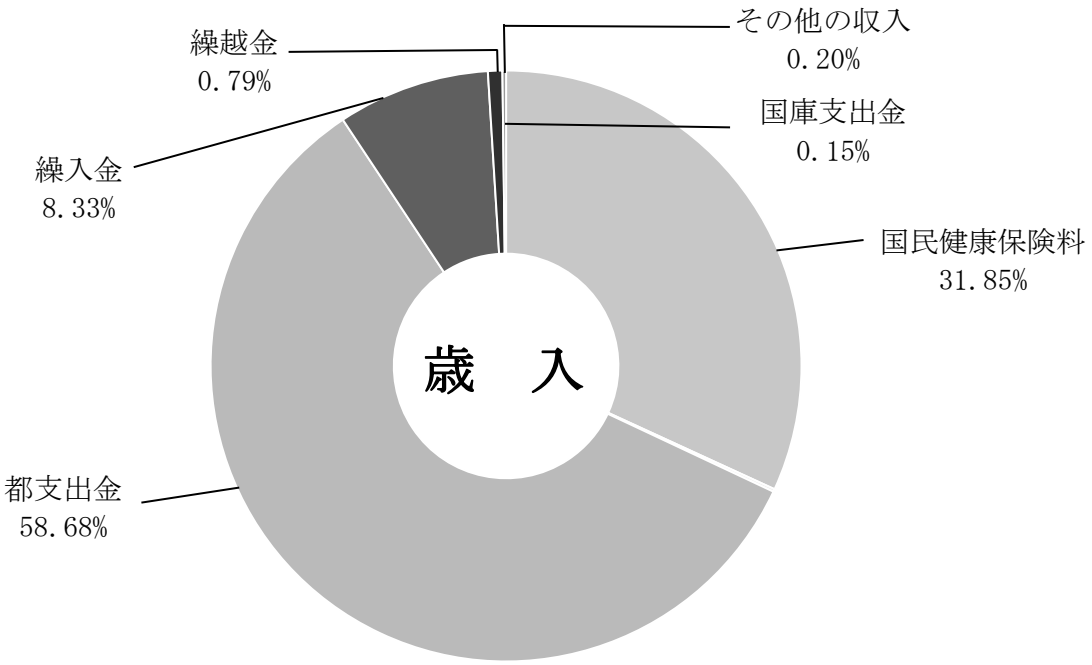

（2）歳出総額　820億4,324万円

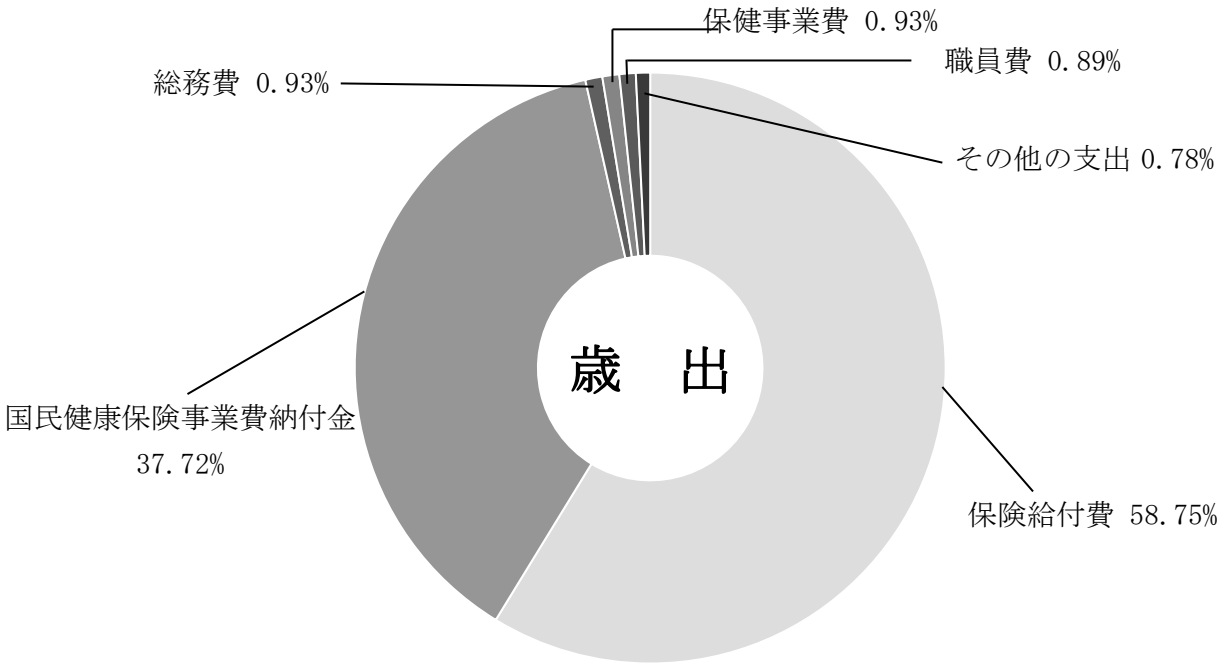

（1）歳入状況　　（金額単位：円）

項目＼年度	5	6	7
国民健康保険料	24,806,812,155	26,927,745,237	26,352,542,349
	29.13%	32.39%	31.85%
国庫支出金	3,316,000	68,282,000	121,736,000
	0.00%	0.08%	0.15%
都支出金	49,596,235,793	47,495,307,685	48,559,417,120
	58.25%	57.14%	58.68%
繰入金	9,949,069,000	7,866,397,000	6,894,853,000
	11.68%	9.46%	8.33%
繰越金	642,951,078	620,184,484	651,328,720
	0.76%	0.75%	0.79%
その他の収入	150,577,744	147,997,305	163,821,640
	0.18%	0.18%	0.20%
歳入総額	85,148,961,770	83,125,913,711	82,743,698,829

（2）歳出状況　　（金額単位：円）

項目＼年度	5	6	7
総務費	399,202,472	501,999,830	764,340,545
	0.47%	0.61%	0.93%
職員費	664,736,727	712,312,953	732,333,256
	0.79%	0.86%	0.89%
保険給付費	49,066,686,232	46,961,441,717	48,203,793,768
	58.05%	56.94%	58.75%
国民健康保険事業費納付金	32,975,626,462	33,018,518,633	30,945,185,169
	39.01%	40.03%	37.72%
保健事業費	779,492,954	747,395,179	760,378,128
	0.92%	0.91%	0.93%
その他の支出	643,032,439	532,916,679	637,210,981
	0.76%	0.65%	0.78%
歳出総額	84,528,777,286	82,474,584,991	82,043,241,847

※各項目の下段は歳入歳出総額に占める割合

3. 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度

医療費が増大する中、国民皆保険を維持しながら、将来にわたって安心して医療を受けられるようにするため、平成 18 年 6 月に医療制度改革関連法が成立し抜本的な医療制度の見直しが行われた。その一つとして、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、高齢者の医療費を安定的に支えていくため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき 75 歳以上の新しい医療制度として平成 20 年 4 月より開始した。

1. 保険者・被保険者

(1) 保険者	各都道府県のすべての市区町村で構成する後期高齢者医療広域連合 東京都内は東京都後期高齢者医療広域連合(以下、広域連合)
(2) 被保険者	75 歳以上の者 65 歳～74 歳で一定の障害があり、申請し認定を受けた者 （生活保護を受給している者や適用除外とすべき理由のある者を除く。）

2. 資格の取得・喪失

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療 各総合支所くみん窓口、各出張所
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療
(1) 資格取得	75 歳になったとき 65～74 歳の方が障害認定を受けたとき 後期高齢者医療制度の被保険者が転入したとき 75 歳以上の方が生活保護を廃止したとき
(2) 資格喪失	後期高齢者医療制度の被保険者が転出または死亡したとき 75 歳以上の方が生活保護を受給したとき

＜世田谷区内の被保険者の人数＞

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
後期高齢者医療被保険者数	105,109 人	107,518 人	108,965 人

3. 保険料

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療 納付のみ…保険料収納課、各総合支所くみん窓口、各出張所
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療
(1) 保険料の賦課	**保険料の計算方法（令和 7 年度）** 保険料は、均等割額と所得割額の合計で、個人単位に賦課される。 保険料額（年額）＝均等割額　47,300 円＋所得割額（賦課のもととなる所得金額×所得割率 9.67%） 保険料の上限は一人あたり年 80 万円 令和８年度から「子ども・子育て支援制度」の導入に伴い、保険料の計算方法が変わる。 **低所得者等への保険料の軽減** ① 均等割額の軽減

	世帯主と被保険者全員の所得額の合計
7 割を軽減	43 万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10 万円 以下
5 割を軽減	43 万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10 万円＋30.5 万円×（被保険者数） 以下
2 割を軽減	43 万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10 万円＋56 万円×（被保険者数） 以下

<table>
<tr><td></td><td>※65 歳以上（令和 7 年 1 月 1 日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除 15 万円を差し引き軽減判定する。
②所得割額の軽減
<table><tr><td>所得金額－43 万円（合計所得金額が 2,400 万円以下の場合）</td><td>所得割額の減額割合</td></tr><tr><td>15 万円以下</td><td>50％を減額</td></tr><tr><td>20 万円以下</td><td>25％を減額</td></tr></table>③被扶養者だった方の軽減
後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険等（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料を軽減する。
<table><tr><td></td><td>加入から 2 年を経過する月まで</td><td>加入から 2 年経過後</td></tr><tr><td>均等割額</td><td>5 割軽減</td><td>軽減なし</td></tr><tr><td>所得割額</td><td colspan="2">負担なし</td></tr></table>※低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先される。</td></tr>
<tr><td>(2) 保険料の徴収</td><td>［保険料の徴収方法］
保険料は、原則として、公的年金から天引きされる（特別徴収）。
ただし、世田谷区の介護保険料が年金天引きされていない場合等、特別徴収できない場合は、納付書や口座振替により納める（普通徴収）。
［特別徴収から口座振替に変更できる措置（特例）］
特別徴収の方は申請により、口座振替による支払いに変更できる。</td></tr>
<tr><td>(3) 保険料の徴収猶予、減額・免除</td><td>被保険者は、災害等により大きな損害を受けた時や、突発的な事業の休廃止、失業、長期入院等の事情により収入が著しく減少し、利用し得る資産（預貯金を含む）等の活用を図ったにもかかわらず、保険料の納付が困難な時は、申請により保険料の徴収猶予、または減免となる場合がある。</td></tr>
</table>

＜保険料収納状況＞

区分／年度		調定収入 調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納額 D(B-C)	不納欠損額 E	収入未済額 F(A-D-E)	収納率(%) (D/A×100)
5	現年分	14,422,983,800	14,292,662,400	28,027,300	14,264,635,100	0	158,348,700	98.90%
	滞納繰越分	243,342,510	132,764,400	1,043,000	131,721,400	33,232,500	78,388,610	54.13%
	計	14,666,326,310	14,425,426,800	29,070,300	14,396,356,500	33,232,500	236,737,310	98.16%
6	現年分	15,823,435,800	15,676,775,684	25,914,600	15,650,861,084	0	172,574,716	98.91%
	滞納繰越分	238,989,710	136,815,638	1,553,600	135,262,038	28,786,010	74,941,662	56.60%
	計	16,062,425,510	15,813,591,322	27,468,200	15,786,123,122	28,786,010	247,516,378	98.28%
7	現年分	16,954,261,200	16,797,460,282	23,557,284	16,773,902,998	0	180,358,202	98.94%
	滞納繰越分	249,041,478	146,875,802	375,300	146,500,502	34,666,500	67,874,476	58.83%
	計	17,203,302,678	16,944,336,084	23,932,584	16,920,403,500	34,666,500	248,232,678	98.36%

4. 保険の給付

<table>
<tr><td>窓　　口</td><td>保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療
各総合支所くみん窓口、各出張所</td></tr>
<tr><td>事業所管</td><td>保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療</td></tr>
<tr><td>(1)療養の給付</td><td>広域連合は、被保険者が保険医療機関等で受診したとき必要な保険給付を行う。被保険者は、医療費のうち、一部負担金（現役並み所得者は3割、それ以外は1割または2割）を保険医療機関等に支払い、残りの額は、広域連合が保険医療機関等に支払う。</td></tr>
<tr><td>(2)入院時食事療養費</td><td>被保険者は、保険医療機関に入院した際の食費に要した費用のうち、食事療養標準負担額（食費の自己負担額）を保険医療機関に支払い、残りの額を広域連合が保険医療機関に支払う。

<table>
<tr><td colspan="3">食事療養標準負担額</td><td colspan="3">1食につき</td></tr>
<tr><td colspan="3">所得区分</td><td>～令和7年
3月31日</td><td>令和7年4月1日～
令和8年5月31日</td><td>令和8年
6月1日～</td></tr>
<tr><td colspan="3">現役並み所得、一般Ⅰ・Ⅱ</td><td>490円</td><td>510円</td><td>550円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住民税
非課税等
※1</td><td rowspan="2">区分Ⅱ</td><td>入院90日以内</td><td>230円</td><td>240円</td><td>270円</td></tr>
<tr><td>入院91日以上
（長期入院該当※2）</td><td>180円</td><td>190円</td><td>220円</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分Ⅰ</td><td>110円</td><td>110円</td><td>130円</td></tr>
</table>
※1　区分Ⅱ・・・住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ・・・①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入は806,700円（令和8年8月1日からは826,500円）を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）、または
②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方
※2　区分Ⅱの減額認定を受けていた期間の入院日数が、過去12か月で90日を超える場合</td></tr>
<tr><td>(3) 入院時生活療養費</td><td>被保険者は、保険医療機関の療養病床に入院した際の食費及び居住費に要した費用のうち、生活療養標準負担額（食費・居住費の自己負担額）を保険医療機関に支払い、残りの額を広域連合が保険医療機関に支払う。

生活療養標準負担額（　）は～令和7年3月31日、【　】は令和8年6月1日～
<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">所得区分</td><td colspan="2">食費（1食につき）</td><td>居住費（1日につき）</td></tr>
<tr><td>入院医療の必要性が低い方</td><td>入院医療の必要性が高い方</td><td rowspan="3">370円
【430円】</td></tr>
<tr><td colspan="3">現役並み所得
一般Ⅰ・Ⅱ</td><td>510円（490円）
【550円】
医療機関により
470円（450円）
【510円】</td><td>510円（490円）
【550円】
医療機関により
470円（450円）
【510円】</td></tr>
<tr><td rowspan="3">住民税
非課税等</td><td colspan="2">区分Ⅱ</td><td>240円
（230円）
【270円】</td><td>240円（230円）
【270円】
長期入院該当で
190円（180円）
【220円】</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分Ⅰ</td><td>140円（140円）
【160円】</td><td>110円（110円）
【130円】</td><td rowspan="2">0円</td></tr>
<tr><td></td><td>老齢福祉年金受給者</td><td>110円（110円）
【130円】</td><td>110円（110円）
【130円】</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

(4) 療養費

広域連合は、療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき、緊急その他のやむを得ない理由によりマイナ保険証・資格確認書等を提示せず保険医療機関等にかかったとき等に、療養の給付等に代えて療養費を支給することができる。療養費の額は、広域連合が定める。療養費は、広域連合が被保険者へ支払う（受領委任を取り扱う柔道整復師、はり師、きゅう師およびあん摩マッサージ指圧師の施術を受けた場合は、施術者へ支払うこともできる）。

(5) 高額療養費

広域連合は1ヵ月間に被保険者が負担する一部負担金の額が高額となった場合、自己負担限度額を超えた部分を高額療養費として支給する。
なお、令和8年8月に高額療養費制度の見直しが予定されている。

自己負担限度額（～令和8年7月31日）

<table>
<tr><th>負担割合</th><th colspan="3">所得区分</th><th>外来（個人ごと）</th><th>外来+入院（世帯ごと）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3割</td><td colspan="3">現役並み所得Ⅲ（課税所得690万円以上）</td><td colspan="2">252,600円+（10割分の医療費－842,000円）×1%
＜140,100円※1＞</td></tr>
<tr><td colspan="3">現役並み所得Ⅱ（課税所得380万円以上）</td><td colspan="2">167,400円+（10割分の医療費－558,000円）×1%
＜93,000円※1＞</td></tr>
<tr><td colspan="3">現役並み所得Ⅰ（課税所得145万円以上）</td><td colspan="2">80,100円+（10割分の医療費－267,000円）×1%
＜44,400円※1＞</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2割</td><td rowspan="2">一般Ⅱ</td><td>令和7年9月診療まで</td><td>6,000円＋（10割分の医療費－30,000円）×10%
または18,000円
のいずれか低い方
（144,000円※2）</td><td rowspan="2">57,600円
＜44,400円※1＞</td></tr>
<tr><td>令和7年10月診療より</td><td>18,000円
（144,000円※2）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1割</td><td colspan="2">一般Ⅰ</td><td>18,000円
（144,000円※2）</td><td>57,600円
＜44,400円※1＞</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民税非課税等</td><td>区分Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td></tr>
<tr><td>区分Ⅰ</td><td>15,000円</td></tr>
</table>

※1　過去12ヵ月間に高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない。なお、現役並み所得者は、個人の外来のみで「外来＋入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も多数回該当の回数に含む。

※2　1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の外来の自己負担額の合計額には、144,000円の上限がある。

(6) 移送費

移動が困難な重病人が、緊急的にやむを得ず医師の指示により転院する場合などの移送にかかった費用を広域連合が審査し、必要と認めた場合に支給する。

<table>
<tr><td>(7) 高額介護合算療養費</td><td>同一世帯の被保険者において、後期高齢者医療制度と介護保険の両方の自己負担が発生している場合、年間の自己負担額を合計して、自己負担限度額を超えたときに、その超えた部分の金額を後期高齢者医療制度と介護保険のそれぞれから支給する。自己負担限度額は、所得区分により異なる。

自己負担限度額（毎年８月～翌年７月の１年間）
<table>
<tr><th>負担割合</th><th colspan="2">所得区分</th><th>後期高齢者医療制度
＋介護保険</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3 割</td><td colspan="2">現役並み所得Ⅲ（課税所得 690 万円以上）</td><td>212 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">現役並み所得Ⅱ（課税所得 380 万円以上）</td><td>141 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">現役並み所得Ⅰ（課税所得 145 万円以上）</td><td>67 万円</td></tr>
<tr><td>2 割</td><td colspan="2">一般Ⅱ</td><td>56 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">1 割</td><td colspan="2">一般Ⅰ</td><td>56 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民税非課税等</td><td>区分Ⅱ</td><td>31 万円</td></tr>
<tr><td>区分Ⅰ</td><td>19 万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(8) 特定疾病療養受療証</td><td>先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の方には、一部負担金が 1 つの医療機関につき 1 ヵ月 10,000 円に減額される「特定疾病療養受療証」が申請により交付される。</td></tr>
<tr><td>(9) 一部負担金の減額・免除</td><td>被保険者が、災害等により重大な損害を受けたときや世帯主が死亡したときなど、一時的に生活が困難となり、預貯金など利用できる資産等を活用したにもかかわらず、一部負担金を支払うことが困難であると広域連合が認めた場合、一部負担金を減額、免除または徴収を猶予することができる。</td></tr>
</table>

＜療養の給付実績＞

		令和５年度	令和６年度	令和７年度
支払額（円）		90,723,611,669	93,505,155,774	97,307,230,126
総件数（件）		3,436,381	3,546,045	3,614,242
内訳	医科　入院	64,500	65,408	66,949
	医科　入院外	1,722,254	1,773,363	1,804,639
	歯科	371,025	387,869	399,250
	調剤	1,263,626	1,303,275	1,325,890
	訪問看護	14,976	16,130	17,514

5. 長寿健診、高齢者の保健事業

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課特定健診係
事業の概要、目的	東京都後期高齢者医療広域連合からの委託に基づき、後期高齢者医療制度の加入者に対し、生活習慣病予防および疾病の早期発見・早期治療を図ることを目的として、健康診査及び保健事業を実施している。
事業の開始	平成 20 年６月
対象	後期高齢者医療制度に加入している区民
予　算	**［歳出］** 660,123,000 円
決　算	**［歳入］**［他］ 594,206,130 円　**［歳出］** 594,206,130 円

6. 葬祭費の支給

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療 各総合支所くみん窓口、各出張所
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療
事業の概要、目的	後期高齢者医療制度の被保険者が死亡し、葬祭を執行したときに、申請により 70,000 円を支給する。
根拠法令等	［区］世田谷区後期高齢者医療葬祭費支給要綱 世田谷区後期高齢者医療被保険者葬祭給付金支給要綱
対象	葬祭を執行した方
予　算	**［歳出］**426,300,000 円
決　算	**［歳入］**［他］357,960,000 円　**［歳出］**357,960,000 円

＜実績＞

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
支払額	371,610,000 円	373,170,000 円	357,960,000 円
総件数	5,309 件	5,331 件	5,114 件

7. 保険財政

事業所管	保健福祉政策部国保・年金課後期高齢者医療		
医療費の財源	患者負担分を除いた医療費について、公費（国、都、区）で約 5 割、若年者（74 歳以下）の健康保険からの支援金で約 4 割、後期高齢者医療制度被保険者の保険料で約 1 割を負担する。		
予　算	**［歳出］**26,868,103,000 円　（葬祭費, 長寿健診等は含まない）	**決　算**	**［歳入］**［都］9,979,000 円　［他］27,709,999,723 円 ※翌年度への繰越金（保険料の過誤納分等）を含む **［歳出］**26,359,663,389 円

4. 国民年金

国民年金

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした制度である。
平成22年1月に社会保険庁が廃止され、「日本年金機構」が設立された。社会保険事務所は「年金事務所」と名称が変更された。国は公的年金制度の財政や制度改革を担い、日本年金機構は公的年金の一連の運営業務を担っている。区市町村は法定受託事務として、資格取得届、保険料免除・納付猶予申請書、年金請求書などの受理・審査・報告を行っている。
国は人生100年時代を背景として、働き方の多様化や高齢期の長期化に対応し、将来世代の年金水準の確保を図り、持続可能な社会保障制度の構築をめざして、近年、年金制度改革を急速に進めている。また、被保険者の利便性向上のため、国は電子申請による届出を推進し、区はその周知を行っている。
⑴ 中小企業の厚生年金の適用拡大（平成29年4月、令和4年10月）
⑵ 老齢基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮（平成29年8月）
⑶ 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除（平成31年4月）
⑷ 年金生活者支援給付金の創設（令和元年10月）
⑸ マイナポータルから日本年金機構への電子申請を開始（令和4年5月）

1. 保険者・被保険者

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係（第1号被保険者、任意加入被保険者） 管轄の年金事務所（第2号被保険者、第3号被保険者）
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係

保険者：政府（厚生労働省）
被保険者：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は原則として全員が加入することになっている（外国籍の人も含む）。

⑴ 第1号被保険者
自営業者・自由業者などとその配偶者及び学生（次の第2号・第3号被保険者に該当しない人）

⑵ 第2号被保険者（厚生年金被保険者になることによって自動的に第2号被保険者となる。）
厚生年金の被保険者で、70歳未満の人。ただし、65歳以上で老齢（退職）年金を受給できる人を除く。

⑶ 第3号被保険者
厚生年金の被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人。配偶者の勤務先へ届け出て、確認を受けることにより該当となる（令和2年4月より原則国内居住が要件となった）。

⑷ 任意加入被保険者
① 60歳以上65歳未満で年金額が満額に満たない人。
② 65歳以上70歳未満で受給資格期間が不足している人（昭和50年4月1日以前生まれの人のみ）。
③ 国外に居住する日本人で、⑴ 20歳以上65歳未満の人 ⑵ 65歳以上70歳未満で受給資格期間が不足している人（昭和40年4月1日以前生まれの人のみ）。

被保険者の推移

年度	第1号強制加入被保険者	任意加入被保険者	第3号被保険者	合計 (A)	不在被保険者 (B)	実在被保険者(A-B)	免除被保険者
5	129,142	3,321	50,250	182,713	1,796	180,917	41,279
6	125,015	3,308	49,678	178,001	1,775	176,226	32,105
7	128,646	3,425	47,407	179,478	1,616	177,862	41,721

2. 資格の取得・喪失

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係 各総合支所くみん窓口、各出張所(まちづくりセンターを除く)（60 歳以降の任意加入は国保･年金課国民年金係のみ) 第2 号被保険者、第3 号被保険者は、管轄の年金事務所
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係

次のようなときには、届出が必要である。

届出の種類	届出が必要なとき
1号加入届	会社等を退職したとき（厚生年金加入者でなくなるとき）
	会社等に勤務する配偶者の扶養から外れたとき（厚生年金加入者の扶養から外れたとき）
	国外から転入したとき　(転入後に第1号被保険者になるとき）
(1号喪失届)	会社等に就職したとき ※厚生年金に加入すると自動的に喪失されるため基本的に不要
任意加入届	出国期間に任意加入したいとき（日本国籍の方に限る）
	60歳以上で老齢基礎年金の受給開始前に任意加入したいとき
任意加入の喪失届	任意加入をやめたいとき

3. 基礎年金番号通知書

窓　　口	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係、各総合支所くみん窓口、 各出張所(まちづくりセンターを除く）（第1 号被保険者のみ) 管轄の年金事務所（すべての被保険者)
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係

年金事務所は、区市町村長から新規資格取得に関する届出の報告を受けたときは、基礎年金番号通知書を作成し、被保険者に交付することになっている。この通知書に記載されている基礎年金番号は、すべての年金で共通して使用するもので、厚生年金に移行するときにも必要なものである。
なお、令和4 年4 月から、年金手帳の交付は廃止され、基礎年金番号通知書の交付に変わった（すでに交付済みの年金手帳は、基礎年金番号を明らかにする書類等として引き続き使用可能)。

4. 保険料

窓　　口	世田谷年金事務所（保険料免除申請は保健福祉政策部国保・年金課国民年金係)
事業所管	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係

(1) 保険料額

種別	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
定額保険料	月額　16,520 円	月額　16,980 円	月額　17,510 円
付加保険料	月額　400 円	月額　400 円	月額　400 円

(2) 納付義務者

保険料を納付する義務のあるものは、第一次的には被保険者本人だが、被保険者の属する世帯主、配偶者にも連帯して納付の義務がある。第2 号被保険者は本人の給料から控除されるが、第3 号被保険者は、個々に納付する必要はなく、厚生年金制度が拠出するしくみになっている。

(3) 納付の方法（第1 号被保険者および任意加入被保険者)

平成14 年4 月から地方分権一括法に伴う改正により、保険料は直接国へ納付することとなった。平成22 年1 月より納付書は、日本年金機構から送られ、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納める方法をとっている。なお、銀行等の口座から自動的に納めることのできる口座振替（自動払込）やクレジットカード納付、インターネットバンキング、スマートフォンアプリでの決済などの制度も採用し、

納付の機会を拡大している。前納割引制度有り。

保険料は加入したときから60歳になる前月分まで納めるが、将来、より高い年金を希望する人には、保険料を1か月400円上積みして納める付加年金のしくみもある。

なお、保険料は法律の定めるところの保険料額を基準に物価や賃金の伸びに合わせて調整されている。各月の保険料の納期限は、その翌月末日。

⑷ 保険料免除等

次に該当する人は保険料の免除制度がある（申請が必要）。ただし、任意加入の被保険者には、(1)自己の意思で加入、(2)脱退が自由にできる、等の理由から除外される。

〈法定免除〉

①障害年金・障害基礎年金・障害厚生年金（1、2級）、障害共済年金（1、2級）、そのほか政令で定める給付の受給権者になったとき

②生活保護法による生活扶助を受けるとき。

③②に掲げるもののほか、厚生労働省大臣が指定する施設に入所しているとき。

※平成26年4月より納付申出により納付も可能となった。

〈申請免除〉

①前年の所得がその人の扶養親族等の有無及び数に応じた政令に定める基準額以下であるとき。

②被保険者または世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助またはこれに相当する援助（教育・住宅・医療・生業などの扶助・援助）を受けているとき。

③地方税法の障害者、寡婦、ひとり親で前年の所得が政令で定めた額以下のとき。

④天災・失業等厚生労働省令で定める事由に該当して、保険料の納付が著しく困難であると認められるとき。

申請免除は、保険料の全額が免除される制度（全額免除）に加えて、前年の所得により平成14年4月からは保険料の半額、平成18年7月からは保険料の4分の1、4分の3を納付する制度が加わった。受給資格期間に算入され、老齢基礎年金受給額には納付割合に応じて計算される。ただし、一部納付分を納めなかった場合は、除外される。

※平成26年4月より、申請時点の2年1カ月前の月分から申請できるようになった。

〈納付猶予〉 平成28年7月より施行

50歳未満の人で本人と配偶者の前年所得が基準以下であれば、納付が猶予される。受給資格期間には算入されるが、追納しない限り老齢基礎年金受給額には反映しない。（令和17年6月までの時限措置。なお、30歳未満の人の納付猶予については、平成17年4月より施行）

〈学生納付特例〉 平成12年4月より施行

本人の前年所得が基準以下の学生について、保険料の納付を猶予される制度である。学生納付特例期間は保険料を納める必要はないが、追納しない限り老齢基礎年金受給額には反映しない。海外の大学等の学生は対象にならない。

〈産前産後期間の免除〉 平成31年4月より施行

出産日が平成31年2月1日以降の人が対象。出産月（予定を含む）の前月から4カ月間（双子等のときは出産月の3カ月前から6カ月間）の保険料が免除される。出産予定日の6カ月前から届出可能。なお、産前産後期間の免除は保険料納付済期間として扱われる。

※出産には妊娠85日以上の死産・流産・早産を含む。

⑸ 追　納

保険料免除等の承認を受けた人が、免除期間中の保険料を追納することによって、より有利な給付が受けられるよう保障しようとするものである。この追納をするときは、10年以内の最も古い月分から順次納めることになっている。但し、学生納付特例期間の追納が優先される。追納保険料額は、毎年厚生労働省が告示することになっている。（老齢基礎年金の受給権者は追納できない。）

5. 国民年金の給付

窓　　口	(1) 老齢基礎年金 第1号被保険者期間のみの人：国保・年金課国民年金係 第3号被保険者期間、カラ期間、厚生年金や共済組合期間ある人：世田谷年金事務所 (2) 障害・遺族基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金、死亡一時金など： 国保・年金課国民年金係

事業所管	保健福祉政策部国保・年金課国民年金係	
種類	支給要件	令和7年度の給付額
老齢基礎年金	保険料納付済期間や第3号被保険者期間、保険料免除期間、学生納付特例の適用を受けた期間、厚生年金被保険者期間、共済組合員期間等と合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人に原則として65歳から支給。（一定の制限の下に60歳以上65歳未満の間の希望する時期から繰上げ、または66歳以上75歳未満の間の希望する時期から繰下げて受けることも可能）	40年間納めた場合 831,700円（829,300円）（〈注3〉参照） 昭和16年4月1日以前の出生者は生年月日により加入可能年数が短縮される。
付加年金	付加保険料を納めた人が老齢基礎年金を受けられるようになった時、上乗せして支給。	納付月数×200円
障害基礎年金	(1) 初診日までの加入期間の1／3以上保険料の未納がない人（令和18年3月までは初診日の属する月の前々月までの1年間に滞納のない人も含む）が、国民年金加入中や60歳以上65歳未満の期間に初診のある病気やケガにより、日常生活に著しい制限を受けるようになった時。 (2) 20歳前に初診のある障害により日常生活に著しい制限を受けている状態にある人について20歳以降、所得や他年金の有無により支給。（海外居住中や服役中の人は支給が停止される。）	1級　1,039,625円（1,036,625円）（〈注3〉参照） 2級　831,700円（829,700円）（〈注3〉参照） 上記の級は年金法上の等級であって、身体障害者手帳等の等級とは異なる。20歳前障害は所得制限がある。 障害基礎年金受給者によって生計を維持される子がいる場合、手続きにより年金額が加算される（〈注1〉参照）。 ※子による加算は、児童扶養手当との受給額の調整がある。
遺族基礎年金	加入期間の1／3以上保険料の未納のない人（令和18年3月までは、死亡日の属する月の前々月までの1年間に滞納のない人も含む）または、老齢基礎年金の受給資格を満たした人（保険料納付済期間、保険料免除期間等を合算した期間が25年以上ある人に限る）が死亡した時に死亡者と生計をともにしていた18歳未満の子のある配偶者または子に、子が18歳になる年度末まで支給（重度障害の子については20歳まで）	子が一人ある配偶者は 1,071,000円(1,068,600円)（〈注3〉参照） 子が一人で受ける時は、831,700円 ※　子の数に応じて加算がある（〈注1〉参照）。 ※　死亡一時金は支給されない。 ※　子のない配偶者には支給されない。 ※　結婚している子は該当しない。
寡婦年金	1号被保険者の期間のみで老齢基礎年金の受給資格のある夫が、年金給付を受けずに死亡した時に、夫により生計維持されていた婚姻期間が10年以上ある老齢基礎年金を繰り上げ請求していない妻に60歳から65歳になるまでの5年間支給される。妻が再婚（事実婚も含む）したり、養子になると失権する。	夫が受けるはずであった老齢基礎年金額の3／4（ただし、妻自身が他の公的年金を受けられる場合、その年金との選択となる。） ※　寡婦年金を選択した場合、死亡一時金は支給されない。
死亡一時金	1号被保険者で保険料を3年以上納めた人が、年金給付を受けずに死亡した時、遺族基礎年金を受けられない生計同一の配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹のいずれかに支給（先順位者が優先）	納付月数（一部納付済の月数は、それぞれの割合で計算）に応じて　120,000～320,000円 （付加保険料を3年以上納めている場合は、8,500円が加算される。） ※　生計が別の遺族は該当しない。 ※　寡婦年金と死亡一時金を受給できる場合は、どちらか一方を選択します。

老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた人と、明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれて、保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付済み期間と免除期間を合わせた期間が一定以上あり、本来の老齢年金に該当しなかった人。	全額支給　424,900円 本人に公的年金がある時、全額または差額を除いた額が支給停止される。 ※ 所得による全部・一部停止がある。
特別障害給付金	(1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった昼間部の学生 (2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する人。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した人に限られる。なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象にならない。	1級　月額56,850円 2級　月額45,480円
年金生活者支援給付金	(1)老齢年金生活者支援給付金 ①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている ②請求される人の世帯全員の市町村民税が非課税となっている ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が809,000円（806,700円）以下である人 ※809,000円（806,700円）を超え909,000円（906,700円）以下の人には補足的老齢年金生活者支援給付金が支給される（老齢年金生活者支援給付金と算出方法は異なる）（〈注3〉参照） (2)障害年金生活者支援給付金 ①障害基礎年金を受けている ②前年の所得額が4,794,000円＋扶養親族の数×38万円以下である (3)遺族年金生活者支援給付金 ①遺族基礎年金を受けている ②前年の所得額が4,794,000円＋扶養親族の数×38万円以下である	(1) 老齢年金生活者支援給付金 ①と②の合計額 ① 保険料納付済期間に基づく額(月額)＝5,450円×保険料納付済期間/480月 ② 保険料免除期間に基づく額(月額)＝11,551円×保険料免除期間/480月 (2)障害年金生活者支援給付金 障害等級が1級の人：6,813円(月額) 障害等級が2級の人：5,450円(月額) (3)遺族年金生活者支援給付金 5,450円(月額)※2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,450円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われる。

〈注1〉子の加算額　一人目、二人目の子は一人につき239,300円、三人目以降の子は一人につき79,800円。
※子とは、18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で一定の障害の状態にある子（胎児については、出生以降、届出により加算される）。

〈注2〉年金額は社会経済情勢の変動に応じて自動的に給付水準が調整される。

〈注3〉令和5年度から、括弧内は昭和31年4月1日以前に生まれた人の給付額。

国民年金額改定一覧

年度	老齢基礎年金〈注3〉	障害基礎年金〈注3〉		遺族基礎年金〈注3〉	老齢福祉年金
		1級	2級	(配偶者と子1人)	全部支給
5	795,000(792,600)	993,750（990,750)	795,000(792,600)	1,023,700(1,021,300)	406,100
6	816,000(813,700)	1,020,000(1,017,125)	816,000(813,700)	1,050,800(1,048,500)	416,900
7	831,700(829,300)	1,039,625(1,036,625)	831,700(829,300)	1,071,000(1,068,600)	424,900

※老齢基礎年金および寡婦年金の金額は満額の場合であり、それぞれ保険料納付月数により異なる。

6.時　効

年金給付を受ける権利は、裁定請求を行わず、権利が発生してから 5 年を経過すると時効によって消滅する。また、保険料の納付、還付および死亡一時金を受ける権利は、2年で消滅する。なお、給付の時効は、給付がその全額について支給停止される間は進行しない。

第９章　生活支援

1. 生活支援

応急小口資金の貸し付け

事業の開始
昭和50年10月

窓　　口	各総合支所生活支援課	
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当	
事業の概要、目的	区民が治療・冠婚葬祭等で応急に費用を必要とする場合に、低所得者対策の一環として小口資金を貸し付け、生活の安定に資する。	
	貸付限度額	一世帯につき150,000円（ただし医療に要する費用及び火災その他の災害により被害を受けその復旧等に要する費用については、一世帯につき300,000円）
	利子	無利子
	返還	据置期間3ヵ月経過後から30ヵ月以内
	申込資格	①区内に3ヵ月以上居住している生計中心者で、
		②一定の収入があり確実に返済ができ、
		③収入が一定の額（生活保護基準の2倍）以内の者
	保証人要件	区内に3ヵ月以上居住しており、保証能力が十分あると認められるもの
根拠法令等	［区］世田谷区応急小口資金貸付条例・世田谷区応急小口資金貸付条例施行規則	
対　　象	疾病・傷害の治療、冠婚葬祭、就職、就学等で応急に費用を必要とする者で、他から資金を借り受けることが困難な者	
予　算	［歳出］3,000,000円	決　算 ［歳入］［他］361,500円　※過年度貸付分の償還金 ［歳出］0円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸付延件数	0	0	0
貸付金額	0	0	0

高額療養費等資金の貸し付け

事業の開始
昭和53年4月

窓口・所管	保健福祉政策部国保・年金課管理係	
事業の概要、目的	区民が疾病等による療養・介護・出産のため、一時的に高額の療養費等を支払うことを要する場合、その支払いに必要な資金を貸し付けることにより、区民の療養・介護・出産を確保し、生活の安定と福祉の増進を図る。	
	貸付金額	高額療養費、高額介護サービス費、福祉用具購入費及び住宅改修費・出産費（以下「高額療養費等」という。）の支給見込額の9割以内（50万円を超える場合は8割）
	利　　子	無利子
	貸付期間	高額療養費等が支給されるまで
	返　　済	高額療養費等が支給されたとき、それを返済に充てる。
	基 金 額	4,000万円
根拠法令等	［区］世田谷区高額療養費等資金貸付基金の設置及び管理に関する条例 世田谷区高額療養費等資金貸付基金の設置及び管理に関する条例施行規則	
対　　象	高額療養費等の償還払いによる現金支給見込みがあり、支給されるまでの間、生活維持が困難となる区民	
予　算	［歳出］0円	決　算 ［歳出］0円

＜実績＞

		令和５年度	令和６年度	令和７年度
貸付延件数	高額療養費	1	3	3
	介護保険貸付	0	0	0
	出産費	0	0	0
	計	1	3	3

区民葬儀券の発行

事業の開始
昭和40年

窓　　口	各総合支所区民課戸籍係（烏山総合支所は区民・戸籍係） 保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	区民の経済的負担を軽減することを目的とする、区民葬儀券を発行している。 区民葬儀券を利用することで、以下のとおり特別区統一の協定料金で葬儀を行うことができる。

1. 祭壇料金（寝棺含む　税込）（令和３年４月１日改正）

区　分	料　金	区　分（長尺棺）	料　金
A1（金襴五段飾）桐張棺	312,180円	A1（金襴五段飾）桐張棺	325,380円
A2（金襴四段飾）桐張棺	259,600円	A2（金襴四段飾）桐張棺	272,800円
B（白布三段飾）プリント棺	136,400円	B（白布三段飾）桐張棺	171,600円
C（白布二段飾）プリント棺	100,100円	C（白布二段飾）桐張棺	135,300円

※満6歳以下の小人は、A1・A2・B・Cともに1,100円引き。
※祭壇を利用しないで、寝棺のみを利用の場合は次の金額とする。
　なお、その場合は別途人件費が必要となる。
桐張棺　66,000円　プリント棺　44,000円　長尺棺（桐張棺のみ）79,200円

2. 霊柩車運送料金（税込）（令和７年４月１日改正）

区分／種別	料金		
	10ｋｍまで	20ｋｍまで	30ｋｍまで
普　通　車	19,220円	23,840円	28,460円
宮型車（指定車）	37,400円	44,000円	50,600円

3. 火葬料金（非課税）（令和４年４月１日改正）

	料金
大人	59,600円
小人	34,500円

※この火葬料金については民営火葬場の料金とする。

4.　遺骨収納容器代（税込）（令和３年４月１日改正）

区分		料金
大人用	２号一式	11,990円
	３号一式	10,780円
小人用	６号一式	2,530円

根拠法令等	［区］世田谷区区民葬儀実施要領

＜区民葬儀券発行件数＞

発行件数 / 年度	件数
令和５年度	670
令和６年度	761
令和７年度	807

※令和７年度をもって、町屋、落合、代々幡、四ツ木、桐ケ谷、堀ノ内の６火葬場における区民葬儀の取り扱いは終了し、令和８年度より区民葬儀助成制度へ移行する。（次項参照）

区民葬儀助成制度

事業の開始
令和８年４月

窓　　口	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	1. 目的 区民葬儀を利用し、かつ指定火葬場を利用した区民の経済的負担軽減を図るため、世田谷区区民葬儀助成金（大人 27,000 円、満６歳以下 15,000 円）を交付する。指定火葬場は、下記の表のとおり。なお、本制度は特別区共通で実施する。 名称 / 位置 町屋斎場 / 荒川区町屋一丁目 23 番４号 落合斎場 / 新宿区上落合三丁目 34 番 12 号 代々幡斎場 / 渋谷区西原二丁目 42 番１号 四ツ木斎場 / 葛飾区白鳥二丁目９番１号 桐ヶ谷斎場 / 品川区西五反田五丁目 32 番 20 号 堀ノ内斎場 / 杉並区梅里一丁目２番 27 号 2. 対象者 令和８年４月１日以後、区民葬儀を利用し、指定火葬場で死亡日において世田谷区の住民基本台帳に登録されていた死亡者の火葬を執り行い、他の公的制度の適用を受けている料金を除く、最も低廉な火葬料金を負担した者。ただし、死亡者が死亡日において特別区の区域外に住所を有していた場合に限り、当該費用を負担した者が火葬を執り行った日において世田谷区の住民基本台帳に記録されている場合は、当該者を助成対象者とする。
根拠法令等	［区］世田谷区区民葬儀助成金交付要綱
予　算	**［歳出］** 23,949,000
決　算	－

中国残留邦人等支援事業

事業の開始
平成 20 年４月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	老齢基礎年金を満額支給してもなお世帯の収入が一定基準に満たない場合に、生活支援給付等を行う。また、中国語が堪能な支援・相談員を配置するとともに地域における生活支援を行う。
根拠法令等	［国］中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）同法施行令（平成８年政令第 18 号）同法施行規則（平成６年厚生省令第 63 号） ［区］世田谷区中国残留邦人等に対する支援給付及び特定配偶者に対する配偶者支援金事務取扱規則・中国残留邦人等地域生活支援プログラム事業実施要領
対　　象	特定中国残留邦人等と配偶者及び同伴帰国者等

	※特定中国残留邦人等とは、本邦に永住帰国した中国残留邦人（樺太含む）でア、イを全て満たす者 ア．明治44年4月2日以後、昭和21年12月31日以前に生まれた者 イ．昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した者で、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している者

予　算	[歳出] 46,884,000円	決　算	[歳入] [国負] 34,855,759円 [国委] 317,404円 [国補] 396,000円 [歳出] 37,253,596円

＜中国残留邦人等支援給付世帯と人員＞　　(令和8年3月現在)

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	計
世帯数	6	4	0	1	1	12
人　員	9	6	0	2	2	19

＜中国残留邦人等支援給付費支給状況＞

		執行総額	割合（%）
支援給付費	生活支援	13,724,749	37.09
	住宅支援	4,758,680	12.86
	医療支援	17,363,310	46.92
	介護支援	852,837	2.30
	出産支援	0	0.00
	生業支援	0	0.00
	葬祭支援	215,000	0.58
	配偶者支援	91,277	0.25
	計	37,005,853	100.00

受験生チャレンジ支援貸付事業

事業の開始
平成23年4月

窓　　口	世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	東京都社会福祉協議会の実施する「受験生チャレンジ支援貸付事業※」の受付業務を行なう。 ※受験生チャレンジ支援貸付事業　（貸付限度額の一部令和7年4月1日改正） 学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用を捻出できない低所得者に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子どもを支援する事業

貸付限度額	種　　別		貸 付 限 度 額
	学習塾等受講料貸付金		300,000円（要支援者1人あたり）
	受験料貸付金	中学3年生等	27,400円
		高校3年生等	120,000円
利子	無利子		
償還	据置期間：貸付を行った日の属する年度末の翌日から6ヶ月以内 償還期間：据置期間経過後5年以内 償還免除：要支援者が希望する学校に入学した場合等は、届出により償還が免除される。		
保証人要件	令和4年度より連帯保証人不要		

根拠法令等	［都］　受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱 受験生チャレンジ支援貸付事業償還免除要領 受験生チャレンジ支援貸付事業の要件確認に係る事務処理要領 受験生チャレンジ支援貸付窓口の運営事業実施要綱 ［区］　世田谷区受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続補助実施要綱
対　　象	(1) 世帯の生計中心者（18歳以上）であること。 (2) 世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額が一定基準以下であること。 (3) 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること。 (4) 土地・建物を所有していないこと（現在居住している場所を除く）。 (5) 都内に在住（住民登録）していること。 (6) 生活保護受給世帯の世帯主又は構成員でないこと。 (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の構成員でないこと。

予　算	**［歳出］** 9,400,000円	**決　算**	**［歳入］**［都］9,399,000円 **［歳出］** 9,399,706円

＜受験生チャレンジ支援相談件数＞

（月）	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和6年度	167	146	183	329	301	399	451	533	599	674	355	489	4,626
令和7年度	219	122	239	292	294	316	440	574	625	755	348	522	4,746

※貸付決定件数　令和6年度567件、令和7年度623件

住居確保給付金の支給

事業の開始
平成21年10月

窓　　口	世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	(1) 家賃補助 世田谷区在住の方で、原則、離職・廃業2年以内または、個人の責によらない理由・都合（休業等）により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある者のうち、就労能力および就労意欲があって、住居を喪失したまたは喪失するおそれがあり、かつ世帯の生計を主として維持している者に対して、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。 支給上限額：生活保護法による保護の基準に基づき算定される住宅扶助の額。 支給期間：原則3ヶ月間。ただし一定の条件を満たした場合に、最長で6ヶ月間、支給期間を延長することができる。 支給方法：原則、住宅の貸主または貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込む。 (2) 転居費用補助 同一の世帯に属する者の死亡または、本人もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失したまたは喪失するおそれがある者に対して、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の家計の改善に向けた支援を行う。 支給上限額：原則、転居先の住居が所在する自治体の住宅扶助の額に3を乗じて得た額。ただし、これによりがたいときは別に厚生労働大臣が定める額。 対象経費：①転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）※敷金、前家賃は対象外 ②転居先への家財運搬費用 ③ハウスクリーニングなどの原状回復費用 ④鍵交換費用 ※家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費は対象外
根拠法令等	［国］生活困窮者自立支援法 ［区］世田谷区住居確保給付金支給事務処理要綱
対　　象	申請時点で、支給要件をすべて満たす生活困窮者（詳細はぷらっとホーム世田谷へ） ※家賃補助については、支給期間中の求職活動等要件あり。
求職活動等要件	家賃補助支給対象者は支給期間中に次のいずれかの活動を行うこと。 (1)常用就職（※）に向けた求職活動を行う者 ①月4回以上、自立相談支援機関（ぷらっとホーム世田谷）の面接等の支援を受けること。 ②月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。 ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること。 （※）「常用就職」とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいう。 (2)自立に向けた活動を行う者（最長6か月間） ①月4回以上、自立相談支援機関（ぷらっとホーム世田谷）の面接等の支援を受けること。 ②原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。 ③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。

予　算	**[歳出]**58,907,000円	**決　算**	**[歳入]**[国]34,411,250円 **[歳出]**42,148,600円

＜実績＞

⑴ 家賃補助

月	新規支給決定件数（再支給含む）			延長決定件数			再延長決定件数		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
4月	42	6	3	14	1	3	9	2	2
5月	16	0	1	15	1	0	16	0	0
6月	9	6	1	7	0	0	5	2	0
7月	4	3	5	4	1	0	4	0	1
8月	8	6	3	6	2	2	5	0	1
9月	8	1	0	3	2	0	8	0	0
10月	3	5	0	4	3	0	3	0	0
11月	8	3	1	1	0	0	5	1	1
12月	5	1	0	4	0	0	1	0	0
1月	5	1	0	3	2	0	1	2	0
2月	3	3	0	3	0	0	2	0	0
3月	4	2	1	3	1	0	1	0	0
合計	115	37	15	67	13	5	60	7	5

⑵ 転居費用

7年度	0

生活困窮者自立促進支援事業

事業の開始
平成26年4月

窓　　口	世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」 各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	生活困窮者及び生活保護受給者のうち、より個別的、重点的な支援が必要となる方について、総合支所生活支援課に配置された自立促進担当と世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」が連携し、生活困窮者自立支援法に基づく支援等を行い、地域での自立生活定着までを支援する。 ⑴ 総合支所生活支援課 生活困窮者及び生活保護受給者のうち、自立促進支援事業での支援が必要と思われる方について、「ぷらっとホーム世田谷」への情報提供を行うと共に、支援調整会議において支援プランの検討を行う。 ⑵ ぷらっとホーム世田谷 生活困窮者等に対して、総合支所生活支援課と連携し、一人ひとりの課題やニーズに応じた支援プランを作成し、住居確保給付金の支給、就労支援や就労準備支援、住まい相談を含む家計改善支援、フードパントリー等の総合的な支援を行う。 また生活保護受給者世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、ボランティア等との世代間交流を通じた社会性の育成支援、学習習慣の定着等を目的とした自主学習支援、食育等を通じた日常生活習慣の形成支援を行う。

根拠法令等	［国］生活困窮者自立支援法 ［区］世田谷区生活困窮者及び生活保護受給者に対する自立促進支援事業実施要綱、世田谷区生活に困窮する子どもを支援する事業実施要綱、世田谷区生活困窮者家計改善支援事業実施要綱、世田谷区生活困窮者自立相談支援事業実施要綱、世田谷区生活困窮者就労準備支援事業実施要綱、世田谷区生活保護受給者家計相談支援事業実施要綱
対　　象	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者及び生活保護受給者

予　算	**[歳出]**287,905,000 円	**決　算**	**[歳入]** ［国］191,163,570 円 **[歳出]**287,695,124 円

＜実績＞

月	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法に基づく支援）						ぷらっとホーム世田谷における就労支援					
	新規相談受付件数			支援プラン作成件数			新規就労支援受入件数			就職者数		
	5 年度	6 年度	7 年度	5 年度	6 年度	7 年度	5 年度	6 年度	7 年度	5 年度	6 年度	7 年度
4 月	156	148	213	85	111	104	453	389	346	6	42	25
5 月	210	170	195	123	99	100	38	41	30	13	15	27
6 月	193	161	187	128	95	96	39	39	40	15	31	20
7 月	166	148	177	124	105	97	36	35	26	30	21	27
8 月	159	125	161	94	84	88	39	32	34	32	21	25
9 月	166	142	159	116	95	96	29	36	30	19	33	21
10 月	174	140	177	111	98	95	36	37	38	26	30	25
11 月	130	140	138	93	84	81	42	32	30	38	36	30
12 月	140	117	178	92	75	97	30	29	30	20	29	27
1 月	138	143	196	92	98	152	28	26	33	24	30	22
2 月	149	165	169	64	92	136	25	40	33	21	17	24
3 月	117	150	199	82	85	136	28	31	23	23	16	16
合計	1,898	1,749	2,149	1,204	1,121	1,278	823	767	693	267	321	289

※自立相談支援事業の新規相談受付件数及び新規支援決定件数は、一時生活支援事業利用件数（自立支援センター（「渋谷寮」））入所者及び地域包括支援センターに配置した相談支援包括化推進員の相談受付件数を含む。ぷらっとホーム世田谷における就労支援件数には、前年度からの継続者含む。

就職サポートコーナーきぬた

事業の開始
平成26年1月

窓　　口	各総合支所生活支援課
事業所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	生活保護受給者を含む生活困窮者全般を対象に、砧総合支所生活支援課に常駐するハローワーク職員が各総合支所生活支援課等と連携し、対象者の早期就労を支援する。
根拠法令等	［区］世田谷区生活保護受給者等就労自立促進事業運営協議会運営要領
対　　象	生活保護受給者 住居確保給付金、児童扶養手当受給者等、生活保護に至らない生活困窮者

＜実績＞

	令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	支援対象者数	就職件数	支援対象者数	就職件数	支援対象者数	就職件数
生活保護受給者	126	106	142	110	144	106
児童扶養手当受給者	0	5	0	1	1	0
住居確保給付金受給者	0	0	12	10	0	0
生活困窮者 （住居確保給付金受給者を除く）	13	13	16	18	32	43
計	139	124	170	139	177	149

住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金（令和６年度）

事業の開始
令和７年３月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課
事業の概要、目的	令和６年 11 月 22 日に国が閣議決定をした「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援給付を実施する方針が示されたことを受け、令和６年度住民非課税世帯となる世帯に対して１世帯あたり３万円を支給する。
根拠法令等	［区］令和６年度世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金支給事務実施要綱
対　　象	令和６年 12 月 13 日時点で世田谷区に住民登録があった世帯で、世帯員全員の令和６年度住民税が非課税である世帯。

予　算	**[歳出]**6,934,689,000 円 世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金・低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和６年度）・定額減税を補足する給付金（不足額給付金）との合算	**決　算**	**[歳入]**[都]5,635,691,000 円 世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金・低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和６年度）・定額減税を補足する給付金（不足額給付金）との合算 **[歳出]**6,009,163,215 円 世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金・低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和６年度）・定額減税を補足する給付金（不足額給付金）との合算

＜実績＞

支給決定件数	90,097 件

低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和６年度）

事業の開始
令和７年３月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課		
事業の概要、目的	令和６年 11 月 22 日に国が閣議決定をした「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、低所得者支援給付を実施する方針が示されたことを受け、低所得者の子育て世帯への物価高騰対策給付金の支給を実施する。		
根拠法令等	［区］令和６年度世田谷区低所得の子育て世帯に対する物価高騰対策給付金支給事務実施要綱		
対　　象	世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金の支給対象世帯のうち、以下のいずれかに該当する児童 1　基準日（令和６年 12 月 13 日）において同一世帯になっている平成 18 年４月２日以降生まれの児童 2　基準日の翌日以降から令和７年６月 30 日までに生まれた新生児 3　基準日において別世帯だが生計を同一にしている平成 18 年４月２日以降生まれの児童		
予　算	[歳出]6,934,689,000 円 世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金・低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和６年度）・定額減税を補足する給付金（不足額給付金）との合算	決　算	[歳入][都]5,635,691,000 円 世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金・低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和６年度）・定額減税を補足する給付金（不足額給付金）との合算 [歳出]6,009,163,215 円 世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金・低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和６年度）・定額減税を補足する給付金（不足額給付金）との合算

＜実績＞

支給決定件数	5,561 件

定額減税を補足する給付金（不足額給付金）

事業の開始
令和７年７月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課		
事業の概要、目的	令和６年 12 月 17 日付成立した国の令和６年度補正予算において、「給付金・定額減税一体措置（令和５年度経済対策）」に基づく給付金に係る予算が追加計上されたことを受け、令和６年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（以下「当初調整給付金」という。）に不足のあることが判明した方等への給付金（以下「不足額給付金」という。）の支給を実施する。		
根拠法令等	［区］令和７年度世田谷区定額減税を補足する給付金（不足額給付金）支給事務実施要綱		
対　　象	・令和６年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付すべき所要額と当初調整給付金額との間に差額が生じる方。（不足額給付 1） ・個別の書類の提示（申請）により給付要件（※）を確認して給付する必要がある方。（不足額給付 2） ※給付要件（以下のいずれの要件も満たす方） ・所得税及び個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（≒本人として定額減税対象外） ・税制度上、「扶養親族」から外れてしまう（≒扶養親族等としても定額減税対象外） ・低所得世帯向け給付（令和５年度非課税給付等、令和６年度非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない		
予　算	[歳出]6,934,689,000 円 世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金・低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和６年度）・定額減税を補足する給付金（不足額給付金）との合算	決　算	[歳入]［都］5,635,691,000 円 世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金・低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和６年度）・定額減税を補足する給付金（不足額給付金）との合算 [歳出]6,009,163,215 円 世田谷区住民税非課税世帯への物価高騰対策給付金・低所得の子育て世帯への物価高騰対策給付金（令和６年度）・定額減税を補足する給付金（不足額給付金）との合算

＜実績＞

支給決定件数	84,074 件

住民税非課税世帯への物価高騰生活支援給付金(令和7年度)

事業の開始
令和8年3月

窓口・所管	保健福祉政策部保健福祉政策課
事業の概要、目的	令和7年11月21日に国が閣議決定をした「「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づく物価高騰に対する生活支援の一環として、生活に直結する食料品等の購入負担を軽減することを目的に、令和7年度住民非課税世帯となる世帯に対して1世帯あたり2万円を支給する。
根拠法令等	［区］令和7年度世田谷区住民税非課税世帯等への物価高騰生活支援給付金支給事務実施要綱
対　　象	令和7年12月22日時点で世田谷区に住民登録があった世帯で、世帯員全員の令和7年度住民税が非課税又は均等割のみ課税である世帯。

予　算	[歳出]2,833,395,000円	決　算	[歳入] 0 円 [歳出]1,436,412,994円

低所得世帯エアコン購入費等助成

事業の開始
令和8年4月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課
事業の概要、目的	経済的な理由により自宅にエアコンを設置していない、又は設置しているが故障等により使用ができない低所得世帯に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用の一部又は全部を助成することにより、夏季の熱中症による健康被害の予防を図る。1世帯1につき1回限り。
根拠法令等	［区］世田谷区低所得世帯エアコン購入費等助成事業実施要綱
対　　象	下記要件を満たす世帯の世帯主 ・申請時点で世田谷区内に住民登録がある。 ・住民税が非課税又は均等割りのみ課税世帯。 ・自宅にエアコンが1台もない又は故障により使用できない。 ・生活保護を受給していない。

予　算	[歳出]生活保護世帯エアコン購入費等助成予算に含む	決　算	－

2. 住宅・環境の整備

ユニバーサルデザインによる生活環境の整備推進

事業の開始
平成19年4月

窓口・所管	都市整備政策部都市デザイン課
事業の概要、目的	「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、生活環境の整備を推進していく。世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく「ユニバーサルデザイン推進計画（第3期）」に掲げた10の施策・34の取組みを継続的に推進する。また、ユニバーサルデザインの普及啓発を行うと共に、公共的施設整備の指導・誘導を図る。
根拠法令等	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ［区］世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
対　　象	世田谷区民及び世田谷区内の事業者
事業の実績	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例に基づく建築物等の届出
予　算	**［歳出］**22,233,000円
決　算	**［歳入］**［国］0円　［都］2,867,000円 **［歳出］**17,723,574円

＜世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例　届出実績（変更・認定を含む）＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備　　考
建築物	177	184	164	集合住宅以外
集合住宅	76	85	90	
道　路	19	27	26	位置指定道路と開発道路
公　園	8	8	5	
公共交通	2	2	6	
路外駐車場	1	0	1	
合　計	283	306	292	

住まいサポートセンター（窓口）

事業の開始
平成19年4月

窓　　口	住まいサポートセンター（(公財）世田谷トラストまちづくり）
事業所管	都市整備政策部居住支援課
事業の概要、目的	住まいに関する総合的かつワンストップの施策の展開、及び高齢化に対応した住宅セーフティネットの核となることを目的として設置。 「お部屋探しサポート」や「保証会社紹介制度」をはじめ、住まいに係わる区の事業や施策、サービス、催し物等の情報を案内。住まいに関する講座等、順次事業内容の充実を図っていく。
根拠法令等	［区］世田谷区第四次住宅整備後期方針
対　　象	主に高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯
予　算	**［歳出］**49,987,000円
決　算	**［歳入］**［都］1,696,150円　**［歳出］**49,977,630円

お部屋探しサポート

事業の開始
平成19年9月

窓　　口	住まいサポートセンター（(公財）世田谷トラストまちづくり）
事業所管	都市整備政策部居住支援課
事業の概要、目的	区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報を提供すると共に様々なアドバイスを行う。 （1）実施日時　木曜日、第1～4火曜日・金曜日　午後1時～午後4時

	（祝日及び8月10～20日、12月20日～1月15日を除く） (2) 利用申込　事前に住まいサポートセンターへ連絡
根拠法令等	［区］世田谷区第四次住宅整備後期方針 世田谷区お部屋探しサポート実施要綱
対　　象	区内に居住している①高齢者（60歳以上）の単身または高齢者のみの世帯 ②障害者の単身または障害者のいる世帯③18歳未満の子のいるひとり親世帯 ④LGBTQの方⑤外国人（在留カード等をお持ちの方）のいる世帯 ⑥ぷらっとホーム世田谷利用世帯
予　算	**［歳出］**81,000円
決　算	**［歳入］**［都］31,850円　**［歳出］**77,400円

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施日数	125日	123日	131日
利用延べ人数	263人	277人	309人

保証会社紹介制度

事業の開始
平成13年4月 （保証料助成金:平成15年4月）

窓　　口	住まいサポートセンター（(公財）世田谷トラストまちづくり）
事業所管	都市整備政策部居住支援課
事業の概要、目的	「保証人がいない」「入居後の生活が不安」等の理由で、賃貸借契約が困難な高齢者・障害者・ひとり親世帯の入居・継続居住を支援する。区内に2年以上居住の該当世帯は区と協定を締結した保証会社による金銭保証契約（入院や予想外の出費で、やむを得ず家賃等を滞納した場合、保証会社が一時的に立替払いをする）が利用できる。申込みには保証料が必要（保証期間2年間)。初回に限り半額（2万円が限度）を助成する。
根拠法令等	［区］世田谷区第四次住宅整備後期方針 世田谷区保証会社紹介制度要綱 世田谷区保証会社紹介制度保証料助成金交付要綱
対　　象	区内に2年以上居住している①高齢者(60歳以上)の単身または高齢者のみの世帯 ②障害者世帯③18歳未満の子のいるひとり親世帯（生活保護受給世帯は除く）
予　算	**［歳出］**200,000円（助成金額のみ記載）
決　算	**［歳入］**特定財源なし **［歳出］**46,950円（助成金額のみ記載）

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成件数	4件	8件	4件

第 10 章　その他

1. その他

ひきこもり等支援

事業の開始
令和4年4月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の概要、目的	ひきこもり等社会との接点が希薄な方や社会との接点がもちづらい状況にある方とその家族の支援。世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」を中心に、関係機関と連携しながら、当事者・家族が自分らしく過ごすことができるよう、ニーズに寄り添ったきめ細やかな支援に取り組む。		
根拠法令等	[国]社会福祉法、生活困窮者自立支援法、子ども・若者育成支援推進法		
対　　象	ひきこもり等生きづらさを抱えた世田谷区民の方とそのご家族の方		
予 算	**[歳出]** 165,084,000 円	**決 算**	**[歳入]** [国] 44,217,300 円 [都] 5,990,000 円 [他] 7,003,086 円 **[歳出]** 162,000,062 円

※予算及び決算については、メルクマールせたがや分を含む

＜実績＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延べ相談・支援件数	2,545 件	2,708 件	2,447 件
延べ居場所利用件数	59 件	46 件	55 件
会議開催数	72 回	63 回	59 回

※令和5年度より、メールと電話による相談・支援件数もカウント

旧軍人等の援護

事業の開始
大正12年4月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当		
事業の概要、目的	下記の援護事務を行い、先の大戦による戦争犠牲者の労苦をねぎらう。 恩給法・援護法関係の進達事務 (1) 戦没者等の妻／戦傷病者等の妻／戦没者の父母等に対する特別給付金の請求受付、進達および国債交付事務 (2) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付、進達および国債交付事務 (3) 国債の特別買上償還事務・担保貸付事務		
根拠法令等	恩給法・戦傷病者戦没者遺族等援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法		
対　　象	区内在住の戦没者・戦傷病者・その遺族等、恩給欠格者、引揚者等		
予 算	**[歳出]** 523,000 円	**決 算**	**[歳入]** [都] 0円（令和6年度実績に基づく補助金のため） **[歳出]** 281,590 円

＜実績＞

主な事務の受付件数及び国債交付件数

年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	受付	交付	受付	交付	受付	交付
戦没者等の妻に対する特別給付金	13	10	1	0	2	1
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	2	3	0	1	0	0
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	0	155	0	1	1,228	487

行旅死亡人及び行旅病人等の取り扱い

事業の開始
大正12年4月

窓口・所管	保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当
事業の概要、目的	⑴ 行旅死亡人 区内で身元不明の死亡者があった場合、警察署から遺体を引き取り、区が火葬等を行うとともに遺留金品を保管し、警察署と協力して縁故者の発見に努め、発見できないときは無縁故者精霊塔へ安置する。 ⑵ 行旅病人 行旅病人があった場合は、救急病院に入院させて縁故者の発見に努め、発見できないときは東京都福祉局と協議を行い医療機関に救護要請する。 ⑶ 身元は明らかだが、引き取り手のない遺体があった場合は、⑴ 行旅死亡人と同様の取り扱いを行う。 また、地下発掘等で発見された人骨、遺失物として取り扱われた焼骨についても、引き取った上で火葬・埋葬を行う。
根拠法令等	行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律（第９条） ［区］世田谷区行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関する規則
対　　象	⑴ 身元不明の死亡者 ⑵ 身元不明・住所不定・引き取り手のない状態で生き倒れた病人等 ⑶ 身元が明らかだが引き取り手のない死亡者・地下発掘等で発見された人骨・遺失物として取り扱われた焼骨

予　算	**［歳出］** 14,660,000円	**決　算**	**［歳入］**［都］5,763,859円　［他］7,497,109円 ※過年度案件に対する費用弁償も含む **［歳出］** 14,348,078円

＜実績＞

年度		令和５年度	令和６年度	令和７年度
行旅死亡人	発生	1	0	0
	身元判明	0	0	0
行旅病人	発生	0	0	0
	救護要請	0	0	0
引取り手がなく取り扱った死亡人	発生	37	43	64

原子爆弾被爆者関係事務

事業の開始
昭和50年11月

窓　　口	各総合支所健康づくり課
事業所管	各総合支所健康づくり課、世田谷保健所感染症対策課
事業の概要、目的	広島、長崎に投下された原子爆弾の被爆者に対して、法律に基づき、健康診断の実施、医療給付、各種手当と葬祭料が支給されている。また、被爆者の子に対して、都条例に基づき、健康診断と医療費の助成を行っている。 区では申請の受理と都への経由事務を行っている。
根拠法令等	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 ［都］東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例

＜実績＞

年　度	令和５年度	令和６年度	令和７年度						
			総　数	保健所	世田谷	北　沢	玉　川	砧	烏　山
申請件数	108	93	106	0	44	10	24	11	17

原子爆弾被爆者見舞金支給

事業の開始
昭和50年4月

窓口・所管	障害福祉部障害施策推進課管理係		
事業の概要、目的	原子爆弾被爆者に対し、見舞金を支給することにより福祉の増進を図る。		
根拠法令等	［区］世田谷区原子爆弾被爆者見舞金支給要綱		
対　　象	被爆者健康手帳所持者で、6月1日現在区内在住者		
予　算	**［歳出］** 2,567,000円	**決　算**	**［歳入］** 特定財源なし　**［歳出］**2,440,000円

＜実績＞

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
金　額	10,000	10,000	10,000
人　数	280	258	244

多機関協働事業（重層的支援体制整備事業）

事業の開始
令和6年4月※

窓　　口	各総合支所保健福祉センター生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課、ぷらっとホーム世田谷
事業所管	総合支所保健福祉センター、保健福祉政策課、生活福祉課
事業の概要、目的	複雑化・複合化した課題や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方へ対応するよう支援体制を拡充し、的確な支援を実施する。 本人同意に基づく重層的支援会議、本人同意のない支援会議を実施し、本人への伴走支援を行う。
根拠法令等	社会福祉法

※令和3年度よりひきこもり支援のみ実施。令和6年4月から保健福祉センターを加え事業開始。

＜実績＞

年　度		令和6年度			令和7年度		
		総　数	保健福祉センター	ぷらっとホーム世田谷	総　数	保健福祉センター	ぷらっとホーム世田谷
重層的支援会議（本人同意あり）	新規（件）	119	0	119	107	0	107
	会議（回）	60	0	60	78	0	78
支援会議（本人同意なし）	新規（件）	22	15	7	12	5	7
	会議（回）	35	24	11	26	15	11

第１１章　関係団体

1. 関係団体

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

社会福祉協議会（社協）は、いつまでも住み続けたい福祉のまちを目指し、地域住民が主体となって組織されたさまざまな地域福祉活動を行う社会福祉法人である。（参考：社会福祉法第 109 条）

社会福祉協議会では、高齢者、障害者、子どもなどを地域で見守り、支えあう「地域支えあい活動」を推進しているほか、従来から取り組んでいる、ふれあいサービス（家事援助）事業やあんしん事業（地域福祉権利擁護事業）、成年後見制度に関する事業、地区高齢者見守りネットワークの構築をはじめ、地域福祉コーディネート推進事業（地域資源開発事業）などを通じて、福祉ニーズに応じた多面的な活動を実施している。

また区から、成年後見制度の普及・推進を図るため、世田谷区成年後見制度利用促進基本計画で定める中核機関を、「成年後見センター」で、終活に関する総合相談支援及び高齢者終身サポート事業を、「世田谷区終活支援センター」で、生活困窮者等の自立に向けた生活困窮者自立相談支援事業を、「ぷらっとホーム世田谷」で、身近な地域で子育ての相互援助を行う事業を、「世田谷区ファミリー・サポート・センター」で、それぞれ受託している。

地区社協、地域社協事務所、区社協本部の 3 層構造により、住民主体による地域福祉の推進に取り組んでいる。

1. 地域福祉コーディネート推進事業（地域資源開発事業）

区内 28 地区のまちづくりセンターに地区担当職員を配置し、まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・児童館等と連携し、福祉に関する相談支援や福祉活動人材の育成、住民主体による地域包括ケアの体制づくりや新たな福祉サービスの創出等を通じて生活支援の拡充に取り組んでいる。

2. 地区社協活動支援事業

地域生活課題の発見と解決に向け、住民が主体となり組織された地区社協の活動を円滑に推進するため、住民同士の交流や関係団体等とのネットワークづくりなどの支援を行う。

地区社協一覧（29 地区）

世田谷地域（8）	池尻、太子堂、若林、上町、経堂、野沢、下馬、上馬
北沢地域（6）	梅丘、代沢、新代田、北沢、松原、松沢
玉川地域（7）	奥沢、九品仏、等々力、上野毛、用賀、二子玉川、深沢
砧　地　域（5）	祖師谷、成城、船橋、喜多見、きぬた
烏山地域（3）	上北沢、上祖師谷、烏山

3. ふれあい・いきいきサロン活動の推進・支援

高齢者・障害者・子育て中の方などが、いつまでも住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域の住民による仲間づくりの活動を推進・支援する。

4. 支えあいミニデイ活動の推進・支援

閉じこもりがちな高齢者や虚弱な高齢者を対象に、会食を中心に、お茶とおしゃべりや手工芸、健康体操等を通じた、仲間づくりや介護予防のための活動を推進・支援する。

5. あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症、知的障害、精神障害などにより自分ひとりで手続きや契約することに不安のある方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、自宅を定期的に訪問し、各種福祉サービスの利用契約や支払い手続き、預貯金の出し入れ等を支援する。希望者本人と社会福祉協議会が契約を取り交わした後、支援計画に基づき、サービスを行う。

(1) サービスの内容

①福祉サービスの利用援助

・福祉サービスについての情報提供、助言

・福祉サービス利用や支払いの手続き
・行政などから届く郵便物の整理
・福祉サービスの苦情解決制度の利用手続き

②日常的金銭管理サービス（オプション）
・年金や福祉手当の受領手続き
・税金や公共料金、家賃等の支払い手続き
・日常の生活費等の払戻し、預け入れ

③書類等預かりサービス（オプション）
・年金証書、銀行の通帳、実印等の大切な書類等の預かり
※頻繁に出し入れのないもの

⑵ 利用料金
①②：1回1時間まで1,000円。支援時に支払い等で使用する通帳・印鑑を預かる場合は、2,500円。（1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算）
③　：月額1,000円

⑶プレあんしん事業

6. プレあんしん事業

あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）の支援開始前や、東京都社会福祉協議会の審査会における支援計画決定変更前に、緊急性の高い金銭管理や書類手続き等を支援する。

サービス内容や利用料金はあんしん事業と同様であるが「③書類等預かりサービス」及び「②日常的金銭管理サービスに」おける通帳・印鑑の預かりは行わない。

7. あんしん法律相談

弁護士が、相続や遺言、成年後見制度、終活などの法律に関する相談を行う。（予約制）
・相 談 日：第1、3火曜日、及び第2、4木曜日の午後。
・相談時間：原則として、一人30分間、1回のみ。

8. 成年後見制度に関する事業

⑴ 法人による成年後見活動
判断能力が十分でなく、自分一人では契約や財産管理などを行うことが難しい高齢者・障害者で、法人による支援が適切な方に対し、その生命・財産を守り地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり支援する。また、将来判断能力が低下した時のための任意後見契約を結び、定期的に見守り支援する。

⑵ 法人による区民後見監督活動
家庭裁判所による区民成年後見人等の選任に伴い、社会福祉協議会自らが法人として後見等監督人に就任し、区民成年後見人等の活動を監督及び支援する。

⑶ 世田谷区成年後見制度利用支援（区委託）
①成年後見制度利用支援に関する相談・情報提供
②成年後見制度に関する専門法律相談
③区民成年後見人の養成と活動支援
④成年後見センター運営委員会の運営
⑤事例検討委員会の運営
⑥成年後見制度の普及・啓発事業、研修
⑦親族後見人の支援
⑧成年後見制度地域連携ネットワーク会議の運営

9. 世田谷区終活支援センター運営事業

⑴ 総合相談支援
終活に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関への連絡調整及びつなぎを行うとともに、終活に関する理解を深めるための普及啓発を行う。

⑵ 高齢者終身サポート事業「えんのつづき」
頼れる身寄りがなく、十分な資力が無いため民間の高齢者等終身サポート事業を利用し難く、ま

た、他法においても支援が望めない高齢者に対し、月1回の電話と半年に1回の訪問を行うとともに、低廉な利用料にて以下のサービスを行う。また、月額利用料1,000円(税別)及び振替手数料が必要。

①金銭管理手続き支援
(利用料：1時間以内2,000円（税別)、預託金：10～30万円)

②入院入所手続き支援
(利用料：無料、預託金：30万円)

③賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先対応
(利用料：無料、預託金：不要)

④火葬・納骨支援
(利用料：無料、預託金：35万円)

⑤死後の賃貸物件対応
(利用料：無料、預託金：30～50万円程度)

10. 高齢者見守りネットワークの推進

「地区高齢者見守りネットワーク」に参画し、高齢者見守りネットワーク会議への出席とともに、事務局として実務支援を行う。また、区見守りコーディネーター連絡会等関係会議へも積極的に参画し、社会福祉協議会が取り組む他の事業等との連携を図り、地区を基盤とした緩やかな見守りに関する取り組みを強化していく。

11. ふれあいサービス事業

福祉的支援を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう、日常生活の困り事（簡易な家事や見守りなど）を解決するとともに、「孤立予防」や「閉じこもり予防」の視点をもって、家事支援・生活支援・外出支援サービスを実施している。

ア）会員

ⅰ）協力会員

福祉に理解と熱意のある方で、利用会員宅を訪問し、簡易な家事や見守りなどの援助をして下さる18歳以上の方。資格・性別などは問わない。

ⅱ）利用会員

区内にお住まいの高齢者、障害者、産前・産後等で、日常生活に支障がありお困りの方。

イ）サービス内容

［家事支援］　簡単な掃除・洗濯・アイロンかけ・布団干し・食材などの買い物・食事作り・産前産後等支援、ゴミ出しなど

［生活支援］　見守り・話し相手・薬取り・簡単な家具の補修など

［外出支援］　散歩・買い物・通院や通学等・学校行事・趣味等の外出同行（車椅子での利用も可）

ウ）利用料金

1時間1,000円

ただし、ゴミ出しは1ヵ月1,000円（週2回まで）

その他、年会費2,000円（3ヵ月以内の一時的利用1,000円）

エ）利用時間

午前7時から午後9時

12. 世田谷区ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい方（利用会員）と子育ての援助を行いたい方(援助会員)が、身近な地域で子育ての相互援助を行う会員制のしくみで、社会福祉協議会がその運営を受託している。

13. 歳末たすけあい・地域支えあい募金

共同募金の一環として行われる「歳末たすけあい運動」である。

支援を必要としている世帯等への見舞金や地域福祉活動団体等への助成等を通じて、地域福祉の拡充など様々な福祉活動の財源として活用されている。

14. ボランティア活動の推進

福祉イベント・事業や被災地等へのボランティア活動など安心して活動できるよう、保険の加入手続事

務を行う。手続きに合わせて地区サポーターの登録や他の活動メニューの紹介を行い、広く地域人材の掘り起こしを行う。

15. 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」の運営

『生活困窮者自立支援法』に基づき、離職、失業の長期化、所得の低下、債務整理といった経済的な問題とあわせて、生活上の様々な困難に直面している方の相談に応じる。

⑴ 自立相談支援
生活に困窮している方が抱えている課題を整理し、どのような支援が必要かを本人と一緒に考え自立支援プランを作成し、経済的な生活の安定と自立を目指し関係者や関係機関と連携して、寄り添いながら支援を行う。

⑵ 就労相談（区が民間企業に委託）
本人の生活状況や健康状況・希望職種などを考慮し、就労支援を行う。ハローワークを始めとする就労支援機関等と連携を行うとともに、相談者の状況に合わせた求人開拓を行い、就労につなげる。就労後は定着支援を行い、本人が就労継続できるようサポートを行う。

⑶ 家計相談
家計状況の「見える化」を図り収支のバランス等の課題を把握し、相談者自らが家計を管理できるように支援する。

⑷ 住居確保給付金の支給
離職、廃業または個人の責によらない理由・都合（休業等）により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある世田谷区在住の方で、住まい(賃貸)を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労支援とともに、原則3ヶ月間の家賃助成を行う（支給要件あり）。
同一の世帯に属する者の死亡または、本人もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少し、住まいを喪失するか、喪失のおそれのある方に、転居費用を補助することで、家計改善に向けた支援を行う（支給要件あり）。

⑸ 就労準備支援
就労に向けた準備が整っていない方に対し、計画的にプログラム参加や地域での体験等を通じて生活習慣の形成や社会的能力の習得、就労意欲の向上に向けて支援する。

⑹ フードパントリー
社会福祉法人、NPO法人、子ども食堂等と連携し、食の支援を通じて地域における生活困窮者支援等のための共助の基礎づくりを行う。

⑺ 受験生チャレンジ支援貸付
中学校3年生、高校3年生等の養育世帯に対して、学習塾などの受講料や高校・大学等の受験料を無利子で貸付を行う（貸付要件あり）。

⑻ 生活福祉資金貸付（東京都社会福祉協議会から受託）
所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする（貸付要件あり）。資金の種類、貸付限度額等は別表のとおり。

⑼ 子どもの学習・生活支援
生活に困窮している世帯等の小学1年生～高校3年生の子どもに対し、大学生や地域のボランティアによる学習習慣定着のサポート、世代間交流や生活習慣の取得等の機会を提供する。

⑽ 世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」
世田谷若者総合支援センター「メルクマールせたがや」と共に、年齢を問わないひきこもり相談窓口として、当事者の方やその家族等から相談を受けて、抱えている課題や不安に寄り添いながら、関係機関と連携・協働して支援を行う。

16. 研修及び人材育成事業

区民を対象に、地域活動に関心のある方向けの講座や子育て支援に関する講座等を実施することにより、人材の育成を図る。

⑴ 地区活動入門講座
①対象者‥‥地域活動への参画を希望する方

②内　容‥‥地域活動の内容の理解など

(2)災害福祉サポーター交流会

①対象者‥‥災害福祉サポーター、及び地域活動への参画を希望する方

②内　容‥‥災害に備え平時の取り組みや顔の見える関係づくり

(3)子育て支援者養成研修

①対象者‥‥修了後、援助会員として子どもの一時預かりや送迎ができる 18 歳～概ね 70 歳までの方

②内　容‥‥新規援助会員登録のための研修（計 25 時間）

(4)子育て支援講座

①対象者‥‥区内で子どもの預かり活動を行っている方など

②内　容‥‥子育て支援活動に資する内容

(5)援助会員発掘事業

①対象者‥‥子育て支援に関心のある方

②内　容‥‥子育て支援に関する講座を開催し、受講者を子育て支援者養成研修受講と援助会員登録へつなぐ。

17. 福祉学習の推進

福祉団体等とのネットワークや福祉学習プログラムの冊子「つながる私たちのこころ」等を活用して、区内の小中学校を中心に高齢者疑似体験や車いす体験などの講座を開催し、体験を通して福祉意識の向上や福祉のまちづくり活動の気運醸成を図る。

18. 地域福祉推進大会

広く区民を対象として、地域福祉を取り巻く主要なテーマ等を設定し、これからの住民活動と地域福祉に関する理解を深めていく機会として開催する。

19. 子ども食堂支援事業

子ども食堂に対し、立ち上げ支援、運営支援、助成金の交付、活動保険の加入等の支援、せたがやフードドライブ事業による食料品の提供などを行い、団体が継続的に活動できるよう支援する。併せて、研修会等を開催し、活動上の課題等の共有や食中毒や感染症の防止等衛生講習等を行う。

20. せたがやフードドライブ事業

区環境政策部及び各総合支所と連携し、世田谷区内各家庭から提供される食材を、子ども食堂をはじめとした地域活動団体に配付することにより、食品ロスの減少及び地域活動への支援を実施する。

21. 福祉喫茶の運営（保護的就労制度）

区の施設内に喫茶店（3 店）を設置し、障害者の一般就労への移行と積極的な社会参加を支援する。

(1) 喫茶「YOU・遊」（松沢まちづくりセンター内）

(2) 喫茶「桜ん房」（砧図書館内）

(3) 喫茶「どんぐり」（世田谷文学館内）

22. 地域活動人材の確保・育成

住民が地域福祉活動に広く参画できるよう、地区サポーター・災害福祉サポーター登録制度を設け、ボランティアを必要としているサロン・ミニデイ、地域福祉活動団体や町会・自治会、福祉施設等への派遣調整及び災害時を想定した訓練や発災時の安否確認等により、地域福祉活動の活性化を図る。

23. せたがや一人歩き SOS ネットワーク

高齢の方（認知症状がある方等）や障害のある方が一人歩き中に行方がわからなくなった際、地域住民や関係機関の協力を得て迅速な発見に繋げ、いつまでも住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援する。

24. 支えあいサービス（介護予防・日常生活支援総合事業）

要支援者等に対し、住みなれた地域で自立した日常生活が継続できるよう介護予防や自立支援に効果の高い生活支援（家事援助）サービスを、健康状態や生活状況に応じて柔軟に提供する。また、人材の確保・育成のため、日常生活支援者養成研修を実施する。（平成 27 年 7 月より世田谷区から受託）

ア）対象者

ｉ）利用者

介護保険の要支援者または基本チェックリストの結果が一定の基準に該当した方のう

ち、あんしんすこやかセンターによる介護予防ケアマネジメントにおいて、サービスの提供により自立支援の効果が見込まれる方

イ）サービス内容

ⅰ）食品、日用品の買い物同行（荷物持ち含む）

ⅱ）洗濯物干し、洗濯物の取り込み、洗濯物たたみ

ⅲ）簡単な掃除（風呂、トイレ、掃除機がけ）

ⅳ）布団干し、布団の取込み（セットサービスでのみ利用可）

ⅴ）簡単な調理の補助や下ごしらえ

ⅵ）ごみ出し（セットサービスでのみ利用可）

ⅶ）セットサービス（ⅰ～ⅵのサービスの中から複数のサービスを組み合わせて提供）

ウ）利用料金

原則1回30分　100円（プラン上、30分を超える場合は200円）

※利用者負担軽減制度のさくら証所持者は半額

25. 社会福祉法人のネットワーク事業

区内に本部のある社会福祉法人による協議会（世田谷区社会福祉法人地域公益活動協議会35団体）の運営を通じて、法人相互の情報交換を行い、連携・協働により法人による地域公益活動を推進する。

26. 地域で支える食の支援事業

子ども食堂や生活困窮家庭等への食の支援を拡充するため、安定的な食の確保とともに、効果的な流通体制づくりや支援が必要な方に食を届ける取組みを推進する。

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会の事務所および事業所

世田谷区社会福祉協議会本部　代表 TEL5429-2200
成城 6-3-10

総務課
- 総務係　TEL5429－2208　FAX5429－2204
- 経営係　TEL5429－2208　FAX5429－2204

地域福祉課
- 日常生活支援係　TEL5429－1180　FAX5429－1202
- 世田谷区ファミリーサポートセンター　TEL5429－1200　FAX5429－1202
- 喫茶「YOU・遊」　TEL3323－8040
  赤堤 5-31-5　松沢まちづくりセンター1 階
- 喫茶「桜ん房」　TEL3482－2291
  祖師谷 3-10-4　砧図書館 1 階
- 喫茶「どんぐり」　TEL5374－9119
  南烏山 1-10-10　世田谷文学館 1 階

連携推進課
- 連携推進係　TEL5429－2370　FAX5429－2204
- （食支援担当）　TEL5787－7212　FAX5429－2204

地域社協課
- 調整係　TEL5429－2220　FAX5429－2204
- 地域事業係　TEL5429－2233　FAX5429－2204
- 世田谷地域社会福祉協議会事務所　TEL3419－2311　FAX3419－2354
  太子堂 4-3-2　DS 三軒茶屋ビル 4 階
- 北沢地域社会福祉協議会事務所　TEL5787－8537　FAX5787－8533
  北沢 2-11-3　イサミヤビル 3 階
- 玉川地域社会福祉協議会事務所　TEL3702－7777　FAX3702－7861
  等々力 3-4-1　玉川総合支所 2 階
- 砧地域社会福祉協議会事務所　TEL5727－6101　FAX5727－6103
  成城 2-33-15　成城二丁目事務所棟 1 階
- 烏山地域社会福祉協議会事務所　TEL5314－1891　FAX5314－1893
  南烏山 5-18-13　モリッチビル 4 階

権利擁護支援課
- 成年後見センターえみぃ　TEL6411－3950　FAX6411－2247
- 世田谷区終活支援センター　TEL6411－3715　FAX6411－2247
  成城 6-3-10

自立生活支援課
- 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」
  太子堂 2-16-7　三軒茶屋分庁舎 5 階
  自立相談・住居確保給付金　TEL5431－5355　FAX5431－5357
  生活福祉資金の相談　TEL3419－2611　FAX6453－2811
  受験生チャレンジ支援貸付の相談　TEL6805－2787　FAX5431－5357
- 世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」　TEL5431－5354　FAX5431－5357
  太子堂 2-16-7　三軒茶屋分庁舎 5 階

生活福祉資金貸付内容一覧

資金種類	対象			要件	貸付限度額	返済期間	資金内容・利用目的
	低所得	障害	高齢				
教育支援費	○			・日常生活に支障はないが、具体的な利用目的のためにまとまった資金を必要としていること ・返済の見込みが立てられる状況であること。負債がある場合は要相談 ただし、資金種類ごとに貸付対象世帯や利用条件の定めあり ※原則として連帯保証人が必要 ※申し込み手続き期間1ヶ月程度(資金種類によって異なる) ※外国籍の方は在留資格要件あり ○低所得世帯：世帯収入が収入基準を超えない世帯 ○障害者世帯：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（または、障害者総合支援法による障害者福祉サービスの受給者証を所有している方）の属する世帯 ○高齢者世帯：日常生活上、療養または介護を必要とする、おおむね65歳以上の高齢者が属する世帯(収入基準あり) ※借入申込者が65歳以上の場合は、連帯保証人（親族）が必要 ※その他資金ごとの詳細条件あり	学校の種類による	14年	高校、短大、大学等の授業料など ※無利子　貸付限度額あり
就学支度費	○				500,000円	14年	上記学校の入学金 ※無利子　貸付限度額あり
出産、葬祭に必要な経費	○				500,000円	3年	葬祭、出産に必要な経費
住居の移転等に必要な経費	○	○	○				住居の移転、賃貸契約の更新に必要な経費
就職の支度に必要な経費	○	○					就職に際し必要な洋服等の購入費
その他日常生活上一時的に必要な経費	○						年金の掛金や健康保険料掛金の未納分
住宅の増改築、補修等に必要な経費	○	○	○		2,500,000円	7年	住宅の増築、改修、補修などの経費 ※申請手続きに3～4ヶ月かかる
福祉用具等の購入に必要な経費		○	○		1,700,000円	8年	障害者、高齢者の生活用具や機能回復訓練器具
障害者用自動車の購入に必要な経費		○			2,500,000円	8年	障害者の通勤・通学・通院等のための自動車購入費
負傷または疾病の療養に必要な経費	○		○		1,700,000円	5年	病気、負傷の治療費など（発症から1年以内、療養期間が1年を超えない場合のみ)
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費	○	○	○			5年	介護給付、障害者福祉サービス、自立支援医療の利用者負担金など(期間が1年を超えない場合のみ)
中国残留邦人等に係る国民年金保険料追納に必要な経費					5,136,000円	10年	中国残留邦人等に係る国民年金保険料追納に必要な経費
技能習得に必要な経費	○	○			技能習得期間による	8年	就職に必要な知識、技能を修得するための経費※限度額あり

生業を営むために必要な経費	○	○			低所得世帯 2,800,000円	7年	自営業に必要な経費 設備等を購入・修理する費用など ※運転資金は対象外で申請から3～4ヶ月かかる ※貸付上限額および返済期間には別途条件あり
					障害者世帯 4,600,000円	9年	
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	○				1,500,000円	7年	災害による自立更生に必要な経費
緊急小口資金	○			低所得世帯で一時的な貸付により生活及び返済の見通しがたつ場合	100,000円	12ヶ月	転職後の初回給与までの生活費や年金、雇用保険の初回支給までの生活費等
総合支援資金	○			2年以内の離職で6ヵ月以上生計維持ができていた方が失業中で求職活動をしている世帯であり、それが確認できること 負債がある場合は要相談	月額 単身世帯 150,000円 複数世帯 200,000円 ※6ヶ月以内	10年	求職活動中の世帯の生活費、転居費用等 ※貸付対象、貸付限度額、返済期間等には別途条件あり
不動産担保型生活資金			○	現住所に住み続けることを希望する低所得の高齢者	詳細はお問い合わせください		在住家屋・土地を担保とした生活資金
要保護世帯向け不動産担保型生活資金			○	生活保護世帯に該当すると区が認めた高齢者世帯			

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会実施状況

(1) ふれあいサービス

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用会員	登録者数	429人	514人	333人
	月別利用者数合計	延2,750人	延2,596人	延2,136人
協力会員	登録者数	544人	580人	432人
	月別活動者数合計	1,780人	1,725人	延1,519人
活動実績	実活動回数	9,599回	9,214回	7,802回
	実活動時間数	13,169時間	12,488時間	10,393.5時間

(2) 世田谷区ファミリー・サポート・センター事業

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用会員	登録者数	5,073人	4,878人	5,313人
	月別利用者数合計	延6,066人	延6,333人	延6,480人

援助会員	登録者数	949 人	883 人	891 人
	月別活動者数合計	延 3,344 人	延 3,389 人	延 3,315 人
活動実績	延活動回数	25,220 回	27,015 回	27,443 回
	延活動時間数	37,945.5 時間	38,808 時間	40419.5 時間

(3)支えあいサービス←区所管(介護予防・地域支援課)より報告されます。

		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者	申込者数	13 人	11人	9 人
	利用者数	54人	53 人	44 人
協力者	登録者数	339 人	349 人	260 人
	活動者数合計	延 511 人	延 448 人	延422人
活動実績	延活動件数	2,394 件	2,248 件	2,044 件

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団

世田谷区社会福祉事業団は、世田谷区と一体となって、社会福祉事業の推進を図り、区民福祉の向上に寄与することを目的として、平成6年9月30日に設立された。

世田谷区社会福祉事業団では、現在次のような事業を行っている。

１．世田谷区からの受託事業

（１） 世田谷区福祉人材育成・研修センターの運営

① 福祉人材の発掘・就労支援及び育成・定着、活動支援
福祉向上のための先駆的な取り組み等の調査・研究及び発信等
別途、補助事業として、世田谷区介護サービスネットワーク事務局及びせたがや福祉区民学会事務局

② 事業開始　　平成19年4月1日

※ 令和2年4月より世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に移転

（２） 太子堂あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成18年4月1日

（３） 上町あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成18年4月1日

（４） 北沢あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成18年4月1日

（５） 上北沢あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成18年4月1日

（６） 上祖師谷あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成18年4月1日

（７） 松原あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の運営

① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）

② 事業開始　　平成31年4月1日

（８） 要介護認定等調査

実施事業所　　世田谷一丁目介護保険サービス
北沢介護保険サービス

芦花介護保険サービス
太子堂介護保険サービス

（9） デイ・ホーム世田谷会議室管理業務
実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷

(10) 世田谷区営八幡山慶明館生活協力員業務
実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム上北沢　居室33室

(11) 世田谷区立世田谷高齢者借上げ集合住宅生活協力員業務
実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷　居室9室

(12) 世田谷区営桜丘五丁目第二アパート生活協力員業務
① 実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム弦巻　居室20室
② 事業開始　平成24年6月1日

(13) 世田谷区営アザレア経堂生活協力員業務
① 実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷　居室17室
② 事業開始　平成29年11月

(14) 世田谷区営豪徳寺アパート1号棟生活協力員業務
① 実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷　居室26室
② 事業開始　令和2年11月

(15) 世田谷区営豪徳寺アパート2号棟生活協力員業務
① 実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷　居室14室
② 事業開始　平成31年3月

(16) 世田谷区立太子堂高齢者借上げ集合住宅生活員協力業務
① 実施事業所　高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム太子堂　居室10室
② 事業開始　令和8年4月

(17) 専門職訪問指導事業
① 実施事業所　訪問看護ステーションけやき
訪問看護ステーションけやき分室訪問看護ステーションさぎそう
訪問看護ステーション北沢
訪問看護ステーション三軒茶屋
② 事業開始　平成28年4月

(18) 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業
① 実施事業所　訪問看護ステーションけやき
訪問看護ステーションけやき分室訪問看護ステーションさぎそう
訪問看護ステーション北沢
訪問看護ステーション芦花
訪問看護ステーション芦花分室訪問看護ステーション上北沢
（令和7年12月19日廃止）
訪問看護ステーション三軒茶屋
② 事業開始　平成26年4月

(19) 世田谷区養育支援等ホームヘルパー派遣事業
① 実施事業所　世田谷ホームヘルプサービス
烏山ホームヘルプサービス
② 事業開始　平成22年4月1日

(20) 世田谷区産前・産後訪問支援事業（さんさんプラスサポート・ツインズプラスサポート）
① 実施事業所　世田谷ホームヘルプサービス
烏山ホームヘルプサービス
② 事業開始　令和元年6月1日

(21) 世田谷区障害者等緊急時専門サポーター派遣業務委託
① 実施事業所　世田谷ホームヘルプサービス

烏山ホームヘルプサービス
② 事業開始　令和6年2月1日
(22) 世田谷区高齢者等に係る福祉緊急対応
① 実施事業所　世田谷ホームヘルプサービス
烏山ホームヘルプサービス
② 事業開始　令和7年10月1日
(23) 世田谷区障害者等に係る福祉緊急対応業務
① 実施事業所　世田谷ホームヘルプサービス
烏山ホームヘルプサービス
② 事業開始　令和8年1月15日

2．自主事業

［広域型特別養護老人ホームの運営］

世田谷区立特別養護老人ホームの民営化に伴い、令和3年度から芦花ホーム及び上北沢ホームの設置者が、世田谷区から世田谷区社会福祉事業団に移管された。

利用者の主体性を尊重し、心身の状況に応じた自立支援と日常生活の充実を支援する。また、併設事業として短期入所生活介護事業（ショートステイ事業）を実施する。

（1） 特別養護老人ホーム芦花ホーム
① 利用定員　107名
② 事業開始　平成7年4月1日（平成7年5月より利用者の受入れを開始）
③ ショートステイ事業　17名（このほか特養の空きベッド10床まで利用可能）

（2） 特別養護老人ホーム上北沢ホーム
① 利用定員　104名
② 事業開始　平成11年4月1日（平成11年5月より利用者の受入れを開始）
③ ショートステイ事業　16名（このほか特養の空きベッド10床まで利用可能）

［地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわの運営］

ユニット型施設として、利用者の主体性を尊重し、心身の状況に応じた自立支援と日常生活の充実を支援する。また、併設事業として短期入所生活介護事業（ショートステイ事業）を実施する。

① 利用定員　29名
② 事業開始　平成30年3月1日
③ ショートステイ事業　1名（このほか特養の空ベッド5床まで利用可能）
※ショート専用床による事業開始は令和8年1月1日

［訪問看護事業］

病気や障害のある人が住み慣れた地域で、その人らしく生活が送れるように、主治医との連携のもと、看護師、理学療法士等が訪問し、自立に向けた看護サービスを提供するため、訪問看護ステーションを6か所（分室2か所含む）開設している。

（1） 訪問看護ステーションけやき
① サービス提供時間帯　月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで（※）
② 事業開始　平成7年4月1日

（2） 訪問看護ステーションけやき分室訪問看護ステーションさぎそう
① サービス提供時間帯　月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで（※）
② 事業開始　平成29年2月1日けやき分室化

（3） 訪問看護ステーション北沢
① サービス提供時間帯　月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで（※）
② 事業開始　平成9年10月1日

（4） 訪問看護ステーション芦花

① サービス提供時間帯　月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで（※）
② 事業開始　平成7年4月1日
（5） 訪問看護ステーション芦花分室訪問看護ステーション上北沢（令和7年12月19日廃止）
① サービス提供時間帯　月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで（※）
② 事業開始　平成30年3月1日
（6） 訪問看護ステーション三軒茶屋
① サービス提供時間帯　月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで（※）
② 事業開始　平成25年2月1日
（※） 全ての事業所において、24時間連絡対応体制をとり、相談および緊急訪問を行っている。

[高齢者在宅サービスセンター事業]
在宅要支援・要介護高齢者の心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消、生きがい・交流の場としての利用、家族の身体的・精神的な介護負担の軽減等を目的とした通所介護事業を中心に、高齢者の自主的な生きがい活動であるミニデイ活動の支援等を実施するため、高齢者在宅サービスセンターを5か所開設している。
（1） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム太子堂の運営
① 事業及び利用定員
通常規模型通所介護　1日20名
② 事業開始　平成4年1月4日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）
（2） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷の運営
① 事業及び利用定員
通常規模型通所介護　1日30名
（失語症コース平成19年10月開始）
② 事業開始　平成3年6月1日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）
（3） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム弦巻の運営
① 事業及び利用定員
通常規模型通所介護　1日30名
② 事業開始　平成7年9月1日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）
（4） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム松原の運営（令和8年2月28日廃止）
① 事業及び利用定員
通常規模型通所介護　1日20名
② 事業開始　平成9年5月19日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）
（5） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム芦花の運営
① 事業及び利用定員
通常規模型通所介護　1日30名
② 事業開始　平成7年4月1日（平成7年7月より利用者の受入れを開始）
（6） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム上北沢の運営
① 事業及び利用定員
通常規模型通所介護　1日30名
② 事業開始　平11年4月1日（平成11年6月より利用者の受入れを開始）

[居宅介護(予防)支援事業]
在宅の要支援・要介護認定高齢者が居宅で自立した生活を営むことができるよう、状況に応じ、適切な居宅サービス計画(介護予防計画)を作成し、その実現のために利用者の立場に立ったさまざまな援助を行うため、居宅介護支援事業所を4か所、介護予防支援事業所を6か所開設している。
◎居宅介護支援事業所
（1） 世田谷一丁目介護保険サービス
① 窓口開設時間

月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成10年10月1日
（2） 北沢介護保険サービス
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成11年10月1日
（3） 芦花介護保険サービス
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成11年10月1日
（4） 太子堂介護保険サービス
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前9時から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成26年4月1日

◎介護予防支援事業所
（1） 太子堂あんしんすこやかセンター
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成18年4月1日
（2） 上町あんしんすこやかセンター
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成18年4月1日
（3） 北沢あんしんすこやかセンター
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成18年4月1日
（4） 上北沢あんしんすこやかセンター
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成18年4月1日
（5） 上祖師谷あんしんすこやかセンター
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで
（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成18年4月1日
（6） 松原あんしんすこやかセンター
① 窓口開設時間
月曜日～土曜日　午前8時30分から午後5時まで

（祝日、12月29日から1月3日を除く）
② 事業開始　　平成31年4月1日

[ホームヘルプ事業]
身体上または精神上の障害等により日常生活を営むうえで支障のある高齢者及び障害者（児）のいる世帯に対して、ホームヘルパーを派遣し、適切な介護、家事等のサービスを行い、その世帯が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助するため、ホームヘルプサービスを2か所設置している。
（1） 世田谷ホームヘルプサービス
① サービス提供時間帯
365日　午前7時から午後9時まで
② 事業開始　　平成8年4月1日（平成11年4月より社会福祉事業団にて運営を開始）
（2） 烏山ホームヘルプサービス
① サービス提供時間帯
365日　午前7時から午後9時まで
② 事業開始　　平成15年4月1日

[ガイドヘルプ事業（同行援護）]
視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行っている。
（1） 世田谷ホームヘルプサービス
① サービス提供時間帯
365日　午前7時から午後10時まで
② 事業開始　　平成23年10月1日

[福祉人材育成事業]
（1） 介護職員初任者研修の開催
定員24名　年2回（通学コース）
（2） 同行援護従業者養成研修（応用課程）の開催
定員30名　年1回

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団の事務所および事業所

（1） 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団事務局
世田谷区粕谷2丁目23番1号　TEL5450-8223　FAX3306-1222

（2） 世田谷ホームヘルプサービス
世田谷区世田谷1丁目23番2号　TEL5450-8292　FAX5450-8296

（3） 烏山ホームヘルプサービス
世田谷区粕谷2丁目23番1号　TEL6694-6765　FAX6694-6766
（芦花ホーム内）

（4） 特別養護老人ホーム芦花ホーム
世田谷区粕谷2丁目23番1号　TEL5317-1094　FAX5317-1093

（5） 特別養護老人ホーム上北沢ホーム
世田谷区上北沢1丁目28番17号　TEL3306-5155　FAX3306-1222

（6） 地域密着型特別養護老人ホーム寿満ホームかみきたざわ
世田谷区上北沢1丁目32番11号　TEL6824-9080　FAX3302-5520

（7） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム太子堂
世田谷区太子堂5丁目24番20号　TEL5486-8254　FAX5486-8562

（8） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム世田谷
世田谷区世田谷4丁目15番3号　TEL3439-3358　FAX3439-7748

（9） 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム弦巻
世田谷区弦巻5丁目13番19号　TEL5450-2003　FAX5450-2015

(10) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム松原（令和8年2月28日廃止）
世田谷区松原5丁目17番6号　TEL3323-2081　FAX3323-2082

(11) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム芦花
世田谷区粕谷2丁目23番1号　TEL5317-1091　FAX5317-1090
（芦花ホーム内）

(12) 高齢者在宅サービスセンターデイ・ホーム上北沢
世田谷区上北沢1丁目28番17号　TEL3306-5166　FAX6687-3359
（上北沢ホーム内）

(13) 太子堂あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区太子堂2丁目17番1号　TEL5486-9726　FAX5486-9750
太子堂複合施設2階

(14) 上町あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区世田谷1丁目23番5号　TEL5450-3481　FAX5450-8005
上町まちづくりセンター2階

(15) 北沢あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区北沢2丁目8番18号　TEL5478-9101　FAX5478-8072
北沢タウンホール地下1階

(16) 上北沢あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区上北沢4丁目32番9号　TEL3306-1511　FAX3329-1005
（上北沢まちづくりセンター内）

(17) 上祖師谷あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区上祖師谷2丁目7番6号　TEL5315-5577　FAX3305-6333
（上祖師谷まちづくりセンター内）

(18) 松原あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
世田谷区松原5丁目43番28号　TEL3323-2511　FAX5300-0212

(19) 訪問看護ステーションけやき
世田谷区世田谷1丁目23番2号　TEL5450-8806　FAX5450-8296

(20)　訪問看護ステーションけやき分室訪問看護ステーションさぎそう
　　世田谷区中町2丁目25番17号　　TEL5758-2811　FAX5758-2810
(21)　訪問看護ステーション北沢
　　世田谷区羽根木1丁目31番21号　　TEL5355-6200　FAX5355-6201
(22)　訪問看護ステーション芦花
　　世田谷区粕谷2丁目23番1号　　TEL5317-1096　FAX5317-1098
　　（芦花ホーム内）
(23)　訪問看護ステーション芦花分室訪問看護ステーション上北沢（令和7年12月19日廃止）
　　世田谷区上北沢1丁目32番11号
　　（寿満ホーム内）
(24)　訪問看護ステーション三軒茶屋
　　世田谷区太子堂2丁目4番16号　　TEL5779-9085　FAX5779-9086
(25)　世田谷一丁目介護保険サービス
　　世田谷区世田谷1丁目23番2号　　TEL5450-3482　FAX5450-8919
(26)　北沢介護保険サービス
　　世田谷区羽根木1丁目31番21号　　TEL6822-9015　FAX5355-6201
(27)　芦花介護保険サービス
　　世田谷区粕谷2丁目23番1号　　TEL5317-1099　FAX5317-1098
　　（芦花ホーム内）
(28)　太子堂介護保険サービス
　　世田谷区太子堂5丁目24番20号　　TEL5486-7522　FAX5486-8562
(29)　世田谷区福祉人材育成・研修センター
　　世田谷区松原6丁目37番10号　　TEL6379-4280　FAX6379-4281
　　世田谷区立保健医療福祉総合プラザ1階

公益財団法人世田谷区保健センター

世田谷区保健センターは、区民の総合的な健診及び健康相談等を行うことにより、区民の健康の保持増進を図り、区民の福祉の向上に寄与することを目的とし、世田谷区立保健センターの運営主体として世田谷区の全額出資により昭和51年10月12日に財団法人として設立された。平成12年4月からは、世田谷区立総合福祉センターの管理運営も受託し、平成18年4月に「指定管理制度」が設けられたことに伴い、世田谷区立保健センター及び世田谷区立総合福祉センターの指定管理者となった。平成23年2月には公益性の高い公益財団法人へと移行した。平成31年3月末で世田谷区立総合福祉センターが廃止となり、訓練療育等事業は東京リハビリテーションセンター世田谷へ、障害者相談支援事業は世田谷区立保健センター事業の一つとして実施している。令和2年4月に世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に移転した。

1. 区委託事業

(1) 区立保健センター施設の維持管理

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ2、3階において事業を実施している。

敷　地　面　積　8,710.91㎡

建物構造・面積　鉄筋コンクリート造、地上5階、地下1階、15,485.4㎡(センター分5,993㎡)

(2) がん検診事業

①がん検診受付センター

世田谷区の対策型がん検診等の受診を希望する区民の申込みや問合せの総合窓口として、胃(エックス線・内視鏡)・乳・大腸・子宮・肺・前立腺の各がん検診等、B型・C型肝炎、胃がんリスク（ABC）検査を対象に申込受付及び受診票発券等を行っている。

②胃がん検診

ア）40歳以上の区民を対象に実施する区の胃がん検診の実施機関として、施設内と検診車でエックス線撮影による集団検診を実施し、検診結果を受診者に通知している。なお、要精密検査の所見が出た者については、精密検査の受診を勧奨している。

イ）50歳以上の区民を対象に実施する区の胃がん検診の実施機関として、施設内で内視鏡による検診を実施し、検診結果を受診者に対面で説明している。なお、要精検の所見が出た者については、精密検査の受診を勧奨している。

③乳がん検診

40歳以上の女性区民を対象に実施する区の乳がん検診の実施機関として、施設内で視触診とマンモグラフィ（乳房エックス線撮影装置）での撮影及び読影を実施し、検診結果を受診者に通知発送及び対面で説明している。また、マンモグラフィを設置していない区内指定医療機関で行う乳がん検診のマンモグラフィ撮影も行っている。なお、要精密検査の所見が出た者については、精密検査の受診を勧奨している。

④がん検診精度管理

区が対策型検診として実施する5つのがん検診（胃・大腸・肺・乳・子宮）の精度管理業務を実施している。また、精密検査の未受診者に対しては精密検査の受診を勧奨している。

⑤胃がんリスク（ABC）検査結果管理及び精密検査受診勧奨

平成29年度より、医師会が実施している区の胃がんリスク（ABC）検査の結果管理及び精密検査の受診を勧奨している。

⑥がん相談・がん情報コーナー

がん患者及びその家族等の支援を目的に、対面相談と電話相談及びオンラインによる相談を実施している。就労世代の支援として社会保険労務士と看護師による就労相談を実施している。また、がん情報コーナーを設置し、がんに関する情報提供を行うほか、予約なしで窓口に来た方への相談や、アピアランスケアに関する相談にも対応している。

(3) 検体検査事業

①子宮がん検診

20 歳以上の区民を対象に実施している区の子宮がん検診を実施する区内の指定医療機関が採取した頸部・体部細胞標本を検査し、結果を医療機関に通知している。

②大腸がん検診

40 歳以上の区民を対象に実施している、区の大腸がん検診（便潜血検査）の検査機関として、検査結果を受診者に通知している。また陽性判定が出た者については、精密検査の受診を勧奨している。

(4) 料金規程等による事業

①小中学生結核検診精密検査

世田谷区教育委員会からの依頼により世田谷区立小中学校児童生徒のうち、精密検査が必要とされる帰国子女等及び区立三宿中学校夜間学級の生徒に対して、胸部エックス線撮影による精密検査を実施している。

(5) 健康増進事業

①健康度測定

健康の保持及び増進を図るため、18 歳以上の区民を対象として、健康度測定を実施する。その結果に基づき、栄養・運動・休養を総合的に助言・指導し、希望者には 6 ヶ月後に健康度再測定を実施している。

②運動負荷測定

健康度測定受診者または特定健康診査（若しくは同程度の検査）受診者で希望する人及び世田谷区の医療機関から依頼があった人に対して測定を行い、安全で効果的な運動の目安を示して指導している。

③健康増進指導

健康教室（総合教室・運動教室等）を設け指導している。また、栄養講座・休養講座・運動体験講座及び壮年期世代対象講座を設け指導している。

④地域での健康づくり支援

区の依頼に基づき、運動指導員の派遣や行事等への協力を行う。また、就労世代の健康づくりを支援するため、地域の事業所などに運動や食生活指導を行う専門職の派遣や、地域で壮年期世代を対象とした講座を開催している。

⑤健康づくりを支援する「せたがや元気体操リーダー」の養成・活動支援

地域で活動する健康づくりグループの自主的な活動を支援するため、健康づくりを支援する「せたがや元気体操リーダー」の養成や養成したリーダーを対象とした研修会と交流会等を開催している。

⑥障害者の健康づくり支援

障害者の体力維持及び生活の質の向上を目指し、地域で活動している障害者団体に対し運動指導員を派遣している。また、施設内で障害者向け健康講座を開催している。

⑦生活習慣病の重症化予防

生活習慣病のリスクがある区民に対する重症化予防の取り組みとして、対象者に資料を送付し、希望者に対しては、講座による集団指導や電話等での個別指導を行っている。また、動画配信による情報発信を行っている。

(6) 健康教育事業

①特定保健指導

区からの委託を受け、世田谷区国民健康保険加入者の特定保健指導対象者に対して保健指導を行っている。

②団体等への支援(出張指導)

介護予防事業(筋力アップ教室、地域づくりによる介護予防、普及啓発講座)へ専門職種を派遣したほか、まちづくりセンター等で土・日に開催する講演会への講師派遣やその他の団体から健康増進に関する実技指導等の依頼を受けて、専門職種を派遣する出張指導を行っている。

(7) 障害者相談支援事業

①障害者専門相談

ア）専門医と専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師・視覚障害指導・社会福祉士・看護師等）が相互に連携を図りながら医療相談、リハビリ相談、補装具相談など多様な相談に対応している。また、障害児補装具相談について、区民からの要望等を踏まえ区と連携して検討・準備を進め、令和７年10月より試行を開始した（令和８年４月より開始）。

イ）障害福祉施設などの依頼により専門職を派遣し、施設職員などに対して支援技術向上のための指導・助言を行っている。

ウ）障害のある当事者や家族向けの相談会や講演会を開催している。また、関係機関の連携強化のため、専門職（作業療法士・言語聴覚士）による連絡会を行っている。

②乳幼児育成相談

ア）乳幼児の発達・発育に関する相談と専門医及び専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・公認心理師等）による評価を実施している。また、評価結果をもとに、必要な社会資源に関する情報提供や、適切な支援機関への引継ぎ、保護者の子どもの発達・発育への理解を促すための家族支援等を行っている。

イ）母子保健事業や障害児福祉施設等に専門職を派遣し、施設職員などに対して支援技術向上のための指導・助言を行っている。

ウ）区立児童館における「出前型発達相談」を拡大し、保護者が地域で身近な存在である児童館で発達・発育について学び、相談できる場の充実に努めている。

③高次脳機能障害者相談支援

ア）高次脳機能障害に関する個別の相談、評価、一定期間の継続した相談支援を行っている。

イ）ガイドヘルパー養成講座、失語症会話パートナー養成講座などの人材育成、失語症者向け意思疎通支援者派遣、区民向けの相談会・講演会などを行っている。

ウ）支援者の支援力向上や連携強化等を図るため、高次脳機能障害者支援者向けの地域研修会を開催している。

⑻ こころの健康支援事業

①こころの健康支援

ア）こころの健康について気軽に相談できるよう、こころのピア電話相談を行っている。相談は当事者の視点で対応しており、従事するピア相談員のスキルアップを目的とした研修会も行っている。

イ）精神障害等への理解促進のため、こころの健康情報コーナーを設置しているほか、区民向けの講演会等を行っている。

ウ）人材育成として、家庭や地域などで、身近な方の自殺のリスクにつながる悩みに気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を養成する講座をオンラインで実施している。また、新たに、地域や職場でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対し、傾聴を中心とした支援を行う「こころのサポーター」を養成する研修も実施している。

⑼ 運動指導室の貸出し

総合プラザ移転後の令和２年７月から運動指導室を、健康増進を目的とする団体（5人以上かつ原則として区内在住者が２分の１以上）に貸出すこととした。貸出しは、業務に使用しない時間帯とする。

2. 自主事業

⑴ 保険診療等による検査事業

地域の医療機関等からの依頼を受け、保険診療により各種精密検査を実施している。

（検査区分 胃、大腸、乳房、子宮、MRI、CT、腹部等超音波、心臓）

⑵ 料金規程等による事業

①小・中学生心臓検診精密検査

区立小・中学校心臓検診で精密検査が必要となった小・中学生について、地区医師会の委託を受け精密検査を実施している。

②個人健診・企業健診

診断証明書を必要とする人を対象に、健康診断を実施している。また、企業や障害者施設からの受託健診を実施している。なお、令和７年４月より全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の生活習慣病予防健診実施機関の指定を受け、被保険者に対する健康診断を実施している。

③脳ドック

脳や脳血管疾患の早期発見と予防を目的として、頭部 MRI・MRA 検査、頚部血管超音波検査等を用いた健診事業を実施している。

④動脈硬化検査・骨密度測定・体成分分析測定

自分の血管や骨の状態、内臓脂肪レベルや筋力バランスなどを知ることで、疾病予防や生活改善の必要性を理解してもらうための各種検査・測定を実施している。

(3) 健康教育事業

①各種健康イベント

健康意識の向上と各種事業の啓発・周知を目的とした、健康増進に関する講演・講習会を開催するほか、他団体との共催で健康教室、歯科衛生講習会、薬事相談を実施している。また、保健医療福祉総合プラザ内の各施設等との協力のもと、「うめとぴあ」連携イベントに参加し、区民への周知を図っている。

②健康教育指導

継続的な運動の機会を提供する運動コースを実施するほか、中高年・高齢者・障害者向きのトレーニングマシンを使用し、一人ひとりの体力や体調に合わせた効果的で無理のない筋力づくりトレーニングを指導している。

③情報の発信

積極的な健康づくりと疾病に関する正しい知識の普及・啓発のため、健康情報紙「げんき人」タブロイド判を年４回、各 17 万部を発行し、新聞折込みにより区内全域に配布している。また、財団のホームページは、スマートフォン表示にも対応し、健康づくり情報を提供している。

(4) その他の技術提供事業

①住宅改修アドバイザー

住宅改修を予定している高齢者宅に理学療法士等を派遣し、住宅の改修相談に応じている。

②福祉施設等技術支援

障害者のいる高齢者福祉施設等に専門職員を派遣し、施設職員に対する技術的な助言・指導、研修を行っている。

3. 公益財団法人世田谷区保健センター実施状況

(1) 区委託事業

事業名	事業内容等		令和５年度	令和６年度	令和７年度
がん対策事業	がん検診受付センター		46,983 件	48,502 件	47,209 件
	胃がん検診（胃部エックス線撮影）		3,253 人	2,982 人	2,616 人
	胃がん検診（内視鏡検診）		156 人	152 人	150 人
	乳がん検診（マンモグラフィのみ、視触診・マンモグラフィ）		1,356 人	1,378 人	1,331 人
	精度管理	各種検診データ管理	179,845 件	184,805 件	182,948 件
		精密検査データ管理	6,585 件	6,805 件	6,617 件
		追跡調査の実施	3,312 件	4,072 件	4,681 件
	がん相談	対面・電話・就労相談	103 件	100 件	127 件
		一次相談	59 件	61 件	97 件
検体検査事業	子宮がん検診（細胞診検査）		38,357 件	38,032 件	36,068 件
	大腸がん検診（便潜血検査）		5,053 件	4,730 件	4,378 件

事業名	事業内容等		令和5年度	令和6年度	令和7年度
料金規程等による事業	小・中学生結核検診精密検査		167人	230人	210人
健康増進事業	健康度測定・再測定・運動負荷		766人	605人	580人
	健康増進指導（集団・個別）		10,460人	11,441人	10,646人
	地域での健康づくり支援	実地指導、健康づくり支援	1,227回	1,207回	1,192回
		地域健康出前講座	10回	9回	20回
		地域健康講座	12回	12回	12回
		職場のげんき力アップ	5社	1社	1社
	健康づくり支援リーダーの養成・活動支援	初級リーダー養成	9人	—	4人
		上級リーダー養成	—	8人	—
		研修会＆交流会	6回	6回	6回
		実技講習会	4回	4回	令和6年度事業終了
		個別実習	30人	30人	30人
		リーダーによる実地指導	322回	316回	314回
	重症化予防対策	集団指導	6回	6回	6回
		電話支援	3人	2人	0人
		個別指導	3人	9人	6人
		動画配信	886回	594回	455回
	障害者の健康支援	障害者地域支援	20回	12回	7回
健康教育事業	特定保健指導	積極的支援、動機づけ支援	103人	103人	114人
	出張指導	介護予防筋力アップ教室	238人	172人	279人
		地域づくりによる介護予防	3団体	5団体	1団体
		普及啓発講座	2地区	2地区	2地区
		高齢者団体運動定着支援	5団体	4団体	4団体
		その他の出張指導	32人	28人	48人
障害者相談支援事業	障害者専門相談	電話・来所相談	1,576件	1,441件	1,313件
		専門医相談	172件	182件	190件
		専門職による面接・評価	439件	452件	416件
		知的障害者支援小グループ評価（りすた）	165回	196回	234回
		プレステップサポート(中途身体障害者の社会参加)	59回	73回	41回
		補装具等相談・聴覚相談	1,011件	1,002件	1,034件
		住宅改造相談	68件	61件	45件
		障害者施設等への技術支援	417回	424回	305回
		相談会・交流会・ネットワーク・支援者養成	35回	34回	36回

事業名	事業内容等		令和5年度	令和6年度	令和7年度
	乳幼児育成相談	来所・電話相談	1,068件	1,132件	914件
		インテーク	338件	303件	297件
		専門評価（個別）	実人員494人	実人員522人	実人員498人
		専門評価（個別）	延1,178件	延1,107件	延1,082件
		専門評価（集団）	実人員45組	実人員38組	実人員42組
		専門評価（集団）	延279件	延340件	延264件
		継続相談	454件	547件	628件
		関係機関との連絡会等	46回	49回	55回
		地域支援	54回	65回	71回
	高次脳機能障害相談支援	個別相談・評価	実人員78人	実人員73人	実人員100人
			延671件	延666件	延1,002件
		養成講座･フォローアップ研修	延人員154人	延人員216人	延人員107人
		地域研修会	10回	2回	3回
		相談会・講習会	27人	49人	69人
		ネットワーク・地域支援	39回	41回	61回
		失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	44回	70回	91回
		意思疎通支援者研修	3回	3回	3回
こころの健康支援事業	こころの相談機能	世田谷区こころのピア電話相談	257回	257回	256回
			1,275件	1,186件	1,099
		ピア相談員養成講座	2講座全9回	―	―
			延 50人	―	―
	こころの健康に関する普及啓発	講演会・セミナー	6講座全8回	6講座全8回	6講座全8回
			延751人	延698人	延437人
	こころの健康に関する人材育成	ゲートキーパー講座	1回	1回	2回
		こころサポーター養成研修	―	51人	102人
運動指導室貸出事業	区民の健康づくり支援	運動指導室貸出	14回	6回	70回

※がん相談コーナーの内訳は、第5章成人保健のがん相談を参照

(2) 自主事業

事業名	事業内容等	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保険診療による検査事業	胃（内視鏡検査、病理組織検査等）	576件	553件	489件
	大腸（内視鏡検査、病理組織検査等）	144件	155件	122件
	乳房（一般撮影、超音波検査等）	364件	377件	408件
	子宮（細胞診検査、内視鏡検査等）	142件	138件	120件
	MRI、CT、超音波検査（腹部、甲状腺、頚動脈）	3,350件	3,781件	3,620件
	心臓（ホルター型心電図検査、超音波検査）	178件	202件	213件

事業名	事業内容等		令和5年度	令和6年度	令和7年度
料金規程等による事業	小･中学生心臓検診精密検査		104人	90人	91人
	企業健診・個人健診		2,633人	2,434人	3,365人
	脳ドック		148人	172人	134人
	動脈硬化・骨密度・体成分分析測定		1,028人	1,204人	829人
健康教育事業	各種健康イベント	うめとぴあ連携イベント	3回	2回	1回
		健康教室、講演会・講習会等	6回	10回	10回
	健康教育指導	運動コース	392回	401回	399回
		マシントレーニング	延12,815人	延12,887人	延12,936人
	情報発信	情報紙「げんき人」発行	4回	4回	4回
	地域連携・健康づくりグループとの交流		5件	5件	7件
その他の技術提供事業	住宅改修アドバイザー派遣		112回	88回	93回
	福祉施設等技術支援		24回	51回	48回
	講師派遣		1回	6回	2回

施設の所在地

世田谷区立保健センター　松原6-37-10　区立保健医療福祉総合プラザ
TEL6265-7441　FAX6265-7409

社会福祉法人世田谷ボランティア協会

世田谷ボランティア協会は、区民の多様なボランティア活動を支援することを目的に、昭和 56 年 10 月 7 日に設立された。平成 8 年 10 月には社会福祉法人格を取得し、高次脳機能障害者へのサービスを中心に福祉事業にも取り組んできた。平成 17 年 3 月からはせたがや災害ボランティアセンターを常設して平時から災害に備えている。

また、ボランティアの活動拠点として世田谷地域にボランティアセンター、北沢・玉川・砧・烏山地域にボランティアビューローを設置し、ボランティアのコーディネート等を行い、活動を支援している。

１．ボランティア・市民活動推進事業

（1）ボランティアコーディネート事業

「おたがいさまを、そだてよう」を合言葉に、ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている個人・グループ・団体等の活動をコーディネートし、地域とのつながりやボランティア自身の学びの機会としていけるよう支援を行う。

① ボランティア相談

ボランティア活動希望者とボランティアを必要としている個人・グループ・団体等の相談を受け、活動のコーディネートを行っている。ボランティアセンターは仕事や学校帰りにも相談できるよう、火曜日から金曜日は夜間も相談に対応している。また、ボランティアコーディネートのしくみを区民・団体に紹介するセミナーを企画・実施している。

② 市民活動・NPO 相談

地域の課題解決に取り組み、地域活性化につながる活動を支援するため、市民活動団体の立ち上げ、メンバーの集め方、広報活動などの団体運営に関する相談に対応するほか、セミナーを企画・実施している。弁護士や税理士、社会保険労務士による専門相談も実施している（いずれも区から受託）。

③ 傾聴ボランティア養成・紹介・活動支援

ひとり暮らしや高齢の方の精神的サポートを行うことを目的に、傾聴ボランティアの養成講座を実施し、傾聴を必要とする方とのコーディネート等を行うとともに、活動者を対象とする学習会や交流会などのフォローアップも行っている。

④ ボランティア情報ガイド「おたがいさま bank」の運用

ボランティア活動希望者に登録いただき、ボランティアの力を求める方から投稿されたボランティア情報を定期的に発信する仕組みである「おたがいさま bank」を運用し、地域におけるボランティア活動の担い手拡大を図っている。

⑤ ボランティアビューロー

地域に密着した拠点施設として、北沢・玉川・砧・烏山の各ボランティアビューローにおいてボランティア活動の支援を行うとともに、地域の人たちが出会い、ふれあい、学びあう場を提供し、各地域のニーズに根ざした講座・交流会・学習会等の事業をビューローごとに展開している。

（2）ボランティア学習事業

学校の授業支援によるボランティア学習や、ボランティア体験プログラムの実施を通じて、子ども・若者が主体的に行動する機会を提供する。

① 夏のボランティア体験プログラム「ナツボラ」「ナツボラ・ジュニア」

夏休み期間中にボランティア活動を体験するプログラムとして、区内在学・在住の中学生以上対象の「ナツボラ」、小学生対象の「ナツボラ・ジュニア」を、多くのボランティア団体・福祉施設等の協力により実施している。

② 学校の学習・授業支援

小・中学校の「総合的な学習の時間」等の授業協力や、区内の高校・大学からの講座等の依頼に積極的に対応し、ボランティアについて学ぶ機会を提供している。

（3）広報事業

紙媒体、WEB(ウェブ)媒体それぞれの特徴を活かしつつ、協会が実施する事業や様々なボランティアや市民活動の情報を発信し、地域にかかわるきっかけづくりを進める。

① ボランティア情報誌「セボネ」等の発行

ボランティア情報誌「セボネ」、ボランティアビューローだよりを毎月発行し、ボランティアを身近に感じていただく機会と情報を提供する。

② ＷＥＢ媒体によるボランティア情報の提供

ホームページ、Facebook、Instagram、メールマガジン等でボランティア情報を広く提供するとともに、区民やボランティア団体等からの情報の投稿も受け付け、双方向の媒体として活用している。

（4）地域連携事業

ボランティア団体、NPO、行政、関係機関等とのパートナーシップを深め、地域の社会資源のネットワーク化を図る。

① 事業の開催、参加を通じた他団体との連携

ふるさと区民まつり、ボロ市、梅まつり等、区内で開催される様々なイベントに参加し、協会の認知度を高めボランティア活動のきっかけとするとともに、地域で活動する団体と交流する機会としている。併せて、バザー開催によりリユース活動の推進と自主財源の確保を図っている。

② 自主活動への支援

ボランティアグループや市民活動団体の自主活動を支援するため、ボランティアセンター、ボランティアビューローの会議室や機材の提供等を行っている。

③ 会議への参加を通じたパートナーシップの取組み

地域福祉推進連絡会議、社会福祉法人地域公益活動協議会、市民活動情報連絡会、生涯現役ネットワーク、本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会部会など多くの会議体に参加し、区内の中間支援組織や地域活動団体、行政との情報交換を行っている。

④ せたがや学生ボランティアネットワーク運営支援

区内大学の学生ボランティア団体のネットワークづくりや、活動の成果を発表する「せたがや学生ボランティアフォーラム」の運営を支援している（区から受託）。

⑤ 世田谷区職員研修の企画・運営

世田谷区の採用 1 年目職員を対象とする研修を区から受託し、障害福祉体験プログラムを当事者団体の協力を得て企画・実施している。

（5）せたがやチャイルドライン事業

子どもの声に耳を傾け、受けとめる専用電話「せたがやチャイルドライン」事業を、電話とオンラインチャットの 2 つのツールにより推進する。子どもが安心して話ができる場の存在を広く伝える。

① 子どもの声を聴く活動

せたがやチャイルドライン専用回線の有料ダイヤル(03-3412-4747)と全国共通フリーダイヤル(0120-99-7777)の 2 回線で、毎週水曜と土曜の 16 時～21 時に 18 歳までの子どもからの電話をボランティア(受け手)が受けている。オンラインチャットで子どもの声を受けとめる活動も行っている。子どもたちにチャイルドラインの存在を伝えるため、情報紙「ちゃ～ら」や電話番号を記載したカードを区内の小中学校・高校、特別支援学校やほっとスクール、フリースクール等に配布している。

② 参加の輪を広げる活動

活動を紹介するニュースレターを発行するとともに、活動への寄付の呼びかけを行っている。また、ものづくりボランティアによる手作り品販売や発送作業など受け手以外の活動も推進し、区内の様々なイベントに出展し、活動の周知とバザー等による事業資金確保を図っている。

③ 人材養成と研究活動

子どもの声を聴く受け手の養成に向けた公開講座、修了後の専修講座、インターン研修、スキルアップのための継続研修、受け手をサポートする「支え手」の研修など、体系的プログラムにより人材養成を図っている。

④ 組織運営とネットワーキング

運営委員会、研修委員会、支え手ミーティング、メンバー全員による「全体会議」などを開催し、せたがやチャイルドラインの安定的運営を図っている。認定NPO法人チャイルドライン支援センターなど、全国や近隣関係機関とのパートナーシップも深めている。

（6）せたがや災害ボランティアセンター事業

世田谷区内で大規模な災害が発生した場合に備え、せたがや災害ボランティアセンターを協会内に常設して平時から活動する。指定避難所に災害ボランティア活動の拠点(サテライト)を併設し、区内5か所の大学施設(マッチングセンター)でボランティアの活動登録を行う災害ボランティア受入れシステム「世田谷方式」の定着に向けた周知活動や人材養成活動に取り組むとともに、各地で発生する災害に対して職員と災害ボランティアを派遣する活動も行う。

① ボランティア受入れシステム「世田谷方式」の周知を図る活動

まちづくりセンターとの連携により、避難所運営委員会や訓練、地域の「防災塾」や防災講話において「世田谷方式」による災害ボランティア受入れの仕組みに関する区民の理解促進を図る。

② 災害ボランティアコーディネーターの登録と養成活動

区内大学の協力を得て、大学施設での災害ボランティアコーディネーター養成基礎講座を実施するとともに、基礎講座の受講を終えたコーディネーター登録者を対象にスキルアップ講座を実施する。登録制度を適切に運用するとともに、登録や養成の仕組みについての広報を進める。

③ 区内での災害発生に備える研究・啓発活動

災害ボランティア活動や防災問題について、東日本大震災以降のセンターの活動経験を踏まえ研究活動を行い、様々な災害対策を提言して啓発活動を行う。防災シンポジウムを開催し、幅広い区民に対して課題提起する。

④ 区内発生災害への対応と被災地支援活動

センターでは区内で令和元年と7年に発生した集中豪雨による被害に対して災害ボランティア派遣を行った。今後も同様の被害に備えるとともに、区外で発生した災害に対しても可能な限り災害ボランティアを派遣する。

⑤ ネットワークの構築活動

区や社会福祉協議会をはじめ、災害ボランティア活動に関するネットワークを幅広く構築して情報収集、意見交換、協力を行っていく。

2．福祉事業

（1）ケアセンターふらっと（障害者総合支援法：生活介護事業・自立生活訓練事業・指定特定相談支援事業：世田谷区高次脳機能障害者支援促進事業）

① 生活介護事業

障害者総合支援法に基づき、1日利用定員20名。主に中途障害の方々が利用されている。活動内容は、退院後の地域生活を共につくりながら、専門スタッフ（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・リハビリテーション医師・看護師・ケアスタッフ等）が支援している。

② 自立生活訓練事業

2年の有期限の中、主に高次脳機能障害のある方々に、障害状況に応じてリハビリテーションプログラムの提供や当事者交流など、各々の目標に応じた支援を実施している。

③ 世田谷区高次脳機能障害者支援促進事業

高次能機能障害のある方、当事者、家族、医療機関、行政から幅広く様々な相談を受け、関係機関と連携しながら支援を実施している。

④ 指定特定相談支援事業

障害のある方の日常生活及び暮らし全体を総合的に支援するため、当事者の希望に応じ、共に相談しながら障害者総合支援法に基づくサービスの利用、インフォーマルな支援も含めサービス等利用計画を作成し支援を行っている。

（2）ケアセンターwith（介護保険法・地域密着型通所介護）

様々な疾病や事故などにより高次脳機能障害者や若年性認知症者などで要介護認定を受けた 40 歳以上の方たちのリハビリの場として開所をした。

買い物・散歩・美術鑑賞といった「外出活動」や「調理活動」など、日常生活を多くの仲間たちと共に行い、身体や頭を動かしリハビリをすることで、地域で主体的な生活を送るための支援を行っている。支援スタッフは専門的な知識を学びながら、非常勤のセラピストと連携を取りながらより充実したリハビリテーションに取り組めるよう図っている。

（3） ケアステーション連（介護保険 訪問介護事業、障害者総合支援法 居宅介護事業・重度訪問介護事業・移動支援事業、自由契約による事業等）

平成 14 年 7 月、高次脳機能障害に対応が可能なヘルパー事業所として開所した。常に利用者、家族、関係機関等との綿密な連携を図り、地域での生活を支えるべく、介護保険法、障害者総合支援法、自由契約等に基づき、移動支援を含めた総合的なホームヘルプサービスを実施している。

① 介護保険法による訪問介護事業

介護保険制度の第 2 号被保険者及び第 1 号被保険者への訪問介護員の派遣においては、介護支援専門員の作成した居宅介護計画に基づいた適正な訪問介護サービスの提供を行っている。

② 障害者総合支援法による居宅介護事業

障害者総合支援法における居宅介護者と重度訪問介護者への居宅介護員の派遣においては、サービス等利用計画に基づいて、特定相談支援事業者をはじめ、区の障害担当など関係機関と連携しサービスを提供している。

③ 移動支援によるガイドヘルプサービス事業

障害者総合支援法における移動支援事業（高次脳機能障害者移動支援事業を含む）では関係機関と連携し、利用者の外出等をサポートするサービスを提供している。

④ 自由契約によるホームヘルプサービス事業

介護保険法、障害者総合支援法の制度の対象外となる自由契約では、利用者やその家族の多様なニーズに応じ、よりきめ細かな対応が出来るようなサービスを提供している。

（4） ケア相談センター結（介護保険法 居宅介護支援事業）

平成 14 年 7 月に開所し、地域の居宅介護を支援するため、相談業務・介護保険ケアプランの作成を行っている。特に、高次脳機能障害を後遺症とする第 2 号被保険者のケースを積極的に受け付けている。

（5） 地域障害者相談支援センターぽーとせたがや

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 地域生活支援事業）

世田谷区からの委託により、世田谷地域（世田谷総合支所管内）における障害のある方、その家族、診断等確定されていないが、何らかの障害により生活のしづらさを感じている方々の困りごとに対する相談支援を行っている。

また、障害分野のみならず世田谷地域の福祉関係事業所と協力、連携し、相談支援体制の強化を図ることを目的とし事業を展開している。

（6）パートナーセンター事業

認知症、障害のある方もまだない方も、共におたがいをパートナーとして水平に支え合う活動をする新たな事業を令和元年からスタートした。パートナーコーディネート・しごと作り・居場所作り・相談・広報活動等を障害当事者と共に組み立て、活動している。

■世田谷ボランティアセンター
＜開館時間＞　　9時～21時（月曜・祝日休館）
※ボランティア相談は9時～21時(土曜・日曜は17時まで)　相談は事前予約制。
※利用スペース、印刷室を土曜・日曜の17時～21時に利用する場合は、
利用日の前日までに申込が必要。
＜利用スペース＞　1階‥第3会議室30人
2階‥第１・第2会議室51人、共同会議室30人、和室10人
＜利用できるもの＞印刷機、コピー機、紙折り機、スクリーン、プロジェクター、マイク・アンプ、
CDプレーヤー、DVDプレーヤー、車いす、白杖
〒154-0002　世田谷区下馬2-20-14　パーム下馬1階
TEL03-5712-5101　FAX03-3410-3811　e-mail: setabora@otagaisama.or.jp

■北沢ボランティアビューロー
＜開館時間＞　　10時～17時（日曜・祝日休館）
＜利用スペース＞　1階‥会議室36人　　2階‥会議室20人、サロン10人
＜利用できるもの＞コピー機、資料等
〒154-0022　世田谷区梅丘1-8-9
TEL03-3420-2520　FAX03-3706-2854　e-mail: kitabora@otagaisama.or.jp

■玉川ボランティアビューロー
＜開館時間＞　　10時～17時（日曜・祝日休館）
＜利用スペース＞　第1会議室24人、第2会議室12人
＜利用できるもの＞コピー機、車いす、資料等
〒158-0094　世田谷区玉川2-1-15
TEL03-3707-3528　FAX03-3708-3058　e-mail: tamabora@otagaisama.or.jp

■砧ボランティアビューロー準備室
＜開館時間＞　　10時～17時（日曜・祝日休館）
＜利用できるもの＞コピー機、資料等
〒157－0066　世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟1階
TEL03-6411-4007　FAX03-6411-5888　e-mail: kinutabora@otagaisama.or.jp

■烏山ボランティアビューロー
＜開館時間＞　　10時～17時（日曜・祝日休館）
＜利用スペース＞　会議室16人
＜利用できるもの＞コピー機、資料等
〒157-0065　世田谷区上祖師谷1-11-14　アンハイム1階
TEL03-6909-0333　FAX03-6909-0355　e-mail: karasubora@otagaisama.or.jp
●砧を除く上記4施設の会議室の利用は、利用日の2か月前の1日から申し込みを受け付ける。
また、夏季と年末年始に特別休館日がある。

■ケアセンターふらっと
＜利用曜日＞月曜日～土曜日
〒154-0002　世田谷区下馬2-20-14 パーム下馬1階
TEL03-5712-5105　FAX03-3410-3813

■ケアセンターwith
＜利用曜日＞月曜日～土曜日
〒154-0002 世田谷区下馬 3-22-13 サザン三軒茶屋 1 階
TEL03-6805-4715　FAX03-6805-4718

■ケアステーション連
＜開所曜日＞月曜日～土曜日
〒154-0002 世田谷区下馬 3-22-13 サザン三軒茶屋 2 階
TEL03-6805-4716　FAX03-6805-4718

■ケア相談センター結
＜開所曜日＞月曜日～金曜日
〒154-0002 世田谷区下馬 3-22-13 サザン三軒茶屋 2 階
TEL03-5433-2830　FAX03-6383-2156

■地域障害者相談支援センターぽーとせたがや
＜開所曜日＞月曜日～土曜日
〒154-0002 世田谷区下馬 3-22-13 サザン三軒茶屋 2 階
TEL03-6804-0405　FAX03-6383-2156

第 12 章　施設所在地一覧

施設所在地一覧

総合支所

世田谷総合支所	世田谷 4-22-33	5432-1111 （大代表）
北沢総合支所	北沢 2-8-18 北沢タウンホール内	5478-8000
玉川総合支所	等々力 3-4-1	3702-1131
砧総合支所	成城 6-2-1	3482-1321
烏山総合支所	南烏山 6-22-14	3326-1202

高 齢 者 関 係

せたがや がやがや館 （健康増進・交流施設）	池尻 2-3-11	6450-7908
ひだまり友遊会館	若林 4-37-8	3419-2341
北烏山東敬老会館	北烏山 2-2-6	6304-3176
桜高齢者集会所	桜 1-2-19	6304-3176
上馬高齢者集会所	上馬 4-36-9	6304-3176
土と農の交流園	桜上水 2-11-1	5374-1291
八幡山高齢者活動・ 移動支援施設	八幡山 1-7-6	3329-0855
世田谷区高齢者クラブ 連合会	松原 6-3-5 梅丘分庁舎 3F 市民活動推進課内	6304-3176
認知症在宅生活 サポートセンター	松原 6-37-10 保健医療福祉 総合プラザ 1 階	6379-4315
東京リハビリテーション センター世田谷	松原 6-37-1	6379-0427

■■■■■■■■■特別養護老人ホーム■■■■■■■■■

特別養護老人ホーム 有隣ホーム	船橋 2-15-38	3484-0600
特別養護老人ホーム 久我山園	北烏山 2-14-14	3309-3211
特別養護老人ホーム 成城アルテンハイム	成城 6-13-17	3483-8001
特別養護老人ホーム 第 2 有隣ホーム	船橋 2-15-38	3482-3911
特別養護老人ホーム フレンズホーム	下馬 2-21-11	3422-7211
特別養護老人ホーム 砧ホーム	砧 3-9-11	3416-3161
特別養護老人ホーム 芦花ホーム	粕谷 2-23-1	5317-1094
特別養護老人ホーム 千歳敬心苑	給田 5-9-5	3307-1165
特別養護老人ホーム 上北沢ホーム	上北沢 1-28-17	3306-5155
特別養護老人ホーム きたざわ苑	北沢 5-24-18	5453-5620
特別養護老人ホーム 等々力の家	等々力 8-26-16	5752-0030
特別養護老人ホーム 博水の郷	鎌田 3-16-6	5491-0340
特別養護老人ホーム 喜多見ホーム	喜多見 7-20-26	5727-1161
特別養護老人ホーム 東京敬寿園	上祖師谷 7-1-1	5313-0008
特別養護老人ホーム 等々力共愛ホームズ	等々力 1-24-11	5706-6588
特別養護老人ホーム フォーライフ桃郷	北烏山 7-8-11	3300-1600
特別養護老人ホーム せたがや給田乃杜	給田 5-3-5	5384-7277
特別養護老人ホーム エリザベート成城	成城 8-27-24	3789-8100
特別養護老人ホーム 深沢共愛ホームズ	深沢 1-32-21	5760-6331
地域密着型特別養護 老人ホーム ハートハウス成城	成城 3-2-9	3416-5820
地域密着型特別養護 老人ホーム 寿満ホームかみきたざわ	上北沢 1-32-11	6824-9080
特別養護老人ホーム 世田谷希望丘ホーム	船橋 6-25-25	5316-5388

地域密着型特別養護老人ホーム　下馬の家　下馬 2-25-8　6805-5620

特別養護老人ホーム　ラ・ストーリア馬事公苑　上用賀 4-15-12　6804-4835

特別養護老人ホーム　ときわぎ世田谷　下馬 2-3-10　6413-8571

特別養護老人ホーム　ラペ二子玉川　瀬田 4-5-5　6805-6678

特別養護老人ホーム　さくらほうむ　弦巻 3-3-17　6809-7603

地域密着型特別養護老人ホーム　ハートフル若林　若林 5-38-20　6805-4517

特別養護老人ホーム　弦巻の家　弦巻 5-34-5　6413-7880

地域密着型特別養護老人ホーム　代田の家　代田 1-21-11　5787-6057

地域密着型特別養護老人ホーム　上用賀の家　上用賀 6-2-9　6804-4591

■■■■■■■■■養護老人ホーム■■■■■■■■■■

養護老人ホーム　友愛ホーム　砧 3-9-11　3416-3164

■あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）■

池尻あんしんすこやかセンター
（池尻地域包括支援センター）
池尻 3-27-21　5433-2512

太子堂あんしんすこやかセンター
（太子堂地域包括支援センター）
太子堂 2-17-1 2 階　5486-9726

若林あんしんすこやかセンター
（若林地域包括支援センター）
若林 1-34-2　5431-3527

上町あんしんすこやかセンター
（上町地域包括支援センター）
世田谷 1-23-5 2 階　5450-3481

経堂あんしんすこやかセンター
（経堂地域包括支援センター）
宮坂 1-44-29　5451-5580

下馬あんしんすこやかセンター
（下馬地域包括支援センター）
下馬 4-13-4　3422-7218

上馬あんしんすこやかセンター
（上馬地域包括支援センター）
上馬 4-10-17　5430-8059

梅丘あんしんすこやかセンター
（梅丘地域包括支援センター）
梅丘 1-61-16　5426-1957

代沢あんしんすこやかセンター
（代沢地域包括支援センター）
代沢 5-1-15　5432-0533

新代田あんしんすこやかセンター
（新代田地域包括支援センター）
羽根木 1-6-14　5355-3402

北沢あんしんすこやかセンター
（北沢地域包括支援センター）
北沢 2-8-18　5478-9101
北沢タウンホール地下 1 階

松原あんしんすこやかセンター
（松原地域包括支援センター）
松原 5-43-28　3323-2511

松沢あんしんすこやかセンター
（松沢地域包括支援センター）
赤堤 5-31-5　3325-2352

奥沢あんしんすこやかセンター
（奥沢地域包括支援センター）
奥沢 3-15-7　6421-9131

九品仏あんしんすこやかセンター
（九品仏地域包括支援センター）
奥沢 7-35-4　6411-6047

等々力あんしんすこやかセンター
（等々力地域包括支援センター）
等々力 3-4-1　3705-6528
玉川総合支所 2 階

上野毛あんしんすこやかセンター
（上野毛地域包括支援センター）
中町 2-33-11　3703-8956

用賀あんしんすこやかセンター
（用賀地域包括支援センター）
用賀 2-29-22 2 階　3708-4457

二子玉川あんしんすこやかセンター
（二子玉川地域包括支援センター）
玉川 4-4-5 2 階　5797-5516

深沢あんしんすこやかセンター
（深沢地域包括支援センター）
駒沢 4-33-12　5779-6670

祖師谷あんしんすこやかセンター
（祖師谷地域包括支援センター）
祖師谷 4-1-23　3789-4589

成城あんしんすこやかセンター
（成城地域包括支援センター）
成城 6-3-10　3483-8600

船橋あんしんすこやかセンター
（船橋地域包括支援センター）
船橋 4-3-2　3482-3276

喜多見あんしんすこやかセンター
（喜多見地域包括支援センター）
喜多見 5-11-10　3415-2313

砧あんしんすこやかセンター
（砧地域包括支援センター）
砧 5-8-18　3416-3217

上北沢あんしんすこやかセンター
（上北沢地域包括支援センター）
上北沢 4-32-9　3306-1511

上祖師谷あんしんすこやかセンター
（上祖師谷地域包括支援センター）
上祖師谷 2-7-6　5315-5577

烏山あんしんすこやかセンター
（烏山地域包括支援センター）
南烏山 6-4-26 4 階 3307-1198

■■■■■■■■■介護老人保健施設■■■■■■■■■

介護老人保健施設　世田谷 1-16-2　3420-7115
ビバ・フローラ

介護老人保健施設　三軒茶屋 1-16-13　5430-5963
ホスピア三軒茶屋

介護老人保健施設　深沢 1-9-3　3701-1164
ふかさわ

介護老人保健施設　宇奈根 3-12-29　5494-5566
うなね杏霞苑

介護老人保健施設　瀬田 4-1-14　5797-5525
玉川すばる

介護老人保健施設　大蔵 1-3-22　5727-9535
サンセール世田谷大蔵

介護老人保健施設　松原 6-37-1　6379-0427
梅ヶ丘　（東京リハビリテーション
センター世田谷内）

障 害 者 関 係

■■■ 障害のある方が日中利用する施設（区立）■■■

三宿つくしんぼホーム　三宿 2-30-7　3411-4711

駒沢生活実習所　弦巻 2-1-5　5430-6311

ほほえみ経堂　経堂 3-6-24　5451-5151

下馬福祉工房　下馬 2-20-14 2 階 5712-5103

世田谷福祉作業所　下馬 2-31-6　3414-0141

世田谷福祉作業所分場　下馬 2-31-15　5787-5027

すまいる梅丘　梅丘 1-36-2-101　3425-5710

梅丘ウッドペッカーの森　松原 6-4-1
地下 1 階　3327-5917

桜上水福祉園　桜上水 2-13-16　5317-6395

奥沢福祉園　奥沢 6-29-2　5758-3546

九品仏生活実習所　奥沢 7-39-13　3703-1519

岡本福祉作業
ホーム玉堤分場　玉堤 2-3-1
地下 1 階　5707-9431

玉川福祉作業所
等々力分場　等々力 2-13-4　5707-1330

九品仏生活実習所
中町分場　中町 2-25-17 2 階 5706-7301

玉川福祉作業所　玉川 1-7-2　3707-0498

障害者就労支援
センターすきっぷ　船橋 5-33-1　3302-7911

千歳台福祉園　千歳台 3-31-9　3789-9801

砧工房分場
キタミ・クリーンファーム　喜多見 7-3-1　3749-3880

岡本福祉作業ホーム　岡本 2-33-24　3415-3366

砧工房　砧 4-32-14　3417-4604

給田福祉園　給田 5-2-7　3308-9361

烏山福祉作業所　北烏山 1-29-15　3326-8001

■■　障害のある方が日中利用する施設（民立）　■■

リバティ世田谷　三軒茶屋 1-29-13　6450-9970
ハイツ三軒茶屋 2C-2

アンシェーヌ藍
（Ｆａｃｔｏｒｙ藍分場）　三軒茶屋 1-36-8　5430-3671
由上ビル 2 階

NEURO REWORK （ニューロリワーク）	三軒茶屋 2-2-16 YK ビル 4 階 A	5787-5941
Factory 藍	若林 5-2-9 三喜ビル 3 階	3412-1366
ハーモニー	世田谷 3-4-1 アップビル 2 階	5477-3225
上町工房	世田谷 3-9-1	3706-0645
就労移行支援事業所 グディ	駒沢 2-11-1 集花園ビル 4 階 B	5787-5777
ケアセンターふらっと	下馬 2-20-14 1 階	5712-5105
ヒーリングセンター 世田谷	鎌田 1-3-3 カワベグランドマンション 101	6453-2304
Navio けやき	上馬 3-7-8 トーヨーBLDG6 階	3421-8701
Crazy Cats	梅丘 1-21-9 大津ビル 2 階	3420-1982
まもりやま工房	代田 6-21-5 まもりやまテラス 3 階	3460-9019
東北沢つどいの家	北沢 4-24-22	3465-1832
エイト	北沢 5-23-27	3469-5055
白梅福祉作業所	松原 6-43-17	3325-5407
のぞみ園	赤堤 4-27-14	5376-7761
まごの手便	松原 3-25-16 ライズビーアパートシモタカ 1 階	3324-2391
地域生活支援センター MOTA	松原 3-40-7 パインフィールドビル 201	3325-0951
玉堤つどいの家	玉堤 2-3-1 1 階	5706-6951
パイ焼き茶房	等々力 2-18-1	3703-0415
社会就労センター パイ焼き窯	等々力 2-36-13	3702-0459
しごとも	等々力 2-36-2-201	6411-6114
アン	深沢 3-26-18 サンワード深沢 101	3702-5523
さわやかはーとあーす 世田谷	上用賀 4-16-11	6413-0610
就労移行支援事業所 T&E	上用賀 5-5-10 万葉ビル 4 階	3709-0802
就労支援施設 ゆに（UNI）	上用賀 5-14-1 上用賀アートホール 2 階	5797-3577
Do-will	用賀 3-11-15 C・I ビル 2 階	6432-7878
用賀福祉作業所	用賀 4-7-1	3708-5061
パパゲーノ Work&Recovery 用賀	用賀 4-9-12 A-Stage 用賀 5 階	5797-9918
アディクションリハビリテーションセンターすとぉりぃ	桜新町 1-8-6	3704-7344
nicoRe	祖師谷 3-4-8 石田ビル 1 階	3482-8967
わくわく祖師谷	祖師谷 3-21-1	3789-8727
サポートセンターきぬた	祖師谷 3-24-1 TKR 祖師ヶ谷大蔵 202	3483-2471
地域活動支援センター 陽だまりの庭	成城 2-3-33	3416-4669
イタール成城	成城 8-27-11	6277-9911
おおらか学園	船橋 1-30-9	3426-2323
風の谷プロジェクト	船橋 2-21-28	3484-0395
にゃんこの館	千歳台 3-3-16 HN 千歳台ビル 4 階	3482-5052
さら就労塾@ぽれぽれ	北沢 2-8-18 北沢タウンホール 1 階	6407-0935
TODAY 喜多見	喜多見 9-3-13 ラピュータ 1 階	5761-9417
喜多見夢工房	喜多見 9-1-35	3430-5400
喜多見夢工房分室	喜多見 8-1-4 河野ビル 1 階	6411-0388
泉の家	岡本 2-33-23	3417-3451
世田谷更生館	砧 3-9-11	3416-7131
友愛デイサービス センター	砧 3-9-11	3416-0262
喫茶室パイン	上北沢 2-1-1 都立松沢病院内	3303-1237
ワークランド・ フレンドパーク	上北沢 5-4-1	5374-3895
さくら美術工房	粕谷 4-20-18 幸栄マンション 211	6317-3014

ちぐさ企画	粕谷 4-9-28 (株)ナリシゲインターナショナル 粕谷ビル 1 階	3305-1830
Kaien 千歳烏山	南烏山 6-4-26 烏山第 2 倉林ビル 4 階	050-2018-7377
あゆみ園	目黒区大橋 2-19-1	3466-0812
にこにこみやさか	宮坂 2-26-17 ソーワ豪徳寺マンション 1 階	6413-7585
コイノニアかみきた	上北沢 1-32-14	5316-2251
東京リハビリテーション センター世田谷	松原 6-37-1	6379-0427
ガーデンカフェ 「ときそら」	野沢 3-14-1	6805-2174
すたじおごろん二子玉川	野毛 2-28-23B 棟	3702-8468
クラシノオト大蔵	大蔵 3-4-15	6411-8525

■■■　障害のある方が共同で生活する施設　■■■

Garden 藍Ⅰ・Ⅱ	若林 4-25-14	6453-1980
Garden 藍Ⅲ	野沢	3412-8480
Garden 藍Ⅳ	世田谷	5799-7725
Garden 藍Ⅴ	世田谷	5799-7725
どんぐりホーム上町	世田谷 3-9-1	6413-0351
野沢寮	野沢 3-3-3	3487-7733
グループホーム グレープバイン	下馬	6805-5621
いちごLiving	羽根木	3325-8876
松原けやき寮	松原 6-43-17 3 階	3325-7117
「めぐ」	赤堤	3327-5475
グループホームえにし	桜上水 5-3-29	3306-1622
はるの邑 1	等々力	5706-5738
はるの邑 2	尾山台	5706-5738
身体障害者自立体験 ホームなかまっち	中町 2-17-21	5758-2626
バンブル	成城 8-27-11	6277-9311
桐花荘	船橋 2-21-8	3484-3789
グループホーム ビートル喜多見	喜多見 5-4-21	6805-8690
生活支援ホーム世田谷	宇奈根 2-7-19	5727-1450
ホームいろえんぴつ	鎌田 3-16-7	5491-5851
コーポ友愛	砧 3-9-11	3416-3164
友愛園	砧 3-9-11	3416-3161
グループホームきぬた	砧 4-25-2	5494-1901
グループホームめぐり	千歳台 3-17-16	6411-3682
私の家せつ世田谷	上北沢 5-50-31	5357-8750
花みずき寮	八幡山 3-5-16	3290-2260
ゴールドクレスト	上祖師谷 4-25-15	3484-8746
さくらハウス 第 1 さくら	北烏山	5314-9271
さくらハウス 第 3 さくら	給田	3307-1923
からすやまホーム	南烏山 1-9-20	6750-5255
さくらハウス 第 2 さくら	南烏山	5384-0755
さくらハウス 第 4 さくら	南烏山	5384-0755
さくらハウス 第 5 さくら	南烏山	6750-5121
ちぐさホーム	北烏山	5313-7920
メゾンちぐさ	北烏山	6658-4920
ちぐさハイム	北烏山	3326-1101
グループホームここから	北烏山 3-11-5	5315-7887
第 12 いたるホーム カノンⅠ・Ⅱ	北烏山 4-38-4	6909-1262
私の家せつ烏山	北烏山 7-24-2	3305-4677
us 宇奈根	宇奈根 2-9-26	6411-0679
グループホーム Smiley	北烏山 1-55-5	5969-8132
グループホーム Joy	下馬 1-2-15	6805-5181
グランシエル桜丘	桜丘 3-33-29	6804-4824
グランシエル明大前	松原 1-27-14	6379-2668
ミライハウス芦花公園	北烏山 1-18-9	5314-9050
こいのにあ	上北沢 1-32-14	5316-2251

さわやかはーとあーす世田谷	上用賀 4-16-11	6413-0610
アネモネ	宇名根 2-15-15	6411-1066
プリムラ	世田谷 1-12-6	6413-5680
はあと北烏山	北烏山 5-18-27	5539-2744
グループホーム西田荘	南烏山	6379-8842
メゾン YOU	赤堤	6379-8842
ベルハイム	桜上水	6379-8842
くろがねハイム	松原	6379-8842
センチュリーハイツ	南烏山	6379-8842
コーポさつき	給田	6379-8842
はなみずきの家	給田	6909-0401
たんぽぽの家	給田	6909-0401
等々力ホーム	等々力	3702-7702
電Gホーム	等々力	3702-7702
アイリスホーム奥沢	奥沢	050-5799-1747
アイリスホーム千歳烏山	南烏山	050-5799-1747
アイリスホーム笹塚 2	大原	050-5799-1747
アイリスホーム千歳烏山 2	南烏山	050-5799-1747
アイリスホーム笹塚 3	大原	050-5799-1747
シェリルハウス世田谷	祖師谷 6-32-13	6319-2727
シェリルハウス世田谷若林	若林 5-20-15	6804-4537
ラポール八幡山第 2	上北沢	5374-3895
ラポール八幡山第 4	八幡山	5374-3895
アント	成城 9-24-14	6279-5282
グループホーム HARU 宇奈根	宇奈根 2-14-18	6411-8426
ラ・メゾン大原	大原	6804-9850
ミライハウス世田谷区代沢	代沢 2-21-10	6805-3833
ちゃお上北沢	上北沢 5-24-10	0422-28-5051
ちゃお三軒茶屋	三軒茶屋 1-33-5	0422-28-5051
ちゃお下北沢	代田	0422-28-5051
us 喜多見	喜多見 2-6-38	4283-2940
グループホーム赤堤	赤堤 5-29-7	6304-7705
まんまる砧	砧	050-1808-4204
まんまる砧 2	砧	050-1808-4204
まんまる松原	松原	050-1808-4204
まんまる芦花公園	北烏山	050-1808-4204
まんまる芦花公園 2	北烏山	050-1808-4204
世田谷ヒーローハウス	祖師谷	050-3395-2253
烏山の家	北烏山	090-4078-9589
烏山のアパート	北烏山	090-4078-9589
上北沢ハウス	上北沢	050-5363-8100
PLACE 千歳烏山	粕谷	070-9366-9660
ぶんちょう日記はじまり	弦巻	050-5471-5518
ぶんちょう日記上北沢	上北沢	050-5471-5518

■■■■　地域障害者相談支援センター　■■■■

障害者相談支援センターぽーと　せたがや	駒沢 1-5-13 ビラ・アペックス駒沢 7 階	6804-0405
障害者相談支援センターぽーと　きたざわ	松原 3-40-7 パインフィールド 201	6379-0262
障害者相談支援センターぽーと　たまがわ	中町 4-6-7	6411-6590
障害者相談支援センターぽーと　きぬた	祖師谷 3-21-1 祖師谷ふれあいセンター内 3F	6411-5680
障害者相談支援センターぽーと　からすやま	南烏山 1-13-16	5357-8760

■■■■　医療的ケア相談支援センター　■■■■

世田谷区医療的ケア相談支援センターHi・na・ta	大蔵 2-10-8 大蔵二丁目複合型子ども支援センター3 階	3749-6955

■■■■■　指定特定相談支援事業所　■■■■■

※(一)は指定一般相談支援事業所、(児)は指定障害児相談支援事業所の指定を受けていることを指す。

(一)地域生活支援センターサポートセンターきぬた	祖師谷 3-24-1 TKR 祖師ヶ谷大蔵 202	3483-2471

(一)地域生活支援センター MOTA	松原 3-40-7 パインフィールドビル 201 号室	3325-0951
自立生活センター ハンズ世田谷	豪徳寺 1-32-21 スマイルホーム豪徳寺 1 階	5450-2861
(一)(児)なかまっち相談室	中町 4-6-7	6411-6597
(一) (児) team shien m.a	豪徳寺 1-21-5 ヴィラ・ゴートク 1-E	6413-6465
(児)世田谷区発達障害相談・療育センター相談支援事業所	大蔵 2-10-18	5727-2235
ケアセンターふらっと	下馬 2-20-14	5712-5105
(一) (児)まつばらけやき相談支援センター	祖師谷 3-1-3 世田谷区障害者就労支援センター すきっぷ分室そしがや内	6265-7140
(児)相談支援センターあい	祖師谷 3-21-1	6411-2289
(児)重症心身障害児療育相談センター	三宿 2-30-9	3413-6781
(児)相談支援センターかりんとう	松原 6-8-10	6413-9668
(一)(児)相談支援ここから	北烏山 3-11-5	5315-7887
(児)相談室にじのこ	南烏山 6-3-9 ミール千歳烏山 603	5314-9588
(一) (児)相談支援事業所梅ヶ丘	松原 6-37-1	6379-5671
相談支援センターフォルテ	玉川 1-7-2	6805-6693
(児)ゆかり	船橋 1-30-9	3426-2386
発達障害者就労支援センターゆに (UNI) 相談支援事業所	上用賀 5-14-1 -102	5797-2343
(児) 東京総合福祉	桜上水 1-1-3-104	6318-4222
相談支援センターおかもと	岡本 2-33-24	3415-3366
(児) ナイスケア世田谷相談支援センター	駒沢 3-7-20 グリーンプラザ 202 号室	5433-2240
(児) 相談支援センターわんぱく	代田 2-20-6	6450-8239
(一) マーベラス	八幡山 3-26-8	6326-2659
(一) 相談支援センターちぐさ	北烏山 1-55-10 フレンテ北烏山 203	5969-8522
はるの相談室	等々力 2-36-2 エクセル等々力 201 号	6411-6064
(児) シモキタステーション	代沢 2-28-8 -1FA-601 号	5787-8705
相談支援事業所 わいわい	下馬 2-31-6	3414-0141
(児) オリーブ・ケア千歳台	千歳台 3-28-4-101	3482-8421
(児) 相談支援事業所 青い鳥	奥沢 7-12-25 2 階	5758-6331
コンシェルジュ藍	野沢 4-22-6 ニューコーポラス 102 号室	070-4437-6727
(児) 相談支援 ツナカン	瀬田 2-21-1 矢藤ハイツ 101	6411-7174
(一)(児) 相談支援アンジュ	鎌田 4-17-17-105	6411-1580
(児) 相談支援ウイング	宮坂 3-12-5 タケベビル 3 階	5799-7400
(児) からふる plan	池尻 3-13-10	4586-7962
(児) 相談支援事業所しらうめ	松原 6-28-1 リアライズマンション 105 号室	6265-7866
(児) 亀右衛門相談支援事業所	三軒茶屋 1-35-1 三軒茶屋ゴールデンビル 203	5431-3911
(児) 相談支援クロスロード	北烏山 1-29-15	3326-8001
(児) ケアルームダッシュ	祖師谷 6-1-5 アーバンコート祖師谷 202	5787-7698
(児) 相談支援事業所相談室こうめ	松原 6-37-1	6379-1592
(児)Ohana kids 相談支援	若林 4-19-4-205	5787-8461
(児)そうだんや用賀	用賀 4-13-2 メゾンド・シルベスト 406 号	3707-6831
(一)相談支援ルフト	奥沢 3-31-4 W.OKUSAWA4 階	6421-8126
(一) (児)あおいサポートステーション明大前	松原 1-10-8 小野ビル 302	6823-4684
(一) (児)相談支援センター このわ	成城 8-10-5 1F	5349-1211
(一) (児)相談支援センター ポピー	代田 3-36-6	6450-7614
(一)相談支援おはな	北烏山 9-17-1-101	6909-0401
相談支援事業所ジンテーゼ	祖師谷 1-8-16 ラ・トゥール 3 階	090-9017-6489
(児)からーず相談室	南烏山 3-23-1 山本アビタシオン南館 5002	070-9457-6241

たまケア相談室	南烏山 3-23-3 ガーデンヒル寿々木 103 号室	3309-9287

■■■■■　障害児通所支援事業所　■■■■■

（児童発達支援）

子どもの生活研究所 めばえ学園	船橋 1-30-9	3426-2323
幼児グループわんぱく	松原 2-21-18	6805-2996
LITALICO ジュニア 自由が丘教室	奥沢 4-9-9 第 2 小幡ビル 3 階	5754-6008
LITALICO ジュニア 駒沢教室	野沢 2-34-2 エマーレ駒沢大学 2F	5779-6236
愛育学園すみれ	成城 2-15-8	3416-9778
ほわわ花見堂	代田 1-13-14	6805-6470
あけぼの学園	三宿 2-30-9	3413-6781
幼児グループにじのこ	給田 2-7-2	5314-9590
児童デイサービスここから	北烏山 3-11-5	5315-7881
発達支援つむぎ 駒沢ルーム	深沢 2-19-14	6432-2071
LITALICO ジュニア 成城教室	成城 6-13-21 フェニックス成城 201	5490-7635
ABA スクール ペッピーパッチ	松原 5-58-6	6379-3722
はぴねす	南烏山 6-33-33 ウィスタリアハウス 2-1 階	6909-1288
発達支援つむぎ 池尻ルーム	池尻 4-23-16	6453-2848
障害児保育園ヘレン経堂	宮坂 3-15-15 子ども･子育て総合センター2 階	6413-5606
児童支援事業所 ぷらみんぽーと	松原 6-37-1	6379-0427
コペルプラス千歳船橋教室	船橋 1-9-18 ファミリオ 910 101 号室	6413-7612
Ohana kids ナーサリー	船橋 1-38-14 マーブル千歳船橋 1 階	6411-3377
ファーストクラスルーム自由が丘	等々力 6-37-12 糀屋ビル 2 階	080-9186-0347
コペルプラス千歳船橋 第二教室	船橋 3-14-12 アーバニティちとふな 1 階	5787-7013
てらぴぁぽけっと 祐天寺教室	下馬 5-35-5 第 2T&F ビル 1F	6824-2422
ファーストクラスルームちとふな	経堂 4-18-7 カーサグラナダ 1F	080-4459-4645
ひだまりキッズ	上北沢 3-18-7 幸作ビル 1F	6750-8768
クロッカ祖師谷	祖師谷 3-6-10 アコード成城 1 F	6411-3800

（放課後等デイサービス）

LITALICO ジュニア 駒沢教室	野沢 2-34-2 エマーレ駒沢大学 2F	5779-6236
デイサービスにじのこ給田	給田 3-14-7 給田地区会館内	3308-5482
デイサービスにじのこ赤堤	赤堤 2-43-11 ベルグ赤堤壱番館 2 階	6379-5266
わんぱくクラブ駒沢	新町 1-3-32	3420-8248
わんぱくクラブ三軒茶屋	太子堂 2-17-1 太子堂複合施設 4 階	3414-0302
テラス児童デイサービス烏山	北烏山 9-3-4 ピアサン烏山 1 階 1A 号室	6754-4815
児童デイサービスここから	北烏山 3-11-5	5315-7881
アプリ児童デイサービス駒沢	野沢 2-20-1 中村ビル 1 階	6453-4221
凸凹 Kids すぺいす	粕谷 4-13-16	5314-9876
放課後等デイサービスらしさ	松原 5-16-8	6379-5035
ウイングせたがや代田	若林 5-41-15 アーヴェイン世田谷 201	5787-6426
ABA スクール ペッピーパッチ	松原 5-58-6	6379-3722
はぴねす	南烏山 6-33-33 ウィスタリアハウス 2-1 階	5315-5047
アプリ児童デイサービス北烏山	北烏山 4-34-18	6279-6396
ウイング用賀	用賀 2-40-2	6432-7582
児童支援事業所 ぷらみんぽーと	松原 6-37-1	6379-0427
ピースホームタウン駒沢	野沢 4-8-22 KANO ビル 2F	6450-7297
ウイング世田谷	世田谷 1-15-11	5799-6481
放課後等デイサービス メディキッズ梅ヶ丘	梅丘 1-23-2 Fullea 梅丘 1 階	6820-0451
CENTERPOLE ADAPTIVE KIDS	船橋 1-30-3 エグゼ千歳船橋 1 階 B 号	6413-5050

放課後等デイサービス フェリチタ	上北沢 4-36-23 A105	5316-2160
あじさい	赤堤 3-2-7 メゾン YOU101 号室	6786-5710
あじさい桜上水	桜上水 5-14-10 ブルーグラスヒル 201 号室	6379-6223
Brighten After School Daizawa	三宿 2-38-7 加納屋ﾋﾞﾙ 201	6450-8873
放課後等デイサービス レイ・マカナ	祖師谷 3-32-8 ｿﾚｲﾕ祖師谷 001 号室	5349-1207
放課後等デイサービス ウィズ・ユー桜新町	弦巻 4-2-3 塚本ﾙﾐﾈﾋﾞﾙ 2 階-B	6413-1616
（児童発達支援・放課後等デイサービス一体型）		
世田谷区発達障害 相談･療育センター	大蔵 2-10-18	5727-2235
子育てステーション 烏山発達相談室	南烏山 5-17-5	5384-7811
子育てステーション 桜新町発達相談室	桜新町 2-8-1 世田谷目黒農協 本店ビル内 1 階	5426-3521
プレイ&リズム希望丘	船橋 7-8-3	3789-6161
スタジオそら北沢	北沢 3-1-3 SF ビル 2 階	5790-9347
スタジオそら喜多見	喜多見 8-15-25 喜多見フォーラム 1 階	6751-3699
アプリ児童デイサービス若林	若林 4-2-5	6453-2992
アプリ児童デイサービス桜丘	桜丘 2-21-3	6432-6812
アプリ児童デイサービス千歳台	千歳台 3-31-20	6277-9973
スタジオそら用賀	用賀 2-36-17 林ビル 2 階	6447-9938
こどもデイうぃず	喜多見 7-25-17	6805-8910
運動･学習療育 アップ世田谷教室	瀬田 4-27-9 AM ビル 2 階	5797-9782
TAKUMI 祖師ヶ谷大蔵	砧 2-17-7 E･スペース 2 階	5429-6500
イリス成城	成城 9-30-12 東高成城ペアシティ三船 108 号	6318-7993
Ohana kids station デイサービス	若林 3-23-5 FLAT 松陰 103	6453-4850
からふる one	池尻 3-13-10	4586-7961
ワンステップ倶楽部	弦巻 4-6-15	5450-1151
もうひとつのおうち下馬	下馬 6-9-3	6303-2550
スタジオそら上野毛	上野毛 1-14-1	6809-7709
Casa di tutti みんなのおうち	世田谷 1-32-14 大澤フルーツビル 1 階	5799-6724
カンガルー療育支援室 世田谷ステーション	経堂 5-34-7	6413-9133
児童デイサービス プラス砧	砧 4-10-17 1 階	6805-8137
すずらんこどもｻﾎﾟｰﾄｸﾗﾌﾞ	尾山台 2-32-10 アークファイブ尾山台 2 階	6809-7866
きらきら桜新町	桜新町 2-1-1 桜町荘 2 階	6823-4919
放課後等デイサービス ころん上野毛	上野毛 1-12-11 アベニュー上野毛 1 階	5760-6079
KIZUNA 池尻	池尻 2-10-12 アヴェニュー池尻 103 号室 2 階	6450-7430
放課後等デイサービス ウィズ･ユー世田谷奥沢	奥沢 4-4-6 ALEX 奥沢 1 階	6451-7209
STARRY 明大前	松原 2-42-14 美鈴 S ビル 201	6304-3664
放課後等デイサービス ウィズ･ユー世田谷駒沢	駒沢 2-14-4 MU プレイス 2F	4332-9708
放課後等デイサービス ウィズ･ユー世田谷用賀	用賀 4-3-15 UT ビルデング 2F	6805-7990
リニエプラッツ二子玉川	上野毛 2-22-14 CORTILETAMAGAWA B 棟 2F	6432-2520
ネオキッズ世田谷スタジオ	経堂 5-21-8 グランツ経堂 1F	5799-6878
toocoda	代田 6-16-5 1F	050-1721-4856
Cucuna	瀬田 4-38-5	6447-9973
てとる尾山台	尾山台 3-34-7 福井屋ビル 2 階	6432-1193
放課後等デイサービス ウィズ・ユー三軒茶屋	太子堂 5-5-6 ビーネサイネリア 106	4400-9564
ミアキスの森	宮坂 3-39-1 ﾄﾞﾙﾁｪ宮坂 1 階	6379-9084
よりみちガーデン	奥沢 7-17-15	6809-8686

■■■■　障害のある方のその他施設　■■■■

たんぽぽの会池尻短期入所	池尻 3-18-12-101	5787-5319
障害者就労支援センターしごとねっと	梅丘 1－31-39	3418-1432
障害者就労支援センター「すきっぷ分室クローバー」	太子堂 2-15-1 野村三軒茶屋ビル 8 階	5787-4355
ひかり	代田 2-20-6	6450-8229
喫茶 YOU・遊	赤堤 5-31-5 松沢まちづくりセンター内	3323-8040
障害者就労支援センターゆに(UNI)	上用賀 5-14-1 上用賀アートホール 2 階	5797-2343
障害者休養ホームひまわり荘	上用賀 5-24-18	3428-3301
ぽれぽれ	玉川台 2-12-3	3700-7100
障害者就労支援センター「すきっぷ分室そしがや」	祖師谷 3-1-3	5494-5581
喫茶桜ん房	祖師谷 3-10-4 砧図書館内	3482-2291
みつばち	成城 8-27-11	6277-9011
国立成育医療研究センターもみじの家	大蔵 2-10-1	3416-0181
障害者就労支援センターすきっぷ就労相談室	船橋 5-33-1	3302-7927
ケアこげら世田谷宇奈根	宇奈根 1-8-9	042-426-9911
かふぇいろどり	鎌田 3-35-1 鎌田区民センター内	6805-7025
やすらぎステイズ	上祖師谷 3-17-18	6804-4580
喫茶ぴあ　粕谷店	粕谷 4-13-6 粕谷区民センター内	3305-3133
喫茶どんぐり	南烏山 1-10-10 世田谷文学館内	5374-9119
短期入所ここから	北烏山 3-11-5	5315-7883
東京リハビリテーションセンター世田谷	松原 6-37-1	6379-0625
みつけばハウス	松原 6-41-12	090-9141-3286

児童館・新ＢＯＰ（BOP・学童クラブ）

池尻児童館	池尻 2-3-11	3422-0411
三宿小新ＢＯＰ	三宿 1-12-6	3411-8121
太子堂小新ＢＯＰ	太子堂 5-7-4	3413-2089
多聞小新ＢＯＰ	三宿 2-26-11	3413-1722
池尻小新ＢＯＰ	池尻 2-4-10	3424-4464
若林児童館	若林 5-18-13	3412-6413
若林小新ＢＯＰ	若林 5-27-18	3413-1925
山崎小新ＢＯＰ	梅丘 3-9-1	3420-0266
城山小新ＢＯＰ	梅丘 2-1-11	5426-3201
弦巻児童館	弦巻 1-26-11	3426-9626
駒沢小新ＢＯＰ	駒沢 2-10-6	3424-9993
弦巻小新ＢＯＰ	弦巻 1-9-18	3428-0276
三軒茶屋小新ＢＯＰ	三軒茶屋 2-42-1	3421-2465
松丘小新ＢＯＰ	弦巻 3-16-10 及び 弦巻 3-23-12	3429-3978
野沢児童館	野沢 1-8-14	3418-5578
旭小新ＢＯＰ	野沢 1-4-3	3424-1538
中里小新ＢＯＰ	三軒茶屋 1-4-1	3422-2220
駒繋小新ＢＯＰ	下馬 1-42-12	5481-0567
中丸小新ＢＯＰ	野沢 3-33-12	3424-3022
上町児童館	世田谷 2-30-16	3429-8275
桜小新ＢＯＰ	世田谷 2-4-15	3420-5413
世田谷小新ＢＯＰ	宮坂 1-38-4	3420-7260
桜丘児童館	桜丘 5-14-1	3439-0641
桜丘小新ＢＯＰ	桜丘 1-19-17	5477-4548
笹原小新ＢＯＰ	桜丘 5-19-1	3439-0642
代田児童館	代田 6-34-13	3469-6095
北沢子どもの居場所（きたっこ）	北沢 4-32-20	3468-3185
池之上小新ＢＯＰ	代沢 2-42-15	5433-5050
下北沢小新ＢＯＰ	大原 1-4-6	3468-3127
松沢児童館	赤堤 4-37-14	3328-9266
松沢小新ＢＯＰ	赤堤 4-44-22	3323-1676

松原小新ＢＯＰ	松原 5-43-26	5300-2411
赤堤小新ＢＯＰ	赤堤 1-41-24	3323-0283
代田南児童館	代田 1-13-14	3419-7192
代沢小新ＢＯＰ	代沢 5-1-10	3413-1412
代田小新ＢＯＰ	代田 4-2-3	3323-3764
等々力児童館	等々力 3-25-16	3703-3506
奥沢子育て児童ひろば	奥沢 4-8-14	3720-6331
八幡小新ＢＯＰ	玉川田園調布 2-17-15	3721-8905
奥沢小新ＢＯＰ	奥沢 3-1-1	3727-2618
尾山台小新ＢＯＰ	尾山台 3-11-1	3701-9992
東玉川小新ＢＯＰ	奥沢 1-1-1	3720-6336
九品仏小新ＢＯＰ	奥沢 8-12-1	3703-6012
玉堤小新ＢＯＰ	玉堤 2-11-1	3701-3424
玉川台児童館	玉川台 1-6-15	3709-4163
京西小新ＢＯＰ	用賀 4-27-4	3700-6837
桜町小新ＢＯＰ	用賀 1-5-1	3703-9199
瀬田小新ＢＯＰ	瀬田 2-17-1	3700-8564
森の児童館	上野毛 4-29-18	3704-4917
玉川小新ＢＯＰ	中町 2-29-1	3702-6337
中町小新ＢＯＰ	中町 4-23-1	5706-6421
深沢児童館	深沢 4-33-11	3705-4123
東深沢小新ＢＯＰ	深沢 3-7-1	3703-9777
等々力小新ＢＯＰ	等々力 7-26-1	3702-3474
上用賀児童館	上用賀 4-14-3-101	3426-2196
用賀小新ＢＯＰ	上用賀 6-14-1	3428-0354
新町児童館	新町 2-23-4-101	3426-3314
深沢小新ＢＯＰ	新町 1-4-24	3428-1523
船橋児童館	船橋 5-17-28	3303-1876
経堂小新ＢＯＰ	桜上水 1-23-3	3420-1788
船橋小新ＢＯＰ	船橋 4-41-1	3482-2578
希望丘小新ＢＯＰ	船橋 4-9-1	3484-7677
喜多見児童館	喜多見 2-10-40	3417-9151
喜多見小新ＢＯＰ	喜多見 3-11-1	3416-8246
成城さくら児童館	成城 3-18-23	3417-9411
砧小新ＢＯＰ	喜多見 6-9-1	3417-6949
明正小新ＢＯＰ	成城 3-3-1	3417-9412
山野児童館	砧 4-1-7	3417-8217
山野小新ＢＯＰ	砧 6-7-1	3417-6101
祖師谷児童館	祖師谷 4-28-6-101	3789-5633
塚戸小新ＢＯＰ	千歳台 6-7-1	3300-5215
祖師谷小新ＢＯＰ	祖師谷 3-49-1	3482-2971
鎌田児童館	鎌田 3-35-1	3709-6911
二子玉川小新ＢＯＰ	玉川 4-6-1	3700-7477
砧南小新ＢＯＰ	鎌田 4-3-1	3417-3789
烏山児童館	南烏山 4-26-3	3309-3003
烏山北小新ＢＯＰ	北烏山 6-3-1	3308-1634
給田小新ＢＯＰ	給田 4-24-1	3308-0999
武蔵丘小新ＢＯＰ	北烏山 1-47-11	3300-5059
上北沢児童館	上北沢 3-8-9	3290-3700
上北沢小新ＢＯＰ	上北沢 4-22-29	3303-5252
八幡山小新ＢＯＰ	八幡山 1-14-1	3304-8396
上祖師谷ぱる児童館	上祖師谷 4-5-6	3789-3131
烏山小新ＢＯＰ	給田 1-2-1	3300-6195
千歳小新ＢＯＰ	成城 9-6-1	3789-3141
粕谷児童館	粕谷 4-13-6	3305-7171
芦花小新ＢＯＰ	粕谷 2-22-1	3302-5360
千歳台小新ＢＯＰ	千歳台 4-24-1	3482-0400

区　立　保　育　園

池尻保育園	池尻 2-3-11	3410-6730
三宿保育園	三宿 2-37-3	3413-4406
太子堂保育園	太子堂 5-24-27	3414-3565

三軒茶屋保育園	三軒茶屋 1-23-4	3418-2841
世田谷保育園	若林 5-27-18	3414-5065
桜保育園	桜 2-18-3	3426-3761
東弦巻保育園	弦巻 2-29-17	3425-6721
弦巻保育園	弦巻 3-15-5	3426-1626
西弦巻保育園	弦巻 5-13-5	3425-6970
豪徳寺保育園	豪徳寺 1-34-2	3425-8861
南桜丘保育園	桜丘 3-10-18	3425-6925
わかくさ保育園	経堂 1-25-11	3425-4541
守山保育園	代田 6-21-5	3460-3066
若竹保育園	北沢 5-18-4	3469-0695
松原北保育園	松原 1-11-4	3328-0141
赤堤保育園	赤堤 4-1-10	3324-1721
松沢保育園	上北沢 1-32-3	3302-3029
上北沢保育園	上北沢 4-25-3	3302-9045
下馬保育園	下馬 5-32-11	3412-9839
駒沢保育園	野沢 4-22-2	3418-4031
上馬保育園	上馬 5-29-13	3424-8190
南奥沢保育園	奥沢 1-2-13	3727-9309
奥沢保育園	奥沢 2-3-11	3717-0922
中町保育園	中町 3-27-2	3705-0753
玉川保育園	玉川 4-16-6	3700-8458
上用賀保育園	上用賀 4-2-10	3425-1079
ふじみ保育園	上用賀 5-19-6	3709-4881
用賀保育園	用賀 2-29-22	3700-1945
用賀保育園分園 わくわく保育園	用賀 2-28-20	3700-7031
等々力中央保育園	等々力 4-19-18	3705-2005
新町保育園	駒沢 4-3-1	3418-4531
上祖師谷保育園	上祖師谷 1-16-17	3307-1556
上祖師谷南保育園	上祖師谷 4-6-7	3326-3581
船橋東保育園	船橋 5-14-19	3302-9567
希望丘保育園	船橋 6-25-1	3302-5814
南八幡山保育園	八幡山 3-9-20-101	3329-5021
八幡山保育園	粕谷 2-22-3	3302-3730
給田保育園	給田 2-13-6	3309-3408
芦花保育園	南烏山2-30-17-101	3326-0551
烏山北保育園	北烏山 3-13-35	3308-2727
西之谷保育園	北烏山 6-12-21	3326-4071
小梅保育園	喜多見2-10-41-101	3417-2841
喜多見保育園	成城 3-18-20	3416-5082
南大蔵保育園	大蔵 1-7-11	3417-3671
大蔵保育園	砧 4-5-12	3416-8551

私 立 保 育 園

鳩ぽっぽ保育園	太子堂 1-15-5	3411-0333
下馬鳩ぽっぽ保育園	下馬 3-14-9	5432-4681
下馬鳩ぽっぽ保育園分園 野の花園	三宿 2-26-25	5779-6240
おともだち保育園	下馬 2-21-11	3422-2232
おともだち保育園分園 こまどめ	下馬 4-18-1	5431-5070
おともだち保育園分園 こまつなぎ	下馬 1-42-1	5433-3230
桜ヶ丘保育園	桜丘 4-19-33	3706-2226
経堂保育園	経堂 4-13-10	3427-4020
オリーピア保育園	上馬 4-12-3	5431-3766
太子堂なごみ保育園	太子堂 2-3-10	3422-7530
もみの木保育園太子堂	太子堂 1-12-18	5787-6333
世田谷はっと保育園	下馬 4-1-8	3414-0810

さくらのその保育園	桜丘 2-1-8	5450-7077
さくらのその保育園分園つぼみ	桜丘 2-24-16	6413-9606
池尻かもめ保育園	池尻 2-5-8	5433-1311
遊愛保育園	三宿 2-16-32	5433-1500
桜すくすく保育園	桜 3-19-13	6413-5871
駒沢こだま保育園	駒沢 2-46-9	5787-5980
世田谷いちい保育園北ウイング	弦巻 5-10-22	6432-6111
世田谷いちい保育園南ウイング	弦巻 5-10-22	6413-7171
ポピンズナーサリースクール経堂南	経堂 1-41-3	5799-7031
キッズスマイル世田谷上馬	上馬 5-16-19	6450-8566
クラルテ保育園	世田谷 1-19-9	3429-4882
ミアヘルサ保育園ひびき上馬	上馬 4-31-9 サニーサイド上馬 1 階	5779-7355
ラフ・クルー経堂保育園	経堂 1-6-17 Grandir Kyodo1 階	5799-4421
昭和ナースリー	太子堂 1-13-21	3411-6200
グローバルキッズ世田谷四丁目園	世田谷 4-1-3	3706-3300
グローバルキッズ若林園	若林 2-21-10	3421-5031
桜の詩保育園	桜丘 4-26-22	6804-4682
おともだち・ララ保育園	下馬 2-25-12	3410-5258
わらべうた三宿保育園	池尻 3-23-2　2 階	3424-1422
三宿の杜なごみ保育園	太子堂 3-27-24	3414-7531
インターナショナル三軒茶屋えほん保育園	三軒茶屋 2-9-14	6805-4371
よつば保育園	若林 1-33-6	5430-0428
三茶こだま保育園	上馬 5-39-2	5787-5012
上町しぜんの国保育園	世田谷 2-10-10	3420-4169
天使の詩保育園	下馬 6-51-18	5431-5015
世田谷 1 丁目ゆたか園	世田谷 1-17-3	5799-7380
スマイルキッズ駒繋保育園	下馬 4-27-26	3419-8686
モニカ三軒茶屋園	上馬 1-17-10 2 階	6450-8402
つくし保育園	太子堂 2-6-12	3412-0294
フロンティアキッズ上町	世田谷 1-30-9	5450-0707
いいほいくえん用賀	弦巻 4-10-5	6413-0423
いいほいくえん用賀分園	用賀 3-12-19	3707-4042
フロンティアキッズ上馬	上馬 2-29-16 ワイスハイムⅡ 1 階	3410-2388
野沢そらの木保育園	野沢 2-9-14	6413-8595
若葉の詩保育園	野沢 3-13-5	5431-0222
つむぎ保育園	若林 4-37-2	6450-8480
サン・ベビールーム	三軒茶屋 2-5-5 クレール三軒茶屋	3422-1214
グローバルキッズ松陰神社駅前保育園	若林 3-16-13	6453-2755
春明保育園	豪徳寺 1-25-18	3420-5735
松原保育園	松原 5-33-16	6379-0154
早苗保育園	桜上水 3-18-12	3303-7556
早苗保育園分園ほなみ	赤堤 4-34-6	5355-0556
河田保育園	赤堤 1-3-23	3322-3327
東北沢ききょう保育園	北沢 1-20-11	6804-8015
代沢みこころ保育園	代沢 2-27-1	6805-2936
代沢みこころ保育園分園小さな森の保育園	代沢 5-18-1 代沢カラバッシュ 3 階	5787-6455
みんなのおうち保育園	桜上水 5-3-28	6379-8911
ポピンズナーサリースクール羽根木	羽根木 1-7-11	5301-2031
梅丘なごみ保育園	梅丘 2-11-9	5779-7534
赤堤ゆりの木保育園	赤堤 1-20-17	6304-3961
マリア保育園	赤堤 3-20-4	6304-3501
わらべうた経堂保育園	桜上水 1-7-10 クールセリシエ 1 階	3302-1855
スマイルキッズ下北沢保育園	北沢 2-1-3	3413-7775

にじのおうち保育園	桜上水 2-11-1	5357-8722
代沢ききょう保育園	代沢 2-11-11	3410-1171
RISSHO KID’S きらり 代沢	代沢 1-8-3	3419-1313
梅丘至誠保育園	松原 6-6-9	6413-9171
梅丘至誠パーチェ	松原 6-41-7	6265-7120
世田谷代田仁慈保幼園	代田 2-32-16	5787-8164
北沢みこころ保育園	北沢 4-16-6	6804-8413
まつばらけやき保育園本園	松原 2-11-1	6304-3730
まつばらけやき保育園分園	松原 1-43-1	6265-8153
おおわだ保育園世田谷豪徳寺	赤堤 2-15-14	6265-7556
キッズスマイル世田谷梅丘	梅丘 1-48-2	6413-0642
葵みこころ保育園	代沢 3-27-4	6450-9047
にじいろ保育園松原	松原 5-52-11	6265-7167
スマイルキッズドレミファ保育園	北沢 2-23-10	3421-6066
京王キッズプラッツ桜上水	桜上水 5-9-19	5357-8825
風の丘めぐみ保育園森棟	代田 4-32-19	6265-7411
風の丘めぐみ保育園風棟	代田 4-4-2	6265-7411
下北沢そらいろ保育園	代田 5-31-20	5432-9760
あそびの森ゆう	梅丘 1-31-36	6413-1222
あそびの森ゆう＋	代田 3-56-19	6450-7557
下北沢保育園	代沢 5-34-16	6805-3561
学び処世田谷保育屋敷 わびさびあそび	豪徳寺 2-14-7	6413-9071
みこと保育園	代沢 2-42-9	6450-9515
めぐみ保育園	深沢 3-13-8	3701-3241
わかな保育園	瀬田 1-7-7	3700-3818
ナオミ保育園	等々力 4-13-10	3701-8311
ナオミ保育園分園 ぶどうの木	奥沢 6-19-1	5707-7817
等々力保育園	等々力 5-22-22	3704-5103
等々力保育園分園 このは	等々力 6-4-2	3701-8591
尾山台保育園	尾山台 1-1-6	5758-0012
用賀なのはな保育園	用賀 1-2-2	5707-4700
用賀なのはな保育園深沢分園	新町 1-3-31	5426-4100
身延山保育園	瀬田 4-12-4	3700-2268
身延山保育園分園 さくら青空保育園	瀬田 2-17-1	6657-5120
さくらしんまち保育園	桜新町 2-29-3	6273-8585
グリーンヒル奥沢保育園	奥沢 1-48-13	3727-1833
グリーンヒル奥沢保育園分園 グリーンバレー等々力保育園	等々力 2-33-14	6432-2921
たまがわみんなの家	玉川 3-39-22	6447-9671
いずみ保育園	深沢 1-14-23	5752-8911
さくらの木保育園	玉川台 2-18-18	5797-5700
グリーンフィールド上野毛保育園	上野毛 1-9-7	6455-9511
駒沢どろんこ保育園	深沢 2-19-14	6455-9551
Gakken ほいくえん 等々力	等々力 4-2-12	5752-1711
ふかさわミル保育園	深沢 1-32-24	6432-1546
せたがやこころ保育園	深沢 4-25-22	5752-2111
ベネッセ桜新町保育園	桜新町 2-12-4	5426-3785
わらべうた桜新町保育園	桜新町 1-1-6(第一) 桜新町 1-32-1(第二)	5758-2131
ポピンズナーサリースクール 世田谷中町	中町 5-9-9 コミュニティプラザ 1・2 階	6455-9581
馬事公苑ひかり保育園	上用賀 4-16-14	3439-1188
用賀みこころ保育園	用賀 3-6-3 ラヴィーレレジデンス用賀 1 階	6805-6422
ニチイキッズ深沢坂上保育園	深沢 5-23-15	5758-1088
ChaCha Children Todoroki	等々力 7-7-9	5758-1277
世田谷仁慈保幼園	玉堤 2-13-11	6432-2663

キッド・ステイ世田谷南保育園	玉川田園調布 2-4-14	5483-1181
わらべうた等々力保育園	等々力 3-27-15 パークハイム等々力三丁目壱番館	5758-1156
スマイルキッズ桜新町保育園	桜新町 2-6-4(A 棟) 桜新町 2-9-6(B 棟)	3425-4433
ぴっころ保育園	桜新町 2-13-17	6413-7974
グリーンホーム東玉川保育園	東玉川 1-21-13	6421-8970
尾山台みどり保育園	尾山台 3-29-2	6411-2880
上用賀青い空保育園	上用賀 6-8-17	6413-5291
上用賀青い空保育園分園森の家	上用賀 5-15-1	6805-7678
用賀ルンビニ保育園	用賀 4-14-22	5491-7100
コンビプラザ等々力保育園	等々力 2-32-16 ヴァレーサイドトドロキ 2 階	5758-8761
空の鳥保育園	野毛 1-19-13	6809-8567
空の鳥保育園分園りんごの木	野毛 1-25-2	5707-7337
駒沢わこう保育園	駒沢 5-2-7	5760-6561
三軒茶屋わこう保育園	三軒茶屋 2-52-13	3410-3715
にじのこ保育園	奥沢 7-36-9	3703-3500
かほる保育園	上野毛 3-11-1	6432-3420
東玉川善隣保育園	東玉川 2-35-16	6425-7276
ラフ・クルー駒沢保育園	駒沢 4-29-16	6805-2428
おひさま保育園	尾山台 3-33-2	5707-3888
青い空保育園	岡本 2-5-11	3700-6914
砧保育園	祖師谷 4-3-17	3483-1950
世田谷つくしんぼ保育園	祖師谷 6-33-5	5384-5800
祖師谷わかば保育園	祖師谷 2-5-38	3482-5513
祖師谷わかば保育園千歳船橋分園あおば	経堂 4-17-7	5799-6801
大蔵ふたば保育園	大蔵 3-1-20	3415-1298
成育しせい保育園	大蔵 2-10-18	5727-2252
すこやか園	船橋 1-30-9	3426-2359
すこやか園分園キリン	桜丘 5-19-16	5426-0286
千歳保育園	千歳台 6-16-12	3300-4823
宇奈根なごやか園	宇奈根 2-7-16	5727-0036
喜多見バオバブ保育園	喜多見 1-4-7	3749-1818
成城つくしんぼ保育園	成城 8-27-17	5490-2100
岡本こもれび保育園	岡本 3-20-10	3416-6116
喜多見野の花保育園	喜多見 3-21-22	6411-8290
世田谷おとぎの森保育園	岡本 2-22-11	5797-9771
ひだまり保育園	船橋 4-3-2	6411-2066
千歳なないろ保育園	千歳台 3-17-5	5429-7716
太陽の子世田谷船橋保育園	船橋 4-13-7	5429-0715
Gakken ほいくえん　砧	砧 5-20-14	5727-9351
生活クラブ保育園ぽむ・砧	砧 2-11-14	5727-9595
生活クラブ保育園ぽむ・砧分園	砧 4-38-4 グランドテラス 1 階	5727-0637
ちきゅうのこどもほいくえん成城	大蔵 5-7-29	6411-0812
太陽の子世田谷きぬた保育園	砧 4-26-8	6805-8390
AIAI NURSERY 祖師谷	祖師谷 4-4-16	6411-5606
チャイルドスクエアそしがや	祖師谷 3-36-2	5490-6261
太陽の子めぐりさわ保育園	千歳台 4-14-1	5429-9211
太陽の子めぐりさわ保育園分園太陽の子千歳台二丁目保育園	千歳台 2-8-23	6277-9946
にじいろ保育園千歳台	千歳台 5-21-17	6411-2761
鎌田のびやか園	鎌田 4-12-17	6411-0351
鎌田のびやか園分園	成城 6-13-2 住友生命ビル 1 階	6411-4491
はあと保育園成城	成城 3-2-9	3416-2550
はあと保育園成城喜多見分園	喜多見 6-23-14	6411-1243

フラヌール保育園	船橋 3-1-1	6804-4080
フラヌール保育園分園	船橋 1-29-1 世田谷信用金庫船橋支店 3 階	6804-4841
キッズスマイル世田谷千歳台	千歳台 3-11-13	5787-7512
もみの木保育園希望丘	船橋 4-29-8	5787-7807
もみの木保育園希望丘分園	船橋 6-16-11 2 階	6379-7886
YMCA 保育園ねがい	船橋 6-26-5	5317-9105
RISSHO KID'S きらり岡本	岡本 2-33-22	6411-0077
RISSHO KID'S きらり玉川	玉川 4-11-2	3707-1311
ひなたの森保育園	砧 6-7-5	5429-6361
ひなたの森保育園分園	砧 2-14-12	6411-0823
日本女子体育大学附属保育園	船橋 7-20-16	6277-9351
高木保育園	砧 6-18-6 1 階	3415-4440
喜多見こどもの家	宇奈根 3-11-10	3749-1079
祖師谷保育園	上祖師谷 3-20-17	3326-1131
祖師谷保育園分園	上祖師谷 6-31-5	5384-7117
烏山杉の子保育園	南烏山 2-2-3	3326-5877
烏山杉の子保育園分園 みなみ風	経堂 5-38-14	6413-7310
烏山保育園	南烏山 6-22-14	3326-1700
せたがや小鳥の森保育園	北烏山 8-9-13	5315-5041
北烏山なごみ保育園	北烏山 3-11-6	3326-7530
小さなおうち保育園	上北沢 3-1-20	6379-6571
烏山いちご保育園	北烏山 8-1-5	5969-1515
第二いちご保育園	南烏山 2-33-3	5969-1500
烏山翼保育園	北烏山 1-28-3	3307-5551
上北沢こぐま保育園	上北沢 1-32-10	5357-8531
いずみの園保育園	上北沢 4-19-2	5316-6605
ChaCha Children Soshigayakoen	上祖師谷 3-10-3	5429-7331
ChaCha Children Soshigayakoen Park side	上祖師谷 4-4-20	5490-8220
芦花そらいろ保育園	粕谷 3-19-1	3309-7006
芦花の丘かたるぱ保育園	粕谷 1-20-1	6379-9963
ピノキオ幼児舎芦花保育園	粕谷 2-3-11	6304-6981
京王キッズプラッツ烏山	南烏山 5-17-5 子育てステーション烏山 2 階	5313-5511
にじいろ保育園給田	給田 4-4-14	5314-9263
にじいろ保育園給田分園	給田 4-1-8	5969-8162
えにっくす八幡山保育園	八幡山 3-21-15	5357-8499
えにっくす成城保育園	成城 5-26-11 ドミシラドレ成城 101	6411-3440
えにっくす芦花公園保育園	千歳台 4-30-10 1 階	5349-1870
ラフ・クルー烏山保育園	南烏山 6-37-4	6909-0440
ラフ・クルー烏山保育園分園	南烏山 6-38-9 ステラ 21 1 階	6279-6106
メネス保育園	南烏山 4-16-16	3300-1673

区立認定こども園

多聞幼稚園	三宿 2-25-9	3413-7612

私立認定こども園

青葉学園野沢こども園	野沢 1-3-19	5431-3420
昭和女子大学附属 昭和こども園	太子堂 1-7－57	3411-5113
日本大学認定こども園	野沢 1-32-6	6450-8120
羽根木こども園	代田 4-25-9	6453-2512
認定こども園世田谷ベアーズ	千歳台 6-7-2	6279-5397
円光院幼稚園	梅丘 2-19-8	3420-8700

地域型保育事業

■■■■■■■■ 家庭的保育事業 ■■■■■■■■

らふ・くるーまむ（いちご）	船橋 5-17-1-101	5357-8100

らふ・くるーまむ（ばなな・ぶどう）　船橋 5-17-7-104,105　5357-8100

おうち①～⑤　上祖師谷 1-16-16
パークサイド 101,102,103,105,106

おうち⑥　上祖師谷 5-11-17
ビクトワール 101

※おうち①～⑥の問い合わせ先:3326-1131（祖師谷保育園）

■■■■■■■■　小規模保育事業　■■■■■■■■

もみの木 Mom 太子堂　太子堂 1-14-20　6805-5054
太子堂区民センター2 階

ふたばクラブ三軒茶屋保育園　上馬 1-15-5　6805-3777

なかよしほいくえん　若林 5-7-11　1 階　6805-5650

ベベ・ア・パリ保育園経堂　経堂 1-26-3　6413-1868
ルストーレ経堂 1 階

上馬つきの木保育園　上馬 4-1-3　5432-9533
東急上馬ビル 2 階

マリアの家保育園　上馬 5-21-11　6413-9468

世田谷ほしにねがいを保育園　世田谷 4-14-32　6413-7864

アルタベビー下北沢園　北沢 2-37-18　6407-9401
MANA 下北沢 1 階

ホームマミーおくさわ　奥沢 8-15-8　3701-3551

駒沢ほしにねがいを保育園　駒沢 3-26-3　6311-1164
WOOD COURT101

ラフ・クルー駒沢公園ナーサリー　駒沢公園 1-1　6804-0961
Tote 駒沢公園 2 階

等々力ほしにねがいを保育園　等々力 4-5-9　6809-8745
キラクプレイス等々力Ⅰ-B

青い空の家　岡本 2-5-11　3700-6914

えにっくす　千歳台 5-23-13　6411-5195
ペアステージ東館 1 階

ららる一保育園　北烏山 1-59-7　3300-8850

千歳ぴっち小規模保育園　南烏山 5-24-20　6909-0819

翼の鐘保育園　南烏山 3-25-15　6279-6525

■■■■■■■　事業所内保育事業　■■■■■■■

ヤクルト経堂保育園　経堂 5-38-26 2 階　3420-5236

■■■■■■■　居宅訪問型保育事業　■■■■■■■

ほわわびじっと 1　－　6805-6470
（社会福祉法人むそう）

障害児訪問保育アニー　－　6811-0907
（特定非営利活動法人フローレンス）

保 育 室

ドレミファ保育室　北沢 2-26-23　3485-7384

認証保育所

都市型保育園ポポラー東京三軒茶屋園　太子堂 3-37-1-D201　5431-7070
ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾋﾙｽﾞ三軒茶屋ﾋﾙﾄｯﾌﾟｶﾞｰﾃﾞﾝﾃﾞｨｾﾝﾌｫｰﾄ内

ねいろ保育園　弦巻 4-7-15　5477-4747

ポピンズナーサリースクール三軒茶屋　野沢 1-35-8　5481-2136
世田谷ﾃｨｰｽﾞﾋﾙ A 施設棟 2 階

まなびの森保育園駒沢プチ・クレイシュ　上馬 4-2-5　3410-4442
上馬セントラル 2 階

ニチイキッズ三軒茶屋保育園　三軒茶屋 1-2-21　5779-9280
アミックビル 1･2 階

三茶こっこ保育園　太子堂 1-12-40　5787-6250
グレート王寿ビル 2 階

リトルパルズ・アカデミー　三軒茶屋 2-32-10　5432-9380
アダージョ三軒茶屋 1 階

保育園夢未来桜新町園　弦巻 3-9-9　6432－6345

こもれび保育園東松原園　羽根木 1-31-21　3328-0707
ドクターズプラザ羽根木

アスクバイリンガル保育園明大前　松原 1-50-15　3324-4593
ル・ポー松原 2 階

ポピンズナーサリースクール経堂　赤堤 3-32-5　5329-2177
メゾン香葉 1 階

マミーズエンジェル奥沢保育園　奥沢 3-44-2-1 階　5754-8787

ベビールーム等々力　等々力 1-19-9-1F　3702-4455

ピノキオ幼児舎上野毛園　上野毛 1-9-14　5758-7480
メゾン田園 1 階

こもれび保育園上野毛園　上野毛 1-26-6　3701-8808
上野毛駅ビル 2 階

ナーサリールーム　用賀 2-27-1　6382-7300

ベリーベアー用賀	大東京ビル 3 階	
まなびの森保育園 用賀プチ・クレイシュ	用賀 4-3-11 ハッピービルド 2 階	3709-1222
はじまり はじまり えん niko	玉川 1-15-6-103 二子玉川ライズプラザモール	5717-3369
ポピンズナーサリー スクール二子玉川	玉川 3-17-1 玉川高島屋 S･C 西館1・2 階	5797-2100
小学館アカデミー ふたこたまがわ保育園	玉川 3-34-2 リオ・ヴェルデ 2 階	5797-5671
ポピンズナーサリー スクール桜新町	桜新町 2-8-1 世田谷目黒農協ビル 4 階	5426-2201
こもれび保育園用賀園	瀬田 4-28-12 パラッシオ用賀 1 階	3700-0404
木下の保育園　祖師谷	祖師谷 1-5-20	3789-7135
木下の保育園　成城	成城 6-5-34 成城コルティ 3 階	5490-7369
エクレール保育園	船橋 1-11-2	3425-8287
喜多見こどもの家	喜多見 3-14-6	3749-1079
世田谷喜多見雲母保育園	喜多見 9-1-2 喜多見ル･ジュール 103	5761-9101
砧南らる保育園	鎌田 3-13-20 砧南中学校内	3417-1591
世田谷祖師ヶ谷大蔵 雲母保育園	砧 8-6-25 ヒグチ栄ビル 1・2 階	3415-2602
ポピンズナーサリー スクール千歳烏山	南烏山 6-12-12 コーシャハイム千歳烏山 12 号棟 2 階	5315-3071
ナーサリーさくらキッズ	新町 3-21-3	5426-2415

病児・病後児保育室

いなみ小児科病児保育室 ハグルーム	下馬 3-10-7	3422-0565
病児・病後児保育室 下北沢ひよこ園	北沢 2-26-25 下北沢エクセレントビル 2 階	3460-1122
山口小児科内科病児保育室 シェ・モア	中町 4-35-6	3704-3039
ニコこどもクリニック 病児保育室ニコのおうち	玉川 1-15-6-101 二子玉川ライズプラザモール 1 階	6431-0235
ナオミ保育園病後児保育室 バンビ	等々力 4-13-10	3701-8311
病児・病後児保育室 かんがるーむ	大蔵 2-10-18	5727-2232
病児・病後児保育室 ポピンズルーム千歳烏山	南烏山 6-12-12 コーシャハイム千歳烏山 12 号棟 2 階	5315-3025
子育てステーション烏山 にこりんるーむ	南烏山 5-17-5	5384-4601
かるがもクリニック 病児・病後児保育室 病児保育こがも	桜丘 5-20-14 シンエイ第 3 ビル 2 階	3706-7077
つだ小児科クリニック病児保育室 病児保育室ソレイユ	世田谷 4-6-13 グランデュオ世田谷Ⅴ1 階	5477-3366
キラリこどもクリニック病児保育室 病児保育室アップル	太子堂 3-1-24 ディアコート三軒茶屋 102	3418-8355

子育て支援施設

子ども・子育て総合センター	宮坂 3-15-15	3439-8415
子育てステーション成城	成城 6-5-34 成城コルティ内 3 階	5490-7269
子育てステーション世田谷 （おでかけひろば）	下馬 2-37-15 昭和女子大学 S-B 棟 1 階	6450-9577
（ほっとステイ）	太子堂 1-6-6 小西ビル 1 階	3411-8300
子育てステーション烏山	南烏山 5-17-5	5384-7612
子育てステーション桜新町	桜新町 2-8-1 世田谷目黒農協本店ビル 1･4 階	5426-2203
子育てステーション梅丘	松原 6-41-7	6379-0957
のざわテットーひろば	野沢 3-14-22	3418-9950
すこやか広場	船橋 1-30-9 子どもの生活研究所内	3426-2323
ぽっぽちゃんひろば	上北沢 3-1-19 福音寮 3 階	3302-5600
おでかけひろばぼっこ	北沢 2-22-1 2F	080-5555-1052
みずき広場	祖師谷 6-33-5 世田谷つくしんぼ保育園内	5384-5800

どんぐり	若林 5-27-18 区立世田谷保育園内	3414-2005
ひまわり	玉川 4-16-6 区立玉川保育園内	5717-6927
にじ	船橋 6-25-1 区立希望丘保育園内	3303-8515
まもりん	代田 6-21-5 区立守山保育園内	3460-5255
はぁと	等々力 4-19-18 区立等々力中央保育園内	3705-2005
けやき広場	成城 8-27-17 成城つくしんぼ保育園内	5490-2100
そらまめハウス	代田 4-38-52 羽根木公園プレーパーク内	070-1559-2321
おでかけひろば @あみーご	松原 4-17-15	3328-4411
おでかけひろば ぶりっじ@roka	南烏山 2-30-11 UR 芦花公園団地 11 号棟 1 階	3309-8115
おでかけひろば きぬたまの家	鎌田 1-19-1-101	6447-9931
生活クラブ子育て広場 ぶらんこ	宮坂 3-13-13 生活クラブ館 2 階	5426-5214
おでかけひろば一空	代沢 4-44-8	6676-3014
かみのげおでかけひろば	上野毛 1-27-5 清水ビル 2 階	6809-7478
ひょっこりひろば	下馬 3-10-7 マコハウス 1 階	6413-8220
おでかけひろばまーぶる	瀬田 2-25-10	6338-2823
おでかけひろば FUKU＊fuku	喜多見 9-14-15	5761-9748
ぐるりんの森	上用賀 1-13-10	080-7151-3464
ぐみの木ひろば	上北沢 1-32-10 上北沢こぐま保育園内	5357-8531
玉堤一丁目 おでかけひろば	玉堤 1-8-5	3704-5583
おでかけひろば三宿	三宿 2-18-6	070-5079-2186
おでかけひろばすぷーん	深沢 2-15-3	6876-7721
おでかけひろば ULALA	桜 3-13-4	6876-7129
おひさまひろば	上祖師谷 3-20-17 祖師谷保育園内	070-2472-3884
おでかけひろば cobaco	代田 1-17-3	6876-8584
Hotto Café つきの木ひろば	上馬 4-1-3 東急上馬ビル 2 階上馬つきの木保育園内	5432-9533
おでかけひろば CIRCUS	駒沢 5-2-7 駒沢わこう保育園内	3702-5380
おでかけひろばおりーぶ	奥沢 2-30-19	6421-4085
おでかけひろば cotton	祖師谷 1-12-10	6411-9043
生活クラブ子育て広場 ぶらんこ烏山	南烏山 4-23-15	3307-2611
おでかけひろばクスクス	喜多見 4-33-26	6770-8394
ふかさわおでかけひろば ワークスペースプラス	深沢 4-2-21 1 階	6879-0804
うさぎの縁がわ	砧 3-33-6	3416-3930
おでかけひろばゆるり	大蔵 5-10-22	070-4713-0205
おでかけひろばぶれす	宮坂 3-15-15 子ども・子育て総合センター1 階	5799-4265
おでかけひろば Ohana	世田谷 2-12-5	6432-6832
おでかけひろばプレイス	大蔵 1-8-18 エスト 101 号室	6411-0832
おでかけひろばまるから	北烏山 8-22-18	080-6220-0505
おでかけひろば上馬	上馬 5-18-12	080-7321-1812
おでかけひろば一本の樹	深沢 5-3-11	070-9163-6656
おでかけひろばみかんのわ	玉川 1-2-3	3700-0680
おでかけひろばほっこり	中町 5-20-17	070-6447-1539
ほっとステイ カムパネルラ経堂	宮坂 3-15-15 2 階	6413-5612
ほっとステイ SUKUSUKU	若林 4-37-2 つむぎ保育園内	6450－8482
ほっとステイ「ぽっぽ」	上馬 4-12-3 オリービア保育園内	5431-5536

ほっとステイ CIRCUS	駒沢 5-2-7 駒沢わこう保育園内	5760-6569
発達障害相談・療育センター「げんき」	大蔵 2-10-18	5727-2236
子どもの権利擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」	宮坂 3-15-15	3439-8415
産後ケアセンター	桜新町 2-29-6	5426-2900
ママズルーム	下馬 3-10-7 いなみ小児科隣	6413-8435
至誠会第二病院	上祖師谷 5-19-1	3300-0366
久我山病院	北烏山 2-14-20	3309-1111
成城マタニティクリニック	成城 1-1-2	5727-5335

若者支援施設

メルクマールせたがや	太子堂 2-16-7 三軒茶屋分庁舎 5 階	3414-7867
池之上青少年交流センター「いけせい」	代沢 2-37-18	3413-9504
野毛青少年交流センター「のげ青」	野毛 2-15-19	3702-4587
希望丘青少年交流センター「アップス」	船橋 6-25-1 （希望丘複合施設 3 階）	6304-6915

保 健 所 等

世田谷保健所	世田谷 4-24-1 （城山分庁舎）	5432-2432
世田谷保健所生活保健課 衛生検査センター	世田谷 1-11-18 エムケイアースビル	3706-5211
世田谷区立 保健センター	松原 6-37-10 （保健医療福祉総合プラザ 2・3 階）	6265-7441
世田谷区立 保健医療福祉総合プラザ	松原 6-37-10	6379-4301

児童相談所

世田谷区児童相談所	松原 6-41-7	6379-0697

児童養護施設

東京育成園	上馬 4-12-3	3421-0041
福音寮	上北沢 3-1-19	3302-5600

里親支援センター

里親支援センター ともがき	上馬 6-12-3	6379-2167

社会福祉事業団体

(福)世田谷ボランティア協会 世田谷ボランティアセンター	下馬 2-20-14 パーム下馬 1 階	5712-5101
(福)世田谷ボランティア協会 北沢ボランティアビューロー	梅丘 1-8-9	3420-2520
(福)世田谷ボランティア協会 玉川ボランティアビューロー	玉川 2-1-15	3707-3528
(福)世田谷ボランティア協会 砧ボランティアビューロー準備室	成城 6-3-10 成城 6 丁目事務所棟 1 階	6411-4007
(福)世田谷ボランティア協会 烏山ボランティアビューロー	上祖師谷 1-11-14 アンハイム 1 階	6909-0333
(福)世田谷区社会福祉協議会	成城 6-3-10	5429-2200
世田谷地域 社会福祉協議会事務所	太子堂 4-3-2 DS 三軒茶屋ビル 4 階	3419-2311
北沢地域 社会福祉協議会事務所	北沢 2-11-3 イサミヤビル 3 階	5787-8537
玉川地域 社会福祉協議会事務所	等々力 3-4-1 玉川総合支所 2 階	3702-7777
砧地域 社会福祉協議会事務所	成城 2-33-15 成城二丁目事務所棟	5727-6101
烏山地域 社会福祉協議会事務所	南烏山 5-18-13 モリッチビル 4 階	5314-1891
池尻地区事務局	池尻 3-27-21 まちづくりセンター	090-9818-3040
太子堂地区事務局	太子堂 2-17-1 まちづくりセンター内	070-3946-9785
若林地区事務局	若林 1-34-2 まちづくりセンター内	070-3946-9786
上町地区事務局	世田谷 1-23-5 まちづくりセンター内	070-3946-9787

経堂地区事務局　宮坂 1-44-29　070-3946-9788
まちづくりセンター内

下馬・野沢地区事務局　下馬 4-13-4　070-3946-9789
まちづくりセンター内

上馬地区事務局　上馬 4-10-17　070-3946-9790
まちづくりセンター内

梅丘地区事務局　梅丘 1-61-16　070-3946-9791
まちづくりセンター内

代沢地区事務局　代沢 5-1-15　070-3946-9792
まちづくりセンター内

新代田地区事務局　羽根木 1-6-14　070-3946-9793
まちづくりセンター内

北沢地区事務局　北沢 2-8-18　070-3946-9794
まちづくりセンター内

松原地区事務局　松原 5-43-28　070-3946-9795
まちづくりセンター内

松沢地区事務局　赤堤 5-31-5　090-9818-2907
まちづくりセンター内

奥沢地区事務局　奥沢 3-15-7　070-3946-9796
まちづくりセンター内

九品仏地区事務局　奥沢 7-35-4　070-3946-9797
まちづくりセンター内

等々力地区事務局　等々力 3-4-1　070-3946-9798
まちづくりセンター内

上野毛地区事務局　中町 2-33-11　070-3946-9799
まちづくりセンター内

用賀地区事務局　用賀 2-29-22　090-9818-3740
まちづくりセンター内

二子玉川地区事務局　玉川 4-4-5　080-7738-7699
まちづくりセンター内

深沢地区事務局　駒沢 4-33-12　070-3946-9800
まちづくりセンター内

祖師谷地区事務局　祖師谷 4-1-23　070-3946-9801
まちづくりセンター内

成城地区事務局　成城 6-3-10　070-3946-9802
まちづくりセンター内

船橋地区事務局　船橋 4-3-2　070-3946-9803
まちづくりセンター内

喜多見地区事務局　喜多見 5-11-10　070-3946-9804
まちづくりセンター内

砧地区事務局　砧 5-8-18　080-9418-7736
まちづくりセンター内

上北沢地区事務局　上北沢 4-32-9　090-9818-2773
まちづくりセンター内

上祖師谷地区事務局　上祖師谷 2-7-6　070-3946-9805
まちづくりセンター内

烏山地区事務局　南烏山 6-4-26　070-3946-9806
まちづくりセンター内

自立生活支援課
世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」
太子堂 2-16-7　三軒茶屋分庁舎 5 階
自立相談・住居確保給付金　5431-5355
生活福祉資金の相談　3419-2611
受験生チャレンジ支援貸付の相談　6805-2787

世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」　太子堂 2-16-7　三軒茶屋分庁舎 5 階　5431-5354

成年後見センターえみぃ　成城 6-3-10　6411-3950

世田谷区終活支援センター（令和 8 年 7 月開設）　成城 6-3-10　6411-3715

(福)世田谷区社会福祉事業団　粕谷 2-23-1　5450-8223

診療所

世田谷区医師会初期救急診療所　松原 6-37-10　保健医療福祉総合プラザ 1 階　5301-0899

世田谷区医師会付属烏山診療所　南烏山 6-22-14　烏山総合支所 B1 階　3308-8229

玉川医師会診療所　中町 2-25-17　5707-6811

世田谷区口腔衛生センター　松原 6-4-1　3328-5871

世田谷区歯科保健センター（玉川歯科医師会会立歯科診療所）　玉川 3-21-2　3708-0226

世田谷区休日夜間薬局　松原 6-37-10　保健医療福祉総合プラザ 1 階　5301-2830

玉川薬局　中町 2-25-15　3704-1214

世田谷区保健福祉総合事業概要

令和８年度版

令和８年９月

発行　世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課

世田谷区世田谷4-21-27

電話　03-5432-2292